

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月30日
【事業年度】	自 2020年1月1日 至 2020年12月31日
【発行者の名称】	スペイン開発金融公庫 (Instituto de Crédito Oficial, E.P.E)
【代表者の役職氏名】	セルジオ・シエラ 資金調達・財務部長 (Sergio Sierra, Head of Funding and Treasury)
【事務連絡者氏名】	弁護士 田 中 収 同 井 上 貴美子 同 鳥 居 奈 那 同 渡 邊 真 琴
【住所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6775-1672
【縦覧に供する場所】	該当なし

第 1 【募集（売出）債券の状況】

該当なし

第 2 【外国為替相場の推移】

(1) 【最近 5 年間の会計年度(又は事業年度)別為替相場の推移】

該当なし

(2) 【当会計年度(又は事業年度)中最近 6 月間の月別為替相場の推移】

該当なし

(3) 【最近日の為替相場】

該当なし

第3 【発行者の概況】

- 注記(1) 本書中、「発行者」、「ICO」または「親会社」とあるのはスペイン開発金融公庫（Instituto de Crédito Oficial, E.P.E）を指すものとし、「スペイン」とあるのはスペイン王国を指すものとする。
- (2) 別段の表示のない限り、本書中の「ユーロ」とは欧州連合ユーロを指すものとする。本書中では、すべての金額は、別段の定めのない限り、ユーロで表示される。参考までに、2021年6月1日現在の株式会社三菱UFJ銀行により発表されたユーロの日本円に対する対顧客電信直物売買相場の仲値は1ユーロ当たり133.78円であった。
- (3) 発行者およびスペイン王国の会計年度は、暦年と一致している。
- (4) 本書中、表中の数字が四捨五入されている場合、合計は数字の総和と必ずしも一致しない。
- (5) 本書中、表中の数字で()で囲まれた数字は負の値である。

1 【発行者が国である場合】

該当なし

2 【発行者が地方公共団体である場合】

該当なし

3 【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

(1) 【設立】

スペイン開発金融公庫（Instituto de Crédito Oficial, E.P.E）（「発行者」、「ICO」または「親会社」）は、スペイン王国の政府金融機関の組織および管理に関する1971年法律第13号（Ley 13/1971 Sobre Organización y Régimen del Crédito Oficial）に基づき独立した金融機関として1971年6月19日に設立された。当該法律により、ICOの独占的職務は政府信用供与の管理、政府金融機関の調整および管理ならびに政府金融機関を介して行うスペイン経済の特定部門に対する中・長期の融資の提供として明確にされていた。

1988年一般国家予算に関する1987年法律第33号（Ley 33/1987 de Presupuestos Generales del Estado para 1988）（「1988年予算法」）に従い、ICOの法的地位は国が全額出資する国有法人（Sociedad Estatal）に変更された。1988年予算法により、ICOは金融機関規則および管理に関する1988年7月29日法律第26号（Ley de Disciplina e Intervención de las Entidades de Crédito）が（金融機関の組織、監督および支払能力に関する2014年6月26日法律第10号（Ley 10/2014, de 26 de junio, de ordenación, supervisión y solvencia de entidades de crédito）に替わるまで）適用された「金融機関」として区分されていた。同様に1988年予算法に従いICOは、政府金融機関（OCI）であるバンク・デ・クレディト・アグリコラ・エセ・アー、バンク・デ・クレディト・ロカル・デ・エスパーニャ・エセ・アー、バンク・デ・クレディト・インダストリアル・エセ・アーおよびバンク・ヒポテカリオ・デ・エスパーニャ・エセ・アーの全株を保有する持株会社になった。

国有金融機関の新組織を定める1991年5月3日勅令法第3号（por la que se establece una nueva organización de las entidades de crédito de capital público estatal）に従い、ICOはOCIならびにその他の営利企業の株式を国家に譲渡した。当該勅令法により、コーポラシオン・バンカリア・デ・エスパーニャ（事業上の名称：アルヘンタリア）がOCIの株式を保有する目的で設立された。

1995年に、予算、租税および財政に係る緊急措置に関する1995年12月28日勅令法第12号（Real Decreto-Ley 12/1995）（「1995年勅令法」）が制定され、1996年1月1日に発効した。1995年勅令法により、ICO

の法的地位は金融機関の法的性質を有する国有法人として確認され、その目的は以下に述べる通り、国家の財務代理人として特定されている。

2015年に、公共部門の法体制に関する2015年10月1日法律第40号（Ley de Régimen Jurídico del Sector Público）（「2015年法」）が、国家経済政策および国家一般行政に従い運営される公的機関（Sector Público Institucional Estatal）に適用される一般条項を規定するために制定された。2015年法に基づき公的機関は、（ ）自治機関および（ ）公共の利益のために事業活動を行い、サービスを提供する公共事業体からなる。1999年4月30日勅令第706号（「1999年勅令」）により、スペイン開発金融公庫を2015年法に適合させ、IC0の定款を承認した。IC0は2015年法の第84条第1項a)2に基づく公共事業体である。

現在、発行者は（ ）2015年法、（ ）1995年勅令法、（ ）一定事項に関し適用される2003年11月26日法律第47号により承認された一般財政法、（ ）1999年勅令（2015年勅令第1149号により改正）により承認されたIC0の定款および（ ）上記（ ）から（ ）の規則によって規制されない事項で、金融機関に適用される特定の規則ならびに民法、商法および労働法上の一般的な規則に服している。

スペイン政府との関係

スペイン王国の保証が、IC0の定款を承認し、IC0を2015年法へ適合させた1995年勅令法および1999年勅令に基づき供与される。IC0の定款第24条に基づきIC0の債務は、第三者についてスペイン王国の法定保証を享受する。スペイン王国の保証は、直接、明示的、取消不能および無条件の保証である。

IC0は国家金融機関としてみなされており、経済・デジタル変革省に帰属し、報告義務を負っている。

IC0の計算書類はインターベンシオン・ヘネラル・デ・ラ・アドミニストラシオン・デル・エスタド（国家の一般会計監査院）によって監査されなければならない。トリビュナル・デ・クエンタス（財務裁判所）はその後それらに関する報告書をスペインの議会に提出しなければならない。

金融機関の組織、監督および支払能力に関する2014年6月26日法律第10号に基づき、IC0はスペイン中央銀行によって監督され、金融機関としてその職務を遂行している。

目的および業務

ICOの目的は経済を成長させて、国家の富をより公平に分配し、とりわけ社会、文化、技術革新または環境の面から価値ある開発を行うことに貢献するために、経済活動を支援、促進することである。そのためICOは財政均衡の原則および目的達成手段の適合性を常時厳格に遵守する。

さらに、ICOの役割は以下の通りである。

- (a) 内閣または政府経済問題委員会の適切な指図に従い、深刻な経済危機、自然災害またはこれに類似の状況により生じる経済に対する影響を緩和するように支援すること。
- (b) ICOの理事会が採択した規則および決議に従い、内閣または政府経済問題委員会もしくは経済・デジタル変革省の定める基本的な方針を遵守して、経済政策を実施する機関として行為すること。

発行者は相互金利調整契約（「CARI」）および法人国際化基金（「FIEM」）により輸出取引に融資する。CARIは、プログラムに参加している金融機関による固定レートの輸出信用に関し最低収益率を保証する輸出援助プログラムである。FIEMは2010年6月に、スペイン企業の国際化を支援、スペインの輸出および外国への直接投資を促進するため設立された。FIEMは政府貿易事務局を通じてスペインの産業・貿易・観光省により管理されている。発行者は国家の財務代理人として行為し、FIEMの定型化、運営および計算書の提出を任されている。発行者はかかる取引に関して、スペイン政府の代理人として行為している。かかる取引は発行者の他の事業部門から独立して、契約、管理および計算が行われている。

発行者は、国家の財務代理人として行為し、開発プロモーション基金（「FONPRODE」）ならびに水および汚物処理協力基金（「FCAS」）の定型化、運営および計算書の提出を任されている。FONPRODEは協力の手段として2010年10月に設立された。FONPRODEは、国際協力担当大臣およびスペイン国際開発協力機構（「AECID」）を通じて、外務・欧州連合・協力省により管理されている。その主な目的は貧困の根絶、社会的平等の獲得、人権の擁護および発展途上国における人間の発達を促すことである。FACSIは、協力の手段として2008年に設立された。その主な目的は、水にアクセスするための人権の保証および当該問題に関するミレニアム目標を達成することである。

スペイン王国の財務代理人としてのICOの主な目的は、中長期資金の分配によるスペインの経済および社会の発展ならびにスペインの地域経済を促進することである。

ICOのほとんどの貸付は中小企業に対し、直接または仲介貸付のいずれかにより行われる。

日本との関係

特記すべき事項はない。

(2) 【資本構成】

以下の表は、2020年12月31日現在のIC0の資本構成である。(1)

	(単位：千ユーロ)
純資産および準備金	
資本金(2)	4,314,204
準備金	972,965
当期損益	79,092
評価調整額	(125,315)
資本合計	5,240,946
負債	
中央銀行による預金合計	3,155,040
信用機関による預金合計	7,597,761
顧客による預金	1,414,024
IC0の債券、約束手形およびその他証券	15,294,101
その他の金融負債	299,030
償却原価で評価した金融負債	27,759,956
総合計	33,000,902

(1) 監査済みの数値である。また、2020年12月31日以降、IC0の資本構成に重大な変更はない。

(2) IC0の資本金は国が全額出資している。

(3) 【組織】

IC0の理事会は、理事長およびその他10名の理事により構成され、全員が経済・デジタル変革省の推薦に従い、内閣によって任命される。

理事会はIC0の統制上および運営上の最高機関である。理事会の理事の指名（指名の取消を含む。）は経済・デジタル変革大臣の提案により、契約を通じて、内閣が対応している。当該理事は、スペイン開発金融公庫の活動分野において定評があり、専門的能力を有する人物から選出される。その理事のうち4名は、公共部門の業務に携わる従業員ではないという意味で、社外の者であるものとする。また、理事のうち6名は公共部門の業務に携わる非常に有能な従業員から選出されるものとする。IC0の事業の金融資産および金融負債の取引に関連する議案の決議においては、社外の理事はそれぞれ二票の投票権を持つ。

理事会の主要な権限は、内閣、政府経済委員会または経済・デジタル変革省が定める基本的な指針に従い、一定の経済政策を実施するための規則および決定の承認、IC0の年次財務書類、財務書類注記および経営陣報告書の承認、IC0とスペインおよび欧州連合の異なる行政組織に属するその他の機関または事業体、ならびにその他の公的機関または民間機関、国内または外国の機関と締結されなければならない協力協定の承認である。

運営委員会はIC0の日々の運営管理の責任を負っており、その性質により同委員会の範疇にある業務のすべてについて理事会に従う。IC0の理事長の下で、運営委員会は最高で15名の委員で構成され、委員はIC0の者（必ずIC0の業務執行役員を含む。）から理事長により任命される。

業務執行役員の選任および解任はIC0の理事長が対応する。IC0の理事長はスペイン開発金融公庫の内部レベルでの副部長とともにその他の部門部長の任命、ならびに労働体制の変更および決定にも携わる。

理事会の2019年12月31日現在の理事（理事は理事長を除きIC0の業務執行役員ではない。）は以下の通りである。

氏名	役職
ホセ・カルロス・ガルシア・デ・ケベード・ルイス	理事長
M・デル・カルメン・ガルシア・フランケロ	公共事業・交通省経済計画・予算局長
ハイメ・イグレシアス・キンタナ	財務省予算局長
ルイス・マルティ・アルヴァレス	経済・企業省経済政策局長
パブロ・デ・ラモン・ラカ・クラウセン	経済・企業省スペイン財務省融資・債務管理副局長
セサー・ヴェロソ・パルマ	財務省内閣閣僚参与
オスカー・ヴィア・オサジャ	産業・貿易・観光省国際貿易・投資局長支援部隊長
シルヴィア・イランゾ・グティエルレス	社外理事
クララ・ガルシア・フェルナンデス・ムロ	社外理事
マリア・テレサ・サンテロ・キンティジャ	社外理事
ホセ・マヌエル・レジェロ・ガルシア	社外理事

理事会の有価証券報告書提出日現在の理事は、理事長および10名の理事である。

氏名	役職
ホセ・カルロス・ガルシア・デ・ケベード・ルイス	理事長
M・デル・カルメン・ガルシア・フランケロ	運輸・モビリティ・都市問題省経済計画・予算局長
ハイメ・イグレスias・キンタナ	経済・デジタル変革省スペイン財務省予算局長
エレナ・アバリチ・ヴァスケス・デ・パルガ	経済・デジタル変革省経済政策局長
ジュディス・アルナ・マルティネス	経済・デジタル変革省技術・財務分析内閣局長
セサー・ヴェロソ・バルマ	財務省内閣閣僚参与
イグナシオ・メスキータ・ペレス・アンドゥハル	産業・貿易・観光省対外投資副局長
シルヴィア・イランゾ・グティエルレス	社外理事
クララ・ガルシア・フェルナンデス・ムロ	社外理事
ホセ・マヌエル・レジェロ・ガルシア	社外理事

理事会の社外理事の任期は3年間で、その後一度は再任が可能である。

IC0の2019年12月31日現在の業務執行役員は以下の通りである。

氏名	役職
ホセ・カルロス・ガルシア・デ・ケベード・ルイス	理事長
アントニオ・コルデーロ	最高財務責任者
ロサリオ・カセロ	最高投資責任者
ミゲル・ロペス・デ・フォロンダ	最高リスク管理責任者
ホセ・マヌエル・パチョ	最高人事責任者

IC0の有価証券報告書提出日現在の業務執行役員は以下の通りである。

氏名	役職
ホセ・カルロス・ガルシア・デ・ケベード・ルイス	理事長
アントニオ・コルデーロ	最高財務責任者
ロサリオ・カセロ	最高投資責任者
ミゲル・ロペス・デ・フォロンダ	最高リスク管理責任者
ホセ・マヌエル・パチョ	最高人事責任者

従業員

IC0の使命を遂行するための要素はその高度に熟練した労働力にある。IC0の人的資本は、国有金融機関としてのその目的を効果的に成就するための重要な要素となっている。2020年12月31日現在、IC0は331名の従業員を雇用しており、2019年末と比較して11名上回る。

雇用に関する事項は、労働法（Estatuto de los Trabajadores）による実体法上の規制を受けている。

(4) 【業務の概況】

A. 業務を行う上での経済的状況

2020年のスペイン経済は、世界的な減速を背景に収縮した。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックが、2020年中の経済の展開を決定づけた。パンデミックの深刻な健康への影響を封じ込めるために講じられた施策の結果、時期により影響はやや異なったものの（スペインにおいては主に3月以降であった。）、すべての経済が厳しい縮小に苦しんだ。このように2020年中はロックダウンが布告され、移動が制限され、多方面の施設が閉鎖され、これらが諸施策の中でも特に、主として年度前半、活動の停滞をもたらした。年度後半は、概ね年度前半よりは経済活動の進展があったものの、最初の6ヶ月における落ち込みを補って余りあるまでには至らなかった。

スペインのGDPは、2019年の成長率が2.0%であったのに対し、2020年においては10.8%縮小した。第3四半期のGDPこそ前四半期比で増加に転じ、第4四半期は第3四半期から増減なしであったが、かかる年度後半の実績も、最初の2四半期の下降を埋め合わせなかった。2020年のGDP減少により、2014年以降毎年続いた年次成長は止まった。さらに、この減少は内需および外国部門の両方の減少を伴っており、2019年は内需が1.4パーセント・ポイント、外国部門が0.6パーセント・ポイントのいずれもプラスの寄与だったのに対し、内需は8.8パーセント・ポイントのマイナスの寄与、外国部門は2.0パーセント・ポイントのマイナスの寄与となった。公共消費のみがCOVID-19の危機に対処する施策の実施により増加し、投資、民間消費および輸出入は減少した。

ユーロ圏においては、2019年は経済成長率が1.3%であったのに対し、2020年は景気が6.6%後退した。スペインにおいてと同様、経済主体全般における意欲の減退により内需が低下し、これには消費および投資両方の減少が含まれたが、例外は、様々な国が講じた景気刺激策による公共支出であった。同様に、経済全体の減衰により輸出および輸入は減少した。

ECBはパンデミックに対応するため、拡大政策の姿勢を強化した。

2020年において、欧州中央銀行（ECB）は、金利については2019年から据え置き、その他の金融政策手段をほぼすべて変更した。したがって金利は、主要な借換事業について0%、限界貸付ファシリティーについて0.25%、預金ファシリティーについてマイナス0.5%であった。

ECBがCOVID-19の突発的発生に対応する措置を講じ始めた3月以降、金融政策の拡大的な性格はさらに強まった。3月から12月まで、ECBの金融手段の最後の「再調整」が行われると、ECBはその資産購入プログラム（APP）の拡大を発表した。APPには新たな特定のパンデミック緊急購入プログラム（PEPP）が含まれ、PEPPは年内に何度かの修正を経て1.85兆ユーロの基金を備え、少なくとも2022年3月まで購入の実施を予定している。この新しいプログラムは、2020年中にも継続して実施された既存のプログラムに追加されたものである。かかる資産購入プログラムのほかに、条件付き長期資金供給オペレーションの新ラウンド（TLTRO-）が発表され、それらは条件が緩和された。また並行して、金融システムにおける流動性の確保を目的として、新たなパンデミック緊急長期資金供給オペレーション（PELTRO）が発表された。

機関レベルでは、欧州連合（EU）の次期多年度財政枠組み（2021～2027年）が2020年に採択されており、新しい金融手段として、750十億ユーロの財源で持続可能な永続的成長に基づく欧州経済の回復を促進するため「次世代EU（NGEU）」が整備される予定である。EUは2020年末、将来の関係性を定める規則の交渉で英国と合意し、それまで存在した不確実性を低減させた。

家計向けおよび企業向け貸付金利は引続き、史上最低水準を維持した。

経済情勢が悪化し、先行きの不透明さが増す中で、拡大金融政策により、低金利が維持された。したがって、事業規模が1百万ユーロ未満の企業に適用される平均金利（これは中小企業に適用される金利の近似値と解される。）は、2020年12月に1.78%になり、1年前における1.76%とほぼ同じであった。さら

に、スペインにおけるこれらの貸付の金利は、ドイツにおける同様の貸付の金利よりも、ほぼ一年を通して低く（１月のみ、ドイツの金利の方が低かった。）、年末には金利差が20ベース・ポイントとなった。

250,000ユーロを上限とするより少額の貸付においても、金利はほぼ前年並みを維持した。2020年12月における1.87%は、その前年の12月とほぼ同水準であり、ユーロ圏全体における同様の貸付の金利（1.99%）およびドイツにおける同様の貸付の金利（2.21%）よりも相当低かった。

スペインにおける金融セクターの活動は、新規の事業向け貸付残高が2020年において減少し、特に金額の少額のものについて顕著であった。具体的には、250,000ユーロ未満の新規取引が前年比で8.95%減少しており、1百万ユーロまでの取引でみると0.5%の減少であった。これに対して、2020年における1百万ユーロ超の取引は、2019年と比較して5.5%増加した。

こうした金額が比較的大きい貸付の実績により、企業向け銀行信用の残高は当年中増加し、12月には5.6%の成長となった。

不良債権は2020年も引き続き減少傾向であった。

スペインの信用機関の不良債権（NPL）比率は、近年と同様に引き続き低下傾向にあった。不良債権比率は、2019年12月の4.8%に対して、2020年12月には4.5%であった。この結果、不良債権比率は2009年の春以降最低の水準となった。この低下は、家計向けおよび企業向け貸付総額の増加と並行して「破綻懸念先」に分類される信用が減少したことにより説明される。

B. エグゼクティブ・サマリー

IC0グループの性格および機能

IC0グループは、スペイン開発金融公庫、ベンチャー・キャピタル企業であるAXISおよびファンダシオンIC0（Fundación IC0）からなる。IC0は経済・デジタル変革省に属する政府系開発銀行であり、持続可能な成長、雇用の創出および富の分配のために以下の三つの機能を通じて貢献することを主要な目的とする。

- ・ 国家の財務代理人として、様々な種類および目的を持つ多様な基金および手段を国家のために管理する。2020年以降は、国家のCOVID-19保証枠の管理も行っている。
- ・ 政府系開発銀行として経済成長および事業活動を促進する。
- ・ 経済政策を実施する金融手段として、EUからの様々な形式の資金を提供する経路機関となり、経済および各部門の政策目的を達成するため、政府機関と協力して企業向けに資金の移転を行う。

世界的な健康危機が経済に影響を及ぼすという条件下にあった一年において、IC0が遂行した業務は、スペインでは前例のなかった官民協力に基づくスペインの事業基盤の維持に重要な役割を果たした。流動性ならびに企業（特に中小企業および自営業者）向け融資の流れを維持するために政府が承認した、IC0-COVID保証枠の迅速かつ効果的な実施は、パンデミックの影響の緩和および経済回復の地ならしのためには必須であった。これと並行して、IC0は、スペイン経済の回復プロセスならびに持続可能性およびデジタル成長が進展したモデルへの移行を加速するため、EUの新しい2021年から2027年に係る財政枠組みおよび回復・変革・復興計画を参照の上で、IC0の多様な金融手段を強化するとともに、より柔軟に企業が利用できるようにした。

健康危機におけるIC0の役割

2020年中にIC0が果たした役割は、パンデミックが経済に及ぼす影響の緩和に役立つ、非常に重要なものであり、IC0のスペインの金融セクターにおける重要性およびスペインの経済における重要な役割、特に危機においてそれらが際立つことを、如実に示した。以下の通り、IC0の業務のあらゆる分野において、危機は影響を及ぼした。

- ・ ICOは、スペインの金融セクターとの円滑な協力のモデルに基づき、経済・デジタル変革省を代理して、ICO COVID-19保証枠を管理した。これにより、自営業者や企業の流動性ニーズへの対応および決済チェーンの維持を主目的として、自営業者および企業による、融資の利用が可能となった。ICOの仲介ファシリティーのオペレーションを支える、多年にわたる金融機関との関係の経験および適切に機能するテクノロジー・インフラにより、2020年におけるCOVID-19保証枠の敏速な展開および効果が実現できた。

前例のない規模で資金が結集され、966,000件に迫る取引を通じて117十億ユーロを上回る融資の供与を受けた611,000を超える自営業者および企業に対し、89十億ユーロの保証を行った。ICOの調査部門の推計によると、2020年に供与された政府保証を付した融資は、2020年4月から12月までのシステム内の企業向け融資合計の43%を占めた。この比率は、中小企業に対する融資のみを考慮したならば、ほぼ63%に達する。

これらの施策は、ICOにより迅速に、効率よく実行されたが、特に困難な状況においては、多大の経営努力が必要であった。この業務は将来にわたり継続され、事業が続けられる限り、ICOの行動が要求される。

欧州中央銀行および国際通貨基金が行った欧州連合レベルの様々な比較研究⁽¹⁾は、スペインの保証プログラムが、GDPと承認済み資金総量との両方に関連して、動員された資金および浸透性において最も効果的なプログラムの一つであること、また、動員された絶対額に関してはEU加盟国の中でフランスに次いで第2位であることを示している。

- ・ 保証枠の管理と並行して、ICOは、政府系開発銀行としての業務を強化しており、経済の回復の下支え、およびより持続可能でデジタル化の進展した生産モデルへの移行に役立つよう、自ら有するすべての事業融資手段について、充実化とともに運用の柔軟化を図っている。2020年におけるICOの仲介ファシリティーは、3,348百万ユーロに上る事業に資金を供給した。直接融資によるものとしては、ICOは従来型の銀行業務の方法と、オルタナティブ債券市場（MARF）において発行されたボンドおよびノートの買入れに関する新しいプログラムの開始との両方を通じて、企業を支援した。これらのプログラムの主要な目的は、COVID-19が経済に及ぼした打撃に鑑み、企業の流動性ニーズに対応することである。2020年中、ICOの直接融資を通じて3,452百万ユーロが事業基盤に注入されたが、これは2019年と比較して106%の増加であった。

ベンチャー・キャピタル分野においても、ICOはAXISを通じ、健康危機が経済に及ぼす影響を軽減するのに役立つイニシアチブを推進した。この趣旨に沿って、ICOは、FOND-ICOグローバルの基金を2.5十億ユーロ増額した。この増額分は、スタートアップ企業向けに、また持続可能性、イノベーションおよびデジタル化に基づく回復を支援するために、配分される予定である。2020年中にFOND-ICOグローバルの第13回の提案の公募が締め切られた。これは約定額およびファンドの数の両方において最大規模であり、これによりスペインの企業に1.2十億ユーロを上回る資金が流入することになる。

また、FOND-ICOパイムを通じて、COVID起業家エコシステム・イニシアチブが打ち出された。これは、COVID-19が経済に及ぼした影響のために追加的資金調達に困っている、技術に立脚する革新的企業の流動性ニーズに、50百万ユーロ（100百万ユーロまで拡張可能）の基金をもって対応するものである。このイニシアチブに含まれる「アルデア・オポチュニティ・ファンド」への参加が承認された。

- ・ 最後に、資本市場におけるICOの活動は、健康危機の経済への影響を軽減するための資金の調達にも大きな重点を置いてきた。ICOは、COVID-19対応に係るソーシャルボンドの公開取引をスペインで最初に開始した発行体であり、5月には金額にして500百万ユーロの取引を行った。ICOはまた、エコロジカル・トランジションの推進も積極的に行っており、10月に500百万ユーロの第2回グリーン・ボンドを発行したことはその具体的な表れである。

(1) スペイン中央銀行(2020年8月)、欧州中央銀行(2020年9月)および国際通貨基金(IMF)(2020年10月財政モニター)。

政府系開発銀行としてのICO、企業向け融資のベンチマーク機関

2020年にICOが企業に供与した貸付および保証の合計フローは、6,799百万ユーロに達し、35,550件の取引に分配され、26,447社の企業に供給された。2020年の新規取引は、前年比で5.2%増加した。

ICOの貸付(単位:百万ユーロ)

	2019年			2020年		
	金額	取引件数	顧客数	金額	取引件数	顧客数
企業向け貸付および保証	6,463	63,645	46,069	6,799	35,551	26,447

ICOの活動は、全体として民間セクターとの協力に基づいており、ICOの仲介ファシリティーおよび直接シンジケート・ローンの両方において、銀行業務部門との豊富な実績がある。ICOはこのような、実行可能な事業プロジェクトに資金を提供するために役立ち、企業の成長、長期的な投資および国際的な活動を支えている。

この目的のため、ICOは融資商品の包括的な品揃えを有し、あらゆる種類の企業に照準を定め、国内市場および国外市場の両方において企業の事業活動を増強することを企図しており、特に中小企業、自営業者および起業家を重視している。加えて、ICOは子会社のAXISを通じ、銀行貸付への補完的融資を推進している。

企業向け融資の開発は、金融機関により販売されるICOの仲介ファシリティーを通じて、また大企業や中規模資本企業が実施する投資プロジェクトに関連した企業への直接融資を通じて行われる。以下の表は、両方式によるICOの2020年の活動の概要を示したものである。

2020年における企業への貸付および保証(貸付方法別)(単位:百万ユーロおよび取引件数)

	融資枠設定		融資実行	
	金額	取引件数	金額	取引件数
ICOの仲介ファシリティー	3,549	35,295	3,348	35,296
直接融資	3,693	222	3,452	255
合計	7,243	35,517	6,799	35,551

ICOの仲介ファシリティーは、2020年の初期は2019年末と同様の活況を呈したものの、COVID-19健康危機の勃発および政府が承認した種々のICO-COVID保証枠(金融機関は自らの資金で利用できる。)の開始により、従来型のICOの仲介ファシリティーに対する需要は、これらの商品に移行した。しかしながら、2020年末時点におけるICOの仲介ファシリティーの実行金額は、3.3十億ユーロ超に達した。

年末時点で、株式ベースでのICOの貸方残高は、スペインの金融セクターが企業に付与した1年を超える期間のすべての融資の4.5%を占めた。企業向け新規取引のフローという点では、ICOが2020年に提供した融資は、システムの総額の約2.1%を占めた。

ICOのファシリティーは自営業者および極めて小規模な企業に重点を置いている。

ICOの仲介ファシリティーは、そのオペレーションとプロセスを支える、金融機関との関係に係る豊富な経験および特に適切に機能するテクノロジー・インフラに基づくもので、数十年にわたり、官民協力モデルのベンチマークとなっている。

2020年における、金融機関と協力したICOのファシリティーを通じて融資実行された金額は3,348百万ユーロに達し、35,300件近い貸付を通じて分配された。商品の設計および資金の提供はICOが行う一方で、その販売を金融機関が担当することにより、これらのプログラムの特徴である浸透性が実現する。

取引の63%は従業員10人未満の企業および自営業者と行われ、従業員数50人以下の中小企業を含めるとその比率は89%に増加する。取引の77%は中長期の満期（1年超）で締結され、融資実行された金額の40%は、返済期間5年以上の取引に該当する。

ICOの仲介ファシリティー事業は、生産、雇用および投資、ならびに輸出力の改善に寄与するプラスの影響を及ぼす。GDPとの関係では、この方式で2020年に分配された資金は9,007百万ユーロに上ったと見積もられ、これはGDPの0.8%に相当する。創出されたかつ／または維持された雇用は、148,000を上回り、これは雇用のフルタイム当量合計の0.9%に相当する。

大規模投資プロジェクトに関する企業向けの直接融資

ICOの直接融資業務は、スペイン国内外両方の大規模な長期投資プロジェクトの開発に加えて、大資本および中規模資本の企業の事業展開を促進することを目的としている。ICOはまた、短期および中期の流動性ニーズに対応する特定商品も提供している。

ICOがこの業務を遂行するために用いる手段は貸付、信用、保証の供与ならびに規制市場（オルタナティブ債券市場（MARF）を含む。）で発行された債券および約束手形の買入れである。2020年におけるMARFで発行された約束手形の取得は、624百万ユーロで約束手形を取得し、民間のイニシアチブと合わせ1.8十億ユーロ超を結集することに役立つ内容の新しいプログラムの開始で始まった。これは、企業向け融資に付加価値をもたらすというICOのコミットメントを表しており、提供する商品を拡大するものであり、また補完的な資金供給源を促進させるものである。

2020年に種々の直接融資手段により実行された融資額は3,452百万ユーロとなり、前年の金額から106%の増加であった。

2020年に融資枠が設定された直接取引による経済活動への影響の見積額は、GDPとの関係で10,763百万ユーロと見積もられており、これはGDPの1.0%に相当した。これらの業務により123,500を上回る雇用が創出され、かつ／または維持されており、これは雇用のフルタイム当量合計の0.7%に相当する。

経済政策の手段としてのICOの業務、他の組織との協力

経済政策の金融手段としてのICOの業務は、以下の二つの方法によるスペイン経済の支援として行われている。

- ・ EU資金の経由機関として、ICOは、欧州委員会および省庁、領土の公行政ならびにそれらの従属組織とともに、EU資金の伝達および管理に寄与するために必要な経験および能力を有する。2020年度末までに、ICOはスペイン企業に対し、ユンケル・プラン（欧州戦略投資基金）から1.9十億ユーロを超える資金を伝達することに寄与した。これは、欧州投資銀行（EIB）がスペインで提供する合計金額12.157十億ユーロの約15%に相当する。

2020年、ICOは、欧州連合の事業実施パートナー（IP）としての適格性認定プロセスを首尾よく完了し、これにより「インベストEU（Invest EU）」または「コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティー（Connecting Europe Facility）」（CEF）その他の次期多年度財政枠組み（2021～2027年）のプログラムの管理を仲介することが可能となる。これに関連してICOは、2020年中、運輸・モビリティ・都市問題省（MITMA）とともにCEFの補助金を媒介し、また、種々の持続可能なモビリティ・プロジェクトに資金を提供した。

ICOは、次期多年度財政枠組み、次世代EUイニシアチブおよび欧州保証基金において予定される欧州プログラムの資金の効果的な展開に、ICOが関連省庁とともに寄与することを可能にする新しいツールの

取得に取り組んでいる。これらのプログラムはいずれも、民間のイニシアチブによる参加スキームに基づき、「回復・変革・復興計画」のレバレッジ政策に沿ったものである。

- ・ さらに、ICOは政府の経済政策措置を実施するための金融手段として行為しており、省庁、自治体、地方自治体およびこれらの従属組織と協力してこれらの資金を企業に供給する。このようにして経済およびセクター向けの政策目的の達成を促進している。2020年においては、観光長官とのICO - トーマス・クック保証枠、「アセラ・パイム計画 (Acelera Pyme Plan)」に基づくRED.ESとのデジタル化に係る協力、スペインの映画プロダクションに融資するためのスペイン放送協会 (RTVE) との文化・音響映像契約、および公共住宅の推進を目的とした欧州投資銀行 (EIB) との融資、といった相当数のイニシアチブが実施された。

補完的な融資チャネルの強化

2020年中、ICOグループは、完全子会社のベンチャー・キャピタルであるAXISを通じて引続き補完的な融資チャネルを強化し、AXISが運用する資金を通じて、COVID-19に起因する経済への影響の緩和および企業の中長期的回復の促進の両方を目的とした施策の実行に主導的役割を果たした。

AXISは、当該部門においてスペインにおける最も活発な運用会社の一つであり、CNMV (スペイン証券市場委員会) に登録され、ICOが後援する三つのベンチャー・キャピタル・ファンド (FOND-ICOグローバル、FOND-ICOパイムおよびFOND-ICOインフラストラクチャス) を運用し、プライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル部門とは協力関係にある。

この協力関係は他のエージェントおよびプライベート・ファンドとの共同投資を通じて実行され、過半数を占めることは決してなく、企業の資本形成および統合により、持続可能性、イノベーションおよびデジタル化に基づくスペイン経済の復興および転換に寄与することを主目的とする。

これらの投資を通じてICOは、資金およびプライベート投資を媒介および動員する。これはプライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル資金を規模も融資サイクルにおける発展段階も様々な企業に向けて提供し、初期段階の起業支援 (ビジネス・エンジェル、技術移転およびベンチャー・キャピタル) から拡大、成長および負債性資本まで取り扱うことを通じて行われる。

FOND-ICOグローバルに関しては、ICOは2020年、このファンド向けに約定する資産を2.5十億ユーロ増額して4.5十億ユーロとし、ファンドの投資期間を2026年まで、存続期間を2034年まで延長した。

2020年末までに決定された13件のコールにより、FOND-ICOグローバルは、108のプライベート・ファンドに2,266百万ユーロの投資を承認したが、これは重要な乗数効果を有しており、スペイン企業への最低8,892百万ユーロの投資を生む。FOND-ICOグローバルにより公的資金が1ユーロ投資される毎に、プライベート・ファンドは最低3.9ユーロのスペインにおける投資を約束している。

AXISの活動は、持続可能性を明確に支持するICOグループの姿勢を補完し、補強するものである。FOND-ICOグローバルの2020年の提案書に係るコールでは、参加ファンドの提案書の評価において持続可能性、デジタル化およびイノベーションの基準が織り込まれた。

また2020年中、AXISは、FOND-ICOパイムを通じたCOVID起業家エコシステム・イニシアチブを発表した。これは、50百万ユーロを基金とし、技術に立脚する革新的企業の流動性ニーズに対応することを目指すイニシアチブである。

これらの活動はその他のイニシアチブにより補完されており、例えば持続可能性およびソーシャル・インパクト・イニシアチブを通じてFOND-ICOパイムが行った、Q-インパクトに対する5百万ユーロの投資、フィンテック関連のその他のファンドに対する投資の承認、ならびにFOND-ICOインフラストラクチャスを通じた、スペインにおける太陽光発電所の建設および経営への参画が挙げられる。

国家資金の管理者としてのICO、国家財務当局

国家財務当局として、ICOIは、様々な基金および金融手段の財務管理を行っているが、2020年以降はこれに、健康危機が起こったために設立された種々の保証枠の管理が加わった。財務代理人としてのICOIは、国家のためにかつ国家を代理して行動し、前述の基金を組成し、運用し、管理する任務を負う。これはすなわち、財務代理人の活動の会計記録はICOI自体の会計記録とは別個に作成されることを意味する。

2020年の会計年度末には、ICOIが財務代理人として管理する金額は、ほぼ281.1十億ユーロに上った。ここには、COVID-19保証枠を通じて国家が保証する89十億ユーロ、および以下の三つの活動領域における公的手段の管理に由来する192.09十億ユーロが含まれる。

- ・ 産業・貿易・観光省との協力の下、法人国際化基金（FIEM）および相互金利調整契約制度（CARI）の運用を通じての、スペイン企業の国際化。
- ・ 外務省との協力の下、開発プロモーション基金（Fondo para la Promoción y el Desarrollo）（FONPRODE）および水・衛生協力基金（Fondo de Cooperación para Agua y Saneamiento）の運用を通じての、開発への協力および寄与。
- ・ 財務省とともに自治体（CCAA）および地方自治体（CCLL）向けに行う領土金融。

優先事項としての持続可能性およびデジタル化

2020年、IC0は、その戦略およびすべての行動のバックボーンとして、持続可能性を推進し続けた。特筆すべきは、第1四半期にサステナビリティ・ポリシーが承認されたことであり、これは持続可能性および責任ある経営に対するIC0グループのコミットメントを示し、IC0グループのすべての活動を統制する行動の枠組みを確立するものである。したがって、かかるポリシーは、組織のすべての分野を対象とし、積極的および消極的な行動ならびに内部組織および参加するフォーラム、または締結する契約に取り入れられる経営の横断的な基盤を定めるものである。

IC0は、環境、社会、ガバナンスの目標をビジネス上の意思決定に組み込み、持続可能な成長の将来モデルへの移行を促進するために資源を活用する、持続可能な金融モデルの開発において重要な役割を果たしている。

IC0は貸付取引において、強固で競争力のある持続可能な事業構造を促進し、人々、気候および環境に好影響を与える事業活動を促進し、優先している。2020年における、IC0の新規の直接貸付活動は、持続可能性の異なる分野（環境、社会、ガバナンス）を対象とする行動に焦点を当て、2.76十億ユーロの持続可能な開発プロジェクトおよび計画に関連する融資業務を承認した。

同様に、ベンチャー・キャピタルの分野において、AXISにより運用される様々なファンドは、その行動の、かかるコミットメントに応えるプロジェクトおよびイニシアチブへの集中を図っている。

債務関連業務においては、IC0は、グリーン・ボンド市場における地位を強化し、2020年には、環境保全および気候変動との闘いに貢献するスペイン企業の事業、投資およびプロジェクトに融資するため、500百万ユーロのグリーン・ボンド発行をローンチした。IC0は、COVID-19が招いた結果に立ち向かう上での役割を強化すべく、新規の500百万ユーロのソーシャル・ボンドも発行した。

2015年以降、IC0は総額4.55十億ユーロとなる、7件のソーシャル・ボンドおよび2件のグリーン・ボンドを発行した。

持続可能性はIC0の内部管理にも組み込まれている。2020年には、欧州委員会の構造改革支援サービス（SRSS）の支援を受け、IC0は「持続可能な融資行動計画」と題された文書を作成し、その結論は、持続可能性をIC0のすべての活動に取り入れるための重要な要素を構成し、持続可能性の分野におけるIC0の活動を促進し、調整し、かつその発展に貢献するための基盤となっている。

第1四半期に承認されたサステナビリティ・ポリシーは、多くのイニシアチブや行動をまとめたものであり、故に内部統制の観点からも非常に重要なマイルストーンとなっている。かかる分野に特化し、調整機能および推進機能を有する組織部門の創設、およびIC0のすべての管理職者が関与するワーキング・グループの創設は、IC0の、かかる分野への戦略的な取組みを示す。

デジタル化も、IC0の活動の重要な目標である。対外的には、企業やスペイン経済のデジタル化の拡大および競争力の強化につながるプロジェクトへの融資を促進し、対内的には、社内手続きならびに顧客および金融機関との関係の簡素化を進め、それらをマーケット・スタンダードに合わせることを目標に、すでに取り組んでいる道筋に沿って進み続ける。

第三市場におけるスペイン企業の国際化の促進

スペイン企業の国際活動を活発化させることは、近年のIC0の特徴である。このコミットメントは、引続き現在の戦略の不可欠な要素である。企業の国際投資を促進するために実行された融資および保証の総額は2020年の実行総額の38%を占め、合計2.59十億ユーロとなった。かかる融資は、主にEU、ラテンアメリカ、米国およびカナダの第三市場におけるスペイン企業の輸出活動および投資を対象としていた。

2020年に第三市場におけるスペイン企業の活動に割り当てられた融資額は、2019年比で18%超増加した。実行された総額のうち、1,345百万ユーロは仲介業務に、残りの1,245百万ユーロは直接融資業務に関連する。国際的な供与および入札に対する保証の需要、および持続可能な活動の比重の重要性の高まりが、後者のカテゴリーに集約された。

管理指標

2020年において、管理指標は依然として好調であった。以下の表は、当会計年度におけるIC0の業務に関する単体の主要な数値および管理指標を示している。

2020年のIC0の主要な数値

(単位：百万ユーロおよび%)単体の数値

残高	
資産合計	34,386
純資産	5,202
損益勘定	
税引前利益	98
比率	
支払能力	37.3%
不履行	4.2%
不良債権のカバレッジ	145%

C. COVID-19の健康危機におけるIC0の役割

国家により採用され、IC0の活動に影響が及ぶ施策

スペイン経済におけるIC0の役割は、経済サイクルの不況期に起因するか、または2020年のようにCOVID-19のパンデミックによる健康危機のような例外的な状況に起因するかにかかわらず、困難な状況下では特に顕著である。ウイルスの蔓延を抑えるために世界中で実施された移動制限は、経済活動に大きな影響を与えた。したがって政府は、健康危機による自営業者および企業の活動への悪影響を軽減させるため、一連の例外措置を採用した。

採用された措置のうち、IC0の活動に影響を及ぼす措置は以下の通りである。

- 2020年勅令第7号により、トーマス・クック・グループ(Thomas Cook Group)の倒産の影響を受けた観光業界および関連事業の企業を対象とした、IC0保証枠の財政支援額が400百万ユーロまで拡大され、またその対象地域が拡大される。かかる措置により、すべての自治体においてかかる業界の企業が、パンデミックに起因するキャンセルおよびその他の流動性ニーズに対応しやすくなった。IC0は、機関に対し各取引の元本の50%を保証し、IC0が保証の実行により機関に支払った金額は、産業・貿易・観光省により補填されることが約束されている。
- 2020年3月17日勅令第8号により、企業(特に中小企業および自営業者)にさらなる流動性を提供するため、国家予算法でIC0に定められている純借入限度額が10十億ユーロ増額された。
- 2020年勅令第8号により、さらに、企業や自営業者がその運転資金や流動性ニーズに対応できるよう供与された貸付額の最大80%を保証することを目的として、経済・デジタル変革省(MINECO)が付与する最大100,000百万ユーロの国家保証枠も承認された。内閣の様々な合意により、総額100十億ユーロ^(*)に達するまでとして、以下のトランシェおよび受益者が設定された。

中小企業および自営業者：67,500百万ユーロ 大規模非中小企業：25,000百万ユーロ

観光業界の中小企業および自営業者：2,500百万ユーロ 自動車業界の企業：500百万ユーロ

MARF：MARFで約束手形を発行する非金融会社のための4十億ユーロ

(*)コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・レアフィアンツァミエントS.A. (CERSA) の保証を強化し、相互保証協会 (MGS) のキャパシティを高めるための500百万ユーロを含む。サブ・トランシェはIC0により管理されていない。

- 2020年7月3日勅令第25号により、新規事業投資プロジェクトのためや企業の経常費から生じる流動性のニーズのための貸付の最大80%を保証することを目的とした、40十億ユーロの新規の国家保証枠が承認された。2020年12月31日までに、様々な内閣の合意により設定されたトランシェ^(**)は、11.8十億ユーロとなった。その内、特定のトランシェは観光業界および関連業種の中小企業および自営業者に向けて設定され、かかるトランシェは供与された貸付の最大90%が保証される。

中小企業および自営業者：5,000百万ユーロ	大規模非中小企業：3,000百万ユーロ
これまでに破産手続きを行っており、支払（貸付の保証またはMARF約束手形）が必要な企業：2,550百万ユーロ	
MARF：MARFで約束手形を発行する非金融会社のための250百万ユーロ	
観光業界、サービス業または関連業界の中小企業および自営業者：500百万ユーロ	

(**)2020年12月22日の内閣の合意は、CERSAの保証を強化し、MGSのキャパシティを高めるための500百万ユーロのトランシェを備え置く。かかるトランシェはIC0により管理されていない。

- 企業および自営業者の資金調達を引続き促進し、保証付融資を希望していた企業の、起こりうる流動性の逼迫がソルベンシー問題に発展するのを防ぐため、2020年11月17日勅令第34号および11月24日の内閣の合意により、前述の保証枠の下で正式決定された業務に関する一連の措置が定められた。
 11月18日より前に正式決定された保証については、当初の満期までの期間を8年は超えない範囲でさらに最長3年延長することや、当初の猶予期間を24ヶ月は超えない範囲でさらに最長12ヶ月延長する可能性がある。かかる延長は債務者により請求される必要があり、いくつかの要件が満たされる必要がある。
 2020年勅令第8号により規定された第一回流動性保証枠に基づく、まだリリースされていない保証付融資の返済期間の延長（最長8年まで）。
 企業が保証の申請をする期限は2021年6月1日まで延長され、MINECOが保証を付与する期限は2021年6月30日まで延長された。
- 2020年3月31日勅令第11号により、COVID-19の蔓延により社会的および経済的に脆弱な状況にあるテナントへの融資を対象とする国家保証枠が規定された。4月14日、内閣は、運輸・モビリティ・都市問題省（MITMA）に対し、1.2十億ユーロを上限とする上記の保証枠を設定する権限を付与した。

COVID保証枠の進化。2020年12月31日現在の主要な数値

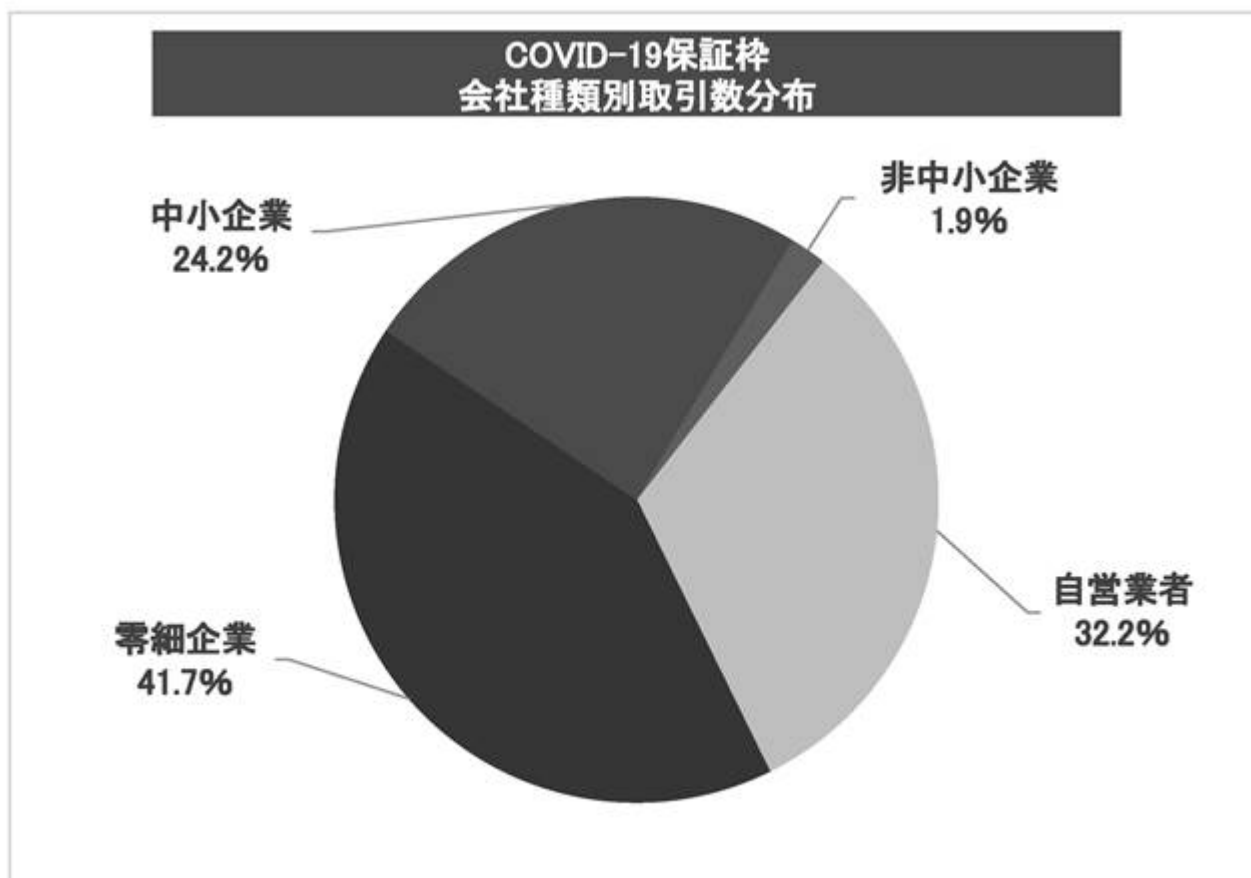
特に困難で緊急性の高い状況下で必要とされる多大な経営努力により、これらの措置が迅速かつ効率的に実施されたことで、前例のない官民連携モデルの成功が示された。枠の利用、企業および自営業者に効果的な資金調達ソリューションを提供するための浸透性およびキャパシティの面においてバランスは非常に良好である。

様々な国家IC0保証枠は、自営業者および企業の流動性または投資のニーズをカバーし、支払の連鎖を維持し、かつ多額の資金を集めるための融資へのアクセスを可能としている。

2020年12月31日までには、総額89十億ユーロの保証が611,000を超える自営業者および企業に付与され、これにより、966,000件近い取引を通じて117十億ユーロ超が集められた。IC0の調査部門による予測によると、国家保証を受けている企業への新規融資の相対的な比重は、2020年の金融システムの活動全体の33%

となり、中小企業の場合は47%に達する。かかる比率は、2020年4月から12月までの期間にかかるシステムで供与された融資のみを考慮して計算すると、それぞれ43%と63%に上昇する。

企業の規模別では、取引の98%が中小企業および自営業者に集中している。

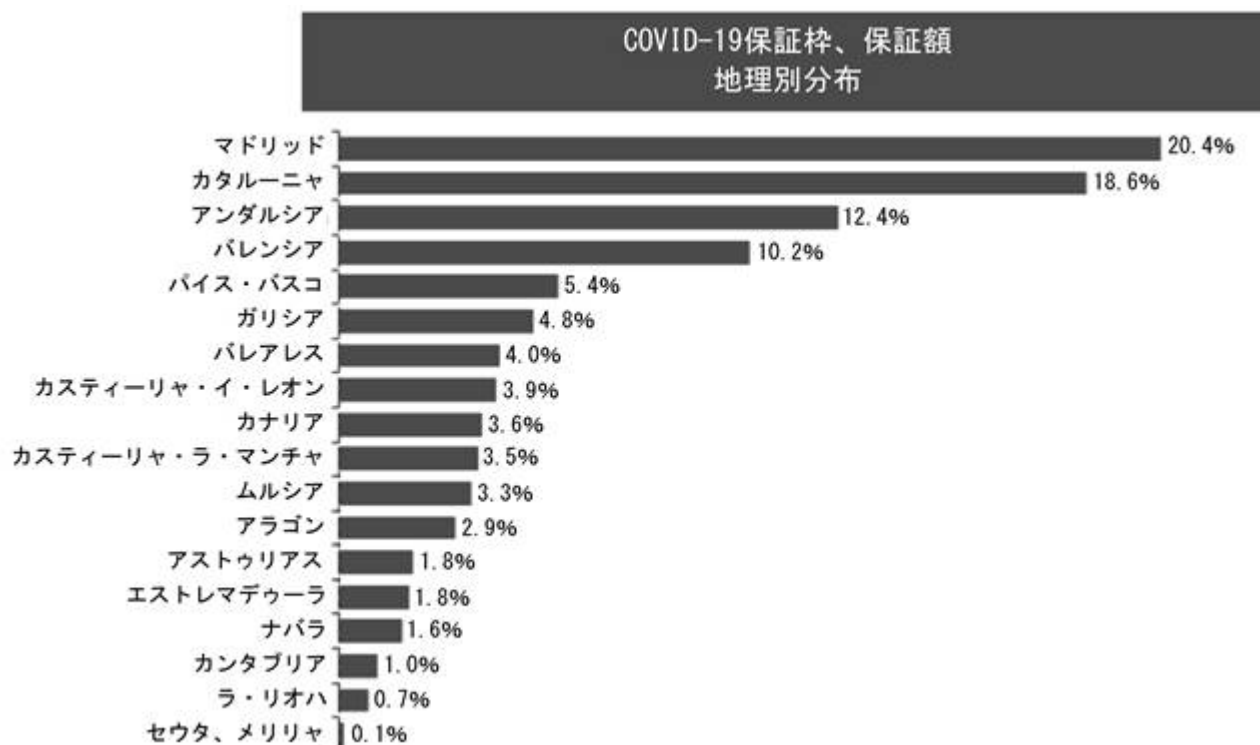


保証付融資を申請した企業の91%は、100,000ユーロ未満の借入を行った。

すべての活動分野で保証付融資を受けることができたが、移動制限の影響を最も受けた業界が最も多くの融資を受けた。供与された融資のうち、累積で、観光、娯楽および文化業界の企業は15%、運輸および自動車業界は9.6%、食品および飲料流通は7.6%、消費者および貿易は5.3%、繊維、ファッションおよび小売は4.1%を占めた。

取引の70%は満期4年から5年として供与され、これにより企業には財政的余裕がもたらされた。2020年勅令第34号の規定により最長3年の延長申請が可能となることにより、2021年上半期には返済プロフィールが大幅に変更され、平均返済期間は長くなる（最長8年まで）。

地理別分布の観点では、すべての自治体が国家による保証付きの融資を受けた。保証額の配分は、各自治体の事業構造の相対的な比重に応じている。2020年12月31日までに申請された保証の中では、マドリッド、カタルーニャおよびアンダルシアの保証額が最高額である。



欧州中央銀行と国際通貨基金が実施した欧州連合レベルでの異なる比較研究の結論⁽²⁾によると、各国が拠出した資金を、そのGDPの観点から、また承認された資金の総量との関係で分析すると、スペインの保証プログラムは、動員された資金とその結果の浸透性という点で最も効果的なプログラムの一つであることが示される。さらに、動員された絶対額に関しては、スペインはEU加盟国の中でフランスに次いで第2位である。

(2)スペイン銀行（2020年8月）、欧州中央銀行（2020年9月）および国際通貨基金（2020年10月財政モニター）。

政府系開発銀行としてのICOの危機下における貢献

国家を代理して保証枠を管理することに加え、2020年、ICOは政府系開発銀行としての業務を強化し、パンデミックの経済的影響を軽減させ、経済回復を支え、持続可能性とデジタル化に基づく生産モデルへの移行を促進すべく、自ら有するすべての事業融資手段について、充実化とともに運用の柔軟化を図った。

かかる観点から、ICOの仲介ファシリティーは、貸付、信用、保証、または社債の購入の両方による直接融資の大幅な増加、ならびにCOVID-19の経済的影響による企業の流動性ニーズを満たすことを主たる目的としたMARFにおいて発行された約束手形および債券の購入のための新たなプログラムのローンチにより補完された。

ベンチャー・キャピタルの分野でも、ICOは健康危機による経済的影響の緩和を目的とした様々なイニシアチブを推進してきた。FOND-ICOグローバルの分野では、危機によるスタートアップ企業への影響を軽減させ、持続可能性、イノベーション、デジタル化に基づく復興支援を促進するために、同ファンドの資金を2.5十億ユーロ増額した。また、FOND-ICOパイムを通じて、新たな資金調達が困難な革新的技術を持つ企業の流動性ニーズをカバーすることを目的とした、50百万ユーロのCOVID起業家エコシステム・イニシアチブがローンチされた。

COVID-19がICOに及ぼした影響の大きさは、健康危機による経済的影響を軽減させるための資金調達を目的とした資本市場での貸付活動にも表れている。ICOは、2020年に（COVID-19への対応として）公募の500百万ユーロのソーシャル・ボンドをローンチした最初の発行体である。

D. 2020年におけるICOの貸付業務

D.1. 仲介システムを通じて分配される仲介ファシリティー

2020年中、ICOは、企業および自営業者の資金ニーズを満たすための取引を仲介する民間金融機関との協働により、企業向け政府系開発銀行としての役割を継続的に発展させてきた。

ICOは、いわゆるICOの仲介ファシリティーを通じて、スペイン企業の流動性および投資ニーズをカバーする幅広い商品を提供しており、金融機関の商業ネットワークを通じてその資金を媒介し、商品の主な特徴、受取人、目的および条件が定義付けされている。金融機関は、融資の最終受取先の信用リスクを引き受け、取引の処理、検討および承認を担っている。

2020年第1四半期においてICOの仲介ファシリティーは2019年の傾向を継続して大きな活力を示したが、COVID-19の健康危機の発生により、自営業者および企業の流動性ニーズをカバーし保証するための保証枠を立ち上げ、迅速に展開する必要が生じ、これらのプログラムに需要が集中した。

2020年において、ICOの仲介ファシリティーは、事業融資のチャネリングを促進した。

2020年において、ICOは、仲介ファシリティーを通じて3,348百万ユーロを提供したが、これは35,296件の融資取引件数に相当し、約26,300の企業により利用された。仲介ファシリティーは、企業および起業家ならびに国際化という二つの主要な戦略的分野に分類できる。

2020年におけるICOの仲介ファシリティーの活動
分野別の分布（単位：百万ユーロおよび取引件数）

	融資実行	
	金額	取引件数
企業および起業家の分野	2,003	28,303
国際分野	1,345	6,993
合計	3,348	35,296

企業および起業家の戦略的分野 その目的は、スペインにおける事業活動および投資プロジェクトのために資金供与を行うことである。2020年において、25,000を超える自営業者および企業が、下記のファシリティーを通じて、28,303件（金額にして2十億ユーロ超）の融資枠設定および融資実行を行った。

2020年に融資実行されたICOの仲介ファシリティー（単位：百万ユーロおよび取引件数）

	金額	取引件数
企業および起業家の分野	2,003	28,303
ICOの企業および起業家向け融資枠	1,972	27,409
ICOの商業融資枠	30	880
ICOのSGR/SAECA保証融資枠	1	14

- ICOの企業および起業家向け融資枠：住宅所有者協会および個人が行う住宅や建物の改修プロジェクトへの融資に加えて、スペイン国内の自営業者、中小企業および企業の投資および事業に最大100%を融資することを目的としている。
- ICOの商業融資枠：短期商業業務により生じた請求額の前払およびスペインで販売することのできる商品またはサービスの生産段階への融資を通じて、企業に流動性を提供する。
- ICOのSGR/SAECA保証融資枠：相互保証会社（SGR）または農業保証政府機関（Sociedad Anónima Estatal de Caución Agraria）（SAECA）により承認された企業に融資することを目的としている。

IC0は、企業ネットワークへの融資におけるSGRの優位性だけでなくIC0の商品の認知度を高めるための様々な活動を同時に促進しつつ、かかる部門と緊密に協力している。

国際化の戦略的分野 近年において、IC0は、第三市場で事業を行うためにスペイン企業のすべての資金ニーズを満たすべく、商品の完全な品揃えを開発してきた。2020年において、1,000近くの企業が、6,993件（累計1,345百万ユーロ）の融資枠を実行した。以下の表は、当年における各ファシリティー別の業務を示したものである。

**2020年に融資実行されたIC0の仲介ファシリティー
（単位：百万ユーロおよび取引件数）**

	金額	取引件数
国際分野	1,345	6,993
IC0の輸出業者向け融資枠	892	6,844
IC0の国際局融資枠	417	6
IC0の国際融資枠	36	143

- ・ IC0の輸出業者向け融資枠：輸出用製品の製造費用を賄うために流動性ニーズを満たすことだけでなく、短期の輸出業務により生じる請求額の前払により輸出業者に対して流動性を提供することを目的とする。
- ・ IC0の国際融資枠：この融資枠を通じて、スペイン企業に対して、スペイン国外への投資を行い、流動性ニーズを満たし、中長期の輸出業務を促進するための資金提供が行われる。
- ・ IC0の国際局融資枠：この商品は、第三市場におけるスペイン企業の活動を活性化するIC0の一連の商品に価値を付加する。仲介業者として行為する国際金融機関との協働スキームに基づき、この融資枠は、投資プロジェクトおよび外国における流動性ニーズに係る資金調達手段をスペイン企業に提供しており、これによりIC0は、スペイン企業がより活発な商業的または投資上のプレゼンスを有している国際市場で事業を行っている新たな取引相手に対して資金提供を広げ、当該企業の国際化を支援している。市場に対するより深い知識を用いて、地域の銀行システムを支えることで、企業はより容易に通貨や取引条件に関する各国固有の解決策を講じることができる。

IC0の事業における当該商品の重要性は高まっている。2020年、四つの異なる事業体に6件の融資を行い、417百万ユーロを支出した。

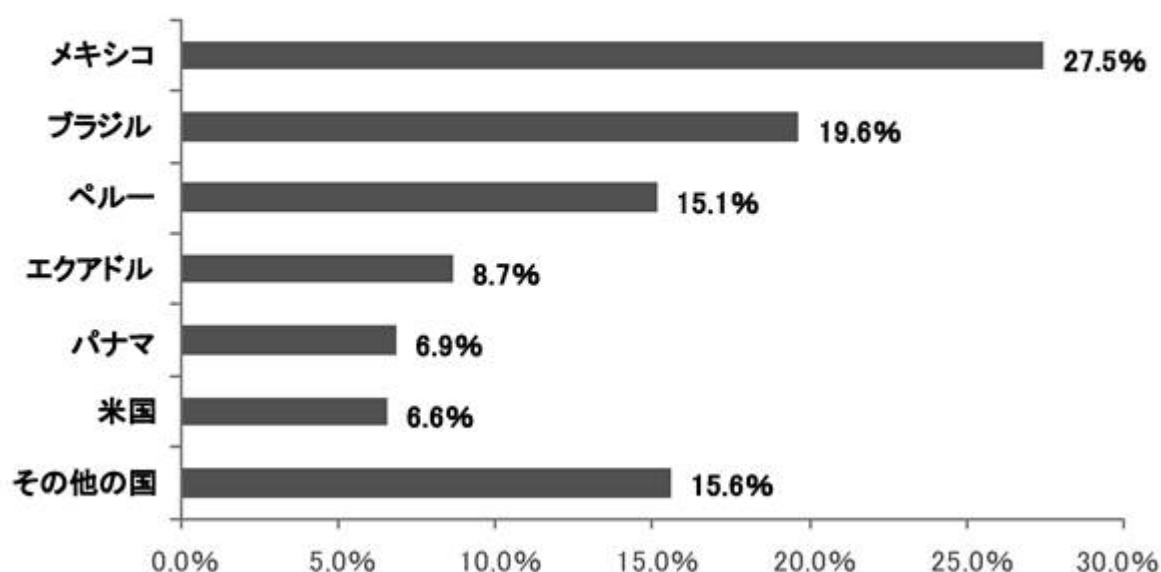
2015年の導入以降、2020年末までの当該商品の累計額は、以下の表の通りである。

IC0の国際局融資枠 - 2020年時点の過去の活動累計（単位：百万ユーロおよび取引件数）

	融資枠設定		融資実行	
	金額	取引件数	金額	取引件数
活動合計	2,370	22	1,231	17

受取先機関から受けた情報によると、融資枠の開始以来、IC0の資金は20ヶ国における385件のプロジェクトに対する融資を可能とし、これには308のスペイン企業が参加していた。部門別では、配電、機械製造、電気通信ネットワークの建設、高速道路および道路の建設ならびに技術工学サービスに関連したプロジェクトが突出している。資金提供を受けたプロジェクトの国別の配分は、以下の図の通りである。

ICOの国際局融資枠－資金調達を受けたプロジェクト 国別の配分(百万ユーロ)



ICOの仲介ファシリティーの分配に係る浸透性

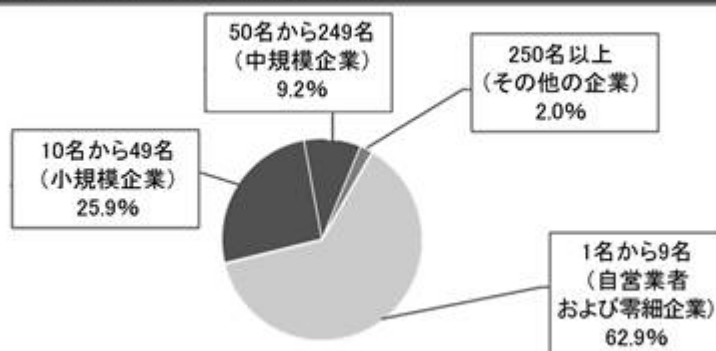
融資を受けている企業の規模別で、2020年には融資が実行された取引の63%が零細企業（1名から9名の従業員を擁する）に対するものであり、49名以下の労働者を擁する小規模企業を含めると、かかる割合は89%に増加する。

2020年に融資が実行されたICOの仲介ファシリティー （従業員数に基づく）最終受取先企業規模別の取引の分布

	2020年			
	貸付額 (百万ユーロ)	貸付額合計に 占める割合 (%)	取引件数	取引件数合計に 占める割合 (%)
1名から9名 (自営業者および零細企業)	963	32.9	22,183	62.9
10名から49名(小規模企業)	831	28.4	9,151	25.9
50名から249名(中規模企業)	666	22.7	3,245	9.2
250名以上(その他の企業)	471	16.1	711	2.0
合計	2,931	100.0	35,290	100.0

ICOの国際局融資枠からの融資実行（417百万ユーロ）を除く。

2020年に融資が実行されたICOの仲介ファシリティー （従業員数に基づく）最終受取先企業規模別の取引の分布

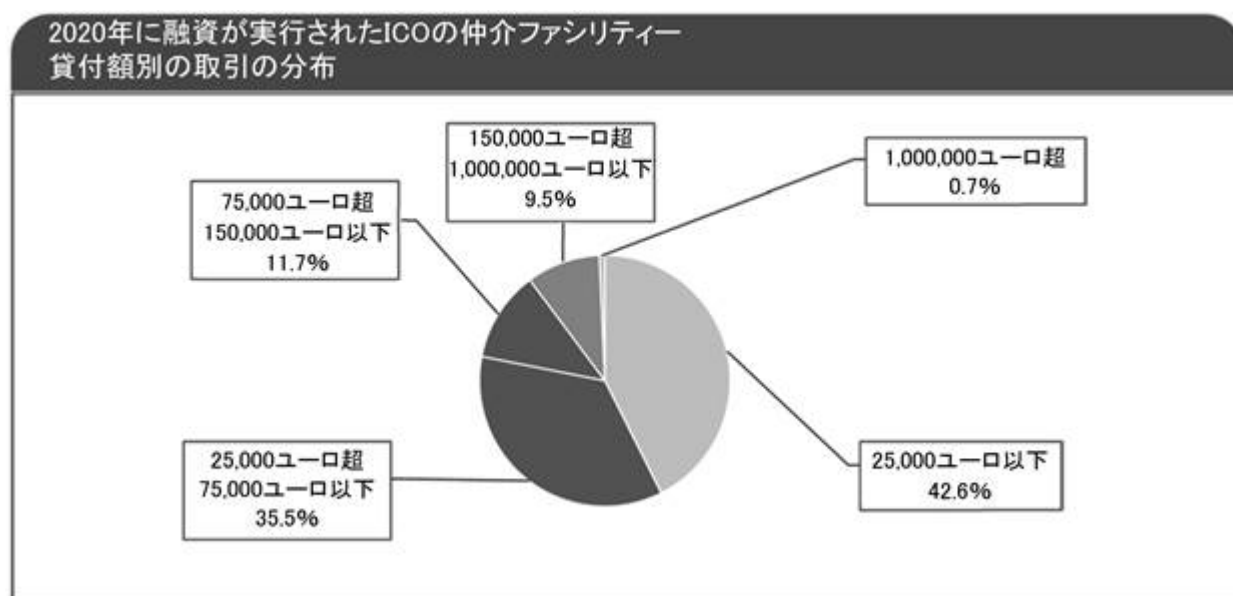


貸付額別の分布によれば、融資が実行された取引の42.5%は25,000ユーロ以下の金額であり、78%超は75,000ユーロを超えなかった。

2020年に融資が実行されたICOの仲介ファシリティー
貸付額別の取引の分布

2020年				
	貸付額 (百万ユーロ)	貸付額合計に 占める割合 (%)	取引件数	取引件数合計に 占める割合 (%)
25,000ユーロ以下	210	7.2	15,008	42.6
25,000ユーロ超75,000ユーロ以下	543	18.5	12,541	35.5
75,000ユーロ超150,000ユーロ以下	438	14.9	4,135	11.7
150,000ユーロ超1,000,000ユーロ以下	1,174	40.1	3,359	9.5
1,000,000ユーロ超	565	19.3	247	0.7
合計	2,931	100.0	35,290	100.0

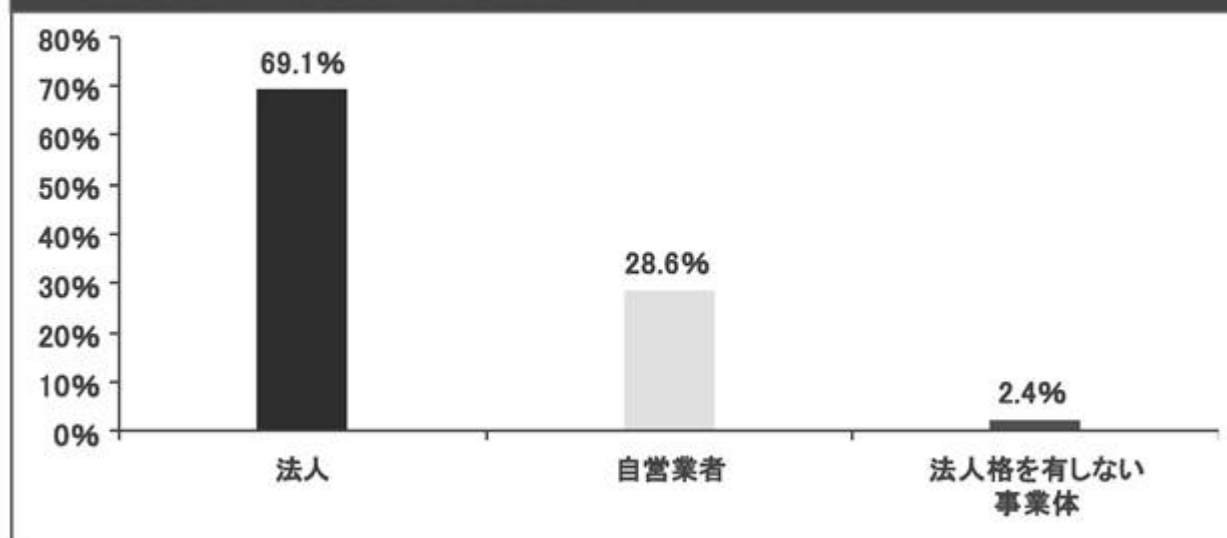
ICOの国際局融資枠からの融資実行（417百万ユーロ）を除く。



会社の規模および貸付額に関するこれらの指標は、浸透性の高い水準を浮き彫りにするものであり、これによりICOの仲介ファシリティーの分配について、その融資のほとんどが、より小規模な取引を対象としており、零細企業および自営業者に対して行われるものであることが明らかとなっている。

最終的な受取先の種類別では、2020年における取引の69%が法人（その圧倒的多数が有限責任会社）に対して行われたものであった。

2020年におけるICOの仲介ファシリティー 最終受取先の種類別の取引件数(%)



経済発展および地域間の結束への貢献に関しては、2020年においてICOの仲介ファシリティーを通じて提供された金額の56%は、1人当たりGDPが国内平均を下回る自治体⁽³⁾にある企業を対象としたものであったことが注目に値する。約40%は平均失業率を上回る地域にある受取先⁽⁴⁾に対するものであった。

2020年におけるICOの仲介ファシリティー。融資が実行された金額。
地域発展への貢献(単位：百万ユーロおよび%)

	金額	合計に占める割合(%)
1人当たりGDPが平均を下回る地域に対するもの	1,641	56.0
失業率が平均を上回る地域に対するもの	1,142	38.9

(3) 2019年において1人当たりGDPが国内平均(26,426ユーロ)を下回る地域(出所：INE(国家統計局))。

(4) 2020年において失業率が国内平均(15.53%)を上回る地域(出所：INE(国家統計局))。

2020年にICOの仲介ファシリティーを通じて貸し付けられた融資は、観光、娯楽および文化部門ならびに食品および飲料品産業にわたる、広い部門分布を示した。

2020年に融資が実行されたICOの仲介ファシリティー
事業部門別の分布(金額および合計に占める割合)

	金額(百万ユーロ)	合計に占める割合(%)
観光、娯楽および文化	581	19.82
食品および飲料品産業	294	10.05
食品および飲料品の商流	234	7.97
農業、畜産業および漁業	233	7.95
冶金およびその他の素材	227	7.74
資本財および産業製品	222	7.57
運輸およびロジスティクス	169	5.77
建設業およびインフラストラクチャー	163	5.55
ビジネス、専門家および行政サービス	121	4.11
産業および保健サービス	113	3.84
消費財	104	3.55
化学産業	81	2.77
自動車および輸送マテリアル	76	2.59

繊維およびファッション産業	68	2.33
不動産サービス	63	2.15
ICT	44	1.52
製紙業、林業および印刷サービス業	38	1.30
環境	37	1.26
エネルギー	30	1.02
教育	20	0.70
採取産業	13	0.44
合計	2,931	100.0

ICOの国際局融資枠の事業を除く。

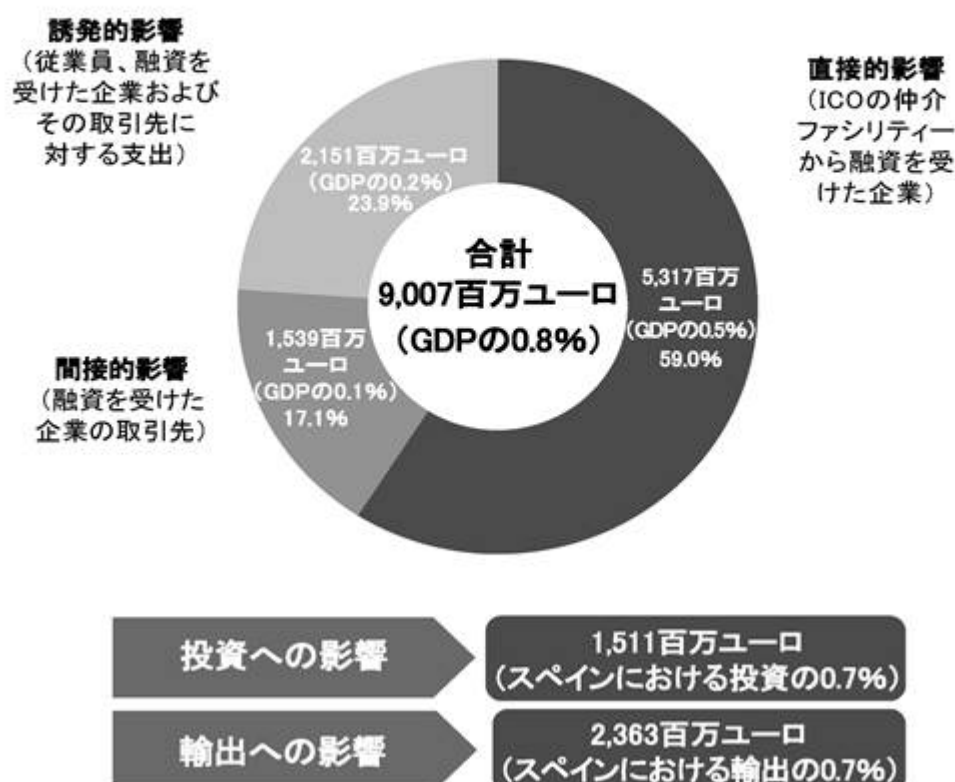
ICOの仲介ファシリティーのスペイン経済への影響。経済発展への貢献。

ICOは、その融資業務のマクロ経済上の影響を定量化する分析を開発した。この分析は、統計および計量経済学の手法と併用して国家会計の産業連関表を用いた方法に基づくものである。その結果は、スペインの金融部門におけるICOのプレゼンスが、経済に顕著な影響を及ぼし、GDP、輸出、投資または雇用等の特定のマクロ経済上の変数に大きく貢献していることを示している。

2020年に仲介ファシリティーを通じてICOが行った融資による経済活動への推測される影響は、GDPの観点からは、GDPの0.8%に相当する9,007百万ユーロと見積もられている。この融資業務がもたらした影響は、投資において1,511百万ユーロであり、これは2020年のスペインにおける総固定資本形成（GFCF）の0.7%を占める。

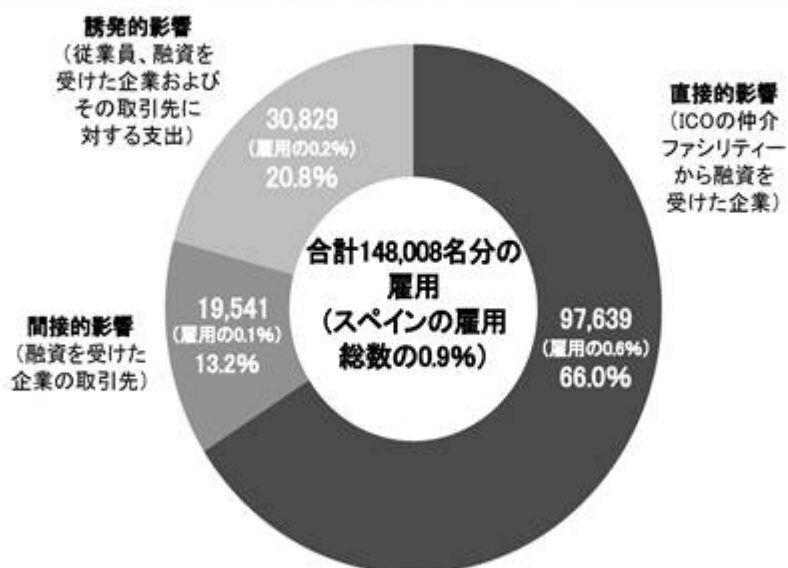
輸出に関して、創出された影響は、2,363百万ユーロと推計され、スペインの輸出合計額の0.7%を占めた。

2020年におけるICOの仲介ファシリティー GDPへの貢献: 9,007百万ユーロ (GDPの0.8%)



創出された、かつ／または維持された雇用は、148,000名超分の職と見積もられ、これはフルタイム当量雇用の合計の0.9%に相当する。

**2020年におけるICOの仲介ファシリティー
雇用への貢献:維持および／または創出された148,008名の雇用
(スペインの雇用総数の0.9%)⁽¹⁾**



(1)フルタイム当量雇用

D.2. ICOによって直接融資枠が設定された取引

ICOは、小規模企業を主な対象とした仲介ファシリティーを通じた貸付業務を補完するものとして、様々な直接融資および保証のソリューションも実行しており、スペイン国内の企業取引および大規模な投資プロジェクトまたはスペインの利益のために、外国で実施される大規模な投資プロジェクトの促進を図っている。このシステムを通じて融資枠が設定される取引において、ICOは、最終的な受取先の信用リスクを負っている。

ICOは、直接二者間取引や補完性の原則および従属性の原則に基づく民間金融機関との協働において、豊富な経験を有している。ICOにおいて優先度が高い活動部門は、インフラストラクチャー、エネルギー、工学、環境および観光部門であり、すべて持続可能性、イノベーション、デジタル化および社会にプラスの影響を与える活動という原則に基づいている。

ICOがこれらの取引に関与することで、特に長期の資金供与トランシェを獲得するという付加価値が生まれる。さらに、一部のプロジェクトでは、現地通貨での資金調達が可能となり、取引の完了を可能とする。

2020年中、ICOは、代替的な金融モデルを用いて、従来の直接貸付および保証活動の補完を継続してきた。

- ・ 社債の購入：責任ある発行体として認定されているか、持続可能性インデックスに掲載されていることが望ましいスペイン企業が発行する社債で、企業の中長期的な投資計画を実行するために必要な資金を提供している。
- ・ 特に大規模なインフラストラクチャーへの融資取引に関連した資金供与商品としてのプロジェクト・ボンドの購入。
- ・ 発行者（特に中規模企業）の短・中期的な流動性ニーズを賄うための資金を提供するための、MARFを通じて発行された社債や約束手形の購入。

以下のボンドおよびノートが2020年に購入された。

2020年における債券（ボンド）および約束手形（プロミサリー・ノート）の取得

手法	実際の金額 (百万ユーロ)	取引件数	企業数
社債	195	6	5
プロジェクト・ボンド	46	2	2
MARFボンド	42	4	4
ボンド合計	284	12	11
MARFノート合計	624	122	26
ボンドおよびノート合計	908	134	37

2020年の直接融資業務は、持続可能なプロジェクトおよびスペインの企業の国際化を促進するプロジェクトに重点を置いた。

ICOは貸付取引において、強固で競争力のある持続可能な事業構造を促進し、人々、気候および環境に好影響を与える事業活動を促進し、優先している。

持続可能なインフラストラクチャー・プロジェクトのための長期融資およびスペインの事業の国際化を促進する大規模なプロジェクトは、ICOの優先事項の一つであり、スペインの大企業傘下の中小企業の国際的な展開に対して、持ち越し効果を有するプロジェクトおよび業務に特別な注意を払っている。

2020年において、ICOが融資枠を実行した直接取引による貸付および信用取引、債券および約束手形の購入ならびに企業向け保証は3,452百万ユーロ（2019年に実行した融資枠より106%増）となった。当年中に引き出された総量のうち1,245百万ユーロ（総額の36%）が外国でのプロジェクトに割り当てられた。

2020年における企業向け直接融資
投資先別の地理的分布(単位：百万ユーロ)

	融資実行額	合計に占める割合(%)
国内投資	2,207	63.9
国外投資	1,245	36.1
合計	3,452	100.0

2020年に直接融資を通じて割り当てられる資金は、部門にわたって幅広い分布を示している。観光、娯楽および文化、建設およびインフラストラクチャーならびにエネルギー分野で活動している企業が、2020年に割り当てられる資金において最も大きな割合を占めるだろう。

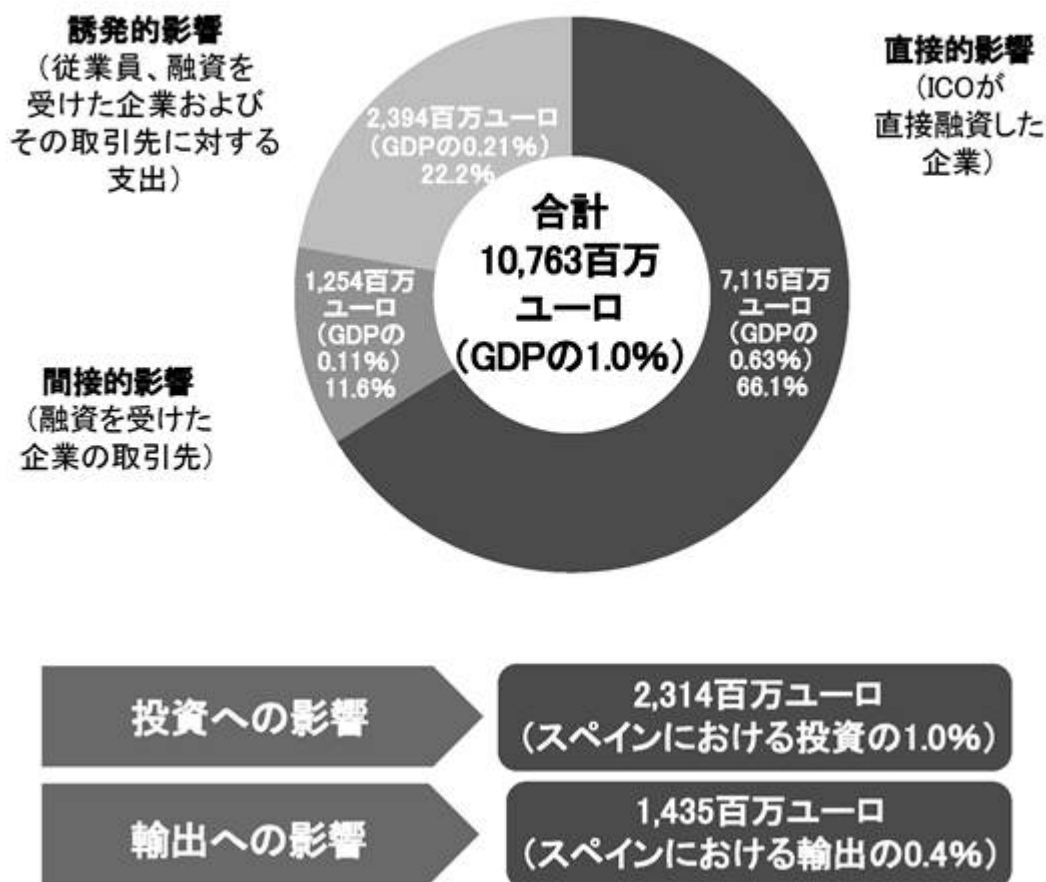
2020年における企業向け直接融資。融資が実行された金額
業務部門別の分布(金額および合計に占める割合)

	金額 (百万ユーロ)	合計に占める割合(%)
観光、娯楽および文化	550	21.7
建設およびインフラストラクチャー	497	14.3
エネルギー	465	13.5
事業、専門家および行政サービス	386	12.8
環境	343	11.6
輸送およびロジスティクス	302	10.7
食品および飲料品の商流	270	4.9
ICT	243	3.3
冶金およびその他の資材	140	2.1
自動車および運輸マテリアル	115	1.7
化学産業	72	1.3
繊維およびファッション産業	27	0.7
消費財	16	0.6
産業および保健サービス	15	0.5
資本財および産業商品	7	0.2
不動産サービス	3	0.1
食品および飲料品産業	2	0.06
合計	3,452	100.0

ICOの直接融資のスペイン経済への影響

2020年において設定された直接融資の経済活動への影響の推計額は10,763百万ユーロであり、GDPの1.0%に相当する。

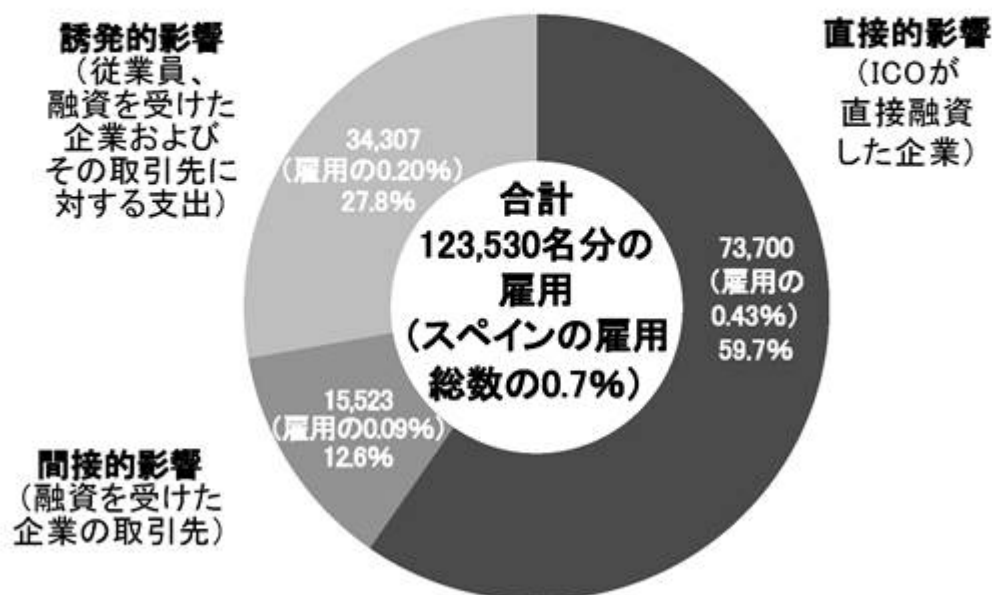
2020年におけるICOの直接融資 GDPへの貢献: 10,763百万ユーロ (GDPの1.0%)



これらの取引は、投資において2,314百万ユーロとなり、これは2020年におけるスペインの総固定資本形成 (GFCF) の1.0%を占めている。輸出に関する影響は、1,435百万ユーロと見積もられ、これはスペインの輸出合計額の0.4%を占めている。

創出および/または維持された雇用に関する定量化は、これらの取引の結果として、123,500名超分の職に相当し、これはフルタイム当量雇用の合計の0.7%に相当する。

2020年におけるICOの直接融資 雇用への貢献: 123,530名分の雇用の維持および／または創出 (スペインの雇用総数の0.7%)⁽¹⁾



(1)フルタイム当量雇用

E. 補完的融資チャネルの推進

2020年、ICOは、その子会社であるAXISを通じて運用するベンチャー・キャピタル・ファンドの事業を推進することによって、スペインのベンチャー・キャピタル部門との官民連携により、スペイン企業向けの融資を行う銀行に対する代替的および補完的融資を引続き促進した。

AXIS パルティシパシオネス・エムプレサリアレス SGEIC, S.A., S.M.E. (AXIS Participaciones Empresariales, S.G.E.I.C., S.A., S.M.E) 社は、1986年に設立されたスペイン証券市場委員会に登録された初めてのベンチャー・キャピタル運用会社である。設立以降、AXISはスペイン企業への銀行融資に対する補完手段としてベンチャー・キャピタルを推進し、その資本形成の改善ならびにイノベーション、起業家および国際化を牽引し、持続可能性およびデジタル化を促進している。その主な目的は、運用されるファンドの継続性を確保するために当該ファンドの財政均衡を維持することである。

AXISは、スペイン国内のベンチャー・キャピタル分野において最も活発な運用会社の一つであり、投資サイクルのすべての段階を通じて企業および／またはプロジェクトに投資するFOND-ICOグローバル F.C.R.、FOND-ICOパイム F.C.R.およびFOND-ICOインフラストラクチャス F.I.C.C.という三つのファンドを通じて5,150百万ユーロを運用している。

FOND-ICOグローバル F.C.R.

FOND-ICOグローバルの目標は、ノンバンク融資の資源を発展および多様化させ、異なる事業部門ならびに初期段階における技術移転および元手資金から拡大および国際化を促進するための開発資本といったその全段階においてスペイン企業への投資を行う民間で運用されるベンチャー・キャピタル・ファンドの設立を推進することである。

当該ファンドは、スペイン国内で組成されたか、またはその他の経済協力開発機構（OECD）諸国に所在するその他のベンチャー・キャピタル企業に出資しているファンド・オブ・ファンズとして運営している。このことから、当該ファンドは、スペイン所在の民間運用会社が運用する新たなベンチャー・キャピ

タル・ファンドの設立の原動力となっている。Fond-ICOグローバルが投資するベンチャー・キャピタル・ファンドは、ほとんどが民間資本でなければならない。

AXISのファンドの選定プロセスは、広告、同時並行性、平等および透明性というその公開入札の基本原則に基づいている。これを実施するため、公開の入札募集が行われ、関心を持ったファンドが応札する。2020年中、第12回および第13回のコールが決議され、それぞれ11のファンドと15のファンドに、最大532百万ユーロのFond-ICOグローバルの出資金が付与された。これは、ファンドが設立されて以来、年間の最高額を占めている。さらに、かかる第13回コールは、FOND-ICOグローバル創設以来、最大のファンド数と最大の投資額（329百万ユーロ）が承認されたものである。各参加ファンドに対しての投資金額は、当該ファンドの投資時の段階および規模により決まる。

企業の資本形成を促し、その国際化、成長、デジタル化およびイノベーションを促進するため、Fond-ICOグローバルは、民間による資源の運用を基本として、銀行融資の代替的資金調達の促進を目指している。そのため、最近のコールにおいて、これらの分野の活動を促進するために、参加ファンドの提案の評価には、持続可能性、デジタル化および生産構造のイノベーションという基準が織り込まれている。

FOND-ICOグローバルは、1.2十億ユーロの当初資金により運用を開始し、ICOの供与資産は三度増額されており、前回の2020年には2.5十億ユーロ増額され、現在は4.5十億ユーロに達している。さらに、2020年には、ファンドの投資期間を2026年まで、存続期間を2034年まで延長した。これらの決定は、MINECOが展開しているスタートアップ企業への融資および起業家エコシステムの支援のための措置の一環である。

FOND-ICOグローバルは、スペイン企業に投資を行うため約8.9十億ユーロを動員する。

決定された13件のコールにより、108本のプライベートファンドに対する投資が承認され、最大2,266百万ユーロの資金供与となった。かかる金額は、スペイン企業に対する投資を最大4倍、最大8,892百万ユーロ動員できる重要な乗数効果を有している。つまり、FOND-ICOグローバルにより投資された公的資本の1ユーロにつき、プライベートファンドは、最低でも3.9ユーロのスペイン企業に対する投資を約定した。

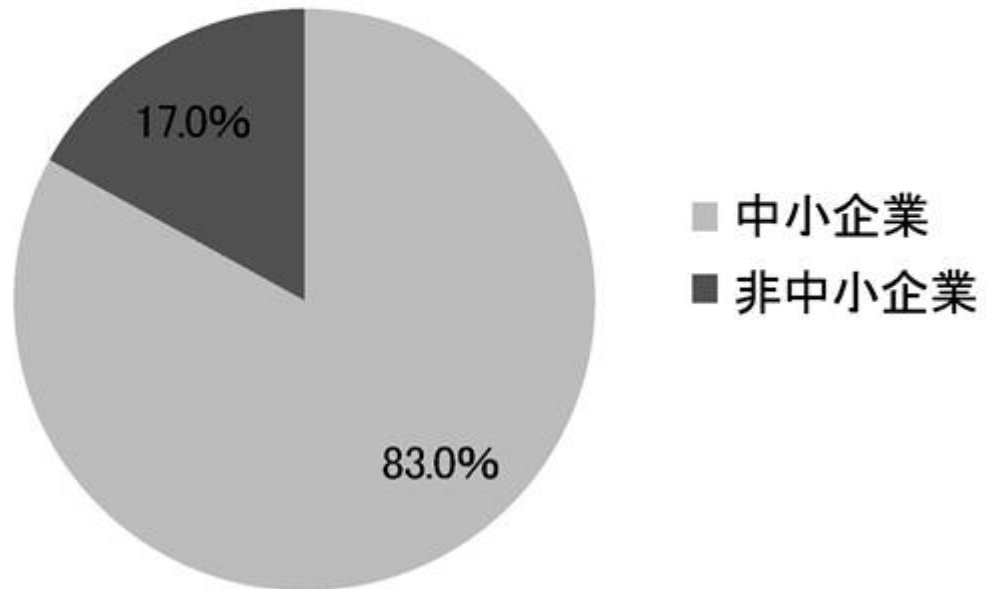
さらに、28%のファンドが国際的なファンドであり、スペインに対する外国資本の誘致において当該手段が重要であることを示している。

FOND-ICOグローバル(単位:百万ユーロ)

入札募集	対象ファンド	スペインにおける 対象投資額	FOND-ICOグローバルの コミットメント
2013年12月	685	660	189
2014年5月	3,785	665	248
2014年11月	4,125	668	194
2015年3月	756	573	124
2015年11月	671	606	121
2016年6月	668	272	71
2016年10月	727	659	157
2017年5月	1,041	625	161
2017年11月	7,594	818	159
2018年7月	1,287	535	145
2019年5月	830	676	166
2020年2月	1,676	910	203
2020年12月	3,400	1,224	329
合計	27,245	8,892	2,266

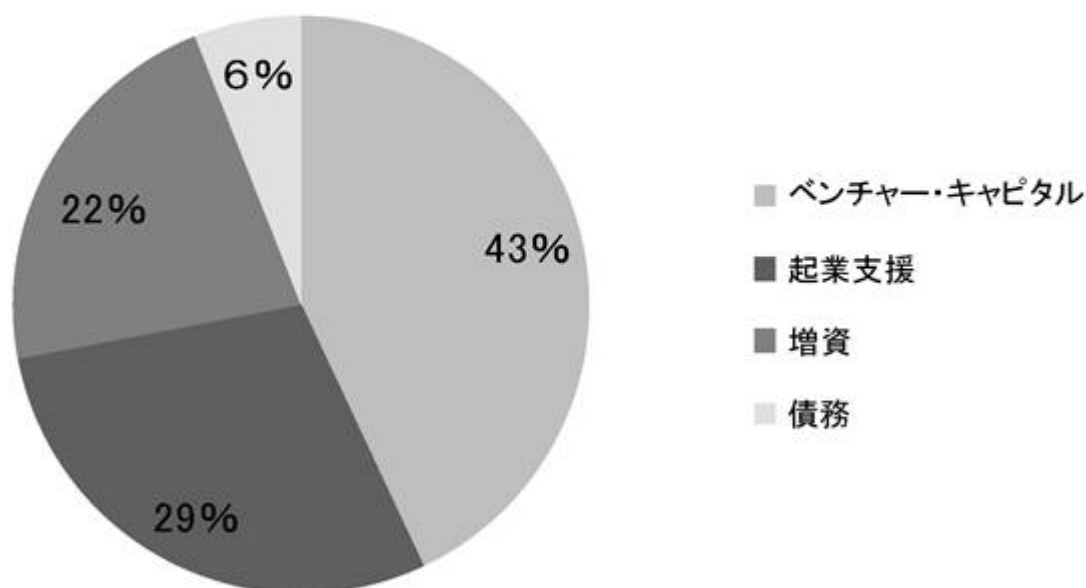
FOND-ICOグローバルが参加しているファンドは、多様な分野および成長段階にある従業員数が合計172,500名超となるスペイン企業691社への投資を行った。受取先のスペイン企業のうち83%は、中小企業である。

FOND-ICOグローバル 投資規模別分布



資金の分野別の投資額の分布は、下図の通りであり、ベンチャー・キャピタルが投資金額合計の43%を占めている。

FOND-ICOグローバル 分野別取引の分布



FOND-ICOパイム（F.C.R.）

FOND-ICOパイムは、250百万ユーロの資産を有している。このファンドでは、銀行融資に対する補完的な融資を促進するための一連のイニシアチブが展開されており、客観的な基準に基づき、特定の戦略的活動セグメント（持続可能性）および様々な融資（クラウドファンディング、クラウドレンディング、ビジネス・エンジェルズ）への参加を可能にし、柔軟性を高め、特定の投資に関する重要な管理費用を削減している。また、一定の成熟度に達しており、その拡大および／または成長プロセスのための資金を臨時に調達したいと考えている企業を支援する。

設立以来、当該ファンドは112社超のファンドおよび／または企業への280百万ユーロを超える金額の資本への拠出および資本性貸付を行ってきた。

FOND-ICOパイムの枠組みの中で展開されたイニシアチブの中で特筆すべきは、欧州投資ファンド（EIF）とともに、着手資本や初期段階の投資に焦点を当て、スペインにおけるベンチャー投資活動の発展を促進することを目的とした二つのファンドを創設したことである。

- ・ このイニシアチブの下で30百万ユーロの資金をもって設立された第一のファンドは、Neotecファンドとも関わりがある。入手できる最新のデータによると、この第一のファンドは、13のビジネス・エンジェルズと提携し、総額27.4百万ユーロを動員した129件の共同投資を行った。
- ・ 第二の共同投資ファンドは、EIFおよびFOND-ICOパイムによりそれぞれ50%ずつ拠出された40百万ユーロをもって、2019年に設立され、革新性の高い要素を有するスペインの技術関連企業に対して融資することを目的としている。

50百万ユーロの資金が提供されている**持続可能性および社会インパクトに係るイニシアチブ**の中で、2020年に、FOND-ICOパイムは5百万ユーロで*Q-Impact*ファンドへの参加を正式に決定し、2019年に実施された最初のファンドに加わった。

同じ分野において、AXISは2019年6月、フォーラム・インパクト（Foro Impacto）・プラットフォームに参加した。このプラットフォームは、社会インパクト投資を促進する18ヶ国で構成される国際組織であ

るグローバル・スティアリング・グループ・オン・インパクト・インベストメント（GSG）へのスペインの加入を可能にする。AXISは、インパクト投資の促進の継続に向け、この組織と正規に提携している。

同時に、50百万ユーロの投資を予定している**多角的債務イニシアチブ**の一環として、FOND-ICOパイムは、2020年にオクトーバーSME IVファンドに対して正式に15百万ユーロ投資し、このファンドにおける最初のフィンテックへの投資となった。かかるイニシアチブは、単独または他の投資家もしくはプラットフォームとのジョイント・ベンチャーにより中小企業への負債性手段による投資を増加させているベンチャー・キャピタル企業を対象とする。これは、スペイン企業に対する補完的で革新的な資金調達手段を促進し、そのデジタル化プロセスを支援することを目的としており、これによりICOグループがクラウドレンディング/クラウドファンディングのプラットフォームにおいて自らの地位を確立することが可能になる。

AXISは医療危機に対応するため、2020年に、FOND-ICOパイムを通じて、**COVID起業家エコシステム・イニシアチブ**を50百万ユーロ（最大100百万ユーロまで拡大可能）で承認した。このイニシアチブは、パンデミックの経済的影響により資金調達が困難となっている、革新性の高い技術系新興企業や成長性の高い中小企業の一時的な流動性ニーズを満たすための資金の創出を促進している。このイニシアチブにより、最大24.5百万ユーロでのアルデア・ベンチャーズ・オポチュニティファンドへの参加が承認された。

2020年末現在のFOND-ICOパイム投資のポートフォリオ残高は、以下の通りである。

FOND-ICOパイム（F.C.R.）
融資枠設定済み投資ポートフォリオ残高(2020年12月の残高)
(単位：百万ユーロ)

	金額
その他のベンチャー・キャピタル企業への投資	104
資本投資(株式および持分)	28
資本性貸付	7
合計	139

FOND-ICOインフラストラクチュラス（F.I.C.C.）

2018年12月、FOND-ICOインフラストラクチュラス（F.I.C.C.）というファンドが、400百万ユーロでスペイン証券市場委員会（CNMV）に登録された。このファンドは、スペイン国内とスペイン企業とともにスペイン国外において、直接またはその他の投資ファンドを通じて、持続可能なインフラストラクチャー・プロジェクトへの投資を行うことを目的としている。当該ファンドの持続期間は22年間であり、運用会社の決定によりさらに5年間延長できる。当該ファンドは、2019年に立ち上げられ、その活動は、いかなる場合においても少数派の参加に左右されるが、行政の債務および赤字を目的とするプロジェクトを除き、企業の実効支配を意味するものではない。

株式保有、劣後債務および資本性貸付を通じて、当該ファンドは、輸送、エネルギーならびに環境インフラストラクチャーおよび社会インフラストラクチャーへの投資を行う。その他の投資の中でも、とりわけモーターウェイ、道路、線路ネットワーク、港、空港、エネルギー分配ネットワーク、持続可能な発電または再生可能エネルギー、病院ならびに教育および法的サービスのインフラストラクチャーへの投資がなされる。

2020年に、FOND-ICOインフラストラクチュラスは、国家の環境保護に関する転換目標に貢献することを目的として、スペインにおける4件の太陽光発電所の建設および運営に対する最大15百万ユーロの投資を正式決定した。

2020年12月31日現在のFOND-ICOインフラストラクチュラス（F.I.C.C.）投資のポートフォリオ残高は、以下の通りである。

FOND-ICOインフラストラクチャス (F.I.C.C.)
融資枠設定済み投資ポートフォリオ残高(2020年12月の残高) (単位: 百万ユーロ)

	金額
その他のベンチャー・キャピタル企業への投資(引受済み)	100
貸付	24
資本投資(株式および持分)	9
合計	133

その他のファンドへの参加

ICOは、様々な運用会社により運用されるその他のファンドに参加している。

- ・ **フォン・メディテラニア・キャピタル** (Fons Mediterrània Capital) これは、カタルーニャ・ファイナンス・インスティテュート (Institut Català de Finances) (ICF) およびEIBとともに、総額62.5百万ユーロで、スペインの法律に従い、ICOにより設立および考案されたベンチャー・キャピタル・ファンドである。当該ファンドは、マグレブ(モロッコ、チュニジアおよびアルジェリア)の地中海地域でプロジェクトを展開している企業に対する投資のための万能型かつ多角的な投資目標を掲げている。運用会社はリヴァ・イエ・ガルシア・ヘスティオンSGIIC SA (Riva y García Gestión, SGIIC SA) である。ICOの参加額は15百万ユーロ(24%)に上る。当該ファンドは、現在売却過程にあるが、ポートフォリオ内に5件のプロジェクトが残存している。
- ・ **マーガレット・ファンド** (Marguerite Fund) これは、ICOおよび欧州投資銀行、欧州委員会、ドイツ復興金融公庫、イタリア預託貸付公庫、フランス預金供託公庫およびPKOバンク・ポルスキS.A. という他の公的な事業体により考案された欧州のキャピタル・ファンドである。当該ファンドの目的は、EUの政策において設定された目標に寄与するインフラストラクチャー(輸送、エネルギーおよび再生可能エネルギー)のセクターにおけるプロジェクトおよび企業に投資を行うことである。運用会社はマーガレット・アドバイザー・エスエーである。ICOは、現在の経済・デジタル変革省から供与された100百万ユーロで、このファンドに参加しており、その拠出は資本の14.08%にあたる。当該ファンドは、現在売却期間にあり、2020年末現在で7件のプロジェクトが残存している。
- ・ **エンタープライズ・サポート・ファンド** (AFS FUND) (Fondo de Apoyo a Empresas) 当該ファンドの目的は、期間を定めず2013年に設定されたもので、スペイン輸出信用機関(Compañía Española de Créditos a la Exportación) (CESCE) が保証するコマーシャルインボイスを割引くことによって、企業にノンバンク融資を行うことである。運用会社は、民間有限責任会社であるAFSエス・エー・アール・エル (AFS, S.à.r.l.) である。2018年以降、ICOは、主要投資家であるCESCEとともに、13.16%の持分を保有している。

F. 経済政策を実施する機関としてのICO。欧州連合ファンドの運営

ICOは、経済政策を実施する金融機関として、二つの方法でスペイン経済を支える。

- ・ 様々な形式のEUからの資金のチャネルとしての役割を強化すること。
- ・ 政府の経済政策の手段を実施するにあたり、金融機関として委ねられた機能を果たすこと。

欧州連合ファンドの運営

2020年、ICOはインベストEUプログラムの下で資金管理を行うための欧州委員会の実施パートナーとしての公認を取得した。これにより、ICOは2021年から2027年に係る多年次財政枠組みの範囲内で、他のEUプロ

グラムでもこの機能を果たすことが可能となり、その主要なEUの取引先企業と同様に、間接的または委託された管理を通じてEUの予算財源を実行することができる。

さらに、IC0は近年、欧州投資銀行（EIB）、欧州投資ファンド（EIF）およびその他の欧州機関と協力して、EUの資金をスペイン企業のプロジェクトに振り向けている。

実施パートナーとして公認されると、IC0は、インベストEUやコネクティング・ヨーロッパ・ファシリティー（CEF）等の、2021年から2027年に係る多年次財政枠組みの範囲内のイニシアチブからの資金をスペインのプロジェクトに振り向けるために活動する。IC0はまた、欧州保証ファンドの運営や次世代EUプログラムの運営においても協力しており、これらはいずれもスペインの起業家および自営業者が様々なコミュニティのイニシアチブおよび資金をより利用しやすくなるようにし、支援を得るための資金源およびそれを実現する手段の両方を多様化できるようにすることを目的としている。

IC0は、関係省庁と協力して、得られたEU資金を、企業に対する保証、融資および／または助成金の形で加盟国へ流通させるために、その商品を設計および改良する能力を有する。このように、IC0は今後数ヶ月のうちに、環境およびデジタルに関する移行を促進し、経済回復を支える変革的なプロジェクトの実施に貢献するものと思われる。

具体的には、インベストEUはEU全域に26十億ユーロの保証を提供し、民間イニシアチブとの協力の下、持続可能なインフラストラクチャー、研究、技術革新およびデジタル化、中小企業への投資および社会投資ならびに研修という四つの優先分野における推定372十億ユーロ超の投資を促進する。

IC0は、EUおよびその諸機関と長年の協力関係にある。欧州のための投資計画（ユンケル・プランとして知られる。）の下で動員された資金総額は1.9十億ユーロに上った。この数値は、このイニシアチブによってスペインのプロジェクトに配分された総額12,157百万ユーロの約15%を占めている。

また、2020年にIC0が、CEFプログラムにおいて、MITMAと協力して、スペイン企業による持続可能な交通プロジェクトのプレゼンテーションを運営する上で果たした役割についても言及する必要がある。このプログラムは、コミュニティ予算からの助成金と返済可能な銀行融資を組み合わせたものである。2020年、欧州委員会は、IC0が2019年に、実施パートナーとして資金提供し処理した5件のプロジェクトに対するCEF助成金を承認したことを確認した。さらに、2020年、IC0はこの助成金に適していると判断されたプロジェクトの支援を継続し、200百万ユーロ超の資金提供をもって参加した8件の新しい提案を欧州委員会に提出した。

要するに、欧州の資金は、経済成長と生産構造における環境およびデジタルに関する移行を強化するプロジェクトを推進する絶好の機会となっている。このため、IC0は、EUの2021年から2027年に係る多年次財政枠組みに沿って、また、回復・変革・復興計画のてこ入れされた政策に沿って、これらの資金源の効果的な配分に、すべての活動領域を通じて貢献することができるよう、新たなツールを獲得した。

経済政策に関する金融商品

IC0は、経済政策を実行する機関としての役割において、各省庁および他の行政機関と連携し、IC0が販売する様々な製品を通じてこれらの機関から資源を動員する。このように、官民提携スキームを通じて、政府のイニシアチブおよびプロジェクトを実施している。

こうしてIC0は、企業に資源を提供し、経済的なおよび部門別の政策目標の達成を促進することを支援する。2020年には、観光担当大臣とのIC0-トーマス・クック間の保証ライン、アセラ・パイク計画に基づくデジタル化に関するRED.ESとの協力、スペインの映画製作資金を調達するためのRTVEとの文化・視聴覚協定、社会住宅を促進するためのEIBとの融資を含む、数々のイニシアチブが実施された。

G. 国家を代理して扱われている業務

IC0は、政府財務代理人として、国家の名においてかつ国家の代理として、異なる目的で創出された様々な公的基金を運用する。

- ・スペインの企業の国際化に支援を提供すること（法人国際化基金（Fondo para la Internacionalización de la Empresa）（FIEM）および相互金利調整契約（Contato de Ajuste Reciproco de Intereses）（CARI）で、双方ともMINCOTURに属する。）
- ・開発に関する金融協力を促進すること（開発プロモーション基金（Fondo para la Promoción del Desarrollo）（FONPRODE）および水・衛生協力基金（Fondo de Cooperación para Agua y Saneamiento）（FCAS）で、双方とも外務・EU・国際協力局所属のスペイン国際開発協力機構（Agencia Española de Cooperación Internacional para el Desarrollo）（AECID）の代理として）
- ・地方自治体の持続可能性を促進すること（州融資基金（Fondos de Financiación de las Comunidades Autónomas）（FFCCAA）および地方自治体融資基金（Fondo de Financiación de las Entidades Locales）（FFEELL）で、財務省に属する。）
- ・上述の基金に加えて、2020年以降、IC0は、流動性および企業（特に中小企業や自営業者）への融資の流れを維持するために政府によって承認された様々なIC0-COVID保証枠を管理している。2020年中、これらの保証枠の下で89十億ユーロ超が保証されている。

これらの基金の財務代理人としてのIC0の役割は、国家の名においてかつ国家の代理として行為し、その活動を実行、運用および管理することである。会計帳簿は別個に作成されるため、残高はIC0の財務書類の一部を形成しない。

2020年末現在、管理資金総額は、約281.1十億ユーロである。

国家を代理して管理する資金残高(単位：百万ユーロ) 12月31日現在

	2020年
州融資基金(FFCCAA)	178,865
国家COVID-19保証ライン(保証額)	89,003
地方自治体融資基金(FFEELL)	6,312
法人国際化基金(FIEM)	3,848
相互金利調整契約(CARI)	2,631
開発プロモーション基金(FONPRODE)	422
水・衛生協力基金(FCAS)	11
合計	281,092

州融資基金（Fondo de Financiación A Comunidades Autónomas）（FFCCAA）

自治体および地方自治体の金融持続可能性の確保に関する2014年勅令第17号により、これら行政に対し流動性を提供することを目的とし、州融資基金（FFCCAA）が設立された。権利義務に関して、当基金は、廃止された自治区流動性基金（Fondo de Liquidez Autonómico）（FLA）および2012年に創設された供給者支払のための融資基金（Financiación del Pago a Proveedores）（FFPP）を引継ぎ、上記基金の資産を引き受けている。

IC0は当基金の財務管理者に任命された。その職務には、自治体との金融業務の実行ならびに技術器具、会計、現金出納係、支払代理人および監督サービスの提供が含まれる。

2020年においてFFCCAAにより実行された取引額は38,660百万ユーロとなった。2020年12月31日現在の当基金の未払残高は、178,865百万ユーロであった。

地方自治体融資基金（Fondo de Financiación A Entidades Locales）（FFEELL）

2014年勅令第17号に従い、流動性を提供し、地方自治体の資金ニーズに対応することにより金融持続可能性を確保するための地方自治体融資基金（FFEELL）も設立された。廃止されたFFPPの資産は、その一部はかかる行政機関に対応するものだが、この新たな基金に譲渡された。ICOはまた、当基金の財務代理人に任命され、当基金がFFCCAAのために担うものと同様の職務を行う。

2020年中にFFEELLにより実行された取引額は270百万ユーロとなり、年度末現在の未払額は6,312百万ユーロであった。

2012年の創設以来、これらの基金は、111.115十億ユーロ超の流動性を経済に直接注入した。これは、14百万件を超える請求書の支払によって可能となり、約370,000社の企業が恩恵を受けた。当基金はまた、177,426百万ユーロの地方行政の金融負債を処理した。

法人国際化基金（Fondo para la Internacionalización de la Empresa）（FIEM）

法人国際化基金（FIEM）は、民間市場の補完基金であるという使命の下、スペイン経済の国際化の支援および促進を目的としている。FIEMは、2010年6月28日法律第11号により、スペインの事業の国際化の公的支援融資のための基金として設定された。当基金は、スペイン企業の輸出業務および外国におけるスペインの直接投資の促進を目的としている。

この目的を達成するため、当基金は、スペインの商品およびサービスの獲得またはスペインもしくは国益にかなう投資プロジェクトの実行に関連する譲許的または市場に合わせた返済可能資金調達プロジェクトを実施している。

当基金は、貿易担当大臣に属しており、MINCOTURに報告を行うが、その担当部署は、融資予定プロジェクトの選定、統計データの作成およびそれらの分析に対して必要である実行可能性の調査、融資案の評価ならびにこれらの実行および評価の監視に責任を負う。

ICOは、財務代理人として行為し、スペイン政府の名においてかつこれを代理して、また国家を代理して、FIEMに関連した該当する信用協定、貸付または補助金協定を実行する。ICOはまた、技術器具、会計、現金出納係、支払代理人、および統制サービスならびに一般にFIEMの下で承認された業務に関連する金融の性格を有するすべてのサービスを提供する。また、当基金の運営に関する特定の面について、ICOはパリクラブ、欧州理事会の公的支援を有する輸出信用グループおよびOECD加盟国といった国際フォーラムで、当該省庁に対し助言している。

2020年において、FIEMの下で実行された業務は308百万ユーロであり、実行された貸付額は62百万ユーロであった。

法人国際化基金(FIEM)

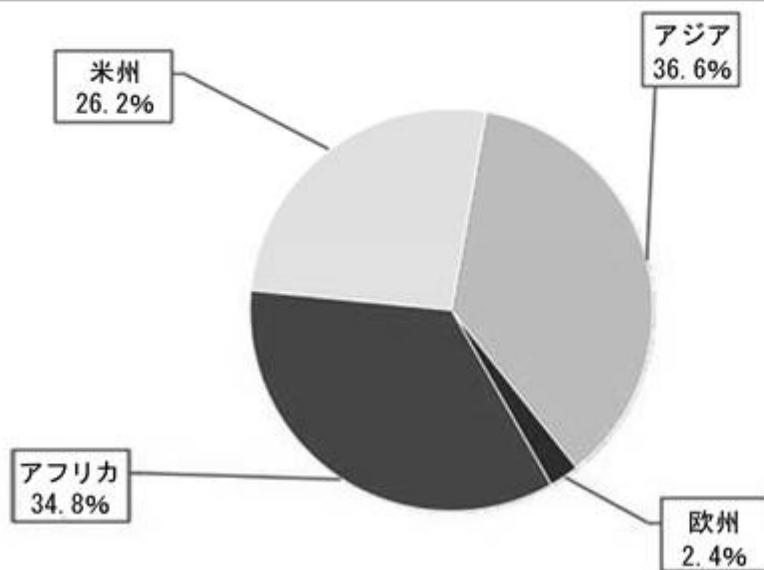
当会計年度に承認および実行された業務(単位：百万ユーロ)

	2020年
貸付承認額	308
実行された貸付額	62

FIEMは、自らをスペイン企業の外国市場への参入の支援を提供する重要な公的機関として強化している。2020年12月31日現在の貸付ポートフォリオの未払残高は、3,848百万ユーロに増加し、その地理別の分布は下図の通りである。

法人国際化基金 (FIEM)

2020年12月31日現在の貸付ポートフォリオ残高の地域別の分布



相互金利調整契約 (Contrato de Ajuste Reciproco de Intereses) (CARI)

CARIは、スペインの輸出を促進し、金融機関が長期固定金利貸付を付与するよう動機付けることを目的とした、特定の種類の金利と類似している金融商品である。

相互金利調整契約は、貸手が当該システムを通じて回収された各貸付の未払額に係る特定の金融利鞘を利用することを保証しており、貸付の固定金利と資金調達源に係る通常の費用との差額により生じるリスクを排除する。当該金融商品は、輸出信用機関 (Compañía Española de Seguro de Crédito a la Exportación) (CESCE) の保証が付けられていることに加え、組成期間、供与額および返済計画に合わせて順応できるため、銀行および輸出業者に対し柔軟性を提供する。当該システムの利用資格を得るための必須要件の一つは、業務において貸手が設定した金利が経済協力開発機構 (OECD) の合意に記載されたものでなければならないことである。

2020年中のCARIの活動は以下の表に要約される。

相互金利調整契約 (CARI)

当会計年度に承認および実行された業務 (単位：百万ユーロ)

	2020年
貸付承認額	346
実行された貸付額	287

2020年12月31日現在のCARIの未払貸付ポートフォリオ残高は2,631百万ユーロとなり、その地理別の分布は以下の通りである。

相互金利調整契約(CARI)

2020年12月31日現在の貸付ポートフォリオ残高の地域別の分布

(単位：合計に占める割合%)

米州	67%
アジア	16%
アフリカ	14%
欧州	3%
合計	100%

開発プロモーション基金 (Fondo para la Promoción del Desarrollo) (FONPRODE)

開発プロモーション基金 (FONPRODE) は、スペイン協力機構の主要な金融機関の一つとして作られ、当基金の管理を担当する機関であるスペイン国際開発協力機構 (Agencia Española de Cooperación Internacional para el Desarrollo) (AECID) を通じて、外務・EU・国際協力局に所属している。当基金の主要な目標は、貧困の根絶、社会的不平等ならびに個人および地域における不平等の削減、男女平等の促進、人権の保護ならびに発展途上国における持続可能な開発である。当基金は、払戻不可能な業務（多国間機関および国際金融開発機関に対する寄付、拠出および寄付金）ならびに払戻可能な業務（多国間機関への払戻可能な拠出、地方の小規模金融機関への貸付および国家への信用貸付）の両方を認めている。当基金はまた、投資ファンドへの出資を行うことができる。

ICOIは、スペイン政府の名においてかつこれを代理して、また国家の代理として、受益者との合意を実行する。ICOIはまた、技術器具、会計、現金出納係、支払代理人および統制サービスならびに一般的に、当基金の下で承認された取引に関する金融の性格を有するすべてのサービスを提供する。2020年には、23百万ユーロに上る業務が実行された。2020年末現在の未払残高は422百万ユーロであり、内訳は以下の通りである。

開発プロモーション基金(FONPRODE)

2020年12月31日現在の貸付ポートフォリオ残高(単位：百万ユーロおよび割合%)

	2020年	ポートフォリオ合計に占める割合 (%)
多国間機関への払戻可能な拠出	310	73.6%
小口融資プログラム	86	20.4%
国家への信用貸付	25	6.0%
ポートフォリオ合計	422	100.0%

水・衛生協力基金 (Fondo de Cooperación para Agua y Saneamiento) (FCAS)

2008年一般国家予算に関する2007年12月26日法律第51号に従い、国際開発協力機構の方針に基づき、金融活動を目的とした手段として、ラテンアメリカ諸国の国民が水および衛生設備にアクセスすることができるために考案された、水・衛生協力基金(FCAS)が設立された。

当基金は、外務・EU・国際協力局の下で、スペイン国際開発協力機構 (AECID) に所属している。

当基金は、払戻不要援助や、該当する場合には、超国家的組織または民間機関を含む受益国の国家当局との共同融資制度に基づく貸出金を付与する。ICOIは、スペイン政府の名においてかつその代理として、また国家の代理として該当するFCAS融資契約を実行し、承認された業務に関するすべての金融サービスを提供する。

設立以来、2008年には当基金からの支出は846百万ユーロ超となり、うち全額が返済不可能なプログラムに該当する。2020年には、未実行のプログラムから得られる財源から総額6百万ユーロが支出されるものとして、五つの新しいプログラムが承認された。

H. IC0グループの持続可能性

持続可能性およびクライメイト・ニュートラル（気候中立）、資源の効率化および循環型経済への移行は、長期的競争力を確保するための鍵である。このような行動を維持するにあたり、IC0の法令第2条は、ガバナンスおよび企業の社会的責任の観点から、資産と負債の運用および組織の内部管理の両面において、持続可能性がIC0の活動の基本的な柱であると定めている。これが、持続可能性が組織のすべての分野に関係し、組織が公的銀行および開発銀行としての使命を果たすための管理基盤を構成する理由である。

IC0は、環境、社会およびガバナンスの目標を経営上の意思決定に組み込む持続可能な金融モデルの開発を促進する上で重要な役割を担っている。IC0はまた、新しい2021年 - 2027年のEU金融フレームワークおよび次世代のEUイニシアチブにより設定されたガイドラインに沿い、持続可能な成長の将来のモデルへの移行を促進するために資源を動員する。

インベストEUプログラムに基づき、2020年に欧州委員会から欧州の基金を管理することについて認証を取得したことにより、IC0は、IC0が企業に対して利用可能とする支援の種類を拡大することが新たに可能となり、回復・変革・復興計画に規定される行動計画に沿い、持続可能性の分野における関与を強化し、持続可能なインフラストラクチャー、研究・革新・デジタル化、中小企業および社会的投資・技能という行動の四つの主要分野に焦点をあてている。

資産の運用の持続可能性に関する行動

IC0は、持続可能性の様々な分野（環境・社会・ガバナンス - ESG）において人々、気候および環境にプラスの影響を与える融資業務を促進し、優先している。

2020年にはソーシャル・インパクト・ファイナンスが顕著であり、COVID-19の経済的および社会的な影響に対処するために政府によって実施された緊急措置を通じて、IC0は自らの資金から大企業および中規模企業に対する直接資金援助を提供している。かかる分野では、オルタナティブ債券市場（MARF）において国の部分保証が付された融資業務または発行済約束手形の購入が顕著であった。

加えて、2020年、IC0は、エネルギー効率、モビリティ、再生可能エネルギーの開発ならびに水および廃棄物の処理を改善するプロジェクトの立案に対する環境インパクト・ファイナンスへの関与について歴史的な高水準を維持している。この文脈では、電気自動車の充電ポイントのネットワークの開発を支援することによってエネルギー・モデルの多様化に積極的に貢献するプロジェクトについての融資が強調に値する。グリーン・ローン原則（GLP）に準拠する融資は、かかる活動の発展を支援するために市場基準およびガイドラインの枠組みを追求するローン市場協会（LMA）によって促進されており、これもまた注目に値する。IC0は、自身のグリーン・ローンを評価するためにかかる原則を用いている。

このような取り組みにおいて、IC0は、欧州における環境面の持続可能性および輸送セクターの効率化に貢献するプロジェクトへの民間投資家および金融機関の関与を促進するコネクティング・ヨーロッパ・ファシリティー（CEF）プログラムにおいて積極的な役割を担っている。CEFプログラムでは、欧州企業の持続可能なモビリティ・プロジェクトを支援し、プロジェクトの投資全体の20%を上限とする欧州委員会からの助成金を返済可能なローンと組み合わせており、官民連携して資源を動員する能力を拡大している。2020年、IC0は、資金調達プログラムに適格である8件のプロジェクトへ200百万ユーロ超の融資を承認した。

2020年、持続可能な開発プロジェクトおよび計画に関連する業務に対して承認された融資の総額は2.76十億ユーロに上る。

2016年10月、IC0は、エクエーター原則（赤道原則）に調印し、IC0が融資または助言を行うプロジェクトが社会的および環境的な責任を果たすような方法で確実に実施されるよう約束しており、これはビジネスと人権に関する国連指導原則（UNGPs）を遵守すること、2015年パリ協定の目標および気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の勧告を支援することを意味する。

負債の運用の持続可能性に関する行動

負債の運用に関して、IC0は、グリーン・ボンド市場において地位を確固たるものとしており、2020年には、環境保護および気候変動対策に貢献するスペイン企業の活動、投資およびプロジェクトに融資するために、500百万ユーロに上るグリーン・ボンドの発行を行っている。

500百万ユーロに上るソーシャル・ボンドの新規発行も行われた。かかる発行は、かかる種類の資金調達を規制するソーシャル・ボンド・フレームワークに当初規定された範囲を拡大した後に実施された。範囲の拡大は、COVID-19のパンデミックの影響への対策を含むことによって、IC0の社会的目標をより適切に反映する。

サステナブル・ボンド市場へのIC0の参加は、IC0が創設パートナーであり、かつ諮問委員会のメンバーでもあるICMA（国際資本市場協会）が創設された2015年に遡る。かかるパートナーシップは、グリーン・ボンド、ソーシャル・ボンドおよびサステナブル・ボンドの市場を発展させることを目的としており、パリ協定に沿い、債券発行に関するベンチマーク原則を設定している。2015年以降、IC0は、4.55十億ユーロのサステナブル・ボンド、7件のソーシャル・ボンドおよび2件のグリーン・ボンドを発行している。

組織全体の持続可能性

持続可能性基準は、IC0のベンチャー・キャピタル・ファンドの管理におけるAXISおよびファンダシオンIC0を含むIC0グループ全体で実施されている。

組織全体に関係する戦略的方向性としての持続可能性、ガバナンスおよび企業の社会的責任方針を全社的に強化するため、多くの内部行動がとられているところである。これらには、かかる分野におけるIC0の活動を特定および監視するための基本的なガイドラインを設定する持続可能性方針および環境方針が2020年に承認されたことが含まれる。12月には内部の持続可能性評価マニュアルも承認され、また新しいIEUの持続可能な金融規則の適用においてIC0が研修を受けるよう、欧州委員会の構造改革支援サービス（SRSS）から技術支援が求められている。かかる行動の出発点として、IC0は、かかる分野における行動の発展を促進、調整し、これに貢献することを目的として、2020年7月に持続可能な金融のための行動計画を策定した。

IC0は、EUレベルで、他の政府系開発銀行と連携して、とりわけ、2019年から2023年までの期間に10十億ユーロに相当するEUにおける循環型経済プロジェクトおよびプログラムの開発および実施を支援するため、EIBとともに、欧州の政府系開発銀行の大手5行（ドイツのKfW、イタリアのCDP、フランスのCDC、ポーランドのBGK、IC0）が立ち上げた循環型経済に関する共同イニシアチブ（JICE）への参加を通じて行動している。加えて、IC0は、2020年に、2019年から2023年までの期間に2十億ユーロに相当するプラスチックおよび固形廃棄物の生産・リサイクル過程の効率的な管理に貢献するプロジェクトに融資することによって、気候変動による影響を低減し、海洋汚染対策を講じることを目的とするクリーン・オーシャン・イニシアチブに加盟した。

持続可能性の分野において、連携協定も国内外の機関と調印されている。2005年以来、IC0は、国連グローバル・コンパクトのスペイン・ネットワークのメンバーであり、中小企業に向け持続可能な事業構造の開発を促進することを目的とする組織である2030アジェンダ高等弁務官事務所と連携している。これはクライメイト・アクションへの集団的コミットメント（Collective Commitment to Climate Action）の一環であり、署名機関の与信ポートフォリオのカーボンフットプリント（二酸化炭素の排出量）を削減するために、スペインの銀行セクターの共同コミットメントを反映している。

最後に、IC0は、持続可能な金融を促進することを目的とする複数の協会のメンバーである。特にFORETICAの一員であり、IC0はFORETICAから、持続可能な開発目標（SDGs）の知識を共有し、SDGsを公開企業、SPAINSIF（投資業界の中でESG基準の統合を促進することを使命とする。）およびFINRESP（責任ある金融および持続可能な金融センター）（2030アジェンダのコミットメントに積極的に貢献するため、ビジネス業界（特にスペインの中小企業）の難題およびニーズに対処することを目的する。）の戦略に統合するために公開企業におけるCSR（企業の社会的責任）行動グループの立上げを主導した。

ファンダシオンIC0はまた、特にスペイン国立通信教育大学（Universidad Nacional de Educación a Distancia）（UNED）と連携して、循環型経済およびスペインの中小企業に関する調査（その結果は、中小企業向けのユーザーが利用しやすいツールとして意図されている「循環型経済への移行：中小企業向けガイド」と題する文書となっている。）ならびに循環的経済において中小企業に研修を受けさせるウェブ・ワークショップおよびかかるワークショップの結論を要約するためのセミナーの組成を準備する上で持続可能性基準に合わせている。ファンダシオンIC0は、また、自営業者、企業および一般大衆が循環型経済および中小企業に関する情報へアクセスできるようにするため、MOOC（大規模公開オンライン講座）の開設とともに、このような行動を継続することが意図されている。

1. 企業の国際化に係る資金調達

スペイン企業の国際活動を活発化させることおよび外国からの投資を誘致することは、IC0の戦略的優先事項の一つである。このため、IC0は、より広範囲の地理的多様性を備え、高付加価値を有するセクターに向けられた企業の輸出および投資活動を促進するための幅広い金融商品を企業に対し提供し、外国部門の強化に大きく寄与し、スペイン経済の成長の牽引役としての役割を確固たるものとした。実際に、IC0は2017年から2027年にかけてのスペイン経済の国際化戦略に参画し、また積極的に貢献している。

国際化に特化した金融商品の中でも、中小企業および小規模プロジェクト（IC0の輸出業者向けファシリティー、IC0の国際融資枠およびIC0の国際局融資枠）に焦点を当てたIC0の仲介ファシリティーならびに中堅企業および大企業を対象とする、ストラクチャリング、シンジケート・ローン、プロジェクト・ファイナンスおよび社債買入を通じた企業への直接融資は注目に値する。国際入札、承認および保証におけるIC0の役割もまた、特に重要である。

2020年、スペイン企業の国際化を促進する目的の下に計上された融資および保証の金額は、2.59十億ユーロ（融資の実行額合計の38％）であった。

2020年における企業への融資および保証（投資先別の分布） （単位：百万ユーロおよび％）

	融資実行	
	金額	割合
国内投資	4,210	61.9%
国外投資	2,590	38.1%
合計	6,799	100%

IC0のファシリティー： 2020年のIC0の仲介ファシリティーによる融資の実行額合計のうち40％（1,345百万ユーロ）は、外国への投資の資金供給およびスペイン企業による125ヶ国もの異なる国々への輸出活動の促進を目的としたものであった。かかる融資は、7,000件の取引を通じて約1,000の顧客に対して供与された。

2020年におけるIC0の国際化のための仲介ファシリティー業務において注目すべき点は、IC0の国際局融資枠の多大な貢献であり、中南米地域を主な適用地域とする融資の実行額は、417百万ユーロとなった。この商品は国際金融機関との協働で提供され、現地市場におけるスペイン企業のために、融資へのアクセスを支援するものである。

2020年に実行されたIC0の仲介ファシリティー 被投資国別の投資の分布（単位：百万ユーロ）

	金額	合計に占める割合 (%)
フランス	194	14.4%
イタリア	116	8.6%
ドイツ	80	5.9%
米国	69	5.1%
オランダ	62	4.6%
ポルトガル	49	3.7%
ベルギー	41	3.0%
英国	40	3.0%
中華人民共和国	22	1.6%

スイス	18	1.4%
アラブ首長国連邦	16	1.2%
日本	15	1.1%
モロッコ	14	1.0%
トルコ	13	1.0%
スウェーデン	9	0.7%
アイルランド	8	0.6%
オーストリア	8	0.6%
メキシコ	8	0.6%
ポーランド	7	0.5%
デンマーク	7	0.5%
ペルー	7	0.5%
チリ	6	0.5%
アルジェリア	6	0.4%
ルーマニア	6	0.4%
サウジアラビア	6	0.4%
その他(*)	518	38.5%
合計	1,345	100.0%

(*)100ヶ国向けの取引およびIC0の国際局融資枠を通じて融資実行された取引（417百万ユーロ）を含む。

IC0の直接融資： 2020年、直接貸付取引、信用供与、保証ならびに社債およびMARFの約束手形の買入において、3,452百万ユーロの資金の融資が実行され、このうち融資の実行額全体の約36%に相当する1,245百万ユーロが国外のプロジェクトに割り当てられた。

以下の表は、融資先所在地が外国となる融資実行の国別分布を示している。

2020会計年度の直接融資業務被投資国別の投資の分布（単位：百万ユーロ）

	融資実行	
	金額	合計に占める割合 (%)
ポルトガル	338	27.1%
英国	177	14.3%
その他の国々(*)	169	13.6%
メキシコ	112	9.0%
チリ	103	8.3%
ドイツ	80	6.4%
コロンビア	78	6.2%
フランス	48	3.8%
アルジェリア	30	2.4%
アラブ首長国連邦 - ドバイ	28	2.3%
バーレーン	18	1.5%
カナダ	13	1.0%
パラグアイ	12	1.0%
イタリア	10	0.8%

オマーン	10	0.8%
ペルー	8	0.6%
スロバキア	8	0.6%
ブラジル	2	0.2%
合計	1,245	100.0%

(*)本項目は投資先が複数の国にまたがる取引を含む。

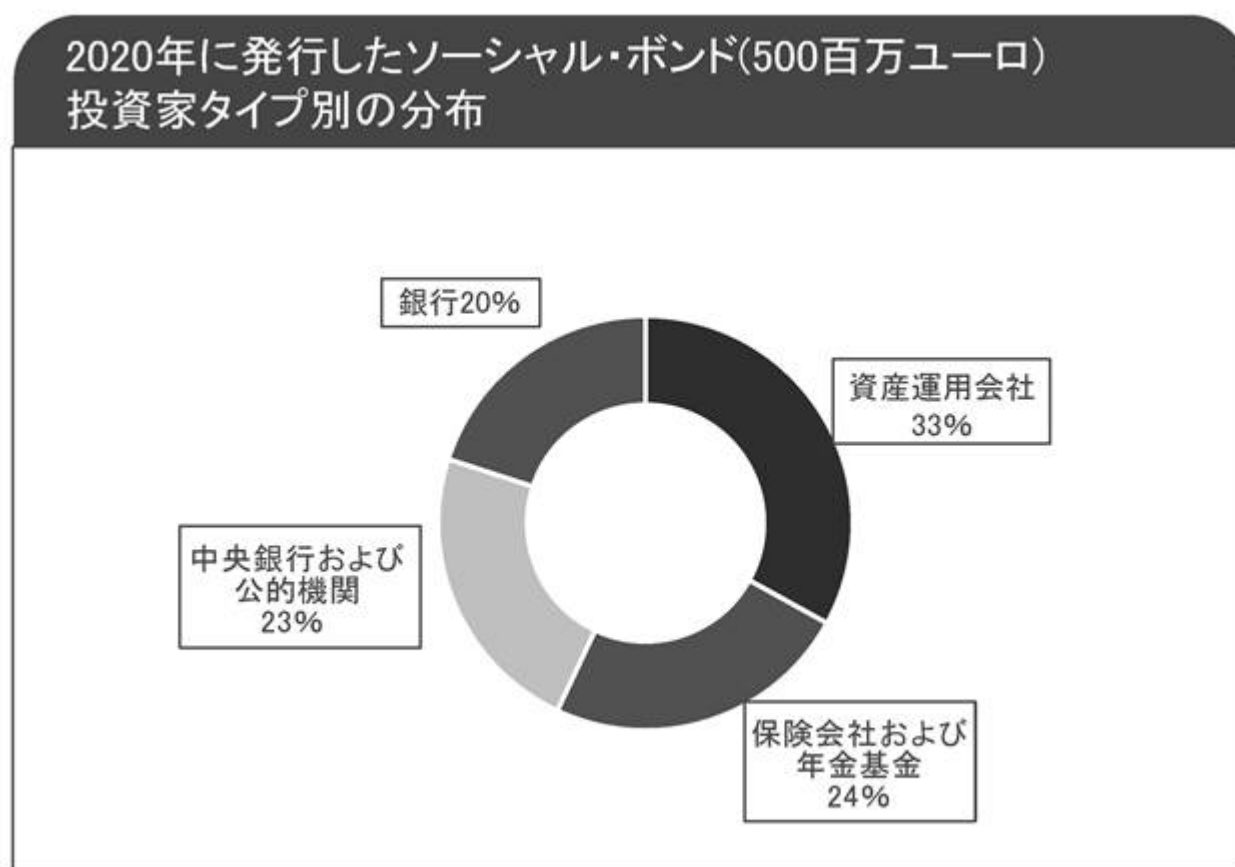
J. 資金の動員

IC0は、主に資本市場における債券の発行および多国間金融機関からの相対貸付を通じて、その中長期的な活動資金を調達している。IC0は一般国家予算を通じて資金を調達することも、個人からの預金を受け入れることもない。2020年の間、IC0は、合計5,665百万ユーロの中長期的な資金を調達した。

2020年、IC0は第7回ソーシャル・ボンドの発行を行った。

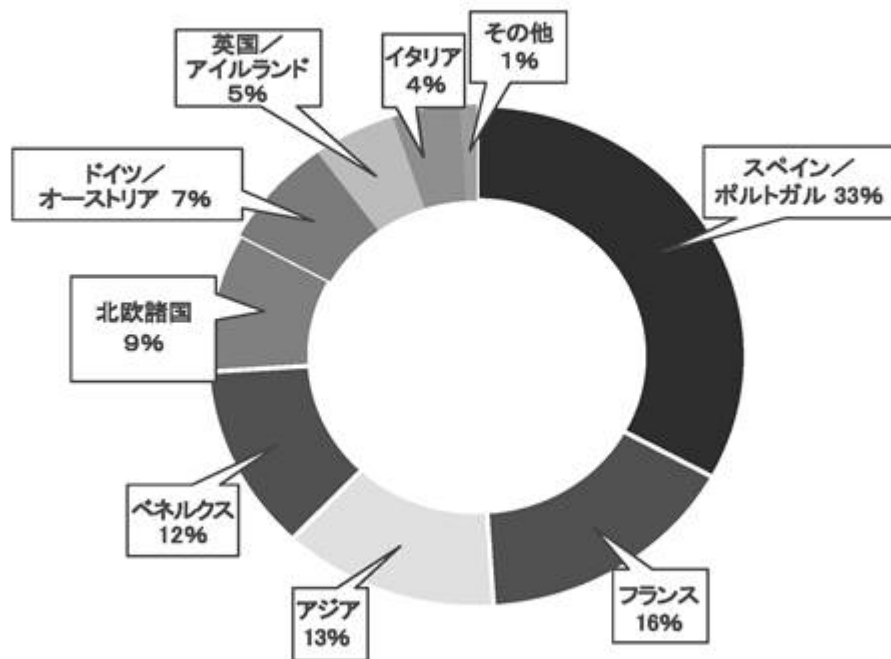
2020年5月、IC0は、自営業者、中小企業ならびにCOVID-19の社会的および経済的影響を軽減することに貢献する企業による取引への融資のために500百万ユーロのソーシャル・ボンドの新規発行を行った。当該発行は、投資家に非常に好評であり、取引額の7倍超の3.5十億ユーロを超える需要があったが、これはIC0の債券取引においてこれまでに記録された最大の応募超過であった。IC0は、スペインの発行体として初めて健康危機の経済的な影響を軽減することを目的とした当該債権の公募取引を実施した。

このように、IC0は、再びIC0のソーシャル・ボンドの当該専門化された市場におけるベンチマークとしての地位を高めた。当該債券発行の投資家タイプ別の分布は以下の通りである。



発行の地域別の分布については以下のグラフに示される。

2020年に発行したソーシャル・ボンド(500百万ユーロ) 国別の分布

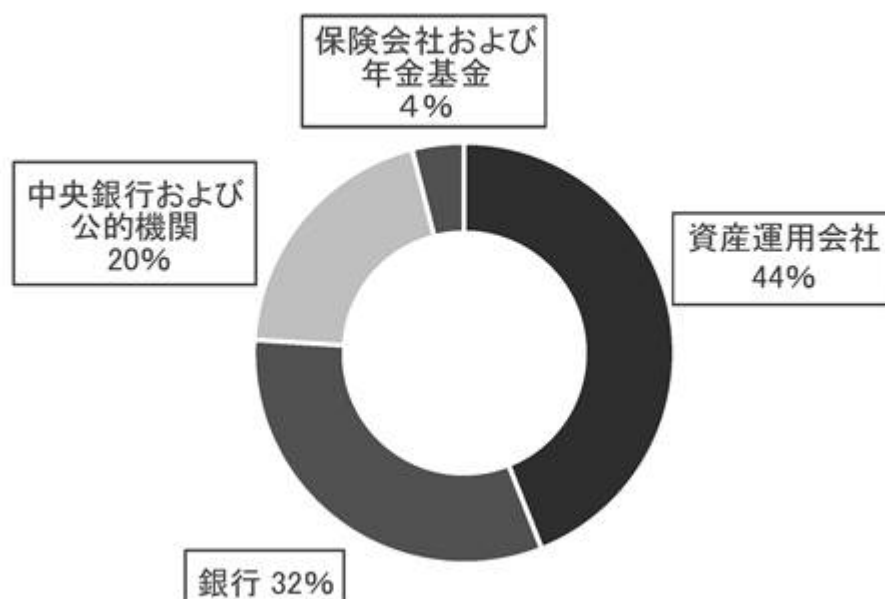


第2回グリーン・ボンドの発行

2020年10月、ICOは、500百万ユーロの第2回グリーン・ボンドの発行を行った。この資金は、次世代EUプログラムの枠組み内におけるスペイン経済のための回復・変革・復興計画の柱の一つである環境に配慮した転換の促進に貢献するスペイン企業が行ったプロジェクトへの融資に使用される。

投資家タイプ別の分布は、以下の通りである。

2020年に発行したグリーン・ボンド(500百万ユーロ) 投資家タイプ別の分布



IC0は、サステナブル・ボンド市場におけるその地位を確固たるものとした。

2020年におけるこれら二つの新規発行とともに、IC0が発行した合計3,550百万ユーロの七つのソーシャル・ボンドおよび合計1十億ユーロの二つのグリーン・ボンドにより、欧州水準での当該市場のベンチマーク発行体の一つとしてのIC0の地位を確固たるものとした。

投資家に対する透明性は、依然としてIC0の基盤である。2020年において、2019年に発行されたソーシャル・ボンドおよびグリーン・ボンドに対応する影響報告書が公表された。これらの報告書を通じて、IC0は投資家に対し、調達した資金の使用先を説明している。この資金は、スペインの不利な条件に置かれた地域の9,514社の中小企業への融資に使用され、44,733の雇用の創出または維持に貢献した。また、九つの再生可能エネルギーのプロジェクトに対する融資を行い、315,101トンのCO₂排出量の削減を支援する。

IC0のサステナブル・ボンド市場への参加は、サステナブル・ボンドの発行のみに限定されない。IC0はまた、国際資本市場協会（ICMA）のソーシャル・ボンド・ワーキング・グループの常勤メンバーとして、これらの債券市場の発展および促進に向けて積極的に協働している。昨年の任命後、IC0は、2020年にICMAのGBPおよびSBP執行委員会の諮問委員会のメンバーとなった。

多国間機関との相対貸付の実行、優遇条件下での融資へのアクセス

近年、IC0は、国際金融機関および多国間機関からの借入れにより、資本市場での資金調達を補完する代替源を探すことに一層力を入れている。これらの運用は、価格、満期および可用性の観点で有利な条件を有しているため、スペイン企業に対してより良い融資条件を提供することが可能となる。

これに関して、雇用の創出および維持を支援するスペインの中小企業プロジェクトに対して融資を行うため、2020年に欧州評議会開発銀行（CEB）との300百万ユーロの協定が締結され、また、EIBとの1.5十億ユーロの協定が締結された。これらの資金は、IC0の仲介ファシリティーおよび直接融資プログラムを通じて提供され、スペイン企業のCOVID-19の経済的および社会的影響の軽減を支援する。

IC0は、欧州におけるEIBグループの主要パートナーの一つであることから、2015年7月の欧州委員会による公式報告において、政府系開発銀行とEIBの協調および補完性の要件に関して対処法を提供した。

K. 企業への投資

2020年において、ICOは、下記の法人の株主集団に参加していた。

- ・ 1986年に設立されたベンチャー・キャピタル・ファンドの運用会社である**AXISパルティシパシオネス・エムプレサリアレスSGEIC, S.A. S.M.E. (AXIS)**。ICOは株式資本の100%を保有している。
- ・ **コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・レアフianzaツァミエントS.A. (CERSA)** (Compañía Española de Reafianzamiento, S.A.)。ICOは株式資本の24.30%を保有している。当該企業は、産業・貿易・観光省に属する政府出資の商事会社である。同企業の目的は、中小企業および自営業者、特にスタートアップ企業および小規模企業が、すべての種類の融資を容易に受けられるよう計らうことである。CERSAは、CERSA自体、保証会社20社および農業保証政府機関 (SAECA) で構成されたスペインの相互保証制度 (Sistema de Garantía Recíprocas) への資金補完を通じて支援を提供する。
- ・ **コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A, S.M.E. (COFIDES)** (Compañía Española de Financiación del Desarrollo, S.A, S.M.E.)。ICOは株式資本の20.31%を保有している。当該企業は、産業・貿易・観光省に属する政府出資の商事会社である。同企業は、収益性の指標に基づき、投資を受ける国々の発展ならびに経済およびスペイン企業の国際化の両方に関して支援を行う上でスペインにとって何らかの利益が認められる、国外における実行可能な民間投資プロジェクトへの中長期の融資を行うことを目的としている。
- ・ **欧州投資ファンド (EIF)**。ICOは、1994年のEIF設立以来のパートナーであり、現在同資本の0.72%を保有している。大株主はEIBであり、EIFの基本目的は、インフラへの融資を提供し、中小企業に対する保証を提供することである。1997年、EIFはベンチャー・キャピタル業務も行い始めた。
- ・ **ヨーロピアン・データウェアハウス (ED) GmbHG** (European DataWarehouse, GmbHG)。ICOが保有する株式は3.57%である。EDは、分析において投資家およびその他の市場参加者により利用される、証券化ポートフォリオを構成する貸付に関するデータを収集する欧州の集中証券化リポジトリである。EDのデータを通じて、利用者は、裏付けとなるポートフォリオを分析し、ポートフォリオを体系的に比較することができる。
- ・ **国際銀行間通信協会 (SWIFT)** (Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication, SCRL)。ICOは、2008年以来、同協会の持分を保有している。SWIFTは、ベルギーの法律に従い、1986年に設立され、その目的は、世界各国の金融機関が金融取引に関する情報を送受できるように安全なネットワークを提供することである。同ソサエティは、世界中で約2,400のパートナーを擁しており、そのうちの27はスペインの金融機関である。この参加により、ICOが安全で、標準的かつ信頼できる環境において金融取引を実行するためにこのプラットフォームを利用できるようになっている。

(5) 【経理の状況】

以下に掲げる2019年12月31日に終了した会計年度および2020年12月31日に終了した会計年度の単体財務書類はIC0の会計記録に基づき作成されたものであり、また、2019年12月31日に終了した会計年度および2020年12月31日に終了した会計年度の連結財務書類はIC0および当グループを構成する企業の会計記録に基づき作成されたものであり、したがって、その資本および財政状態ならびに終了した会計年度における経営成績およびキャッシュフローの概観を、すべての重要な側面に関して真実かつ公正に表示している。両会計年度の単体財務書類および連結財務書類は、スペインにおいて有効な規制上の監査基準および財務情報に関する適用ある会計規則、また特にその中で定められている会計の原則および基準に基づき作成されている。

両会計年度の単体財務書類および連結財務書類については独立公認会計士であるマザーズ監査人S.L.P. (MAZARS Auditores S.L.P.) が監査している。

以下に掲げるIC0の2019年12月31日に終了した会計年度および2020年12月31日に終了した会計年度の単体財務書類は、2017年11月27日スペイン中央銀行通達第4号（その後の改正を含む。）ならびにスペイン商法、資本企業法およびその他の適用ある法律に基づき作成されている。また、2019年12月31日に終了した会計年度および2020年12月31日に終了した会計年度の連結財務書類は、2017年11月27日スペイン中央銀行通達第4号（その後の改正を含む。）に含まれる、一般公衆用の財務報告基準および財務書類におけるモデルに関する原則および基準、ならびにスペイン商法、資本企業法またはその他の適用あるスペインの法律に基づき、欧州連合（EU）が採用した国際財務報告基準（IFRS）に従い表示されている。

(訳 文)

連結年次財務書類に係る独立監査人の監査報告書

スペイン開発金融公庫理事会 殿

意見

我々は、2020年12月31日現在の連結貸借対照表ならびに同日に終了した年度の連結損益計算書、連結認識損益計算書、株主持分変動計算書、連結キャッシュフロー計算書およびこれらの注記により構成される、**スペイン開発金融公庫**（「親会社または公庫」）およびその子会社（「グループ」）の連結年次財務書類を監査した。

我々の意見において、添付の連結年次財務書類は、欧州連合が採用している国際財務報告基準（「IFRS-EU」）およびスペインにおける財務報告書規制枠組みのその他の規定に準拠して、すべての重要な点において、2020年12月31日現在のグループの連結資本および連結財務状態ならびに同日に終了した年度の連結の経営成績および連結キャッシュフローについて公正に表示している（添付の連結年次財務書類の注記1.2に記載されている。）。

意見の基礎

我々は、スペインの現行の監査規制に準拠し、監査を行った。かかる規制に基づく我々の責任は、我々の報告書の「**連結年次財務書類の監査に係る監査人の責任**」の項に詳述されている。

我々は、現行の監査規制に従い、スペインにおける連結年次財務書類の我々の監査と関係のある倫理基準（独立性に関する要件を含む。）に則り、グループとは独立した立場にある。この関連で、我々は、年次財務書類の監査以外のいかなるサービスも提供しておらず、また上記監査規制の下、我々の独立性を損ねるような方法で要求される独立性に影響を与えうる事態または状況も生じさせていない。

我々は、我々が得た監査証拠は、我々の意見の根拠を提供するにあたり、十分かつ適切であると確信している。

最も重要な監査上の問題

最も重要な監査上の問題は、我々の職業専門家としての判断にあたって、当期の連結年次財務書類の監査において重大な虚偽記載がなされるという最も重大なリスクとして評価されている。これらのリスクは、連結年次財務書類全体の監査の文脈および我々の意見の形成にあたって言及され、我々はこれらのリスクに関して個別に意見を述べてはいない。

貸付金ポートフォリオにおける減損損失の見積り

償却原価で評価した金融資産の減損の見積りは、添付の連結年次財務書類を作成する際の最も重要な見積りの一つである。

信用リスクヘッジの見積りにおいて、2017年11月27日通達第4号およびスペイン中央銀行により承認されたその他の必須基準が考慮されている。

一般的に、公庫は、最初の認識後、顧客に対する貸付金の将来のキャッシュフローにマイナスの影響を及ぼす一つの事象または複数の事象の複合的影響が生じた際に、減損の客観的証拠を見積もっている。減損の客観的証拠は、公庫が重要であると判断した債券については個別に、これ以外については総体的に決定される。総体的評価において、公庫は、とりわけ元利金を返済する借り手の財務能力、商品の種類、借

り手の部門活動、保証の種類および返済期日超過日数を示す、同様のリスクの特徴を有する債券を包括する。

我々の監査方法は、減損額の計算に関して公庫が行った最も重要な統制の評価ならびに明細の試査および実証性テストの実施を含んでいる。主な監査手順は、とりわけ以下を含む。

- 適用ある規制要件に従った、異なる内部統制の方針および手順の検証
- 使用した異なるデータベースの調査（信頼性の検討および計算に使用した情報源の統一性の検討）
- 借り手の適切な分類、および存在する場合は減損を保証するための借り手の資料の検討に係る評価
- 明細の試査に関し、個別の貸付金サンプルに係る借り手の適切な監査記録および分類、ならびに存在する場合は対応する減損に対する我々の検討
- スペイン中央銀行の2017年通達第4号により定められた代替手段に基づき評価され、標準または標準警戒リストとして分類された貸付金に対する引当金の再計算

使用した評価基準およびこれらの項目に関する開示は、添付の連結財務書類の注記2および注記10に含まれている。

テクノロジー・リスクに関する情報

公庫の活動および財務報告手続きの特徴は、情報システムに大きく依拠している。

財務報告手続きおよび監査記録に関連したかかる情報システムの一般的な内部統制枠組みは、我々の内部統制評価において重要とみなされる。

これに関連して、我々は、ITの一般統制の有効性を評価することが必要であると確信している。

我々の監査方法は、以下の手順を含んでいる。

- 主要な手続きにおいて、公庫が実施した最も重要な一般統制の評価。主な手順は、主要アプリケーションに係る一般統制テストにおいて行われ、以下について評価している。
 - ・ 経営の変更
 - ・ 物理的および論理的セキュリティ
 - ・ バックアップおよび継続性
 - ・ 情報システムの運用
- 監査報告の発行プロセスにおいて主要アプリケーションの間で存在する相互作用の検討

その他の事項

一般予算法第47/2003号第168条により、スペインの公共部門に導入された国際監査基準（「ISA-ES-SP」）に従って、国家行政介入局（「IGAE」）がスペイン開発金融公庫の連結年次財務書類の監査を行い、その後監査報告書が発行される。公庫の連結年次財務書類の監査の実施においてIGAEと協働するためにマザーズ監査人S.L.P.（Mazars Auditores S.L.P.）および税務・行政省との間で締結された契約は、スペインで効力を有する監査規制の適用においてそれらに規定されている通り、現在の監査報告書の発行を確立するものである。

その他の情報：連結経営報告書

その他の情報は、その作成が公庫の理事長の責任であり、連結年次財務書類の一部を構成しない、2020年会計年度の連結経営報告書のみを参照している。

連結年次財務書類に係る我々の監査意見は、連結経営報告書を対象としていない。スペインの現行の監査規制に準拠して、連結経営報告書に係る我々の責任は、上記の連結年次財務書類の監査の際に我々が入手したグループの情報（監査の過程で証拠として入手できなかった情報を含まない。）に基づき、連結経

営報告書と連結年次財務書類に含まれる情報の整合性について評価および報告することである。さらに、我々の責任は、連結経営報告書の内容および表示が適用ある規制に準拠しているかについて評価および報告することである。我々が履行した職務に基づき、我々が重大な虚偽記載が存在すると判断した場合、我々にはその事実を報告する義務がある。

上記段落に記載の通り、履行した職務に基づき、連結経営報告書に含まれる情報は、2020年会計年度の連結年次財務書類に記載された情報と一致しており、その内容および表示は適用ある規制に準拠していることを我々は確認した。

連結年次財務書類に係る公庫の理事長の責任

公庫の理事長は、IFRS-EUおよびスペインにおけるグループに適用される財務報告書規制枠組みのその他の規定に準拠し、グループの連結資本、連結財務状態および連結経営成績に関し、真実かつ公正な意見を表明できるよう添付の連結年次財務書類の作成を行うこと、また不正または過失によるかを問わず、当該連結年次財務書類の作成にあたり、重要な虚偽記載をなくすことを可能にするために必要な内部統制を行うことに責任を有する。

連結年次財務書類の作成において、公庫の理事長は、公庫の理事長がグループを清算する、もしくは事業を停止する意向であるか、またはそうする以外に現実的な代替案を有さないような場合でない限り、ゴーイングコンサーンとして継続するグループの能力を評価し、ゴーイングコンサーンに関連する事項（存在する場合）を開示し、またゴーイングコンサーン基準を使用する責任を負う。

連結年次財務書類の監査に係る監査人の責任

我々の目的は、不正または過失によるかを問わず連結年次財務書類全体に重要な虚偽記載がないか合理的な保証を得、我々の意見を含む監査報告書を発行することである。

合理的な保証は、高水準の保証ではあるが、重大な虚偽記載が存在する場合に、スペインの現行の監査規制に準拠して行った監査が、常に当該重大な虚偽記載を発見するという保証を意味するものではない。虚偽記載は、不正または過失に起因する可能性があり、これらの連結年次財務書類に基づきその利用者が行った経済的意思決定に、個別または総体で影響を及ぼすと合理的に予想されうる場合に、重大とみなされる。

スペインの現行の監査規制に準拠した監査の一環として、我々は、職業専門家としての判断を行い、監査を通じて職業専門家としての懐疑的見方を維持する。我々は、以下のことも行う。

- ・ 連結年次財務書類に係る不正または過失であるかを問わない重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、かかるリスクに対応する監査手順を策定および履行し、ならびに我々の意見の基礎の提供に十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正には共謀、偽造、意図的な不記載、虚偽表明または内部統制の無視が含まれるため、不正により生じた重要な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じた重要な虚偽記載を発見できないリスクよりも大きい。
- ・ 状況に応じた監査手続きを設計するため、監査に関連する内部統制の理解を得るが、これはグループの内部統制の有効性に関し意見を表明する目的のためではない。
- ・ 使用されている会計方針の適切性ならびに公庫の理事長による会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性の評価。
- ・ 公庫の理事長による会計のゴーイングコンサーン基準の使用の適切性および、入手した監査証拠に基づき、ゴーイングコンサーンとして継続するグループの能力に対して重大な疑念を投げかける可能性のある事象または状況に関連する重大な不確実性の存否について結論を示す。我々が重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は、監査報告書において連結年次財務書類上の関連する開示に着目しなければ

ばならず、またかかる開示が不適切な場合には、我々の意見を修正しなければならない。我々の結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況により、グループがゴーイングコンサーンとして継続できなくなる可能性がある。

- ・連結年次財務書類が公正な表示を実現する方法で基礎になる取引および事象を表示しているか否か、ならびに連結年次財務書類の全体的な表示、構造および内容（開示を含む。）を評価する。
- ・連結年次財務書類に対する意見を表明するための、グループ内の事業体の財務情報または事業活動に関する十分に適切な監査証拠を入手する。我々は、グループの監査の指示、監督および履行に責任を負う。我々は、唯一我々の監査意見のみに責任を負う。

我々は、とりわけ、監査の予定された範囲および時期ならびに重要な監査結果（我々が監査において特定した内部統制の重大な欠陥を含む。）に関して、公庫の理事長と連絡を行う。

公庫の理事長に連絡した重大なリスクから、我々は、当期の連結年次財務書類の監査において最も重大なリスクを決定し、その結果これが最も重大と評価されたリスクとなる。

我々は、法律または規制により当該事項に関する公の開示が不可能でない限り、我々の監査報告書に当該リスクを記載する。

2021年4月14日、マドリッド
カルロス・マーコス・コラル
ROAC番号 17577
マザーズ監査人S.L.P.
ROAC番号 S1189

(訳 文)

年次財務書類に係る独立監査人の監査報告書

スペイン開発金融公庫理事会 殿

意見

我々は、2020年12月31日現在の貸借対照表ならびに同日に終了した年度の損益計算書、認識損益計算書、株主持分変動計算書、キャッシュフロー計算書およびこれらの注記により構成される、**スペイン開発金融公庫**（「公庫」）の年次財務書類を監査した。

我々の意見において、添付の年次財務書類は、事業体に適用する財務報告書規制枠組み、とりわけかかる枠組みに定められる会計原則および会計基準に準拠して、すべての重要な点において、2020年12月31日現在の公庫の資本および財務状態ならびに同日に終了した年度の経営成績およびキャッシュフローについて公正に表示している（添付の年次財務書類の注記1.2に記載されている。）。

意見の基礎

我々は、スペインの現行の監査規制に準拠し、監査を行った。かかる規制に基づく我々の責任は、我々の報告書の「**年次財務書類の監査に係る監査人の責任**」の項に詳述されている。

我々は、現行の監査規制に従い、スペインにおける年次財務書類の我々の監査と関係のある倫理基準（独立性に関する要件を含む。）に則り、公庫とは独立した立場にある。この関連で、我々は、年次財務書類の監査以外のいかなるサービスも提供しておらず、また上記監査規制の下、我々の独立性を損ねるような方法で要求される独立性に影響を与えうる事態または状況も生じさせていない。

我々は、我々が得た監査証拠は、我々の意見の根拠を提供するにあたり、十分かつ適切であると確信している。

最も重要な監査上の問題

最も重要な監査上の問題は、我々の職業専門家としての判断にあたって、当期の年次財務書類の監査において重大な虚偽記載がなされるという最も重大なリスクとして評価されている。これらのリスクは、年次財務書類全体の監査の文脈および我々の意見の形成にあたって言及され、我々はこれらのリスクに関して個別に意見を述べてはいない。

貸付金ポートフォリオにおける減損損失の見積り

償却原価で評価した金融資産の減損の見積りは、添付の年次財務書類を作成する際の最も重要な見積りの一つである。

信用リスクヘッジの見積りにおいて、2017年11月27日通達第4号およびスペイン中央銀行により承認されたその他の必須基準が考慮されている。

一般的に、公庫は、最初の認識後、顧客に対する貸付金の将来のキャッシュフローにマイナスの影響を及ぼす一つの事象または複数の事象の複合的影響が生じた際に、減損の客観的証拠を見積もっている。減損の客観的証拠は、公庫が重要であると判断した債券については個別に、これ以外については総体的に決定される。総体的評価において、公庫は、とりわけ元利金を返済する借り手の財務能力、商品の種類、借り手の部門活動、保証の種類および返済期日超過日数を示す、同様のリスクの特徴を有する債券を包括する。

我々の監査方法は、減損額の計算に関して公庫が行った最も重要な統制の評価ならびに明細の試査および実証性テストの実施を含んでいる。主な監査手順は、とりわけ以下を含む。

- 適用ある規制要件に従った、異なる内部統制の方針および手順の検証
- 使用した異なるデータベースの調査（信頼性の検討および計算に使用した情報源の統一性の検討）
- 借り手の適切な分類、および存在する場合は減損を保証するための借り手の資料の検討に係る評価
- 明細の試査に関し、個別の貸付金サンプルに係る借り手の適切な監査記録および分類、ならびに存在する場合は対応する減損に対する我々の検討
- スペイン中央銀行の2017年通達第4号により定められた代替手段に基づき評価され、標準または標準警戒リストとして分類された貸付金に対する引当金の再計算

使用した評価基準およびこれらの項目に関する開示は、添付の財務書類の注記2および注記10に含まれている。

テクノロジー・リスクに関する情報

公庫の活動および財務報告手続きの特徴は、情報システムに大きく依拠している。

財務報告手続きおよび監査記録に関連したかかる情報システムの一般的な内部統制枠組みは、我々の内部統制評価において重要とみなされる。

これに関連して、我々は、ITの一般統制の有効性を評価することが必要であると確信している。

我々の監査方法は、以下の手順を含んでいる。

- 主要な手続きにおいて、公庫が実施した最も重要な一般統制の評価。主な手順は、主要アプリケーションに係る一般統制テストにおいて行われ、以下について評価している。
 - ・ 経営の変更
 - ・ 物理的および論理的セキュリティ
 - ・ バックアップおよび継続性
 - ・ 情報システムの運用
- 監査報告の発行プロセスにおいて主要アプリケーションの間で存在する相互作用の検討

その他の事項

一般予算法第47/2003号第168条により、公共部門の監査基準に従って、国家行政介入局（「IGAE」）がスペイン開発金融公庫の年次財務書類の監査を行い、その後監査報告書が発行される。公庫の年次財務書類の監査の実施においてIGAEと協働するためにマザーズ監査人S.L.P.（Mazars Auditores S.L.P.）および税務・行政省との間で締結された契約は、スペインで効力を有する監査規制の適用においてそれらに規定されている通り、現在の監査報告書の発行を確立するものである。

その他の情報：経営報告書

その他の情報は、その作成が公庫の理事長の責任であり、年次財務書類の一部を構成しない、2020年会計年度の経営報告書のみを参照している。

年次財務書類に係る我々の監査意見は、経営報告書を対象としていない。スペインの現行の監査規制に準拠して、経営報告書に係る我々の責任は、上記の年次財務書類の監査の際に我々が入手した公庫の情報（監査の過程で証拠として入手できなかった情報を含まない。）に基づき、経営報告書と年次財務書類に含まれる情報の整合性について評価および報告することである。さらに、我々の責任は、経営報告書の内容および表示が適用ある規制に準拠しているかについて評価および報告することである。我々が履行した

職務に基づき、我々が重大な虚偽記載が存在すると判断した場合、我々にはその事実を報告する義務がある。

上記段落に記載の通り、履行した職務に基づき、経営報告書に含まれる情報は、2020年会計年度の年次財務書類に記載された情報と一致しており、その内容および表示は適用ある規制に準拠していることを我々は確認した。

年次財務書類に係る公庫の理事長の責任

公庫の理事長は、スペインにおける公庫に適用される財務報告書規制枠組みに準拠し、公庫の資本、財務状態および経営成績に関し、真実かつ公正な意見を表明できるよう添付の年次財務書類の作成を行うこと、また不正または過失によるかを問わず、当該年次財務書類の作成にあたり、重要な虚偽記載をなくすことを可能にするために必要な内部統制を行うことに責任を有する。

年次財務書類の作成において、公庫の理事長は、公庫の理事長が公庫を清算する、もしくは事業を停止する意向であるか、またはそうする以外に現実的な代替案を有さないような場合でない限り、ゴーイングコンサーンとして継続する公庫の能力を評価し、ゴーイングコンサーンに関連する事項（存在する場合）を開示し、またゴーイングコンサーン基準を使用する責任を負う。

年次財務書類の監査に係る監査人の責任

我々の目的は、不正または過失によるかを問わず年次財務書類全体に重要な虚偽記載がないか合理的な保証を得、我々の意見を含む監査報告書を発行することである。

合理的な保証は、高水準の保証ではあるが、重大な虚偽記載が存在する場合に、スペインの現行の監査規制に準拠して行った監査が、常に当該重大な虚偽記載を発見するという保証を意味するものではない。虚偽記載は、不正または過失に起因する可能性があり、これらの年次財務書類に基づきその利用者が行った経済的意思決定に、個別または総体で影響を及ぼすと合理的に予想されうる場合に、重大とみなされる。

スペインの現行の監査規制に準拠した監査の一環として、我々は、職業専門家としての判断を行い、監査を通じて職業専門家としての懐疑的見方を維持する。我々は、以下のことも行う。

- ・年次財務書類に係る不正または過失であるかを問わない重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、かかるリスクに対応する監査手順を策定および履行し、ならびに我々の意見の基礎の提供に十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正には共謀、偽造、意図的な不記載、虚偽表明または内部統制の無視が含まれうるため、不正により生じた重要な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じた重要な虚偽記載を発見できないリスクよりも大きい。
- ・状況に応じた監査手続きを設計するため、監査に関連する内部統制の理解を得るが、これは公庫の内部統制の有効性に関し意見を表明する目的のためではない。
- ・使用されている会計方針の適切性ならびに公庫の理事長による会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性の評価。
- ・公庫の理事長による会計のゴーイングコンサーン基準の使用の適切性および、入手した監査証拠に基づき、ゴーイングコンサーンとして継続する公庫の能力に対して重大な疑念を投げかける可能性のある事象または状況に関連する重大な不確実性の存否について結論を示す。我々が重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は、監査報告書において年次財務書類上の関連する開示に着目しなければならず、またかかる開示が不適切な場合には、我々の意見を修正しなければならない。我々の結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況により、公庫がゴーイングコンサーンとして継続できなくなる可能性がある。

・年次財務書類が公正な表示を実現する方法で基礎になる取引および事象を表示しているか否か、ならびに年次財務書類の全体的な表示、構造および内容（開示を含む。）を評価する。

我々は、とりわけ、監査の予定された範囲および時期ならびに重要な監査結果（我々が監査において特定した内部統制の重大な欠陥を含む。）に関して、公庫の理事長と連絡を行う。

公庫の理事長に連絡した重大なリスクから、我々は、当期の年次財務書類の監査において最も重大なリスクを決定し、その結果これが最も重大と評価されたリスクとなる。

我々は、法律または規制により当該事項に関する公の開示が不可能でない限り、我々の監査報告書に当該リスクを記載する。

2021年4月14日、マドリッド

カルロス・マーコス・コラル

ROAC番号 17577

マザーズ監査人S.L.P.

ROAC番号 S1189

(訳 文)

連結年次財務書類に係る独立監査人の監査報告書

スペイン開発金融公庫理事会 殿

意見

我々は、2019年12月31日現在の連結貸借対照表ならびに同日に終了した年度の連結損益計算書、連結認識損益計算書、株主持分変動計算書、連結キャッシュフロー計算書およびこれらの注記により構成される、**スペイン開発金融公庫**（「親会社または公庫」）およびその子会社（「グループ」）の連結年次財務書類を監査した。

我々の意見において、添付の連結年次財務書類は、欧州連合が採用している国際財務報告基準（「IFRS-EU」）およびスペインにおける財務報告書規制枠組みのその他の規定に準拠して、すべての重要な点において、2019年12月31日現在のグループの連結資本および連結財務状態ならびに同日に終了した年度の連結の経営成績および連結キャッシュフローについて公正に表示している（添付の連結年次財務書類の注記1.2に記載されている。）。

意見の基礎

我々は、スペインの現行の監査規制に準拠し、監査を行った。かかる規制に基づく我々の責任は、我々の報告書の「**連結年次財務書類の監査に係る監査人の責任**」の項に詳述されている。

我々は、現行の監査規制に従い、スペインにおける連結年次財務書類の我々の監査と関係のある倫理基準（独立性に関する要件を含む。）に則り、グループとは独立した立場にある。この関連で、我々は、年次財務書類の監査以外のいかなるサービスも提供しておらず、また上記監査規制の下、我々の独立性を損ねるような方法で要求される独立性に影響を与えうる事態または状況も生じさせていない。

我々は、我々が得た監査証拠は、我々の意見の根拠を提供するにあたり、十分かつ適切であると確信している。

最も重要な監査上の問題

最も重要な監査上の問題は、我々の職業専門家としての判断にあたって、当期の連結年次財務書類の監査において重大な虚偽記載がなされるという最も重大なリスクとして評価されている。これらのリスクは、連結年次財務書類全体の監査の文脈および我々の意見の形成にあたって言及され、我々はこれらのリスクに関して個別に意見を述べてはいない。

貸付金ポートフォリオにおける減損損失の見積り

償却原価で評価した金融資産の減損の見積りは、添付の連結年次財務書類を作成する際の最も重要な見積りの一つである。

信用リスクヘッジの見積りにおいて、2017年11月27日通達第4号およびスペイン中央銀行により承認されたその他の必須基準が考慮されている。

一般的に、公庫は、最初の認識後、顧客に対する貸付金の将来のキャッシュフローにマイナスの影響を及ぼす一つの事象または複数の事象の複合的影響が生じた際に、減損の客観的証拠を見積もっている。減損の客観的証拠は、公庫が重要であると判断した債券については個別に、これ以外については総体的に決定される。総体的評価において、公庫は、とりわけ元利金を返済する借り手の財務能力、商品の種類、借

り手の部門活動、保証の種類および返済期日超過日数を示す、同様のリスクの特徴を有する債券を包括する。

我々の監査方法は、減損額の計算に関して公庫が行った最も重要な統制の評価ならびに明細の試査および実証性テストの実施を含んでいる。主な監査手順は、とりわけ以下を含む。

- 適用ある規制要件に従った、異なる内部統制の方針および手順の検証
- 使用した異なるデータベースの調査（信頼性の検討および計算に使用した情報源の統一性の検討）
- 借り手の適切な分類、および存在する場合は減損を保証するための借り手の資料の検討に係る評価
- 明細の試査に関し、個別の貸付金サンプルに係る借り手の適切な監査記録および分類、ならびに存在する場合は対応する減損に対する我々の検討
- スペイン中央銀行の2017年通達第4号により定められた代替手段に基づき評価され、標準または標準警戒リストとして分類された貸付金に対する引当金の再計算

使用した評価基準およびこれらの項目に関する開示は、添付の連結財務書類の注記2および注記10に含まれている。

テクノロジー・リスクに関する情報

公庫の活動および財務報告手続きの特徴は、情報システムに大きく依拠している。

財務報告手続きおよび監査記録に関連したかかる情報システムの一般的な内部統制枠組みは、我々の内部統制評価において重要とみなされる。

これに関連して、我々は、ITの一般統制の有効性を評価することが必要であると確信している。

我々の監査方法は、以下の手順を含んでいる。

- 主要な手続きにおいて、公庫が実施した最も重要な一般統制の評価。主な手順は、主要アプリケーションに係る一般統制テストにおいて行われ、以下について評価している。
 - ・ 経営の変更
 - ・ 物理的および論理的セキュリティ
 - ・ バックアップおよび継続性
 - ・ 情報システムの運用
- 監査報告の発行プロセスにおいて主要アプリケーションの間で存在する相互作用の検討

その他の事項

一般予算法第47/2003号第168条により、公共部門の監査基準に従って、国家行政介入局（「IGAE」）がスペイン開発金融公庫の連結年次財務書類の監査を行い、その後監査報告書が発行される。公庫の連結年次財務書類の監査の実施においてIGAEと協働するためにマザーズ監査人S.L.P.（Mazars Auditores S.L.P.）および税務・行政省との間で締結された契約は、スペインで効力を有する監査規制の適用においてそれらに規定されている通り、現在の監査報告書の発行を確立するものである。

その他の情報：連結経営報告書

その他の情報は、その作成が公庫の理事長の責任であり、連結年次財務書類の一部を構成しない、2019年会計年度の連結経営報告書のみを参照している。

連結年次財務書類に係る我々の監査意見は、連結経営報告書を対象としていない。スペインの現行の監査規制に準拠して、連結経営報告書に係る我々の責任は、上記の連結年次財務書類の監査の際に我々が入手したグループの情報（監査の過程で証拠として入手できなかった情報を含まない。）に基づき、連結経営報告書と連結年次財務書類に含まれる情報の整合性について評価および報告することである。さらに、

我々の責任は、連結経営報告書の内容および表示が適用ある規制に準拠しているかについて評価および報告することである。我々が履行した職務に基づき、我々が重大な虚偽記載が存在すると判断した場合、我々にはその事実を報告する義務がある。

上記段落に記載の通り、履行した職務に基づき、連結経営報告書に含まれる情報は、2019年会計年度の連結年次財務書類に記載された情報と一致しており、その内容および表示は適用ある規制に準拠していることを我々は確認した。

連結年次財務書類に係る公庫の理事長の責任

公庫の理事長は、IFRS-EUおよびスペインにおけるグループに適用される財務報告書規制枠組みのその他の規定に準拠し、グループの連結資本、連結財務状態および連結経営成績に関し、真実かつ公正な意見を表明できるよう添付の連結年次財務書類の作成を行うこと、また不正または過失によるかを問わず、当該連結年次財務書類の作成にあたり、重要な虚偽記載をなくすことを可能にするために必要な内部統制を行うことに責任を有する。

連結年次財務書類の作成において、公庫の理事長は、公庫の理事長がグループを清算する、もしくは事業を停止する意向であるか、またはそうする以外に現実的な代替案を有さないような場合でない限り、ゴーイングコンサーンとして継続するグループの能力を評価し、ゴーイングコンサーンに関連する事項（存在する場合）を開示し、またゴーイングコンサーン基準を使用する責任を負う。

連結年次財務書類の監査に係る監査人の責任

我々の目的は、不正または過失によるかを問わず連結年次財務書類全体に重要な虚偽記載がないか合理的な保証を得、我々の意見を含む監査報告書を発行することである。

合理的な保証は、高水準の保証ではあるが、重大な虚偽記載が存在する場合に、スペインの現行の監査規制に準拠して行った監査が、常に当該重大な虚偽記載を発見するという保証を意味するものではない。虚偽記載は、不正または過失に起因する可能性があり、これらの連結年次財務書類に基づきその利用者が行った経済的意思決定に、個別または総体で影響を及ぼすと合理的に予想されうる場合に、重大とみなされる。

スペインの現行の監査規制に準拠した監査の一環として、我々は、職業専門家としての判断を行い、監査を通じて職業専門家としての懐疑的見方を維持する。我々は、以下のことも行う。

- ・ 連結年次財務書類に係る不正または過失であるかを問わない重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、かかるリスクに対応する監査手順を策定および履行し、ならびに我々の意見の基礎の提供に十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正には共謀、偽造、意図的な不記載、虚偽表明または内部統制の無視が含まれるため、不正により生じた重要な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じた重要な虚偽記載を発見できないリスクよりも大きい。
- ・ 状況に応じた監査手続きを設計するため、監査に関連する内部統制の理解を得るが、これはグループの内部統制の有効性に関し意見を表明する目的のためではない。
- ・ 使用されている会計方針の適切性ならびに公庫の理事長による会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性の評価。
- ・ 公庫の理事長による会計のゴーイングコンサーン基準の使用の適切性および、入手した監査証拠に基づき、ゴーイングコンサーンとして継続するグループの能力に対して重大な疑念を投げかける可能性のある事象または状況に関連する重大な不確実性の存否について結論を示す。我々が重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は、監査報告書において連結年次財務書類上の関連する開示に着目しなければならず、またかかる開示が不適切な場合には、我々の意見を修正しなければならない。我々の結論

は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況により、グループがゴーイングコンサーンとして継続できなくなる可能性がある。

- ・連結年次財務書類が公正な表示を実現する方法で基礎になる取引および事象を表示しているか否か、ならびに連結年次財務書類の全体的な表示、構造および内容（開示を含む。）を評価する。
- ・連結年次財務書類に対する意見を表明するための、グループ内の事業体の財務情報または事業活動に関する十分で適切な監査証拠を入手する。我々は、グループの監査の指示、監督および履行に責任を負う。我々は、唯一我々の監査意見のみに責任を負う。

我々は、とりわけ、監査の予定された範囲および時期ならびに重要な監査結果（我々が監査において特定した内部統制の重大な欠陥を含む。）に関して、公庫の理事長と連絡を行う。

公庫の理事長に連絡した重大なリスクから、我々は、当期の連結年次財務書類の監査において最も重大なリスクを決定し、その結果これが最も重大と評価されたリスクとなる。

我々は、法律または規制により当該事項に関する公の開示が不可能でない限り、我々の監査報告書に当該リスクを記載する。

2020年4月13日、マドリッド

カルロス・マーコス・コラル

ROAC番号 17577

マザーズ監査人S.L.P.

ROAC番号 S1189

(訳 文)

年次財務書類に係る独立監査人の監査報告書

スペイン開発金融公庫理事会 殿

意見

我々は、2019年12月31日現在の貸借対照表ならびに同日に終了した年度の損益計算書、認識損益計算書、株主持分変動計算書、キャッシュフロー計算書およびこれらの注記により構成される、**スペイン開発金融公庫**（「公庫」）の年次財務書類を監査した。

我々の意見において、添付の年次財務書類は、事業体に適用する財務報告書規制枠組み、とりわけかかる枠組みに定められる会計原則および会計基準に準拠して、すべての重要な点において、2019年12月31日現在の公庫の資本および財務状態ならびに同日に終了した年度の経営成績およびキャッシュフローについて公正に表示している（添付の年次財務書類の注記1.2に記載されている。）。

意見の基礎

我々は、スペインの現行の監査規制に準拠し、監査を行った。かかる規制に基づく我々の責任は、我々の報告書の「**年次財務書類の監査に係る監査人の責任**」の項に詳述されている。

我々は、現行の監査規制に従い、スペインにおける年次財務書類の我々の監査と関係のある倫理基準（独立性に関する要件を含む。）に則り、公庫とは独立した立場にある。この関連で、我々は、年次財務書類の監査以外のいかなるサービスも提供しておらず、また上記監査規制の下、我々の独立性を損ねるような方法で要求される独立性に影響を与えうる事態または状況も生じさせていない。

我々は、我々が得た監査証拠は、我々の意見の根拠を提供するにあたり、十分かつ適切であると確信している。

最も重要な監査上の問題

最も重要な監査上の問題は、我々の職業専門家としての判断にあたって、当期の年次財務書類の監査において重大な虚偽記載がなされるという最も重大なリスクとして評価されている。これらのリスクは、年次財務書類全体の監査の文脈および我々の意見の形成にあたって言及され、我々はこれらのリスクに関して個別に意見を述べてはいない。

貸付金ポートフォリオにおける減損損失の見積り

償却原価で評価した金融資産の減損の見積りは、添付の年次財務書類を作成する際の最も重要な見積りの一つである。

信用リスクヘッジの見積りにおいて、2017年11月27日通達第4号およびスペイン中央銀行により承認されたその他の必須基準が考慮されている。

一般的に、公庫は、最初の認識後、顧客に対する貸付金の将来のキャッシュフローにマイナスの影響を及ぼす一つの事象または複数の事象の複合的影響が生じた際に、減損の客観的証拠を見積もっている。減損の客観的証拠は、公庫が重要であると判断した債券については個別に、これ以外については総体的に決定される。総体的評価において、公庫は、とりわけ元利金を返済する借り手の財務能力、商品の種類、借り手の部門活動、保証の種類および返済期日超過日数を示す、同様のリスクの特徴を有する債券を包括する。

我々の監査方法は、減損額の計算に関して公庫が行った最も重要な統制の評価ならびに明細の試査および実証性テストの実施を含んでいる。主な監査手順は、とりわけ以下を含む。

- 適用ある規制要件に従った、異なる内部統制の方針および手順の検証
- 使用した異なるデータベースの調査（信頼性の検討および計算に使用した情報源の統一性の検討）
- 借り手の適切な分類、および存在する場合は減損を保証するための借り手の資料の検討に係る評価
- 明細の試査に関し、個別の貸付金サンプルに係る借り手の適切な監査記録および分類、ならびに存在する場合は対応する減損に対する我々の検討
- スペイン中央銀行の2017年通達第4号により定められた代替手段に基づき評価され、標準または標準警戒リストとして分類された貸付金に対する引当金の再計算

使用した評価基準およびこれらの項目に関する開示は、添付の財務書類の注記2および注記10に含まれている。

テクノロジー・リスクに関する情報

公庫の活動および財務報告手続きの特徴は、情報システムに大きく依拠している。

財務報告手続きおよび監査記録に関連したかかる情報システムの一般的な内部統制枠組みは、我々の内部統制評価において重要とみなされる。

これに関連して、我々は、ITの一般統制の有効性を評価することが必要であると確信している。

我々の監査方法は、以下の手順を含んでいる。

- 主要な手続きにおいて、公庫が実施した最も重要な一般統制の評価。主な手順は、主要アプリケーションに係る一般統制テストにおいて行われ、以下について評価している。
 - ・ 経営の変更
 - ・ 物理的および論理的セキュリティ
 - ・ バックアップおよび継続性
 - ・ 情報システムの運用
- 監査報告の発行プロセスにおいて主要アプリケーションの間で存在する相互作用の検討

その他の事項

一般予算法第47/2003号第168条により、公共部門の監査基準に従って、国家行政介入局（「IGAE」）がスペイン開発金融公庫の年次財務書類の監査を行い、その後監査報告書が発行される。公庫の年次財務書類の監査の実施においてIGAEと協働するためにマザーズ監査人S.L.P.（Mazars Auditores S.L.P.）および税務・行政省との間で締結された契約は、スペインで効力を有する監査規制の適用においてそれらに規定されている通り、現在の監査報告書の発行を確立するものである。

その他の情報：経営報告書

その他の情報は、その作成が公庫の理事長の責任であり、年次財務書類の一部を構成しない、2019年会計年度の経営報告書のみを参照している。

年次財務書類に係る我々の監査意見は、経営報告書を対象としていない。スペインの現行の監査規制に準拠して、経営報告書に係る我々の責任は、上記の年次財務書類の監査の際に我々が入手した公庫の情報（監査の過程で証拠として入手できなかった情報を含まない。）に基づき、経営報告書と年次財務書類に含まれる情報の整合性について評価および報告することである。さらに、我々の責任は、経営報告書の内容および表示が適用ある規制に準拠しているかについて評価および報告することである。我々が履行した

職務に基づき、我々が重大な虚偽記載が存在すると判断した場合、我々にはその事実を報告する義務がある。

上記段落に記載のとおり、履行した職務に基づき、経営報告書に含まれる情報は、2019年会計年度の年次財務書類に記載された情報と一致しており、その内容および表示は適用ある規制に準拠していることを我々は確認した。

年次財務書類に係る公庫の理事長の責任

公庫の理事長は、スペインにおける公庫に適用される財務報告書規制枠組みに準拠し、公庫の資本、財務状態および経営成績に関し、真実かつ公正な意見を表明できるよう添付の年次財務書類の作成を行うこと、また不正または過失によるかを問わず、当該年次財務書類の作成にあたり、重要な虚偽記載をなくすことを可能にするために必要な内部統制を行うことに責任を有する。

年次財務書類の作成において、公庫の理事長は、公庫の理事長が公庫を清算する、もしくは事業を停止する意向であるか、またはそうする以外に現実的な代替案を有さないような場合でない限り、ゴーイングコンサーンとして継続する公庫の能力を評価し、ゴーイングコンサーンに関連する事項（存在する場合）を開示し、またゴーイングコンサーン基準を使用する責任を負う。

年次財務書類の監査に係る監査人の責任

我々の目的は、不正または過失によるかを問わず年次財務書類全体に重要な虚偽記載がないか合理的な保証を得、我々の意見を含む監査報告書を発行することである。

合理的な保証は、高水準の保証ではあるが、重大な虚偽記載が存在する場合に、スペインの現行の監査規制に準拠して行った監査が、常に当該重大な虚偽記載を発見するという保証を意味するものではない。虚偽記載は、不正または過失に起因する可能性があり、これらの年次財務書類に基づきその利用者が行った経済的意思決定に、個別または総体で影響を及ぼすと合理的に予想されうる場合に、重大とみなされる。

スペインの現行の監査規制に準拠した監査の一環として、我々は、職業専門家としての判断を行い、監査を通じて職業専門家としての懐疑的見方を維持する。我々は、以下のことも行う。

- ・年次財務書類に係る不正または過失であるかを問わない重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、かかるリスクに対応する監査手順を策定および履行し、ならびに我々の意見の基礎の提供に十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正には共謀、偽造、意図的な不記載、虚偽表明または内部統制の無視が含まれうるため、不正により生じた重要な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じた重要な虚偽記載を発見できないリスクよりも大きい。
- ・状況に応じた監査手続きを設計するため、監査に関連する内部統制の理解を得るが、これは公庫の内部統制の有効性に関し意見を表明する目的のためではない。
- ・使用されている会計方針の適切性ならびに公庫の理事長による会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性の評価。
- ・公庫の理事長による会計のゴーイングコンサーン基準の使用の適切性および、入手した監査証拠に基づき、ゴーイングコンサーンとして継続する公庫の能力に対して重大な疑念を投げかける可能性のある事象または状況に関連する重大な不確実性の存否について結論を示す。我々が重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は、監査報告書において年次財務書類上の関連する開示に着目しなければならず、またかかる開示が不適切な場合には、我々の意見を修正しなければならない。我々の結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況により、公庫がゴーイングコンサーンとして継続できなくなる可能性がある。

・年次財務書類が公正な表示を実現する方法で基礎になる取引および事象を表示しているか否か、ならびに年次財務書類の全体的な表示、構造および内容（開示を含む。）を評価する。

我々は、とりわけ、監査の予定された範囲および時期ならびに重要な監査結果（我々が監査において特定した内部統制の重大な欠陥を含む。）に関して、公庫の理事長と連絡を行う。

公庫の理事長に連絡した重大なリスクから、我々は、当期の年次財務書類の監査において最も重大なリスクを決定し、その結果これが最も重大と評価されたリスクとなる。

我々は、法律または規制により当該事項に関する公の開示が不可能でない限り、我々の監査報告書に当該リスクを記載する。

2020年4月13日、マドリッド

カルロス・マーコス・コラル

ROAC番号 17577

マザース監査人S.L.P.

ROAC番号 S1189

[次へ](#)

2020年度連結財務書類

連結貸借対照表
 2020年および2019年12月31日現在
 (単位：千ユーロ)

資産	注記	2020年	2019年
現金、中央銀行への預金および要求払預金	6	2,729,630	784,604
売買目的保有の金融資産	7	61,724	69,407
デリバティブ		61,724	69,407
(備忘事項)担保としての貸付または前払			
損益を通じて義務的に公正価額で評価された売買目的保有でない金融資産	8	-	-
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産	9	1,618,994	1,826,137
持分証券		905,636	827,551
負債性証券		713,358	998,586
貸付金			
(備忘事項)担保としての貸付または前払			
償却原価で評価した金融資産	10	29,343,703	28,469,446
負債性証券		7,347,498	7,843,423
貸付金		21,996,205	20,626,023
信用機関		10,562,681	10,215,054
顧客		11,433,524	10,410,969
(備忘事項)担保としての貸付または前払			

連結貸借対照表
 2020年および2019年12月31日現在
 (単位：千ユーロ)

資産	注記	2020年	2019年
デリバティブヘッジ	11	285,325	393,353
合併企業および関連企業への投資	12	69,346	65,059
合併企業		-	-
関連企業		69,346	65,059
有形固定資産	13	85,390	86,973
有形固定資産			
自己使用目的		85,390	86,973
(備忘事項)ファイナンスリースによる取得			-
無形資産	14	6,910	6,922
その他の無形資産		6,910	6,922
税金資産	15	180,413	103,610
当期		32,290	8,557
繰延		148,123	95,053
その他の資産	16	25,449	36,143
売却目的保有の非流動資産および可処分要素グループ	17	-	-
資産合計		34,406,884	31,841,654

連結貸借対照表
 2020年および2019年12月31日現在
 (単位：千ユーロ)

負債	注記	2020年	2019年
売買目的保有の金融負債	7	60,824	69,313
デリバティブ		60,824	69,313
損益を通じて公正価額で評価した金融負債			
償却原価で評価した金融負債	18	27,759,956	25,813,190
預金		12,166,825	9,676,814
中央銀行		3,155,040	499,902
信用機関		7,597,761	8,477,599
顧客		1,414,024	699,313
市場性を有する負債性証券		15,294,101	15,734,424
その他の金融負債		299,030	401,952
デリバティブヘッジ	11	600,770	240,245
引当金	19	686,745	303,540
年金および年金類似債務		656	579
税金およびその他の法的臨時費の引当金		-	-
不確定エクスポージャーおよび不確定約定額の引当金		27,855	7,778
その他の引当金		658,234	295,183
税金負債	15	50,301	33,948
当期		1,098	1,005
繰延		49,203	32,943
その他の負債	16	7,342	7,837
負債合計		29,165,938	26,468,073

連結貸借対照表
2020年および2019年12月31日現在
(単位：千ユーロ)

資本	注記	2020年	2019年
資本	20	5,366,261	5,394,074
資本金または寄付金		4,314,204	4,314,033
累積準備金			
再評価準備金		19,948	20,858
その他の準備金		953,017	949,805
当期損益		79,092	109,378
配当金および分配金控除			
その他の累積包括利益	21	(125,315)	(20,493)
損益として再分類不可能な要素		72,925	36,916
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した公正価額持 分証券の変動		72,925	36,916
損益として再分類可能な要素		(198,240)	(57,409)
キャッシュフロー・ヘッジ		(202,947)	(60,186)
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した公正価額負 債性証券の変動		4,707	2,777
資本合計		5,240,946	5,373,581
資本および負債合計		34,406,884	31,841,654
備忘事項			
付与された保証	22	414,937	449,279
付与された不確定約定額	22	4,587,753	3,531,853

連結損益計算書
2020年および2019年12月31日に終了した年度
(単位：千ユーロ)

	注記	2020年	2019年
利息および類似収益	24	290,849	347,102
利息および類似費用	25	(269,060)	(375,158)
利息収益純額		21,789	(28,056)
配当金収益	26	344	-
持分法適用会社の損益	27	1,995	2,266
受取手数料	28	55,547	55,507
支払手数料	28	(6,495)	(7,603)
金融業務による損益(純額)		37,577	69,412
損益を通じて公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益(純額)	29	162	10,365
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産		-	-
償却原価で評価した金融資産		23	10,365
償却原価で評価した金融負債		139	-
売買目的保有の金融資産および金融負債による損益(純額)	30	3,385	591
損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産による損益(純額)	31	-	1,984
ヘッジ会計から生じる損益(純額)	32	34,030	56,472
為替差損益(純額)	2.4	(7,852)	4,928
その他の営業収益および営業費用	33	840	1,820
売上総利益		103,745	98,274
管理費		(40,246)	(38,912)
人件費	34	(22,580)	(21,546)
その他の管理費	35	(17,666)	(17,366)
減価償却費		(4,423)	(3,916)
有形固定資産	13	(1,975)	(2,014)
無形資産	14	(2,448)	(1,902)
引当金経費または引当金の戻入	19	72,850	(5,904)

連結損益計算書
2020年および2019年12月31日に終了した年度
 (単位：千ユーロ)

	注記	2020年	2019年
損益を通じて公正価額で評価されない金融資産の減損または減損の戻入		(22,162)	102,077
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産	9	790	(5,700)
償却原価で評価した金融資産	10	(22,952)	107,777
非金融資産の減損または減損の戻入		(96)	(316)
営業権およびその他の無形資産	14		
その他の資産	13、17	(96)	(316)
廃止事業に分類されない売却目的保有として分類される要素の売却目的保有のグループおよび非流動資産に係る損益	17	755	2,910
継続事業税引前損益		110,423	154,213
継続事業法人税費用(収益)	23	(31,331)	(44,835)
継続事業税引後損益		79,092	109,378
当期連結損益		79,092	109,378
親会社による損益		79,092	109,378

連結認識損益計算書
2020年および2019年12月31日に終了した年度
 (単位：千ユーロ)

	注記	2020年	2019年
当期損益		79,092	109,378
その他の包括利益		(104,822)	36,689
損益計算書に再分類されない要素		36,009	30,547
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した公正価額持分証券の変動	21	51,441	43,638
ヘッジ会計損益			
損益に再分類されない要素の法人税		(15,432)	(13,091)
損益に再分類可能な要素		(140,831)	6,142
キャッシュフロー・ヘッジ、有効部分	21	(203,944)	18,927
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した負債性証券	21	2,757	(10,153)
損益に再分類可能な要素の法人税		60,356	(2,632)
認識損益合計(包括損益)		(25,730)	146,067

[次へ](#)

連結資本変動表
2020年および2019年12月31日に終了した年度
(単位：千ユーロ)

2020年12月31日現在	資本											
	資本金 / 寄付金	資本 剰余金	準備金		その他の 資本性証券	自己株式 控除	親会社によ る当期損益	配当金 および 分配金控除	資本 合計	その他の 累積包 括利益	少数株主 持分	資本 合計
			累積準備金 （損失）	持分法適用 会社におけ る準備金 （損失）								
2019年12月31日付期末残高	4,314,033		952,401	18,262			109,378	-	5,394,074	(20,493)		5,373,581
認識損益合計							79,092		79,092	(104,822)		(25,730)
その他の資本変動：	171		565	1,737			(109,378)	-	(106,905)	-		(106,905)
資本金 / 寄付金の増加	171								171			171
資本の減少												
資本項目間移転							(109,378)	25,000	(84,378)			(84,378)
その他の資本増減			565	1,737				(25,000)	(22,698)			(22,698)
2020年12月31日付期末残高	4,314,204	-	952,966	19,999			79,092	-	5,366,261	(125,315)		5,240,946

2019年12月31日現在

2019年12月31日現在	資本											
	資本金 / 寄付金	資本 剰余金	準備金		その他の 資本性証券	自己株式 控除	親会社によ る当期損益	配当金 および 分配金控除	資本 合計	その他の 累積包 括利益	少数株主 持分	資本 合計
			累積準備金 (損失)	持分法適用 会社におけ る準備金 (損失)								
2018年12月31日付期末残高	4,313,744	-	940,176	14,355	-	-	75,671	-	5,343,946	(57,182)	-	5,286,764
認識損益合計							109,378		109,378	36,689		146,067
その他の資本変動：	289		12,225	3,907			(75,671)	-	(59,250)			(59,250)
資本金 / 寄付金の増加	289								289			289
資本の減少												
資本項目間移転			26,147				(75,671)	47,063	(2,461)			(2,461)
その他の資本増減			(13,922)	3,907				(47,063)	(57,078)			(57,078)
2019年12月31日付期末残高	4,314,033		952,401	18,262			109,378	-	5,394,074	(20,493)		5,373,581

[次へ](#)

連結キャッシュフロー計算書

2020年および2019年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

	注記	2020年	2019年
A. 営業活動からのキャッシュフロー		1,972,545	(835,413)
1. 当期連結損益		79,092	109,378
2. 営業上のキャッシュフローを得るための調整額		(18,687)	(72,474)
減価償却費		4,423	3,916
その他の調整額		(23,110)	(76,390)
3. 営業資産純増減額		(733,920)	3,629,795
取引ポートフォリオ		7,683	39,747
損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産		-	21,580
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産		207,143	(154,843)
償却原価で評価した金融資産(2019年)		(874,256)	3,634,484
その他の営業資産		(74,490)	88,827
4. 営業負債純増減額		2,706,512	(4,509,581)
取引ポートフォリオ		(8,488)	(35,572)
損益を通じて公正価額で評価したその他の金融負債		-	-
償却原価で評価した金融負債		1,946,766	(4,481,981)
その他の営業負債		768,234	7,972
5. 法人税の回収および支払		(60,452)	7,469
B. 投資活動からのキャッシュフロー		(2,690)	(2,695)
6. 支払		(4,286)	(2,697)
有形固定資産	13	-	(879)
無形資産	14	-	(1,818)
株式	12	-	-
売却目的保有の非流動資産および負債	17	(4,286)	-
投資活動に関連するその他の支払		-	-

連結キャッシュフロー計算書

2020年および2019年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

	注記	2020年	2019年
7. 回収		1,596	2
有形固定資産	13	1,583	-
無形資産	14	13	-
株式	12	-	2
売却目的保有の非流動資産および負債	17	-	-
償却原価で評価した負債性証券	10.1	-	-
投資活動に関連するその他の回収		-	-
C. 金融活動からのキャッシュフロー		(24,829)	(46,774)
8. 支払		(25,000)	(47,063)
配当金		(25,000)	(47,063)
劣後債務			
自己持分証券の償還			
自己持分証券の取得			
金融活動に関連するその他の支払			
9. 回収		171	289
劣後債務			
自己持分証券の発行			
自己持分証券の処分			
金融活動に関連するその他の回収	20	171	289
D. 為替レート変動影響額			-
E. 現金および現金同等物の純増減額		1,945,026	(884,882)
F. 現金および現金同等物の期首残高		784,604	1,669,486
G. 現金および現金同等物の期末残高		2,729,630	784,604
備忘事項			
当期末における現金および同等物部分			
現金	6	9	13
現金同等物の中央銀行等への残高	6	2,704,007	709,633
その他の金融残高	6	25,614	74,958
払戻し可能な当座借越し控除			

2020年12月31日に終了した年度

の連結財務書類の注記

注記 1 概要、財務書類の作成方針およびその他の情報

1.1 IC0の概要

スペイン開発金融公庫（「IC0」）は政府金融機関の組織および管理に関する1971年6月19日法律第13号により設立され、予算、租税および財政に係る緊急措置に関する1995年12月28日勅令第12号が公表されるまで、1988年一般国家予算に関する1987年12月30日法律第33号第127条および1971年法律第13号の廃止されなかった一部の条項により規制された。

IC0の登録上の住所は、マドリッドのパセオ・デル・ブラド4に所在し、すべての活動を同地で行い、スペイン国内にその他の支店網を有していない。

IC0は公共部門法体制に関する2015年10月1日法律第40号第103条に定める形態の公共事業体であり、経済・企業支援担当大臣を通じて経済・デジタル変革省に属する。IC0は法に基づく金融機関であり、国家の財務代理人と考えられており、目的達成のための経営の独立性に加えて、法人格、資産および財源を有している。

経済・企業支援担当大臣はIC0の戦略的経営、ならびにIC0の事業活動による業績の評価および管理について責任を負う。

IC0は、公共部門法体制に関する2015年10月1日法律第40号の条項、予算、租税および財政に係る緊急措置に関する1995年12月28日勅令第12号追加条項第6条、一般予算法に係る2003年11月26日法律第47号の適用条項、1997年4月14日法律第6号へのIC0の適合に関して1999年4月30日勅令第706号により承認されたIC0の定款およびかかる定款の承認（1999年5月13日政府官報第114号）、また上記の法規によって規定されていないその他の事項については、金融機関に適用される特別の法規ならびに民法、商法および労働法に服している。

企業統治業務の改善策を導入するため、スペイン開発金融公庫（IC0）の定款に係るいくつかの条文を修正する2015年12月18日勅令第1149号が2015年末に、内閣によって承認された。同年10月に公共部門法体制に関する法律が、これに基づき成立し、かかる法律により初めて国家財務当局に4名の社外取締役が選出された。また、評判、経歴および不適合性等の対象の選出基準が設定され、任期は3年間有効で、1回のみ追加で3年間更新することができることとされた。IC0において財政問題が生じた場合、社外取締役はそれぞれ2票投票することができ、よって理事会（理事会は、理事長と10名の理事（以前は9名）で構成される。）においては社外取締役が多数派となる。さらに、すべての理事の任命および解任は経済・デジタル変革大臣の提案の下、内閣に委ねられることが決定された。

内閣によって承認された勅令は、これらの調整を発展させる。社外取締役として選任されるための要件には、商業的かつ専門的な高い社会的評価、適切な知識および経験を有すること、潜在的、永続的な利益相反がないこと、また、自営または雇用された立場において、IC0と競合になりうる活動を展開しないことが含まれる。さらに、信用機関、金融信用機関、投資機関、集団投資スキームおよびベンチャー・キャピタル企業またはこれらの子会社ならびにこれらが所属するグループに関連のない者であることが要件となっている。

理事会の理事は、常にIC0の利益のために行動しなくてはならず、またその業務を行う上で得た情報、データ、レポートおよび機密のバックグラウンドを、かかる業務が終了した後も外部に漏らしてはならない。経済・デジタル変革大臣により辞職が承認された場合、社外役員の任期が終了した場合、また、公共部門からの理事に関しては解約された場合は、解任されることがある。守秘義務の重大な違反または利益相反等の場合と同様に、社外取締役の適性が予期せず欠如している場合には、解任されることがある。

ICOの目的は国富の増大および分配の増進に寄与する経済活動、とりわけ社会、文化、技術革新および環境の面から奨励に値する活動を支援、促進することである。

かかる目的を達成するために、ICOは財政の均衡原則および手段と目的の一致を厳格に遵守する。

またICOの職務は以下の通り定められている。

- a) 内閣または政府経済問題委員会の指図に従い、深刻な経済危機、自然災害またはこれに類似の状況により生じる経済に対する影響を緩和するように貢献すること。
- b) ICOの理事会により採択された規則および決定に従い、内閣、政府経済問題委員会または経済・デジタル変革省の定める基本的な方針を遵守して、経済政策の諸措置を実施する主たる機関として行為すること。

かかる目的および職務の中に含まれる業務の種類は、以下の通りである。

1. 持続可能な成長、雇用創出および富の配分を促進するという目的の下、ICOが適切な事業プロジェクトへの資金供与、企業の成長、長期的な投資および世界的な事業展開の促進に対して幅広い商品を通じて貢献する方法である直接的な貸付業務および仲介業務。
2. 相互金利調整契約（スペイン語表記の頭文字をとって「CARI」）。かかる輸出援助システムは、当該システムを利用するスペインまたは外国の金融機関のために良好な財務実績を保証する。ICOは仲介機関としてのみ行為し、各年度の一般国家予算法で許容されている通り管理費用は国家が負担する。
関与した各銀行との金利調整純額は、各調整額が、受取残または支払残のいずれであるかにより、国家が支払うか、またはICOを通じて支払われるかで、通常は相殺される。
3. 開発プロモーション基金（スペイン語表記の頭文字をとって「FONPRODE」）。かかる基金は2010年に2010年法律第36号の下で設立された。その目的は国家から国家への補助金という形で発展途上国の開発プロジェクトおよび開発計画に資金供給することである。ICOはかかる取引に関して、スペイン政府の代理人として行為している。かかる取引はICOの他の事業から分離して、ICOが保有する独立の勘定で契約、管理および計算が行われている。各年度の一般国家予算に従い、ICOに対して管理費用が補填される。2010年12月現在、この特定の基金は、1998年以降FONPRODEに統合されるまで、同じくICOによって管理されている小口融資を供与するための基金を取得した。
4. 法人国際化基金（スペイン語表記の頭文字をとって「FIEM」）。かかる基金は2010年に2010年法律第11号の下で設立された。その活動は、利権または市場条件の下、スペインの財貨およびサービスの取得ならびにスペインの投資プロジェクトの遂行または国益の取得および遂行に結びつくプロジェクトに対して、返済可能な資金供給を行うことである。ICOはかかる取引に関して、スペイン政府の代理人として行為している。かかる取引はICOの他の事業から分離して、ICOが保有する独立の勘定で契約、管理および計算が行われている。各年度の一般国家予算に従い、ICOに対して管理費用が補填される。
5. 水道および公衆衛生協力基金。当該基金は、2008年度一般国家予算に関する2007年12月26日法律第51号追加条項第61条に基づき設立された。その目的は、中南米諸国の国家機関との金融取り決めの下、とりわけスペインとの協力を重視し、水道および公衆衛生プロジェクトに対して資金を提供することである。
6. 2014年12月26日勅令法第17号により、地方団体向け融資ファンドが設立され、かかるファンドは自治体や地方団体またはその他の経済媒体の資金需要に注力し、それら団体に付属する当局の経済的持続性を保証するものである。当ファンドの自己資本は供給者支払のための融資基金（2012年勅令第4号および2012年勅令第7号により成立）の清算（2015年1月1日付で、その完全なる権利および義務の下施行される。）により供給されたものである。ICOは、取引業者の役割を担っている

が、これらの業務はその会計帳簿には記録されていない。この業務により、ICOには関連する取引手数料が生じている。

7. 2014年12月26日勅令第17号により、自治体向け融資ファンドが設立され、かかるファンドは自治体や地方団体またはその他の経済媒体の資金需要に注力し、それら団体に付属する当局の経済的持続性を確保するものである。当ファンドの自己資本は2012年勅令第21号により設立された自治区流動性基金の清算（2015年1月1日付で、その完全なる権利および義務の下施行される。）により供給されたものである。さらに、自治体に関しては、供給者への支払に関する融資メカニズムの自己資本部分に含まれている。ICOは、取引業者の役割を担っているが、これらの業務はその会計帳簿には記録されていない。この業務により、ICOには取引手数料が生じている。
8. 2020年3月17日勅令第8号、2020年7月3日勅令第25号、2020年3月31日勅令第11号および2020年11月17日勅令第34号により設定され、また規制されたICOのCOVID-19に係る保証枠。かかる規程は、雇用の維持を容易にし、COVID-19を要因とする医療危機が及ぼす経済的な影響を緩和することを目的に、上限金額を140,000百万ユーロとする複数の国の保証枠の設定を承認するものであり、対応する内閣による合意を通じて策定された。保証は、事業者および雇用者による貸付および流動性へのアクセスを容易にするため（流動性保証枠）、また新たな投資により発生した資金ニーズに対応するため（投資保証枠）、金融機関から供与された融資に対して付与される。保証の期限は、8年間で上限とされる。また、保証枠は、家族の主要な住宅のリースの支払のため、国家が保証し、補助する流動性ローンの手法により、借主をも想定している（上限金額は、1,200百万ユーロ）。当該取り組みにおいて、ICOは、国家を代理して運営および管理機能を担っており、これによりICOには該当する手数料が生じ、かかる手数料は損益計算書において収益として計上される。

ICOの勘定に計上される直接的な貸付業務および仲介業務以外の業務は、ICOが政府金融機関として行う公的基金の管理運営業務である。そのため、かかる業務は、それぞれに適用される規制に従って、ICOの勘定には含まれない。

1.2 連結年次財務書類の作成方針

当グループは、財務書類の公開および機密の報告基準およびモデルに関する、2017年11月27日スペイン中央銀行通達第4号（「2017年通達第4号」）により設定された会計原則および基準に従い、欧州連合に採用された国際財務報告基準（「IFRS-EU」）に基づいて連結年次財務書類を作成している。当該2017年通達第4号は、スペイン金融機関の単体年次財務書類への適用が義務付けられている。

よって、本連結年次財務書類は、2020年12月31日現在の当グループの連結資本および連結財務状態、ならびに当該年度に係る業績、連結資本変動および連結キャッシュフローに係る真実かつ公正な見解を示すため、当グループ企業の会計記録に基づき、欧州連合が採用する国際財務報告基準（IFRS）（IFRS-EU）およびスペイン中央銀行の2017年通達第4号（その後の改正を含む。）、ならびに商法、資本企業法またはその他に適用されるスペインの規制に従って作成された。

これらの連結年次財務書類に記載される2019年に対応する情報は、2020年に関連する情報との比較のみを目的として唯一かつ排他的に表示されており、したがって、当グループの2019年年次財務書類を構成するものではない。

注記2は、2020年12月31日に終了した年度に係る当グループの年次財務書類の作成の際に適用された、最も重要な会計の原則、方針および評価基準の概要である。

2020年1月1日から12月31日の間の期間に発生した主な規制変更

2020年6月11日通達第2号（2017年スペイン中央銀行通達（Circular Banco de España）（CBE）第4号の修正）

当該基準は、支払能力に関連して規制当局へ報告される一連の書面を更新するものである。当グループは、新しい報告書にて適切に詳細な説明できるよう自らのシステムを適合させた。

2020年6月11日通達第3号（2017年CBE第4号の修正）

当該基準は、例外的な医療危機の状況という枠組みにおいて、再編された事業、リファイナンスされた事業またはリファイナンス中の事業に関連して、2017年CBE第4号付属書第IX号を修正するものである。当グループは、効力発生以降、当該基準を適用している。

IC0が経済・デジタル変革省を代理して運営するCOVID-19に係る保証枠について規制する2020年3月17日勅令第8号、2020年7月3日勅令第25号、2020年3月31日勅令第11号および2020年11月17日勅令第34号

当該基準は、現在の世界的な医療危機において、親会社であり、また 様々なCOVID-19に係る保証枠（スペインの金融機関が付与した流動性および投資業務に係るもの）の運営者および管理者であるIC0に対して適用される規制を策定する。

IC0の政府金融機関としてのその他の責務と同様に、国家を代理して当該公的基金を運営している。そのため、発生したキャッシュフロー（金融機関からの定期的な保証手数料の徴収、および適切な場合において、対応する規定済みの条件に基づいて行われる業務の不履行に関連した金融機関への支払）、ならびに運営および管理サービスを通じてIC0に発生した手数料の登録を除き、当該業務はIC0の勘定に組み込まれていない。

当該業務は、行政、金融機関ならびに民間企業および雇用主の間の前例のない官民協力モデルを示唆するものであり、期間が5年から8年、140,000百万ユーロ超の金額の保証の提供を可能にした。

特に、2020年勅令第34号は、保証の申請期間を（2021年6月1日まで）延長し、まだ付与されていない保証の期間の上限を（最長8年間に）延長し、2020年3月17日勅令第8号および2020年7月3日勅令第25号に基づき国家が保証した、2020年11月18日より前に正式に決定された業務に係る満期および猶予期間の延長の可能性について策定する。

当グループの財務書類の作成日現在、公表されているが未施行の基準および解釈指針は下記に開示されている。当グループは、該当する場合、これらの基準が施行され次第速やかに導入する予定である。

IFRS第17号：「保険契約」

IFRS第17号は、保険契約の登録、測定、表示および開示の原則を規定する。その目的は、事業体による当該契約の内容を公正に示す関連情報の提供を確保することにある。IFRS第17号は保険契約についてIFRS第4号を代替するものであり、2023年1月1日以降に開始する年度より施行される。

修正IAS第1号：「財務書類の表示」

本修正は、負債を流動性または非流動性に分類する際に適用される要件を明確化するものであり、2023年1月1日以降に開始する年度より施行される。

修正IFRS第3号：「企業結合」

本修正は、当該基準における財務情報の概念的枠組みに係る記載に関するものである。本修正は、2022年1月1日以降に開始する年度より施行される。

修正IAS第16号：「有形固定資産」

事業体が、資産が稼働可能となる前に行った物品の販売額を有形資産の費用純額から控除することを禁止する。本修正は、2022年1月1日以降に開始する年度より施行される。

修正IAS第37号：「引当金、偶発債務および偶発資産」

本修正は、不利な性質を有するかを評価するため、契約の条項を遵守することにより生じる費用を決定する際に事業体が考慮すべき要素を特定する。本修正は、2022年1月1日以降に開始する年度より施行される。

「IFRSの改善」の年次計画（2018年 - 2020年サイクル）

これは、2022年1月1日以降に開始する年度より施行され、早期適用が可能である。本サイクルに含まれる改善策は、以下の基準に影響を与える。

- IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」。親会社による適用後にIFRSを適用した子会社は、その親会社が使用した金額を基に換算差額累計額の測定を行うことができる。これにより、2組の会計記録を並行的に維持する必要がなくなる。
- IFRS第9号「金融商品」。本修正は、金融負債を帳消しにする際に行う定量的な10%テストにおいて事業体が含めるべき費用または手数料を明確化するものである。この観点からは、事業体は、貸手および借入人の間で支払われ、または受領された費用または手数料のみを含めるべきであるとされる。
- IFRS第16号「リース」。リース・インセンティブの会計上の取扱いにおいて混乱が生じる可能性を排除するため、当該基準に付属する設例13を修正するものである。
- IAS第41号「農業」。IAS第41号に基づき公正価値を測定する際に、課税に関するキャッシュ・フローを除外するという要件を削除するものである。

注記2に記載している、本連結年次財務書類に適用される会計原則および基準の概要ならびに最も重要な評価基準を含め、本財務書類の作成において、重大な影響を及ぼすすべての必須の会計原則および基準が適用されている。本連結年次財務書類に含まれる情報については、当グループの親会社の理事長が責任を負う。

当グループの2020年の連結年次財務書類は、2021年3月30日付で親会社の理事長により作成され、IC0の理事会および当グループの親会社による承認を待っている状態ではあるが、重大な変更なく承認される見込みである。本連結年次財務書類の単位は、別段の記載のない限り、千ユーロである。

1.3 情報および見積りに対する責任

2020年12月31日に終了した年度の当グループの連結年次財務書類およびその連結注記に記載される情報の作成責任はIC0の理事長にある。これらの年次財務書類の作成にあたり、かかる財務書類に含まれる特定の資産、負債、収益、支出および約定額の数値化に当グループによる見積りが使われている。これらの見積りは概ね以下の通りである。

- 金融資産の減損（注記2.7）
- 退職給付金に関する負債および約定額ならびにその他の従業員に対する長期約定額の保険数理上の計算基礎（注記2.10.2）
- 固定資産および無形資産の耐用年数（注記2.12および2.13）

- 付与された不確定約定額から生じる将来の債務に関する損失（注記2.14）
- 一部の簿外資産の公正価額（注記2.2.3）
- 税金資産の回収（注記2.11）

これらの見積りは、分析された事実に関連して、2020年12月31日現在で入手可能な最良の情報に基づいているが、当該年度の連結損益計算書における見積りの変動の影響を認識するために、今後数年のうちに、将来の何らかの出来事により、予め見積りの（上方または下方の）大幅な修正がなされる可能性がある。

1.4 旧アルヘンタリアからの資産および負債の譲受

今は存在しない会社であるが、アルヘンタリア、カハ・ポスタルおよびバンコ・イポテカリオ・エセ・アーは、コルポラシオン・バンカリア・デ・エスパーニャ・エセ・アー、バンコ・エクステリアー・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BEX）、カハ・ポスタル・エセ・アーおよびバンコ・イポテカリオ・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BHE）の合併の結果、1998年9月30日付の合併証書で正式に設立された。バンコ・デ・クレディト・アグリコラ・エセ・アー（BCA）はカハ・ポスタル・エセ・アーにより吸収されており、バンコ・デ・クレディト・ロカル・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BCL）もまた前記の法人（アルヘンタリア）に所属し法人格を維持している。

1993年2月15日のACMの規定に従い、IC0は、1992年12月31日、スペイン政府またはIC0が保証している経済政策業務から生じるBCL、BHE、BCAおよびBEXの資産および負債を取得し、とりわけ転換期にある企業（転換および産業再編改革法の適用を受けている。）に対する信用供与および保証を取得した。また、洪水の犠牲者に対する特別融資に加え、かかる事業体が上場株式会社になる前に供与した貸付、ならびにその他の資産、権利および企業持分も取得した。

また、1993年3月25日に、譲渡された資産および負債に関する管理契約が関係銀行との間で調印された。同契約は、現行の銀行法に従う管理および正確な会計について定める。

2019年1月、譲渡された資産および負債のマネジメントならびに管理および簿記をIC0は引き受けた。2020年12月31日現在、純資産の残高は29千ユーロであり、また当該年度において創出された利益は、161千ユーロ（2019年12月31日現在、純資産は57千ユーロであり利益は154千ユーロであった。）であった。

1.5 単体年次財務書類の表示

スペイン商法第42条に従い、IC0は当グループの本連結年次財務書類に適用したものと同一の会計原則および基準ならびに評価基準に従い本連結年次財務書類と同日付で単体年次財務書類を作成した。付属の2020年および2019年12月31日現在の貸借対照表、損益計算書、資本変動総額表、認識損益計算書ならびに2020年および2019年キャッシュフロー計算書における連結の効果は、以下の差異を示している。

[次へ](#)

(単位：千ユーロ)

	2020年		2019年	
	単体	連結	単体	連結
資産	34,386,075	34,406,884	31,822,825	31,841,654
資本	5,202,375	5,240,946	5,343,779	5,373,581
当期損益	70,188	79,092	106,941	109,378
資本に係る認識損益合計	(34,634)	(25,730)	143,630	146,067
現金および現金同等物の純増減額	1,944,929	1,945,026	(885,030)	(884,882)

[次へ](#)

1.6 環境影響および温室効果ガス排出権

当グループの国際取引は、環境保護に関する法律に従っている。IC0は、IC0がこれらの法律に実質的に準拠しており、その準拠を確保および奨励するよう設計された手続きを維持していると考えている。

また、当グループは、適切な環境保護・改善措置が実施されており、環境影響が可能な限り最小化され、これについての規則を遵守していると考えている。2020年および2019年、当グループは重大な環境投資を実施しておらず、環境リスクおよび費用のための引当金を計上する必要はないと考えている。また、IC0は、環境保護・改善に関連する重大な偶発事象が存在するとは考えておらず、温室効果ガス排出権を有していない。

1.7 最低資本

1.7.1 最低自己資本比率

スペイン中央銀行は2008年5月22日に、最低自己資本の識別および管理に関して、2008年通達第3号を發布した。前記通達は、投資比率、自己資本および情報についての金融仲介機関の義務、ならびに他の金融システムに関する2007年11月16日法律第36号（1985年5月25日法律第13号を改正）により發布された自己資本および連結ベースでの信用機関の監督に関する法制度等（信用機関自己資本に関する2008年2月15日勅令第216号を含む。）について、金融機関業界における最終的な展開を示している。前記通達はまた、スペインの金融機関の法制度に、金融機関の事業に関する欧州議会および理事会による2006年6月14日の2006年EC指令第48号（改正後）、ならびに投資サービス会社および金融機関の自己資本比率に関する欧州議会および理事会による2006年6月14日の2006年EC指令第49号（改正後）を適合させる過程を完了させるものでもあった。かかる二つの指令は、バーゼル銀行監督委員会により採択された同様の規制（バーゼルとして知られている。）を受けて、金融機関および金融機関の連結グループが満たすべき最低資本要件について大幅に改正された。

従前の銀行業の健全性規制に関する法令（1985年5月25日法律第13号および2008年スペイン中央銀行通達第3号）に替わり、2014年1月1日より、金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月26日法律第10号が施行された。これまで欧州連合は、その法制度として2010年12月現在バーゼルに移行しており、2012年EU規則第648号を修正する金融機関および投資サービス会社の健全性要件に関する欧州議会および理事会による2013年6月26日EU規則第575号、ならびに2002年EC指令第87号を修正する金融機関の活動ならびに金融機関および投資サービス会社の健全性監督に関する欧州議会および理事会による2013年6月26日EU指令第36号を採用し、また欧州連合の監督および信用機関の支払能力の基準にスペインの法律を適合させるための緊急措置として、2013年11月29日勅令第14号にICOのシステムを置き換えることで、2006年EC指令第48号および2006年EC指令第49号を廃止した。

2014年6月26日法律第10号の主な目的は、2013年6月26日EU規則第575号（CRR）の規定を直接的に組み込み、正式に2013年6月26日EU指令第36号（CRD）に移行することで、国際舞台および欧州連合に課せられている規制変更に対応してスペインの法律を適合させることであった。当該コミュニティ規制は、監督体制、資本要件および罰則等の側面が大々的に修正されてきたことにより、金融機関に適用される規則の実質的な変更をもたらした。

CRRおよびCRDは、欧州連合における資本要件を規制し、以下に記載するバーゼルの資本規制の枠組みまたは協定に定められた提案を含む。

- 加盟国に直接適用されるCRRは、金融機関の健全性要件を含み、とりわけ以下の事項を扱っている。
- ハイブリッド商品が満たさなければならない要件を設定し、少数株主持分の適格性を制限する、適格自己資本の要素の定義。
- 各資本区分における調整項目および控除項目の定義。この点において、規則はバーゼルに新たな控除項目（繰延税金資産、年金基金）を組み入れ、既存の控除項目の変更を導入する。一方で、規則はその完全な実施までに、5年から10年の段階的な予定を設定している。
- 自己資本の三つの水準（普通株式等Tier 1比率4.5%、Tier 1比率6%および最低資本合計比率8%）を定める最低要件の設定（第一の柱）。
- 信用機関がレバレッジ比率（Tier 1をリスクに対して未調整の総エクスポージャーで除した値として定義される。）を算定するための要件。開示要件は、2016年以降に適用され、最終的な定義は監督者により2017年に設定された。
- 加盟国が、それぞれの基準に従って、国内法令に組み込まなければならないICRDの意図および主たる目的は、金融機関および投資会社の活動の透明性ならびにその統治および監督の枠組みについ

て国内法令を調整することである。CRDは、とりわけ、CRRで設定された資本要件に加えて、2019年までに段階的に導入される資本要件を含んでいる。以下に従わないことは、利益の任意分配に対する制限を伴う。

- バーゼル の規制の枠組みを拡大する、金融規則の景気循環増幅効果を軽減するための資本保全バッファおよび反循環的な資本バッファ。すべての信用機関は、普通株式等Tier 1 に上乗せする2.5%の資本保全バッファおよび普通株式等Tier 1 に上乗せする、機関特有の反循環的な資本バッファを維持しなければならない。
- グローバルなシステム上重要な機関およびその他のシステム上重要な機関が、システミックリスクまたはマクロ健全性リスク（すなわち、特定の加盟国における金融システムおよび実体経済に深刻な悪影響を与えうる、金融システムの混乱リスク）を軽減するためのシステミックリスクバッファ。
- さらに、CRDは、監督責任の範囲内で、所轄官庁が、CRRに記載の最低要件（第二の柱）を上回る自己資本額の維持を金融機関に要求することが可能であると規定している。

金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月26日法律第10号の追加条項第8条によると、規則により規定されていない限り、スペイン開発金融公庫は、当該法律の第 編（金融機関の支払能力）、第 編（監督）および第 編（法的罰則）ならびに情報の守秘義務に関する規定を適用する。

2015年から、スペイン中央銀行の2014年通達第2号に従い、この基準において設定された資本バッファが適用される。今日まで、今年度の銀行監督者によって特定の反循環的な資本バッファの金額は設定されていない。ICOは、グローバルなシステム上重要な事業体（スペイン語表記の頭文字をとって「EISM」）ではなく、またシステム上重要な事業体（スペイン語表記の頭文字をとって「EIS」）としてみなされることもない。

2019年、信用機関の支払能力に関する2013年EU規則第575号（CRR）を修正する、2019年5月20日EU規則第876号が承認された。当該基準は、一般的に、2021年6月28日から効力が発生するが、一定の規定（適用範囲、監督権限、定義、資本および許容負債ならびにレバレッジ比率の定義）については、2019年6月27日付けで効力が発生した。これらの規定によるICOへの影響はなかった。

2020年、COVID-19パンデミックの発生に応じて行われた一定の適応（その他の措置の中でも、支払能力・新規かつ一時的に慎重な選別手段を設定すること・一定のエクスポージャーに対する新たな取扱いの促進を目的とした、IFRS第9号が引当金にもたらす影響に関する暫定的な規定の延長、および中小企業およびインフラに対する支援要素の適用を含む。）に関する2013年EU規則第575号および2019年EU規則第876号を修正する、2020年6月24日EU規則第873号が承認された。当該基準の規定によるICOへの影響はほとんどなかった。

2020年および2019年12月31日現在の当グループの算出可能な資本は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
普通株式等Tier 1 (*)	5,024,167	5,067,939
- 資本金	4,314,204	4,314,033
- 準備金および調整項目(**)	709,963	753,906
Tier 2	-	-
- その他の準備金(**)	-	-
- 一般支払不能リスクヘッジ	-	-

算出可能資本合計	5,024,167	5,067,939
----------	-----------	-----------

最低資本合計(***)	2,153,568	2,139,560
-------------	-----------	-----------

(*) 当グループは追加のTier 1 を有していない。

(**) 当グループの算出可能資本の計算に用いる合計準備金は、資本の計算において、無形資産の修正および準備金の修正が行われているため、連結貸借対照表の額とは異なる。

(***) 2020年に当グループについてスペイン銀行により設定された、リスク加重資産（RWA）の15.95%（2019年は17.34%）として計算している。

2020年および2019年12月31日現在の当グループの最低資本の最重要データは、以下の通りである（単位：千ユーロ）。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
Tier 1	5,024,167	5,067,939
リスク加重資産	13,501,994	12,338,868
Tier 1 比率(%)	37.21%	41.07%
算出可能資本合計	5,024,167	5,067,939
算出可能資本合計比率(%)	37.21%	41.07%
最低算出可能資本比率(%)(*)	15.95%	17.34%

(*) ICGグループの自己資本についてスペイン銀行により設定された2020年1月1日以降の最低資本比率の合計は、2013年EU規則第575号により設定された要件（8%）、ならびに集中リスクおよび事業リスクならびに資本に関する自己評価報告書に記載されるその他のリスクをカバーするための追加の必要資本（5.45%）ならびに資本バッファ（2019年1月1日以降2.5%）を考慮すると、15.95%である。

2020年および2019年12月31日現在、当グループの算出可能資本は、連結ベースでは、適用ある規則により規定されている最低要件をそれぞれ2,870,599千ユーロおよび2,928,379千ユーロ上回っている。

1.7.2 最低支払準備率

IC0は最低支払準備率を満たすために、ユーロ圏の国の中央銀行に預けられている資金の最低レベルを維持しなくてはならない。2020年12月31日現在、このレベルは算出可能な負債の2%であった。2011年11月24日に2011年EU規則第1358号が発効し、追加的な算出可能な負債（2年超の通知期間を条件として引出可能な2年超の定期預金、現先取引による販売および2年超の満期を持つ株式以外の証券）について1%が要求される。この修正は2012年1月18日に開始した積立期間の後に適用された。

2020年および2019年12月現在、ならびに2020年および2019年中、IC0は適用あるスペインの規制に基づく最低比率を遵守した。

1.7.3 資本管理

当グループは、支払能力に関し適用される法制度（2013年EU規則第575号）に規制される算出可能なTier 1およびTier 2の管理を目的として、資本を検討している。

この意味において、常にスペイン銀行により企業について設定された下限を下回らない支払能力比率を維持するための資本管理システムに、資本要件規制は直接的に盛り込まれている。この目標は、適切な資本計画によって達成されている。

1.8 後発事象

上記2006年法律第42号で修正された租税、行政および社会保障措置に関する2001年12月27日法律第24号追加条項に従い、旧金融公庫とIC0が付与した一定の与信および保証枠に基づき中央政府がIC0から借入れた債務の返済によって回収される金額は、IC0の資本の一部を構成する。2020年の見積総額は160千ユーロであり、2021年に計上される。

2021年、スペイン開発金融公庫は、国家財務当局の地位において政府の命令を受け、事業および個人に対する新たな信用枠を打ち出した。その目的は、スペインの信用制度に更なる流動化をもたらす、IC0の目標の枠組み内における他の需要に取り組むことである。承認を得た主な信用枠は、以下の通りである。

- 2021年IC0の企業および起業家向け融資枠：このIC0の信用枠は、国内で投資を行い、かつ流動性ニーズを満たす必要のある自営業者および企業に対して融資を行う。個人および家主団体も、住宅の修復のためにこの信用枠を利用することができる。
- 2021年IC0のSGR / SAECA保証融資枠：このIC0の信用枠は、相互保証会社（スペイン語表記の頭文字をとって「SGR」）または国有企業であるCaución Agraria（スペイン語表記の頭文字をとって「SAECA」）の範囲内で、スペインにおける資金を主とする自営業者およびスペイン企業または多国籍企業に対して融資を行う。
- 2021年IC0の商業融資枠：このIC0の信用枠は、スペイン国内の営利事業による前払い金を通じて流動性を得ようとする自営業者およびスペイン企業またはスペインにおいて設立された多国籍企業に対して融資を行う。
- 2021年IC0のRed.es Acelera融資枠：このIC0の信用枠は、デジタル技術の試験的開発および推進のためにRed.esによる援助が承認されたプロジェクトへの融資を行う。

- 2021年IC0の国際融資枠：このIC0の信用枠は、外国で生産的な投資を行っており、かつ／または流動性ニーズを満たす必要のある、スペインの資金を主とする自営業者およびスペイン企業または多国籍企業に対して融資を行う。
- 2021年IC0の輸出業者向け融資枠：このIC0の信用枠は、流動性を必要とする自営業者およびスペイン企業に対して融資を行い、輸出活動による前払い金を通じて彼らを支援する。
- 2021年IC0の国際局融資枠：自営業の専門家および企業の国際化の過程を支援するために融資を行う。当該商品と、IC0の国際融資枠およびIC0の輸出業者向け融資枠の間の主たる違いは、貸付が地方銀行に適用されるか、または投資プロジェクトもしくは輸出活動が行われている国に本部がある国際機関に適用されるかということである。

例年通り、2021年1月中、IC0およびこれらの信用枠の申請書を提出した金融機関は、契約を作成および書名した。

COVID-19パンデミックを受け、企業の支払能力を支援するための特別措置を規定した2021年3月12日勅令第5号では、直接援助資金のための三つの新たな基金の設立、COVID-19による金融負債の再編および事業の資本再構成等とともに、最大11,000百万ユーロの公共投資を動員するための一連の措置が明示されている。公的保証付き貸付の柔軟化措置の実施を緩和する目的として、3,000百万ユーロのCOVID-19による金融負債の再編のための信用枠が設置され、その条件は内閣による承認が必要となる。

当該期末（2020年12月31日）から連結年次財務書類承認日（2021年3月31日）までの間、前述以外に重要な事実は発生していない。

1.9 事業セグメント別情報

当グループの活動は、信用枠の付与および直接貸付を行うことである。したがって、該当する法律に従い、IC0の事業についてセグメント別の情報は不要とみなされる。

また、当グループはスペイン領域内外で活動を行っており、すべての事業はスペインの利益に寄与するものであると認められている。

1.10 「IC0ダイレクト」貸付業務

2010年6月、IC0は「IC0ダイレクト」として、機械、家具、IT製品および建物に新たに投資するため、自営業の個人、中小企業、およびスペインの非営利団体（1年を超えて活動している団体）に対して融資を行うことを目的とした新しい事業セグメントを開始した。この事業セグメントは、信用機関の仲介を通して行われるIC0の通常の貸付業務を補っており、中小企業および自営業の個人向けの金融手段を広めるよう務めている。IC0ダイレクトは、2011年および2012年に更新され、2012年6月に終了した。

IC0ダイレクトにおける取引は、バンコ・サンタンデル（BS）およびバンコ・ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア（BBVA）によって公的に処理および管理されていた。これらの信用機関はこの目的においてIC0に対し競争入札をしている。

2020年12月31日現在の純資産合計の残高は383千ユーロ（2019年12月31日現在は1,028千ユーロ）であった。2020年に生じた利益は3,763千ユーロ（2019年は3,498千ユーロ）であった。

1.11 2011年のIC0の地方自治体向け貸付業務

2011年IC0地方自治体向け融資は、スペイン内閣により2011年7月に承認された公会計および社会的保護の安定性を高めるための勅令第の結果として開始された。その目的は、低迷する経済を踏まえ、

地方自治体に提供する備品、労働およびサービスに係る請求権を決済する主要な問題に苦しむ多くの
自営専門職および小企業の問題を緩和することであった。

この信用枠は、2011年4月30日まで未払いの請求書を決済するための流動性を地方自治体に提供す
ることを目的としていた。主として、証明書および書類の経過年数に基づき自営業の個人および中小
企業に対する債務の返済を支援することを目的としていた。

ICO地方自治体向け融資は、2011年7月から2011年11月まで実施されていた。同期間中、当該融資に
より、スペイン全域にわたる1,029の地方、地域および島域間町議会が、38,338の自営業の個人および
中小企業により2011年中に提供された備品、建造物およびサービスに対する未払請求書222,975件（総
額967百万ユーロ）を支払うことができた。2011年ICO地方自治体向け融資業務の定式化および運営
は、当プロジェクトに追加されたいくつかのEECCを通じて実行されている。

2020年12月31日現在、当該資産（不良資産として分類されている。）の残高は3,458千ユーロ（2019
年12月31日現在は3,669千ユーロ）であった。

EELLの借入に関し、この信用枠は、国家収益の割当（スペイン語表記の頭文字をとって「PTE」）に
より、ICOへ保証されている。PTEの下、開始から2020年12月31日までにおける当該信用枠の残高の減
少は、61.89百万ユーロ（2019年12月31日現在で61.68百万ユーロ）である。2020年12月31日までの間
に、1,029の事業体のうち、合計で409の事業体がPTEを頼らなければならなくなった。2020年12月31日
現在、依然として9のEELLへのPTEの削減が要求されており、その残高は3.5百万ユーロであった。

注記2 適用される会計原則、方針および評価基準

当グループの2020年12月31日に終了した年度の連結年次財務書類の作成において用いられた会計原
則、方針および評価基準は、以下の通りである。

a) 継続企業の原則

財務書類を作成するにあたり、ICOの経営は当面継続していくと判断された。したがって、会計基
準の適用は、清算の場合における、全部もしくは一部の譲渡を目的とする純資産価値を算定するた
めのものではない。

b) 発生主義原則

キャッシュフロー計算書に関連するものを除き、現在の年次財務書類は、支払日または回収日に
かわらず、現在の物品およびサービスの流れに基づいて作成されている。

c) その他一般的な原則

年次財務書類は、取得原価法に基づき作成されているが、土地および建物（2004年1月1日まで
のものに限る。）（注記13を参照のこと。）、売却可能金融資産ならびに金融資産および金融負債
（デリバティブを含む。）の公正価額でなされた再評価（もしあれば）により修正されている。

2.1 株式

2.1.1 グループ企業

「子会社」とは、IC0が支配権を有する企業である。企業が投資先との関与による変動利益にさらされるか、変動利益に対する権利を有する場合、かつ投資先に対する支配権を通じて、投資先の利益に影響を及ぼす資格を有する場合に、企業は投資先を支配していると解釈される。

子会社としてみなされるためには、以下を必要とする。

- 支配権：投資家は、関連活動（すなわち、投資先の利益に大きな影響を及ぼす活動）の管理を可能にする既存の権利を有する場合に、投資先に対する支配権を有する。
- 利益：投資家は、投資先との関与による利益が、投資先の実績によって変動する可能性がある場合に、投資先との関与による変動利益にさらされるか、変動利益に対する権利を有する。投資家の利益は、プラスのみ、マイナスのみ、またはプラスとマイナスの両方になることがある。
- 支配権と利益のつながり：投資家は、投資先に対する支配権ならびに投資先との関与による変動利益に対するエクスポージャーおよび権利を有するだけでなく、投資先との関与による投資家の利益に影響を及ぼす支配権を行使する資格を有する場合に、投資先を支配する。

これらの子会社の年次財務書類は、規則に定める通り、完全連結法を用いてIC0の年次財務書類と連結される。したがって、この方法により連結された重要な企業間の取引から生じた残高は、連結手続きに際して除外されている。当グループの親会社であるIC0は、その99%を占めている。

さらに、第三者の株式（もしあれば）は、以下の通りとする。

- ・当グループの資本においては、連結貸借対照表の「少数株主持分」の項目に記載され、2020年および2019年12月31日現在の残高はない。
- ・当期連結損益においては、連結損益計算書の「少数株主持分に帰属する損益」の項目に記載され、2020年および2019年12月31日現在の残高はない。

ある年度に取得した子会社から生じる損益の連結は、取得日から当該年度の末日までの期間に関する金額のみを考慮する。

別紙 には、これらの企業に関する情報を記載する。これらの企業の会計年度末は、すべて12月31日である。

2.1.2 関連企業

関連企業とは、IC0とともに単一的意思決定機関を構成せず、また共同支配に服しないが、IC0が重大な影響力を及ぼす企業をいう。通常重大な影響力が、議決権の20%以上の直接的または間接的な持分に伴う。

関連企業の株式は連結年次財務書類において連結貸借対照表の「子会社、合併企業および関連企業への投資 - 関連企業」に減損調整後の取得原価で評価される。

関連企業とグループ企業間の営業活動から生じた損益は、当グループの関連企業における株式を示す割合から控除される。

上記の控除の後、関連企業による当該年度に生じた損益により、連結年次財務書類の投資の価値は増減する。当該損益は、連結損益計算書の「持分法適用会社の損益」の項目に計上される（注記27を参照のこと。）。

取得日後の関連企業の評価調整額は投資の価値の増減として計上される。これらの変動は連結資本変動表の評価調整として「その他の累積包括利益」の項目に計上される。

別紙 には、これらの企業に関する情報を記載する。

2.2 金融商品

2.2.1 金融商品の当初の認識

金融商品は当初、当グループが該当する契約の当事者となった際に当該契約の条件に従い貸借対照表において認識される。特に、貸付および現金預金等の債務証書は、現金を受領する権利または支払う義務が発生する日現在でそれぞれ認識される。一般に金融デリバティブは契約日に認識される。

従来の契約を通じて行われる金融資産の売買は、すべての所有権に内在する利益、リスク、権利および義務が取得者に移転した日に計上される。当事者の相互義務に基づくこれらの契約は、規制または市場慣行により設定された期間内に履行されなければならない、株式市場取引または通貨先物取引等のように差額で決済することができない。購入または売却した金融資産の種類に応じて、契約日、決済日または引渡日となる。特に、外国為替現金取引市場で行われた取引は、決済日に認識され、スペインの証券市場で取引される持分証券を用いて実施される取引は、契約日に計上され、スペインの証券市場で取引される債務証書を用いて行われる取引は、決済日に認識される。

2.2.2 金融商品の譲渡および処分

金融商品の譲渡は、譲渡金融商品に係るリスクおよび利益を移転させる方法を考慮して記録される。それは、以下の基準に基づいて行われる。

- リスクおよび権利が実質的に第三者に移転された場合、譲渡金融商品は、その譲渡により留保または発生した権利または義務すべてを認識した上で、貸借対照表上から除外される。なお、この譲渡に含まれるのは、無条件的売却、取得日における公正価額での売却および買戻、購入選択権もしくは深刻な資産危機状態での売却権が伴う金融資産の売却、譲与者が劣後融資を留保しない資産の証券化、または新たな所有者に対する信用補完等である。
- 譲渡金融商品に係るリスクおよび利益が留保された場合、譲渡金融商品は貸借対照表上から除外されず、移転前と同様の基準に従って測定される。なおこの留保に含まれるのは、現先取引がされた金融資産の固定価格または利息付の売却額での売却、借方が同様または同等の価値の資産の返済を求められるローン契約等である。しかし、受領対価と同額に係る金融負債は認識される。その後、償却原価で評価され、認識はされないが、譲渡金融資産の収入および新たな金融負債額になる。
- 売買された購入選択権付き金融資産の売却（内部貨幣または外部貨幣での売却ではない。）、譲与者が譲渡資産の株式に対する劣後融資または信用補完をすることを想定する証券化等、譲渡金融商品に係るリスクおよび利益が、実質的に移転または留保されない場合には、以下の通り区別される。
 - 企業が譲渡金融商品に対する支配権を留保しない場合、貸借対照表上から除外され、その移転により留保または発生した権利または義務は、すべて認識される。
 - 企業が譲渡金融商品に対する支配権を留保する場合、起こりうる価値変動と同額のエクスポージャーが貸借対照表上で認識され続け、受領対価と同額の金融負債が認識される。損益を通じて公正価額で評価した金融負債として分類されるための条件を満たさない限り、かかる負債は、後に償却原価で評価される。金融負債額を計算するため、金融資産が移転された企業に対する融資を構成する金融商品（資産担保証券および貸付金等）の価格は控除される。その控除額は、かかる金融商品が、とりわけ譲渡資産を融資する際の価格とまったく同額である。譲渡資産と関連負債との間の純額に関して、譲渡資産が償却原価にて評価された場合は、留保された権利および義務の減価償却額になる。また、譲渡資産が公正価額で評価された場合は、留保された権利および義務の公正価額になる。

以上の通り、金融資産が貸借対照表上から除外されるのは、発生したキャッシュフローが消滅した場合または内在的なリスクおよび利益が第三者に移転した場合である。

同様に、金融負債が貸借対照表上から除外されるのは、発生した義務が消滅した場合またはこの金融負債が取消もしくは交換の意図を持って購入された場合である。

2.2.3 金融商品の公正価額および償却原価

金融資産

金融商品のある日の公正価額は、知識を有するいくつかの当事者間の公正な取引において、同日に取得または売却されると見込まれる金額として理解される。金融商品の公正価額として参照できる、最も客観的で一般的な価格は、組織的で透明性が高く信用できる市場で支払われるであろう金額（「見積価格」または「市場価格」）である。

特定の金融商品に市場価格がない場合、その公正価額は、類似の金融商品の最近の取引に基づき見積もられ、それができない場合には、評価される金融商品の特性、特に金融商品に関連する様々な種類のリスクを考慮して、国際的な会計協会により承認されている評価手法を用いる。

とりわけ、組織的で透明性が高く信用できる市場で取引されている売買目的保有のデリバティブ金融商品の公正価額は、日々の市場価格と同じである。例外的な場合において、いずれかの日に価格を設定することができない場合には、組織的な市場で取引されていないデリバティブに適用されるものと同様の手法を用いて測定される。

組織的な市場で取引されていないデリバティブまたは規模が小さいもしくは透明性に欠ける組織的な市場で取引されているデリバティブの公正価額は、金融市場で認められる評価手法（「純現在価値」（NPV）、オプション価格決定モデル等）を用いて当該商品から発生する将来のキャッシュフローの合計を測定日で割り引いたもの（「現在価値」または「理論値」）と同額である。

償却原価は、金融資産または負債の取得原価を元利金の返済、また該当する場合には、金融商品の当初価格と返済価額の差異の一部（実効利率法を用いて損益計算書で認識される。）について（上方または下方に）調整した額である。金融資産の償却原価には、発生したであろう減損調整も含まれる。

実効利率は、金融商品の当初価格を残存期間中に見積キャッシュフローの全額と一致させる割引利率である。固定利付金融商品の場合、実効利率は、取得に際して決定した約定利率であり、2017年スペイン中央銀行通達第4号の条項に従い実効利率の計算に含まなければならない手数料および取引費用の調整がなされている。変動利付金融商品の実効利率は、固定利付金融商品と同様に見積もられ、契約に定める各金利見直し日に商品の将来のキャッシュフローの変動を考慮して再計算される。

公正価額の客観的な評価が不可能なその他の企業の株式および金融デリバティブ（裏付資産のような商品を保有し、交付により決済されるもの。）は、それが適切とされれば、発生した減損損失により、価格調整される。

金融資産価格の変動は、通常、損益計算書内の対応項目とともに計上される。それは、損益計算書の「金融資産および金融負債による損益」の項目で、純額で計上され、「利息および類似収益」で計上される未収利息および類似項目に起因するものと、その他に起因するものとを差異化する。

しかし、為替差額から生起しない限り、その他の包括利益を通じて公正価額で評価される金融資産のポートフォリオに含まれる商品価値の変動は、一時的に「その他の累積包括利益」の項目に計上される。評価の変動が損益計算書で決して再分類されない金融商品でない限り、これらが損益計算書に計上された際、貸借対照表資産内の該当箇所から除外されるまでは、これらの金融商品の公正価額の変動について「その他の累積包括利益」の項目に記載される金額は、資本純額の一部として残る。

また、「売却目的保有の非流動資産」の項目に計上されるものの価格変動は、連結資本の価値調整として「その他の累積包括利益」に計上される。

本年次財務書類における金融商品の公正価額での評価は、以下の公正価額レベルを用いて分類される。

- ） レベル ： 活発な市場における同一の商品の市場価格（調整前）により得られた適正な額
- ） レベル ： 活発な市場において類似の金融商品に用いられる評価手法、最近の取引において値付けされた価額もしくは予測キャッシュフロー、またはすべての重要な投入資本が直接的にまたは間接的に観察可能である市場データに基づくその他の評価手法により得られた公正価額
- ） レベル ： いくつかの重要な投入資本が、観察可能な市場データに基づいていない評価手法により得られた公正価額

ヘッジ対象およびヘッジ会計として指定された金融資産に関しては、その評価差額は以下の基準を考慮して計上される。

- 公正価額ヘッジに関して、ヘッジ・リスクの種類と関連してヘッジされたものおよびヘッジ対象の中で生じた差異は、損益計算書で直接認識される。
- キャッシュフロー・ヘッジおよび純外国投資の非効率に関する評価差額は、損益計算書に直接計上される。
- キャッシュフロー・ヘッジに関して、ヘッジ対象の実効ヘッジにおいて生じた評価差額は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括利益」の項目に計上される。
- 純外国投資ヘッジに関して、ヘッジ対象の実効ヘッジにおいて生じた評価差額は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括利益」の項目に計上される。

最後の二つの事例に関しては、ヘッジ対象の損益が損益計算書に計上されるまで、またはヘッジ対象の満期日まで、最終的に評価差額は損益に計上されない。

金融商品ポートフォリオにおける金利リスクの公正価額ヘッジに関して、ヘッジ商品を査定する際に生じた損益は、損益計算書で直接認識される。その一方で、ヘッジ対象リスクに関しては、公正価額の変動を補填する金額の損益は、マクロヘッジによる金融資産の調整として「その他の累積包括利益」に計上される。

金融商品ポートフォリオにおける金利リスクのキャッシュフロー・ヘッジに関して、ヘッジ商品の価値変動の有効な部分は、予定された取引がなされるまでは、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括利益」に計上され、その後、損益計算書に計上される。ヘッジ・デリバティブの価値変動の非有効部分は、損益計算書に直接計上される。

金融負債

前述の金融資産に関して定義されているように、金融負債は以下の場合を除いて、償却原価で計上される。

- 前述の金融資産に関して定義されているように、「売買目的保有の金融負債」および「損益を通じて公正価額で評価した金融負債」の項目に含まれる金融負債は、公正価額で評価される。公正価額ヘッジ取引により補填される金融負債については、ヘッジ取引で補填されるヘッジ対象リスクに関連するこれら公正価額の変動が計上され、調整される。
- 裏付資産が持分証券であり、公正価額を十分な客観性をもって決定できず、当契約書の交付によって決済される金融デリバティブは、原価で評価される。

金融負債額の変動は、通常、損益計算書上で相殺されて計上される。これは、「利息および類似収益」の項目で計上される未収利息および類似項目に起因するものと、他の要因（連結損益計算書の

「公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益」の項目で計上されるもの。)に起因するものを差異化する。

ヘッジ対象およびヘッジ会計差額として指定された金融負債は、前記注記に記載された金融資産に関する、上記の基準を考慮した上で計上される。

2.2.4 金融資産および金融負債の区分および評価

金融商品はIC0の貸借対照表で以下の区分に分類される。

- 中央銀行および信用機関に対する預金とは、現金残高ならびにスペイン中央銀行、その他の中央銀行およびその他の信用機関が保有する金額である。
- 損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債は、取引ポートフォリオに分類される金融商品ならびに損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産および金融負債により構成される。
 - ・ 金融資産とは、取引ポートフォリオに含まれる、短期間で現金化するために取得したものまたは短期利益を得るための行為を行った証拠があると特定される金融商品のポートフォリオの一部を構成するものをいう。また、ヘッジ商品として指定されていないデリバティブ金融商品は、この区分を構成するものとみなされ、適用ある会計規則に従いハイブリッド金融商品から分離される商品を含むものとする。
 - ・ 金融負債とは、取引ポートフォリオに含まれる、近い将来に買い戻すために発行したものまたは短期利益を得るための行為を行った証拠があると特定され、もしくは共同で運用される金融商品のポートフォリオの一部を構成し、選択性でない現先取引に基づき取得した資産の売却から生じる証券のショート・ポジションおよび証券の貸付ならびにヘッジ商品として指定されていないデリバティブ金融商品（ハイブリッド金融商品から分離される商品を含む。）をいう。ある金融負債が資産取引に融資するために用いられるという事実自体は、この区分に含まれることを意味しない。
 - ・ 損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産または金融負債とは、以下のものをいう。
 - ハイブリッド金融資産とみなされ、公正価額で評価される、取引ポートフォリオに含まれない金融資産。公正価額で評価される保険契約に基づく負債または公正価額の変動へのエクスポージャーを軽減する目的および効果を持つ金融デリバティブとともに運用されるもの。あるいは、金利リスクへの全体的なエクスポージャーを軽減する金融負債およびデリバティブとともに運用されるもの。
 - 事業体による当初の認識で指定された金融負債、または、認識時に以下の理由により、さらなる関連情報が得られるもの。
 - ・ 当該情報により、資産もしくは負債の評価、または損益の認識において生じる認識または評価の不一致は、別の基準によって解消または大きく軽減される。
 - ・ 金融負債のグループまたは金融資産および金融負債両方は管理され、その成績はリスク管理または投資情報戦略に従い、公正価額に基づいて評価される。文書化されたグループの情報もまた公正価額に基づいて、経営幹部に対して提出される。
- 償却原価で評価される金融資産の区分には、以下のものが含まれる。
 - ・ 固定満期であり、キャッシュフローが確定金額または確定可能な金額である負債性証券。本科目に含まれる負債性証券は、当初、公正価額で評価され、直接金融資産の取得に帰属する取引費用について調整され、2019年スペイン中央銀行通達第4号の時点で適用ある会計規則において定義される実効利率法を用いて損益計算書で認識される。その後、実効利率に基づく償却原価で評価される。
 - ・ 貸付および受取債権。本科目には、IC0が行う通常の信用供与および貸付活動から生じる第三者への融資、ならびに資産の買主およびサービス利用者が被る負債が含まれる。また、事業体が貸主として行為するファイナンスリース取引も含まれる。

本区分に含まれる金融資産は、当初公正価額で計上され、直接金融資産の取得に帰属する手数料および取引費用について調整され、2019年スペイン中央銀行通達第4号の時点で適用ある会計規則に基づく実効利率法を用いて損益計算書で認識しなければならない。取得後は、取得された資産は償却原価で評価される。

割引で取得された資産は、支払額で計上され、返済額と当該支払価格との差額は、満期まで実効利率法を適用し、金融収益として認識される。

本区分に含まれる資産の未収利息は、実効利率法を用いて計算され、損益計算書の「利息および類似収益」の項目において認識される。ポートフォリオに含まれるユーロ以外の外国通貨建ての証券に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。これらの証券の減損損失は、注記2.7に記載の通り計上される。公正価額ヘッジに含まれる負債性証券は、注記2.3に記載の通り計上される。

- その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産。本区分には、償却原価で評価した金融商品または損益を通じて公正価額で評価した金融商品には分類されないIC0が保有する負債性証券、ならびに子会社、合併企業または関連企業以外のIC0の各事業体に保有される持分証券であって損益を通じて公正価額で評価されるものに分類されないものが含まれる。

本区分に含まれる金融商品は、当初公正価額で測定され、直接金融資産の取得に関連する取引費用について調整され、満期まで、2019年スペイン中央銀行通達第4号の時点で適用ある会計規則に定められる実効利率法を用いて損益計算書で認識される（ただし、金融資産の満期が固定されていない場合を除く。）。金融資産の満期が固定されていない場合には、減損が生じた時点で損益計算書に計上されるか、または貸借対照表で損金処理される。その後、本区分に含まれる金融資産は、公正価額で評価される。

上記にかかわらず、十分に客観的な方法で公正価額を決定することができない持分証券は、注記2.7に記載の通り計算された減損を控除して、年次財務書類に取得原価で評価される。

これらの金融資産から生じた利息または配当金に相当する収益は、対応項目とともに、損益計算書の「利息および類似収益」（実効利率法を用いて計算する。）および「配当金収益」にそれぞれ計上される。これらの商品の減損損失は注記2.7に記載の通り計上される。ユーロ以外の外国通貨建ての金融資産に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。公正価額ヘッジでカバーされる金融資産の公正価額の変動は、注記2.3に記載の通り計上される。

残る金融資産の公正価額の買収による変動は、金融資産が償却されるまでの間、すなわちかかる残高が損益計算書の「損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債の償却に係る損益」に計上されるまでの間、評価調整額として、対応項目とともに、IC0の資本の部の「その他の累積包括利益」に計上される。

- 償却原価で評価した金融負債。この区分の金融商品には、上記のいずれの区分にも含まれない金融負債が含まれる。

本区分に含まれる金融負債は、当初公正価額で計上され、直接金融負債の発行に帰属する取引費用について調整され、満期まで、適用ある会計規則（2017年スペイン中央銀行通達第4号）に規定される実効利率法を用いて損益計算書で認識される。その後、かかる金融負債は、適用ある会計規則（2017年スペイン中央銀行通達第4号）に規定される実効利率法を適用して計算される償却原価で測定される。

実効利率法を用いて計算されるこれらの資産について発生する利息は、損益計算書の「利息および類似費用」において認識される。ポートフォリオに含まれるユーロ以外の外国通貨建ての証

券に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。公正価額ヘッジに含まれる金融負債は、注記2.3に記載の通り計上される。

上記にかかわらず、売却目的保有の非流動資産に分類されるべき金融商品は、2017年スペイン中央銀行通達第4号規則第34条に基づき注記2.16に記載の通り年次財務書類に計上される。

財務書類におけるこうした区分への分類は、()当該事業体の金融資産管理の事業モデルおよび()金融資産の契約上のキャッシュフローの特徴という二つの要素に基づき行われる。

- 金融資産は、以下の2条件を満たす場合、償却原価で評価した金融資産のポートフォリオに分類される。

() 契約上のキャッシュフローを把握するために、金融資産の保有を目的とする事業モデルで管理されること。

() 契約条件により特定日におけるキャッシュフローがもたらされ、かかるキャッシュフローは常に残存元本の金額に係る元本および利息の支払であること。

- 金融資産は、以下の2条件を満たす場合、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産のポートフォリオに分類される。

() 金融資産の契約上のキャッシュフローおよび売上高の把握を併せて目的とする事業モデルで管理されること。

() 契約条件により特定日におけるキャッシュフローがもたらされ、かかるキャッシュフローは常に残存元本の金額に係る元本および利息の支払であること。

- 金融資産は、当該事業体の管理に関する事業モデルまたは契約上のキャッシュフローの特徴に起因して当該金融資産を上記ポートフォリオのいずれにも分類することができない場合に限り、売買目的保有の金融資産または損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産のポートフォリオに分類される。

上記にかかわらず、売買目的保有に分類すべきではなく損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産に分類可能な持分証券への投資につき、当該事業体は、当初認識において取消不能の形で、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産のポートフォリオに含めることを選択するものとする。この選択は、金融商品単位で実行される。

また、事業体は、損益を通じて公正価額で評価した金融資産に指定しなかったならば資産もしくは負債の評価により、または利益もしくは損失の認識により生じたであろう評価または認識の不一致が、かかる指定により解消するかまたは大幅に減少する場合(「会計上の非対称性」とも呼ばれる。)、当初認識において取消不能の形で、損益を通じて公正価額で評価した金融資産への指定を選択するものとする。会計上の非対称性がある場合、かかる選択は、当該事業体の管理に関する事業モデルまたは契約上のキャッシュフローの特徴がどのようなものであるかにかかわらず実行される。

また、上記にかかわらず、事業体は、2017年通達第4号の定める要件が満たされる限り、ある金融資産を当初またはその後の認識において、損益を通じて公正価額で評価した金融資産のポートフォリオに属するものと指定することを選択するものとする。

金融商品ポートフォリオ間での再分類は、もっぱら以下の想定に基づいて行われる。

・ 事業体が金融資産の管理に関する事業モデルを変更する場合、事業体は、すべての金融資産を以下の条項に従って再分類することになる。かかる再分類は、再分類日以降、将来を見越して行われ、これに先立って認識された利益、損失または利息の修正再表示は必要とされない。一般的に、事業モデルの変更は稀である。

- ・事業体が債務証券を償却原価で評価されるポートフォリオから損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、事業体は、債務証券の再分類日における公正価額を見積もらなければならない。以前の償却原価とかかる公正価額との差異により生じた利益または損失は、損益計算書において認識される。事業体が債務証券を損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオから償却原価で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、当該資産の再分類日における公正価額が、かかる資産の新しい総帳簿価額となる。
- ・事業体が債務証券を償却原価で評価されるポートフォリオからその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、事業体は、債務証券の再分類日における公正価額を見積もらなければならない。以前の償却原価とかかる公正価額との差異により生じた損失または利益は、その他の包括利益において認識される。実効利率および予想貸倒損失の見積りは、再分類の結果、調整されない。
- ・債務証券がその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオから償却原価で評価されるポートフォリオへと再分類される場合、当該金融資産は、再分類日の公正価額で再分類される。資本の部のその他の累積包括利益における再分類日の累積損益は、再分類日における資産の簿価を対応項目として用いて消却される。したがって、かかる債務証券は、再分類日においてあたかもそれまで償却原価で評価されてきたかのように評価される。実効利率および予想貸倒損失の見積りは、再分類の結果、調整されない。
- ・事業体が債務証券を損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオからその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、当該金融資産は引き続き公正価額で評価され、以前に計上された価額の変動の修正計上は行われない。
- ・事業体が債務証券をその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオから損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、当該金融資産は引き続き公正価額で評価される。資本の部の「その他の累積包括利益」におけるそれまでの累積損益は、再分類日において、当該会計期間の損益に移転される。
- ・子会社、合併企業または関連企業への投資がかかる分類でなくなる場合、留保された投資額（もしあれば）は、再分類日における公正価額で評価され、再分類以前の簿価と損益またはその他の包括利益（留保された投資のその後の評価法に基づきいずれか該当する方）におけるかかる公正価額との差異により生じたすべての利益または損失が認識される。
- ・子会社、合併企業または関連企業として適格となる以前の事業体への投資は、支配、共同支配または重大な影響力を獲得する日まで、公正価額で評価される。この最終日において、事業体は、以前の投資の公正価額を見積もらなければならない。これに伴い、再分類以前の簿価と損益またはその他の包括利益（該当する方）におけるかかる公正価額との差異により生じたすべての利益または損失を認識する。該当する場合、資本の部のその他の累積包括利益における累積損益は、当該投資額が貸借対照表から償却されるまで維持され、この時点で準備金項目に再分類される。
- ・事業体は、金融負債については再分類を行わない。
- ・上記の条項において、以下の事情に起因する変更は、再分類とみなされない。
 - ・以前は外国事業におけるキャッシュフロー・ヘッジまたは純投資ヘッジのヘッジ証券と指定され有効であった要素が、そのようにみなされるための要件に該当しなくなる場合。
 - ・ある要素が外国事業におけるキャッシュフロー・ヘッジまたは純投資ヘッジのヘッジ証券と指定され有効となる場合。

- ・金融商品が、損益を通じて公正価額で評価される指定を受けたためまたはかかる指定を解除されたため、その評価が変更される場合。

2020年または2019年における再分類はなかった。

2.3 金融デリバティブ

金融デリバティブとは損益を提供する商品であり、特定の状況下では、取引および残高に関連する信用リスクおよび/または市場リスクの総額または一部の補償を認める。その方法としては、金利および特定の利率、個別の証券価格、為替レート・クロスカレンシーまたは同様のその他基準を裏付資産として利用する。IC0は、組織的な市場または組織的な市場に対応する相対市場（店頭）の両方で取引される金融デリバティブを用いる。

当グループは、中でもとりわけ、金利リスク、為替レートおよび市場レートへのエクスポージャーを軽減するための戦略の一環として金融デリバティブを利用する。これらの取引が2017年スペイン中央銀行通達第4号規則第31条および第32条の特定要件を満たす場合には、かかる取引は「ヘッジ」とみなされる。

当グループがある取引をヘッジとみなす場合には、ヘッジに含まれる取引または商品の開始時からそのようにみなし、ヘッジは適切に文書化される。これらのヘッジ取引を文書化する際には、当グループが補填しなければならないリスクを考慮の上で、ヘッジされる商品またはヘッジを行う商品を適切に特定するとともに、補填しようとするリスクの性質、および当グループが有効期間中のヘッジの有効性を測定するために用いる基準または手法を特定する。

当グループは、その有効期間にわたり極めて効果的と考えられるヘッジについてのみ、ヘッジ会計を適用する。ヘッジは、予定の期間中にヘッジで補填されたリスクに帰属する公正価額またはキャッシュフローの変動がそれぞれ、ヘッジ商品の公正価額またはキャッシュフローの変動で完全に相殺された場合に極めて効果的であるとみなされる。

前記のようなヘッジの有効性を測定するために、当グループは、所定のヘッジ期間の開始日から終了日まで、ヘッジ対象のリスクに帰属するヘッジ項目の公正価額またはキャッシュフローのいずれかに関連する変動がヘッジ商品の公正価額またはキャッシュフローの変動で将来的にほぼ完全に相殺されると見込まれるかどうか、および遡及的にヘッジの結果がヘッジ対象の数値結果の80%から125%の測定範囲で変動するかどうかを分析する。

当グループが行うヘッジ取引は以下の科目に分類される。

- 公正価額ヘッジは、連結損益計算書に影響を及ぼす金融資産および金融負債もしくは約定額または特定のリスクに関連するこれらの一部の公正価額の変動に関するリスクを補填する。
- キャッシュフロー・ヘッジは、特定のリスクに関連して、連結損益計算書に影響を及ぼす金融資産もしくは負債または将来IC0が行う可能性の非常に高い取引から生じるキャッシュフローの変動を補填する。

測定値の差異は、ヘッジ項目および会計ヘッジとしてみなされた金融商品について特に言及する場合、以下の条件に従って計上される。

- 公正価額ヘッジは、金融資産および金融負債もしくは会社約定またはこれら資産、負債もしくは約定のうち特定のリスクがある特定された部分の公正価額変動エクスポージャーを対象として、これらが損益計算書に影響を及ぼす限りにおいて、補填するものである。
- キャッシュフロー・ヘッジについては、ヘッジ要素のうちヘッジの有効部分について生じる評価額の差異は、ヘッジされたキャッシュフローに関する評価調整として、一時的に「その他の累積包括利益」に計上される。この種類のヘッジが行われた金融商品は、注記2.2に記載される判断基

準に従い、当該ヘッジが行われた金融商品とみなされたことによる調整を行うことなく計上される。

最後の場合には、測定値の差異は、ヘッジ項目の損益が損益計算書に計上されるまで、または満期まで、損益として認識されない。

キャッシュフロー・ヘッジの非有効部分に対応するヘッジ証券の評価額の差異は、連結損益計算書の「公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益」において直接認識される。

当グループは、ヘッジ商品が満了もしくは売却された場合、ヘッジがヘッジ会計の基準を満たさなくなった場合、または取引がヘッジと分類されなくなった場合にヘッジ会計を中止する。

上記の通り公正価額ヘッジ会計が中止され、ヘッジ項目が償却原価で計上される場合には、ヘッジ会計のために行われた評価額調整は、中止日に再計算された実効利率を適用してヘッジ項目の満期日まで損益計算書において認識される。

キャッシュフロー・ヘッジ取引が中止される状況においては、ヘッジからの累積損益は、貸借対照表の「その他の累積包括利益」に計上され、予定されたヘッジ取引が行われるまでこの科目に留まり、実行された時点で連結損益計算書に移転される。また、キャッシュフロー・ヘッジ取引が中止される状況で、ヘッジ要素が、金融資産または負債を計上することが予定された取引である場合には、計上される資産または負債の取得原価は調整される。予定された取引が行われないと予測される場合には、当該取引に関連する「その他の累積包括利益」の記載は直ちに損益計算書において認識される。

2.4 外貨建取引および機能通貨

当グループの機能通貨はユーロである。このため、すべてのユーロ以外の表示の残高および取引は、外貨建てとみなされる。

以下は、2020年および2019年12月31日現在、当グループの親会社であるIC0が保有する外貨建金融資産および負債を示したものである（単位：千ユーロ）。

	2020年		2019年	
	資産	負債	資産	負債
英ポンド	336,569	817,178	194,026	183,298
米ドル	2,177,825	6,973,144	1,873,858	6,210,184
スイス・フラン	33	281,764	20	280,405
日本円	850	269,398	909	279,051
その他の通貨	147,376	214,903	183,589	46,766
	2,662,653	8,556,387	2,252,402	6,999,704

以下は、2020年および2019年12月31日現在、IC0が記録した、種類別の外貨建資産および負債に相当するユーロを示したものである（単位：千ユーロ）。

	2020年		2019年	
	資産	負債	資産	負債
信用機関への貸付	1,161,169	-	793,094	-
顧客への貸付	1,486,498	-	1,458,254	-
その他の金融資産	14,986	-	1,053	-
信用機関への預金	-	2,090,789	-	1,667,163
負債性証券の発行	-	6,464,716	-	5,841,744
その他の金融負債	-	882	-	651
	2,662,653	8,556,387	2,252,401	7,509,558

当初認識される際には、外貨建ての借方と貸方の残高は、認識日の直物為替レート（即時払い用の為替レート）にて、機能通貨に換算される。当初の認識後は、外貨建ての残高を機能通貨に換算する場合には以下の規則が適用される。

- ）貨幣性資産および負債は、年度末の為替レート（年次財務書類に記載される日付現在の平均直物為替レート）にて換算される。
- ）取得原価で評価される非貨幣性項目は、取得日の為替レートで換算される。
- ）公正価額で評価される非貨幣性項目は、公正価額が決定される日の為替レートで換算される。
- ）収益および費用は、取引日の為替レートを適用して換算される。しかしながら、著しい変動がない限りは、期間の平均為替レートが当該期間中に実施されたすべての取引について適用される。減価償却費は当該資産に適用される為替レートで換算される。

外貨建ての借方と貸方の残高の換算により生じる為替損益は、通常、連結損益計算書に計上される。しかしながら、公正価額で評価される非貨幣性項目について生じる為替損益の場合は、公正価額の調整が「その他の累積包括利益」に計上され、非貨幣性項目の再評価に関する為替レートの要素が分類される。

当グループが事業を行う主要外貨建ての残高を換算する際に使用するのは、2020年および2019年12月31日に欧州中央銀行が発表した市場レートである。

外貨建ての受取債権および支払債務の換算により生じる為替差損益の純額は、2020年12月31日現在、7,852千ユーロの損失（2019年12月31日現在は4,928千ユーロの利益）にまで上った。

2.5 収益および費用の認識

以下の要約は、収益と費用を認識する際に当グループが採用する最も重要な基準である。

2.5.1 受取利息、支払利息、配当金および類似項目

通常、受取利息および支払利息ならびにその類似項目は、会計の目的上、発生主義に基づき適用ある規則において定義される実効利率法を用いて認識される。他社より受領する配当金は、連結企業が配当金を受領する権利が発生した時点で認識される。

2.5.2 手数料、報酬および類似項目

事業の実効利率の計算に含まれるべきでない、または金融資産もしくは負債の取得原価を構成しない手数料に関する収益および費用ならびに類似の報酬は、損益を通じて公正価額で評価したものを除き、その性質に基づく様々な基準を用いて連結損益計算書で認識される。最も重要な項目は以下の通りである。

- 損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債に関連する金額は、支払日に損益計算書において認識される。
- 長期取引または役務から生じる金額は、当該取引または役務の期間中に損益計算書において認識される。
- 一度限りの事象に関連する金額は、当該事象が発生した際に損益計算書において認識される。

2.5.3 金融外収益および費用

これらの金額は、発生主義に基づき認識される。

2.5.4 繰延回収および繰延支払

これらは、市場レートで予想キャッシュフローを更新して算定した金額で財務書類に認識される。

2.6 残高の相殺

取引により生じる借方および貸方の残高は、契約上または法律上、相殺が可能であり、会社中存在し、純額で決済されるものまたは現金化と同時に支払われるものに限り、相殺され、連結貸借対照表に純額で表示される。

[次へ](#)

2.7 金融資産の減損

金融資産の簿価は、減損損失が生じたという客観的証拠がある場合には、一般に連結損益計算書について調整される。

- 貸付および負債性証券等の債務証書については、当初の認識後、将来のキャッシュフローに悪影響を及ぼす事象または様々な事象の複合的な効果が生じる場合
- 持分証券については、当初の認識後、ある事象または様々な事象の複合的な効果により簿価を回収できない場合

原則として、減損金融証書の価額修正は、当該減損が生じた期間の損益計算書に計上され、以前に計上された減損損失の回収（もしあれば）は、損失が解消または軽減された期間の損益計算書において認識される。減損について認識された金額の回収が不可能であると考えられる場合、かかる金額は、貸借対照表上から削除される。しかし、制限期間の満了、消却その他の原因により当グループの請求権が消滅するまで、当グループは、かかる金額の回収のために必要な措置を講じることはできる。

債務証書および偶発リスクポートフォリオは、その所有者、保証または仲介にかかわらず、当グループが晒される信用リスクを決定し、価額の減損のヘッジ要件を見積もるために分析される。年次財務書類の作成のため、当グループは、その起こりうる顧客および国の支払不能リスクを別々に分析することにより信用リスクの観点から運用を分類する。

債務証書の将来キャッシュフロー見積額は、当グループが証書有効期間中に受領すると考えている元本および利息である全額である。年次財務書類作成の時点で利用可能な関連情報のすべてが、この見積りの際に考慮される。当該関連情報は、契約上のキャッシュフローの将来の回収の可能性についてのデータを提供するものである。また、証券の将来のキャッシュフローを含み証書を見積もる際、保証の可能性にかかわらず、その取得およびその後の売却の費用の額を差引いて、その実現の結果となるキャッシュフローが考慮される。

見積将来キャッシュフローの額の現在価値の計算において、契約上の利率が固定金利の場合、証書の当初の実効金利が更新利率として使用され、変動金利の場合、契約の財務条件に応じて決定される財務書類が関係する日付の実効金利が使用される。

償却原価で評価する債務証書については、減損損失額は、簿価と見積将来キャッシュフローの現在価値とのマイナス差額に等しく、見積将来キャッシュフローの現在価値は、固定金利の場合には当初の実効金利、変動金利の場合には契約条件に従い計算される年次財務書類日現在の実効金利を用いて計算される。上場債務証書の場合には、当グループが回収する価額を表すものと十分に信頼できることを条件として時価を代わりに用いることができる。

減損が生じたという客観的な証拠は、すべての重要な債務証書については個別に、個別に重要ではない債務証書のグループについては個別にまたは集合的に決定される。特定の証券を類似のリスクを有する資産グループに含めることができない場合には、減損が生じているかどうか個別に分析され、生じている場合には減損損失額を見積もる。

金融資産のグループについては以下の通り集合的に見積減損損失額が評価される。

- 債務証書は、契約条件に従い債務者が全額（元本および利息）を支払う能力を示す類似の信用リスクの特徴を有するグループに分類される。資産をグループ化する際に考慮する信用リスクの特徴は、例えば証券の種類、債務者の業種、営業地域、保証の種類、支払遅延日数等将来キャッシュフローの見積りに関連するものである。

- 債務証券の各グループの将来キャッシュフローは、過去のデータを現在の市況に当てはめるための調整を施した上で、当グループについて各グループに類似の信用リスクを有する証券の過去の損失の実績に基づき見積もられる。
- 各グループの減損損失は、グループ全体の債務証券の簿価と見積将来キャッシュフローの現在価値との差異である。

連結損益計算書の変動を通じて公正価額で評価されない債務証券、偶発リスクおよび約定額は、顧客または取引に帰属する支払不能リスクに基づき、2017年スペイン中央銀行通達第4号の別紙に定められる科目に分類される。標準リスクに分類されない債務証券については、支払遅延日数、提供された保証、顧客の財務状況および適切な場合には保証人を考慮して、上記規制に定める基準に基づき必要とされる特定の減損ヘッジについて見積りが行われる。

同様に、これらの金融商品は、カントリー・リスクから派生する信用リスク（通常の商業リスク以外の状況により顧客が居住する国に関連するリスクであるとする。）を決定するために評価される。

上記の特定の減損ヘッジに加え、当グループは、連結損益計算書を通じて公正価額で評価しない債務証券に内在する損失およびグループ・ヘッジを通じて標準リスクとして分類される偶発リスクに対するヘッジを行う。当該グループ・ヘッジは、特定の取引に割り当てられていない統計手法を用いて計算される、減損実績および年次財務書類日現在に発生した内在する損失に関連する評価時点におけるその他のよくある状況に基づき計算される。

この意味で、当グループは、スペイン中央銀行が業界における経験および情報に基づき設定したパラメーターを使用し、債務証券に内在する減損損失および標準リスクとして分類される偶発リスクを補填するための手法および金額を決定しており、当該パラメーターは、データに応じて定期的に変更される。減損損失のヘッジを決定する手法は、適用される会計規則で定められる一定の割合に基づいており、これは適用される規制で定められる金融商品のリスクの分類に応じて異なる。当該の変化は、上述の規制で定められる金融商品のリスクの分類によって決まる。

基本的に、債務証券の減損は、業務が属するリスクセグメントおよび満期日経過期間に基づき、下記の割合を効果的な担保により回収される額でカバーされない未払いリスクに適用することで計算される。

	90日超 6ヶ月 以内	6ヶ月超 9ヶ月 以内	9ヶ月超 1年以内	1年超 15ヶ月 以内	15ヶ月超 18ヶ月 以内	18ヶ月超 21ヶ月 以内	21ヶ月超
非金融機関および個人起業家							
特別融資							
建設および不動産開発	60	70	80	85	90	100	100
建設土木工事	55	65	70	75	85	90	100
その他の特別融資	50	60	70	85	90	100	100
非特別融資							
大企業	50	60	70	85	90	100	100
中小企業	55	65	70	80	85	90	100
個人起業家	30	40	50	60	75	90	100
住居							
住宅購入							
未払いの主な住居（LTV）（80%未満の保証）	40	45	55	65	75	90	100
未払いの主な住居（LTV）（80%超の保証）	40	45	55	65	75	90	100
別宅	40	45	55	65	75	90	100

							EDINET提出書類 スペイン開発金融公庫(E06100) 有価証券報告書
消費者信用（クレジットカード負債を含む。）	50	60	70	80	90	95	100
その他	50	60	70	80	90	95	100

標準リスクとして分類される業務に対する一般的な引当金は、警戒リストにおける標準リスクに対して計算されたものとは異なる。どちらも下記の割合を効果的な保証でカバーされない未払いエクスポージャーに適用することで計算される。

	標準リスク	警戒リストにおける標準リスク
非金融機関および個人起業家		
特別融資		
建設および不動産開発	1.9	27.6
建設土木工事	1.9	18.8
その他の特別融資	0.5	7.5
非特別融資		
大企業	0.5	7.5
中小企業	0.9	12.7
個人起業家	1.1	11.6
住居		
住宅購入		
未払いの主な住居（LTV）（80%未満の保証）	0.6	13.0
未払いの主な住居（LTV）（80%超の保証）	0.6	13.0
別宅	0.6	13.0
消費者信用	1.5	16.0
そのうち：クレジットカード負債	0.8	9.0
その他	1.5	16.0

ヘッジを計算するための効果的な担保の見積りには、以下の該当担保の基準値における推定割引が適用される。

実物保証の種類	基準値における割引率（％）
抵当保証（第一順位）	
建造物および完成建造物構成要素	
住宅	30
オフィス、公共施設、倉庫	40
その他	45
注文された都市部における土地および開発可能用地	40
その他の不動産	45
金融機関の提示された担保	
貨幣預金	0
その他の市場性のある金融機関	10
その他の市場性のない金融機関	20
その他の実物保証（例：二番抵当、動産）	50

該当するヘッジの評価を目的とした負債の支払において差し押さえたまたは受領した不動産資産については、当該資産の基準値につき以下の割引が適用される。

差押物件の種類	基準値における割引率（％）
建造物および完成建造物構成要素	
住宅	25
オフィス、公共施設、倉庫	27
その他	30
注文された都市部における土地および開発可能用地	30
その他の不動産	35

個別に有効なすべての債務証券および過去３ヶ月間に生じた価格の下落により計算された集合的な減損損失に関し、契約条件に基づく未収利息は、連結損益計算書において認識されない。

その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産に含まれる負債性証券および持分証券の減損損失額は、その取得原価（元本返済額調整後）と公正価額の差額から、すでに損益計算書で認識された減損損失を控除した額に等しい。

公正価額の減少が減損によるものであるという客観的証拠がある場合には、純資本額の調整としての「その他の累積包括利益」に直接認識された潜在的損失は、直ちに損益計算書に計上される。減損損失の全部または一部が後に回収される場合、かかる回収額は、負債性証券の場合には回収期間の損益計算書、持分証券の場合には純資本額の調整としての「その他の累積包括利益」において認識される。

売却目的保有の非流動資産として分類される負債性証券および持分証券については、資本に計上された損失は、実現したものとみなされ、分類が行われた日に損益計算書で認識される。

関連企業、合併企業および子会社における株式については、IC01は、回収可能額と簿価を比較して減損損失を見積もる。減損損失は、減損損失が生じた年度の損益計算書に計上され、その後の回収は、回収期間の損益計算書に計上される。

減損等として計上される金額は、回収が不可能であると考えられる場合、貸借対照表から削除されるが、IC01は、終了、取消またはその他の理由によりかかる権利が恒久的に抹消されない限り、回収を試みるのに必要な行動をとることが可能である。

[次へ](#)

2.8 財務保証および関連引当金

財務保証契約とは、法律上の種類（とりわけ保証、財務保証保険契約、または信用デリバティブ）を問わず、債務者が債務証書の当初のまたは修正された条件に基づく特定の支払義務の履行をしない場合に、債権者が被った損失を返済するために特定の支払を行うことを発行者に要求する契約をいう。

財務保証契約の発行者は、保険会社により発行された契約を除き、当該契約につき、公正価額に取引費用（その発行に直接起因する。）を加えた額を「その他の金融負債」の項目に計上した。

当初は、相互独立条件における単独取引の範囲内で関係のない第三者に発行された財務保証契約の公正価額は、受領されたプレミアムに受領されるキャッシュフローの現在価値を足した額であり、類似の条件およびリスクで当グループが発行した金融資産と類似の金利を使用する。同時に、上記の金利で受領される将来キャッシュフローの現在価値は受取債権として認識される。

当初の認識後、契約は以下の基準に従い扱われる。

- ）受領する財務保証の手数料またはボーナス価額は、損益計算書に差異を金融収益として計上することにより更新される。
- ）不良と認められていない財務保証契約の価額は、保証の予定有効期間にわたり定額法で、またはその他の基準により損益計算書に計上される部分を差引いた当初の認識額である。ただし、これがより正確に保証の認識による経済リスクと利益を反映することを条件とする。

財務保証契約を不良と分類することは、「不確定エクスポージャーおよび不確定約定額の引当金」の項目に含まれる関連するヘッジを意味する。

2.9 リース会計

2.9.1 ファイナンスリース

ファイナンスリースとは、リース対象資産が有する実質的にすべてのリスクおよび報酬を借主に転嫁するものをいう。

当グループがファイナンスリース取引においてある資産の貸主として行為する場合には、借主が受領する金額の現在価値と保証された残余価値の合計（通常はリースが終了する際の買取オプション価格）は第三者に対して提供された融資として計上される。そのため、借主の性質に応じて連結貸借対照表において、「貸付および受取債権」として計上される。

当グループがファイナンスリース取引において借主として行為する場合には、リース対象資産の費用は当該資産の性質に応じて連結貸借対照表に計上され、同額の負債が計上され、その金額はリース対象資産の公正価額および貸主に対して支払われる金額の現在価値と適切な場合には買取オプション行使価格の合計のいずれかが少ない方となる。これらの資産は、当グループの自己使用目的の有形固定資産に適用されるもの（注記2.12を参照のこと。）と同率で減価償却される。

いずれの場合においても、ファイナンスリースにおける金融収益および金融費用はそれぞれ、期間差異を見積もるためにリースについて実効利率法を適用して、適用ある規則に従って計算され、連結損益計算書の「利息および類似収益」および「利息および類似費用」に計上される。

2.9.2 オペレーティングリース

オペレーティングリースにおいて、リース対象資産の所有権ならびに実質的にすべての所有権に係るリスクおよび報酬は貸主が保有する。

連結企業がオペレーティングリース取引において貸主として行為する場合には、リース対象資産の取得原価は、当該資産の性質に応じて、「不動産投資」の「有形固定資産」または「オペレーティングリースにより譲渡されたその他の資産」に計上される。これらの資産は、類似の自己使用目的の有形固定資産について採用された方針に基づき減価償却される。リース契約の収益は、定額法で連結損益計算書の「その他の営業収益」において認識される。

IC0がオペレーティングリース取引における借主として行為する場合には、リース負債は、契約の当初評価額および原価で評価される使用权資産として、（固定、変動、コールオプションの行使およびその他の形で）予定される支払の現在価値で含まれる。

2.10 人件費

2.10.1 短期報酬

従業員への短期報酬とは、従業員が役務を提供した年度末後12ヶ月以内に行われる支払をいう。報酬は一般に、当期の人件費として、受領し、記録した役務について支払われる金額で、調整を行わずに測定され、負債の見越勘定が費用の合計とすでに支払われた金額との差異について計上される。

2.10.2 退職後約定金

IC0によって取得された年金契約に関して、当グループが従業員に関して締結したものは、有効な団体賃金協約に反映されており、確定拠出契約に相当する。

IC0の従業員は、政府が提供し、2002年11月29日勅令第1号により承認された年金制度および基金規制法および2004年2月20日勅令第304号により承認された同規則の規制を受ける共同従業員年金制度に加入しており、同制度は、ヘスティオン・デ・プレビシオン・イ・ペンシオネス・エンティダ・ヘストラ・デ・フォンドス・デ・ベンシオネスが運用し、BBVAに預託されるBBVA雇用年金基金に含まれる。

確定拠出契約として、IC0は、キャリア公務員または暫定政府職員、契約社員、臨時社員または上級管理職であるかにかかわらず、毎年5月1日現在勤続年数が2年を超える従業員のために年次拠出を行う。年次拠出額を計算する際に以下のパラメーターが考慮される。

- ・従業員が帰属する専門集団
- ・勤続年数（契約にかかわらず、従業員が政府に勤務した3年間の数とする。）

拠出金額は、毎年一般国家予算で承認された金額である。2020年12月31日現在、当年度において連結損益計算書の「人件費」として計上された費用はなく、2019年12月31日現在の過年度においてもなかった。

2.10.3 死亡障害給付金および退職金

退職前にIC0が従業員と締結した退職金および死亡障害給付金についての契約およびその他類似の項目は、年次財務書類日現在の法定債務および潜在的債務の現在価値を計算し、保険数理上の損失から保険数理上の利益を差し引いたもの、認識されていない過去の役務費用および約定額を保障する資産（保険契約を含む。）の公正価値を控除して見積もられる。過去の役務費用および保険数理上の利益または損失の全額は直ちに認識される。

2020年12月31日現在、退職後給付のための引当金656千ユーロ（2019年12月31日現在は579千ユーロ）が当グループにより計上されている。

2.10.4 退職手当

退職手当は、当グループが従業員または従業員グループを通常の退職日前に確実に解雇する場合、または従業員の希望退職の奨励金として報酬を支払う場合に限り、連結損益計算書の「人件費」および連結貸借対照表の「引当金」において「年金および年金類似債務引当金」に計上される。

2020年および2019年12月31日現在、当グループはこの項目について引当金を計上しておらず、当該割当を要する制度または契約も存在しない。

2.11 法人税

法人税は、費用とみなされ、連結損益計算書の「法人税」の項目に計上される。

当期法人税費用は、当該年度の課税所得について支払うべき金額として計算され、当該年度の一時差異から生じる資産および負債の残高の変動、税額控除および欠損金繰越について調整される（注記23を参照のこと。）。

当グループは、資産または負債の簿価と課税標準額に差異がある場合には、一時差異があるとみなす。税務上資産または負債に帰属する金額は課税標準とみなされる。課税対象一時差異とは、当グループが将来政府に対する支払債務を負うことである。控除可能一時差異とは、当グループに対して償還権が生じ、または将来政府に支払うべき金額が減少することをいう。

税額控除および欠損金繰越とは、活動が完了し、または結果が得られたとしても、税制に定める条件が満たされるまで税務上確定申告には適用されない金額をいい、IC0は、将来適用する可能性がある。

当期税金資産および負債とは、税金が認識された日から12ヶ月以内にIC0が該当する税務当局から回収し、または税務当局に支払う予定の金額をいう。繰延税金資産および負債とは、将来IC0が該当する税務当局から回収し、または税務当局に支払う予定の金額をいう。

繰延税金負債は、すべての課税対象一時差異について認識される。上記にかかわらず、営業権の認識に基づく繰延税金負債は計上されない。

当グループは、以下の条件を満たす場合に、控除可能一時差異、税額控除または欠損金繰越から生じる繰延税金資産のみを認識する。

- 繰延税金資産は、当グループが相殺するに十分な将来の課税所得が生じるとみなす場合に限り認識される。
- 欠損金から生じる繰延税金資産の場合には、今後繰り返して生じる可能性が低い理由により生じたものとする。

資産が当初認識される場合、企業結合から発生しない場合、かつ認識時に、帳簿または課税所得に影響を及ぼさない場合には、繰延税金資産または負債は認識されない。

各決算時に、繰延税金資産および負債は有効であることを確認するために見直され、評価の結果に基づき調整される。

2.12 有形固定資産

2.12.1 自己使用目的の有形固定資産

自己使用目的の有形固定資産には、IC0が管理目的で現在または将来の自己使用のためまたは資産の製造または供給のために保有する資産で、1会計年度を超えて使用する予定のファイナンスリースに

に基づき所有または取得した資産が含まれる。とりわけ、この科目には当グループが第三者に対する債権を表章する金融資産の全部または一部の決済として受領する有形固定資産で、内部での継続的な使用が見込まれるものが含まれる。

自己使用目的の有形固定資産は、貸借対照表に取得原価で計上され、取得原価は、支払われた対価の公正価額に支払済みまたは支払予定の金銭を加え、累積減価償却費および（必要に応じて）各項目の正味価格と対応する回収可能価格とを比較して決定される見積減損損失額を差引いた金額となる。

上記の目的において、当グループの自己使用目的の有形固定資産の一部を構成する担保実行資産の取得原価は、担保実行と引き換えの金融資産の正味価格に類似している。

減価償却費は、定額法で、取得原価から残余価値を差引いて計算される。建物その他建造物が建っている土地は、期間無制限であるため、減価償却されない。

有形固定資産の減価償却費への年間割当は連結損益計算書の「減価償却費 - 有形固定資産」に計上され、該当資産の推定耐用平均年数に基づき計算される以下の減価償却率に相当する。

	年率
建造物	2 %
備品	4 %から15%
器具および事務機器	10%
コンピューター機器	25%
輸送機器	16%

各決算期において、当グループは、内部または外部で有形固定資産の正味価値が回収可能価格を超える兆候があるか否かを判断する。兆候がある場合には、該当資産の簿価は回収可能価格に減額され、将来の減価償却費用は、新たな見積りを要する場合には調整後の簿価および新たな残余耐用年数に比例的に調整される。自己使用目的の有形固定資産の簿価の減額は、必要に応じて連結損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」に計上される。

同様に、有形固定資産の減損が回収されたことを示す場合には、IC0は、過年度に計上された減損損失の解消を連結損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」において認識し、将来の減価償却費を調整する。いかなる場合においても、資産に関連する減損損失の解消は、過年度に減損損失が認識されなかった場合に得たはずの簿価を上回らない。

また、自己使用目的の有形固定資産の推定耐用年数は、少なくとも年に一度大幅な変動がないか見直される。変動がある場合には、新たな推定耐用年数に基づき将来連結損益計算書に計上する減価償却費を訂正することで調整される。

自己使用目的の有形固定資産に関する維持管理費用は、かかる費用が発生した年度の連結損益計算書の「その他の管理費」に計上される。自己使用目的の有形固定資産のための資金調達により発生した金融費用は、発生時に損益計算書に計上され、当該費用は取得原価に含まれない。

2.12.2 不動産投資

連結貸借対照表の「不動産投資」においては、賃貸用または将来の時価の上昇により売却益を得るために保有している土地、建物その他建造物の正味価値を認識する。

不動産投資の取得原価の認識について減価償却、それぞれの耐用年数の見積りおよび減損損失の記録に適用される基準は、自己使用目的の有形固定資産に関するものと一致する（注記2.12.1を参照のこと。）。

2.13 無形資産

無形資産とは、物理的に存在せず、取引の結果生じ、または当グループが内部で開発した特定可能な非貨幣性資産をいう。客観的に合理的な原価を見積もることができ、IC0が将来財務的利益をもたらすとみなす無形資産のみが会計上認識される。

営業権以外の無形資産は、取得原価または生産原価から累積減価償却費および減損損失を調整した額で貸借対照表において認識される。

無形資産は、あらゆる要素について評価し、IC0に対して純キャッシュフローを生じる期間に予測可能な期限がない場合には、無期限の耐用年数を有するものとし、その他のあらゆる場合には期限付耐用年数を有するものとする。

各決算期に、当グループは、無期限の継続を確認するために、それぞれの残存耐用年数を見直す。無期限の耐用年数を有する無形資産は償却されない。これ以外の場合には必要な措置を取る。

期限付耐用年数を有する無形資産は、有形固定資産に適用されるものと類似のいくつかの基準を用いて償却される。これらの無形資産についての年次減価償却費は連結損益計算書の「減価償却費 - 無形資産」に計上される。

耐用年数の期限の有無にかかわらず、当グループは、無形資産の減損を認識し、対応するものとして、連結損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」にそれらを計上する。これらの資産に対する減損損失および適切な場合には過年度に認識された減損損失の解消の認識に適用される手法は有形固定資産に適用されるものと同様である（注記2.12.1を参照のこと。）。

2.14 引当金および偶発債務

連結年次財務書類を作成するにあたり、当グループは、引当金と偶発債務を以下の通りに区別した。

- 引当金とは、事業体に対して金融損失が生じる過去の事象から派生した貸借対照表日現在有効な債務を対象とする貸方残高である。かかる損失が発生する可能性は高く、種類を特定できるが、その金額または決済日を決定することはできない。
- 偶発債務とは、過去の事象の結果として生じる可能性がある債務のうち、当グループの支配を超える一つまたは複数の将来の事象を条件として存在するものである。

当グループの年次財務書類には発生の可能性のある債務に対するすべての重要な引当金が含まれる。偶発債務は、連結年次財務書類において認識されないが、2017年スペイン中央銀行通達第4号の要件に基づき情報が開示される（注記19を参照のこと。）。

引当金は、当該事象の状況に関して入手可能な最善の情報を用いて数量化され、年度末に再度見積もられる。当該引当金は、当初認識した特定の債務を充足するために使用されるが、当該債務が消滅または減少した場合には、全部または一部が繰り入れられる。

2020年および2019年末、当グループに対して、通常の業務から生じる法的手続きおよび請求が多数提起された。当グループの法律顧問および取締役は、これらの手続きおよび請求の終了により、これらが終了する年度の連結年次財務書類に必要に応じて開示されるもの以外に重大な影響を及ぼさないと理解している。

前期の基準に従い必要とみなされる引当金は、連結損益計算書の「引当金経費または引当金の戻入」に計上される。

2.15 キャッシュフロー計算書

キャッシュフロー計算書において用いられる用語は、以下の意味を有する。

- キャッシュフローとは、現金および現金同等物の流入および流出をいい、流動性が高く、価値の変動リスクが低い短期投資をいう。
- 営業活動とは、一般的な金融機関の活動および投資または金融活動に分類されないその他の活動をいう。
- 投資活動とは、非流動資産ならびに現金および現金同等物に含まれないその他の投資の取得、売却またはその他の手段による処分をいう。
- 金融活動とは、持分および負債の規模および構成を変更する活動のうち、営業活動を構成しないものをいう。

2.16 売却目的保有の非流動資産およびそれに関連する負債

連結貸借対照表の「売却目的保有の非流動資産」には、当該資産の現状で、年次財務書類日から1年以内に売却される可能性が高い個別の項目の簿価が含まれる。

例外的に、1年を超える期間にわたって売却されることが予想される場合には、当グループは、連結損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」の項目における時間的価値の変動を加味し、最新の売却価格を算定する。

その結果、金融資産または金融外資産であるこれらの項目の簿価は、継続的な使用ではなく売却価格を通じて回収される。

特に、債務者の当グループに対する支払義務の全部または一部の決済のために当グループが受領した不動産その他の非流動資産は、当グループがこれらの資産を継続して使用することを決定しない限りは、売却目的保有の非流動資産とみなされる。

対称的に、「売却目的保有の非流動資産に関連する負債」は、グループに関連するまたは当グループの業務の障害に関する貸方残高を含む。

売却目的保有の非流動資産は、一般に認識時の簿価と見積売却費用を調整した公正価額のいずれか低い方で測定される。種類に応じて減価償却される有形固定資産および無形資産は、本科目に含まれる間は減価償却されない。

資産の簿価が売却費用を調整した公正価額を上回る場合には、IC0は、資産の簿価を超過額分調整し、対応するものとして、連結損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に計上する。資産の公正価額がその後増加する場合には、当グループは、すでに計上した損失を取り消し、減損前の価格を上限として簿価を増額し、連結損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に計上する。

売却目的で行われる保有の非流動資産の売却の結果については、連結損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に示されている。

ただし、中断されている事業の一部である、金融資産、従業員給与からの資産、繰延税金資産および保険契約のための資産は、前段落に従うのではなく、この概念に適用される注記2の上記の段落に説明のある原則および規則に従って評価される。

注記3 顧客支援サービス

2004年7月24日、EC0734法令が制定された。これは顧客支援サービス業務に関連するもので、顧客支援サービスならびに銀行サービスおよび信用機関の擁護官の規制を目的としている。当グループは、顧客サービス部門の設置を義務付けられてはいないが、IC0は、かかるサービスに関し、金融機関として遂行する業務に関して受けるあらゆる要求および苦情に対処している。質の高いサービスを提

供するため、2006年12月、当グループはIC0の貸付者、利用者および顧客からのあらゆる苦情および提案を受付け、処理し、対応し、かつ返答する業務を集中的に行う部署の設置を決めた。

2020年に受けた苦情の件数は1,493件であり（2019年は136件）、平均2.25営業日以内に処理された（2019年を下回った）。全苦情の87%がCOVID-19に係る保証枠における与信取引関連であり、そのためこれらは該当する信用機関に引き渡された。その他8%の苦情は、仲介貸付枠に関するものであり、残りの5%の苦情は、その他の問題に関連するもので、当グループが扱う製品やサービスには関連しないものであった。

注記4 利益の分配

連結年次財務書類作成日現在での2020年における当グループの親会社の利益の分配については、経済・デジタル変革省による決定はなされていない。かかる分配は、IC0の定款の規定に従って行われる。

注記5 当グループの親会社であるIC0に関するリスク・エクスポージャーおよびその他の情報

5.1 リスク - その全般的特徴

リスクは金融活動に内在するものである。リスクを正しく測定し、管理し、制御することにより、顧客、投資家および従業員の信頼の基礎となる適切な利益率の達成と事業体の支払能力の維持が容易になる。

金融機関が抱えるリスクを詳細に分類することを目的としなければ、流動性リスク、市場リスク、信用リスクおよびオペレーション・リスクの4種類に分類することができる。

- ・ 流動性リスクとは、債務返済に見合うだけの十分な流動資産が欠如する結果生じるリスクをいう。これは、不適切な資産および負債の満期構造または例外的な市場危機によって起こる。
- ・ 市場リスクとは、国内外通貨の金利、為替、株価のような金融変数の不利な変動により生じる損益計算書および資本に影響を及ぼすリスクをいう。かかるリスクは、貸借対照表上または構造上の市場リスクと、取引ポートフォリオに関する市場リスクの二つに大別される。
- ・ 信用リスクとは、投資の推定期間内にかかる投資の元利金全額が回収できないリスクをいう。かかるリスクは、銀行との関係における相手方リスクおよび投資活動における信用リスクの二つに大別される。
- ・ オペレーション・リスクとは、予測不能な状況における管理上、社内手続上、会計上、IT関連、法的または外的な過誤の結果生じるリスクをいう。

金融機関として、IC0はこれらの種類のリスクに晒されており、理事会が承認したリスク方針マニュアルに従って、これらを効果的に管理するよう、識別し、計量化し、監視しなければならない。かかるマニュアルは、様々な方法、適用ある規制・手続きおよび組織構造を編集したものである。

5.2 リスク - 組織構造

あらゆるリスクをカバーするため、IC0は、（2020年10月19日理事長通達第3号に基づき）管理およびリスク・財務局長の管轄下のリスク局長の下に特別部署を設置した。

リスク局長の職務には、内部リスク方針ならびにIC0の財務リスクおよび信用リスクの分析・管理・監視方法の作成および提案、IC0の信用リスクの許容性の評価ならびに国内的および国際的なリスク規制にIC0が適合しているかの監督、また同時にその権限の下にある部門の業務遂行の運営、調整および監督等が含まれる。

リスク専門の部署とは、リスク計量化技法および承認部、グローバル・リスク管理部、継続管理および回収部、であり、それぞれが決められた職務を遂行している。

グローバル・リスク管理部の主な職務は以下の通りである。

- ・ IC0の金融リスクの計量化技法の作成、提案および管理。
- ・ 金融リスクの上限および承認済みのリスク方針の遵守の監督。
- ・ 借り手の信用枠の定期的な分析、監視および見直し、それらの分析ならびに貸付仲介業者と借り手の水準の監視。
- ・ リスク計量化システム、バックテストおよびストレステストの定義および見直し。
- ・ 新規金融商品のための市場価額基準の提案、リスクの計量化および潜在的（追加）リスクに係る技法の設定。
- ・ IC0の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の法律の適用についての分析。
- ・ 新規商品の市場価格および構造ならびにその潜在的（追加）リスクの評価。
- ・ リスクに係る承認された技法の正確な適用の監督。
- ・ 流動性枠証券化ファンドの運営における信用リスクの分析。
- ・ 流動性、市場、信用度および新規商品に関する新たなリスク限度枠の提案。
- ・ 資産および負債に係る委員会、管理委員会、監視委員会および理事会に向けたリスクの状況の報告および分析。
- ・ スペイン中央銀行に対する金利リスク、流動性比率、巨大リスクおよびバーゼル比率の状態の報告。
- ・ リスク調整後リターンツール（RAR）の更新および維持管理。
- ・ リスク調整後資本利益率（RORAC）におけるIC0の価格統制ツールの更新および維持管理。
- ・ リスク・アペタイト・フレームワーク（MAR）。
- ・ 証券化に関する分析、検討および報告。

リスク計量化技法および政策地域を決する、リスク計量化技法および承認部は主として以下の機能を含む。

- ・ 新規資産商品および自動化手続きに含まれていない直接信用供与のリスクが許容範囲内であるかどうかの評価。
- ・ 顧客および顧客の金融グループに関し、IC0により承認された直接信用供与のリスク限度枠が適切であるかどうかの分析。
- ・ すでに形成されており意思決定機関の承認が求められる事業の変更をIC0が実行する上でのリスクの分析および評価。
- ・ IC0の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の基準の採用についての分析。
- ・ IC0からの新規直接貸付の承認に関する契約およびすでに実行済みの取引の変更の協議および採用が行われる信用委員会の調整。
- ・ 直接信用供与のリスク方針および／または適切である場合にはIC0によりすでに承認された方針の変更に関し、IC0内部の意思決定機関による承認の定義および提案。
- ・ 必要とされる財務業務に関するカントリー・リスク報告の作成および改訂。
- ・ 同じ産業の他社に関する、分析された顧客の比較可能な経済財務データを含む報告。
- ・ リスク計量化技法の開発、応用マニュアルの作成およびプロジェクト融資の信用評価に関連する手段の継続。
- ・ 可能かつ必要な限り、過程を自動化するツールの開発。

- ・ IC0のCOVID-19に係る保証枠の下での直接融資業務のリスクの分析。これには、会社のリスク・プロファイルの評価とともに、短期的な資金調達ニーズの具体的な分析、流動性状態および健康危機から生じる影響を軽減するために会社で利用可能なアクション・レバレッジが含まれる。
- ・ IC0による様々な債務の発行の引受けを通じた、代替的な企業金融手段としての固定利付代替市場（MARF）の発行者のリスクの分析。

卸売の監視部および回収部ならびに小売の監視部および回収部を下部組織とする、監視部および警戒解除部は、以下に挙げる機能を有する。

卸売の監視部および警戒解除部：

- ・ 直接融資業務のリスクのコントロールおよび追跡を行い、不良運用、破綻処理された取引および損失処理された取引に起因する収支の回復を促進し、有効枠またはリスク分散の場合の製品におけるポートフォリオの諸条件の順守を監視し、COVID-19に係る保証枠の回収の監視およびコントロールを行うこと。
- ・ 仲介貸付枠につきIC0の信用リスクの観点から分析および評価。
- ・ リスク・シェアリングの場合の、IC0の仲介貸付枠に規定された非金融条件の遵守の管理・検証。
- ・ IC0の直接的な顧客および顧客の金融グループに関する内部格付システム、カントリー・リスク格付システム、運用リスク計量化技法および信用リスク制限技法の設定および維持。大規模なリスク・エクスポージャーの統制および報告。
- ・ すべての必要な情報を用いたIC0のポートフォリオの質の確保。
- ・ IC0からの直接貸付ポートフォリオに関する監視委員会の調整。
- ・ 有効な規制に基づく引当金の分配／破棄の提案。
- ・ IC0からの新規直接貸付の承認に関する契約およびすでに実行済みの取引の変更の協議および採用が行われる信用委員会への出席。
- ・ 該当する法務・事業分野と連携した、遅滞、決済および不履行となった金融取引に関する適切な回収手続きの推進。
- ・ 規制機関（格付機関、内外の監査人、監査人の裁判所およびスペイン中央銀行等）からの要望に対する応答。
- ・ IC0の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の基準の採用についての分析。

小売の監視および警戒解除部：

- ・ 小売業者に対する直接業務のリスクのコントロールおよび監視、借換運用の提案またはこのセグメントにおける債務不履行となった取引および損失処理された取引に起因する収支を回復するために必要な措置の実行ならびにCOVID-19に係る保証枠の回収の監視およびコントロール。
- ・ IC0から他企業へ管理が外注されている、IC0が保有する貸付金の回収作業の監視およびコントロール。かかる作業は、中小企業、零細企業、自営業者および個人へのサービス提供契約を通じて行われている。
- ・ 中小企業、零細企業、自営業者および個人に対してIC0が直接的に経営管理を遂行している、IC0によって保有されている貸付金の回収管理。
- ・ 個々の分野の記録（決議提案、失敗、借換契約、取消、直接管理への業務移行等）に関するIC0内部の意思決定機関への提案準備。
- ・ 監視委員会における、リテールリスクの貸付ポートフォリオの状況の作成および提示。

- ・ 事業体に移転される事由の対応と解決に関する金融業務および経済政策の法律顧問部門の調整。かかる事業体には、係争回復のサービスの提供が委任されており、また裁判上の請求の過程および倒産の手続きまたは同様の特性を有する事柄において、ICOが様々な局面に置かれることが要求されるその他の行動が委任されている。
- ・ リテールポートフォリオのすべての貸付の保有者および／または保証人が顧客サービス部を通じて受けた依頼の管理。
- ・ 重大な経済危機、自然災害またはその他類似の出来事の結果、政府取引される直接金融業務の監視、承認および企画。その後における、当該状況および一定の借り手グループの活動範囲に関連する政府機関への移転に対する取組みまたは行動提案の評価。

要するに、ICOは様々な種類のリスクに関する専門家集団を擁しており、それぞれが職務における責任を持ってかかるリスクについての原則、有効なリスク方針マニュアルおよび既存の内部手続きに従い任務を遂行している。

5.3 ICOにおける流動性リスク

スペインのコミュニティ法およびその発展は、本件に関しては事業体における流動性リスクの測定、コントロールおよび管理のシステムに対する一般的な要件を規定するのみであるが、以下の規範文書に含まれる。

- 信用機関の活動へのアクセスならびに信用機関および投資会社の健全性監督に関する2013年6月26日EU指令第36号。
- 金融機関および投資サービス会社の健全性要件に関する2013年6月26日EU規則第575号第6部。
- 2013年規則第575号第7章、第7の2項および第7の3項に従い技術的施行規則を規定する、2014年4月16日施行規則第680号。
- 金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月28日法律第10号第41条、第42条および付則8。
- 2014年法律第10号第53条を発展させる2015年2月13日勅令第84号。
- 流動性ヘッジ要件（LCR）に関する2013年EU委任規則第575号を終了させた2014年10月10日以降の2015年EU委任規則第61号。
- 証券化ファンドの会計基準、年度会計、公的年次財務書類および積立統計情報を規定する、2016年2月2日通達第2号。これは、2008年5月22日通達第3号（廃止）の規則51、DT6および別紙に置き換わる。
- 2014年EU履行規則680号を改訂した、2月16日からの委員会の2016年EU履行規則第322号。これは、流動性カバレッジ要件（LCR）の団体による監督を目的とした情報の伝達に関連する技術履行基準を規定するものである。
- 2014年EU履行規則680号を改訂した、3月1日の委員会の2016年EU履行規則第313号。これは、流動性に関する情報を目的とした付加的制御パラメーター（ALMM）に関するものである。
- 2014年EU履行規則680号および2016年EU履行規則31号を改訂した、2017年11月9日EU履行規則第2114号。これは、定型書式および流動性リスクに関する情報を目的とした付加的制御パラメーター（ALMM）の規制声明の技術的指示に関するものである。
- 2017年11月27日通達第4号、規則第59条および第60条。
- UEによって承認されたECAIのリストおよび各ECAIの様々な資格の信用品質水準毎の均質化を更新した、2018年4月24日EU履行規則第634号。

- 流動性水準および流動資産の資格の要件の定義に関する2015年EU委任規則第61号のいくつかの条項を改訂した、2018年7月13日EU委任規則第1620号。
- NSFR流動性リスク要件を明確に規制する等、いくつかの側面で2013年EU規則第575号を改訂した、2019年5月20日EU委任規則第0876号。
- 流動性カバレッジ要件（LCR）の監督を目的とした情報の伝達に関連する技術履行基準に関する2016年EU履行規則第322号を大幅に改訂し、定型書式および流動性リスクに関する情報を目的とした付加的制御パラメーター（ALMM）の規制声明の技術的指示に関する2017年EU履行規則第2114号を改訂した、2020年2月14日EU履行規則第429号。

一般的に、2016年通達第2号のリスクの取扱いに関する第6章の規則51に含まれる、従うべき一連の行動基準（質的要件）を超える流動性リスクに関する特定の資本要件は存在しない。かかる通達はまた、第5章に含まれる資本の自己評価の過程および監督上の見直しの過程において実行された行動を報告する必要性にも言及しており、これはすべて、その内部資本がその現在および将来の活動を補填するのに十分であるかどうかを評価するためのものである。

現在、更新版のバーゼル の流動性および支払能力に関する文書「銀行および銀行システムを強化するための世界的な規制の枠組み」ならびに「バーゼル ：計量に関する国際的な枠組み」の公表に伴い、流動性リスクの基準および監視が、流動性の計量および管理のより効率的なパラメーターを保証する指針となる新たな措置となっている。2013年1月1日、バーゼル委員会は、「流動性ヘッジ比率および流動性リスク管理ツール」を公表し、これにより短期流動性比率の定義付けおよび監視が前進した。また、これは2014年1月12日における「市場に基づく流動性指標の監督ガイダンス」により補足された。

かかる方面において、2015年1月17日に流動性カバレッジ比率（LCR）に関し、欧州議会および欧州理事会の2013年自己資本規制（CRR）第575号を修正する、2015年委任規則第61号が公表され、2015年10月1日から60%、2016年1月1日から70%、2017年1月1日から80%、また2018年1月1日には完全な適用（100%）となるよう義務付けられた。

2014年1月、長期流動性比率の定義および計算に関する協議書類「バーゼル ：安定調達比率（NSFR）」が公表され、2014年4月11日までの協議段階を経て、2014年10月に最終文書が公表された。これにより、安定調達比率の最低水準の計算が必要となっている。2019年規則第876号は2019年6月に公表され、2021年6月末から同比率の報告に関する新たな雛形が公表されるまで適用される予定である。

2013年およびその翌年以降の活動中、IC0は追加の流動性管理として、短期流動性比率および長期流動性比率の計算を毎月行った。IC0は、すべての期間において将来適用される制限の範囲内に収まる結果を得た。

さらに、2015年およびその翌年以降を見越して、また2014年10月にBISにより公表された「バーゼル ：安定調達比率」ならびに各時点で有効な定義および基準に基づき、四半期毎にその結果が計算され、安定調達比率に関する1年後（2021年まで）の様々なシナリオを導入したIC0の残高が提供される。

IC0では、流動性リスクの報告、監視、管理を担当する組織構造が明確に定められている。

貸借対照表上の流動性リスクを監視するために用いられている計量化技法は、流動性ギャップである。この流動性ギャップは、キャッシュフローを生じさせるすべてのオンバランス項目およびオフバランス項目について実際の実行日の資金の流入と流出の差額に関する情報を、毎日、12ヶ月を上限とする期間において提供する。

流動性ギャップは1週間、1ヶ月、3ヶ月および6ヶ月の期間で計量化されている。それぞれの期間において、IC0の負債合計の次の割合を越えてはならない。1週間期間については0.5%以内、1ヶ月期間については1%以内、3ヶ月期間については2.5%以内および6ヶ月期間については5%以内である。

短期流動性の監視は、毎日行われる。限度額の監視および管理も1週間、1ヶ月、3ヶ月および6ヶ月の単位で毎週および月末に行われる。

IC0は流動性の危機的水準の予測が可能となる計量化された限度額および警報システムを設定した。

また、流動性リスクを低減するために基本的な資金調達源を多角化する方針を採り、年次資金調達計画の必要資金額および資金調達日についての情報を確立するために、新規事業活動の予定を含む流動性を定期的に見直している。

同様に、ストレスシナリオにおいて財務資源を用いる際の参考として優先順位を規定する流動性コンテンツジェンシー・プランが、2018年2月27日に理事会によって承認された。

IC0は通常、銀行間取引市場、レポおよび同時流動性ならびに大規模あるいは小口の負債性証券の発行等、流動性を様々な方法で調達する。

アメリカのサブプライム市場不況に端を発する国際および国内市場に影響を与えた金融危機は、金融市場に著しい低迷を引き起こし、国内外の金融法人の資金調達のための資源を著しく減少させた。結果として、銀行間取引市場または負債性証券の発行を通じての資金調達にも深刻な影響を及ぼした。

この新たな状況のため、IC0は、期日に間に合う正確な支払義務、また、戦略的な経営、投資および成長目標を達成するための確実な流動性にするために、従前と同様に2020年を通してこの新たな状況に適応するための決断をした。これらの方策により、2021年においてもIC0の流動性の欠乏は見込まれていない。

ユーロ建て取引およびデリバティブヘッジの満期分析

以下の表は、2020年および2019年12月31日現在の金融資産および金融負債として認識されるユーロ建てデリバティブにおける契約満期（デリバティブ内蔵ハイブリッド金融商品を除く。）、および金融デリバティブとみなされるローン契約（現金、またはその他の金融資産により調整の上、決済される契約であって、IC0のキャッシュフローの見積りを理解するために満期を最も重要とするもの。）を概念的に示したものである。

2020年12月31日現在

	(単位：千ユーロ)					
	1 年未満	1 ～ 5 年	6 ～ 10年	11 ～ 15年	16 ～ 20年	合計
売買目的保有のデリバティブ	71,188	136,813	248,553	0	0	456,554
- そのうち:デリバティブとして みなす貸付承諾						
デリバティブヘッジ	8,468,088	2,981,508	1,911,208	200,000	69,554	13,630,358
	8,539,276	3,118,321	2,159,761	200,000	69,554	14,086,912

2019年12月31日現在

	(単位：千ユーロ)					
	1年未満	1～5年	6～10年	11～15年	16～20年	合計
売買目的保有のデリバティブ	259,464	230,384	315,133	-	-	804,981
- そのうち:デリバティブとして みなす貸付承諾						

デリバティブヘッジ	4,525,140	6,413,078	1,008,134	241,004	18,623	12,205,979
	4,784,604	6,643,462	1,323,267	241,004	18,623	13,010,960

上記の表に記載された情報は、以下の点に注意を要する。

- ・支払時期を相手方が選択できる場合、当該デリバティブはIC0への支払を要求される第1ピリオドに割り当てられる。
- ・上記の表に記載された金額は、値引きされていない契約額である。金利スワップは、差額による決済の場合はその純額で、デリバティブとみなされるローン契約はその総額で、およびその他すべての金融デリバティブは、差額により決済されず、その換算契約額で記載されている。
- ・インデックスの実績により決定される等の理由により報告日に契約額が明記されていないデリバティブは、残存期日を分類することを目的とする上記の表においては、それぞれ2020年および2019年12月31日現在の主導的状況を基礎として決定された。

流動性GAPによる分析

流動性マネジメントの目的は、事業体が必要性をカバーするための適切な流動性水準を短期的にも長期的にも維持し、損益計算書における費用の影響を最適化するように確実にすることである。

収支上の流動性プロファイルは、少なくとも今後12ヶ月間の統制、経営陣への情報提供および資金需要の分析のために毎日監視されており、また当該期間に予測される活動をカバーするため、資金需要の分析にシナリオを組み込んでいる。

上述のように、IC0の流動性マネジメントは、収支における事業の契約上の満期により生じる流入と流出との差異（流動性ギャップ）の分析を基盤としている。この分析は、事業体が利用可能な異なる資金調達源を用いて、得る必要のある資金額に関する必要な情報を提供する。

また、IC0は、必要な場合には、欧州中央銀行に対する割引を通じて直ちに流動性を得られる質の高い流動資産のバッファを維持している。以下の二つの目的のため、IC0が流動性準備金として使用できる資産残高は、マイナスの流動性ギャップを十分にカバーできる。

- 流動性ギャップをカバーするために必要な資金額およびかかる資金を得る時期を計画する際の柔軟性に寄与する。
- 市場の緊張または危機的状況の可能性に対処するための安全バッファ。

以下の表は、異なる満期の流動性の流入と流出を比較したものである（部分的流動性ギャップおよび累積流動性ギャップ）。外貨による流入および流出はその額に相当する当該通貨で表されている。

さらに、流動資産残高および流動性ギャップに対するカバレッジ水準の推移は、異なる期間について組み込まれている。

2020年12月31日現在

	(単位：千ユーロ)						
	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～12ヶ月	1～2年	2～5年	5年超
ユーロによる流入相当額	5,862,401	2,194,084	4,752,066	5,722,815	8,973,232	16,220,140	10,679,896
ユーロによる流出相当額	-4,059,266	-7,706,136	-5,543,916	-3,941,886	-6,424,758	-14,842,788	-4,669,308
部分的流動性ギャップ	1,803,135	-5,512,052	-791,850	1,780,929	2,548,473	1,377,352	6,010,588
累積流動性ギャップ	1,803,135	-3,708,917	-4,500,767	-2,719,837	-171,364	1,205,988	7,216,576
流動性の高い資産のバッファ	5,563,981	5,792,810	5,453,151	4,484,647	2,374,360	480,097	-
流動資産のバッファおよび累積流動性ギャップの差異	n.a.	2,083,893	952,385	1,764,810	2,202,996	n.a.	n.a.

マイナスの累積流動性ギャップ
に対する流動資産のバッファ
ーのカバレッジ比率

n.a. 156% 121% 165% 1,386% n.a. n.a.

2019年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～12ヶ月	1～2年	2～5年	5年超
ユーロによる流入相当額	3,178,013	2,700,315	4,255,728	5,066,752	6,894,136	11,432,780	6,907,400
ユーロによる流出相当額	-3,684,756	-4,377,907	-4,139,032	-4,163,049	-7,417,998	-7,252,399	-2,844,975
部分的流動性ギャップ	-506,743	-1,677,592	116,696	903,703	-523,862	4,180,381	4,062,425
累積流動性ギャップ	-506,743	-2,184,335	-2,067,639	-1,163,936	-1,687,798	2,492,583	6,555,008
流動性の高い資産のバッファ	6,025,462	6,107,588	6,110,296	5,532,135	4,011,824	111,532	-
流動資産のバッファおよび累	5,518,719	3,923,253	4,042,657	4,368,199	2,324,026	2,381,051	6,555,008
積流動性ギャップの差異							
マイナスの累積流動性ギャ							
ップに対する流動資産のバッ	1,189%	280%	296%	475%	238%	n.a.	n.a.
ファ							
ーのカバレッジ比率							

これらの表から分かるように、マイナスの累積流動性ギャップは、利用可能な流動資産のバッファによりカバーされている。

また、ECBの方針上、割引により非常に短期的に流動性が確保できる別の種類の適格担保資産がある。取得できる潜在的な流動性は、2020年12月31日現在のデータでは3,200,000千ユーロ、2019年12月時点で1,234,136千ユーロであった。

現在、TLTRO の運用における資金の引当金のヘッジとして使用されている保険金額は、3,177,000千ユーロである。

5.4 IC0における市場リスク

上述のように、市場リスクは二つの大きなグループに分類することができる。貸借対照表または構造上の市場リスクと、取引ポートフォリオ・リスクである。IC0は内部方針として、現在のところ取引ポートフォリオの最小化を図っており、現行の会計法規の適用によりヘッジまたは投資に分類することができないものだけを保有している。したがって、IC0の市場リスクはほぼすべて通常の業務から生じるものとなっている。

(1) 標準的基準

金利および為替の変動へのエクスポージャーが具体化される標準的基準は、利益率と支払能力の二つからなる。

利益率：IC0においては、主に損益計算書に基づき計算され、関連する変数は利息または金融業務の利ざやである。

支払能力：IC0の資本はその借り手にとっては主たる保証といえる。資本または株式資本の価額は支払能力を測定するための重要な基準である。

以上を考慮の上、下記が存在する場合、IC0は、a) 年間の利ざや感応度、b) 純資本価値の感応度、およびc) 仮想取引ポートフォリオの「想定最大損失額」の計算という3本柱に基づき市場リスク計量化システムを実行する。

(2) 計量化技法

利ざやに関するリスク残を計量化するために、2015年より前までは加重平均返済期限分離ギャップ法が使用されていた。これは資産額と負債額の差額および12ヶ月以内に返済期限が到来

するかまたは更新される金利の付されたオフバランス取引を、それらが利ざやに影響を及ぼす期間で加重平均して計算される。

資本の感応度を計量化するために、2015年より前まではデュレーション・ギャップ法が使用されていた。デュレーション・ギャップは資産および負債の残存期間の差異として得ることができ、差異が求められると感応度ギャップの計算が可能となる。

両方法は、2014年半ばに利息収益および純資産に基づく他のシミュレーションに変更された。

想定最大損失額については、ポートフォリオの種類によってその計量化の方法が決定され、パラメトリック法、ヒストリカルシミュレーション法およびモンテカルロ法に基づくことができる。

(3) リスクの程度

IC0が負うリスクの程度の決定は、リスク会計局長の提案に基づき上級経営陣がその責任を負い、IC0独自の特徴に応じて許容限度を設定する。かかる許容限度は定期的に見直される。

利ざや感応度の限度を評価するため、市場カーブに基づき算出されたインプリシット・レートおよび低下シナリオでは-1%のフロアを採用し±200ベース・ポイントの増減を採用するレートに基づき推定する。両計算の差異の絶対値は推定感応度となり、かかる値は-35百万ユーロを超えてシミュレーションされた利ざやの減少を示すことはできない。

ユーロ/米ドルおよびユーロ/英ポンドの為替変動に対する利ざや感応度を決定するため、±10%の変動率が想定される。

為替リスクは、いかなる場合も利ざやについて設定された世界的な限度である25%を超えてはならない。

かかる金利変動に伴う±200ベース・ポイントの変動を採用した結果、2020年12月31日現在におけるIC0の利ざやの感応度は、合計-7,412百万ユーロであり、このうちユーロにおける収支は-4,535百万ユーロ、米ドルにおける収支は-587千ユーロ、英ポンドにおける収支は-82千ユーロであった。為替感応度（米ドル/ユーロおよび英ポンド/ユーロにおいて変動率±10%）は、米ドルが-1,941千ユーロ、英ポンドが-268千ユーロであった。

純資産価値感応度の限度を設定するため、残高の現在価値は、市場カーブおよび直近の満期については金利の低下シナリオで-1%をフロアとし（20年以上の満期については、フロアは0%に達するまで毎年5ベース・ポイント上昇する。）、±200ベース・ポイントの増減を採用する別のカーブを通じて算出される。かかる絶対値フロアは変動する。双方の価値の差異は、絶対値における残高の純資産価値感応度と見なされる。純資産価値に占めるこの変動の割合（%）は、想定純資産価値の10%を超えて減少することはない。

ユーロ/米ドルおよびユーロ/英ポンドの為替変動に対する純資産価値感応度を決定するため、±10%の変動率が想定される。

2020年12月31日現在、IC0の純資産の感応度は、合計-5.65%に達し、このうちユーロ金利が-5.20%、米ドル金利が-0.18%、英ポンド金利が-0.02%であった。為替感応度は、米ドルが-0.22%、英ポンドが-0.03%であった。

(4) リスクの修正

効果的なリスク管理の最後の手段として、満期およびデュレーション・ギャップをその時々求められるリスク価値に当てはめて修正する方法がある。その結果、オンバランスおよびオフバランスの金融商品は、市況に基づき、同目的上付与された権限の範囲内での経営陣の判断ならびに収支管理部、金融および戦略統括管理、または事業委員会に従い、使用される。

IC0が2020年12月31日現在の貸借対照表で使用した主要通貨はユーロ、米ドルおよび英ポンドであり、かかる通貨建ての取引が負債全体の94.59%を占め、そのうちユーロ建てが約71%、米ドル建てが約24%となっている。

貸借対照表の資産を見ると、ユーロが全体の約92.11%と集中しており、米ドルは6.23%である。一方、他の通貨は、残りに分配される。

IC0が利用するユーロおよび米ドル以外の通貨について、その残高は実質的に金利リスクまたは為替リスクを排除しているが、これは、当該通貨建てで資金調達を行い為替変動を完全にカバーするデリバティブを用いてユーロ建てに転換するため、または、特定の資産の資金調達が当該リスクを回避するよう企図されているためである。

リスク限度、リスクの監視および定期的な遵守の管理の設定に加え、IC0は、関連ある金融変数の動きの異なるシナリオが利ざやまたは純資本価値に及ぼす影響を精査するために、リスクの計量化、管理および制御のために適用する統一システムを確立している。したがって、IC0は、例えば、市場における金利カーブまたはストレスの状況が平行移動しない場合にIC0の分析サービスにより提供される将来見積りを用いる等、複数のシナリオにおいて制御された変数が被る変化を定期的に監視する。

5.5 IC0における信用リスク

すでに述べている通り、IC0では信用リスクを二つの大きなグループに分類している。相手方リスクとカントリー・リスクである。

相手方リスクには、オンバランスまたはオフバランスで行われる信用機関との取引が含まれる。取引の管理と取引により発生するリスクの管理とをリアルタイムで統合するシステムにより、モニタリング活動が行われ、担当者にもいつでも利用可能な相手方信用枠について最新の情報を提供している。

IC0内の管轄機関は、市場価格による取引の評価額に将来のリスクまたは追加リスク（取引の額面価額に対する割合として計量化され、取引期間中の信頼水準95%の潜在的な最大損失として計算される。）を加えた数値に基づいて相手方信用枠を使用する手法を定めて、これを承認した。この手法は定期的に見直され、最低半期に一度の頻度で追加リスクが調整される。

また、IC0の理事会は、相手方信用枠の設定に関する基本基準を半年毎に承認し、各相手方信用枠の個別分析をする。かかる相手方信用枠は、IC0の取引の特徴により、現金取引のための相手方信用枠と仲介取引のための相手方信用枠という二つのグループに大別される。仲介取引では、IC0は例えば事業枠および起業家枠または国際化枠のように異なる事業体が締結した貸付枠の契約を通じて異なる投資プロジェクトに貸付けている。

IC0が契約したデリバティブを伴う取引の相手方は信用度が高く、そのうちの約100%もの相手方が格付機関より投資適格の格付を取得している。これらの相手方金融機関はスペイン内外で営業を行っている。

仲介および直接融資の分野におけるIC0の信用機関との活動は、カウンターパーティー（うち約95%が投資適格の格付を保有している。）と行われている。

コーポレート信用リスクについて、IC0は承認、監視および警戒解除という別々の評価および管理体制を有している。

「承認」プロセスでは、IC0は、継続事業評価に基づき企業および事業を分析し、リスクおよび潜在的な顧客についての意見書を発行するために保証を分析するが、これらは事業委員会または理事会による適切な意思決定の基礎となる。

「監視」プロセスは、IC0の貸付ポートフォリオが最高の品質を有していること、すなわち、貸付が合意された日に決められた通りに返済されることの実現を目的としている。取引に影響を及ぼす事由

は顧客およびそのグループの格付にも影響を及ぼすため、基本的な監視対象は取引ではなく顧客である。この監視プロセスは、経済的および財政的な状態の定期的な見直しならびに意思決定のための支援ツールの更新の継続を用いた恒久的な管理により実現される。そしてそれは、警告の兆候を見つけることも、供与された資金の返済を最大にするために問題のあるリスクに対する行動計画を促進することも可能にする。

最後に、「監視およびリテールの警戒解除」分野の警戒解除の役割の重点は、電話、郵便またはEメールを通じて、債務不履行となった業務の債権回収をすることにある。また、かかる業務が訴訟の段階に入った場合における支払合意の交渉および債権者の入札におけるIC0の票を確立するための入札にかけられた業務の調査にも焦点をあてている。

信用リスクについては、カントリー・リスクとして知られるリスクについて特記しなければならない。カントリー・リスクは、地理的、政治的および法的に「国家」として定義される地域に帰属していることを特徴とした相手方すべての支払能力に関するものである。

これに関連して、IC0は、現行の規則に沿ったカントリー・リスク計量化技法を承認している。これは、複数の基準に基づいてリスク・グループ別に国を評価するという目的に沿ったものである。これにより、カントリー・リスクのための引当を行う際の明確な基準が得られ、直接信用供与を評価し、非居住者貸付のポートフォリオを分別する。国家をリスク・グループに分類するに当たっては、格付機関と経済協力開発機構（OECD）およびスペイン輸出信用機関（CESCE）の評価をその情報源として使用している。

5.6 IC0におけるオペレーション・リスク

特に新自己資本比率規制（バーゼル ）を考慮した場合、オペレーション・リスクの計量化および管理がよりいっそう重要となる。このリスクには、業務を実際に行う過程で生じる不適切な処理、不正確な記録、システムの不具合等に起因するリスク、法的リスクおよび損失リスクが含まれる。

この領域においては、オペレーション・リスクの取扱いを容易にする一定の手段が開発されており、管理委員会および活動指標の毎月の監視方針、プロセスおよび内部手続きの開発、顧客および事業を監視する方針の定義、事故の内部管理ならびに既存の危機管理計画が特筆される。また、内外の監査人により実行される監査手続きおよび監査業務の定期的な管理も強調されるべき点である。

[次へ](#)

5.7 企業に関する既存の信用リスク

5.7.1 産業別の分類

産業別の分類によると、既存のリスク^(*)の分布は以下の通りである。

	(単位：百万ユーロ)			
	2020年		2019年	
	金額	割合(%)	金額	割合(%)
不動産投資	504	4	561	5
公共販売住宅の建設	7	0	7	0
公共賃貸住宅の建設	355	3	379	3
土地の取得および開発	140	1	175	2
その他	2	0	-	-
有形固定資産投資	8,520	70	8,042	73
再生可能エネルギー	1,340	11	1,545	14
水道インフラ	144	1	172	2
電力インフラ	1,272	10	958	9
ガスおよび化石燃料インフラ	1,172	10	855	8
輸送インフラ	3,511	29	3,520	32
観光・娯楽産業	119	1	35	0
医療／保健事業インフラ	87	1	112	1
電気通信事業	100	1	50	0
オーディオ機器の生産および展示	22	0	22	0
産業地区その他の建設	9	0	10	0
その他	601	5	745	7
調査開発の物資に対する投資	141	1	18	0
ICO融資ライン 自治体 代理店	-	-	-	-
企業買収	694	6	340	3
一般的企業ニーズ	524	4	132	1
債務の再編	1,048	9	1,150	10
一般国家予算	919	8	840	8
金融仲介サービス	-	-	-	-
	12,208	100	11,065	100

(*) 評価調整または減損損失(「その他の金融資産」を除く。)を除く顧客向貸付金を含む。また、顧客に対する金融保証ならびに貸付金および未収金として公的機関が分類した居住者の負債性証券を含む。

2020年および2019年12月31日現在の総エクスポージャーは、主に三つの分野に集中している。「有形固定資産投資」が全リスクに対して占める割合は、2020年は70%（2019年は73%）であり、「債務の再編」分野は、2020年は全リスクの9%（2019年は10%）、「一般国家予算」は、2020年は全リスクの8%（2019年は8%）であった。

「有形固定資産投資」分野において、2020年の全リスクの29%（2019年は32%）を占めた「輸送インフラ」による影響は強調すべき点である。

5.7.2 金融投資の地域別の分類

2020年12月31日現在の全リスクは、76%が9,233百万ユーロとなったスペイン国内における事業への融資に関するものであり（2019年現在は8,796百万ユーロであり、79%）、24%がその他の国における投資プロジェクトへの融資に関するものであった。

2020年の自治体毎の国土における投資計画のリスク分布については、カタルーニャ州が7%、バレンシア州が6%、マドリッド州およびアンダルシア州が5%、ならびにエストレマドラ州が3%（2019年は、それぞれ5%、7%、6%、7%および4%）となった。

国際市場で行われた事業の2020年および2019年12月31日現在の分布は、国外の既存リスクに従い、以下の通りである。

	(単位：百万ユーロ)			
	2020年		2019年	
	金額	割合(%)	金額	割合(%)
欧州経済共同体(EEC)	1,148	38	588	26
中南米	743	25	628	28
米国	117	4	122	5
EU加盟国以外の欧州諸国	30	1	30	1
その他	937	32	901	40
	2,975	100	2,269	100

5.8 供給者に対する支払遅延に関する情報

スペイン会計士協会（ICAC）の2019年1月29日決議が、年次財務書類の注記に含められるべき商取引における供給者に対する支払遅延に係る情報に関して制定し、商取引における支払遅延に対する措置を定めた2010年7月5日法律第15号（2004年12月29日法律第3号を修正するもの。）に従い、IC0は下記の点を指摘しなければならない。

- IC0の中核事業（金融活動）の内容を踏まえ、本注記に記載されている支払遅延に関する情報は、IC0にサービスを提供している業者に対する支払ならびにIC0の証券の預託者および保有者を除く民間供給者に対する支払のみに関連するものとなっている。後者に関しては、要求があり次第支払期日が到来する債務および繰延払債務のいずれの支払も、その契約上および法律上の支払期限までに適式に行われた。営業債権者とみなされない固定資産の供給者等、供給者に対する支払に関して提供される一切の情報についても、前述のICAC決議の規定に従うかかる義務的な開示の範囲から除外されない。
- 2010年7月5日法律第15号により義務付けられている、以下に示されるIC0の民間供給者およびサービス提供業者に関する情報に関して、2019年1月29日ICAC決議の第6条に含まれるものを勘案し、前段落に定義される範囲で、かかる規制により情報が要求されている。

	2020年	2019年
(単位：日)		
支払事業の比率	7	7
未払事業の比率	3.5	3.5
供給者に対する平均支払期間	6.75	6.75
(単位：千ユーロ)		
支払額合計	25,471	22,575

未払額合計	1,376	701
-------	-------	-----

上記の情報を詳細に述べると、当グループ会社間の債権・債務に係る支払は、上記のデータから除かれている。

5.9 リスクの集中およびIC0のその他の特定の規制

2020年および2019年12月31日現在、当グループは、IC0の定款の規定に従い、適用される規制（2013年EU規則第575号第4部および2008年スペイン中央銀行通達第3号）に定められた大規模エクスポージャーの制限を免除されている。

2012年3月31日付の2012年勅令第12号は、EU加盟国に所在する信用機関のエクスポージャーのIC0における取扱いを確立した。

5.10 建設および不動産開発のための融資に関する情報および関連する担保実行資産

不動産リスクポートフォリオの方針および戦略に関して、IC0はかかる種類の商品につきいくつかの方針（例えば経験豊富な開発者、認定販売の割合、独立した専門家による賃貸需要のデータ）からなる承認プロセスを有し、プロジェクトの経済的および財政的実現可能性を評価している。

認証された仕事に対する支払は後に有効化および管理され、建設経過は監督され、販売は管理されている。

さらに、取引を首尾よく完了させることのできる解決策を提案する目的の下、現在未払いがある顧客の支払を困難にしている理由を発見するために調査がなされてきた。

以下の表は、建設および不動産開発に対する融資について詳述したものである。

- 建設および不動産開発ならびに関連するヘッジのために提供された融資

(単位：千ユーロ)

	2020年			2019年		
	総額	担保超過分	特定の引当金	総額	担保超過分	特定の引当金
不動産融資：	502,379	-	216,384	544,338	-	230,547
- そのうち：破綻懸念先	117,174	-	114,470	120,529	-	118,200
備忘事項：						
債務不履行貸付	-	-	-	-	-	-

(単位：千ユーロ)

	2020年	2019年
備忘事項：		
地方自治政府を除く顧客への貸付金合計	8,907,878	7,569,310
資産合計	34,386,075	31,822,825
標準リスク引当金合計	86,998	31,190

2020年12月31日現在の建設および不動産開発のための合計融資は、貸借対照表合計の1.46%（2019年12月31日現在は1.71%）を占めている。

- 建設および不動産開発のための融資（総額）

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
1.不動産担保なし	140,578	157,454
2.不動産担保付	361,800	386,884
2.1 完成された建物	352,301	376,739
2.1.1 住宅	352,301	376,739
2.1.2 その他	-	-
2.2 建築中の建物	9,499	10,145
2.2.1 住宅	9,499	10,145
2.2.2 その他	-	-
2.3 土地	-	-
2.3.1 開発済みの土地	-	-
2.3.2 その他の土地	-	-
合計	502,378	544,338

- 住宅購入ローン

	(単位：千ユーロ)			
	2020年		2019年	
	総額	そのうち： 破綻懸念先	総額	そのうち： 破綻懸念先
住宅ローン	12,648	-	13,727	-
不動産担保なし	11,528	-	13,123	-
不動産担保付	1,120	-	604	-

- 不動産担保付の住宅購入ローン（最新の入手可能な査定額のリスクの割合（LTV））

2020年12月31日現在

	(単位：千ユーロ)				
	LTV 40% 未満	LTV 40%超 60%未満	LTV 60%超 80%未満	LTV 80%超 100%未満	LTV 100%超
総額	917	-	203	-	-
- そのうち：破綻懸念先					

2019年12月31日現在

	(単位：千ユーロ)				
	LTV 40% 未満	LTV 40%超 60%未満	LTV 60%超 80%未満	LTV 80%超 100%未満	LTV 100%超
総額	453	55	96	-	-
- そのうち：破綻懸念先					

- 不動産建設および開発債務の清算において受領した担保実行資産

IC0の貸借対照表（注記17を参照のこと。）記載の担保実行資産はいずれも、建設会社および不動産開発業者に対して提供された融資または住宅購入のために一般家庭に対して提供されたモーゲージローンに起因するものではなく、当該資産を保有する非連結企業の株式、かかる会社への投資または融資で構成されるものでもない。

[次へ](#)

5.11 IC0の借換済業務および再構築済業務に関する情報

2013年スペイン中央銀行通達第6号において公開および留保された金融情報に関するルールについて要求されている通り、次の表に2020年および2019年12月31日現在の借換済業務および再構築済業務に関する詳細な情報（総額）が記載されている。

2020年12月31日現在（総額、単位：千ユーロ）

	物上保証	物上保証なし	合計	ヘッジ合計
公的機関	-	154,716	154,716	69,251
不良		42,894	42,894	42,894
金融企業（金融資産）	-	-	-	-
不良				
非金融企業および産業事業	612,121	20,333	632,454	254,964
不良	241,577	16,096	257,673	249,064
通常	4,109	-	4,109	-
不良不動産	3,016	-	3,016	3,016
その他個人	370	3	373	-
合計	612,491	175,052	787,543	324,215

2019年12月31日現在（総額、単位：千ユーロ）

	物上保証	物上保証なし	合計	ヘッジ合計
公的機関	1,473	183,605	185,078	73,987
不良	-	43,738	43,738	43,738
金融企業（金融資産）				
不良				
非金融企業および産業事業	738,996	101,341	840,337	291,075
不良	275,580	19,718	295,298	265,949
通常	7,789	-	7,789	4,613
不良不動産	3,529	-	3,529	3,437
その他個人	459	6	465	-
合計	740,928	284,952	1,025,880	365,062

注記 6 現金、中央銀行への預金および要求払預金

2020年および2019年12月31日現在、本項目の連結貸借対照表上の内容は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
手元の現金	10	13
スペイン中央銀行にある現金	2,704,007	709,633
法定預金準備金	2,704,007	709,633
その他の要求払預金	25,613	74,958
	2,729,630	784,604

注記 7 売買目的保有の金融資産および金融負債

2020年および2019年12月31日現在、本項目の連結貸借対照表上の残高総額は、デリバティブ取引からなる。

デリバティブ取引を伴う取引は、IC0が貸借対照表上のポジションを包括的に管理するが、ヘッジ商品に指定されるための規範的要件を満たしておらず、そのため取引ポートフォリオに分類される商品を主に対象としている。

以下は、2020年および2019年12月31日現在の当グループのデリバティブ取引の公正価額およびその名目元本（当該デリバティブに係る将来の支払額および回収額のベースとなる金額）をデリバティブの種類毎に示したものである。

(単位：千ユーロ)						
	名目元本		資 産		負 債	
	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年
市場別：						
組織的市場	-	-	-	-	-	-
非組織的市場	456,554	804,981	61,724	69,407	60,824	69,313
	456,554	804,981	61,724	69,407	60,824	69,313
商品別：						
スワップ	456,554	804,981	61,724	69,407	60,824	69,313
	456,554	804,981	61,724	69,407	60,824	69,313
相手方別：						
信用機関	263,751	532,075	-	-	60,824	69,313
その他の信用機関	-	-	-	-	-	-
その他の部門	192,803	272,906	61,724	69,407	-	-
	456,554	804,981	61,724	69,407	60,824	69,313
リスク別：						
為替リスク	417,137	753,346	59,521	65,526	58,687	65,550
金利リスク	39,417	51,635	2,203	3,881	2,137	3,763
	456,554	804,981	61,724	69,407	60,824	69,313

公正価額は、2020年および2019年を100%として計算されており、貨幣市場および公債のインプリシット・カーブを参照している。

2020年および2019年12月31日現在、公正価額で評価し、注記2.2.3記載の公正価額レベルを考慮した取引ポートフォリオの分類は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)					
	2020年			2019年		
	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル
売買目的保有デリバティブの資産	-	61,724	-	-	69,407	-
売買目的保有デリバティブの負債	-	60,824	-	-	69,313	-

以下の表は、2020年および2019年における、IC0の未実現の利益および損失に関連する取引ポートフォリオに含まれる金融資産の公正価額の変動について、損益計算書に計上されている額を示す（注記30を参照のこと。）。公正価値が活発な市場において公表された文献リストとして考慮して評価された金融資産（レベル1）、変動が市場において観察可能なデータから取得された評価手法により計算される金融資産（レベル2）、そしてその他（レベル3）と区別される。

	(単位：千ユーロ)					
	2020年			2019年		
	利益	損失	純額	利益	損失	純額
レベル1	-	-	-	-	-	-
レベル2	111,925	108,540	3,385	110,436	109,845	591
レベル3	-	-	-	-	-	-

2020年および2019年におけるレベル2に分類されたデリバティブの公正価額の変動は、もっぱらレベル間の再分類を行わない評価手法の適用による売買および公正価額の変動が原因であった。

注記 8 損益を通じて義務的に公正価額で評価された売買目的保有でない金融資産

2020年および2019年12月31日現在、本項目に含まれる貸借対照表上の金額の内訳は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
持分証券	-	-
負債性証券	-	-

2020年および2019年12月31日現在、本項目は、100%の会計ヘッジ（40,167千ユーロ）を有する懸念リスクとして分類された負債性証券を含み、したがって、いずれの年においても引当金として完全に計上されている。

2020年、この項目に損益計算書において公正価額での評価で計上された結果はなかった（2019年は1,984千ユーロの利益）（注記31を参照のこと。）。

注記9 その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産

2020年および2019年12月31日現在、本項目の連結貸借対照表上の残高の商品別の内容は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
持分証券：		
FOND-ICOパイム(1)	82,747	82,159
FOND-ICOインフラストラクチャス (2)	102,239	74,222
FOND-ICOグローバル(3)	634,960	570,688
フォンス・メディテラネア・フォンド・デ・カピタル・リエスゴ(4)	6,444	9,345
フォンド・マーガレット・MEH(5)	58,953	67,716
FEI、フォンド・エウロペオ・デ・インベルシオネス(6)	13,079	13,141
SWIFT(7)	-	4
EDW(8)	170	238
FONDO AFS CESCE(9)	7,044	10,038
パルティシパシオネス・グループ・カピト(10)	-	-
	905,636	827,551
負債性証券(11)	713,358	998,586
	1,618,994	1,826,137

2020年および2019年12月31日における、これらの金融商品の公正価額の変動である「その他の累積包括利益」項目の残高、純税効果額は、以下の通りである（注記21を参照のこと。）。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
負債性証券	4,707	2,777
持分証券	72,925	36,916
	77,632	39,693

2020年および2019年中のその他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の変動は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
期首残高	1,826,137	1,671,294
追加購入	672,325	203,780
売上および償却	(918,197)	(66,677)
公正価額の変動(注記21)	37,939	23,440
引当金減損割当	-	(5,700)
減損損失の変動(適用後)	790	-
期末残高	1,618,994	1,826,137

- (1) FOND-ICOパイム。1993年5月に設立されたベンチャー・キャピタル・ファンドで、ICOが唯一の出資者であり、Axisパルティシパシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。2020年および2019年中に拠出金または返金に関連する変動はなかった。
- (2) FOND-ICOインフラストラクチャス。2019年に設立された新しいベンチャー・キャピタル・ファンドで、ICOが100%の割合で出資しており、Axisパルティシパシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。2020年、ICOによる拠出金は21,000千ユーロ（2019年は74,763千ユーロ）であった。
- (3) FOND-ICOグローバル。2014年に設立されたベンチャー・キャピタル・ファンドで、ICOが100%の割合で出資しており、Axisパルティシパシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。2020年、ICOによる拠出金は140,000千ユーロ（2019年は120,000千ユーロ）であった。2020年、ファンドは、拠出金の返金を通じて124,000千ユーロ（2019年は25,000千ユーロ）持分が減少した。ICOによって拠出された金額および払い戻される金額は、2020年12月31日において、583,000千ユーロであった（2019年12月31日現在は528,000千ユーロ）。
- (4) フォンス・メディテラネア。ファンドは2005年10月に設立され、ICOならびに公的および民間事業体が出資者である。このファンドはスペインの会社がアフリカン・マグレブで展開するプロジェクトに投資するために設立された。このファンドへの割当は、2020年12月31日現在1,270千ユーロとなった実質資本合計（公正価額の変動は含まない。）の30%のヘッジ引当金を有している（2019年12月31日現在は1,270千ユーロ）。
- (5) フォンド・マーガレット・MEH。主導的な欧州の公的信用機関が参加しており、これは、市場政策に基づく投資家へのリターンの原則と公共政策が定めた目標を同時に実現する目的で、気候変動と闘う欧州連合の主要政策を実施するための、インフラに対する投資促進を目指す欧州の株式ファンドである。最終的な清算による最終業績は、ファンドへの資金調達を行っているスペイン税務省により完全に保証されているためICOの損益計算書に影響を及ぼさないにもかかわらず、当該ファンドはICOによって管理されている。2020年、新たな拠出金は285千ユーロ行われた（2019年は3,317千ユーロ）。2020年の資本参加の返金は6,549千ユーロ（2019年は1,268千ユーロ）として計上された。
- (6) FEI。2020年12月31日現在、欧州投資ファンドの総額の0.72%に相当する出資を行っている（2019年12月31日現在では0.72%）。2020年または2019年において、拠出金はなかった。2020年12月31日現在、支出額24,000千ユーロが未払いのままである（2019年12月31日現在は24,000千ユーロ）。
- (7) SWIFT。2008年よりかかる事業体の正式メンバーであるICOは、かかる事業体に1株式出資している。
- (8) EDW。2012年3月からのヨーロッパ・データウェアハウスGmbHG（ED）（European DataWarehouse, GmbHG）企業への参加による3.57%。
- (9) FONDO AFS CESCE。主な活動がCESCEの保証付きで商業送り状を値引きすることであるFONDO AFS Sicavへの13.16%の資本参加。2020年、ICOの拠出金はなかった（2019年はなし）。2020年、拠出金の返還は1,500千ユーロであった（2019年はなし）。
- (10) パルティシパシオネス・グラーボ・カピト。2019年、いくつかの融資業務への支払として、ICOはQUABITグループの株式数株を5,700千ユーロの額で処分した。これらの株式はすべて会計規定の対象であるため、その正味価値は0である。
- (11) ICOは、流動性マネジメント政策および事業モデルの一環として、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産に分類される負債性証券に投資することができる。一般に、これらは、スペインの信用機関が発行する固定利付証券および公債である。

かかる資産の満期別内訳は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
1年以内満期	250,514	998,586
1年から2年満期	-	-
2年から3年満期	462,844	-
3年超満期	-	-
	713,358	998,586

2020年および2019年12月31日現在、注記2.2.3に記載される公正価額レベルを考慮したその他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の分類は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)					
	2020年			2019年		
	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル
負債性証券	713,358			998,586		
持分証券		905,636			827,551	

2020年中、IC0は、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の償却による利益を、持分証券の売却結果として損益計算書に計上しなかった（2019年は計上なし）（注記29を参照のこと。）。

注記10 償却原価で評価した金融資産

2020年および2019年12月31日現在の連結貸借対照表上の本項目の構成は以下の通りである（減損損失およびその他評価調整額を含む。）。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
負債性証券(注記10.1)	7,347,498	7,843,423
貸付金	21,996,205	20,626,023
信用機関(注記10.2)	10,562,681	10,215,054
顧客(注記10.3)	11,433,524	10,410,969
	29,343,703	28,469,446

以下は、信用リスクを補填するために計上された減損損失の変動ならびに償却原価で評価した金融資産ポートフォリオにおける2020年および2019年の期首および期末現在の当該減損の累積額を表している。

	(単位：千ユーロ)			
	カントリー・ リスクの引当金	特別監視に基づ く懸念リスクお よび標準リスク の引当金	標準リスク引当金	合計
2019年1月1日現在の残高	2,888	818,160	31,087	852,135
収益に課せられる割当	1,765	15,173	2,304	19,242
収益に対する回収額	(265)	(107,950)	(2,194)	(110,409)
資金の充当	-	(108,895)	-	(108,895)
その他の変動	-	-	-	-
為替差額の調整	35	(314)	(7)	(286)
2019年12月31日現在の残高	4,423	616,174	31,190	651,787
収益に課せられる割当	162	51,190	66,244	117,596
収益に対する回収額	(1,496)	(81,980)	(434)	(83,910)
資金の充当	-	(4,160)	-	(4,160)
その他の変動	-	-	-	-
為替差額の調整	(241)	290	(170)	(121)
2020年12月31日現在の残高	2,848	581,514	96,830	681,192

以下の表は、懸念リスクおよび決定基準に基づいた警戒リストにおける標準リスクにかかる引当金の詳細を表している。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
懸念リスクの引当金（不履行を含む）：	423,634	438,868
不履行	113,043	108,867
不履行以外	310,591	330,001
警戒リストにおける標準リスクの引当金	157,880	177,306
合計	581,514	616,174

警戒リストにおける標準リスクの引当金は、2020年12月31日現在の975,677千ユーロの信用資産に相当する（2019年12月31日現在は1,202,721千ユーロ）。

以下の表は、2020年および2019年12月31日現在の信用リスクによって減損とみなされる貸付および受取債権に分類される金融資産につき、相手方別ならびに当該日付の未払金額別およびリスク年限からの経過期間別の内訳を示している。政府が保証する減損認識資産については注記10.3を参照のこと。

2020年12月31日現在の減損認識資産

		(単位：千ユーロ)							
相手方別：	遅滞なし	3ヶ月超	6ヶ月超	9ヶ月超	12ヶ月超	15ヶ月超	18ヶ月超	21ヶ月超	合計
		6ヶ月以内	9ヶ月以内	12ヶ月以内	15ヶ月以内	18ヶ月以内	21ヶ月以内		
非金融企業	368,108	40,384	10,503	-	-	-	-	54,473	473,468

2019年12月31日現在の減損認識資産

		(単位：千ユーロ)							
相手方別：	遅滞なし	3ヶ月超	6ヶ月超	9ヶ月超	12ヶ月超	15ヶ月超	18ヶ月超	21ヶ月超	合計
		6ヶ月以内	9ヶ月以内	12ヶ月以内	15ヶ月以内	18ヶ月以内	21ヶ月以内		
非金融企業	378,815	-	-	-	-	21,410	730	86,727	487,682

2020年12月31日現在、カントリー・リスクによる減損資産残高は169,656千ユーロであり、カントリー・リスク別のヘッジは2,848千ユーロ（2019年12月31日現在は212,406千ユーロ、ヘッジは4,423千ユーロ）である。

2020年および2019年の期限経過非減損資産はそれぞれ178,274千ユーロおよび16,967千ユーロとなり、これらの資産の両年度における経過期間は1ヶ月ないし3ヶ月である。

回収の可能性が低い（または回収できない）とみなされた場合、資産と計上されない減損金融資産の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
期首残高	1,678,116	1,661,991
追加：	6,193	69,708
回収の可能性が低い	-	66,707
その他の事由	6,193	3,001
回収：	(22,818)	(54,266)
追加融資なしに回収した現金	(10,735)	(766)
資産の割当		
その他	(12,083)	(53,500)
最終償却：その他の事由	-	-
為替差額の変動の純額	(3,061)	683
期末残高	1,658,430	1,678,116

回収の可能性が低い（または回収できない）資産の変動の結果として2020年および2019年の連結損益計算書に含まれる純額は、それぞれ10,734千ユーロおよび16,610千ユーロの利益であった（「損益を通じて公正価額で評価されない金融資産の減損または減損の戻入」および「償却原価で評価した金融資産（注記10）」の項目を参照のこと。）。

10.1 負債性証券

「負債性証券」の項目には、償却原価で評価された金融資産、取引可または取引不可の固定利付証券が含まれる。

2013年末には、IC0の業務委員会は2015年のIC0信用枠の事業体により作られた、貸付金を債券へ転換する転換業務の対象となる条件および業務を規制するため、2015年のIC0の仲介貸付枠契約に関する枠組みに含まれている別紙Vの書類を承認した。かかる承認には、転換される与信枠、金額、利息額、適格な事業体、スケジュールおよび信用機関の報酬額に関する一般的な仕様も含まれている。また、仲介貸付の転換により生じた負債性証券は、「負債性証券」の項目にも記載されている。

連結貸借対照表に記載される2020年および2019年12月31日現在のかかる項目の相手方別の構成は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
相手方別：		
居住者公的機関	6,259,098	7,115,605
居住者信用機関	13,082	320,883
その他の居住者部門	965,139	346,254
その他の非居住者部門	110,179	60,681
	7,347,498	7,843,423

2020年および2019年12月31日現在、満期別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
満期別：		
1年以内	2,176,833	1,930,549
1年超2年以内	2,713,883	1,757,506
2年超3年以内	1,010,498	2,761,383
3年超4年以内	223,598	981,509
4年超5年以内	295,639	240,687
5年超	927,047	171,789
	7,347,498	7,843,423

2020年12月31日現在のかかる資産からの利息は年利0.53%（2019年12月31日現在は0.51%）であった。

2020年および2019年における、かかる資産からの利益はそれぞれ43,857千ユーロおよび43,640千ユーロであり、連結損益計算書の「利息および類似収益」の欄に計上されている（注記24を参照のこと。）。

当グループはこれらの資産について、9,312千ユーロの信用リスク（標準リスク）を補填している（2019年12月31日現在は2,039千ユーロ）。

2020年および2019年中に発生した償却原価で評価した負債性証券の項目の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
期首残高	7,843,423	9,503,883

追加購入	4,423,291	3,470,279
減損損失の変動	(7,273)	(1,740)
償却および売上	(4,911,943)	(5,128,999)
期末残高	7,347,498	7,843,423

2020年12月31日現在、23千ユーロが連結損益計算書の「負債性証券」の項目に含まれる資産の償却から生じる金融業務に計上されている（2019年12月31日現在は10,365千ユーロの利益）（注記29を参照のこと。）。

10.2 信用機関に対する貸付金

2020年および2019年12月31日現在の連結貸借対照表上の本項の構成は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
内容別：		
信用機関への預金(注記10.2.1)	1,288,841	44,509
国家仲介貸付(注記10.2.2)	8,355,157	9,431,246
国際仲介貸付(注記10.2.3)	920,584	729,460
信用機関へのその他の貸付(注記10.2.4)	12,435	22,780
	10,577,017	10,227,995
減損損失	(5,307)	(4,170)
その他の評価調整額(*)	(9,029)	(8,771)
	10,562,681	10,215,054

(*) 評価調整額は、主に利息および類似収益の発生額ならびに手数料調整額に相当する。

10.2.1 信用機関への預金

以下の表は、2020年および2019年12月31日現在の「信用機関への預金」項目の満期別の残高の詳細を表している。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
1年以内	1,288,841	44,509
1年超2年以内	-	-
2年超3年以内	-	-
3年超4年以内	-	-
4年超5年以内	-	-
5年超	-	-
	1,288,841	44,509

2020年中、「信用機関への預金」項目は、年利マイナス0.33%（2019年中はマイナス0.21%）の平均利息を得た。2020年および2019年12月31日現在のかかる預金は、すべて定期預金である。

これらの貸付金について2020年および2019年に発生した（マイナス）金利はそれぞれ（5,357）千ユーロおよび（3,968）千ユーロであり、連結損益計算書の「利息および類似費用」の項目に含まれている（注記25を参照のこと。）。

10.2.2 国家仲介貸付

1993年2月26日の閣議決定に従い、中小企業に対する融資を援助するための仲介貸付枠が、ICOに設けられた。かかる仲介貸付枠は、ICOが様々な信用機関に供与した貸付を通じて行われ、当該信用機関が各企業に対する正式な貸付を行った。かかる方針は後年も継続され、常にスペインの中小企業に焦点を当てながら、毎年様々な金額および目的に沿った枠が承認された。

1997年12月31日までに付与された仲介貸付に区分される業務において、ICOは資金を受領する事業体の最終的な借り手に対する信用リスクの一定割合を引き受ける。それ以降は、ICOは2009年から2012年の一定の流動性資産枠を除き、最終的な借り手に関する不良債権リスクを引き受けていない。

2009年から2012年に設けられた内部の仲介貸付枠（2020年および2019年12月31日現在はエクスポージャーなし）は、中小企業のための、流動性リスクを伴う一定のIC0信用枠である。かかる枠につき、IC0は、仲介に失敗した信用機関による全般的および総合的なリスクを引き受けている。2009年および2010年に供与されたかかる枠につき、かかるリスクは当該枠の引当金額の5%を上限とした。一方で、2011年および2012年に供与された枠については、不動産金融取引を除く金融機関部門の平均不履行率が最大想定リスクとされている。2020年および2019年において、IC0が引き受けたリスクにつき、新たな枠は承認されていない。

2020年12月31日現在、当グループはIC0のリスクに係るすべての仲介貸付枠のために引当金を設定していない（2019年12月31日現在は92,477千ユーロ）（注記19を参照のこと。）。かかる引当金は、当初は当該仲介枠により当グループに対して発生する受取利息を参照できたが、期待された成長が見られなかった場合は例外的にIC0によって調整される。最終的に認識された引当金がかかる不履行をカバーするのに不十分な場合、かかる差額は直接1995年勅令法第12号に基づき設定されたRDLファンドに請求され、当グループにおける損失は一切発生しない。

2020年および2019年12月31日現在における国家仲介貸付残高の満期年限別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
1年以内	2,557,113	3,103,269
1年超2年以内	1,979,546	2,134,945
2年超3年以内	1,296,858	1,454,810
3年超4年以内	908,461	907,508
4年超5年以内	508,234	587,615
5年超	1,104,945	1,243,099
	8,355,157	9,431,246

2020年および2019年12月31日現在の仲介貸付の平均年利はそれぞれ0.80%および1.18%であった。

国家仲介貸付により生じた利息は2020年および2019年には、それぞれ61,706千ユーロおよび97,846千ユーロであり、連結損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれている（注記24を参照のこと。）。

10.2.3 国際仲介貸付

国際仲介貸付は、スペイン企業の国際化を投資ではなく銀行融資を通じて支援するために2018年に開始した当グループの新しい活動である。

2020年および2019年12月31日現在における国際仲介貸付残高の満期年限別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
1年以内	172,588	67,016
1年超2年以内	147,988	131,192
2年超3年以内	117,835	117,624
3年超4年以内	121,465	82,018
4年超5年以内	91,361	80,339
5年超	269,347	251,271
	920,584	729,460

2020年および2019年12月31日現在の国際仲介貸付の平均年利はそれぞれ0.80%および1.18%であった。

国際仲介貸付により生じた利息は2020年および2019年には、それぞれ17,954千ユーロおよび21,490千ユーロであり、連結損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれている（注記24を参照のこと。）。

本項目には、貸倒リスク（信用リスクおよびカントリー・リスク）として減損損失合計5,307千ユーロが含まれる（2019年12月31日現在は4,170千ユーロ）（注記10を参照のこと。）。

10.2.4 信用機関へのその他の貸付

本項目は、信用機関、居住者および非居住者に対する直接貸付取引の残高を含む（仲介貸付なし）。

2020年および2019年12月31日現在のこれらの貸付残高の満期別の詳細は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
1年以内	4,739	6,448
1年超2年以内	4,144	6,171
2年超3年以内	2,361	6,448
3年超4年以内	1,191	2,468
4年超5年以内	-	1,245
5年超	-	-
	12,435	22,780

2020年および2019年12月31日現在の信用機関に対する貸付の平均年利はそれぞれマイナス0.33%およびマイナス0.21%発生した。

これらの貸付金について2020年および2019年中に発生した金利は、それぞれ61千ユーロおよび506千ユーロであり、連結損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれる（注記24を参照のこと。）。

10.3 顧客向貸付金

2020年および2019年12月31日現在の連結貸借対照表において、本項目の残高の相手方別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
相手方別：		
居住者公的機関	2,448,796	2,772,946
非居住者公的機関	163,085	158,943
その他の居住者部門	8,216,224	6,978,818
その他の非居住者部門	1,158,612	995,302
その他の金融資産	4,050	28,909
	11,990,767	10,934,918
減損損失	(666,573)	(645,578)
その他の評価調整額(*)	109,330	121,629
	11,433,524	10,410,969

(*) 評価調整額は、主に利息および類似収益ならびに手数料調整額に対応する金額である。

経済利益グループにおける投資の取引価額（2020年12月31日現在では10,908千ユーロおよび2019年12月31日現在では1,002千ユーロ）は、当該投資が利益保証型であることを考慮し、「その他の居住者部門」に含まれている。これらの機関のマイナスの課税標準がICOの課税標準に含まれているため、当該株式の収益率は会計財務要素を含んでいる。投資に対する最終利益の確定に伴い会計財務利益を調整するために連結損益計算書の所得税に対して引当金が毎年計上されている（注記19および注記23を参照のこと。）。

2020年および2019年にこれらの貸付に対して発生した利息は、それぞれ137,927千ユーロおよび158,866千ユーロであり、連結損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれている（注記24を参照のこと。）。

以下は、上記の残高のうち、公共部門に保証されている取引（2020年および2019年12月31日現在の「顧客向貸付金」の項目に分類される「その他の居住者部門」および「居住者公的機関」の項目に含まれる。）を相手方別および商品別に記載したものである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
「居住者公的機関」に含まれる残高：		
中央政府に対する貸付	1,506,308	1,547,921
地方自治政府に対する貸付	942,487	1,225,025
評価調整額	(115,216)	(119,451)
	2,333,579	2,653,496
「その他の居住者部門」に含まれる残高：		
不良資産	68,162	23,159
その他の公共機関に対する貸付	2,650,668	2,329,563
その他の部門に対する貸付	161,340	199,263
	2,880,170	2,551,985
国家により保証されている取引合計	5,213,749	5,205,481

2020年および2019年12月31日現在の「中央政府に対する貸付」（評価額調整は含まない。）の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
国家およびその自治機関に対する貸付	1,504,367	1,545,772
国庫からの受取勘定	1,941	2,149
	1,506,308	1,547,921

「国庫からの受取勘定」は、当グループが国庫に支払った金額を含み、仲介貸付の金利差を調整するための助成金として有効に返戻されていない金額である。これらの金額の残高は額面価格で表示され、利息は一切付されない。

2020年および2019年における公共部門機関による損益に寄与した利息および類似収益は以下の通りである（注記24を参照のこと。）。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
中央政府	5,928	4,408
地方自治政府	5,538	11,550
その他の公共部門機関	19,834	20,805
	31,300	36,763

2020年および2019年12月31日現在、「顧客向貸付金」に分類される貸付元本（評価調整額を含む。）の満期別詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
満期別：		
1年以内	1,626,524	1,192,265
1年超2年以内	972,749	824,422
2年超3年以内	1,405,203	1,659,035
3年超4年以内	1,303,005	1,145,859
4年超5年以内	1,632,090	1,082,018
5年超	5,160,526	5,152,948
	12,100,097	11,056,547

2020年および2019年12月31日現在の顧客向貸付金の平均年利はそれぞれ1.18%および1.45%発生した。

2020年12月31日現在、IC0の連結損益計算書には、「貸付および受取債権」の項目に含まれる資産の償却から生じる金融取引につき損益は計上されなかった（2019年12月31日現在も計上されなかった。）（注記29を参照のこと。）。

注記11 デリバティブヘッジ

添付の連結貸借対照表のこの項目には、注記2.3記載の説明に従った公正価額でのヘッジ商品が計上されている。

契約済みのデリバティブ取引およびヘッジ項目は、基本的には以下の通りである。

- 主に当グループが発行するEuribor以外のレートで計算される金融商品をヘッジする金利スワップ
- 複数の金融商品に関連する公正価額とキャッシュフローの変動をカバーする為替ヘッジ

デリバティブの公正価額を決定するために使用する評価方法は、金利デリバティブや為替リスク・デリバティブを評価する割引キャッシュフロー法である。

2020年および2019年12月31日現在「デリバティブヘッジ」の項目に記載されている金融デリバティブの名目価値および公正価額は、相手方別およびリスク別（すべて非組織店頭市場において契約された。）で以下の通りである。

		(単位：千ユーロ)				
		名目価値		資 産		負 債
		2020年	2019年	2020年	2019年	2020年
						2019年
ヘッジ別：						
公正価額ヘッジ		10,493,915	8,835,564	253,887	363,635	279,891
キャッシュフロー・ヘッジ		3,136,443	3,370,415	31,438	29,718	320,879
		13,630,358	12,205,979	285,325	393,353	600,770
						240,245
商品別：						
スワップ		13,630,358	12,205,979	285,325	393,353	600,770
		13,630,358	12,205,979	285,325	393,353	600,770
						240,245
相手方別：						
信用機関		13,630,358	12,205,979	285,325	393,353	600,770
その他の信用機関		-	-	-	-	-
その他の部門		-	-	-	-	-
		13,630,358	12,205,979	285,325	393,353	600,770
						240,245
リスク別：						
為替リスク		6,418,380	5,699,100	172,198	225,919	498,632
金利リスク		7,211,978	6,506,879	113,127	167,434	102,138
		13,630,358	12,205,979	285,325	393,353	600,770
						240,245

2020年および2019年12月31日現在、注記2.2.3で規定されるレベルに基づき公正価額で評価されるデリバティブヘッジの分類は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)					
	2020年			2019年		
	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル
資産デリバティブ	-	285,325	-	-	393,353	-
負債デリバティブ	-	600,770	-	-	240,245	-

これらの項目の公正価額は、2020年および2019年を100%として計算されており、貨幣のインプリシット・カーブを参照している。

2013年1月1日付でIFRS第13号が効力発生したことにより、当グループは相手方およびIC0によるデリバティブ金融商品評価額、リスク評価調整額を含んでいる（注記7および注記30を参照のこと。）。

[次へ](#)

注記12 合併企業および関連企業への投資

2020年および2019年中の連結貸借対照表における本項目の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)
	関連企業
2019年1月1日現在残高	60,858
追加額	-
引出額	(2)
その他の変動	4,203
減損	-
2019年12月31日現在残高	65,059
追加額	2,426
引出額	-
その他の変動	1,861
減損	-
2020年12月31日現在残高	69,346

2020年および2019年12月31日現在投資および関連する主要な情報は、別紙 に記載されている。
 本項目の「その他の変動」は、連結調整を含んでいる。

注記13 有形固定資産

2020年および2019年の有形固定資産の変動およびこれに関連する累積償却額は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	自己使用の建物	設備、車両 その他の固定資産	不動産投資	合計
費用				
2020年1月1日現在の残高	114,586	16,100		130,686
追加額	19	373		392
処分額その他の償却額				
2020年12月31日現在の残高	114,605	16,473		131,078
累積償却額				
2020年1月1日現在の残高	34,962	8,100		43,062
割当	1,740	235		1,975
移転額その他の変動額				
2020年12月31日現在の残高	36,702	8,335		45,037
減損損失				
2020年12月31日現在		651		651
有形固定資産純額				
2020年12月31日現在の残高	77,903	7,487		85,390
費用				
2019年1月1日現在の残高	114,071	15,970	-	130,041
追加額	515	363		878
処分額その他の償却額	-	(233)		(233)
2019年12月31日現在の残高	114,586	16,100		130,686
累積償却額				
2019年1月1日現在の残高	33,147	8,134	-	41,281
割当	1,815	199		2,014
移転額その他の変動額		(233)		(233)
2019年12月31日現在の残高	34,962	8,100		43,062
減損損失				
2019年12月31日現在		651		651
有形固定資産純額				
2019年12月31日現在の残高	79,624	7,359		86,973

2020年12月31日現在、総額約18,826千ユーロ（2019年12月31日現在は18,489千ユーロ）で全額償却された自己使用目的の有形固定資産があった。

当グループの親会社であるIC0の方針に従い、すべての有形固定資産は2020年および2019年12月31日現在、保険が付保されている。

2004年スペイン中央銀行通達第4号の暫定規則第1、B)6項によれば、有形固定資産の公正価額による評価が認められている。この評価調整を実行するため、当グループは運用資産について関連する評価を実施し、それにより当グループの有形固定資産の価値は53,106千ユーロ増加した。租税効果控除後のこれらのキャピタルゲインに対し再評価準備金が設定された。再評価された簿価はその時点で帰属費用として充当される。

2020年12月31日現在、再評価準備金は19,948千ユーロ（2019年12月31日現在は20,858千ユーロ）であった（注記20を参照のこと。）。

下記の表は2020年および2019年12月31日現在の当グループの一部の有形固定資産の公正価額を当時の簿価とともに区分毎に表したものである。

	(単位：千ユーロ)			
	2020年		2019年	
	簿価	公正価額	簿価	公正価額
自己使用目的の有形固定資産	85,390	109,042	86,973	108,474
建造物	77,903	101,164	79,624	101,164
その他	7,487	7,450	7,359	7,310
不動産投資	-	-	-	-
建設中不動産	428	428	-	-

上記の有形固定資産の公正価額は、下記に従って見積もられた。

- スペイン中央銀行承認の価格による評価の更新がされなかった資産については、事業体により類似した資産の価格傾向の市場データに基づき公正価額が見積もられた。
- スペイン中央銀行承認の価格による評価の更新がなされた資産については、2003年省令第805号の評価方法に従い公正価額が見積もられた。

すべての自己使用目的不動産は、2020年および2019年12月31日付で、承認された鑑定人であるスペイン中央銀行により比較方法を用いて評価された。

[次へ](#)

注記14 無形資産

2020年および2019年12月31日現在の連結貸借対照表における無形資産は、もっぱら「その他の無形資産」の項目に分類される。

	推定耐用年数	(単位：千ユーロ)	
		2020年	2019年
耐用年数(無期限)	-	-	-
耐用年数(期限付)	3年から10年	46,299	43,790
総計		46,299	43,790
内訳：			
内部開発	3年	40,638	38,341
その他	10年	5,661	5,449
累積償却額		(37,252)	(34,731)
減損損失		(2,137)	(2,137)
		6,910	6,922

2020年および2019年12月31日現在のすべての無形資産はコンピューターのソフトウェアに関連するものである。2020年12月31日現在の全額償却された無形資産は36,221千ユーロ（2019年12月31日現在は31,002千ユーロ）であった。

注記15 税金資産および税金負債

2020年および2019年12月31日現在の税金資産および負債の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	資産		負債	
	2020年	2019年	2020年	2019年
当期税金：	32,290	8,557	1,098	1,005
法人税(注記23)	32,258	8,510	-	-
VAT	32	47	26	183
個人所得税(源泉)	-	-	724	479
社会保障負担	-	-	348	343
繰延税金：	148,123	95,053	49,203	32,943
信用供与、貸付および割引に 係る減損損失	61,146	69,259	-	-
キャッシュフロー・ヘッジの 評価(注記21)	86,977	25,794	-	-
資産の再評価	-	-	15,932	15,932
売却目的保有の金融資産の再評価 (注記21)	-	-	33,271	17,011
	180,413	103,610	50,301	33,948

2020年および2019年の繰延税金資産および負債の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	資産		負債	
	2020年	2019年	2020年	2019年
期首残高	95,053	98,001	32,943	22,897
信用供与、貸付および割引に係る減損損失	(8,113)	2,730	-	-
キャッシュフロー・ヘッジ評価額(注記21)	61,183	(5,678)	-	-
資産の再評価	-	-	-	-
売却目的保有の金融資産の再評価(注記21)	-	-	16,260	10,046
期末残高	148,123	95,053	49,203	32,943

注記16 その他の資産および負債

2020年および2019年12月31日現在の連結貸借対照表における本項目の詳細は以下の通りである。

その他の資産	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
その他の資産	500	5,344
付加利子	24,949	30,799
	25,449	36,143

「付加利子」の項目には、供給者支払のための融資基金、自治区流動性基金および自治体向け融資基金の業務管理についてのICOの受取手数料およびその他が含まれている（注記1.1を参照のこと。）。2020年において、ICOの受取手数料総額は年間15百万ユーロ（2019年12月31日現在は25百万ユーロ）であり、これらの金額は連結損益計算書の「受取手数料」にも計上されている（注記28を参照のこと。）。

本項目には、COVID-19に係る保証枠の管理および運営に関してICOに発生した手数料（2020年12月31日時点で3,104千ユーロ、2019年は計上されなかった。）も含まれており、これらの金額は連結損益計算書の「受取手数料」にも計上されている。（注記28を参照のこと。）

2020年および2019年12月31日現在の貸借対照表の「その他の負債」の項目の残高は以下の通りである。

その他の負債	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
その他の負債	1,008	560
付加利子	6,334	7,277
	7,342	7,837

「付加利子」の項目には、「2020年ラペル仲介融資枠」の1,668千ユーロ（2019年は3,206千ユーロ）に基づき信用機関に支払われる未収の受取手数料が含まれている。

注記17 売却目的保有の非流動資産

「売却目的保有の非流動資産」の総額は、担保実行資産を含む。2020年12月31日現在および2019年12月31日現在本項目に記載されている担保実行資産のうち、不動産開発およびその他の不動産開発事業に関連した資金調達に起因するものはない。

2020年および2019年の貸借対照表に記載される本項目の残高の変動は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)			
	費用	減損	合計
2019年1月1日現在残高	72,323	(72,323)	-
追加額	934	-	934
引出額 / 使用額	(5,572)	(4,638)	(934)
移転額	-	-	-
2019年12月31日現在残高	67,685	(67,685)	-
追加額	695	-	695
引出額 / 使用額	(2,464)	1,769	(695)
移転額	-	-	-
2020年12月31日現在残高	65,916	(65,916)	-

2020年および2019年12月31日現在の「売却目的保有の非流動資産」の総額のうち48,678千ユーロは、完全に引当金を計上した単一の資産と対応する。

2020年には、これらの非金融資産に対し、96千ユーロ（2019年は316千ユーロ）の減損の割当が計上されている。

2020年には、売却目的保有の非流動資産の売却益として755千ユーロが計上されている（2019年は2,910千ユーロの売却益を計上）。

IC0の取締役会はこれらの資産に対して投資の引上げ計画を毎年承認している。

2017年スペイン中央銀行通達第4号の規則60に記載の通り、売却目的保有の非流動資産は、居住用、産業用および商業用別に、都市部における土地および都市化から分断された未開地ならびに建物と幅広く分類される。以下の表は、評価会社、資産評価の方法および会社 / 代理店の評価額が示されている。

産業用建物		
最終評価額（単位：千ユーロ）	評価会社	評価方法
882	EUROVALORACIONES	費用および比較
882		
居住用建物		
最終評価額（単位：千ユーロ）	評価会社	評価方法
20	JUDICIAL	比較
85	ALIA TASACIONES	費用および比較
598	EUROVALORACIONES	比較
66	EUROVALORACIONES	費用
47	GRUPO TASVALOR	比較
194	GRUPO TASVALOR	費用および比較
382	GRUPO TASVALOR	その他

1,392

第三次利用建造物

最終評価額（単位：千ユーロ）	評価会社	評価方法
815	EUROVALORACIONES	比較
81	EUROVALORACIONES	費用
30	EUROVALORACIONES	動的残余
926		

未開地

最終評価額（単位：千ユーロ）	評価会社	評価方法
45	EUROVALORACIONES	比較
59	EUROVALORACIONES	賃貸料の更新
42	ALIA TASACIONES	比較
17	GRUPO TASVALOR	比較
25	GRUPO TASVALOR	費用および比較
38	GRUPO TASVALOR	賃貸料の更新
6	GRUPO TASVALOR	その他
185	JUDICIAL	その他
417		

都市部における土地および開発可能用地

最終評価額（単位：千ユーロ）	評価会社	評価方法
2,718	EUROVALORACIONES	動的残余
7,316	GRUPO TASVALOR	動的残余
50	GRUPO TASVALOR	その他
10,084		
合計	13,701	

注記18 償却原価で評価した金融負債

連結貸借対照表の本項目の残高を構成する項目の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

相手方別：

	2020年	2019年
中央銀行への預金(注記18.1)	3,155,040	499,902
信用機関への預金(注記18.2)	7,597,761	8,477,599
顧客による預金(注記18.3)	1,414,024	699,313
発行済債券(注記18.4)	15,294,101	15,734,424
その他の金融負債(注記18.5)	299,030	401,952
	27,759,956	25,813,190

18.1 中央銀行への預金

2019年および2020年において、親会社であるICOは欧州中央銀行のLTROおよびTLTROの複数の要請に応じた。本項目の金額はかかる運用に対応している。

18.2 信用機関への預金

2020年および2019年12月31日現在の貸借対照表における本項目の部門別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
種類別：		
欧州投資銀行からの借入金	6,139,758	7,295,224
銀行間借入金	36,041	89,463
その他の信用機関からの借入金	1,365,965	1,020,921
評価調整額 - 付加利子	55,997	71,991
	7,597,761	8,477,599

銀行間預金は、2020年および2019年12月31日現在から起算して1年未満以内にそれぞれ期限が到来する。

欧州投資銀行からの借入金の最終償還期限は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
1年以内	1,811,832	1,863,362
1年超2年以内	1,360,465	1,815,493
2年超3年以内	789,688	1,379,171
3年超4年以内	563,001	606,633
4年超5年以内	744,035	581,375
5年超	870,737	1,049,190
	6,139,758	7,295,224

「その他の信用機関からの借入金」の償還期限の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
1年以内	338,073	193,410
1年超2年以内	652,691	322,914
2年超3年以内	78,878	142,490
3年超4年以内	78,878	78,824
4年超5年以内	78,878	78,824
5年超	138,567	204,459
	1,365,965	1,020,921

18.3 顧客による預金

2020年および2019年12月31日現在の連結貸借対照表における本項目の部門別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
相手方別：		
公的機関	1,337,519	626,974
その他の居住者部門(1)	76,480	72,329
その他の非居住者部門	-	-
評価調整額 - 付加利子	25	10
	1,414,024	699,313

(1) うち、2020年および2019年12月31日現在、62,980千ユーロおよび58,699千ユーロはそれぞれ要求払預金であった。

2020年および2019年12月31日現在、「公的機関」の項目に記載された残高の種類別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
相互金利調整契約(C.A.R.I.)	19,301	3,563
公的機関の経常勘定およびその他の項目	1,318,218	623,411
	1,337,519	626,974

18.4 発行済債券

2020年および2019年12月31日現在の本項目の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
発行済債券	15,049,917	15,499,902
評価調整額(*)	244,184	234,522
	15,294,101	15,734,424

(*) ヘッジ会計に対する取引費用および価格調整を含む。

2020年および2019年中の本項目の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
期首残高	15,499,902	18,724,473
発行数	14,806,982	23,787,604
減価償却費	(14,766,684)	(27,071,203)
為替差損益	(490,283)	59,028
期末残高	15,049,917	15,499,902

以下の表は、2020年および2019年12月31日現在の未払発行済債券の主な特徴を、通貨、利率および最終償還期日で示したものである。

発行数							(単位：千ユーロ)	
2020年	2019年	通貨	償還期日	年利率	2020年	2019年		
1	1	ノルウェー・クローネ	2021年	4.28% - 5.36%	47,754	50,690		
0	1	カナダ・ドル	2020年	4.53% - 5.00%	-	171,256		
36	52	米ドル	2022年	複数	5,316,541	4,895,865		
48	55	ユーロ	2032年	複数	8,601,856	9,717,570		
2	2	スイス・フラン	2024年	2% - 3.25%	277,703	276,373		
1	2	豪ドル	2021年	1.95%	44,021	236,053		
1	1	スウェーデン・クローネ	2022年	0.963%	49,829	47,862		
3	0	英ポンド	2021年	複数	611,730	-		
3	3	円	2030年	0.52% - 2.9%	100,483	104,233		
					15,049,917	15,499,902		

各発行の内容は、ICO公式サイト (www.ico.es) の「投資 - 発行債券情報」の項目で参照することができる。

2020年にユーロ建ておよびその他通貨建ての債券の金融費用の総額は連結損益計算書の「利息および類似費用」の項目に計上されており、金額は305,270千ユーロであり、その平均年利は2.66% (会計ヘッジを考慮すると1.45%) であった。2019年の金融費用は544,513千ユーロであり、その平均年利は2.63% (会計ヘッジを考慮すると1.31%) であった (注記25を参照のこと。)。

2020年現在、一定の償却原価で評価した金融負債 (ICOにより発行された債券) の買戻しから生じる金融取引につき、利益が139千ユーロ計上されており (2019年は計上されていない)、これは「損益を

通じて公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益(純額)」の項目に計上されている
(注記29を参照のこと。)。

18.5 その他の金融負債

2020年および2019年12月31日現在の連結貸借対照表における本項目の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
国庫準備金	286,497	368,533
その他	12,533	33,419
	299,030	401,952

「国庫準備金」には、当グループが受領し、各項目に適用される条件に従い返済する資金が含まれる。これらの各資金に関連する与信枠の詳細については、ICOのウェブサイト(www.ico.es)を参照のこと。

最も重要な与信枠に関連する資金は以下のものである。

- 「Línea FOMIT」 - Renove Turismo (FOMIT - 観光与信枠) : かかる与信枠は、インフラおよび観光地の修復および近代化を目指す金融計画への資金援助を提供する。
- 「Línea Préstamos Renta Universidad」 : かかる与信枠は、2011年から2012年までの博士号または修士号の大学院過程における将来所得を保証する。
- 「Línea Futur E」 : かかる与信枠は、エネルギーの合理的使用、再生可能エネルギーの使用、水の使用量の削減および廃棄物管理の観点に立ちスペインにおけるツーリズムの基盤を固めるため、持続可能な観光を支えるためのプロジェクトに対する動機を提供し、持続可能性および環境へ配慮からの観点から現在のツーリズムを再構築する手助けをし、環境および持続的発展に関連した要素に着眼するものである。

ICOによる市場資金調達を通して資金供給される他の当グループの仲介枠とは異なり、これらの業務に指定された財政資金は、関連省庁の代理でICOが開設した勘定に、国家より直接資金供給される。これらの資金残高は、(上記与信枠の残高を反映する。) 関連する経常収支の金額および残高が与信枠供給のためにICOが受領する金額と常に同額であるために、「貸付および受取債権」(純額、未償却)としても記載される公式の取引により供給される金額と常に一致する。

2020年および2019年12月31日現在のこれらの資金の残高は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
FOMIT - Renove Turismo	86,068	118,485
Préstamos Renta Universidad	110,657	120,585
Futur E	10,333	18,074
その他	91,972	144,808
	299,030	401,952

注記19 引当金

2020年および2019年12月31日現在の連結貸借対照表における本項目の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
年金および年金類似債務引当金	656	579

偶発リスクおよび不確定約定額の引当金	27,855	7,778
その他の引当金	658,234	295,183
	686,745	303,540

2020年および2019年12月31日現在の連結貸借対照表における「その他の引当金」の項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
1995年勅令第12号に基づく基金	626,471	182,610
流動性特別貸付金に係る引当金（注記10.2.2）	-	92,477
BBVAからの回収額のための資金	160	218
プレステージ船事故補償資金	8,304	8,934
AIEの株式損益補償のための資金（注記10.3）	21,773	9,515
その他の資金	1,526	1,429
	658,234	295,183

1995年勅令第12号に基づく基金

1995年12月28日勅令第12号（1995年12月30日の官報（BOE）に掲載され、1996年1月1日より効力が生じる。）は、信用機関に関して現在有効な規則に従い、閣僚会議決議（1987年12月11日）のセクション4.1で言及される国家借入金から得られる資金を充当することにより、注記1に記載する業務から将来履行が疑わしいまたは貸倒れの発生する可能性のある貸付金に関し、引当金に繰入れるために、IC0が最大で総額150,253千ユーロのファンドを設定することを規定した。租税、行政および社会秩序措置に関する1997年12月30日法律第66号追加条項第4条は、これらの規則の適用にかかわらず、一般国家予算における特定の補償を受けないことを条件として、閣僚会議またはCDGAEが、通常の業務において発生する債務不履行に、1995年勅令第12号に基づき設定される特別引当金ファンドを充当する権限をIC0に付与することを規定した。当該ファンドは、「その他の引当金」の項目で1996年に設立された。

取引条件に基づき当該ファンドへの充当を要するこれらの貸付金および取引は、当該ファンドの費用の形で計上されている。したがって、当グループの損益計算書に影響はない。

当該ファンドで補填される貸付金は、同ファンドによりすでに引当が行われているため、一般および特別貸倒引当金の計算には算入されない。

当該ファンドは、初回の割当に加え、IC0が得た利益や国による損失の引受や補填の実行または承認による利益から、または信用に影響を与える適切な制度取引を通しての、将来の割当をも期して設定されている。同様に、当該ファンドは、引当金が計上されているかまたは不履行が宣言され、当該ファンドに対して請求される借入金から得られる回収額（2020年は644千ユーロ、2019年は4,388千ユーロであった。）ならびに当該ファンドに割り当てられる資金の運用からの収益（2020年はマイナス1,416千ユーロ、2019年はマイナス377千ユーロであった。）で設定されている。

一般国家予算に関する1996年12月30日法律第12号の規定に従い、1997年に追加の150,253千ユーロが一般国家借入金を充当することにより当該ファンドに割り当てられた。

2004年、総額249,500千ユーロの割当が2004年7月30日の閣僚会議決議に従ってIC0に付与された国家借入金に対して充当された。

COVID-19による健康危機と、民間部門による資金調達を支援するための国家の保証枠の実施により、金融機関はIC0に保証手数料を支払い、かかる保証手数料はそのために定められた手続きにより、1995年勅令第12号に基づく基金への直接債権として登録される。また、この活動を管理するためにIC0が締結した必要な契約の費用も、1995年勅令第12号に基づく基金に計上される。これらの割り当ての目的は、保証の実施に起因する将来の不履行に対処することであり、いかなる場合でもIC0の資本

に影響を与えるものではない（資金が不足する場合、国家は当グループに必要な金額を直接提供するものとする。）。

2020年および2019年12月31日現在の貸借対照表における「その他の引当金」の項目に計上された資金の2020年および2019年の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)
2019年1月1日現在の残高	175,583
利息の資本組入れ	(377)
国による拠出金	-
2018年のICOによる使用結果	3,136
貸付金の回収(元本および利息)	4,388
使用額	(120)
2019年12月31日現在の残高	182,610
利息の資本組入れ	(1,416)
国による拠出金	-
2019年のICOによる使用結果	81,941
貸付金の回収(元本および利息)	644
使用額	-
COVID-19ラインの貸付手数料（契約費用控除後）	362,692
2020年12月31日現在の残高	626,471

2020年においては、2019年のICOの純利益の一部として、特別拠出金81,941千ユーロが計上された。

BBVAからの回収額のための資金

当グループの親会社であるICOは、「BBVAからの回収額のための資金」の項目に関し、2001年と2002年に租税、行政および社会秩序措置に関する2001年12月27日法律第24号追加条項第11条を適用した。これにより、旧政府金融機関が付与し、政府が保証した一定の貸付および保証によって国がICOに対して負担することとなった金額を消却するためにICOの株式の一部を割り当てた。

しかし、ICOは、この消却処理による影響を受けた業務管理によりかかる貸付に関する回収金を引続き受領することとなったが、慎重な会計原則に従い、当該回収金は通常、損益計算書の利益として認識されない。2020年に利益として計上されたものについては、160千ユーロ（2019年12月31日現在は218千ユーロ）の引当金がある。

プレステージ船事故補償資金

プレステージ船事故補償資金は、2002年11月22日勅令第7号に基づいており、かかる特別引当金ファンドに従い、プレステージ船事故補償貸付金による不良債権額に、1995年勅令第12号に基づく特別引当金ファンドを充当する権限を与えるものである。

AIEの株式損益補償のための資金

AIEの株式損益補償のための資金の項目には、経済利益グループを介して行われた取引による利益を運用成績に対して調整する引当金が含まれる（注記10.3を参照のこと。）。この引当金は、利益勘定の法人税の項目として認識され、2020年および2019年において、それぞれ12,258千ユーロおよび8,626千ユーロとなった（注記23を参照のこと。）。

本項目の引当金の2020年および2019年の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)				
	税金引当金	年金および年金類似債務の基金	リスクおよび不確定約定額の引当金	その他の引当金	合計
2019年1月1日現在の残高	-	919	1,442	277,834	280,195
割当(1)	-	-	6,963	281	7,244
回収(1)	-	(340)	(623)	(377)	(1,340)
資金の使用	-	-	-	(87)	(87)
移転およびその他の変動(2)	-	-	-	17,532	17,532
為替差損益	-	-	(4)	-	(4)
2019年12月31日現在の残高	-	579	7,778	295,183	303,540
割当(1)	-	77	24,416	201	24,694
回収(1)	-	-	(3,810)	(93,734)	(97,544)
資金の使用	-	-	-	(306)	(306)
移転およびその他の変動(2)	-	-	-	456,890	456,890
為替差損益	-	-	(529)	-	(529)
2020年12月31日現在の残高	-	656	27,855	658,234	686,745

(1) 2020年の業績に計上された回収額には、IC0のリスクを伴う流動性仲介貸付のための引当金の回収額92,318千ユーロが含まれているが、これは、金融機関が請求を行うために利用可能な期間が終了したためである。

(2) 2020年12月31日現在の移転およびその他の変動には、主にCOVID-19の保証料回収のための1995年勅令第12号に基づく基金への貸付（362,692千ユーロ）およびAIEにおける投資の結果を相殺するための基金への貸付（12,258千ユーロ）（注記23を参照のこと。）が含まれる。

2019年12月31日現在のかかる変動には、主にIC0のリスクに係る仲介貸付枠からの回収（1,577千ユーロ）（注記10.2.2を参照のこと。）、拠出金および回収に係る1995年勅令第12号に基づく基金への貸付（7,425千ユーロ）（注記19を参照のこと。）ならびにAIEにおける投資からの利益報酬に対するファンドのための引当金（8,625千ユーロ）（注記23を参照のこと。）が含まれる。

注記20 資本

連結貸借対照表の「資本」の項目の2020年および2019年の期首および期末の簿価の調整は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)					
	資本	再評価準備金	その他の準備金	損益	合計
2019年1月1日現在の残高	4,313,744	23,591	930,940	75,671	5,343,946
利益の分配	-	-	28,608	(75,671)	(47,063)
その他の準備金の変動	-	(2,733)	(9,743)	-	(12,476)
当期損益	-	-	-	109,378	109,378
その他の変動	289	-	-	-	289
2019年12月31日現在の残高	4,314,033	20,858	949,805	109,378	5,394,074
利益の分配	-	-	-	(109,378)	(109,378)
その他の準備金の変動	-	(910)	3,212	-	2,302
当期損益	-	-	-	79,092	79,092
その他の変動	171	-	-	-	171
2020年12月31日現在の残高	4,314,204	19,948	953,017	79,092	5,366,261

2020年12月31日現在、「利益の分配」の項目には、前年の利益分配の一部として、81,941千ユーロ（2019年12月31日現在は3,136千ユーロ）の1995年勅令第12号に基づく基金への拠出金が含まれる（注記19を参照のこと。）。2019年12月31日現在の当該項目には、マイナス14,789千ユーロの金融資産（持分証券）の清算による損益も含まれる（注記9を参照のこと。）。

2001年12月27日法律第24号に基づき、「その他の変動」の項目には、2020年の171千ユーロ（2019年は289千ユーロ）の資本への年間拠出額が主に含まれる。当該法律の追加条項第11条に従い、旧政府金融機関およびIC0によって供与された、一定の貸付および保証の結果、IC0とともに国家が負担する債務の取消により回復した当該資金は、IC0の資本の一部となる。

20.1 完全または比例連結企業における準備金

2020年および2019年12月31日現在の連結貸借対照表における「資本 - 準備金 - 累積準備金」の項目における残高の連結企業別の内訳は以下の通りである。そのうち一部は、連結時に発生し、再評価準備金を除く、連結財務書類において完全または比例連結企業別の残高である。

(単位：千ユーロ)		
	2020年	2019年
AXISパルティシパシオネス・エムプレサリアレスS.A.	9,668	9,103
スペイン開発金融公庫	923,350	922,440
	933,018	931,543

20.2 持分法適用会社における準備金

2020年および2019年12月31日現在の連結貸借対照表における「資本 - 準備金 - 持分法適用会社における準備金」の項目における残高の連結企業別の内訳は以下の通りである。そのうち一部は、連結時に発生し、連結財務書類において持分法適用会社別の残高である。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・フィナンシアシ オン・デル・デサロージョS.A.(COFIDES)	19,945	18,208
コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・レアフィアン ツァミエントS.A.(CERSA)	54	54
その他の企業	-	-
	19,999	18,262

注記21 その他の累積包括利益（評価調整額）

本項目の総額および租税効果の残高は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)					
	2020年			2019年		
	総額	租税効果 (注記15)	純額	総額	租税効果 (注記15)	純額
その他の包括利益を通じて 公正価額で評価した金融資 産(注記9)	110,903	(33,271)	77,632	56,704	(17,011)	39,693
資産および負債のキャッ シュフロー・ヘッジ	(289,924)	86,977	(202,947)	(85,980)	25,794	(60,186)
合計	(179,021)	53,706	(125,315)	(29,276)	8,783	(20,493)

本項目の残高は、貸借対照表における「売却可能金融資産」および「評価額 - キャッシュフロー・ヘッジ・デリバティブ」の勘定に関連するものである。一つ目の勘定では、注記2.2.4に従い、当グループの資本の一部に含まなければならない、売却可能と分類される資産の公正価額の変動額（純額）を計上する。二つ目の勘定では、キャッシュフロー・ヘッジ商品の公正価額の変動額（純額）を計上する。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
期首残高	(20,493)	(57,182)
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融 資産の公正価額の変動(注記9)	37,939	23,440
損益を通じて公正価額で評価した金融資産への再分 類	-	-
キャッシュフロー・ヘッジ	(142,761)	13,249
期末残高	(125,315)	(20,493)

注記22 付与された保証および不確定約定額

貸借対照表上の本項目は、通常の業務における約定額（付与された保証）および第三者が使用可能な額（不確定約定額）に応じて、支払義務を負う第三者が支払わなかった場合、当該第三者に代わりスペイン開発金融公庫が支払うべき金額を記載している。

以下は2020年および2019年12月31日現在の本項目の内訳である。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
付与された保証		
金融保証	414,937	449,279
	414,937	449,279
付与された不確定約定額		
第三者向け：		
信用機関	720,415	269,436
公的機関部門	2,054,000	2,038,054
その他の居住者部門	773,796	348,401
非居住者部門	339,848	222,881
その他の不確定約定額	92,694	101,081
引受済未払支出額：	607,000	552,000
	4,587,753	3,531,853
	5,002,690	3,981,132

保証商品（保証およびその他の担保）からの収益は、連結損益計算書の「受取手数料」の項目に計上され、契約で定められた利率を保証の額面価額に適用することによって算出される。

注記23 租税

2020年および2019年12月31日現在の連結貸借対照表の「税金負債」の項目には、IC0に適用される税金に関する負債が含まれている。

予算、租税、財政および雇用に係る緊急措置に関する1993年2月26日勅令第3号の規定に従い、当グループの親会社であるIC0は1993年から1996年まで法人税の支払を免除されていた。IC0は、法人税に関する1995年12月27日法律第43号暫定条項第13条に従い、1997年および1998年に関しても同税を免除され、1999年からは一般法人税が課税されている。

法人税上の課税標準に対する2020年および2019年の当グループの親会社としてのIC0の会計利益の調整は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
税引前簿価利益	97,548	149,253
永久差異：		
支払外国税	806	704
帰属不能な会計利益 / 費用	3,232	3,233
被投資会社により生じる税務上の欠損金の繰越	(49,216)	(37,109)
過年度からの損金算入	-	-
	52,370	116,081
一時差異：		
減損および控除不能引当金	92,694	37,598
他年度発生一時差異の反転	(119,731)	(35,116)
	(27,037)	2,482
税務評価	25,333	118,563
税金総額(30%)	7,600	35,569
控除および引当金	(609)	(577)
源泉徴収税および中間納付	(39,249)	(43,502)
支払税額(注記15)	(32,258)	(8,510)
法人税費用	15,102	34,248
割当被投資会社ベースの法人税費用の調整額(注記19)	12,258	8,626
その他の調整額	-	(562)
当期法人税費用	27,360	42,312

当該年度において、IC0が様々な割合で出資している経済利益グループからの税務上の欠損金の繰越の配分が組み込まれた（2020年12月現在は49,216千ユーロ（2019年12月現在は37,109千ユーロの税務上の欠損金配分））。欠損金は、各社が提供した情報に基づき割り当てられた。これらの項目は、経済利益グループの貸借対照表の期末と同年度に配分されることになった。

2020年度末現在、相殺可能な税務上の欠損金の繰越はなかった。

2020年および2019年に適用された税制優遇措置の控除はなかった。国際二重課税（支払税額）の控除額はそれぞれ609千ユーロおよび577千ユーロに上った。2020年度末現在、国際二重課税に対する控除はない。

特別事由による固定資産の減価償却方法に変更はなかった。

IC0の確定申告およびその他の税金債務は、直近4年間税務当局による閲覧が可能である。

基本的に法人税の免除期間後に新たに発生する法人税負債に関し、一定の取引に適用される税規則の解釈によっては一定の偶発税金負債が存在する場合がある。ただし、IC0の税務担当者の判断では、かかる負債が発生する可能性は少なく、いかなる場合においてもこれにより生じる税金債務が添付の年次財務書類を大幅に影響することはないものと見込まれる。

注記24 利息および類似収益

構成する項目に基づく2020年および2019年の利息および類似収益の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産	2,484	6,579
償却原価で評価した金融資産	266,955	329,924
デリバティブ、ヘッジ会計	(10,408)	(9,470)
その他の資産	143	22
負債からの利息および類似収益	31,675	20,047
	290,849	347,102

注記25 利息および類似費用

2020年および2019年の損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
償却原価で評価した金融負債	396,153	670,126
デリバティブ、ヘッジ会計	(135,633)	(302,175)
その他の負債	-	-
資産からの利息および類似費用	8,540	7,207
	269,060	375,158

注記26 配当金収益

本概念による収益はすべて変動収益ポートフォリオに対応しており、2020年における当該収益は344千ユーロであった（2019年はなし）。

注記27 持分法適用会社の損益

連結損益計算書の本項目に含まれた持分法適用会社利益の合計額は、2020年および2019年においてそれぞれ1,995千ユーロおよび2,266千ユーロに上昇した。別紙 には、株式についての詳細ならびに2020年および2019年12月31日現在の最も関連性の高いデータが含まれている。

注記28 受取手数料および支払手数料

連結損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
受取手数料		
偶発リスク	4,041	2,015
受取可能手数料	294	962
COVID-19の管理手数料	3,166	-
その他の手数料	48,046	39,677
	55,547	55,507
支払手数料		
署名リスク	(96)	(700)
その他の手数料	(6,399)	(6,903)
	(6,495)	(7,603)
手数料純額	49,052	47,904

2020年12月31日現在、手数料収入の「その他の手数料」の項目は、自治体融資基金および地方自治体融資基金の管理手数料に関連する15,000千ユーロ（2019年12月31日現在は25,000千ユーロ）を含む（注記16を参照のこと。）。

注記29 損益を通じて公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益（純額）

構成する項目に基づく連結損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産(注記9)	-	-
償却原価で評価した金融資産、貸付および受取債権(注記10.3)	-	-
償却原価で評価した金融資産、負債性証券(注記10.1)	23	10,365
償却原価で評価した金融負債(注記18.4)	139	-
	162	10,365

2019年において、当グループは、ユーロ残高においてよりバランスのとれた満期構造および金利の更改を実現するため、当グループの事業モデルに基づき（また当該モデルにおいて設定された制限に従い）償却原価で評価した金融資産（公債）を売却した。処分された金融資産の額面価額は368百万ユーロであり、10,365千ユーロの売却益が生じた。

注記30 売買目的保有の金融資産および金融負債による損益（純額）

構成する項目に基づく連結損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
売買目的保有のデリバティブ(注記7)	3,385	591
	3,385	591

IFRS第13号の施行後（2013年1月1日）、当グループはデリバティブ証券の評価につき、相手方のリスクおよび資本信用リスク（CVA-DVA）に対応する調整を組み込まなかった。2020年12月31日現在、本項目において行われた調整（この項目を含む。）は、プラス1,836千ユーロに上った（2019年12月31日現在ではプラス4,030千ユーロ）。

[次へ](#)

注記31 損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産および金融負債による損益（純額）

損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
損益を通じて公正価額で評価した持分証券 (注記8)	-	1,984
	-	1,984

注記32 ヘッジ会計から生じる損益（純額）

損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
デリバティブヘッジ(注記11)	34,030	56,472
	34,030	56,472

本項目は、ヘッジする要素およびヘッジされた要素の公正価額の変動からの利益を含んでいる。

注記33 その他の営業収益および営業費用

連結損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

その他の営業収益	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
不動産開発による収益	506	750
その他(*)	334	1,281
	840	2,031

(*) 主に備品の返品により回収された費用およびBBVAによる資産管理に対して支払われた前払金が含まれている。

その他の営業費用	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
その他	-	(211)
	-	(211)

注記34 人件費

2020年および2019年の連結損益計算書における本項目の構成は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
賃金および給与	16,917	16,208
従業員福利厚生費	4,284	3,746
その他の費用	1,379	1,592
	22,580	21,546

2020年および2019年12月31日現在、当グループの職務別および男女別の従業員数は以下の通りである。

従業員数の分布

	男性		女性	
	2020年	2019年	2020年	2019年
経営陣	14	15	15	14
管理職および技術者	114	113	151	140
事務職員	8	8	47	48
	136	136	213	202

2020年および2019年における当グループの職務別および男女別の従業員数の平均は以下の通りである。

	従業員の平均分布			
	男性		女性	
	2020年	2019年	2020年	2019年
経営陣	14	15	15	14
管理職および技術者	113	105	145	137
事務職員	8	8	47	49
	135	128	207	200

注：第5団体協約（2008年10月24日の官報に掲載された。）の調印以降、一般業務職員は専務職員として分類されている。

2020年において、33%を超える障害を持つ当グループの平均従業員数は3名である（2019年においても同様）。

理事会の報酬およびその他の給付金

IC0は、理事会のメンバーが受領する報酬について、賃金、手当およびその他の報酬として、2020年に137千ユーロおよび2019年に137千ユーロを連結損益計算書（「その他の管理費」の項目）に計上した。これらの報酬は、理事会のメンバーを行政府の上級職と考慮した場合に、適用ある規制法に従って国庫に支払われた。

IC0の代表取締役および同様の役割を遂行している他の者が、2020年および2019年中に受け取った報酬は以下の通りである（単位：千ユーロ）。

2020年:

従業員数	給与および賃金		その他の賃金	合計
	固定	変動		
5	603	82	2	687

2019年:

従業員数	給与および賃金		その他の賃金	合計
	固定	変動		
5	583	65	2	650

2020年および2019年12月31日現在、IC0の理事会役員に付与された貸付金はなかった。2020年12月31日現在、従業員への貸付に関する当グループの内部規制に基づき付与された貸付金は、残存金額13,450千ユーロとなり、平均金利は2.51%（2019年12月31日現在で14,574千ユーロとなり、平均金利は2.51%）であった。

さらに、2020年12月31日現在、理事会の過去または現在の理事は年金または生命保険に関する義務を負っていない。

注記35 その他の管理費

連結損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
建物、設備および資材	862	946
コンピューター	3,738	3,485
通信	2,021	2,157
宣伝および広告	1,433	1,344
金利および租税	1,761	1,604
その他の一般管理費	7,851	7,830
	17,666	17,366

監査費用

年度会計監査は、国家行政介入局（スペイン語表記の頭文字をとって「IGAE」）により行われた。したがって、監査人の役割は（財務・行政省による）一般的介入により担われるため、この概念における監査人に対する報酬は存在しない。

当グループの関連企業であるCERSAおよびCOFIDESに対する、当グループの連結に起因した2020年および2019年の監査費用（つまり、当グループのCERSAにおける所有持分の割合に対する未払費用）につ

いて、マザース監査人S.L.P (Mazars Auditores S.L.P) が請求する金額は、2020年に12千ユーロおよび2019年に 5 千ユーロである。

マザース (2020年および2019年の年次財務書類の監査業務において協力的なサービスを提供するためにIGAEと締結した契約により監査を行った。) グループの企業がIC0に対して行った監査業務に関連するサービスについて請求した金額は、10千ユーロであった。2020年に行った監査業務以外のサービスについて請求した金額 (税抜) は、37.5千ユーロであった (2019年は39.5千ユーロであった。) 。

注記36 公正価額

その市場価額を確実に見積もることができない貸付、受取債権および持分証券を除き、上記の通り、金融資産は貸借対照表において公正価額で計上される。

同様に、取引ポートフォリオに含まれるものを除き、金融負債は貸借対照表において償却原価で計上される。

2020年および2019年12月31日現在の連結貸借対照表の「貸付および受取債権」に基づき計上された資産および「償却原価で評価した金融負債」の項目に基づき計上された負債の一部は、年次金利改訂を伴う変動金利で計上されており、利率の動向の結果としての公正価額は、連結貸借対照表において計上されるものと有意差があるとはいえない。これらの公正価額は、割引フローを使用し公正価額の計算を進める加重平均残存月数および加重平均レートを使用して得たものである。2020年および2019年12月31日現在、当グループの親会社であるIC0の当該項目の資産および負債合計の公正価額は以下の通りである。

	(単位 : 千ユーロ)			
	簿価		公正価額	
	2020年	2019年	2020年	2019年
資産				
償却原価で評価した金融資産	29,343,703	28,469,446	29,871,708	28,697,087
負債				
償却原価で評価した金融負債	27,778,726	25,824,723	27,944,499	26,077,492

2020年および2019年には、貨幣市場および公債市場のインプリシット・カーブを参照した、全分類に関する公正価額が計算された。

注記37 子会社、合併企業および関連企業の運用

合併企業および関連企業に関連する企業の2020年および2019年12月における残高は以下の通りである。

CERSA

- 顧客への預金 (償却原価で評価した金融負債) : 2020年12月31日現在では13,995千ユーロ (2019年12月31日現在も13,995千ユーロ)

別紙

2020年12月31日および2019年12月31日現在の投資

(当グループの親会社としてのIC0の直接所有株式および間接所有株式)

2020年および2019年12月31日現在の関連企業および子会社への投資に関連する情報は以下の通りである。

2020年12月31日現在

所有持分割合（％）					投資の簿価			被投資会社の数値			
所在地	事業内容	直接	間接	合計	総額	減損	純額	資産	資本	損益	
関連企業											
コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・レアフィアンツァミエントS.A. (CERSA)	パセオ・デ・ラ・カステジャーナ・151-マドリッド	SS.GG.RRにより付与された保証事業の保証支援	24.30％	-	24.30％	38,886	-	38,886	490,496	343,199	-
コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A. (COFIDES)	プリンシペ・デ・ベルガラ・132-マドリッド	発展途上国における民間プロジェクトに対するスペイン企業の持分での金融支援	20.31％	-	20.31％	8,466	-	8,466	155,399	149,742	9,826
					47,352	-	47,352				
子会社											
AXIS/パルティシパシオネス・エムプレサリアレス・ソシエダ・ヘストラ・デ・エンティダデス・デ・キャピタル・リエスゴS.A.	ロス・マドラソ・38-マドリッド	金融投資	100.00％	-	100.00％	1,940	-	1,940	19,526	18,518	11,909
					49,292	-	49,292				

2020年12月31日現在の経済情報(未監査)。

2019年12月31日現在

			所有持分割合（％）			投資の簿価			被投資会社の数値		
	所在地	事業内容	直接	間接	合計	総額	減損	純額	資産	資本	損益
関連企業											
コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・レアフィアンツァミエントS.A. (CERSA)	バセオ・デ・ラ・カステジャーナ・151-マドリッド	SS.GG.RRにより付与された保証事業の保証支援	24.26％	-	24.26％	36,461	-	36,461	445,572	307,385	-
コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A. (COFIDES)	プリンシペ・デ・ベルガラ・132-マドリッド	発展途上国における民間プロジェクトに対するスペイン企業の持分での金融支援	20.31％	-	20.31％	8,465	-	8,465	146,198	140,582	1,871
						44,926	-	44,926			
子会社											
AXISパルティシパシオネス・エムプレサリアレス・ソシエダ・ヘストラ・デ・エンティダデス・デ・キャピタル・リエスゴS.A.	ロス・マドラソ・38-マドリッド	金融投資	100.00％	-	100.00％	1,940	-	1,940	12,169	11,609	7,565

46,866 - 46,866

2019年12月31日現在の経済情報（未監査）。

別紙 年次銀行報告書

本年次銀行報告書は、信用機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月26日法律第10号第87条に準じて作成されたものである。当該条項に従い、2016年1月1日より、信用機関は、スペイン中央銀行に対し、監査に係る規制に従い、かかる信用機関が事業所を有する国別に内訳を出した監査済財務書類の別紙として、以下に関する連結ベースの情報を提出し、毎年開示しなければならない。

- a) 名称、事業活動の性質および地理的所在地
- b) 収益
- c) フルタイム当量従業員数
- d) 税引前総損益
- e) 法人税
- f) 受領した公的補助金および援助

2020年および2019年に係る年次銀行報告書の作成に用いられた基準は以下の通りである。

- a) 名称、事業活動の性質および地理的所在地

この情報は当グループの連結財務書類の注記1において記載されている。スペイン開発金融公庫の場合、当グループによって展開された主要な事業活動は、直接融資および仲介信用供与活動であり、同活動の展開は、ICOが国外に事業所も子会社も有していないため、スペインの法域内のみに限定されている。

- b) 収益

本報告書において、収益は、当グループの連結年次財務書類の一部を構成する連結損益計算書において定義および示される、営業利益純額の合計である。

- c) フルタイム当量従業員数

フルタイム当量従業員についてのデータは、当グループの平均従業員数から得られたものである。

- d) 税引前総損益

本報告書において、税引前総損益は、当グループの連結損益計算書において定義および示される税引前損益である。

- e) 法人税

連結損益計算書において、未収の税金は法人税の項目に含まれ、計上されている。

- f) 受領した公的補助金および援助

現行の法律で要求される情報に関し、受領した公的補助金および援助は、国庫補助に関する欧州委員会のガイドラインに基づく援助および補助金をいう。この点について、当グループの企業は、2020年または2019年のいずれにおいても公的な補助金または援助を受けていない。

2020年および2019年における数値の詳細は、以下の通りである（単位：千ユーロ）。

2020年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

地域	収益	平均従業員数	税引前総損益	法人税
スペイン	103,745	342	110,423	(31,331)

2019年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

地域	収益	平均従業員数	税引前総損益	法人税
スペイン	98,274	328	154,213	44,835

2020年12月31日現在、当グループの資産利益率（ROA）（連結純利益を資産合計の平均で除した値。）は、0.29%と見積もられた。

スペイン開発金融公庫

2020年12月31日現在の連結財務書類の作成

現行の法律に従い、頭取は本日付で、上記の添付書類を含めた153ページにおよぶ2020年12月31日に終了した会計年度に関する公庫および子会社の連結財務書類ならびに2020年会計年度に関する連結経営報告書を作成する。

マドリッド、2021年 3 月31日

D . ホセ・カルロス・ガーシア・デ・ケベード・ルイズ
頭取

[次へ](#)

2020年度財務書類

貸借対照表
2020年および2019年12月31日現在
(単位：千ユーロ)

資産	注記	2020年	2019年
現金、中央銀行への預金および要求払預金	6	2,729,384	784,455
売買目的保有の金融資産	7	61,724	69,407
デリバティブ		61,724	69,407
(備忘事項)担保としての貸付または前払		-	-
損益を通じて義務的に公正価額で評価された売買目的保有でない金融資産	8	-	-
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産	9	1,618,994	1,826,137
持分証券		905,636	827,551
負債性証券		713,358	998,586
貸付金		-	-
(備忘事項)担保としての貸付または前払		-	-
償却原価で評価した金融資産	10	29,343,703	28,469,446
負債性証券		7,347,498	7,843,423
貸付金		21,996,205	20,626,023
信用機関		10,562,681	10,215,054
顧客		11,433,524	10,410,969
(備忘事項)担保としての貸付または前払		-	-

貸借対照表
2020年および2019年12月31日現在
(単位：千ユーロ)

資産	注記	2020年	2019年
デリバティブヘッジ	11	285,325	393,353
子会社、合併企業および関連企業への投資	12	49,292	46,866
子会社		1,940	1,940
合併企業		-	-
関連企業		47,352	44,926
有形固定資産	13	85,385	86,966
有形固定資産			
自己使用目的		85,385	86,966
(備忘事項)ファイナンスリースによる取得		-	-

無形資産	14	6,865	6,873
その他の無形資産		6,865	6,873
税金資産	15	180,413	103,608
当期		32,290	8,557
繰延		148,123	95,051
その他の資産	16	24,990	35,714
売却目的保有の非流動資産および可処分要素グループ	17	-	-
資産合計		34,386,075	31,822,825

貸借対照表
2020年および2019年12月31日現在
(単位：千ユーロ)

負債	注記	2020年	2019年
売買目的保有の金融負債	7	60,824	69,313
デリバティブ		60,824	69,313
損益を通じて公正価額で評価した金融負債		-	-
償却原価で評価した金融負債	18	27,778,726	25,824,723
預金		12,185,596	9,688,347
中央銀行における預金		3,155,040	499,902
信用機関		7,616,532	8,489,132
顧客		1,414,024	699,313
市場性を有する負債性証券		15,294,101	15,734,424
その他の金融負債		299,029	401,952
(備忘事項)劣後債務		-	-
デリバティブヘッジ	11	600,770	240,245
引当金	19	686,745	303,540
年金および年金類似債務		656	579
税金およびその他の法的臨時費の引当金		-	-
不確定エクスポージャーおよび不確定約定額の引当金		27,855	7,778
その他の引当金		658,234	295,183
税金負債	15	50,301	33,948
当期		1,098	1,005
繰延		49,203	32,943
その他の負債	16	6,334	7,277
負債合計		29,183,700	26,479,046

貸借対照表
2020年および2019年12月31日現在
(単位：千ユーロ)

資本	注記	2020年	2019年
自己資本	20	5,327,690	5,364,272
資本金または寄付金		4,314,204	4,314,033
累積準備金		-	-
再評価準備金		19,948	20,858
その他の準備金		923,350	922,440
当期損益		70,188	106,941
配当金および分配金控除		-	-
その他の累積包括利益	21	(125,315)	(20,493)
損益として再分類不可能な要素		72,925	36,916
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した公正価額持 分証券の変動		72,925	36,916
損益として再分類可能な要素		(198,240)	(57,409)
キャッシュフロー・ヘッジ		(202,947)	(60,186)
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した公正価額負 債性証券の変動		4,707	2,777
資本合計		5,202,375	5,343,779
資本および負債合計		34,386,075	31,822,825
備忘事項			
付与された保証	22	414,937	449,279
付与された不確定約定額	22	4,587,753	3,531,853

損益計算書

2020年および2019年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

	注記	2020年	2019年
利息および類似収益	24	290,841	347,095
利息および類似費用	25	(269,060)	(375,158)
利息収益純額		21,781	(28,063)
配当金収益	26	5,344	7,394
受取手数料	27	37,046	42,654
支払手数料	27	(6,495)	(7,603)
金融業務による損益(純額)		37,577	69,412
損益を通じて公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益(純額)	28	162	10,365
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産		-	-
償却原価で評価した金融資産		23	10,365
償却原価で評価した金融負債		139	-
売買目的保有の金融資産および金融負債による損益(純額)	29	3,385	591
損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産による損益(純額)	30	-	1,984
ヘッジ会計から生じる損益(純額)	31	34,030	56,472
為替差損益(純額)	2.4	(7,852)	4,928
その他の営業収益	32	817	2,020
その他の営業費用	32	-	(211)
売上総利益		88,218	90,531
管理費		(37,604)	(36,139)
人件費	33	(21,225)	(20,202)
その他の管理費	34	(16,379)	(15,937)
減価償却費		(4,413)	(3,906)
有形固定資産	13	(1,965)	(2,012)
無形資産	14	(2,448)	(1,894)
引当金経費または引当金の戻入	19	72,850	(5,904)

損益計算書

2020年および2019年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

	注記	2020年	2019年
損益を通じて公正価額で評価されない金融資産の減損または減損の戻入		(22,162)	102,077
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産	9	790	(5,700)
償却原価で評価した金融資産	10	(22,952)	107,777
非金融資産の減損または減損の戻入		(96)	(316)
営業権およびその他の無形資産	14	-	-
その他の資産	13、17	(96)	(316)
廃止事業に分類されない売却目的保有として分類される要素の売却目的保有のグループおよび非流動資産に係る損益	17	755	2,910
継続事業税引前損益		97,548	149,253
継続事業法人税費用(収益)	23	(27,360)	(42,312)
継続事業税引後損益		70,188	106,941
廃止事業税引後損益		-	-
当期損益		70,188	106,941

資本変動表

Ⅰ. 認識損益計算書

2020年および2019年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

	注記	2020年	2019年
当期損益		70,188	106,941
その他の包括利益		(104,822)	36,689
損益計算書に再分類されない要素		36,009	30,547
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した公正価額持分証券の変動	21	51,441	43,638
ヘッジ会計損益			
損益に再分類されない要素の法人税		(15,432)	(13,091)
損益に再分類可能な要素		(140,831)	6,142
キャッシュフロー・ヘッジ、有効部分	21	(203,944)	18,927
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した負債性証券	21	2,757	(10,153)
損益に再分類可能な要素の法人税		60,356	(2,632)
認識損益合計(包括損益)		(34,634)	143,630

[次へ](#)

資本変動表

・ 資本変動総額表

2020年および2019年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

2020年12月31日現在

	自己資本							その他の 累積包 括利益	資本 合計
	資本金 / 寄付金	資本 剰余金	準備金	その他の持 分証券	自己株式 控除	当期損益	配当金 および 分配金控除	自己資本 合計	
2019年12月31日付期末残高	4,314,033	-	943,298	-	-	106,941	-	5,364,272	(20,493) 5,343,779
認識損益合計	-	-	-	-	-	70,188		70,188	(104,822) (34,634)
その他の資本変動：									
資本金 / 寄付金の増加	171	-						171	171
資本項目間移転						(106,941)	25,000	(81,941)	(81,941)
その他の資本増減							(25,000)	(25,000)	(25,000)
その他の資本総変動合計	171	-				(106,941)		(106,770)	(106,770)
2020年12月31日付期末残高	4,314,204	-	943,298	-	-	70,188	-	5,327,690	(125,315) 5,202,375

2019年12月31日現在

	自己資本							その他の 累積包 括利益	資本 合計
	資本金 / 寄付金	資本 剰余金	準備金	その他の 持分証券	自己株式 控除	当期損益	配当金 および 分配金控除	自己資本 合計	
2018年12月31日付期末残高	4,313,744	-	931,940	-	-	73,210	-	5,318,894	(57,182) 5,261,712
認識損益合計	-	-	-	-	-	106,941	-	106,941	36,689 143,630
その他の資本変動：									
資本金 / 寄付金の増加	289							289	289
資本項目間移転			26,147			(73,210)	47,063	-	-
その他の資本増減			(14,789)				(47,063)	(61,852)	(61,852)
その他の資本総変動合計	289		11,358			(73,210)		(61,563)	(61,563)
2019年12月31日付期末残高	4,314,033	-	943,298	-	-	106,941	-	5,364,272	(20,493) 5,343,779

[次へ](#)

キャッシュフロー計算書

2020年および2019年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

	注記	2020年	2019年
A. 営業活動からのキャッシュフロー		1,970,595	(835,561)
1. 当期損益		70,188	106,941
2. 営業上のキャッシュフローを得るための調整額		(27,668)	(70,367)
減価償却費		4,413	3,906
その他の調整額		(32,081)	(74,273)
3. 営業資産純増減額		(699,776)	3,629,590
取引ポートフォリオ		7,683	39,747
損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産		-	21,580
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産		207,143	(154,843)
償却原価で評価した金融資産		(874,256)	3,634,401
その他の営業資産		(40,346)	88,705
4. 営業負債純増減額		2,688,303	(4,509,194)
取引ポートフォリオ		(8,488)	(35,573)
損益を通じて公正価額で評価したその他の金融負債		-	-
償却原価で評価した金融負債		1,954,003	(4,482,481)
その他の営業負債		742,788	8,860
5. 法人税の回収および支払		(60,452)	7,469
B. 投資活動からのキャッシュフロー		(837)	(2,695)
6. 支払		(2,426)	(2,697)
有形固定資産	13	-	(879)
無形資産	14	-	(1,818)
株式	12	(2,426)	-
売却目的保有の非流動資産および負債	17	-	-
償却原価で評価した負債性証券		-	-
投資活動に関連するその他の支払		-	-

キャッシュフロー計算書

2020年および2019年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

	注記	2020年	2019年
7. 回収		1,589	2
有形固定資産	13	1,581	-
無形資産	14	8	-
株式	12	-	2
売却目的保有の非流動資産および負債	17	-	-
償却原価で評価した負債性証券		-	-
投資活動に関連するその他の回収		-	-
C. 金融活動からのキャッシュフロー		(24,829)	(46,774)
8. 支払		(25,000)	(47,063)
配当金		(25,000)	(47,063)
劣後債務		-	-
自己持分証券の償還		-	-
自己持分証券の取得		-	-
金融活動に関連するその他の支払		-	-
9. 回収		171	289
劣後債務		-	-
自己持分証券の発行		-	-
自己持分証券の処分		-	-
金融活動に関連するその他の回収	20	171	289
D. 為替レート変動影響額		-	-
E. 現金および現金同等物の純増減額		1,944,929	(885,030)
F. 現金および現金同等物の期首残高		784,455	1,669,485
G. 現金および現金同等物の期末残高		2,729,384	784,455
備忘事項			
当期末における現金および同等物部分			
現金	6	9	12
現金同等物の中央銀行等への残高	6	2,704,007	709,633
その他の金融残高	6	25,368	74,810
払戻し可能な当座借越し控除		-	-

2020年12月31日に終了した年度
の財務書類の注記

注記 1 概要、財務書類の作成方針およびその他の情報

1.1 IC0の概要

スペイン開発金融公庫（「IC0」）は政府金融機関の組織および管理に関する1971年6月19日法律第13号により設立され、予算、租税および財政に係る緊急措置に関する1995年12月28日勅令第12号が公表されるまで、1988年一般国家予算に関する1987年12月30日法律第33号第127条および1971年法律第13号の廃止されなかった一部の条項により規制された。

IC0は、マドリッドのパセオ・デル・ブラド4に所在し、すべての活動を同地で行い、スペイン国内にその他の支店網を有していない。

IC0は公共部門法体制に関する2015年10月1日法律第40号第103条に定める形態の公共事業体であり、経済・企業支援担当大臣を通じて経済・デジタル変革省に属する。IC0は法に基づく金融機関であり、国家の財務代理人と考えられており、目的達成のための経営の独立性に加えて、法人格、資産および財源を有している。

経済・企業支援担当大臣はIC0の戦略的経営、ならびにIC0の事業活動による業績の評価および管理について責任を負う。

IC0は、公共部門法体制に関する2015年10月1日法律第40号の条項、予算、租税および財政に係る緊急措置に関する1995年12月28日勅令第12号追加条項第6条、一般予算法に係る2003年11月26日法律第47号の適用条項、1997年4月14日法律第6号へのIC0の適合に関して1999年4月30日勅令第706号により承認されたIC0の定款およびかかる定款の承認（1999年5月13日政府官報第114号）、また上記の法規によって規定されていないその他の事項については、金融機関に適用される特別の法規ならびに民法、商法および労働法に服している。

企業統治業務の改善策を導入するため、スペイン開発金融公庫（IC0）の定款に係るいくつかの条文を修正する2015年12月18日勅令第1149号が2015年末に、内閣によって承認された。同年10月に公共部門法体制に関する法律が、これに基づき成立し、かかる法律により初めて国家財務当局に4名の社外取締役が選出された。また、評判、経歴および不適合性等の対象の選出基準が設定され、任期は3年間有効で、1回のみ追加で3年間更新することができることとされた。IC0において財政問題が生じた場合、社外取締役はそれぞれ2票投票することができ、よって理事会（理事会は、理事長と10名の理事（以前は9名）で構成される。）においては社外取締役が多数派となる。さらに、すべての理事の任命および解任は経済・デジタル変革大臣の提案の下、内閣に委ねられることが決定された。

内閣によって承認された勅令は、これらの調整を発展させる。社外取締役として選任されるための要件には、商業的かつ専門的な高い社会的評価、適切な知識および経験を有すること、潜在的、永続的な利益相反がないこと、また、自営または雇用された立場において、IC0と競合になりうる活動を展開しないことが含まれる。さらに、信用機関、金融信用機関、投資機関、集団投資スキームおよびリスク・キャピタル企業またはこれらの子会社ならびにこれらが所属するグループに関連のない者であることが要件となっている。

理事会の理事は、常にIC0の利益のために行動しなくてはならず、またその業務を行う上で得た情報、データ、レポートおよび機密のバックグラウンドを、かかる業務が終了した後も外部に漏らしてはならない。経済・デジタル変革大臣により辞職が承認された場合、社外役員の任期が終了した場合、また、公共部門からの理事に関しては解約された場合は、解任されることがある。守秘義務の重大な違反または利益相反等の場合と同様に、社外取締役の適性が予期せず欠如している場合には、解任されることがある。

ICOの目的は国富の増大および分配の増進に寄与する経済活動、とりわけ社会、文化、技術革新および環境の面から奨励に値する活動を支援、促進することである。

かかる目的を達成するために、ICOは財政の均衡原則および手段と目的の一致を厳格に遵守する。

またICOの職務は以下の通り定められている。

- a) 内閣または政府経済問題委員会の指図に従い、深刻な経済危機、自然災害またはこれに類似の状況により生じる経済に対する影響を緩和するように貢献すること。
- b) ICOの理事会により採択された規則および決定に従い、内閣、政府経済問題委員会または経済・デジタル変革省の定める基本的な方針を遵守して、経済政策の諸措置を実施する主たる機関として行為すること。

かかる目的および職務の中に含まれる業務の種類は、以下の通りである。

1. 持続可能な成長、雇用創出および富の配分を促進するという目的の下、ICOが適切な事業プロジェクトへの資金供与、企業の成長、長期的な投資および世界的な事業展開の促進に対して幅広い商品を通じて貢献する方法である直接的な貸付業務および仲介業務。
2. 相互金利調整契約（スペイン語表記の頭文字をとって「CARI」）。かかる輸出援助システムは、当該システムを利用するスペインまたは外国の金融機関のために良好な財務実績を保証する。ICOは仲介機関としてのみ行為し、各年度の一般国家予算法で許容されている通り管理費用は国家が負担する。

関与した各銀行との金利調整純額は、各調整額が、受取残または支払残のいずれであるかにより、国家が支払うか、またはICOを通じて支払われるかで、通常は相殺される。

3. 開発プロモーション基金（スペイン語表記の頭文字をとって「FONPRODE」）。かかる基金は2010年に2010年法律第36号の下で設立された。その目的は国家から国家への補助金という形で発展途上国の開発プロジェクトおよび開発計画に資金供給することである。ICOはかかる取引に関して、スペイン政府の代理人として行為している。かかる取引はICOの他の事業から分離して、ICOが保有する独立の勘定で契約、管理および計算が行われている。各年度の一般国家予算に従い、ICOに対して管理費用が補填される。2010年12月現在、この特定の基金は、1998年以降FONPRODEに統合されるまで、同じくICOによって管理されている小口融資を供与するための基金を取得した。
4. 法人国際化基金（スペイン語表記の頭文字をとって「FIEM」）。かかる基金は2010年に2010年法律第11号の下で設立された。その活動は、利権または市場条件の下、スペインの財貨およびサービスの取得ならびにスペインの投資プロジェクトの遂行または国益の取得および遂行に結びつくプロジェクトに対して、返済可能な資金供給を行うことである。ICOはかかる取引に関して、スペイン政府の代理人として行為している。かかる取引はICOの他の事業から分離して、ICOが保有する独立の勘定で契約、管理および計算が行われている。各年度の一般国家予算に従い、ICOに対して管理費用が補填される。
5. 水道および公衆衛生協力基金。当該基金は、2008年度一般国家予算に関する2007年12月26日法律第51号追加条項第61条に基づき設立された。その目的は、中南米諸国の国家機関との金融取り決めの下、とりわけスペインとの協力を重視し、水道および公衆衛生プロジェクトに対して資金を提供することである。
6. 2014年12月26日勅令法第17号により、地方団体向け融資ファンドが設立され、かかるファンドは自治体や地方団体またはその他の経済媒体の資金需要に注力し、それら団体に付属する当局の経済的持続性を保証するものである。当ファンドの自己資本は供給者支払のための融資基金（2012年勅令第4号および2012年勅令第7号により成立）の清算（2015年1月1日付で、その完全なる権利および義務の下施行される。）により供給されたものである。ICOは、取引業者の役割を担っている

が、これらの業務はその会計帳簿には記録されていない。この業務により、IC0には関連する取引手数料が生じている。

7. 2014年12月26日勅令第17号により、自治体向け融資ファンドが設立され、かかるファンドは自治体や地方団体またはその他の経済媒体の資金需要に注力し、それら団体に付属する当局の経済的持続性を確保するものである。当ファンドの自己資本は2012年勅令第21号により設立された自治区流動性基金の清算（2015年1月1日付で、その完全なる権利および義務の下施行される。）により供給されたものである。さらに、自治体に関しては、供給者への支払に関する融資メカニズムの自己資本部分に含まれている。IC0は、取引業者の役割を担っているが、これらの業務はその会計帳簿には記録されていない。この業務により、IC0には取引手数料が生じている。
8. 2020年3月17日勅令第8号、2020年7月3日勅令第25号、2020年3月31日勅令第11号および2020年11月17日勅令第34号により設定され、また規制されたIC0のCOVID-19に係る保証枠。かかる規程は、雇用の維持を容易にし、COVID-19を要因とする医療危機が及ぼす経済的な影響を緩和することを目的に、上限金額を140,000百万ユーロとする複数の国の保証枠の設定を承認するものであり、対応する内閣による合意を通じて策定された。保証は、事業者および雇用者による貸付および流動性へのアクセスを容易にするため（流動性保証枠）、また新たな投資により発生した資金ニーズに対応するため（投資保証枠）、金融機関から供与された融資に対して付与される。保証の期限は、8年間で上限とされる。また、保証枠は、家族の主要な住宅のリースの支払のため、国家が保証し、補助する流動性ローンの手法により、借主をも想定している（上限金額は、1,200百万ユーロ）。当該取り組みにおいて、IC0は、国家を代理して運営および管理機能を担っており、これによりIC0には該当する手数料が生じ、かかる手数料は損益計算書において収益として計上される。

IC0の勘定に計上される直接的な貸付業務および仲介業務以外の業務は、IC0が政府金融機関として行う公的基金の管理運営業務である。そのため、かかる業務は、それぞれに適用される規制に従って、IC0の勘定には含まれない。

1.2 年次財務書類の作成方針

2020年12月31日に終了した年度のIC0の年次財務書類は、信用機関の公開および機密の金融報告基準およびフォーマットに関する、2017年11月27日スペイン中央銀行通達第4号（「2017年通達第4号」）（その後の改正を含む。）の条項に従って作成されている。かかる通達は、国際会計基準に関する欧州議会および理事会による7月19日の2002年EC規則第1606号に基づき、スペインの信用機関に、欧州連合に採用された国際財務報告基準（「IFRS-EU」）を実施し、適用させるものである。その他の一般的なスペインの事業および会計基準ならびにその他の該当するスペイン銀行の通達および基準もまた、これらの年次財務書類の作成に使用されている（適切な場合には、年次財務書類に対するこれらの注記における基準において必要とされる開示を含む。）。

IC0の2020年12月31日に終了した年度の年次財務書類は、すべての会計原則および基準ならびに、2020年12月31日におけるIC0の資本および財政状態、ならびに前述の適用ある財政状態報告枠組みおよび特にそのうちの会計原則および基準に従い、その後に終了した会計年度における運営およびキャッシュフローの結果について、すべての重要な点において、真実かつ公正な見解を与えるために適用される必須の測定基準に従い、作成された。

これらの年次財務書類に記載される2019年の情報は、2020年に関連する情報との比較のみを目的として表示されており、したがって、IC0の2019年年次財務書類を構成するものではない。

2020年12月31日に終了した年度におけるIC0の年次財務書類の作成に適用された主要な会計方針および測定基準は注記2に要約されている。

2020年1月1日から12月31日の間の期間に発生した主な規制変更

2020年6月11日通達第2号(2017年スペイン中央銀行通達(Circular Banco de España)(CBE)第4号の修正)

当該基準は、支払能力に関連して規制当局へ報告される一連の書面を更新するものである。IC0は、新しい報告書にて適切に詳細な説明できるよう自らのシステムを適合させた。

2020年6月11日通達第3号(2017年CBE第4号の修正)

当該基準は、例外的な医療危機の状況という枠組みにおいて、再編された事業、リファイナンスされた事業またはリファイナンス中の事業に関連して、2017年CBE第4号付属書第IX号を修正するものである。IC0は、効力発生以降、当該基準を適用している。

IC0が経済・デジタル変革省を代理して運営するCOVID-19に係る保証枠について規制する2020年3月17日勅令第8号、2020年7月3日勅令第25号、2020年3月31日勅令第11号および2020年11月17日勅令第34号

当該基準は、現在の世界的な医療危機において、また様々なCOVID-19に係る保証枠(スペインの金融機関が付与した流動性および投資業務に係るもの)の運営者および管理者であるIC0に対して適用される規制を策定する。

IC0の政府金融機関としてのその他の責務と同様に、国家を代理して当該公的基金を運営している。そのため、発生したキャッシュフロー(金融機関からの定期的な保証手数料の徴収、および適切な場合において、対応する規定済みの条件に基づいて行われる業務の不履行に関連した金融機関への支払)、ならびに運営および管理サービスを通じてIC0に発生した手数料の登録を除き、当該業務はIC0の勘定に組み込まれていない。

当該業務は、行政、金融機関ならびに民間企業および雇用主の間の前例のない官民協力モデルを示唆するものであり、期間が5年から8年、全体で140,000百万ユーロ超の金額の保証の提供を可能にした。

特に、2020年勅令第34号は、保証の申請期間を(2021年6月1日まで)延長し、まだ付与されていない保証の期間の上限を(最長8年間に)延長し、2020年3月17日勅令第8号および2020年7月3日勅令第25号に基づき国家が保証した、2020年11月18日より前に正式に決定された業務に係る満期および猶予期間の延長の可能性について策定する。

IC0の2020年の年次財務書類は、2021年3月31日付で理事長により作成され、IC0の理事会による承認を待っている。本年次財務書類の単位は、別段の記載のない限り、千ユーロである。

1.3 情報および見積りに対する責任

2020年12月31日に終了した年度の年次財務書類およびそれらの年次財務書類に関する注記に記載される情報の作成責任は理事長にある。これらの年次財務書類の作成中に、かかる財務書類に含まれる特定の資産、負債、収益、支出および約定額の数値化にIC0による見積りが使われている。これらの見積りは概ね以下の通りである。

- 特定の資産の減損(注記2.7)
- 退職給付金に関する負債および約定額ならびにその他の従業員に対する長期約定額の保険数理上の計算基礎(注記2.10.2)
- 固定資産および無形資産の耐用年数(注記2.12および2.13)
- 偶発リスクから生じる将来の債務に関する損失(注記2.14)

- 一部の簿外資産の公正価額（注記2.2.3）
- 繰越税金資産の回収（注記2.11）

これらの見積りは、分析された事実に関連して、2020年12月31日現在で入手可能な最良の情報に基づいているが、当該年度の損益計算書における見積りの変動の影響を認識するために、今後数年のうちに、将来の何らかの出来事により、予め見積りの（上方または下方の）大幅な修正がなされる可能性がある。

1.4 旧アルヘンタリアからの資産および負債の譲受

今は存在しない会社であるが、アルヘンタリア、カハ・ポスタルおよびバンコ・イポテカリオ・エセ・アーは、コルポラシオン・バンカリア・デ・エスパーニャ・エセ・アー、バンコ・エクステリアー・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BEX）、カハ・ポスタル・エセ・アーおよびバンコ・イポテカリオ・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BHE）の合併の結果、1998年9月30日付の合併証書で正式に設立された。バンコ・デ・クレディト・アグリコラ・エセ・アー（BCA）はカハ・ポスタル・エセ・アーにより吸収されており、バンコ・デ・クレディト・ロカル・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BCL）もまた前記の法人（アルヘンタリア）に所属し法人格を維持している。

1993年2月15日のACMの規定に従い、IC0は、1992年12月31日、スペイン政府またはIC0が保証している経済政策業務から生じるBCL、BHE、BCAおよびBEXの資産および負債を取得し、とりわけ転換期にある企業（転換および産業再編改革法の適用を受けている。）に対する信用供与および保証を取得した。また、洪水の犠牲者に対する特別融資に加え、かかる事業体が上場株式会社になる前に供与した貸付、ならびにその他の資産、権利および企業持分も取得した。

また、1993年3月25日に、譲渡された資産および負債に関する管理契約が関係銀行との間で調印された。同契約は、現行の銀行法に従う管理および正確な会計について定める。

2019年1月、譲渡された資産および負債のマネジメントならびに管理および簿記をIC0は引き受けた。2020年12月31日現在、純資産の残高は29千ユーロであり、また当該年度において創出された利益は、161千ユーロ（2019年12月31日現在、純資産は57千ユーロであり利益は154千ユーロであった。）であった。

1.5 連結年次財務書類の表示

さらに、IC0が直接管理している業務について、IC0は、様々な活動を行いIC0とともにIC0グループ全体を構成する、従属的企業から構成されるグループのリーダーである。結果として、IC0は、その年次財務書類とは別に、合併企業および関連会社の保有に関する現行の法律に従って、IC0グループの連結財務書類を作成している。

スペイン商法第42条に従い、IC0は本年次財務書類と同日付で連結年次財務書類を作成した。2020年および2019年12月31日現在の貸借対照表、損益計算書、資本変動総額表および認識損益計算書の連結の結果は、以下の通りである。

(単位:千ユーロ)

	2020年		2019年	
	単体	連結	単体	連結
資産	34,386,075	34,406,884	31,822,825	31,841,654
資本	5,202,375	5,240,946	5,343,779	5,373,581
当期損益	70,188	79,092	106,941	109,378
資本に係る認識損益合計	(34,634)	(25,730)	143,630	146,067
現金または現金同等物の純増減額	1,944,929	1,945,026	(885,030)	(884,882)

[次へ](#)

1.6 環境影響および温室効果ガス排出権

IC0の国際取引は、環境保護に関する法律に従っている。IC0は、IC0がこれらの法律に実質的に準拠しており、その準拠を確保および奨励するよう設計された手続きを維持していると考えている。

また、IC0は、適切な環境保護・改善措置を実施しており、環境影響を可能な限り最小化するため、これについての規則を遵守していると考えている。2020年および2019年、IC0は重大な環境投資を実施しておらず、環境リスクおよび費用のための引当金を計上する必要はないと考えている。また、IC0は、環境保護・改善に関連する重大な偶発事象が存在するとは考えておらず、温室効果ガス排出権を有していない。

1.7 最低資本

1.7.1 最低自己資本比率

スペイン中央銀行は2008年5月22日に、最低自己資本の識別および管理に関して、2008年通達第3号を發布した。前記通達は、投資比率、自己資本および情報についての金融仲介機関の義務、ならびに他の金融システムに関する2007年11月16日法律第36号（1985年5月25日法律第13号を改正）により發布された自己資本および連結ベースでの信用機関の監督に関する法制度等（信用機関自己資本に関する2008年2月15日勅令第216号を含む。）について、金融機関業界における最終的な展開を示している。前記通達はまた、スペインの金融機関の法制度に、金融機関の事業に関する欧州議会および理事会による2006年6月14日の2006年EC指令第48号（改正後）、ならびに投資サービス会社および金融機関の自己資本比率に関する欧州議会および理事会による2006年6月14日の2006年EC指令第49号（改正後）を適合させる過程を完了させるものでもあった。かかる二つの指令は、バーゼル銀行監督委員会により採択された同様の規制（バーゼルとして知られている。）を受けて、金融機関および金融機関の連結グループが満たすべき最低資本要件について大幅に改正された。

従前の銀行業の健全性規制に関する法令（1985年5月25日法律第13号および2008年スペイン中央銀行通達第3号）に替わり、2014年1月1日より、金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月26日法律第10号が施行された。これまで欧州連合は、その法制度として2010年12月現在バーゼルに移行しており、2012年EU規則第648号を修正する金融機関および投資サービス会社の健全性要件に関する欧州議会および理事会による2013年6月26日EU規則第575号、ならびに2002年EC指令第87号を修正する金融機関の活動ならびに金融機関および投資サービス会社の健全性監督に関する欧州議会および理事会による2013年6月26日EU指令第36号を採用し、また欧州連合の監督および信用機関の支払能力の基準にスペインの法律を適合させるための緊急措置として、2013年11月29日勅令第14号にIC0のシステムを置き換えることで、2006年EC指令第48号および2006年EC指令第49号を廃止した。

2014年6月26日法律第10号の主な目的は、2013年6月26日EU規則第575号（CRR）の規定を直接的に組み込み、正式に2013年6月26日EU指令第36号（CRD）に移行することで、国際舞台および欧州連合に課せられている規制変更に対応してスペインの法律を適合させることである。当該コミュニティ規制は、監督体制、資本要件および罰則等の側面が大々的に修正されてきたことにより、金融機関に適用される規則の実質的な変更をもたらした。

CRRおよびCRDは、欧州連合における資本要件を規制し、以下に記載するバーゼルの資本規制の枠組みまたは協定に定められた提案を含む。

- 加盟国に直接適用されるCRRは、金融機関の健全性要件を含み、とりわけ以下の事項を扱っている。
- ハイブリッド商品が満たさなければならない要件を設定し、少数株主持分の適格性を制限する、適格自己資本の要素の定義。
- 各資本区分における調整項目および控除項目の定義。この点において、規則はバーゼルに新たな控除項目（繰延税金資産、年金基金）を組み入れ、既存の控除項目の変更を導入する。一方で、規則はその完全な実施までに、5年から10年の段階的な予定を設定している。
- 自己資本の三つの水準（普通株式等Tier 1比率4.5%、Tier 1比率6%および最低資本合計比率8%）を定める最低要件の設定（第一の柱）。
- 信用機関がレバレッジ比率（Tier 1をリスクに対して未調整の総エクスポージャーで除した値として定義される。）を算定するための要件。開示要件は、2016年以降に適用され、最終的な定義は監督者により2017年に設定された。
- 加盟国が、それぞれの基準に従って、国内法令に組み込まなければならないICRDの意図および主たる目的は、金融機関および投資会社の活動の透明性ならびにその統治および監督の枠組みについ

て国内法令を調整することである。CRDは、とりわけ、CRRで設定された資本要件に加えて、2019年までに段階的に導入される資本要件を含んでいる。以下に従わないことは、利益の任意分配に対する制限を伴う。

- バーゼル の規制の枠組みを拡大する、金融規則の景気循環増幅効果を軽減するための資本保全バッファおよび反循環的な資本バッファ。すべての信用機関は、普通株式等Tier 1 に上乗せする2.5%の資本保全バッファおよび普通株式等Tier 1 に上乗せする、機関特有の反循環的な資本バッファを維持しなければならない。
- グローバルなシステム上重要な機関およびその他のシステム上重要な機関が、システミックリスクまたはマクロ健全性リスク（すなわち、特定の加盟国における金融システムおよび実体経済に深刻な悪影響を与えうる、金融システムの混乱リスク）を軽減するためのシステミックリスクバッファ。
- さらに、CRDは、監督責任の範囲内で、所轄官庁が、CRRに記載の最低要件（第二の柱）を上回る自己資本額の維持を金融機関に要求することが可能であると規定している。

金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月26日法律第10号の追加条項第8条によると、規則により規定されていない限り、スペイン開発金融公庫は、当該法律の第 編（金融機関の支払能力）、第 編（監督）および第 編（法的罰則）ならびに情報の守秘義務に関する規定を適用する。

2015年から、スペイン中央銀行の2014年通達第2号に従い、この基準において設定された資本バッファが適用される。今日まで、今年度の銀行監督者によって特定の反循環的な資本バッファの金額は設定されていない。ICOは、グローバルなシステム上重要な事業体（スペイン語表記の頭文字をとって「EISM」）ではなく、またシステム上重要な事業体（スペイン語表記の頭文字をとって「EIS」）としてみなされることもない。

2019年、信用機関の支払能力に関する2013年EU規則第575号（CRR）を修正する、2019年5月20日EU規則第876号が承認された。当該基準は、一般的に、2021年6月28日から効力が発生するが、一定の規定（適用範囲、監督権限、定義、資本および許容負債ならびにレバレッジ比率の定義）については、2019年6月27日付けで効力が発生した。これらの規定によるICOへの影響はなかった。

2020年、COVID-19パンデミックの発生に応じて行われた一定の適応（その他の措置の中でも、支払能力・新規かつ一時的に慎重な選別手段を設定すること・一定のエクスポージャーに対する新たな取扱いの促進を目的とした、IFRS第9号が引当金にもたらす影響に関する暫定的な規定の延長、および中小企業およびインフラに対する支援要素の適用を含む。）に関する2013年EU規則第575号および2019年EU規則第876号を修正する、2020年6月24日EU規則第873号が承認された。当該基準の規定によるICOへの影響はほとんどなかった。

2020年および2019年12月31日現在のICOグループの算出可能な資本は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
普通株式等Tier 1 (*)	5,024,167	5,067,939
- 資本金	4,314,204	4,314,033
- 準備金および調整項目(**)	709,963	753,906
Tier 2	-	-
- その他の準備金(**)	-	-
- 一般支払不能リスクヘッジ	-	-

算出可能資本合計	5,024,167	5,067,939
----------	-----------	-----------

最低資本合計(***)	2,153,568	2,139,560
-------------	-----------	-----------

(*) 当グループは追加のTier 1 を有していない。

(**) 当グループの算出可能資本の計算に用いる合計準備金は、資本の計算において、無形資産の修正および準備金の修正が行われているため、連結貸借対照表の額とは異なる。

(***) 2020年に当グループについてスペイン銀行により設定された、リスク加重資産（RWA）の15.95%（2019年は17.34%）として計算している。

2020年および2019年12月31日現在の当グループの最低資本の最重要データは、以下の通りである（単位：千ユーロ）。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
Tier 1	5,024,167	5,067,939
リスク加重資産	13,501,994	12,338,868
Tier 1 比率(%)	37.21%	41.07%
算出可能資本合計	5,024,167	5,067,939
算出可能資本合計比率(%)	37.21%	41.07%
最低算出可能資本比率(%)(*)	15.95%	17.34%

(*) ICGグループの自己資本についてスペイン銀行により設定された2020年1月1日以降の最低資本比率の合計は、2013年EU規則第575号により設定された要件（8%）、ならびに集中リスクおよび事業リスクならびに資本に関する自己評価報告書に記載されるその他のリスクをカバーするための追加の必要資本（5.45%）ならびに資本バッファ（2019年1月1日以降2.5%）を考慮すると、15.95%である。

2020年および2019年12月31日現在、当グループの算出可能資本は、組織に要求されている最低要件をそれぞれ2,870,599千ユーロおよび2,928,379千ユーロ上回っている。

1.7.2 最低支払準備率

IC0は最低支払準備率を満たすために、ユーロ圏の国の中央銀行に預けられている資金の最低レベルを維持しなくてはならない。2020年12月31日現在、このレベルは算出可能な負債の2%であった。2011年11月24日に2011年EU規則第1358号が発効し、追加的な算出可能な負債（2年超の通知期間を条件として引出可能な2年超の定期預金、現先取引による販売および2年超の満期を持つ株式以外の証券）について1%が要求される。この修正は2012年1月18日に開始した積立期間の後に適用された。

2020年および2019年12月現在、ならびに2020年および2019年中、IC0は適用あるスペインの規制に基づく最低比率を遵守した。

1.7.3 資本管理

IC0は、支払能力に関し適用される法制度（2013年EU規則第575号）に規制される算出可能なTier 1およびTier 2の管理を目的として、資本を検討している。

この意味において、常にスペイン銀行により企業について設定された下限を上回る支払能力比率を維持するための資本管理システムに、資本要件規制は直接的に盛り込まれている。この目標は、適切な資本計画によって達成されている。

1.8 後発事象

上記2006年法律第42号で修正された租税、行政および社会保障措置に関する2001年12月27日法律第24号追加条項に従い、旧金融公庫とIC0が付与した一定の与信および保証枠に基づき中央政府がIC0から借入れた債務の返済によって回収される金額は、IC0の資本の一部を構成する。2020年の見積総額は160千ユーロであり、2021年に計上される。

2021年、スペイン開発金融公庫は、国家財務当局の地位において政府の命令を受け、事業および個人に対する新たな信用枠を打ち出した。その目的は、スペインの信用制度に更なる流動化をもたらす、IC0の目標の枠組み内における他の需要に取り組むことである。承認を得た主な信用枠は、以下の通りである。

- 2021年IC0の企業および起業家向け融資枠：このIC0の信用枠は、国内で投資を行い、かつ流動性ニーズを満たす必要のある自営業者および企業に対して融資を行う。個人および家主団体も、住宅の修復のためにこの信用枠を利用することができる。
- 2021年IC0のSGR / SAECA保証融資枠：このIC0の信用枠は、相互保証会社（スペイン語表記の頭文字をとって「SGR」）または国有企業であるCaución Agraria（スペイン語表記の頭文字をとって「SAECA」）の範囲内で、スペインにおける資金を主とする自営業者およびスペイン企業または多国籍企業に対して融資を行う。
- 2021年IC0の商業融資枠：このIC0の信用枠は、スペイン国内の営利事業による前払い金を通じて流動性を得ようとする自営業者およびスペイン企業またはスペインにおいて設立された多国籍企業に対して融資を行う。
- 2021年IC0のRed.es Acelera融資枠：このIC0の信用枠は、デジタル技術の試験的開発および推進のためにRed.esによる援助が承認されたプロジェクトへの融資を行う。

- 2021年IC0の国際融資枠：このIC0の信用枠は、外国で生産的な投資を行っており、かつ／または流動性ニーズを満たす必要のある、スペインの資金を主とする自営業者およびスペイン企業または多国籍企業に対して融資を行う。
- 2021年IC0の輸出業者向け融資枠：このIC0の信用枠は、流動性を必要とする自営業者およびスペイン企業に対して融資を行い、輸出活動による前払い金を通じて彼らを支援する。
- 2021年IC0の国際局融資枠：自営業の専門家および企業の国際化の過程を支援するために融資を行う。当該商品と、IC0の国際融資枠およびIC0の輸出業者向け融資枠の間の主たる違いは、貸付が地方銀行に適用されるか、または投資プロジェクトもしくは輸出活動が行われている国に本部がある国際機関に適用されるかということである。

例年通り、2021年1月中、IC0およびこれらの信用枠の申請書を提出した金融機関は、契約を作成および書名した。

COVID-19パンデミックを受け、企業の支払能力を支援するための特別措置を規定した2021年3月12日勅令第5号では、直接援助資金のための三つの新たな基金の設立、COVID-19による金融負債の再編および事業の資本再構成等とともに、最大11,000百万ユーロの公共投資を動員するための一連の措置が明示されている。公的保証付き貸付の柔軟化措置の実施を緩和する目的として、3,000百万ユーロのCOVID-19による金融負債の再編のための信用枠が設置され、その条件は内閣による承認が必要となる。

当該期末（2020年12月31日）から年次財務書類承認日（2021年3月31日）までの間、前述以外に重要な事実は発生していない。

1.9 事業セグメント別情報

IC0の主要な活動は、信用枠の付与および直接貸付を行うことである。したがって、該当する法律に従い、IC0の事業についてセグメント別の情報は不要とみなされる。

また、IC0はスペイン領域内外で活動を行っており、すべての事業はスペインの利益に寄与するものであると認められている。

1.10 「IC0ダイレクト」貸付業務

2010年6月、IC0は「IC0ダイレクト」として、機械、家具、IT製品および建物に新たに投資するため、自営業の個人、中小企業、およびスペインの非営利団体（1年を超えて活動している団体）に対して融資を行うことを目的とした新しい事業セグメントを開始した。この事業セグメントは、信用機関の仲介を通して行われるIC0の通常の貸付業務を補っており、中小企業および自営業の個人向けの金融手段を広めるよう務めている。IC0ダイレクトは、2011年および2012年に更新され、2012年6月に終了した。

IC0ダイレクトにおける取引は、バンコ・サンタンデル（BS）およびバンコ・ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア（BBVA）によって公的に処理および管理されていた。これらの信用機関はこの目的においてIC0に対し競争入札をしている。

2020年12月31日現在の純資産合計の残高は383千ユーロ（2019年12月31日現在は1,028千ユーロ）であった。2020年に生じた利益は3,763千ユーロ（2019年は3,498千ユーロ）であった。

1.11 2011年のIC0の地方自治体向け貸付業務

2011年IC0地方自治体向け融資は、スペイン内閣により2011年7月に承認された公会計および社会的保護の安定性を高めるための勅令第の結果として開始された。その目的は、低迷する経済を踏まえ、

地方自治体に提供する備品、労働およびサービスに係る請求権を決済する主要な問題に苦しむ多くの
自営専門職および小企業の問題を緩和することであった。

この信用枠は、2011年4月30日まで未払いの請求書を決済するための流動性を地方自治体に提供す
ることを目的としていた。主として、証明書および書類の経過年数に基づき自営業の個人および中小
企業に対する債務の返済を支援することを目的としていた。

ICO地方自治体向け融資は、2011年7月から2011年11月まで実施されていた。同期間中、当該融資に
より、スペイン全域にわたる1,029の地方、地域および島域間町議会が、38,338の自営業の個人および
中小企業により2011年中に提供された備品、建造物およびサービスに対する未払請求書222,975件（総
額967百万ユーロ）を支払うことができた。

2011年ICO地方自治体向け融資業務の定式化および運営は、当プロジェクトに追加されたいくつかの
EECCを通じて実行されている。

2020年12月31日現在、当該資産（不良資産として分類されている。）の残高は3,458千ユーロ（2019
年12月31日現在は3,669千ユーロ）であった。

EELLの借入に関し、この信用枠は、国家収益の割当（スペイン語表記の頭文字をとって「PTE」）に
より、ICOへ保証されている。PTEの下、開始から2020年12月31日までにおける当該信用枠の残高の減
少は、61.89百万ユーロ（2019年12月31日現在で61.68百万ユーロ）である。2020年12月31日までの間
に、1,029の事業体のうち、合計で409の事業体がPTEを頼らなければならなくなった。2020年12月31日
現在、依然として9のEELLへのPTEの削減が要求されており、その残高は3.5百万ユーロであった。

注記2 適用される会計原則、方針および評価基準

ICOの2020年12月31日に終了した年度の年次財務書類の作成において用いられた会計原則、方針およ
び評価基準は、以下の通りである。

a) 継続企業の原則

財務書類を作成するにあたり、ICOの経営は当面継続していくと判断された。したがって、会計基
準の適用は、清算の場合における、全部もしくは一部の譲渡を目的とする純資産価値を算定するた
めのものではない。

b) 発生主義原則

キャッシュフロー計算書に関連するものを除き、年次財務書類は、支払日または回収日にかかわ
らず、実際の物品およびサービスの流れに基づいて作成されている。

c) その他一般的な原則

年次財務書類は、取得原価法に基づき作成されているが、土地および建物（2004年1月1日まで
のものに限る。）（注記13を参照のこと。）、売却可能金融資産ならびに金融資産および金融負債
（デリバティブを含む。）の公正価額でなされた再評価（もしあれば）により修正されている。

2.1 株式

2.1.1 グループ企業

「子会社」とは、IC0が支配権を有する企業である。企業が投資先との関与による変動利益にさらされるか、変動利益に対する権利を有する場合、かつ投資先に対する支配権を通じて、投資先の利益に影響を及ぼす資格を有する場合に、企業は投資先を支配していると解釈される。

子会社としてみなされるためには、以下を必要とする。

- 支配権：投資家は、関連活動（すなわち、投資先の利益に大きな影響を及ぼす活動）の管理を可能にする既存の権利を有する場合に、投資先に対する支配権を有する。
- 利益：投資家は、投資先との関与による利益が、投資先の実績によって変動する可能性がある場合に、投資先との関与による変動利益にさらされるか、変動利益に対する権利を有する。投資家の利益は、プラスのみ、マイナスのみ、またはプラスとマイナスの両方になることがある。
- 支配権と利益のつながり：投資家は、投資先に対する支配権ならびに投資先との関与による変動利益に対するエクスポージャーおよび権利を有するだけでなく、投資先との関与による投資家の利益に影響を及ぼす支配権を行使する資格を有する場合に、投資先を支配する。

これらの株式は、年次財務書類において貸借対照表の「子会社、合併企業および関連企業への投資」という見出しの下表示され、取得費用において評価され、これらが経験してきたであろう減損のために割引される。

スペイン中央銀行の2017年通達第4号の規定に従い、これらの株式が減損された証拠がある場合には、減損額は、その回収可能額（株式の公正価値から必要な売却費用を差し引いたものまたは使用価値を差し引いたもののうち大きい方として計算され、配当として株式から受け取ると予想されるキャッシュフローの現在価値、およびそれらの処分またはその他の使用に関連するもの）およびその簿価の差額であると推定される。これらの株式に影響を及ぼす減損損失およびかかる損失の回収は、損益計算書において「金融資産および金融負債による損益」という見出しの下にそれぞれ計上される。

これらの株式に対する当年中の未払配当金については、損益計算書の「配当金収益」の見出しの下に記載されている（注記26を参照のこと。）。

注記12には、かかる見出しに関する2020年および2019年12月31日の会計データに関する情報を記載する。

別紙 には、これらの企業に関する情報を記載する。これらの企業の会計年度末は、すべて12月31日である。

2.1.2 関連企業

関連企業とは、IC0とともに単一的意思決定機関を構成せず、また共同支配に服しないが、IC0が重大な影響力を及ぼす企業をいう。通常重大な影響力が、議決権の20%以上の直接的または間接的な持分に伴う。

新しい規制の規則に従い、支配とは、業務活動から利益を得ることを目的として企業の業務上および財政上の方針を管理する権限を意味する。

「関連企業」の株式は年次財務書類において貸借対照表の「子会社、合併企業および関連企業への投資 - 関連企業」に減損調整後の取得原価で評価される。

スペイン中央銀行の2017年通達第4号の規定に従い、これらの株式が減損された証拠がある場合には、減損額は、その回収可能額（株式の公正価値から必要な売却費用を差し引いたものまたは値を差し引いたもののうち大きい方として計算され、配当として株式から受け取ると予想されるキャッシュ

フローの現在価値、およびそれらの処分またはその他の使用に関連するもの)およびその簿価の差額であると推定される。これらの株式に影響を及ぼす減損損失およびかかる損失の回収は、損益計算書において「金融資産および金融負債による損益」という見出しの下にそれぞれ計上される。

これらの株式に対する当年中の未払配当金については、損益計算書の「配当金収益」の見出しの下に記載されている(注記26を参照のこと。)。

別紙 には、これらの企業に関する情報を記載する。

2.2 金融商品

2.2.1 金融商品の当初の認識

金融商品は当初、IC0が該当する契約の当事者となった際に当該契約の条件に従い貸借対照表において認識される。特に、貸付および現金預金等の債務証書は、現金を受領する権利または支払う義務が発生する日現在でそれぞれ認識される。一般に金融デリバティブは契約日に認識される。

従来の契約を通じて行われる金融資産の売買は、すべての所有権に内在する利益、リスク、権利および義務が取得者に移転した日に計上される。当事者の相互義務に基づくこれらの契約は、規制または市場慣行により設定された期間内に履行されなければならない、株式市場取引または通貨先物取引等のように差額で決済することができない。購入または売却した金融資産の種類に応じて、契約日、決済日または引渡日となる。特に、外国為替現金取引市場で行われた取引は、決済日に認識され、スペインの証券市場で取引される持分証券を用いて実施される取引は、契約日に計上され、スペインの証券市場で取引される債務証書を用いて行われる取引は、決済日に認識される。

2.2.2 金融商品の譲渡および処分

金融商品の譲渡は、譲渡金融商品に係るリスクおよび利益を移転させる方法を考慮して記録される。それは、以下の基準に基づいて行われる。

- リスクおよび権利が実質的に第三者に移転された場合、譲渡金融商品は、その譲渡により留保または発生した権利または義務すべてを認識した上で、貸借対照表上から除外される。なお、この譲渡に含まれるのは、無条件的売却、取得日における公正価額での売却および買戻、購入選択権もしくは深刻な資産危機状態での売却権が伴う金融資産の売却、譲与者が劣後融資を留保しない資産の証券化、または新たな保有者に対する信用補完等である。
- 譲渡金融商品に係るリスクおよび利益が留保された場合、譲渡金融商品は貸借対照表上から除外されず、移転前と同様の基準に従って測定される。なおこの留保に含まれるのは、現先取引がされた金融資産の固定価格または利息付の売却額での売却、借方が同様または同等の価値の資産の返済を求められるローン契約等である。しかし、受領対価と同額に係る金融負債は認識される。その後、償却原価で評価され、認識はされないが、譲渡金融資産の収入および新たな金融負債額になる。
- 売買された購入選択権付き金融資産の売却(内部貨幣または外部貨幣での売却ではない。)、譲与者が譲渡資産の株式に対する劣後融資または信用補完をすることを想定する証券化等、譲渡金融商品に係るリスクおよび利益が、実質的に移転または留保されない場合には、以下の通り区別される。
 - 企業が譲渡金融商品に対する支配権を留保しない場合、貸借対照表上から除外され、その移転により留保または発生した権利または義務は、すべて認識される。
 - 企業が譲渡金融商品に対する支配権を留保する場合、起こりうる価値変動と同額のエクスポージャーが貸借対照表上で認識され続け、受領対価と同額の金融負債が認識される。損益を通じて公正価額で評価した金融負債として分類されるための条件を満たさない限り、かかる負債

は、後に償却原価で評価される。金融負債額を計算するため、金融資産が移転された企業に対する融資を構成する金融商品（資産担保証券および貸付金等）の価格は控除される。その控除額は、かかる金融商品が、とりわけ譲渡資産を融資する際の価格とまったく同額である。譲渡資産と関連負債との間の純額に関して、譲渡資産が償却原価にて評価された場合は、留保された権利および義務の減価償却額になる。また、譲渡資産が公正価額で評価された場合は、留保された権利および義務の公正価額になる。

以上の通り、金融資産が貸借対照表上から除外されるのは、発生したキャッシュフローが消滅した場合または内在的なリスクおよび利益が第三者に移転した場合である。

同様に、金融負債が貸借対照表上から除外されるのは、発生した義務が消滅した場合またはこの金融負債が取消もしくは交換の意図を持って購入された場合である。

2.2.3 金融商品の公正価額および償却原価

金融資産

金融商品のある日の公正価額は、知識を有するいくつかの当事者間の公正な取引において、同日に取得または売却されると見込まれる金額として理解される。金融商品の公正価額として参照できる、最も客観的で一般的な価格は、組織的で透明性が高く信用できる市場で支払われるであろう金額（「見積価格」または「市場価格」）である。

特定の金融商品に市場価格がない場合、その公正価額は、類似の金融商品の最近の取引に基づき見積もられ、それができない場合には、評価される金融商品の特性、特に金融商品に関連する様々な種類のリスクを考慮して、国際的な会計協会により承認されている評価手法を用いる。

とりわけ、組織的で透明性が高く信用できる市場で取引されている売買目的保有のデリバティブ金融商品の公正価額は、日々の市場価格と同じである。例外的な場合において、いずれかの日に価格を設定することができない場合には、組織的な市場で取引されていないデリバティブに適用されるものと同様の手法を用いて測定される。

組織的な市場で取引されていないデリバティブまたは規模が小さいもしくは透明性に欠ける組織的な市場で取引されているデリバティブの公正価額は、金融市場で認められる評価手法（「純現在価値」（NPV）、オプション価格決定モデル等）を用いて当該商品から発生する将来のキャッシュフローの合計を測定日で割り引いたもの（「現在価値」または「理論値」）と同額である。

償却原価は、金融資産または負債の取得原価を元利金の返済、また該当する場合には、金融商品の当初価格と返済価額の差異の一部（実効利率法を用いて損益計算書で認識される。）について（上方または下方に）調整した額である。金融資産の償却原価には、発生したであろう減損調整も含まれる。

実効利率は、金融商品の当初価格を残存期間中に見積キャッシュフローの全額と一致させる割引利率である。固定利付金融商品の場合、実効利率は、取得に際して決定した約定利率であり、2017年スペイン中央銀行通達第4号の条項に従い実効利率の計算に含まなければならない手数料および取引費用の調整がなされている。変動利付金融商品の実効利率は、固定利付金融商品と同様に見積もられ、契約に定める各金利見直し日に商品の将来のキャッシュフローの変動を考慮して再計算される。

公正価額の客観的な評価が不可能なその他の企業の株式および金融デリバティブ（裏付資産のような商品を保有し、交付により決済されるもの）は、それが適切とされれば、発生した減損損失により、価格調整される。

子会社、合併会社および関連会社の株式は、それが適切とされれば、発生した減損損失により、価格調整された額で計上される。

金融資産価格の変動は、通常、損益計算書内の対応項目とともに計上される。それは、損益計算書の「金融資産および金融負債による損益」の項目で、純額で計上され、「利息および類似収益」で計上される未収利息および類似項目に起因するものと、その他に起因するものとを差異化する。

しかし、為替差額から生起しない限り、その他の包括利益を通じて公正価額で評価される金融資産のポートフォリオに含まれる商品価値の変動は、一時的に「その他の累積包括利益」の項目に計上される。評価の変動が損益計算書で決して再分類されない金融商品でない限り、これらが損益計算書に計上された際、貸借対照表資産内の該当箇所から除外されるまでは、これらの金融商品の公正価額の変動について「その他の累積包括利益」の項目に記載される金額は、資本純額の一部として残る。

また、「売却目的保有の非流動資産」の項目に計上されるものの価格変動は、資本純額の価値調整として「その他の累積包括利益」に計上される。

本年次財務書類における金融商品の公正価額での評価は、以下の公正価額レベルを用いて分類される。

- ） レベル ：活発な市場における同一の商品の市場価格（調整前）により得られた適正な額
- ） レベル ：活発な市場において類似の金融商品に用いられる評価手法、最近の取引において値付けされた価額もしくは予測キャッシュフロー、またはすべての重要な投入資本が直接的にまたは間接的に観察可能である市場データに基づくその他の評価手法により得られた公正価額
- ） レベル ：いくつかの重要な投入資本が、観察可能な市場データに基づいていない評価手法により得られた公正価額

ヘッジ対象およびヘッジ会計として指定された金融資産に関しては、その評価差額は以下の基準を考慮して計上される。

- 公正価額ヘッジに関して、ヘッジ・リスクの種類と関連してヘッジされたものおよびヘッジ対象の中で生じた差異は、損益計算書で直接認識される。
- キャッシュフロー・ヘッジおよび純外国投資の非効率に関する評価差額は、損益計算書に直接計上される。
- キャッシュフロー・ヘッジに関して、ヘッジ対象の実効ヘッジにおいて生じた評価差額は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括利益」の項目に計上される。
- 純外国投資ヘッジに関して、ヘッジ対象の実効ヘッジにおいて生じた評価差額は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括利益」の項目に計上される。

最後の二つの事例に関しては、ヘッジ対象の損益が損益計算書に計上されるまで、またはヘッジ対象の満期日まで、最終的に評価差額は損益に計上されない。

金融商品ポートフォリオにおける金利リスクの公正価額ヘッジに関して、ヘッジ商品を査定する際に生じた損益は、損益計算書で直接認識される。その一方で、ヘッジ対象リスクに関しては、公正価額の変動を補填する金額の損益は、マクロヘッジによる金融資産の調整として「その他の累積包括利益」に計上される。

金融商品ポートフォリオにおける金利リスクのキャッシュフロー・ヘッジに関して、ヘッジ商品の価値変動の有効な部分は、予定された取引がなされるまでは、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括利益」に計上され、その後、損益計算書に計上される。ヘッジ・デリバティブの価値変動の非有効部分は、損益計算書に直接計上される。

金融負債

金融資産に関して定義されているように、金融負債は以下の場合を除いて、償却原価で計上される。

- 金融資産に関して定義されているように、「売買目的保有の金融負債」および「損益を通じて公正価額で評価した金融負債」の項目に含まれる金融負債は、公正価額で評価される。公正価額ヘッジ取引により補填される金融負債については、ヘッジ取引で補填されるヘッジ対象リスクに関連するこれら公正価額の変動が計上され、調整される。
- 裏付資産が持分証券であり、公正価額を十分な客観性をもって決定できず、当契約書の交付によって決済される金融デリバティブは、原価で評価される。

金融負債額の変動は、通常、損益計算書上で相殺されて計上される。これは、「利息および類似費用」の項目で計上される未収利息および類似項目に起因するものと、他の要因（「公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益」の項目で計上されるもの。）に起因するものを差異化する。

ヘッジ対象およびヘッジ会計差額として指定された金融負債は、前記注記に記載された金融資産に関する、上記の基準を考慮した上で計上される。

2.2.4 金融資産および金融負債の区分および測定

金融商品はIC0の貸借対照表で以下の区分に分類される。

- 中央銀行および信用機関に対する預金とは、現金残高ならびにスペイン中央銀行、その他の中央銀行およびその他の信用機関が保有する金額である。
- 損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債は、取引ポートフォリオに分類される金融商品ならびに損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産および金融負債により構成される。
 - ・ 金融資産とは、取引ポートフォリオに含まれる、短期間で現金化するために取得したものまたは短期利益を得るための行為を行った証拠があると特定される金融商品のポートフォリオの一部を構成するものをいう。また、ヘッジ商品として指定されていないデリバティブ金融商品は、この区分を構成するものとみなされ、適用ある会計規則に従いハイブリッド金融商品から分離される商品を含むものとする。
 - ・ 金融負債とは、取引ポートフォリオに含まれる、近い将来に買い戻すために発行したものまたは短期利益を得るための行為を行った証拠があると特定され、もしくは共同で運用される金融商品のポートフォリオの一部を構成し、選択性でない現先取引に基づき取得した資産の売却から生じる証券のショート・ポジションおよび証券の貸付ならびにヘッジ商品として指定されていないデリバティブ金融商品（ハイブリッド金融商品から分離される商品を含む。）をいう。ある金融負債が資産取引に融資するために用いられるという事実自体は、この区分に含まれることを意味しない。
 - ・ 損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産または金融負債とは、以下のものをいう。
 - ハイブリッド金融資産とみなされ、公正価額で評価される、取引ポートフォリオに含まれない金融資産。公正価額で評価される保険契約に基づく負債または公正価額の変動へのエクスポージャーを軽減する目的および効果を持つ金融デリバティブとともに運用されるもの。あるいは、金利リスクへの全体的なエクスポージャーを軽減する金融負債およびデリバティブとともに運用されるもの。
 - 事業体による当初の認識で指定された金融負債、または、認識時に以下の理由により、さらなる関連情報が得られるもの。
 - ・ 当該情報により、資産もしくは負債の評価、または損益の認識において生じる認識または評価の不一致は、別の基準によって解消または大きく軽減される。
 - ・ 金融負債または金融資産および金融負債両方のグループは管理され、その成績はリスク管理または投資情報戦略に従い、公正価額に基づいて評価される。文書化されたグループの情報もまた公正価額に基づいて、経営幹部に対して提出される。
 - 償却原価で評価される金融資産の区分には、以下のものが含まれる。
 - ・ 固定満期であり、キャッシュフローが確定金額または確定可能な金額である負債性証券。本科目に含まれる負債性証券は、当初、公正価額で評価され、直接金融資産の取得に帰属する取引費用について調整され、2019年スペイン中央銀行通達第4号の時点で適用ある会計規則において定義される実効利率法を用いて損益計算書で認識される。その後、実効利率に基づく償却原価で評価される。
 - ・ 貸付および受取債権。本科目には、IC0が行う通常の信用供与および貸付活動から生じる第三者への融資、ならびに資産の買主およびサービス利用者が被る負債が含まれる。また、事業体が貸主として行為するファイナンスリース取引も含まれる。

本区分に含まれる金融資産は、当初公正価額で計上され、直接金融資産の取得に帰属する手数料および取引費用について調整され、2019年スペイン中央銀行通達第4号の時点で適用ある会計規則に基づく実効利率法を用いて損益計算書で認識しなければならない。取得後は、取得された資産は償却原価で評価される。

割引で取得された資産は、支払額で計上され、返済額と当該支払価格との差額は、満期まで実効利率法を適用し、金融収益として認識される。

本区分に含まれる資産の未収利息は、実効利率法を用いて計算され、損益計算書の「利息および類似収益」の項目において認識される。ポートフォリオに含まれるユーロ以外の外国通貨建ての証券に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。これらの証券の減損損失は、注記2.7に記載の通り計上される。公正価額ヘッジに含まれる負債性証券は、注記2.3に記載の通り計上される。

- その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産。本区分には、償却原価で評価した金融商品または損益を通じて公正価額で評価した金融商品には分類されないIC0が保有する負債性証券、ならびに子会社、合併企業または関連企業以外のIC0の各事業体に保有される持分証券であって損益を通じて公正価額で評価されるものに分類されないものが含まれる。

本区分に含まれる金融商品は、当初公正価額で測定され、直接金融資産の取得に関連する取引費用について調整され、満期まで、2019年スペイン中央銀行通達第4号の時点で適用ある会計規則に定められる実効利率法を用いて損益計算書で認識される（ただし、金融資産の満期が固定されていない場合を除く。）。金融資産の満期が固定されていない場合には、減損が生じた時点で損益計算書に計上されるか、または貸借対照表で損金処理される。その後、本区分に含まれる金融資産は、公正価額で評価される。

上記にかかわらず、十分に客観的な方法で公正価額を決定することができない持分証券は、注記2.7に記載の通り計算された減損を控除して、年次財務書類に取得原価で評価される。

これらの金融資産から生じた利息または配当金に相当する収益は、対応項目とともに、損益計算書の「利息および類似収益」（実効利率法を用いて計算する。）および「配当金収益」にそれぞれ計上される。これらの商品の減損損失は注記2.7に記載の通り計上される。ユーロ以外の外国通貨建ての金融資産に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。公正価額ヘッジでカバーされる金融資産の公正価額の変動は、注記2.3に記載の通り計上される。

残る金融資産の公正価額の買収による変動は、金融資産が償却されるまでの間、すなわちかかる残高が損益計算書の「損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債の償却に係る損益」に計上されるまでの間、評価調整額として、対応項目とともに、IC0の資本の部の「その他の累積包括利益」に計上される。

- 償却原価で評価した金融負債。この区分の金融商品には、上記のいずれの区分にも含まれない金融負債が含まれる。

本区分に含まれる金融負債は、当初公正価額で計上され、直接金融負債の発行に帰属する取引費用について調整され、満期まで、適用ある会計規則（2017年スペイン中央銀行通達第4号）に規定される実効利率法を用いて損益計算書で認識される。その後、かかる金融負債は、適用ある会計規則（2017年スペイン中央銀行通達第4号）に規定される実効利率法を適用して計算される償却原価で測定される。

実効利率法を用いて計算されるこれらの資産について発生する利息は、損益計算書の「利息および類似費用」において認識される。ポートフォリオに含まれるユーロ以外の外国通貨建ての証

券に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。公正価額ヘッジに含まれる金融負債は、注記2.3に記載の通り計上される。

上記にかかわらず、売却目的保有の非流動資産に分類されるべき金融商品は、2017年スペイン中央銀行通達第4号規則第34条に基づき注記2.16に記載の通り年次財務書類に計上される。

財務書類におけるこうした区分への分類は、()当該事業体の金融資産管理の事業モデルおよび()金融資産の契約上のキャッシュフローの特徴という二つの要素に基づき行われる。

- 金融資産は、以下の2条件を満たす場合、償却原価で評価した金融資産のポートフォリオに分類される。

() 契約上のキャッシュフローを把握するために、金融資産の保有を目的とする事業モデルで管理されること。

() 契約条件により特定日におけるキャッシュフローがもたらされ、かかるキャッシュフローは常に残存元本の金額に係る元本および利息の支払であること。

- 金融資産は、以下の2条件を満たす場合、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産のポートフォリオに分類される。

() 金融資産の契約上のキャッシュフローおよび売上高の把握を併せて目的とする事業モデルで管理されること。

() 契約条件により特定日におけるキャッシュフローがもたらされ、かかるキャッシュフローは常に残存元本の金額に係る元本および利息の支払であること。

- 金融資産は、当該事業体の管理に関する事業モデルまたは契約上のキャッシュフローの特徴に起因して当該金融資産を上記ポートフォリオのいずれにも分類することができない場合に限り、売買目的保有の金融資産または損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産のポートフォリオに分類される。

上記にかかわらず、売買目的保有に分類すべきではなく損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産に分類可能な持分証券への投資につき、当該事業体は、当初認識において取消不能の形で、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産のポートフォリオに含めることを選択するものとする。この選択は、金融商品単位で実行される。

また、事業体は、損益を通じて公正価額で評価した金融資産に指定しなかったならば資産もしくは負債の評価により、または利益もしくは損失の認識により生じたであろう評価または認識の不一致が、かかる指定により解消するかまたは大幅に減少する場合(「会計上の非対称性」とも呼ばれる。)、当初認識において取消不能の形で、損益を通じて公正価額で評価した金融資産への指定を選択するものとする。会計上の非対称性がある場合、かかる選択は、当該事業体の管理に関する事業モデルまたは契約上のキャッシュフローの特徴がどのようなものであるかにかかわらず実行される。

また、上記にかかわらず、事業体は、2017年通達第4号の定める要件が満たされる限り、ある金融資産を当初またはその後の認識において、損益を通じて公正価額で評価した金融資産のポートフォリオに属するものと指定することを選択するものとする。

金融商品ポートフォリオ間での再分類は、もっぱら以下の想定に基づいて行われる。

- 事業体が金融資産の管理に関する事業モデルを変更する場合、事業体は、すべての金融資産を以下の条項に従って再分類することになる。かかる再分類は、再分類日以降、将来を見越して行われ、これに先立って認識された利益、損失または利息の修正再表示は必要とされない。一般的に、事業モデルの変更は稀である。

- 事業体が債務証券を償却原価で評価されるポートフォリオから損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、事業体は、債務証券の再分類日における公正価額を見積もらなければならない。以前の償却原価とかかる公正価額との差異により生じた利益または損失は、損益計算書において認識される。事業体が債務証券を損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオから償却原価で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、当該資産の再分類日における公正価額が、かかる資産の新しい総帳簿価額となる。
- 事業体が債務証券を償却原価で評価されるポートフォリオからその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、事業体は、債務証券の再分類日における公正価額を見積もらなければならない。以前の償却原価とかかる公正価額との差異により生じた損失または利益は、その他の包括利益において認識される。実効利率および予想貸倒損失の見積りは、再分類の結果、調整されない。
- 債務証券がその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオから償却原価で評価されるポートフォリオへと再分類される場合、当該金融資産は、再分類日の公正価額で再分類される。資本の部のその他の累積包括利益における再分類日の累積損益は、再分類日における資産の簿価を対応項目として用いて消却される。したがって、かかる債務証券は、再分類日においてあたかもそれまで償却原価で評価されてきたかのように評価される。実効利率および予想貸倒損失の見積りは、再分類の結果、調整されない。
- 事業体が債務証券を損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオからその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、当該金融資産は引き続き公正価額で評価され、以前に計上された価額の変動の修正計上は行われない。
- 事業体が債務証券をその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオから損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、当該金融資産は引き続き公正価額で評価される。資本の部の「その他の累積包括利益」におけるそれまでの累積損益は、再分類日において、当該会計期間の損益に移転される。
- 子会社、合併企業または関連企業への投資がかかる分類でなくなる場合、留保された投資額（もしあれば）は、再分類日における公正価額で評価され、再分類以前の簿価と損益またはその他の包括利益（留保された投資のその後の評価法に基づきいずれか該当する方）におけるかかる公正価額との差異により生じたすべての利益または損失が認識される。
- 子会社、合併企業または関連企業として適格となる以前の事業体への投資は、支配、共同支配または重大な影響力を獲得する日まで、公正価額で評価される。この最終日において、事業体は、以前の投資の公正価額を見積もらなければならない。これに伴い、再分類以前の簿価と損益またはその他の包括利益（該当する方）におけるかかる公正価額との差異により生じたすべての利益または損失を認識する。該当する場合、資本の部のその他の累積包括利益における累積損益は、当該投資額が貸借対照表から償却されるまで維持され、この時点で準備金項目に再分類される。
- 事業体は、金融負債については再分類を行わない。

上記の条項において、以下の事情に起因する変更は、再分類とみなされない。

- a) 以前は外国事業におけるキャッシュフロー・ヘッジまたは純投資ヘッジのヘッジ証券と指定され有効であった要素が、そのようにみなされるための要件に該当しなくなる場合。
- b) ある要素が外国事業におけるキャッシュフロー・ヘッジまたは純投資ヘッジのヘッジ証券と指定され有効となる場合。

c) 金融商品が、損益を通じて公正価額で評価される指定を受けたためまたはかかる指定を解除されたため、その評価が変更される場合。

2020年または2019年における再分類はなかった。

2.3 金融デリバティブ

金融デリバティブとは損益を提供する商品であり、特定の状況下では、取引および残高に関連する信用リスクおよび/または市場リスクの総額または一部の補償を認める。その方法としては、金利および特定の利率、個別の証券価格、為替レート・クロスカレンシーまたは同様のその他基準を裏付資産として利用する。IC0は、組織的な市場または組織的な市場に対応する相対市場（店頭）の両方で取引される金融デリバティブを用いる。

IC0は、中でもとりわけ、金利リスク、為替レートおよび市場レートへのエクスポージャーを軽減するための戦略の一環として金融デリバティブを利用する。これらの取引が2017年スペイン中央銀行通達第4号規則第31条および第32条の特定要件を満たす場合には、かかる取引は「ヘッジ」とみなされる。

IC0がある取引をヘッジとみなす場合には、ヘッジに含まれる取引または商品の開始時からそのようにみなし、ヘッジは適切に文書化される。これらのヘッジ取引を文書化する際には、当グループが補填しなければならないリスクを考慮の上で、ヘッジされる商品またはヘッジを行う商品を適切に特定するとともに、補填しようとするリスクの性質、および当グループが有効期間中のヘッジの有効性を測定するために用いる基準または手法を特定する。

IC0は、その有効期間にわたり極めて効果的と考えられるヘッジについてのみ、ヘッジ会計を適用する。ヘッジは、予定の期間中にヘッジで補填されたリスクに帰属する公正価額またはキャッシュフローの変動がそれぞれ、ヘッジ商品の公正価額またはキャッシュフローの変動で完全に相殺された場合に極めて効果的であるとみなされる。

前記のようなヘッジの有効性を測定するために、IC0は、所定のヘッジ期間の開始日から終了日まで、ヘッジ対象のリスクに帰属するヘッジ項目の公正価額またはキャッシュフローのいずれかに関連ある方の変動がヘッジ商品の公正価額またはキャッシュフローの変動で将来的にほぼ完全に相殺されると見込まれるかどうか、および遡及的にヘッジの結果がヘッジ対象の数値結果の80%から125%の測定範囲で変動するかどうかを分析する。

IC0が行うヘッジ取引は以下の科目に分類される。

- 公正価額ヘッジは、損益計算書に影響を及ぼす金融資産および金融負債もしくは約定額または特定のリスクに関連するこれらの一部の公正価額の変動に関するリスクを補填する。
- キャッシュフロー・ヘッジは、特定のリスクに関連して、損益計算書に影響を及ぼす金融資産もしくは負債または将来IC0が行う可能性の非常に高い取引から生じるキャッシュフローの変動を補填する。

測定値の差異は、ヘッジ項目および会計ヘッジとしてみなされた金融商品について特に言及する場合、以下の条件に従って計上される。

- 公正価額ヘッジについては、ヘッジされたリスクの種類に関して、ヘッジおよびヘッジされる要素の両方の公正価値の差異が損益計算書において直接認識される。
- キャッシュフロー・ヘッジについては、ヘッジの補償の有効部分について生じる評価額の差異は、一時的に「その他の累積包括利益」に計上される。この種類のヘッジが行われた金融商品は、注記2.2に記載される判断基準に従って行われ、当該補償が行われた金融商品とみなされたことによる調整は行われない。

最後の場合には、測定値の差異は、ヘッジ項目の損益が損益計算書に計上されるまで、または満期まで、損益として認識されない。

キャッシュフロー・ヘッジの非有効部分に対応するヘッジ証券の評価額の差異は、損益計算書の「公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益」において直接認識される。

IC0は、ヘッジ商品が満了もしくは売却された場合、ヘッジがヘッジ会計の基準を満たさなくなった場合、または取引がヘッジと分類されなくなった場合にヘッジ会計を中止する。

上記の通り公正価額ヘッジ会計が中止され、ヘッジ項目が償却原価で計上される場合には、ヘッジ会計のために行われた評価額調整は、中止日に再計算された実効利率を適用してヘッジ項目の満期日まで損益計算書において認識される。

キャッシュフロー・ヘッジ取引が中止される状況においては、ヘッジからの累積損益は、貸借対照表の「その他の累積包括利益」に計上され、予定されたヘッジ取引が行われるまでこの科目に留まり、実行された時点で損益計算書に移転される。また、キャッシュフロー・ヘッジ取引が中止される状況で、ヘッジ要素が、金融資産または負債を計上することが予定された取引である場合には、計上される資産または負債の取得原価は調整される。予定された取引が行われないと予測される場合には、当該取引に関連する「その他の累積包括利益」の記載は直ちに損益計算書において認識される。

2.4 外貨建取引および機能通貨

IC0の機能通貨はユーロである。このため、すべてのユーロ以外の表示の残高および取引は、外貨建てとみなされる。

以下は、2020年および2019年12月31日現在、IC0が保有する外貨建金融資産および負債を示したものである（単位：千ユーロ）。

	2020年		2019年	
	資産	負債	資産	負債
英ポンド	336,569	817,178	194,026	183,298
米ドル	2,177,825	6,973,144	1,873,858	6,210,184
スイス・フラン	33	281,764	20	280,405
日本円	850	269,398	909	279,051
その他の通貨	147,376	214,903	183,589	46,766
	2,662,653	8,556,387	2,252,402	6,999,704

以下は、2020年および2019年12月31日現在、IC0が記録した、種類別の外貨建資産および負債に相当するユーロを示したものである（単位：千ユーロ）。

	2020年		2019年	
	資産	負債	資産	負債
信用機関への貸付	1,161,169	-	793,094	-
顧客への貸付	1,486,498	-	1,458,254	-
その他の金融資産	14,986	-	1,053	-
信用機関への預金	-	2,090,789	-	1,667,163
負債性証券の発行	-	6,464,716	-	5,841,744
その他の金融負債	-	882	-	651
	2,662,653	8,556,387	2,252,401	7,509,558

当初認識される際には、外貨建ての借方と貸方の残高は、認識日の直物為替レート（即時払い用の為替レート）にて、機能通貨に換算される。当初の認識後は、外貨建ての残高を機能通貨に換算する場合には以下の規則が適用される。

- ）貨幣性資産および負債は、年度末の為替レート（年次財務書類に記載される日付現在の平均直物為替レート）にて換算される。
- ）取得原価で評価される非貨幣性項目は、取得日の為替レートで換算される。
- ）公正価額で評価される非貨幣性項目は、公正価額が決定される日の為替レートで換算される。
- ）収益および費用は、取引日の為替レートを適用して換算される。しかしながら、著しい変動がない限りは、期間の平均為替レートが当該期間中に実施されたすべての取引について適用される。減価償却費は当該資産に適用される為替レートで換算される。

外貨建ての借方と貸方の残高の換算により生じる為替損益は、通常、損益計算書に計上される。しかしながら、公正価額で評価される非貨幣性項目について生じる為替損益の場合は、公正価額の調整が「その他の累積包括利益」に計上され、非貨幣性項目の再評価に関する為替レートの要素が分類される。

IC0が事業を行う主要外貨建ての残高を換算する際に使用するの、2020年および2019年12月31日に欧州中央銀行が発表した市場レートである。

外貨建ての受取債権および支払債務の換算により生じる為替差損益の純額は、2020年12月31日現在、マイナス7,852千ユーロの損失（2019年12月31日現在は4,928千ユーロの利益）にまで上った。

2.5 収益および費用の認識

以下の要約は、収益と費用を認識する際にIC0が採用する最も重要な基準である。

2.5.1 受取利息、支払利息、配当金および類似項目

通常、受取利息および支払利息ならびにその類似項目は、会計の目的上、発生主義に基づき適用ある会計規則であるスペイン中央銀行の2017年通達第4号において定義される実効利率法を用いてIC0の損益計算書において認識される。他社より受領する配当金は、IC0が配当金を受領する権利が発生した時点で認識される。

2.5.2 手数料、報酬および類似項目

事業の実効利率の計算に含まれるべきでない、または金融資産もしくは負債の取得原価を構成しない手数料に関する収益および費用ならびに類似の報酬は、損益を通じて公正価額で評価したものを除き、その性質に基づく様々な基準を用いて損益計算書で認識される。最も重要な項目は以下の通りである。

- 損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債に関連する金額は、支払日に損益計算書において認識される。
- 長期取引または役務から生じる金額は、当該取引または役務の期間中に損益計算書において認識される。
- 一度限りの事象に関連する金額は、当該事象が発生した際に損益計算書において認識される。

2.5.3 金融外収益および費用

これらの金額は、発生主義に基づき認識される。

2.5.4 繰延回収および繰延支払

繰延回収および繰延支払は、市場レートで予想キャッシュフローを割り引いて得られる金額で認識される。

2.6 残高の相殺

取引により生じる借方および貸方の残高は、契約上または法律上、相殺が可能であり、会社が存在し、純額で決済されるものまたは現金化と同時に支払われるものに限り、相殺され、貸借対照表に純額で表示される。

[次へ](#)

2.7 金融資産の減損

金融資産の簿価は、減損損失が生じたという客観的証拠がある場合には、一般に損益計算書について調整される。

- 貸付および負債性証券等の債務証券については、当初の認識後、将来のキャッシュフローに悪影響を及ぼす事象または様々な事象の複合的な効果が生じる場合
- 持分証券については、当初の認識後、ある事象または様々な事象の複合的な効果により簿価を回収できない場合

原則として、減損金融証券の価額修正は、当該減損が生じた期間の損益計算書に計上され、以前に計上された減損損失の回収（もしあれば）は、損失が解消または軽減された期間の損益計算書において認識される。減損について認識された金額の回収が不可能であると考えられる場合、かかる金額は、貸借対照表上から削除される。しかし、制限期間の満了、消却その他の原因によりIC0の請求権が消滅するまで、IC0は、かかる金額の回収のために必要な措置を講じることができる。

債務証券および偶発リスクポートフォリオは、その所有者、保証または仲介にかかわらず、エンティティが晒される信用リスクを決定し、価額の減損のヘッジ要件を見積もるために分析される。年次財務書類の作成のため、IC0は、その起こりうる顧客および国の支払不能リスクを別々に分析することにより信用リスクの観点から運用を分類する。

債務証券の将来キャッシュフロー見積額は、エンティティが証券有効期間中に受領すると考えている元本および利息である全額である。年次財務書類作成の時点で利用可能な関連情報のすべてが、この見積りの際に考慮される。当該関連情報は、契約上のキャッシュフローの将来の回収の可能性についてのデータを提供するものである。また、証券の将来のキャッシュフローを含み証券を見積もる際、保証の可能性にかかわらず、その取得およびその後の売却の費用の額を差し引いて、その実現の結果となるキャッシュフローが考慮される。

見積将来キャッシュフローの額の現在価値の計算において、契約上の利率が固定金利の場合、証券の当初の実効金利が更新利率として使用され、変動金利の場合、契約の財務条件に応じて決定される財務書類が関係する日付の実効金利が使用される。

償却原価で評価する債務証券については、減損損失額は、簿価と見積将来キャッシュフローの現在価値とのマイナス差額に等しく、見積将来キャッシュフローの現在価値は、固定金利の場合には当初の実効金利、変動金利の場合には契約条件に従い計算される年次財務書類日現在の実効金利を用いて計算される。上場債務証券の場合には、IC0が回収する価額を表すものと十分に信頼できることを条件として時価を代わりに用いることができる。

減損が生じたという客観的な証拠は、すべての重要な債務証券については個別に、個別に重要ではない債務証券のグループについては個別にまたは集散的に決定される。特定の証券を類似のリスクを有する資産グループに含めることができない場合には、減損が生じているかどうか個別に分析され、生じている場合には減損損失額を見積もる。

金融資産のグループについては以下の通り集散的に見積減損損失額が評価される。

- 債務証券は、契約条件に従い債務者が全額（元本および利息）を支払う能力を示す類似の信用リスクの特徴を有するグループに分類される。資産をグループ化する際に考慮する信用リスクの特徴は、例えば証券の種類、債務者の業種、営業地域、保証の種類、支払遅延日数等将来キャッシュフローの見積りに関連するものである。
- 債務証券の各グループの将来キャッシュフローは、過去のデータを現在の市況に当てはめるための調整を施した上で、IC0について各グループに類似の信用リスクを有する証券の過去の損失の実績に基づき見積もられる。

- 各グループの減損損失は、グループ全体の債務証書の簿価と見積将来キャッシュフローの現在価値との差異である。

損益計算書の変動を通じて公正価額で評価されない債務証書、偶発リスクおよび約定額は、顧客または取引に帰属する支払不能リスクに基づき、2017年スペイン中央銀行通達第4号の別紙に定められる科目に分類される。標準リスクに分類されない債務証書については、支払遅延日数、提供された保証、顧客の財務状況および適切な場合には保証人を考慮して、上記通達に定める基準に基づき必要とされる特定の減損ヘッジについて見積りが行われる。

同様に、これらの金融商品は、カントリー・リスクから派生する信用リスク（通常の商業リスク以外の状況により顧客が居住する国に関連するリスクであるとする。）を決定するために評価される。

上記の特定の減損ヘッジに加え、IC0は、損益計算書を通じて公正価額で評価しない債務証書に内在する損失およびグループ・ヘッジを通じて標準リスクとして分類される偶発リスクに対するヘッジを行う。当該グループ・ヘッジは、特定の取引に割り当てられていない統計手法を用いて計算される、減損実績および年次財務書類日現在に発生した内在する損失に関連する評価時点におけるその他のよくある状況に基づき計算される。

IC0は、スペイン中央銀行が業界における経験および情報に基づき設定したパラメーターを使用し、債務証書に内在する減損損失および標準リスクとして分類される偶発リスクを補填するための手法および金額を決定しており、当該パラメーターは、データに応じて定期的に変更される。減損損失のヘッジを決定する手法は、適用される会計規則で定められる一定の割合に基づいており、これは2017年スペイン中央銀行通達第4号の別紙で定められる金融商品のリスクの分類に応じて異なる。当該の変化は、記載の別紙で定められる金融商品のリスクの分類によって決まる。

基本的に、債務証書の減損は、業務が属するリスクセグメントおよび満期日経過期間に基づき、下記の割合を効果的な担保により回収される額でカバーされない未払いリスクに適用することで計算される。

	90日超 6ヶ月 以内	6ヶ月超 9ヶ月 以内	9ヶ月超 1年以内	1年超 15ヶ月 以内	15ヶ月超 18ヶ月 以内	18ヶ月超 21ヶ月 以内	21ヶ月超
非金融機関および個人起業家							
特別融資							
建設および不動産開発	60	70	80	85	90	100	100
建設土木工事	55	65	70	75	85	90	100
その他の特別融資	50	60	70	85	90	100	100
非特別融資							
大企業	50	60	70	85	90	100	100
中小企業	55	65	70	80	85	90	100
個人起業家	30	40	50	60	75	90	100
住居							
住宅購入							
未払いの主な住居（LTV）（80%未満の保証）	40	45	55	65	75	90	100
未払いの主な住居（LTV）（80%超の保証）	40	45	55	65	75	90	100
別宅	40	45	55	65	75	90	100
消費者信用（クレジットカード負債を含む。）	50	60	70	80	90	95	100
その他	50	60	70	80	90	95	100

標準リスクとして分類される業務に対する一般的な引当金は、警戒リストにおける標準リスクに対して計算されたものとは異なる。どちらも下記の割合を効果的な保証でカバーされない未払いエクスポージャーに適用することで計算される。

	標準リスク	警戒リストにおける標準リスク
非金融機関および個人起業家		
特別融資		
建設および不動産開発	1.9	27.6
建設土木工事	1.9	18.8
その他の特別融資	0.5	7.5
非特別融資		
大企業	0.5	7.5
中小企業	0.9	12.7
個人起業家	1.1	11.6
住居		
住宅購入		
未払いの主な住居（LTV）（80%未満の保証）	0.6	13.0
未払いの主な住居（LTV）（80%超の保証）	0.6	13.0
別宅	0.6	13.0
消費者信用	1.5	16.0
そのうち：クレジットカード負債	0.8	9.0
その他	1.5	16.0

ヘッジを計算するための効果的な担保の見積りには、以下の該当担保の基準値における推定割引が適用される。

実物保証の種類	基準値における割引率（％）
抵当保証（第一順位）	
建造物および完成建造物構成要素	
住宅	30
オフィス、公共施設、倉庫	40
その他	45
注文された都市部における土地および開発可能用地	40
その他の不動産	45
金融機関の提示された担保	
貨幣預金	0
その他の市場性のある金融機関	10
その他の市場性のない金融機関	20
その他の実物保証（例：二番抵当、動産）	50

該当するヘッジの評価を目的とした負債の支払において差し押さえたまたは受領した不動産資産については、当該資産の基準値につき以下の割引が適用される。

差押物件の種類	基準値における割引率（％）
建造物および完成建造物構成要素	
住宅	25
オフィス、公共施設、倉庫	27
その他	30
注文された都市部における土地および開発可能用地	30
その他の不動産	35

個別に有効なすべての債務証券および過去３ヶ月間に生じた価格の下落により計算された集合的な減損損失に関し、契約条件に基づく未収利息は、損益計算書において認識されない。

その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産に含まれる負債性証券および持分証券の減損損失額は、その取得原価（元本返済額調整後）と公正価額の差額から、すでに損益計算書で認識された減損損失を控除した額に等しい。

公正価額の減少が減損によるものであるという客観的証拠がある場合には、純資本額の調整としての「その他の累積包括利益」に直接認識された潜在的損失は、直ちに損益計算書に計上される。減損損失の全部または一部が後に回収される場合、かかる回収額は、負債性証券の場合には回収期間の損益計算書、持分証券の場合には純資本額の調整としての「その他の累積包括利益」において認識される。

売却目的保有の非流動資産として分類される負債性証券および持分証券については、資本に計上された損失は、実現したものとみなされ、分類が行われた日に損益計算書で認識される。

関連企業、合併企業および子会社における株式については、IC01は、回収可能額と簿価を比較して減損損失を見積もる。減損損失は、減損損失が生じた年度の損益計算書に計上され、その後の回収は、回収期間の損益計算書に計上される。

減損等として計上される金額は、回収が不可能であると考えられる場合、貸借対照表から削除されるが、IC01は、終了、取消またはその他の理由によりかかる権利が恒久的に抹消されない限り、回収を試みるのに必要な行動をとることが可能である。

[次へ](#)

2.8 財務保証および関連引当金

財務保証契約とは、法律上の種類（とりわけ保証、財務保証保険契約、または信用デリバティブ）を問わず、債務者が債務証書の当初のまたは修正された条件に基づく特定の支払義務の履行をしない場合に、債権者が被った損失を返済するために特定の支払を行うことを発行者に要求する契約をいう。

財務保証契約の発行者は、保険会社により発行された契約を除き、当該契約につき、公正価額に取引費用（その発行に直接起因する。）を加えた額を「その他の金融負債」の項目に計上した。

当初は、相互独立条件における単独取引の範囲内で関係のない第三者に発行された財務保証契約の公正価額は、受領されたプレミアムに受領されるキャッシュフローの現在価値を足した額であり、類似の条件およびリスクでエンティティが発行した金融資産と類似の金利を使用する。同時に、上記の金利で受領される将来キャッシュフローの現在価値は受取債権として認識される。

当初の認識後、契約は以下の基準に従い扱われる。

- ）受領する財務保証の手数料またはボーナス価額は、損益計算書に差異を金融収益として計上することにより更新される。
- ）不良と認められていない財務保証契約の価額は、保証の予定有効期間にわたり定額法で、またはその他の基準により損益計算書に計上される部分を差引いた当初の認識額である。ただし、これがより正確に保証の認識による経済リスクと利益を反映することを条件とする。

財務保証契約を不良と分類することは、「不確定エクスポージャーおよび不確定約定額の引当金」の項目に含まれる関連するヘッジを意味する。

2.9 リース会計

2.9.1 ファイナンスリース

ファイナンスリースとは、リース対象資産が有する実質的にすべてのリスクおよび報酬を借主に転嫁するものをいう。

IC0がファイナンスリース取引においてある資産の貸主として行為する場合には、借主が受領する金額の現在価値と保証された残余価値の合計（通常はリースが終了する際の買取オプション価格）は第三者に対して提供された融資として計上される。そのため、借主の性質に応じて貸借対照表において、「貸付および受取債権」として計上される。

IC0がファイナンスリース取引において借主として行為する場合には、リース対象資産の費用は当該資産の性質に応じて貸借対照表に計上され、同額の負債が計上され、その金額はリース対象資産の公正価額および貸主に対して支払われる金額の現在価値と適切な場合には買取オプション行使価格の合計のいずれか少ない方となる。これらの資産は、IC0の自己使用目的の有形固定資産に適用されるもの（注記2.12を参照のこと。）と同率で減価償却される。

いずれの場合においても、ファイナンスリースにおける金融収益および金融費用はそれぞれ、期間差異を見積もるためにリースについて実効利率法を適用して、現行のスペインの法律（2017年スペイン中央銀行通達第4号）に従って計算され、損益計算書の「利息および類似収益」および「利息および類似費用」に計上される。

2.9.2 オペレーティングリース

オペレーティングリースにおいて、リース対象資産の所有権ならびに実質的にすべての所有権に係るリスクおよび報酬は貸主が保有する。

IC0がオペレーティングリース取引において貸主として行為する場合には、リース対象資産の取得原価は、当該資産の性質に応じて、「不動産投資」の「有形固定資産」または「オペレーティングリースにより譲渡されたその他の資産」に計上される。これらの資産は、類似の自己使用目的の有形固定資産について採用された方針に基づき減価償却される。リース契約の収益は、定額法で損益計算書の「その他の営業収益」において認識される。

IC0がオペレーティングリース取引における借主として行為する場合には、リース負債は、契約の当初評価額および原価で評価される使用权資産として、（固定、変動、コールオプションの行使およびその他の形で）予定される支払の現在価値で認識される。

2.10 人件費

2.10.1 短期報酬

従業員への短期報酬とは、従業員が役務を提供した年度末後12ヶ月以内に行われる支払をいう。報酬は一般に、当期の人件費として、受領し、記録した役務について支払われる金額で、調整を行わずに測定され、負債の見越勘定が費用の合計とすでに支払われた金額との差異について計上される。

2.10.2 退職後約定金

IC0が従業員に関して締結した年金契約は、有効な団体賃金協約に反映されており、確定拠出契約に相当する。

IC0の従業員は、政府が提供し、2002年11月29日勅令第1号により承認された年金制度および基金規制法および2004年2月20日勅令第304号により承認された同規則の規制を受ける共同従業員年金制度に加入しており、同制度は、ヘスティオン・デ・プレビシオン・イ・ペンシオネス・エンティダ・ヘストラ・デ・fondos・デ・ペンシオネスが運用し、BBVAに預託されるBBVA雇用年金基金に含まれる。

確定拠出契約として、IC0は、キャリア公務員または暫定政府職員、契約社員、臨時社員または上級管理職であるかにかかわらず、毎年5月1日現在勤続年数が2年を超える従業員のために年次拠出を行う。年次拠出額を計算する際に以下のパラメーターが考慮される。

- ・従業員が帰属する専門集団
- ・勤続年数（契約にかかわらず、従業員が政府に勤務した3年間の数とする。）

拠出金額は、毎年一般国家予算で承認された金額である。2020年12月31日現在、当年度において「人件費」として計上された費用はなく、2019年12月31日現在の過年度においてもなかった。

2.10.3 死亡障害給付金および退職金

退職前にIC0が従業員と締結した退職金および死亡障害給付金についての契約およびその他類似の項目は、年次財務書類日現在の法定債務および潜在的債務の現在価値を計算し、保険数理上の損失から保険数理上の利益を差し引いたもの、認識されていない過去の役務費用および約定額を保障する資産（保険契約を含む。）の公正価額を控除して見積もられる。過去の役務費用および保険数理上の利益または損失の全額は直ちに認識される。

2020年12月31日現在、退職後給付のための引当金656千ユーロ（2019年12月31日現在は579千ユーロ）がIC0により計上されている。

2.10.4 退職手当

退職手当は、ICOが従業員または従業員グループを通常の退職日前に確実に解雇する場合、または従業員の希望退職の奨励金として報酬を支払う場合に限り、損益計算書の「人件費」および貸借対照表の「引当金」において「年金および年金類似債務引当金」に計上される。

2020年および2019年12月31日現在、ICOはこの項目について引当金を計上しておらず、当該割当を要する制度または契約も存在しない。

2.11 法人税

法人税は、費用とみなされ、一般に損益計算書の「法人税」の項目に計上される。

当期法人税費用は、当該年度の課税所得について支払うべき金額として計算され、当該年度の一時差異から生じる資産および負債の残高の変動、税額控除および欠損金繰越について調整される（注記23を参照のこと。）。

ICOは、資産または負債の簿価と課税標準額に差異がある場合には、一時差異があるとみなす。税務上資産または負債に帰属する金額は課税標準とみなされる。課税対象一時差異とは、ICOが将来政府に対する支払債務を負うことである。控除可能一時差異とは、ICOに対して償還権が生じ、または将来政府に支払うべき金額が減少することをいう。

税額控除および欠損金繰越とは、活動が完了し、または結果が得られたとしても、税制に定める条件が満たされるまで税務上確定申告には適用されない金額をいい、ICOは、将来適用する可能性がある。

当期税金資産および負債とは、税金が認識された日から12ヶ月以内にICOが該当する税務当局から回収し、または税務当局に支払う予定の金額をいう。繰延税金資産および負債とは、将来ICOが該当する税務当局から回収し、または税務当局に支払う予定の金額をいう。

繰延税金負債は、すべての課税対象一時差異について認識される。上記にかかわらず、営業権の認識に基づく繰延税金負債は計上されない。

ICOは、以下の条件を満たす場合に、控除可能一時差異、税額控除または欠損金繰越から生じる繰延税金資産のみを認識する。

- 繰延税金資産は、ICOが相殺するに十分な将来の課税所得が生じるとみなす場合に限り認識される。
- 欠損金から生じる繰延税金資産の場合には、今後繰り返して生じる可能性が低い理由により生じたものとする。

資産が当初認識される場合、企業結合から発生しない場合、かつ認識時に、帳簿または課税所得に影響を及ぼさない場合には、繰延税金資産または負債は認識されない。

各決算時に、繰延税金資産および負債は有効であることを確認するために見直され、評価の結果に基づき調整される。

2.12 有形固定資産

2.12.1 自己使用目的の有形固定資産

自己使用目的の有形固定資産には、ICOが管理目的で現在または将来の自己使用のためまたは資産の製造または供給のために保有する資産で、1会計年度を超えて使用する予定のファイナンスリースに基づき所有または取得した資産が含まれる。とりわけ、この科目にはICOが第三者に対する債権を表章する金融資産の全部または一部の決済として受領する有形固定資産で、内部での継続的な使用が見込まれるものが含まれる。自己使用目的の有形固定資産は、貸借対照表に取得原価で計上され、取得原価は、支払われた対価の公正価額に支払済みまたは支払予定の金銭を加え、累積減価償却費および

(必要に応じて)各項目の正味価格と対応する回収可能価格とを比較して決定される見積減損損失額を差引いた金額となる。

上記の目的において、IC0の自己使用目的の有形固定資産の一部を構成する担保実行資産の取得原価は、担保実行と引き換えの金融資産の正味価格に類似している。

減価償却費は、定額法で、取得原価から残余価値を差引いて計算される。建物その他建造物が建っている土地は、期間無制限であるため、減価償却されない。

有形固定資産の減価償却費への年間割当は損益計算書の「減価償却費 - 有形固定資産」に計上され、該当資産の推定耐用平均年数に基づき計算される以下の減価償却率に相当する。

	年率
建造物	2 %
備品	4 %から15%
器具および事務機器	10%
コンピューター機器	25%
輸送機器	16%

各決算期において、IC0は、内部または外部で有形固定資産の正味価値が回収可能価格を超える兆候があるか否かを判断する。兆候がある場合には、該当資産の簿価は回収可能価格に減額され、将来の減価償却費用は、新たな見積りを要する場合には調整後の簿価および新たな残余耐用年数に比例的に調整される。自己使用目的の有形固定資産の簿価の減額は、必要に応じて損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」に計上される。

同様に、有形固定資産の減損が回収されたことを示す場合には、IC0は、過年度に計上された減損損失の解消を損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」において認識し、将来の減価償却費を調整する。いかなる場合においても、資産に関連する減損損失の解消は、過年度に減損損失が認識されなかった場合に得たはずの簿価を上回らない。

また、自己使用目的の有形固定資産の推定耐用年数は、少なくとも年に一度大幅な変動がないか見直される。変動がある場合には、新たな推定耐用年数に基づき将来損益計算書に計上する減価償却費を訂正することで調整される。

自己使用目的の有形固定資産に関する維持管理費用は、かかる費用が発生した年度の損益計算書の「その他の管理費」に計上される。自己使用目的の有形固定資産のための資金調達により発生した金融費用は、発生時に損益計算書に計上され、当該費用は取得原価に含まれない。

2.12.2 不動産投資

貸借対照表の「不動産投資」においては、賃貸用または将来の時価の上昇により売却益を得るために保有している土地、建物その他建造物の正味価値を認識する。

不動産投資の取得原価の認識について減価償却、それぞれの耐用年数の見積りおよび減損損失の記録に適用される基準は、自己使用目的の有形固定資産に関するものと一致する(注記2.12.1を参照のこと。)。

2.13 無形資産

無形資産とは、物理的に存在せず、取引の結果生じ、またはIC0が内部で開発した特定可能な非貨幣性資産をいう。客観的に合理的な原価を見積もることができ、IC0が将来財務的利益をもたらすとみなす無形資産のみが会計上認識される。

営業権以外の無形資産は、取得原価または生産原価から累積減価償却費および減損損失を調整した額で貸借対照表において認識される。

無形資産は、あらゆる要素について評価し、IC0に対して純キャッシュフローを生じる期間に予測可能な期限がない場合には、無期限の耐用年数を有するものとし、その他のあらゆる場合には期限付耐用年数を有するものとする。

各決算期に、IC0は、無期限の継続を確認するために、それぞれの残存耐用年数を見直す。無期限の耐用年数を有する無形資産は償却されない。これ以外の場合には必要な措置を取る。

期限付耐用年数を有する無形資産は、有形固定資産に適用されるものと類似のいくつかの基準を用いて償却される。これらの無形資産についての年次減価償却費は損益計算書の「減価償却費 - 無形資産」に計上される。

耐用年数の期限の有無にかかわらず、IC0は、無形資産の減損を認識し、対応するものとして、損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」にそれらを計上する。これらの資産に対する減損損失および適切な場合には過年度に認識された減損損失の解消の認識に適用される手法は有形固定資産に適用されるものと同様である（注記2.12.1を参照のこと。）。

2.14 引当金および偶発債務

年次財務書類を作成するにあたり、IC0は、引当金と偶発債務を以下の通りに区別した。

- 引当金とは、事業体に対して金融損失が生じる過去の事象から派生した貸借対照表日現在有効な債務を対象とする貸方残高である。かかる損失が発生する可能性は高く、種類を特定できるが、その金額または決済日を決定することはできない。
- 偶発債務とは、過去の事象の結果として生じる可能性がある債務のうち、IC0の支配を超える一つまたは複数の将来の事象を条件として存在するものである。

IC0の年次財務書類には発生のある可能性がある債務に対するすべての重要な引当金が含まれる。偶発債務は、年次財務書類において認識されないが、2017年スペイン中央銀行通達第4号の要件に基づき情報が開示される（注記19を参照のこと。）。

引当金は、当該事象の状況に関して入手可能な最善の情報を用いて数量化され、年度末に再度見積もられる。当該引当金は、当初認識した特定の債務を充足するために使用されるが、当該債務が消滅または減少した場合には、全部または一部が繰り入れられる。

2020年および2019年末、IC0に対して、通常の業務から生じる法的手続きおよび請求が多数提起された。IC0の法律顧問および取締役は、これらの手続きおよび請求の終了により、これらが終了する年度の年次財務書類に必要な応じて開示されるもの以外に重大な影響を及ぼさないと理解している。

前期の基準に従い必要とみなされる引当金は、損益計算書の「引当金経費または引当金の戻入」に計上される。

2.15 キャッシュフロー計算書

キャッシュフロー計算書において用いられる用語は、以下の意味を有する。

- キャッシュフローとは、現金および現金同等物の流入および流出をいい、流動性が高く、価値の変動リスクが低い短期投資をいう。
- 営業活動とは、一般的な金融機関の活動および投資または金融活動に分類されないその他の活動をいう。
- 投資活動とは、非流動資産ならびに現金および現金同等物に含まれないその他の投資の取得、売却またはその他の手段による処分をいう。

- 金融活動とは、持分および負債の規模および構成を変更する活動のうち、営業活動を構成しないものをいう。

2.16 売却目的保有の非流動資産および売却目的保有の非流動資産に関連する負債

貸借対照表の「売却目的保有の非流動資産」には、年次財務書類日から1年以内に現状有姿で売却される可能性が高い個別の項目の簿価が計上される。

例外的に、1年を超える期間にわたって売却されることが予想される場合には、IC0は、損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」の項目における時間的価値の変動を加味し、最新の売却価格を算定する。

その結果、金融資産または金融外資産であるこれらの項目の簿価は、継続的な使用ではなく売却価格を通じて回収される。

特に、債務者のIC0に対する支払義務の全部または一部の決済のためにIC0が受領した不動産その他の非流動資産は、IC0がこれらの資産を継続して使用することを決定しない限りは、売却目的保有の非流動資産とみなされる。

対称的に、「売却目的保有の非流動資産に関連する負債」は、グループに関連するまたはIC0の業務の障害に関する貸方残高を含む。

売却目的保有の非流動資産は、一般に認識時の簿価と見積売却費用を調整した公正価額のいずれか低い方で測定される。種類に応じて減価償却される有形固定資産および無形資産は、本科目に含まれる間は減価償却されない。

資産の簿価が売却費用を調整した公正価額を上回る場合には、IC0は、資産の簿価を超過額分調整し、対応するものとして、損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に計上する。資産の公正価額がその後増加する場合には、IC0は、すでに計上した損失を取り消し、減損前の価格を上限として簿価を増額し、損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に計上する。

売却目的で行われる保有の非流動資産の売却の結果については、損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に示されている。

ただし、中断されている事業の一部である、金融資産、従業員給与からの資産、繰延税金資産および保険契約のための資産は、前段落に従うのではなく、この概念に適用される注記2の上記の段落に説明のある原則および規則に従って評価される。

2.17 企業結合

最終的な結果が一企業の買収を構成する企業結合で、取得された企業がIC0から独立した法律上の地位を維持する企業結合は、年次財務書類の貸借対照表の「株式 - 子会社」に計上される（注記2.1を参照のこと。）。

注記3 顧客支援サービス

2004年7月24日、EC0734法令が制定された。これは顧客支援サービス業務に関連するもので、顧客支援サービスならびに銀行サービスおよび信用機関の擁護官の規制を目的としている。IC0は、顧客サービス部門の設置を義務付けられてはいないが、IC0は、かかるサービスに関し、金融機関として遂行する業務に関して受けるあらゆる要求および苦情に対処している。質の高いサービスを提供するため、2006年12月、IC0はIC0の貸付者、利用者および顧客からのあらゆる苦情および提案を受け、処理し、対応し、かつ返答する業務を集中的に行う部署の設置を決めた。

2020年に受けた苦情の件数は1,493件であり（2019年は136件）、平均2.25営業日以内に処理された（2019年を下回った）。全苦情の87%がCOVID-19に係る保証枠における与信取引関連であり、そのためこれらは該当する信用機関に引き渡された。8%の苦情は、仲介貸付枠に関するものであり、残りの5%の苦情は、その他の問題に関連するもので、IC0が扱う製品やサービスには関連しないものであった。

注記4 利益の分配

2020年における利益は70,188千ユーロであり、年次財務書類作成日現在、その分配について、経済・デジタル変革省による決定はまだなされていない。かかる分配は、IC0の定款の規定に従って行われる。

注記5 リスク・エクスポージャーおよびその他の情報

5.1 リスク - その全般的特徴

リスクは金融活動に内在するものである。リスクを正しく測定し、管理し、制御することにより、顧客、投資家および従業員の信頼の基礎となる適切な利益率の達成と事業体の支払能力の維持が容易になる。

金融機関が抱えるリスクを詳細に分類することを目的としなければ、流動性リスク、市場リスク、信用リスクおよびオペレーション・リスクの4種類に分類することができる。

- ・ 流動性リスクとは、債務返済に見合うだけの十分な流動資産が欠如する結果生じるリスクをいう。これは、不適切な資産および負債の満期構造または例外的な市場危機によって起こる。
- ・ 市場リスクとは、国内外通貨の金利、為替、株価のような金融変数の不利な変動により生じる損益計算書および資本に影響を及ぼすリスクをいう。かかるリスクは、貸借対照表上または構造上の市場リスクと、取引ポートフォリオに関する市場リスクの二つに大別される。
- ・ 信用リスクとは、投資の推定期間内にかかる投資の元利金全額が回収できないリスクをいう。かかるリスクは、銀行との関係における相手方リスクおよび投資活動における信用リスクの二つに大別される。
- ・ オペレーション・リスクとは、予測不能な状況における管理上、社内手続上、会計上、IT関連、法的または外的な過誤の結果生じるリスクをいう。

金融機関として、IC0はこれらの種類のリスクに晒されており、理事会が承認したリスク方針マニュアルに従って、これらを効果的に管理するよう、識別し、計量化し、監視しなければならない。かかるマニュアルは、様々な方法、適用ある規制・手続きおよび組織構造を編集したものである。

5.2 リスク - 組織構造

あらゆるリスクをカバーするため、IC0は、（2020年10月19日理事長通達第3号に基づき）管理およびリスク・財務局長の管轄下のリスク局長の下に特別部署を設置した。リスク局長の職務には、内部リスク方針ならびにIC0の財務リスクおよび信用リスクの分析・管理・監視方法の作成および提案、IC0の信用リスクの許容性の評価ならびに国内および国際的なリスク規制にIC0が適合しているかの監督、また同時にその権限の下にある部門の業務遂行の運営、調整および監督等が含まれる。

リスク専門の部署とは、リスク計量化技法および承認部、グローバル・リスク管理部、継続管理および回収部、であり、それぞれが決められた職務を遂行している。

グローバル・リスク管理部の主な職務は以下の通りである。

- ・ IC0の金融リスクの計量化技法の作成、提案および管理。

- ・ 金融リスクの上限および承認済みのリスク方針の遵守の監督。
- ・ 借り手の信用枠の定期的な分析、監視および見直し、それらの分析ならびに貸付仲介業者と借り手の水準の監視。
- ・ リスク計量化システム、バックテストおよびストレステストの定義および見直し。
- ・ 新規金融商品のための市場価額基準の提案、リスクの計量化および潜在的（追加）リスクに係る技法の設定。
- ・ ICOの適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の法律の適用についての分析。
- ・ 新規商品の市場価格および構造ならびにその潜在的（追加）リスクの評価。
- ・ リスクに係る承認された技法の正確な適用の監督。
- ・ 流動性枠証券化ファンドの運営における信用リスクの分析。
- ・ 流動性、市場、信用度および新規商品に関する新たなリスク限度枠の提案。
- ・ 資産および負債に係る委員会、管理委員会、監視委員会および理事会に向けたリスクの状況の報告および分析。
- ・ スペイン中央銀行に対する金利リスク、流動性比率、巨大リスクおよびバーゼル比率の状態の報告。
- ・ リスク調整後リターンツール（RAR）の更新および維持管理。
- ・ リスク調整後資本利益率（RORAC）におけるICOの価格統制ツールの更新および維持管理。
- ・ リスク・アペタイト・フレームワーク（MAR）。
- ・ 証券化に関する分析、検討および報告。

リスク計量化技法および政策地域を決する、リスク計量化技法および承認部は主として以下の機能を含む。

- ・ 新規資産商品および自動化手続きに含まれていない直接信用供与のリスクが許容範囲内であるかどうかの評価。
- ・ 顧客および顧客の金融グループに関し、ICOにより承認された直接信用供与のリスク限度枠が適切であるかどうかの分析。
- ・ すでに形成されており意思決定機関の承認が求められる事業の変更をICOが実行する上でのリスクの分析および評価。
- ・ ICOの適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の基準の採用についての分析。
- ・ ICOからの新規直接貸付の承認に関する契約およびすでに実行済みの取引の変更の協議および採用が行われる信用委員会の調整。
- ・ 直接信用供与のリスク方針および／または適切である場合にはICOによりすでに承認された方針の変更に関し、ICO内部の意思決定機関による承認の定義および提案。
- ・ 必要とされる財務業務に関するカントリー・リスク報告の作成および改訂。
- ・ 同じ産業の他社に関する、分析された顧客の比較可能な経済財務データを含む報告。
- ・ リスク計量化技法の開発、応用マニュアルの作成およびプロジェクト融資の信用評価に関連する手段の継続。
- ・ 可能かつ必要な限り、過程を自動化するツールの開発。
- ・ ICOのCOVID-19に係る保証枠の下での直接融資業務のリスクの分析。これには、会社のリスク・プロファイルの評価とともに、短期的な資金調達ニーズの具体的な分析、流動性状態および健康危機から生じる影響を軽減するために会社で利用可能なアクション・レバレッジが含まれる。

- ・ IC0による様々な債務の発行の引受けを通じた、代替的な企業金融手段としての固定利付代替市場（MARF）の発行者のリスクの分析。

卸売の監視部および回収部ならびに小売の監視部および回収部を下部組織とする、監視部および警戒解除部は、以下に挙げる機能を有する。

卸売の監視部および警戒解除部：

- ・ 直接融資業務のリスクのコントロールおよび追跡を行い、不良運用、破綻処理された取引および損失処理された取引に起因する収支の回復を促進し、有効枠またはリスク分散の場合の製品におけるポートフォリオの諸条件の順守を監視し、COVID-19に係る保証枠の回収の監視およびコントロールを行うこと。
- ・ 仲介貸付枠につきIC0の信用リスクの観点から分析および評価。
- ・ リスク・シェアリングの場合の、IC0の仲介貸付枠に規定された非金融条件の遵守の管理・検証。
- ・ IC0の直接的な顧客および顧客の金融グループに関する内部格付システム、カントリー・リスク格付システム、運用リスク計量化技法および信用リスク制限技法の設定および維持。大規模なリスク・エクスポージャーの統制および報告。
- ・ すべての必要な情報を用いたIC0のポートフォリオの質の確保。
- ・ IC0からの直接貸付ポートフォリオに関する監視委員会の調整。
- ・ 有効な規制に基づく引当金の分配／破棄の提案。
- ・ IC0からの新規直接貸付の承認に関する契約およびすでに実行済みの取引の変更の協議および採用が行われる信用委員会への出席。
- ・ 該当する法務・事業分野と連携した、遅滞、決済および不履行となった金融取引に関する適切な回収手続きの推進。
- ・ 規制機関（格付機関、内外の監査人、監査人の裁判所およびスペイン中央銀行等）からの要望に対する応答。
- ・ IC0の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の基準の採用についての分析。

小売の監視および警戒解除部：

- ・ 小売業者に対する直接業務のリスクのコントロールおよび監視、借換運用の提案またはこのセグメントにおける債務不履行となった取引および損失処理された取引に起因する収支を回復するために必要な措置の実行ならびにCOVID-19に係る保証枠の回収の監視およびコントロール。
- ・ IC0から他企業へ管理が外注されている、IC0が保有する貸付金の回収作業の監視およびコントロール。かかる作業は、中小企業、零細企業、自営業者および個人へのサービス提供契約を通じて行われている。
- ・ 中小企業、零細企業、自営業者および個人に対してIC0が直接的に経営管理を遂行している、IC0によって保有されている貸付金の回収管理。
- ・ 個々の分野の記録（決議提案、失敗、借換契約、取消、直接管理への業務移行等）に関するIC0内部の意思決定機関への提案準備。
- ・ 監視委員会における、リテールリスクの貸付ポートフォリオの状況の作成および提示。
- ・ 事業体に移転される事由の対応と解決に関する金融業務および経済政策の法律顧問部門の調整。かかる事業体には、係争回復のサービスの提供が委任されており、また裁判上の請求の過程および倒産の手続きまたは同様の特性を有する事柄において、IC0が様々な局面に置かれることが要求されるその他の行動が委任されている。

- ・ リテールポートフォリオのすべての貸付の保有者および／または保証人が顧客サービス部を通じて受けた依頼の管理。
- ・ 重大な経済危機、自然災害またはその他類似の出来事の結果、政府取引される直接金融業務の監視、承認および企画。その後における、当該状況および一定の借り手グループの活動範囲に関連する政府機関への移転に対する取組みまたは行動提案の評価。

IC0は様々な種類のリスクに関する専門家集団を擁しており、それぞれが職務における責任を持ってかかるリスクについての原則、有効なリスク方針マニュアルおよび既存の内部手続きに従い任務を遂行している。

5.3 IC0における流動性リスク

スペインのコミュニティ法およびその発展は、本件に関しては事業体における流動性リスクの測定、コントロールおよび管理のシステムに対する一般的な要件を規定するのみであるが、以下の規範文書に含まれる。

- 信用機関の活動へのアクセスならびに信用機関および投資会社の健全性監督に関する2013年6月26日EU指令第36号。
- 金融機関および投資サービス会社の健全性要件に関する2013年6月26日EU規則第575号第6部。
- 2013年規則第575号第7章、第7の2項および第7の3項に従い技術的施行規則を規定する、2014年4月16日施行規則第680号。
- 金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月28日法律第10号第41条、第42条および付則8。
- 2014年法律第10号第53条を発展させる2015年2月13日勅令第84号。
- 流動性ヘッジ要件（LCR）に関する2013年EU委任規則第575号を終了させた2014年10月10日以降の2015年EU委任規則第61号。
- 証券化ファンドの会計基準、年度会計、公的年次財務書類および積立統計情報を規定する、2016年2月2日通達第2号。これは、2008年5月22日通達第3号（廃止）の規則51、DT 6 および別紙に置き換わる。
- 2014年EU履行規則680号を改訂した、2月16日からの委員会の2016年EU履行規則第322号。これは、流動性カバレッジ要件（LCR）の団体による監督を目的とした情報の伝達に関連する技術履行基準を規定するものである。
- 2014年EU履行規則680号を改訂した、3月1日の委員会の2016年EU履行規則第313号。これは、流動性に関する情報を目的とした付加的制御パラメーター（ALMM）に関するものである。
- 2014年EU履行規則680号および2016年EU履行規則31号を改訂した、2017年11月9日EU履行規則第2114号。これは、定型書式および流動性リスクに関する情報を目的とした付加的制御パラメーター（ALMM）の規制声明の技術的指示に関するものである。
- 2017年11月27日通達第4号、規則第59条および第60条。
- UEによって承認されたECAIのリストおよび各ECAIの様々な資格の信用品質水準毎の均質化を更新した、2018年4月24日EU履行規則第634号。
- 流動性水準および流動資産の資格の要件の定義に関する2015年EU委任規則第61号のいくつかの条項を改訂した、2018年7月13日EU委任規則第1620号。
- NSFR流動性リスク要件を明確に規制する等、いくつかの側面で2013年EU規則第575号を改訂した、2019年5月20日EU委任規則第0876号。

- 流動性カバレッジ要件（LCR）の監督を目的とした情報の伝達に関連する技術履行基準に関する2016年EU履行規則第322号を大幅に改訂し、定型書式および流動性リスクに関する情報を目的とした付加的制御パラメーター（ALMM）の規制声明の技術的指示に関する2017年EU履行規則第2114号を改訂した、2020年2月14日EU履行規則第429号。

一般的に、2016年通達第2号のリスクの取扱いに関する第6章の規則51に含まれる、従うべき一連の行動基準（質的要件）を超える流動性リスクに関する特定の資本要件は存在しない。かかる通達はまた、第5章に含まれる資本の自己評価の過程および監督上の見直しの過程において実行された行動を報告する必要性にも言及しており、これはすべて、その内部資本がその現在および将来の活動を補填するのに十分であるかどうかを評価するためのものである。

現在、更新版のバーゼル の流動性および支払能力に関する文書「銀行および銀行システムを強化するための世界的な規制の枠組み」ならびに「バーゼル ：計量に関する国際的な枠組み」の公表に伴い、流動性リスクの基準および監視が、流動性の計量および管理のより効率的なパラメーターを保証する指針となる新たな措置となっている。2013年1月1日、バーゼル委員会は、「流動性ヘッジ比率および流動性リスク管理ツール」を公表し、これにより短期流動性比率の定義付けおよび監視が前進した。また、これは2014年1月12日における「市場に基づく流動性指標の監督ガイダンス」により補足された。

かかる方面において、2015年1月17日に流動性カバレッジ比率（LCR）に関し、欧州議会および欧州理事会の2013年自己資本規制（CRR）第575号を修正する、2015年委任規則第61号が公表され、2015年10月1日から60%、2016年1月1日から70%、2017年1月1日から80%、また2018年1月1日には完全な適用（100%）となるよう義務付けられた。

2014年1月、長期流動性比率の定義および計算に関する協議書類「バーゼル ：安定調達比率（NSFR）」が公表され、2014年4月11日までの協議段階を経て、2014年10月に最終文書が公表された。これにより、安定調達比率の最低水準の計算が必要となっている。2019年6月に2019年規則第876号が公表された後、2021年6月末から同比率の報告に関する新たな雛形の公表まで適用される予定である。

2013年およびその翌年以降の活動中、IC0は追加の流動性管理として、短期流動性比率および長期流動性比率の計算を毎月行った。IC0は、すべての期間において将来適用される制限の範囲内に収まる結果を得た。

さらに、2015年およびその翌年以降を見越して、また2014年10月にBISにより公表された「バーゼル ：安定調達比率」ならびに各時点で有効な定義および基準に基づき、四半期毎にその結果が計算され、安定調達比率に関する1年後（2021年まで）の様々なシナリオを導入したIC0の残高が提供される。

IC0では、流動性リスクの報告、監視、管理を担当する組織構造が明確に定められている。

貸借対照表上の流動性リスクを監視するために用いられている計量化技法は、流動性ギャップである。この流動性ギャップは、キャッシュフローを生じさせるすべてのオンバランス項目およびオフバランス項目について実際の実行日の資金の流入と流出の差額に関する情報を、毎日、12ヶ月を上限とする期間において提供する。

流動性ギャップは1週間、1ヶ月、3ヶ月および6ヶ月の期間で計量化されている。それぞれの期間において、IC0の負債合計の次の割合を越えてはならない。1週間期間については0.5%以内、1ヶ月期間については1%以内、3ヶ月期間については2.5%以内および6ヶ月期間については5%以内である。

短期流動性の監視は、毎日行われる。限度額の監視および管理も１週間、１ヶ月、３ヶ月および６ヶ月の単位で毎週および月末に行われる。

IC0は流動性の危機的水準の予測が可能となる計量化された限度額および警報システムを設定した。

また、流動性リスクを低減するために基本的な資金調達源を多角化する方針を採り、年次資金調達計画の必要資金額および資金調達日についての情報を確立するために、新規事業活動の予定を含む流動性を定期的に見直している。

同様に、ストレスシナリオにおいて財務資源を用いる際の参考として優先順位を規定する流動性コンテンツ・プランが、2018年２月27日に理事会によって承認された。

IC0は通常、銀行間取引市場、レポおよび同時流動性ならびに大規模あるいは小口の負債性証券の発行等、流動性を様々な方法で調達する。

アメリカのサブプライム市場不況に端を発する国際および国内市場に影響を与えた金融危機は、金融市場に著しい低迷を引き起こし、国内外の金融法人の資金調達のための資源を著しく減少させた。結果として、銀行間取引市場または負債性証券の発行を通じての資金調達にも深刻な影響を及ぼした。

この新たな状況のため、IC0は、期日に間に合う正確な支払義務、また、戦略的な経営、投資および成長目標を達成するための確実な流動性にするために、従前と同様に2020年を通してこの新たな状況に適應するための決断をした。これらの方策により、2021年においてもIC0の流動性の欠乏は見込まれていない。

ユーロ建て取引およびデリバティブヘッジの満期分析

以下の表は、2020年および2019年12月31日現在の金融資産および金融負債として認識されるユーロ建てデリバティブにおける契約満期（デリバティブ内蔵ハイブリッド金融商品を除く。）、および金融デリバティブとみなされるローン契約（現金、またはその他の金融資産により調整の上、決済される契約であって、IC0のキャッシュフローの見積りを理解するために満期を最も重要とするもの。）を概念的に示したものである。

2020年12月31日現在

	(単位：千ユーロ)					
	1年未満	1～5年	6～10年	11～15年	16～20年	合計
売買目的保有のデリバティブ	71,188	136,813	248,553	0	0	456,554
- そのうち:デリバティブとして みなす貸付承諾						
デリバティブヘッジ	8,468,088	2,981,508	1,911,208	200,000	69,554	13,630,358
	8,539,276	3,118,321	2,159,761	200,000	69,554	14,086,912

2019年12月31日現在

	(単位：千ユーロ)					
	1 年未満	1 ～ 5 年	6 ～ 10年	11 ～ 15年	16 ～ 20年	合計
売買目的保有のデリバティブ	259,464	230,384	315,133	-	-	804,981
- そのうち:デリバティブとして みなす貸付承諾						
デリバティブヘッジ	4,525,140	6,413,078	1,008,134	241,004	18,623	12,205,979
	4,784,604	6,643,462	1,323,267	241,004	18,623	13,010,960

上記の表に記載された情報は、以下の点に注意を要する。

- ・支払時期を相手方が選択できる場合、当該デリバティブはIC0への支払を要求される第1ピリオドに割り当てられる。
- ・上記の表に記載された金額は、値引きされていない契約額である。金利スワップは、差額による決済の場合はその純額で、デリバティブとみなされるローン契約はその総額で、およびその他すべての金融デリバティブは、差額により決済されず、その換算契約額で記載されている。
- ・インデックスの実績により決定される等の理由により報告日に契約額が明記されていないデリバティブは、残存期日を分類することを目的とする上記の表においては、それぞれ2020年および2019年12月31日現在の主導的地位を基礎として決定された。

流動性GAPによる分析

流動性マネジメントの目的は、事業体が必要性をカバーするための適切な流動性水準を短期的にも長期的にも維持し、損益計算書における費用の影響を最適化することである。

収支上の流動性プロファイルは、少なくとも今後12ヶ月間の統制、経営陣への情報提供および資金需要の分析のために毎日監視されており、また当該期間に予測される活動をカバーするため、資金需要の分析にシナリオを組み込んでいる。

上述のように、IC0の流動性マネジメントは、収支における事業の契約上の満期により生じる流入と流出との差異（流動性ギャップ）の分析を基盤としている。この分析は、事業体が利用可能な異なる資金調達源を用いて、得る必要のある資金額に関する必要な情報を提供する。

また、IC0は、必要な場合には、欧州中央銀行に対する割引を通じて直ちに流動性を得られる質の高い流動資産のバッファを維持している。以下の二つの目的のため、IC0が流動性準備金として使用できる資産残高は、マイナスの流動性ギャップを十分にカバーできる。

- 流動性ギャップをカバーするために必要な資金額およびかかる資金を得る時期を計画する際の柔軟性に寄与する。
- 市場の緊張または危機的状況の可能性に対処するための安全バッファ。

以下の表は、異なる満期の流動性の流入と流出を比較したものである（部分的流動性ギャップおよび累積流動性ギャップ）。外貨による流入および流出はその額に相当する当該通貨で表されている。

さらに、流動資産残高および流動性ギャップに対するカバレッジ水準の推移は、異なる期間について組み込まれている。

2020年12月31日現在

	(単位：千ユーロ)						
	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～12ヶ月	1～2年	2～5年	5年超
ユーロによる流入相当額	5,862,401	2,194,084	4,752,066	5,722,815	8,973,232	16,220,140	10,679,896
ユーロによる流出相当額	-4,059,266	-7,706,136	-5,543,916	-3,941,886	-6,424,758	-14,842,788	-4,669,308
部分的流動性ギャップ	1,803,135	-5,512,052	-791,850	1,780,929	2,548,473	1,377,352	6,010,588
累積流動性ギャップ	1,803,135	-3,708,917	-4,500,767	-2,719,837	-171,364	1,205,988	7,216,576
流動性の高い資産のバッファ	5,563,981	5,792,810	5,453,151	4,484,647	2,374,360	480,097	-
流動資産のバッファおよび累積流動性ギャップの差異	n.a.	2,083,893	952,385	1,764,810	2,202,996	n.a.	n.a.
マイナスの累積流動性ギャップに対する流動資産のバッファのカバレッジ比率	n.a.	156%	121%	165%	1,386%	n.a.	n.a.

2019年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～12ヶ月	1～2年	2～5年	5年超
ユーロによる流入相当額	3,178,013	2,700,315	4,255,728	5,066,752	6,894,136	11,432,780	6,907,400
ユーロによる流出相当額	-3,684,756	-4,377,907	-4,139,032	-4,163,049	-7,417,998	-7,252,399	-2,844,975
部分的流動性ギャップ	-506,743	-1,677,592	116,696	903,703	-523,862	4,180,381	4,062,425
累積流動性ギャップ	-506,743	-2,184,335	-2,067,639	-1,163,936	-1,687,798	2,492,583	6,555,008
流動性の高い資産のバッファー	6,025,462	6,107,588	6,110,296	5,532,135	4,011,824	111,532	-
流動資産のバッファーおよび累積流動性ギャップの差異	5,518,719	3,923,253	4,042,657	4,368,199	2,324,026	2,381,051	6,555,008
マイナスの累積流動性ギャップに対する流動資産のバッファーのカバレッジ比率	1,189%	280%	296%	475%	238%	n.a.	n.a.

これらの表から分かるように、マイナスの累積流動性ギャップは、利用可能な流動資産のバッファーによりカバーされている。

また、ECBの方針上、割引により非常に短期的に流動性が確保できる別の種類の適格担保資産がある。取得できる潜在的な流動性は、2020年12月31日現在のデータでは3,200,000千ユーロ、2019年12月時点で1,234,136千ユーロであった。

現在、TLTRO の運用における資金の引当金に対するカバレッジとして使用されている保険金額は、3,177,000千ユーロである。

5.4 IC0における市場リスク

上述のように、市場リスクは二つの大きなグループに分類することができる。貸借対照表または構造上の市場リスクと、取引ポートフォリオ・リスクである。IC0は内部方針として、現在のところ取引ポートフォリオの最小化を図っており、現行の会計法規の適用によりヘッジまたは投資に分類することができないものだけを保有している。したがって、IC0の市場リスクはほぼすべて通常の業務から生じるものとなっている。

(1) 標準的基準

金利および為替の変動へのエクスポージャーが具体化される標準的基準は、利益率と支払能力の二つからなる。

利益率：IC0においては、主に損益計算書に基づき計算され、関連する変数は利息または金融業務の利ざやである。

支払能力：IC0の資本はその借り手にとっては主たる保証といえる。資本または株式資本の価額は支払能力を測定するための重要な基準である。

以上を考慮の上、下記が存在する場合、IC0は、a) 年間の利ざや感応度、b) 純資本価値の感応度、およびc) 仮想取引ポートフォリオの「想定最大損失額」の計算という3本柱に基づき市場リスク計量化システムを実行する。

(2) 計量化技法

利ざやに関するリスク残を計量化するために、2015年より前までは加重平均返済期限分離ギャップ法が使用されていた。これは資産額と負債額の差額および12ヶ月以内に返済期限が到来するかまたは更新される金利の付されたオフバランス取引を、それらが利ざやに影響を及ぼす期間で加重平均して計算される。

資本の感応度を計量化するために、2015年より前まではデュレーション・ギャップ法が使用されていた。デュレーション・ギャップは資産および負債の残存期間の差異として得ることができ、差異が求められると感応度ギャップの計算が可能となる。

両方法は、2014年半ばに利息収益および純資産に基づく他のシミュレーションに変更された。

想定最大損失額については、ポートフォリオの種類によってその計量化の方法が決定され、パラメトリック法、ヒストリカルシミュレーション法およびモンテカルロ法に基づくことができる。

(3) リスクの程度

IC0が負うリスクの程度の決定は、リスク会計局長の提案に基づき上級経営陣がその責任を負い、IC0独自の特徴に応じて許容限度を設定する。かかる許容限度は定期的に見直される。

利ざや感応度の限度を評価するため、市場カーブに基づき算出されたインプリシット・レートおよび低下シナリオでは-1%のフロアを採用し±200ベース・ポイントの増減を採用するレートに基づき推定する。両計算の差異の絶対値は推定感応度となり、かかる値は-35百万ユーロを超えてシミュレーションされた利ざやの減少を示すことはできない。

ユーロ/米ドルおよびユーロ/英ポンドの為替変動に対する利ざや感応度を決定するため、±10%の変動率が想定される。

為替リスクは、いかなる場合も利ざやについて設定された世界的な限度である25%を超えてはならない。

かかる金利変動に伴う±200ベース・ポイントの変動を採用した結果、2020年12月31日現在におけるIC0の利ざやの感応度は、合計-7,412百万ユーロであり、このうちユーロにおける収支は-4,535百万ユーロ、米ドルにおける収支は-587千ユーロ、英ポンドにおける収支は-82千ユーロであった。為替感応度（米ドル/ユーロおよび英ポンド/ユーロにおいて変動率±10%）は、米ドルが-1,941千ユーロ、英ポンドが-268千ユーロであった。

純資産価値感応度の限度を設定するため、残高の現在価値は、市場カーブおよび直近の満期については金利の低下シナリオで-1%をフロアとし（20年以上の満期については、フロアは0%に達するまで毎年5ベース・ポイント上昇する。）、±200ベース・ポイントの増減を採用する別のカーブを通じて算出される。かかる絶対値フロアは変動する。双方の価値の差異は、絶対値における残高の純資産価値感応度と見なされる。純資産価値に占めるこの変動の割合（%）は、想定純資産価値の10%を超えて減少することはない。

ユーロ/米ドルおよびユーロ/英ポンドの為替変動に対する純資産価値感応度を決定するため、±10%の変動率が想定される。

2020年12月31日現在、IC0の純資産の感応度は、合計-5.65%に達し、このうちユーロ金利が-5.20%、米ドル金利が-0.18%、英ポンド金利が-0.02%であった。為替感応度は、米ドルが-0.22%、英ポンドが-0.03%であった。

(4) リスクの修正

効果的なリスク管理の最後の手段として、満期およびデュレーション・ギャップをその時々求められるリスク価値に当てはめて修正する方法がある。その結果、オンバランスおよびオフバランスの金融商品は、市況に基づき、同目的上付与された権限の範囲内での経営陣の判断ならびに収支管理部、金融および戦略統括管理、または事業委員会に従い、使用される。

IC0が2020年12月31日現在の貸借対照表で使用した主要通貨はユーロ、米ドルおよび英ポンドであり、かかる通貨建ての取引が負債全体の94.59%を占め、そのうちユーロ建てが約71%、米ドル建てが約24%となっている。

貸借対照表の資産を見ると、ユーロが全体の約92.11%と集中しており、米ドルは6.23%である。一方、他の通貨は、残りに分配される。

IC0が利用するユーロおよび米ドル以外の通貨について、その残高は実質的に金利リスクまたは為替リスクを排除しているが、これは、当該通貨建てで資金調達を行い為替変動を完全にカバーするデリ

バティブを用いてユーロ建てに転換するため、または、特定の資産の資金調達が当該リスクを回避するよう企図されているためである。

リスク限度、リスクの監視および定期的な遵守の管理の設定に加え、IC0は、関連ある金融変数の動きの異なるシナリオが利ざやまたは純資本価値に及ぼす影響を精査するために、リスクの計量化、管理および制御のために適用する統一システムを確立している。したがって、IC0は、例えば、市場における金利カーブまたはストレスの状況が平行移動しない場合にIC0の分析サービスにより提供される将来見積りを用いる等、複数のシナリオにおいて制御された変数が被る変化を定期的に監視する。

5.5 IC0における信用リスク

すでに述べている通り、IC0では信用リスクを二つの大きなグループに分類している。相手方リスクとカントリー・リスクである。

相手方リスクには、オンバランスまたはオフバランスで行われる信用機関との取引が含まれる。取引の管理と取引により発生するリスクの管理とをリアルタイムで統合するシステムにより、モニタリング活動が行われ、担当者にいつでも利用可能な相手方信用枠について最新の情報を提供している。

IC0内の管轄機関は、市場価格による取引の評価額に将来のリスクまたは追加リスク（取引の額面価額に対する割合として計量化され、取引期間中の信頼水準95%の潜在的な最大損失として計算される。）を加えた数値に基づいて相手方信用枠を使用する手法を定めて、これを承認した。この手法は定期的に見直され、最低半期に一度の頻度で追加リスクが調整される。

また、IC0の理事会は、相手方信用枠の設定に関する基本基準を半年毎に承認し、各相手方信用枠の個別分析をする。かかる相手方信用枠は、IC0の取引の特徴により、現金取引のための相手方信用枠と仲介取引のための相手方信用枠という二つのグループに大別される。仲介取引では、IC0は例えば事業枠および起業家枠または国際化枠のように異なる事業体が締結した貸付枠の契約を通じて異なる投資プロジェクトに貸付けている。

IC0が契約したデリバティブを伴う取引の相手方は信用度が高く、そのうちの約100%もの相手方が格付機関より投資適格の格付を取得している。これらの相手方金融機関はスペイン内外で営業を行っている。

仲介および直接融資の分野におけるIC0の信用機関との活動は、カウンターパーティー（うち約95%が投資適格の格付を保有している。）と行われている。

コーポレート信用リスクについて、IC0は承認、監視および警戒解除という別々の評価および管理体制を有している。

「承認」プロセスでは、IC0は、継続事業評価に基づき企業および事業を分析し、リスクおよび潜在的な顧客についての意見書を発行するために保証を分析するが、これらは事業委員会または理事会による適切な意思決定の基礎となる。

「監視」プロセスは、IC0の貸付ポートフォリオが最高の品質を有していること、すなわち、貸付が合意された日に決められた通りに返済されることの実現を目的としている。取引に影響を及ぼす事由は顧客およびそのグループの格付にも影響を及ぼすため、基本的な監視対象は取引ではなく顧客である。この監視プロセスは、経済的および財政的な状態の定期的な見直しならびに意思決定のための支援ツールの更新の継続を用いた恒久的な管理により実現される。そしてそれは、警告の兆候を見つけることも、供与された資金の返済を最大にするために問題のあるリスクに対する行動計画を促進することも可能にする。

最後に、「監視およびリテールの警戒解除」分野の警戒解除の役割の重点は、電話、郵便またはEメールを通じて、債務不履行となった業務の債権回収をすることにある。また、かかる業務が訴訟の

段階に入った場合における支払合意の交渉および債権者の入札におけるIC0の票を確立するための入札にかけられた業務の調査にも焦点をあてている。

信用リスクについては、カントリー・リスクとして知られるリスクについて特記しなければならない。カントリー・リスクは、地理的、政治的および法的に「国家」として定義される地域に帰属していることを特徴とした相手方すべての支払能力に関するものである。

これに関連して、IC0は、現行の規則に沿ったカントリー・リスク計量化技法を承認している。これは、複数の基準に基づいてリスク・グループ別に国を評価するという目的に沿ったものである。これにより、カントリー・リスクのための引当を行う際の明確な基準が得られ、直接信用供与を評価し、非居住者貸付のポートフォリオを分別する。国家をリスク・グループに分類するに当たっては、格付機関と経済協力開発機構（OECD）およびスペイン輸出信用機関（CESCE）の評価をその情報源として使用している。

5.6 IC0におけるオペレーション・リスク

特に新自己資本比率規制（バーゼル ）を考慮した場合、オペレーション・リスクの計量化および管理がよりいっそう重要となる。このリスクには、業務を実際に行う過程で生じる不適切な処理、不正確な記録、システムの不具合等に起因するリスク、法的リスクおよび損失リスクが含まれる。

この領域においては、オペレーション・リスクの取扱いを容易にする一定の手段が開発されており、管理委員会および活動指標の毎月の監視方針、プロセスおよび内部手続きの開発、顧客および事業を監視する方針の定義、事故の内部管理ならびに既存の危機管理計画が特筆される。また、内外の監査人により実行される監査手続きおよび監査業務の定期的な管理も強調されるべき点である。

[次へ](#)

5.7 企業に関する既存の信用リスク

5.7.1 産業別の分類

産業別の分類によると、既存のリスク^(*)の分布は以下の通りである。

	(単位：百万ユーロ)			
	2020年		2019年	
	金額	割合(%)	金額	割合(%)
不動産投資	504	4	561	5
公共販売住宅の建設	7	0	7	0
公共賃貸住宅の建設	355	3	379	3
土地の取得および開発	140	1	175	2
その他	2	0	-	-
有形固定資産投資	8,520	70	8,042	73
再生可能エネルギー	1,340	11	1,545	14
水道インフラ	144	1	172	2
電力インフラ	1,272	10	958	9
ガスおよび化石燃料インフラ	1,172	10	855	8
輸送インフラ	3,511	29	3,520	32
観光・娯楽産業	119	1	35	0
医療／保健事業インフラ	87	1	112	1
電気通信事業	100	1	50	0
オーディオ機器の生産および展示	22	0	22	0
産業地区その他の建設	9	0	10	0
その他	601	5	745	7
調査開発の物資に対する投資	141	1	18	0
ICO融資ライン 自治体 代理店	-	-	-	-
企業買収	694	6	340	3
一般的企業ニーズ	524	4	132	1
債務の再編	1,048	9	1,150	10
一般国家予算	919	8	840	8
金融仲介サービス	-	-	-	-
	12,208	100	11,065	100

(*) 評価調整または減損損失(「その他の金融資産」を除く。)を除く顧客向貸付金を含む。また、顧客に対する金融保証ならびに貸付金および未収金として公的機関が分類した居住者の負債性証券を含む。

2020年および2019年12月31日現在の総エクスポージャーは、主に三つの分野に集中している。「有形固定資産投資」が全リスクに対して占める割合は、2020年は70%（2019年は73%）であり、「債務の再編」分野は、2020年は全リスクの9%（2019年は10%）、「一般国家予算」は、2020年は全リスクの8%（2019年は8%）であった。

「有形固定資産投資」分野において、2020年のリスクの29%（2019年は32%）を占めた「輸送インフラ」による影響は強調すべき点である。

5.7.2 金融投資の地域別の分類

2020年12月31日現在の全リスクは、76%が9,233百万ユーロとなったスペイン国内における投資活動への融資取引に関するものであり（2019年現在は8,796百万ユーロであり、79%）、24%がその他の国における投資プロジェクトへの融資取引に関するものであった。

2020年の自治体毎の国土における投資計画のリスク分布については、カタルーニャ州が7%、バレンシア州が6%、マドリッド州およびアンダルシア州が5%、ならびにエストレマドラ州が3%（2019年は、それぞれ5%、7%、6%、7%および4%）となった。

国際市場で行われた取引の2020年および2019年12月31日現在の分布は、国外の既存リスクに従い、以下の通りである。

	(単位：百万ユーロ)			
	2020年		2019年	
	金額	割合(%)	金額	割合(%)
欧州経済共同体(EEC)	1,148	38	588	26
中南米	743	25	628	28
米国	117	4	122	5
EU加盟国以外の欧州諸国	30	1	30	1
その他	937	32	901	40
	2,975	100	2,269	100

5.8 供給者に対する支払遅延に関する情報

スペイン会計士協会（ICAC）の2019年1月29日決議が、年次財務書類の注記に含められるべき商取引における供給者に対する支払遅延に係る情報に関して制定し、商取引における支払遅延に対する措置を定めた2010年7月5日法律第15号（2004年12月29日法律第3号を修正するもの。）に従い、IC0は下記の点を指摘しなければならない。

- IC0の中核事業（金融活動）の内容を踏まえ、本注記に記載されている支払遅延に関する情報は、IC0にサービスを提供している業者に対する支払ならびにIC0の証券の預託者および保有者を除く民間供給者に対する支払のみに関連するものとなっている。後者に関しては、要求があり次第支払期日が到来する債務および繰延払債務のいずれの支払も、その契約上および法律上の支払期限までに適式に行われた。営業債権者とみなされない固定資産の供給者等、供給者に対する支払に関して提供される一切の情報についても、前述のICAC決議の規定に従うかかる義務的な開示の範囲から除外されない。
- 2010年7月5日法律第15号により義務付けられている、以下に示されるIC0の民間供給者およびサービス提供業者に関する情報に関して、2019年1月29日ICAC決議の第6条に含まれるものを勘案し、前段落に定義される範囲で、かかる規制により情報が要求されている。

	2020年	2019年
(単位：日)		
支払事業の比率	7	7
未払事業の比率	3.5	3.5
供給者に対する平均支払期間	6.75	6.75
(単位：千ユーロ)		
支払額合計	25,471	22,575

未払額合計	1,376	701
-------	-------	-----

上記の情報を詳細に述べると、会社間の債権・債務に係る支払は、上記のデータから除かれている。

5.9 リスクの集中およびIC0のその他の特定の規制

2020年および2019年12月31日現在、当グループは、IC0の定款の規定に従い、適用される規制（2013年EU規則第575号第4部および2008年スペイン中央銀行通達第3号）に定められた大規模エクスポージャーの制限を免除されている。

2012年3月31日付の2012年勅令第12号は、EU加盟国に所在する信用機関のエクスポージャーの取扱いを確立した。

5.10 建設および不動産開発のための融資に関する情報および関連する担保実行資産

不動産リスクポートフォリオの方針および戦略に関して、IC0はかかる種類の商品につきいくつかの方針（例えば経験豊富な開発者、認定販売の割合、独立した専門家による賃貸需要のデータ）からなる承認プロセスを有し、プロジェクトの経済的および財政的実現可能性を評価している。

認証された仕事に対する支払は後に有効化および管理され、建設経過は監督され、販売は管理されている。

さらに、取引を首尾よく完了させることのできる解決策を提案する目的の下、現在未払いがある顧客の支払を困難にしている理由を発見するために調査がなされてきた。

以下の表は、建設および不動産開発に対する融資について詳述したものである。

- 建設および不動産開発ならびに関連するヘッジのために提供された融資

(単位：千ユーロ)

	2020年			2019年		
	総額	担保超過分	特定の引当金	総額	担保超過分	特定の引当金
不動産融資：	502,379	-	216,384	544,338	-	230,547
- そのうち：破綻懸念先	117,174	-	114,470	120,529	-	118,200
備忘事項：						
債務不履行貸付	-	-	-	-	-	-

(単位：千ユーロ)

	2020年	2019年
備忘事項：		
地方自治政府を除く顧客への貸付金合計	8,907,878	7,569,310
資産合計	34,386,075	31,822,825
標準リスクに対する一般引当金合計	86,998	31,190

2020年12月31日現在の建設および不動産開発のための合計融資は、貸借対照表合計の1.46%（2019年12月31日現在は1.71%）を占めている。

- 建設および不動産開発のための融資（総額）

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
1.不動産担保なし	140,578	157,454
2.不動産担保付	361,800	386,884
2.1 完成された建物	352,301	376,739
2.1.1 住宅	352,301	376,739
2.1.2 その他	-	-
2.2 建築中の建物	9,499	10,145
2.2.1 住宅	9,499	10,145
2.2.2 その他	-	-
2.3 土地	-	-
2.3.1 開発済みの土地	-	-
2.3.2 その他の土地	-	-
合計	502,378	544,338

- 住宅購入ローン

	(単位：千ユーロ)			
	2020年		2019年	
	総額	そのうち： 破綻懸念先	総額	そのうち： 破綻懸念先
住宅ローン	12,648	-	13,727	-
不動産担保なし	11,528	-	13,123	-
不動産担保付	1,120	-	604	-

- 不動産担保付の住宅購入ローン（最新の入手可能な査定額のリスクの割合（LTV））

2020年12月31日現在

	(単位：千ユーロ)				
	LTV 40% 未満	LTV 40%超 60%未満	LTV 60%超 80%未満	LTV 80%超 100%未満	LTV 100%超
総額	917	-	203	-	-
- そのうち：破綻懸念先					

2019年12月31日現在

	(単位：千ユーロ)				
	LTV 40% 未満	LTV 40%超 60%未満	LTV 60%超 80%未満	LTV 80%超 100%未満	LTV 100%超
総額	453	55	96	-	-
- そのうち：破綻懸念先					

- 不動産建設および開発債務の清算において受領した担保実行資産

IC0の貸借対照表（注記17を参照のこと。）記載の担保実行資産はいずれも、建設会社および不動産開発業者に対して提供された融資または住宅購入のために一般家庭に対して提供されたモーゲージローンに起因するものではなく、当該資産を保有する非連結企業の株式、かかる会社への投資または融資で構成されるものでもない。

[次へ](#)

5.11 ICOの借換済業務および再構築済業務に関する情報

2013年スペイン中央銀行通達第6号において公開および留保された金融情報に関するルールについて要求されている通り、次の表に2020年および2019年12月31日現在の借換済業務および再構築済業務に関する詳細な情報（総額）が記載されている。

2020年12月31日現在（総額、単位：千ユーロ）

	物上保証	物上保証なし	合計	ヘッジ合計
公的機関	-	154,716	154,716	69,251
不良		42,894	42,894	42,894
金融企業（金融資産）	-	-	-	-
不良				
非金融企業および産業事業	612,121	20,333	632,454	254,964
不良	241,577	16,096	257,673	249,064
通常	4,109	-	4,109	-
不良不動産	3,016	-	3,016	3,016
その他個人	370	3	373	-
合計	612,491	175,052	787,543	324,215

2019年12月31日現在（総額、単位：千ユーロ）

	物上保証	物上保証なし	合計	ヘッジ合計
公的機関	1,473	183,605	185,078	73,987
不良	-	43,738	43,738	43,738
金融企業（金融資産）				
不良				
非金融企業および産業事業	738,996	101,341	840,337	291,075
不良	275,580	19,718	295,298	265,949
通常	7,789	-	7,789	4,613
不良不動産	3,529	-	3,529	3,437
その他個人	459	6	465	-
合計	740,928	284,952	1,025,880	365,062

注記 6 現金、中央銀行への預金および要求払預金

2020年および2019年12月31日現在、本項目の貸借対照表上の内容は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
手元の現金	9	12
スペイン中央銀行にある現金	2,704,007	709,633
法定預金準備金	2,704,007	709,633
その他の要求払預金	25,368	74,810
	2,729,384	784,455

注記 7 売買目的保有の金融資産および金融負債

2020年および2019年12月31日現在、本項目の貸借対照表上の残高総額は、デリバティブ取引からなる。

デリバティブ取引を伴う取引は、IC0が貸借対照表上のポジションを包括的に管理するが、ヘッジ商品に指定されるための規範的要件を満たしておらず、そのため取引ポートフォリオに分類される商品を主に対象としている。

以下は、2020年および2019年12月31日現在のIC0のデリバティブ取引の公正価額およびその名目元本（当該デリバティブに係る将来の支払額および回収額のベースとなる金額）をデリバティブの種類毎に示したものである。

(単位：千ユーロ)						
	名目元本		資 産		負 債	
	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年
市場別：						
組織的市場	-	-	-	-	-	-
非組織的市場	456,554	804,981	61,724	69,407	60,824	69,313
	456,554	804,981	61,724	69,407	60,824	69,313
商品別：						
スワップ	456,554	804,981	61,724	69,407	60,824	69,313
	456,554	804,981	61,724	69,407	60,824	69,313
相手方別：						
信用機関	263,751	532,075	-	-	60,824	69,313
その他の信用機関	-	-	-	-	-	-
その他の部門	192,803	272,906	61,724	69,407	-	-
	456,554	804,981	61,724	69,407	60,824	69,313
リスク別：						
為替リスク	417,137	753,346	59,521	65,526	58,687	65,550
金利リスク	39,417	51,635	2,203	3,881	2,137	3,763
	456,554	804,981	61,724	69,407	60,824	69,313

公正価額は、2020年および2019年を100%として計算されており、貨幣市場および公債のインプリシット・カーブを参照している。

2020年および2019年12月31日現在、公正価額で評価し、注記2.2.3記載の公正価額レベルを考慮した取引ポートフォリオの分類は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)					
	2020年			2019年		
	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル
売買目的保有デリバティブの資産	-	61,724	-	-	69,407	-
売買目的保有デリバティブの負債	-	60,824	-	-	69,313	-

以下の表は、2020年および2019年における、IC0の未実現の利益および損失に関連する取引目的保有資産のポートフォリオに含まれる金融資産の公正価額の変動について、損益計算書に計上されている額を示す（注記29を参照のこと。）。公正価値が活発な市場において公表された文献リストとして考慮して評価された金融資産（レベル1）、変動が市場において観察可能なデータから取得された評価手法により計算される金融資産（レベル2）、そしてその他（レベル3）と区別される。

	(単位：千ユーロ)					
	2020年			2019年		
	利益	損失	純額	利益	損失	純額
レベル1	-	-	-	-	-	-
レベル2	111,925	108,540	3,385	110,436	109,845	591
レベル3	-	-	-	-	-	-

2020年および2019年におけるレベル2に分類されたデリバティブの公正価額の変動は、もっぱらレベル間の再分類を行わない評価手法の適用による売買および公正価額の変動が原因であった。

注記 8 損益を通じて義務的に公正価額で評価された売買目的保有でない金融資産

2020年および2019年12月31日現在、本項目に含まれる貸借対照表上の金額の内訳、投資は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
持分証券	-	-
負債性証券	-	-

2020年12月31日現在および2019年12月31日現在、本項目は、100%の会計ヘッジ（40,167千ユーロ）を有する懸念リスクとして分類された負債性証券を含み、したがって、いずれの年においても引当金として完全に計上されている。

2020年、この項目に損益計算書において公正価額での評価で計上された結果はなかった（2019年は1,984千ユーロの利益）（注記30を参照のこと。）。

注記9 その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産

2020年および2019年12月31日現在、本項目の貸借対照表上の残高の商品別の内容は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
持分証券：		
FOND-ICOパイム(1)	82,747	82,159
FOND-ICOインフラストラクチャス (2)	102,239	74,222
FOND-ICOグローバル(3)	634,960	570,688
フォンス・メディテラネア・フォンド・デ・カピタル・リエスゴ(4)	6,444	9,345
フォンド・マーガレット・MEH(5)	58,953	67,716
FEI、フォンド・エウロペオ・デ・インベルシオネス(6)	13,079	13,141
SWIFT(7)	-	4
EDW(8)	170	238
FONDO AFS CESCE(9)	7,044	10,038
パルティシパシオネス・グループ・カピト(10)	-	-
	905,636	827,551
負債性証券(11)	713,358	998,586
	1,618,994	1,826,137

2020年および2019年12月31日における、これらの金融商品の公正価額の変動である「その他の累積包括利益」項目の残高、純税効果額は、以下の通りである（注記21を参照のこと。）。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
負債性証券	4,707	2,777
持分証券	72,925	36,916
	77,632	39,693

2020年および2019年中のその他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の変動は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
期首残高	1,826,137	1,671,294
追加購入	672,325	203,780
売上および償却	(918,197)	(66,677)
公正価額の変動(注記21)	37,939	23,440
引当金減損割当	-	(5,700)
減損損失の変動(適用後)	790	-
期末残高	1,618,994	1,826,137

- (1) FOND-ICOパイム。1993年5月に設立されたベンチャー・キャピタル・ファンドで、ICOが唯一の出資者であり、Axisパルティシパシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。2020年および2019年中に拠出金または返金に関連する変動はなかった。
- (2) FOND-ICOインフラストラクチャス。2019年に設立された新しいベンチャー・キャピタル・ファンドで、ICOが100%の割合で出資しており、Axisパルティシパシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。2020年、ICOによる拠出金は21,000千ユーロ（2019年は74,763千ユーロ）であった。
- (3) FOND-ICOグローバル。2014年に設立されたベンチャー・キャピタル・ファンドで、ICOが100%の割合で出資しており、Axisパルティシパシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。2020年、ICOによる拠出金は140,000千ユーロ（2019年は120,000千ユーロ）であった。2020年、ファンドは、拠出金の返金を通じて124,000千ユーロ（2019年は25,000千ユーロ）持分が減少した。ICOによって拠出された金額および払い戻される金額は、2020年12月31日において、583,000千ユーロであった（2019年12月31日現在は528,000千ユーロ）。
- (4) フォンス・メディテラネア。ファンドは2005年10月に設立され、ICOならびに公的および民間事業体が出資者である。このファンドはスペインの会社がアフリカン・マグレブで展開するプロジェクトに投資するために設立された。このファンドへの割当は、2020年12月31日現在1,270千ユーロとなった実質資本合計（公正価額の変動は含まない。）の30%のヘッジ引当金を有している（2019年12月31日現在は1,270千ユーロ）。
- (5) フォンド・マーガレット・MEH。主導的な欧州の公的信用機関が参加しており、これは、市場政策に基づく投資家へのリターンの原則と公共政策が定めた目標を同時に実現する目的で、気候変動と闘う欧州連合の主要政策を実施するための、インフラに対する投資促進を目指す欧州の株式ファンドである。最終的な清算による最終業績は、ファンドへの資金調達を行っているスペイン税務省により完全に保証されているためICOの損益計算書に影響を及ぼさないにもかかわらず、当該ファンドはICOによって管理されている。2020年、新たな拠出金があり、その金額は285千ユーロであった。（2019年は3,317千ユーロ）。2020年の資本参加の返金は6,549千ユーロ（2019年は1,268千ユーロ）として計上された。
- (6) FEI。2020年12月31日現在、欧州投資ファンドの総額の0.72%に相当する出資を行っている（2019年12月31日現在では0.72%）。2020年または2019年において、拠出金はなかった。2020年12月31日現在、支出額24,000千ユーロが未払いのままである（2019年12月31日現在は24,000千ユーロ）。
- (7) SWIFT。2008年よりかかる事業体の正式メンバーであるICOは、かかる事業体に1株式出資している。
- (8) EDW。2012年3月からのヨーロッパ・データウェアハウスGmbHG（ED）（European DataWarehouse, GmbHG）企業への参加による3.57%。
- (9) FONDO AFS CESCE。主な活動がCESCEの保証付きで商業送り状を値引きすることであるFONDO AFS Sicavへの13.16%の資本参加。2020年、ICOの拠出金はなかった（2019年はなし）。2020年、拠出金の返還は1,500千ユーロであった（2019年はなし）。
- (10) パルティシパシオネス・グラーボ・カピト。2019年、いくつかの融資業務への支払として、ICOはQUABITグループの株式数株を5,700千ユーロの額で処分した。これらの株式はすべて会計規定の対象であるため、その正味価値は0である。
- (11) ICOは、流動性マネジメント政策および事業モデルの一環として、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産に分類される負債性証券に投資することができる。一般に、これらは、スペインの信用機関が発行する固定利付証券および公債である。

かかる資産の満期別内訳は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
1年以内満期	250,514	998,586
1年から2年満期	-	-
2年から3年満期	462,844	-
3年超満期	-	-
	713,358	998,586

2020年および2019年12月31日現在、注記2.2.3に記載される公正価額レベルを考慮したその他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の分類は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)					
	2020年			2019年		
	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル
負債性証券	713,358			998,586		
持分証券		905,636			827,551	

2020年中、IC0は、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の償却による利益を、持分証券の売却結果として損益計算書に計上しなかった（2019年は計上なし）（注記28を参照のこと。）。

注記10 償却原価で評価した金融資産

2020年および2019年12月31日現在の貸借対照表上の本項目の残高構成は以下の通りである（減損損失およびその他評価調整額を含む。）。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
負債性証券(注記10.1)	7,347,498	7,843,423
貸付金	21,996,205	20,626,023
信用機関(注記10.2)	10,562,681	10,215,054
顧客(注記10.3)	11,433,524	10,410,969
	29,343,703	28,469,446

以下は、信用リスクを補填するために計上された2020年および2019年の減損損失の変動ならびに償却原価で評価した金融資産ポートフォリオにおける2020年および2019年の期首および期末現在の当該減損の累積額を表している。

	(単位：千ユーロ)			
	カントリー・ リスクの引当金	監視リストに基 づく懸念リスク および標準リス クの引当金	標準リスク引当金	合計
2019年1月1日現在の残高	2,888	818,160	31,087	852,135
収益に課せられる割当	1,765	15,173	2,304	19,242
収益に対する回収額	(265)	(107,950)	(2,194)	(110,409)
資金の充当	-	(108,895)	-	(108,895)
その他の変動	-	-	-	-
為替差額の調整	35	(314)	(7)	(286)
2019年12月31日現在の残高	4,423	616,174	31,190	651,787
収益に課せられる割当	162	51,190	66,244	117,596
収益に対する回収額	(1,496)	(81,980)	(434)	(83,910)
資金の充当	-	(4,160)	-	(4,160)
その他の変動	-	-	-	-
為替差額の調整	(241)	290	(170)	(121)
2020年12月31日現在の残高	2,848	581,514	96,830	681,192

以下の表は、懸念リスクおよび決定基準に基づいた警戒リストにおける標準リスクにかかる引当金の詳細を表している。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
懸念リスクの引当金（不履行を含む）：	423,634	438,868
不履行	113,043	108,867
不履行以外	310,591	330,001
警戒リストにおける標準リスクの引当金	157,880	177,306
合計	581,514	616,174

警戒リストにおける標準リスクの引当金は、2020年12月31日現在の975,677千ユーロの信用資産に相当する（2019年12月31日現在は1,202,721千ユーロ）。

以下の表は、2020年および2019年12月31日現在の信用リスクによって減損とみなされる貸付および受取債権に分類される金融資産につき、相手方別ならびに当該日付の未払金額別およびリスク年限からの経過期間別の内訳を示している。政府が保証する減損認識資産については注記10.3を参照のこと。

2020年12月31日現在の減損認識資産

		(単位：千ユーロ)							
相手方別：	遅滞なし	3ヶ月超	6ヶ月超	9ヶ月超	12ヶ月超	15ヶ月超	18ヶ月超	21ヶ月超	合計
		6ヶ月以内	9ヶ月以内	12ヶ月以内	15ヶ月以内	18ヶ月以内	21ヶ月以内		
非金融企業	368,108	40,384	10,503	-	-	-	-	54,473	473,468

2019年12月31日現在の減損認識資産

		(単位：千ユーロ)							
相手方別：	遅滞なし	3ヶ月超	6ヶ月超	9ヶ月超	12ヶ月超	15ヶ月超	18ヶ月超	21ヶ月超	合計
		6ヶ月以内	9ヶ月以内	12ヶ月以内	15ヶ月以内	18ヶ月以内	21ヶ月以内		
非金融企業	378,815	-	-	-	-	21,410	730	86,727	487,682

2020年12月31日現在、カントリー・リスクによる減損資産残高は169,656千ユーロであり、カントリー・リスク別のヘッジは2,848千ユーロ（2019年12月31日現在は212,406千ユーロ、ヘッジは4,423千ユーロ）である。

2020年および2019年の期限経過非減損資産はそれぞれ178,274千ユーロおよび16,967千ユーロとなり、これらの資産の両年度における経過期間は1ヶ月ないし3ヶ月である。

回収の可能性が低い（または回収できない）とみなされた場合、資産と計上されない減損金融資産の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
期首残高	1,678,116	1,661,991
追加：	6,193	69,708
回収の可能性が低い	-	66,707
その他の事由	6,193	3,001
回収：	(22,818)	(54,266)
追加融資なしに回収した現金	(10,735)	(766)
資産の割当		
その他	(12,083)	(53,500)
最終償却：その他の事由	-	-
為替差額の変動の純額	(3,061)	683
期末残高	1,658,430	1,678,116

回収の可能性が低い（または回収できない）資産の変動の結果として2020年および2019年の損益計算書に含まれる純額は、それぞれ10,734千ユーロおよび16,610千ユーロの利益であった（「損益を通じて公正価額で評価されない金融資産の減損または減損の戻入」および「償却原価で評価した金融資産（注記10）」の項目を参照のこと。）。

10.1 負債性証券

「負債性証券」の項目には、償却原価で評価された金融資産、取引可または取引不可の固定利付証券が含まれる。

2013年末には、IC0の業務委員会は2015年のIC0信用枠の事業体により作られた、貸付金を債券へ転換する転換業務の対象となる条件および業務を規制するため、2015年のIC0の仲介貸付枠契約に関する枠組みに含まれている別紙Vの書類を承認した。かかる承認には、転換される与信枠、金額、利息額、適格な事業体、スケジュールおよび信用機関の報酬額に関する一般的な仕様も含まれている。また、仲介貸付の転換により生じた負債性証券は、「負債性証券」の項目にも記載されている。

貸借対照表に記載される2020年および2019年12月31日現在のかかる項目の相手方別の構成は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
相手方別：		
居住者公的機関	6,259,098	7,115,605
居住者信用機関	13,082	320,883
その他の居住者部門	965,139	346,254
その他の非居住者部門	110,179	60,681
	7,347,498	7,843,423

2020年および2019年12月31日現在、満期別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
満期別：		
1年以内	2,176,833	1,930,549
1年超2年以内	2,713,883	1,757,506
2年超3年以内	1,010,498	2,761,383
3年超4年以内	223,598	981,509
4年超5年以内	295,639	240,687
5年超	927,047	171,789
	7,347,498	7,843,423

2020年12月31日現在のかかる資産からの利息は年利0.53%（2019年12月31日現在は0.51%）であった。

2020年および2019年における、かかる資産からの利益はそれぞれ43,857千ユーロおよび43,640千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の欄に計上されている（注記24を参照のこと。）。

IC0はこれらの資産について、9,312千ユーロの信用リスク（標準リスク）を補填している（2019年12月31日現在は2,039千ユーロ）。

2020年および2019年中に発生した償却原価で評価した負債性証券の項目の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
期首残高	7,843,423	9,503,883

追加購入	4,423,291	3,470,279
減損損失の変動	(7,273)	(1,740)
償却および売上	(4,911,943)	(5,128,999)
期末残高	7,347,498	7,843,423

2020年12月31日現在、23千ユーロが損益計算書の「負債性証券」の項目に含まれる資産の償却から生じる金融業務に計上されている（2019年12月31日現在は10,365千ユーロの利益）（注記28を参照のこと。）。

10.2 信用機関に対する貸付金

2020年および2019年12月31日現在の貸借対照表上の本項の構成は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
内容別：		
信用機関への預金(注記10.2.1)	1,288,841	44,509
国家仲介貸付(注記10.2.2)	8,355,157	9,431,246
国際仲介貸付(注記10.2.3)	920,584	729,460
信用機関へのその他の貸付(注記10.2.4)	12,435	22,780
	10,577,017	10,227,995
減損損失	(5,307)	(4,170)
その他の評価調整額(*)	(9,029)	(8,771)
	10,562,681	10,215,054

(*) 評価調整額は、主に利息および類似収益の発生額ならびに手数料調整額に相当する。

10.2.1 信用機関への預金

以下の表は、2020年および2019年12月31日現在の「信用機関への預金」項目の満期別の残高の詳細を表している。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
1年以内	1,288,841	44,509
1年超2年以内	-	-
2年超3年以内	-	-
3年超4年以内	-	-
4年超5年以内	-	-
5年超	-	-
	1,288,841	44,509

2020年中、「信用機関への預金」項目は、年利マイナス0.33%（2019年中はマイナス0.21%）の平均利息を得た。2020年および2019年12月31日現在のかかる預金は、すべて定期預金である。

これらの貸付金について2020年および2019年に発生した（マイナス）金利はそれぞれ（5,357）千ユーロおよび（3,968）千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似費用」の項目に含まれている（注記25を参照のこと。）。

10.2.2 国家仲介貸付

1993年2月26日の閣議決定に従い、中小企業に対する融資を援助するための仲介貸付枠が、IC0に設けられた。かかる仲介貸付枠は、IC0が様々な信用機関に供与した貸付を通じて行われ、当該信用機関が各企業に対する正式な貸付を行った。かかる方針は後年も継続され、常にスペインの中小企業に焦点を当てながら、毎年様々な金額および目的に沿った枠が承認された。

1997年12月31日までに付与された仲介貸付に区分される業務において、IC0は資金を受領する事業体の最終的な借り手に対する信用リスクの一定割合を引き受ける。それ以降は、IC0は2009年から2012年の一定の流動性資産枠を除き、最終的な借り手に関する不良債権リスクを引き受けていない。

2009年から2012年に設けられた内部の仲介貸付枠（2020年および2019年12月31日現在はエクスポージャーなし）は、中小企業のための、流動性リスクを伴う一定のIC0信用枠である。かかる枠につき、IC0は、仲介に失敗した信用機関による全般的および総合的なリスクを引き受けている。2009年および2010年に供与されたかかる枠につき、かかるリスクは当該枠の引当金額の5%を上限とした。一方で、2011年および2012年に供与された枠については、不動産金融取引を除く金融機関部門の平均不履行率が最大想定リスクとされている。2020年および2019年の期間において、IC0が引き受けたリスクにつき、新たな枠は承認されていない。

2020年12月31日現在、IC0はIC0のリスクに係るすべての仲介貸付枠のために引当金を設定していない（2019年12月31日現在は92,477千ユーロ）（注記19を参照のこと。）。かかる引当金は、当初は当該仲介枠によりIC0に対して発生する受取利息を参照できたが、期待された成長が見られなかった場合は例外的にIC0によって調整される。最終的に認識された引当金がかかる不履行をカバーするのに不十分な場合、かかる差額は直接1995年勅令法第12号に基づき設定されたRDLファンドに請求され、IC0における損失は一切発生しない。

2020年および2019年12月31日現在における国家仲介貸付残高の満期年限別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
1年以内	2,557,113	3,103,269
1年超2年以内	1,979,546	2,134,945
2年超3年以内	1,296,858	1,454,810
3年超4年以内	908,461	907,508
4年超5年以内	508,234	587,615
5年超	1,104,945	1,243,099
	8,355,157	9,431,246

2020年および2019年12月31日現在の仲介貸付の平均年利はそれぞれ0.80%および1.18%であった。

国家仲介貸付により生じた利息は2020年および2019年には、それぞれ61,706千ユーロおよび97,846千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれている（注記24を参照のこと。）。

10.2.3 国際仲介貸付

国際仲介貸付は、スペイン企業の国際化を投資ではなく銀行融資を通じて支援するために2018年に開始したIC0の新しい活動である。

2020年および2019年12月31日現在における国際仲介貸付残高の満期年限別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
1年以内	172,588	67,016
1年超2年以内	147,988	131,192
2年超3年以内	117,835	117,624
3年超4年以内	121,465	82,018
4年超5年以内	91,361	80,339
5年超	269,347	251,271
	920,584	729,460

2020年および2019年12月31日現在の国際仲介貸付の平均年利はそれぞれ0.80%および1.18%であった。

国際仲介貸付により生じた利息は2020年および2019年には、それぞれ17,954千ユーロおよび21,490千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれている（注記24を参照のこと。）。

本項目には、貸倒リスク（信用リスクおよびカントリー・リスク）として減損損失合計5,307千ユーロが含まれる（2019年12月31日現在は4,170千ユーロ）（注記10を参照のこと。）。

10.2.4 信用機関へのその他の貸付

本項目は、信用機関、居住者および非居住者に対する直接貸付取引の残高を含む（仲介貸付なし）。

2020年および2019年12月31日現在のこれらの貸付残高の満期別の詳細は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
1年以内	4,739	6,448
1年超2年以内	4,144	6,171
2年超3年以内	2,361	6,448
3年超4年以内	1,191	2,468
4年超5年以内	-	1,245
5年超	-	-
	12,435	22,780

2020年および2019年12月31日現在の信用機関に対する貸付の平均年利はそれぞれマイナス0.33%およびマイナス0.21%発生した。

これらの貸付金について2020年および2019年中に発生した金利は、それぞれ61千ユーロおよび506千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれる（注記24を参照のこと。）。

10.3 顧客向貸付金

2020年および2019年12月31日現在の貸借対照表において、本項目の残高の相手方別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
相手方別：		
居住者公的機関	2,448,796	2,772,946
非居住者公的機関	163,085	158,943
その他の居住者部門	8,216,224	6,978,818
その他の非居住者部門	1,158,612	995,302
その他の金融資産	4,050	28,909
	11,990,767	10,934,918
減損損失	(666,573)	(645,578)
その他の評価調整額(*)	109,330	121,629
	11,433,524	10,410,969

(*) 評価調整額は、主に利息および類似収益ならびに手数料調整額に対応する金額である。

経済利益グループにおける投資の取引価額（2020年12月31日現在では10,908千ユーロおよび2019年12月31日現在では1,002千ユーロ）は、当該投資が利益保証型であることを考慮し、「その他の居住者部門」に含まれている。これらの機関のマイナスの課税標準がIC0の課税標準に含まれているため、当該株式の収益率は会計財務要素を含んでいる。投資に対する最終利益の確定に伴い会計財務利益を調整するために損益計算書の所得税に対して引当金が毎年計上されている（注記19および注記23を参照のこと。）。

2020年および2019年にこれらの貸付に対して発生した利息は、それぞれ137,927千ユーロおよび158,866千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれている（注記24を参照のこと。）。

以下は、上記の残高のうち、公共部門に保証されている取引（2020年および2019年12月31日現在の「顧客向貸付金」の項目に分類される「その他の居住者部門」および「居住者公的機関」の項目に含まれる。）を相手方別および商品別に記載したものである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
「居住者公的機関」に含まれる残高：		
中央政府に対する貸付	1,506,308	1,547,921
地方自治政府に対する貸付	942,487	1,225,025
評価調整額	(115,216)	(119,451)
	2,333,579	2,653,496
「その他の居住者部門」に含まれる残高：		
不良資産	68,162	23,159
その他の公共機関に対する貸付	2,650,668	2,329,563
その他の部門に対する貸付	161,340	199,263
	2,880,170	2,551,985
国家により保証されている取引合計	5,213,749	5,205,481

2020年および2019年12月31日現在の「中央政府に対する貸付」（評価額調整は含まない。）の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
国家およびその自治機関に対する貸付	1,504,367	1,545,772
国庫からの受取勘定	1,941	2,149
	1,506,308	1,547,921

「国庫からの受取勘定」は、ICOが国庫に支払った金額を含み、仲介貸付の金利差を調整するための助成金として有効に返戻されていない金額である。これらの金額の残高は額面価格で表示され、利息は一切付されない。

2020年および2019年における公共部門機関による損益に寄与した利息および類似収益は以下の通りである（注記24を参照のこと。）。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
中央政府	5,928	4,408
地方自治政府	5,538	11,550
その他の公共部門機関	19,834	20,805
	31,300	36,763

2020年および2019年12月31日現在、「顧客向貸付金」に分類される貸付元本（評価調整額を含む。）の満期別詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
満期別：		
1年以内	1,626,524	1,192,265
1年超2年以内	972,749	824,422
2年超3年以内	1,405,203	1,659,035
3年超4年以内	1,303,005	1,145,859
4年超5年以内	1,632,090	1,082,018
5年超	5,160,526	5,152,948
	12,100,097	11,056,547

2020年および2019年12月31日現在の顧客向貸付金の平均年利はそれぞれ1.18%および1.45%発生した。

2020年12月31日現在、ICOの損益計算書には、「貸付および受取債権」の項目に含まれる資産の償却から生じる金融取引につき損益は計上されなかった（2019年12月31日現在も計上されなかった。）（注記28を参照のこと。）。

注記11 デリバティブヘッジ

添付の貸借対照表のこの項目には、注記2.3記載の説明に従った公正価額でのヘッジ商品が計上されている。

契約済みのデリバティブ取引およびヘッジ項目は、基本的には以下の通りである。

- 主に当グループが発行するEuribor以外のレートで計算される金融商品をヘッジする金利スワップ
- 複数の金融商品に関連する公正価額とキャッシュフローの変動をカバーする為替ヘッジ

デリバティブの公正価額を決定するために使用する評価方法は、金利デリバティブや為替リスク・デリバティブを評価する割引キャッシュフロー法である。

2020年および2019年12月31日現在「デリバティブヘッジ」の項目に記載されている金融デリバティブの名目価値および公正価額は、ヘッジ別、相手方別およびリスク別（すべて非組織店頭市場において契約された。）で以下の通りである。

		(単位：千ユーロ)				
		名目価値		資 産		負 債
		2020年	2019年	2020年	2019年	2020年
						2019年
ヘッジ別：						
公正価額ヘッジ		10,493,915	8,835,564	253,887	363,635	279,891
キャッシュフロー・ヘッジ		3,136,443	3,370,415	31,438	29,718	320,879
		13,630,358	12,205,979	285,325	393,353	600,770
						240,245
商品別：						
スワップ		13,630,358	12,205,979	285,325	393,353	600,770
		13,630,358	12,205,979	285,325	393,353	600,770
						240,245
相手方別：						
信用機関		13,630,358	12,205,979	285,325	393,353	600,770
その他の信用機関		-	-	-	-	-
その他の部門		-	-	-	-	-
		13,630,358	12,205,979	285,325	393,353	600,770
						240,245
リスク別：						
為替リスク		6,418,380	5,699,100	172,198	225,919	498,632
金利リスク		7,211,978	6,506,879	113,127	167,434	102,138
		13,630,358	12,205,979	285,325	393,353	600,770
						240,245

2020年および2019年12月31日現在、注記2.2.3で規定されるレベルに基づき公正価額で評価されるデリバティブヘッジの分類は、以下の通りである。

(単位：千ユーロ)					
	2020年			2019年	
	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル
資産デリバティブ	-	285,325	-	-	393,353
負債デリバティブ	-	600,770	-	-	240,245

これらの項目の公正価額は、2020年および2019年を100%として計算されており、貨幣のインプリシット・カーブを参照している。

2013年1月1日付でIFRS第13号が効力発生したことにより、IC0は相手方およびIC0によるデリバティブ金融商品評価額、リスク評価調整額を含んでいる（注記7および注記29を参照のこと。）。

[次へ](#)

注記12 子会社、合併企業および関連企業への投資

2020年および2019年中の貸借対照表における本項目の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	グループ企業	合併企業	関連企業	合計
2019年1月1日現在残高	1,940	-	44,928	46,868
追加額				
引出額			(2)	(2)
その他の変動				
減損				
2019年12月31日現在残高	1,940		44,926	46,866
追加額			2,426	2,426
引出額				
その他の変動				
減損				
2020年12月31日現在残高	1,940	-	47,352	49,292

2020年および2019年12月31日現在投資および関連する主要な情報は、別紙 に記載されている。

注記13 有形固定資産

2020年および2019年の有形固定資産の変動およびこれに関連する累積償却額は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	自己使用の建物	設備、車両 その他の固定資産	不動産投資	合計
費用				
2020年1月1日現在の残高	114,582	15,510		130,092
追加額	19	365		384
処分額その他の償却額	-	-		-
2020年12月31日現在の残高	114,601	15,875		130,476
累積償却額				
2020年1月1日現在の残高	34,926	7,549		42,475
割当	1,740	225		1,965
移転額その他の変動額				
2020年12月31日現在の残高	36,666	7,774		44,440
減損損失				
2020年12月31日現在		651		651
有形固定資産純額				
2020年12月31日現在の残高	77,935	7,450		85,385
費用				
2019年1月1日現在の残高	114,067	15,379	-	129,446
追加額	515	364		879
処分額その他の償却額		(233)		(233)
2019年12月31日現在の残高	114,582	15,510		130,092
累積償却額				
2019年1月1日現在の残高	33,111	7,585		40,696
割当	1,815	197		2,012
移転額その他の変動額		(233)		(233)
2019年12月31日現在の残高	34,926	7,549		42,475
減損損失				
2019年12月31日現在		651		651
有形固定資産純額				
2019年12月31日現在の残高	79,656	7,310		86,966

2020年12月31日現在、総額約18,826千ユーロ（2019年12月31日現在は18,489千ユーロ）で全額償却された自己使用目的の有形固定資産があった。

IC0の方針に従い、すべての有形固定資産は2020年および2019年12月31日現在、保険が付保されている。

2004年スペイン中央銀行通達第4号の暫定規則第1、B)6項によれば、有形固定資産の公正価額による評価が認められている。この評価調整を実行するため、当グループは運用資産について関連する評価を実施し、それにより当グループの有形固定資産の価値は53,106千ユーロ増加した。租税効果控除後のこれらのキャピタルゲインに対し再評価準備金が設定された。再評価された簿価はその時点で帰属費用として充当される。

2020年12月31日現在、再評価準備金は19,948千ユーロ（2019年12月31日現在は20,858千ユーロ）であった（注記20を参照のこと。）。

下記の表は2020年および2019年12月31日現在の当グループの一部の有形固定資産の公正価額を当時の簿価とともに区分毎に表したものである。

	(単位：千ユーロ)			
	2020年		2019年	
	簿価	公正価額	簿価	公正価額
自己使用目的の有形固定資産	85,385	109,042	86,966	108,474
建造物	77,507	101,164	79,656	101,164
その他	7,450	7,450	7,310	7,310
不動産投資	-	-	-	-
建設中不動産	428	428	-	-

上記の有形固定資産の公正価額は、下記に従って見積もられた。

- スペイン中央銀行承認の価格による評価の更新がされなかった資産については、事業体により類似した資産の価格傾向の市場データに基づき公正価額が見積もられた。
- スペイン中央銀行承認の価格による評価の更新がなされた資産については、2003年省令第805号の評価方法に従い公正価額が見積もられた。

すべての自己使用目的不動産は、2020年および2019年12月31日付で、承認された鑑定人であるスペイン中央銀行により比較方法を用いて評価された。

[次へ](#)

注記14 無形資産

2020年および2019年12月31日現在の貸借対照表における無形資産は、もっぱら「その他の無形資産」の項目に分類される。

	推定耐用年数	(単位：千ユーロ)	
		2020年	2019年
耐用年数(無期限)	-	-	-
耐用年数(期限付)	3年から10年	46,167	43,726
総計		46,167	43,726
内訳：			
内部開発	3年	40,638	38,341
その他	10年	5,529	5,385
累積償却額		(37,164)	(34,716)
減損損失		(2,137)	(2,137)
		6,865	6,873

2020年および2019年12月31日現在のすべての無形資産はコンピューターのソフトウェアに関連するものである。2020年12月31日現在の全額償却された無形資産は36,221千ユーロ（2019年12月31日現在は31,002千ユーロ）であった。

注記15 税金資産および税金負債

2020年および2019年12月31日現在の税金資産および負債の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	資産		負債	
	2020年	2019年	2020年	2019年
当期税金：	32,290	8,557	1,098	1,005
法人税(注記23)	32,258	8,510	-	-
VAT	32	47	26	183
個人所得税(源泉)	-	-	724	479
社会保障負担	-	-	348	343
繰延税金：	148,123	95,051	49,203	32,943
信用供与、貸付および割引に係る減損損失	61,146	69,257	-	-
キャッシュフロー・ヘッジの評価(注記21)	86,977	25,794	-	-
資産の再評価	-	-	15,932	15,932
OCIによる公正価額で評価した金融資産の再評価(注記21)	-	-	33,271	17,011
	180,413	103,608	50,301	33,948

2020年および2019年の繰延税金資産および負債の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	資産		負債	
	2020年	2019年	2020年	2019年
期首残高	95,051	97,999	32,943	22,897
信用供与、貸付および割引に係る減損損失	(8,111)	2,730	-	-
キャッシュフロー・ヘッジ評価額(注記21)	61,183	(5,678)	-	-
資産の再評価	-	-	-	-
OCIによる公正価額で評価した金融資産の再評価(注記21)	-	-	16,260	10,046
期末残高	148,123	95,051	49,203	32,943

注記16 その他の資産および負債

2020年および2019年12月31日現在の貸借対照表における「その他の資産」の項目の詳細は以下の通りである。

その他の資産	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
その他の資産	41	4,915
付加利子	24,949	30,799
	24,990	35,714

「付加利子」の項目には、供給者支払のための融資基金、自治区流動性基金および自治体向け融資基金の業務管理についてのICOの受取手数料およびその他が含まれている（注記1.1を参照のこと。）。2020年において、ICOの受取手数料総額は年間15百万ユーロ（2019年12月31日現在は25百万ユーロ）であり、これらの金額は損益計算書の「受取手数料」にも計上されている（注記27を参照のこと。）。

本項目には、COVID-19に係る保証枠の管理および運営に関してICOに発生した手数料（2020年12月31日時点で3,104千ユーロ、2019年は計上されなかった。）も含まれており、これらの金額は損益計算書の「受取手数料」にも計上されている。（注記27を参照のこと。）

2020年および2019年12月31日現在の貸借対照表の「その他の負債」の項目の残高は以下の通りである。

その他の負債	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
その他の負債	-	-
付加利子	6,334	7,277
	6,334	7,277

「付加利子」の項目には、「2020年ラペル仲介融資枠」の1,668千ユーロ（2019年は3,206千ユーロ）に基づき信用機関に支払われる未収の受取手数料が含まれている。

注記17 売却目的保有の非流動資産

本項目の残高の合計は、担保実行資産に相当する。2020年12月31日現在および2019年12月31日現在本項目に記載されている担保実行資産のうち、不動産開発およびその他の不動産開発事業に関連した資金調達に起因するものはない。

2020年および2019年の貸借対照表に記載される本項目の残高の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)		
	費用	減損	合計
2019年1月1日現在残高	72,323	(72,323)	-
追加額	934	-	934
引出額 / 使用額	(5,572)	(4,638)	(934)
移転額	-	-	-
2019年12月31日現在残高	67,685	(67,685)	-
追加額	695	-	695
引出額 / 使用額	(2,464)	1,769	(695)
移転額	-	-	-
2020年12月31日現在残高	65,916	(65,916)	-

2020年および2019年12月31日現在の「売却目的保有の非流動資産」の総額のうち48,678千ユーロは、完全に引当金を計上した単一の資産と対応する。

2020年には、これらの非金融資産に対し、96千ユーロ（2019年は316千ユーロ）の減損の割当が計上されている。

2020年には、売却目的保有の非流動資産の売却益として755千ユーロが計上されている（2019年は2,910千ユーロの売却益を計上）。

IC0の取締役会はこれらの資産に対して投資の引上げ計画を毎年承認している。

2017年スペイン中央銀行通達第4号の規則60に記載の通り、売却目的保有の非流動資産は、居住用、産業用および商業用別に、都市部における土地および都市化から分断された未開地ならびに建物と幅広く分類される。以下の表は、評価会社、資産評価の方法および会社 / 代理店の評価額が示されている。

産業用建物		
最終評価額（単位：千ユーロ）	評価会社	評価方法
882	EUROVALORACIONES	費用および比較
882		
居住用建物		
最終評価額（単位：千ユーロ）	評価会社	評価方法
20	JUDICIAL	比較
85	ALIA TASACIONES	費用および比較
598	EUROVALORACIONES	比較
66	EUROVALORACIONES	費用
47	GRUPO TASVALOR	比較
194	GRUPO TASVALOR	費用および比較
382	GRUPO TASVALOR	その他

1,392

第三次利用建造物

最終評価額（単位：千ユーロ）	評価会社	評価方法
815	EUROVALORACIONES	比較
81	EUROVALORACIONES	費用
30	EUROVALORACIONES	動的残余
926		

未開地

最終評価額（単位：千ユーロ）	評価会社	評価方法
45	EUROVALORACIONES	比較
59	EUROVALORACIONES	賃貸料の更新
42	ALIA TASACIONES	比較
17	GRUPO TASVALOR	比較
25	GRUPO TASVALOR	費用および比較
38	GRUPO TASVALOR	賃貸料の更新
6	GRUPO TASVALOR	その他
185	JUDICIAL	その他
417		

都市部における土地および開発可能用地

最終評価額（単位：千ユーロ）	評価会社	評価方法
2,718	EUROVALORACIONES	動的残余
7,316	GRUPO TASVALOR	動的残余
50	GRUPO TASVALOR	その他
10,084		
合計	13,701	

注記18 償却原価で評価した金融負債

本対照表の本項目の残高を構成する項目の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

相手方別：

	2020年	2019年
中央銀行による預金(注記18.1)	3,155,040	499,902
信用機関による預金(注記18.2)	7,616,532	8,489,132
顧客による預金(注記18.3)	1,414,024	699,313
発行済債券(注記18.4)	15,294,101	15,734,424
その他の金融負債(注記18.5)	299,029	401,952
	27,778,726	25,824,723

18.1 中央銀行による預金

2019年および2020年において、ICOは欧州中央銀行のLTROおよびTLTROの複数の要請に応じた。本項目の金額はかかる運用に対応している。

18.2 信用機関による預金

2020年および2019年12月31日現在の貸借対照表における本項目の部門別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
種類別：		
欧州投資銀行からの借入金	6,139,758	7,295,224
銀行間借入金	36,041	89,463
その他の信用機関からの借入金	1,384,736	1,032,454
評価調整額 - 付加利子	55,997	71,991
	7,616,532	8,489,132

銀行間預金は、2020年および2019年12月31日現在から起算して1年未満以内にそれぞれ期限が到来する。

欧州投資銀行からの借入金の最終償還期限は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
1年以内	1,811,832	1,863,362
1年超2年以内	1,360,465	1,815,493
2年超3年以内	789,688	1,379,171
3年超4年以内	563,001	606,633
4年超5年以内	744,035	581,375
5年超	870,737	1,049,190
	6,139,758	7,295,224

「その他の信用機関からの借入金」の償還期限の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
1年以内	338,073	204,943
1年超2年以内	671,483	322,914
2年超3年以内	78,878	142,490
3年超4年以内	78,878	78,824
4年超5年以内	78,878	78,824
5年超	138,546	204,459
	1,384,736	1,032,454

18.3 顧客による預金

2020年および2019年12月31日現在の貸借対照表における本項目の部門別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
相手方別：		
公的機関	1,337,519	626,974
その他の居住者部門(1)	76,480	72,329
その他の非居住者部門	-	-
評価調整額 - 付加利子	25	10
	1,414,024	699,313

(1) うち、2020年および2019年12月31日現在、62,980千ユーロおよび58,699千ユーロはそれぞれ要求払預金であった。

2020年および2019年12月31日現在、「公的機関」の項目に記載された残高の種類別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
相互金利調整契約(C.A.R.I.)	19,301	3,563
公的機関の経常勘定およびその他の項目	1,318,218	623,411
	1,337,519	626,974

18.4 発行済債券

2020年および2019年12月31日現在の本項目の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
発行済債券	15,049,917	15,499,902
評価調整額(*)	244,184	234,522
	15,294,101	15,734,424

(*) ヘッジ会計に対する取引費用および価格調整を含む。

2020年および2019年中の本項目の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
期首残高	15,499,902	18,724,473
発行数	14,806,982	23,787,604
減価償却費	(14,766,684)	(27,071,203)
為替差損益	(490,283)	59,028
期末残高	15,049,917	15,499,902

以下の表は、2020年および2019年12月31日現在の未払発行済債券の主な特徴を、通貨、利率および最終償還期日で示したものである。

発行数							(単位：千ユーロ)	
2020年	2019年	通貨	償還期日	年利率	2020年	2019年		
1	1	ノルウェー・クローネ	2021年	4.28% - 5.36%	47,754	50,690		
0	1	カナダ・ドル	2020年	4.53% - 5.00%	-	171,256		
36	52	米ドル	2022年	複数	5,316,541	4,895,865		
48	55	ユーロ	2032年	複数	8,601,856	9,717,570		
2	2	スイス・フラン	2024年	2% - 3.25%	277,703	276,373		
1	2	豪ドル	2021年	1.95%	44,021	236,053		
1	1	スウェーデン・クローネ	2022年	0.963%	49,829	47,862		
3	0	英ポンド	2021年	複数	611,730	-		
3	3	円	2030年	0.52% - 2.9%	100,483	104,233		
					15,049,917	15,499,902		

各発行の内容は、ICO公式サイト(www.ico.es)の「投資 - 発行債券情報」にて当グループの支配的
主体として参照することができる。

2020年にユーロ建ておよびその他通貨建ての債券の金融費用の総額は損益計算書の「利息および類
似費用」の項目に計上されており、金額は305,270千ユーロであり、その平均年利は2.66%（会計ヘッ
ジを考慮すると1.45%）であった。2019年の金融費用は544,513千ユーロであり、その平均年利は
2.63%（会計ヘッジを考慮すると1.31%）であった（注記25を参照のこと。）。

2020年現在、償却原価で評価した金融負債（ICOにより発行された債券）の買戻しから生じる金融取
引につき、利益が139千ユーロ計上されており（2019年は計上されていない）、これは「損益を通じて

公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益(純額)」の項目にIC0により結果が計上されている(注記28を参照のこと。)。

18.5 その他の金融負債

2020年および2019年12月31日現在の貸借対照表における本項目の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
国庫準備金	286,497	368,533
その他	12,532	33,419
	299,029	401,952

「国庫準備金」には、当グループが受領し、各項目に適用される条件に従い返済する資金が含まれる。これらの各資金に関連する与信枠の詳細については、IC0のウェブサイト(www.ico.es)を参照のこと。

最も重要な与信枠に関連する資金は以下のものである。

- 「Línea FOMIT」 - Renove Turismo (FOMIT - 観光与信枠) : かかる与信枠は、インフラおよび観光地の修復および近代化を目指す金融計画への資金援助を提供する。
- 「Línea Préstamos Renta Universidad」 : かかる与信枠は、2011年から2012年までの博士号または修士号の大学院過程における将来所得を保証する。
- 「Línea Futur E」 : かかる与信枠は、エネルギーの合理的使用、再生可能エネルギーの使用、水の使用量の削減および廃棄物管理の観点に立ちスペインにおけるツーリズムの基盤を固めるため、持続可能な観光を支えるためのプロジェクトに対する動機を提供し、持続可能性および環境へ配慮からの観点から現在のツーリズムを再構築する手助けをし、環境および持続的発展に関連した要素に着眼するものである。

IC0による市場資金調達を通して資金供給される他のIC0の仲介枠とは異なり、これらの業務に指定された財政資金は、関連省庁の代理でIC0が開設した勘定に、国家より直接資金供給される。これらの資金残高は、(上記与信枠の残高を反映する。)関連する経常収支の金額および残高が与信枠供給のためにIC0が受領する金額と常に同額であるために、「貸付および受取債権」(純額、未償却)としても記載される公式の取引により供給される金額と常に一致する。

2020年および2019年12月31日現在のこれらの資金の残高は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
FOMIT - Renove Turismo	86,068	118,485
Préstamos Renta Universidad	110,657	120,585
Futur E	10,333	18,074
その他	91,971	144,808
	299,029	401,952

注記19 引当金

2020年および2019年12月31日現在の貸借対照表における本項目の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
年金および年金類似債務引当金	656	579

不確定エクスポージャーおよび不確定約定額の引当金	27,855	7,778
その他の引当金	658,234	295,183
	686,745	303,540

2020年および2019年12月31日現在の貸借対照表における「その他の引当金」の項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
1995年勅令第12号に基づく基金	626,471	182,610
流動性特別貸付金に係る引当金（注記10.2.2）	-	92,477
BBVAからの回収額のための資金	160	218
プレステージ船事故補償資金	8,304	8,934
AIEの株式損益補償のための資金（注記10.3）	21,773	9,515
その他の資金	1,526	1,429
	658,234	295,183

1995年勅令第12号

1995年12月28日勅令第12号（1995年12月30日の官報（BOE）に掲載され、1996年1月1日より効力が生じる。）は、信用機関に関して現在有効な規則に従い、閣僚会議決議（1987年12月11日）のセクション4.1で言及される国家借入金から得られる資金を充当することにより、注記1に記載する業務から将来履行が疑わしいまたは貸倒れの発生する可能性のある貸付金に関し、引当金に繰入れるために、IC0が最大で総額150,253千ユーロのファンドを設定することを規定した。租税、行政および社会秩序措置に関する1997年12月30日法律第66号追加条項第4条は、これらの規則の適用にかかわらず、一般国家予算における特定の補償を受けないことを条件として、閣僚会議またはCDGAEが、通常の業務において発生する債務不履行に、1995年勅令第12号に基づき設定される特別引当金ファンドを充当する権限をIC0に付与することを規定した。当該ファンドは、「その他の引当金」の項目で1996年に設立された。

取引条件に基づき当該ファンドへの充当を要するこれらの貸付金および取引は、当該ファンドの費用の形で計上されている。したがって、IC0の損益計算書に影響はない。

当該ファンドで補填される貸付金は、同ファンドによりすでに引当が行われているため、一般および特別貸倒引当金の計算には算入されない。

当該ファンドは、初回の割当に加え、IC0が得た利益や国による損失の引受や補填の実行または承認による利益から、または信用に影響を与える適切な制度取引を通しての、将来の割当をも期して設定されている。同様に、当該ファンドは、引当金が計上されているかまたは不履行が宣言され、当該ファンドに対して請求される借入金から得られる回収額（2020年は644千ユーロ、2019年は4,388千ユーロであった。）ならびに当該ファンドに割り当てられる資金の運用からの収益（2020年はマイナス1,416千ユーロ、2019年はマイナス377千ユーロであった。）で設定されている。

一般国家予算に関する1996年12月30日法律第12号の規定に従い、1997年に追加の150,253千ユーロが一般国家借入金を充当することにより当該ファンドに割り当てられた。

2004年、総額249,500千ユーロの割当が2004年7月30日の閣僚会議決議に従ってIC0に付与された国家借入金に対して充当された。

COVID-19による健康危機と、民間部門による資金調達を支援するための国家の保証枠の実施により、金融機関はIC0に保証手数料を支払い、かかる保証手数料はそのために定められた手続きにより、1995年勅令第12号に基づく基金への直接債権として登録される。また、この活動を管理するためにIC0が締結した必要な契約の費用も、1995年勅令第12号に基づく基金に計上される。これらの割り当ての目的は、保証の実施に起因する将来の不履行に対処することであり、いかなる場合でもIC0の資本

に影響を与えるものではない（資金が不足する場合、国家はICOに必要な金額を直接提供するものとする。）。

2020年および2019年12月31日現在の貸借対照表における「その他の引当金」の項目に計上された資金の2020年および2019年の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)
2019年1月1日現在の残高	175,583
利息の資本組入れ	(377)
国による拠出金	-
2018年のICOによる使用結果	3,136
貸付金の回収(元本および利息)	4,388
使用額	(120)
2019年12月31日現在の残高	182,610
利息の資本組入れ	(1,416)
国による拠出金	-
2019年のICOによる使用結果	81,941
貸付金の回収(元本および利息)	644
使用額	-
COVID-19ラインの貸付手数料（契約費用控除後）	362,692
2020年12月31日現在の残高	626,471

2020年においては、2019年にICOが配当した純利益の一部として、特別拠出金81,941千ユーロが計上された。

BBVAからの回収額のための資金

当グループの親会社であるICOは、「BBVAからの回収額のための資金」の項目に関し、2001年と2002年に租税、行政および社会秩序措置に関する2001年12月27日法律第24号追加条項第11条を適用した。これにより、旧政府金融機関が付与し、政府が保証した一定の貸付および保証によって国がICOに対して負担することとなった金額を消却するためにICOの株式の一部を割り当てた。

しかし、ICOは、この消却処理による影響を受けた業務管理によりかかる貸付に関する回収金を引続き受領することとなったが、慎重な会計原則に従い、当該回収金は通常、損益計算書の利益として認識されない。2020年に利益として計上されたものについては、160千ユーロ（2019年12月31日現在は218千ユーロ）の引当金がある。

プレステージ船事故補償資金

プレステージ船事故補償資金は、2002年11月22日勅令第7号に基づいており、かかる特別引当金ファンドに従い、プレステージ船事故補償貸付金による不良債権額に、1995年勅令第12号に基づく特別引当金ファンドを充当する権限を与えるものである。

AIEの株式損益補償のための資金

AIEの株式損益補償のための資金の項目には、経済利益グループを介して行われた取引による利益を運用成績に対して調整する引当金が含まれる（注記10.3を参照のこと。）。この引当金は、利益勘定の法人税の項目として認識され、2020年および2019年において、それぞれ12,258千ユーロおよび8,626千ユーロとなった（注記23を参照のこと。）。

本項目の引当金の2020年および2019年の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)				
	税金引当金	年金および年金類似債務の基金	リスクおよび不確定約定額の引当金	その他の引当金	合計
2019年1月1日現在の残高	-	919	1,442	277,834	280,195
割当(1)	-	-	6,963	281	7,244
回収(1)	-	(340)	(623)	(377)	(1,340)
資金の使用	-	-	-	(87)	(87)
移転およびその他の変動(2)	-	-	-	17,532	17,532
為替差損益	-	-	(4)	-	(4)
2019年12月31日現在の残高	-	579	7,778	295,183	303,540
割当(1)	-	77	24,416	201	24,694
回収(1)	-	-	(3,810)	(93,734)	(97,544)
資金の使用	-	-	-	(306)	(306)
移転およびその他の変動(2)	-	-	-	456,890	456,890
為替差損益	-	-	(529)	-	(529)
2020年12月31日現在の残高	-	656	27,855	658,234	686,745

(1) 2020年の業績に計上された回収額には、IC0のリスクを伴う流動性仲介貸付のための引当金の回収額92,318千ユーロが含まれているが、これは、金融機関が請求を行うために利用可能な期間が終了したためである。

(2) 2020年12月31日現在の移転およびその他の変動には、主にCOVID-19の保証料回収のための1995年勅令第12号に基づく基金への貸付（362,692千ユーロ）およびAIEにおける投資の結果を相殺するための基金への貸付（12,258千ユーロ）（注記23を参照のこと。）が含まれる。

2019年12月31日現在のかかる変動には、主にIC0のリスクに係る仲介貸付枠からの回収（1,577千ユーロ）（注記10.2.2を参照のこと。）、拠出金および回収に係る1995年勅令第12号に基づく基金への貸付（7,425千ユーロ）（注記19を参照のこと。）ならびにAIEにおける投資からの利益報酬に対するファンドのための引当金（8,625千ユーロ）（注記23を参照のこと。）が含まれる。

注記20 自己資本

貸借対照表の「資本」の項目の2020年および2019年の期首および期末の簿価の調整は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)				
	資本	再評価準備金	その他の準備金	損益	合計
2019年1月1日現在の残高	4,313,744	23,591	908,349	73,210	5,318,894
利益の分配			26,147	(73,210)	(47,063)
その他の準備金の変動		(2,733)	(12,056)		(14,789)
当期損益				106,941	106,941
その他の変動	289				289
2019年12月31日現在の残高	4,314,033	20,858	922,440	106,941	5,364,272
利益の分配				(106,941)	(106,941)
その他の準備金の変動		(910)	910		-
当期損益				70,188	70,188
その他の変動	171				171
2020年12月31日現在の残高	4,314,204	19,948	923,350	70,188	5,327,690

2020年12月31日現在、「利益の分配」の項目には、前年の利益分配の一部として、81,941千ユーロ（2019年12月31日現在は3,136千ユーロ）の1995年勅令第12号に基づく基金への拠出金が含まれる（注記19を参照のこと。）。2019年12月31日現在の当該項目には、マイナス14,789千ユーロの金融資産（持分証券）の清算による損益も含まれる（注記9を参照のこと。）。

2001年12月27日法律第24号に基づき、「その他の変動」の項目には、2020年の171千ユーロ（2019年は289千ユーロ）の資本への年間拠出額が主に含まれる。当該法律の追加条項第11条に従い、旧政府金融機関およびIC0によって供与された、一定の貸付および保証の結果、IC0とともに国家が負担する債務の取消により回復した当該資金は、IC0の資本の一部となる。

注記21 その他の累積包括利益（評価調整額）

本項目の総額および租税効果の残高は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)					
	2020年			2019年		
	総額	租税効果 (注記15)	純額	総額	租税効果 (注記15)	純額
その他の包括利益を通じて 公正価額で評価した金融資産 (注記9)	110,903	(33,271)	77,632	56,704	(17,011)	39,693
資産および負債のキャッ シュフロー・ヘッジ	(289,924)	86,977	(202,947)	(85,980)	25,794	(60,186)
合計	(179,021)	53,706	(125,315)	(29,276)	8,783	(20,493)

本項目の残高は、貸借対照表における「売却可能金融資産」および「評価額 - キャッシュフロー・ヘッジ・デリバティブ」の勘定に関連するものである。一つ目の勘定では、注記2.2.4に従い、当グループの資本の一部に含まなければならない、売却可能と分類される資産の公正価額の変動額（純額）を計上する。二つ目の勘定では、キャッシュフロー・ヘッジ商品の公正価額の変動額（純額）を計上する。

(単位：千ユーロ)

	2020年	2019年
期首残高	(20,493)	(57,182)
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の公正価額の変動(注記9)	37,939	23,440
損益を通じて公正価額で評価した金融資産への再分類	-	-
キャッシュフロー・ヘッジ	(142,761)	13,249
期末残高	(125,315)	(20,493)

注記22 付与された保証および不確定約定額

貸借対照表上の本項目は、通常の業務における約定額（付与された保証）および第三者が使用可能な額（不確定約定額）に応じて、支払義務を負う第三者が支払わなかった場合、当該第三者に代わりICOが支払うべき金額を記載している。

以下は2020年および2019年12月31日現在の本項目の内訳である。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
付与された保証		
金融保証	414,937	449,279
	414,937	449,279
付与された不確定約定額		
第三者向け：		
信用機関	720,415	269,436
公的機関部門	2,054,000	2,038,054
その他の居住者部門	773,796	348,401
非居住者部門	339,848	222,881
その他の不確定約定額	92,694	101,081
引受済未払支出額：	607,000	552,000
	4,587,753	3,531,853
	5,002,690	3,981,132

保証商品（保証およびその他の担保）からの収益は、損益計算書の「受取手数料」の項目に計上され、契約で定められた利率を保証の額面価額に適用することによって算出される。

注記23 租税

予算、租税、財政および雇用に係る緊急措置に関する1993年2月26日勅令第3号の規定に従い、IC0は1993年から1996年まで法人税の支払を免除されていた。IC0は、法人税に関する1995年12月27日法律第43号暫定条項第13条に従い、1997年および1998年に関しても同税を免除され、1999年からは一般法人税が課税されている。

法人税上の課税標準に対する2020年および2019年のIC0の親会社としてのIC0の会計利益の調整は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
税引前簿価利益	97,548	149,253
永久差異：		
支払外国税	806	704
未計上の会計利益	3,232	3,233
被投資会社に帰属する税務上の欠損金の繰越	(49,216)	(37,109)
過年度からの損金算入	-	-
	52,370	116,081
一時差異：		
減損および控除不能引当金	92,694	37,598
他年度発生一時差異の反転	(119,731)	(35,116)
	(27,037)	2,482
税務評価	25,333	118,563
税金総額(30%)	7,600	35,569
控除および引当金	(609)	(577)
源泉徴収税および中間納付	(39,249)	(43,502)
支払税額(注記15)	(32,258)	(8,510)
法人税	15,102	34,248
割当被投資会社ベースの法人税費用の調整額(注記19)	12,258	8,626
その他の調整額	-	(562)
法人税費用	27,360	42,312

当該年度において、ICOが様々な割合で出資しているAIEの税務上の欠損金の繰越の配分が組み込まれた（2020年現在は49,216千ユーロ（2019年現在は37,109千ユーロの税務上の欠損金配分））。欠損金は、各社が提供した情報に基づき割り当てられた。これらの項目は、AIEの貸借対照表の期末と同年度に配分されることになった。

2020年度末現在、税務上の欠損金の繰越はなかった。

2020年および2019年に適用された税制優遇措置の控除はなかった。国際二重課税（支払税額）の控除額はそれぞれ609千ユーロおよび577千ユーロに上った。2020年度末現在、国際二重課税に対する控除はない。

特別事由による固定資産の減価償却方法に変更はなかった。

ICOの確定申告およびその他の税金債務は、直近4年間税務当局による閲覧が可能である。

基本的に法人税の免除期間後に新たに発生する法人税負債に関し、一定の取引に適用される税規則の解釈によっては一定の偶発税金負債が存在する場合がある。ただし、ICOの税務担当者の判断では、かかる負債が発生する可能性は少なく、いかなる場合においてもこれにより生じる税金債務が添付の年次財務書類を大幅に影響することはないものと見込まれる。

注記24 利息および類似収益

構成する項目に基づく2020年および2019年の利息および類似収益の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産	2,484	6,579
償却原価で評価した金融資産	266,946	329,917
デリバティブ、ヘッジ会計	(10,408)	(9,470)
その他の資産	143	22
負債からの利息および類似収益	31,676	20,047
	290,841	347,095

注記25 利息および類似費用

2020年および2019年の損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
償却原価で評価した金融負債	396,153	670,126
デリバティブ、ヘッジ会計	(135,633)	(302,175)
その他の負債	-	-
資産からの利息および類似費用	8,540	7,207
	269,060	375,158

注記26 配当金収益

本概念による収益はすべて変動収益ポートフォリオに対応しており、2020年および2019年における当該収益はそれぞれ5,344千ユーロおよび7,394千ユーロであった。

注記27 受取手数料および支払手数料

損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
受取手数料		
偶発リスク	4,041	2,015
受取可能手数料	294	962
COVID-19の管理手数料	3,166	-
その他の手数料	29,545	39,677
	37,046	42,654
支払手数料		
署名リスク	(96)	(700)
その他の手数料	(6,398)	(6,903)
	(6,495)	(7,603)
手数料純額	30,551	35,051

2020年12月31日現在、手数料収入の「その他の手数料」の項目は、自治体融資基金および地方自治体融資基金の管理手数料に関連する15,000千ユーロ（2019年12月31日現在は25,000千ユーロ）を含む（注記16を参照のこと。）。

注記28 損益を通じて公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益（純額）

構成する項目に基づく損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産(注記9)	-	-
償却原価で評価した金融資産、貸付および受取債権(注記10.3)	-	-
償却原価で評価した金融資産、負債性証券(注記10.1)	23	10,365
償却原価で評価した金融負債(注記18.4)	139	-

162	10,365
-----	--------

2019年において、IC0Iは、ユーロ残高においてよりバランスのとれた満期構造および金利の更改を実現するため、当グループの事業モデルに基づき（また当該モデルにおいて設定された制限に従い）償却原価で評価した金融資産（公債）を売却した。処分された金融資産の額面価額は368百万ユーロであり、10,365千ユーロの売却益が生じた。

注記29 売買目的保有の金融資産および金融負債による損益（純額）

構成する項目に基づく損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
売買目的保有のデリバティブ(注記7)	3,385	591
	3,385	591

IFRS第13号の施行後（2013年1月1日）、当グループはデリバティブ証券の評価につき、相手方のリスクおよび資本信用リスク（CVA-DVA）に対応する調整を組み込まなかった。2020年12月31日現在、本項目において行われた調整（この項目を含む。）は、プラス1,836千ユーロに上った（2019年12月31日現在ではプラス4,030千ユーロ）。

[次へ](#)

注記30 損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産および金融負債による損益（純額）

損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
損益を通じて公正価額で評価した持分証券 (注記8)	-	1,984
	-	1,984

注記31 ヘッジ会計から生じる損益（純額）

損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
デリバティブヘッジ(注記11)	34,030	56,472
	34,030	56,472

本項目は、ヘッジする要素およびヘッジされた要素の公正価額の変動からの利益を含んでいる。

注記32 その他の営業収益およびその他の営業費用

損益計算書における「その他の営業収益」および「その他の営業費用」の項目の残高の内訳は以下の通りである。

その他の営業収益	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
不動産開発による収益	506	750
その他(*)	311	1,270
	817	2,020

(*) 主に備品の返品により回収された費用およびBBVAによる資産管理に対して支払われた前払金が含まれている。

その他の営業費用	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
その他	-	(211)
	-	(211)

注記33 人件費

2020年および2019年の損益計算書における本項目の構成は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
賃金および給与	15,926	14,937
従業員福利厚生費	3,987	3,746
その他の費用	1,312	1,519
	21,225	20,202

2020年および2019年12月31日現在、ICOの職務別および男女別の従業員数は以下の通りである。

従業員の分布

	男性		女性	
	2020年	2019年	2020年	2019年
経営陣	9	10	5	4
管理職および技術者	114	113	149	138
事務職員	7	7	47	48
	130	130	201	190

2020年および2019年におけるIC0の職務別および男女別の従業員数の平均は以下の通りである。

	従業員の平均分布			
	男性		女性	
	2020年	2019年	2020年	2019年
経営陣	9	10	5	4
管理職および技術者	113	105	143	135
事務職員	7	7	47	49
	129	122	195	188

注：第5団体協約（2008年10月24日の官報に掲載された。）の調印以降、一般業務職員は専務職員として分類されている。

2020年において、33%を超える障害を持つIC0の平均従業員数は3名である（2019年においても3名）。

理事会の報酬およびその他の給付金

IC0は、理事会のメンバーが受領する報酬について、賃金、手当およびその他の報酬として、2020年に137千ユーロおよび2019年に137千ユーロを損益計算書（「その他の管理費」の項目）に計上した。これらの報酬は、理事会のメンバーを行政府の上級職と考慮した場合に、適用ある規制法に従って国庫に支払われた。

IC0の代表取締役および同様の役割を遂行している他の者が、2020年および2019年中に受け取った報酬は以下の通りである（単位：千ユーロ）。

2020年:

従業員数	給与および賃金		その他の賃金	合計
	固定	変動		
5	603	82	2	687

2019年:

従業員数	給与および賃金		その他の賃金	合計
	固定	変動		
5	583	65	2	650

2020年および2019年12月31日現在、IC0の理事会役員に付与された貸付金はなかった。2020年12月31日現在、従業員への貸付に関する内部規制に基づき付与された貸付金は、残存金額13,450千ユーロとなり、平均金利は2.51%（2019年12月31日現在で14,574千ユーロとなり、平均金利は2.51%）であった。

さらに、2020年12月31日現在、理事会の過去または現在の理事は年金または生命保険に関する義務を負っていない。

注記34 その他の管理費

損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2020年	2019年
建物、設備および資材	649	755
コンピューター	3,699	3,449
通信	2,021	2,157
宣伝および広告	1,371	1,278
金利および租税	1,761	1,604
その他の一般管理費	6,878	6,694
	16,379	15,937

監査費用

年度会計監査は、国家行政介入局（スペイン語表記の頭文字をとって「IGAE」）により行われた。したがって、監査人の役割は（財務・行政大臣による）一般的介入により担われるため、この概念における監査人に対する報酬は存在しない。

マザーズ（2020年および2019年の年次財務書類の監査業務において協力的なサービスを提供するためにIGAEと締結した契約により監査を行った。）グループの企業が行った監査業務に関連するサービ

スについて請求した金額は、10千ユーロであった。2020年に行った監査業務以外のサービスについて請求した金額（税抜）は、37.5千ユーロであった（2019年は39.5千ユーロであった。）。

注記35 公正価額

その市場価額を確実に見積もることができない貸付、受取債権および持分証券を除き、上記の通り、金融資産は貸借対照表において公正価額で計上される。

同様に、取引ポートフォリオに含まれるものを除き、金融負債は貸借対照表において償却原価で計上される。

2020年および2019年12月31日現在の連結貸借対照表の「貸付および受取債権」に基づき計上された資産および「償却原価で評価した金融負債」の項目に基づき計上された負債の一部は、年次金利改訂を伴う変動金利で計上されており、利率の動向の結果としての公正価額は、連結貸借対照表において計上されるものと有意差があるとはいえない。これらの公正価額は、割引フローを使用し公正価額の計算を進める加重平均残存月数および加重平均レートを使用して得たものである。2020年および2019年12月31日現在、これらの事業における価額は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	簿価		公正価額	
	2020年	2019年	2020年	2019年
資産				
償却原価で評価した金融資産	29,343,703	28,469,446	29,871,708	28,697,087
負債				
償却原価で評価した金融負債	27,778,726	25,824,723	27,944,499	26,077,492

2020年および2019年には、貨幣市場および公債市場のインプリシット・カーブを参照した、全分類に関する公正価額が計算された。

注記36 子会社、合併企業および関連企業の運用

子会社、合併企業および関連企業に関連する企業の2020年および2019年12月における残高は以下の通りである。

AXIS

- 顧客への預金（償却原価で評価した金融負債）：2020年12月31日現在では18,770千ユーロ（2019年12月31日現在では11,533千ユーロ）

CERSA

- 顧客への預金（償却原価で評価した金融負債）：2020年12月31日現在では13,995千ユーロ（2019年12月31日現在も13,995千ユーロ）

別紙

2020年12月31日および2019年12月31日現在の投資

(直接所有株式および間接所有株式)

2020年および2019年12月31日現在の関連企業および子会社への投資に関連する情報は以下の通りである。

2020年12月31日現在

所有持分割合（％）					投資の簿価			被投資会社の数値			
所在地	事業内容	直接	間接	合計	総額	減損	純額	資産	資本	損益	
関連企業											
コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・レアフィアンツァミエントS.A. (CERSA)	パセオ・デ・ラ・カステジャーナ・151-マドリッド	SS.GG.RRにより付与された保証事業の保証支援	24.30%	-	24.30%	38,886	-	38,886	490,496	343,199	-
コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A. (COFIDES)	プリンシペ・デ・ベルガラ・132-マドリッド	発展途上国における民間プロジェクトに対するスペイン企業の持分の金融支援	20.31%	-	20.31%	8,466	-	8,466	155,399	149,742	9,826
						47,352	-	47,352			
子会社											
AXISパルティシパシオネス・エムプレサリアレス・ソシエダ・ヘストラ・デ・エンティダデス・デ・キャピタル・リエスゴS.A.	ロス・マドラソ・38-マドリッド	金融投資	100.00%	-	100.00%	1,940	-	1,940	19,526	18,518	11,909
						49,292	-	49,292			

2020年12月31日現在の経済情報(未監査)。

2019年12月31日現在

			所有持分割合（％）			投資の簿価			被投資会社の数値		
	所在地	事業内容	直接	間接	合計	総額	減損	純額	資産	資本	損益
関連企業											
コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・レアフィアンツァミエントS.A. (CERSA)	パセオ・デ・ラ・カステジャーナ・151-マドリッド	SS.GG.RRにより付与された保証事業の保証支援	24.26％	-	24.26％	36,461	-	36,461	445,572	307,385	-
コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A. (COFIDES)	プリンシペ・デ・ベルガラ・132-マドリッド	発展途上国における民間プロジェクトに対するスペイン企業の持分の金融支援	20.31％	-	20.31％	8,465	-	8,465	146,198	140,582	1,871
						44,926	-	44,926			
子会社											
AXISパルティシパシオネス・エムプレサリアレス・ソシエダ・ヘストラ・デ・エンティダデス・デ・キャピタル・リエスゴS.A.	ロス・マドラソ・38-マドリッド	金融投資	100.00％	-	100.00％	1,940	-	1,940	12,169	11,609	7,565

46,866 - 46,866

2019年12月31日現在の経済情報（未監査）。

スペイン開発金融公庫

2020年12月31日現在の財務書類の作成

現行の法律に従い、頭取は本日付で、上記の添付書類を含めた149ページにおよぶ2020年12月31日に終了した会計年度に関する公庫の財務書類ならびに2020年会計年度に関する経営報告書を作成する。

マドリッド、2021年 3 月31日

D. ホセ・カルロス・ガーシア・デ・ケベード・ルイズ
頭取

[次へ](#)

2019年度連結財務書類

連結貸借対照表
 2019年および2018年12月31日現在
 (単位：千ユーロ)

資産	注記	2019年	2018年
現金、中央銀行等への預金および要求払預金	6	784,604	1,669,486
売買目的保有の金融資産	7	69,407	109,154
デリバティブ		69,407	109,154
(備忘事項)担保としての貸付または前払			
損益を通じて義務的に公正価額で評価された売買目的保有でない金融資産	8	-	21,580
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産	9	1,826,137	1,671,294
持分証券		827,551	642,090
負債性証券		998,586	1,029,204
貸付金			
(備忘事項)担保としての貸付または前払			
償却原価で評価した金融資産	10	28,469,446	32,001,853
負債性証券		7,843,423	9,503,883
貸付金		20,626,023	22,497,970
信用機関		10,215,054	12,436,479
顧客		10,410,969	10,061,491
(備忘事項)担保としての貸付または前払			

連結貸借対照表
2019年および2018年12月31日現在
 (単位：千ユーロ)

資産	注記	2019年	2018年
デリバティブヘッジ	11	393,353	485,855
合併企業および関連企業への投資	12	65,059	60,858
合併企業		-	-
関連企業		65,059	60,858
有形固定資産	13	86,973	88,109
有形固定資産			
自己使用目的		86,973	88,109
(備忘事項)ファイナンスリースによる取得		-	-
無形資産	14	6,922	7,005
その他の無形資産		6,922	7,005
税金資産	15	103,610	100,986
当期		8,557	2,985
繰延		95,053	98,001
その他の資産	16	36,143	34,865
売却目的保有の非流動資産および可処分要素グループ	17	-	-
資産合計		31,841,654	36,251,045

連結貸借対照表
2019年および2018年12月31日現在
(単位：千ユーロ)

負債	注記	2019年	2018年
売買目的保有の金融負債	7	69,313	104,885
デリバティブ		69,313	104,885
損益を通じて公正価額で評価した金融負債		-	-
償却原価で評価した金融負債	18	25,813,190	30,295,171
預金		9,676,814	10,435,829
中央銀行		499,902	-
信用機関		8,477,599	9,447,789
顧客		699,313	988,040
市場性を有する負債性証券		15,734,424	19,147,495
その他の金融負債		401,952	711,847
デリバティブヘッジ	11	240,245	253,805
引当金	19	303,540	280,195
年金および年金類似債務		579	919
税金およびその他の法的臨時費の引当金		-	-
偶発債務および不確定約定額の引当金		7,778	1,442
その他の引当金		295,183	277,834
税金負債	15	33,948	23,854
当期		1,005	957
繰延		32,943	22,897
その他の負債	16	7,837	6,371
負債合計		26,468,073	30,964,281

連結貸借対照表
2019年および2018年12月31日現在
(単位：千ユーロ)

資本	注記	2019年	2018年
資本	20	5,394,074	5,343,946
資本金または寄付金		4,314,033	4,313,744
累積準備金			
再評価準備金		20,858	23,591
その他の準備金		949,805	930,940
当期損益		109,378	75,671
配当金および分配金控除			
その他の累積包括利益	21	(20,493)	(57,182)
損益として再分類不可能な要素		36,916	6,369
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した公正価額持 分証券の変動		36,916	6,369
損益として再分類可能な要素		(57,409)	(63,551)
キャッシュフロー・ヘッジ		(60,186)	(73,435)
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した公正価額負 債性証券の変動		2,777	9,884
資本合計		5,373,581	5,286,764
資本および負債合計		31,841,654	36,251,045
備忘事項			
付与された保証	22	449,279	475,124
付与された不確定約定額	22	3,531,853	3,212,563

連結損益計算書
2019年および2018年12月31日に終了した年度
(単位：千ユーロ)

	注記	2019年	2018年
利息および類似収益	24	347,102	396,934
利息および類似費用	25	(375,158)	(493,452)
利息収益純額		(28,056)	(96,518)
配当金収益	26	-	-
持分法適用会社の損益	27	2,266	1,915
受取手数料	28	55,507	57,323
支払手数料	28	(7,603)	(8,846)
金融業務による損益(純額)		69,412	58,591
公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益(純額)	29	10,365	754
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産		-	1,695
償却原価で評価した金融資産		10,365	-
償却原価で評価した金融負債		-	(941)
売買目的保有の金融資産および金融負債による損益(純額)	30	591	1,023
損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産による損益(純額)	31	1,984	710
ヘッジ会計から生じる損益(純額)	32	56,472	56,104
為替差損益(純額)	2.4	4,928	49,884
その他の営業収益および営業費用	33	1,820	1,137
売上総利益		98,274	63,486
管理費		(38,912)	(39,112)
人件費	34	(21,546)	(21,040)
その他の管理費	35	(17,366)	(18,072)
減価償却費		(3,916)	(5,113)
有形固定資産	13	(2,014)	(2,091)
無形資産	14	(1,902)	(3,022)
引当金経費または引当金の戻入	19	(5,904)	(1,655)

連結損益計算書
2019年および2018年12月31日に終了した年度
 (単位：千ユーロ)

	注記	2019年	2018年
損益を通じて公正価額で評価されない金融資産の減損または減損の戻入		102,077	99,872
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産	9	(5,700)	-
償却原価で評価した金融資産	10	107,777	99,872
非金融資産の減損または減損の戻入		(316)	(148)
営業権およびその他の無形資産	14	-	-
その他の資産	13、17	(316)	(148)
廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益	17	2,910	-
継続事業税引前損益		154,213	117,330
継続事業法人税費用(収益)	23	(44,835)	(41,659)
継続事業税引後損益		109,378	75,671
当期連結損益		109,378	75,671
親会社による損益		109,378	75,671

連結認識損益計算書
2019年および2018年12月31日に終了した年度
 (単位：千ユーロ)

	注記	2019年	2018年
当期損益		109,378	75,671
その他の包括利益		36,689	73,698
損益計算書に再分類されない要素		30,547	12,654
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した公正価額持分証券の変動	21	43,638	18,077
ヘッジ会計損益		-	-
損益に再分類されない要素の法人税		(13,091)	(5,423)
損益に再分類可能な要素		6,142	61,044
キャッシュフロー・ヘッジ、有効部分	21	18,927	77,331
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した負債性証券	21	(10,153)	9,874
損益に再分類可能な要素の法人税		(2,632)	(26,161)
認識損益合計(包括損益)		146,067	149,369

[次へ](#)

連結資本変動表
2019年および2018年12月31日に終了した年度
(単位：千ユーロ)

2019年12月31日現在

資本

	資本金 / 寄付金	資本 剰余金	準備金		その他の 資本性証券	自己株式 控除	親会社によ る当期損益	配当金 および 分配金控除	資本 合計	その他の 累積包 括利益	少数株主 持分	資本 合計
			累積準備金 (損失)	持分法適用 会社におけ る準備金 (損失)								
2018年12月31日付期末残高	4,313,744	-	940,176	14,355	-	-	75,671	-	5,343,946	(57,182)	-	5,286,764
認識損益合計							109,378		109,378	36,689		146,067
その他の資本変動：	289		12,225	3,907			(75,671)	-	(59,250)			(59,250)
資本金 / 寄付金の増加	289								289			289
資本の減少												
資本項目間移転			26,147				(75,671)	47,063	(2,461)			(2,461)
その他の資本増減			(13,922)	3,907				(47,063)	(57,078)			(57,078)
2019年12月31日付期末残高	4,314,033		952,401	18,262			109,378	-	5,395,074	(20,493)		5,373,581

2018年12月31日現在

資本

	資本金 / 寄付金	資本 剰余金	準備金		その他の 資本性証券	自己株式 控除	親会社によ る当期損益	配当金 および 分配金控除	資本 合計	その他の 累積包 括利益	少数株主 持分	資本 合計
			累積準備金 (損失)	持分法適用 会社におけ る準備金 (損失)								
2017年12月31日付期末残高	4,313,067	-	1,004,594	15,112	-		103,100	-	5,435,873	(130,880)	-	5,304,993

会計方針変更による影響額	-	-	(105,118)	-	-	-	-	(105,118)	-	-	(105,118)	
調整期首残高	4,313,067	-	899,476	15,112	-	-	103,100	-	5,330,755	(130,880)	-	5,199,875
認識損益合計	-	-	-	-	-	-	75,671	-	75,671	73,698	-	149,369
その他の資本変動：	677	-	40,700	(757)	-	-	(103,100)	-	(167,598)		-	(62,480)
資本金 / 寄付金の増加	677								677			677
資本の減少												
資本項目間移転			40,700				(103,100)	61,154	(1,246)			(1,246)
その他の資本増減				(757)				(61,154)	(61,911)		-	(61,911)
2018年12月31日付期末残高	4,313,744	-	940,176	14,355	-	-	75,671	-	5,343,946	(57,182)	-	5,286,764

[次へ](#)

連結キャッシュフロー計算書

2019年および2018年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

	注記	2019年	2018年
A. 営業活動からのキャッシュフロー		(835,413)	(1,175,163)
1. 当期連結損益		109,378	75,671
2. 営業上のキャッシュフローを得るための調整額		(72,474)	(124,376)
減価償却費		3,916	5,113
その他の調整額		(76,390)	(129,489)
3. 営業資産純増減額		3,629,795	4,827,231
取引ポートフォリオ		39,747	55,617
損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産		21,580	(21,580)
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産		(154,843)	(294,902)
償却原価で評価した金融資産(2019)		3,634,484	4,870,954
その他の営業資産		88,827	217,142
4. 営業負債純増減額		(4,509,581)	(5,933,118)
取引ポートフォリオ		(35,572)	(56,112)
損益を通じて公正価額で評価したその他の金融負債		-	-
償却原価で評価した金融負債		(4,481,981)	(5,751,853)
その他の営業負債		7,972	(125,153)
5. 法人税の回収および支払		7,469	(20,571)
B. 投資活動からのキャッシュフロー		(2,695)	598,715
6. 支払		(2,697)	(6,480,679)
有形固定資産	13	(879)	(223)
無形資産	14	(1,818)	(2,084)
株式	12	-	(2,424)
売却目的保有の非流動資産および負債	17	-	-
償却原価で評価した負債性証券	10.1	-	(6,475,948)
投資活動に関連するその他の支払		-	-

連結キャッシュフロー計算書

2019年および2018年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

	注記	2019年	2018年
7. 回収		2	7,079,394
有形固定資産	13	-	-
無形資産	14	-	-
株式	12	2	-
売却目的保有の非流動資産および負債	17	-	22
償却原価で評価した負債性証券	10.1	-	7,079,372
投資活動に関連するその他の回収		-	-
C. 金融活動からのキャッシュフロー		(46,774)	(60,477)
8. 支払		(47,063)	(61,154)
配当金		(47,063)	(61,154)
劣後債務		-	-
自己持分証券の償還		-	-
自己持分証券の取得		-	-
金融活動に関連するその他の支払		-	-
9. 回収		289	677
劣後債務		-	-
自己持分証券の発行		-	-
自己持分証券の処分		-	-
金融活動に関連するその他の回収	20	289	677
D. 為替レート変動影響額		-	-
E. 現金および現金同等物の純増減額		(884,882)	(636,925)
F. 現金および現金同等物の期首残高		1,669,486	2,306,411
G. 現金および現金同等物の期末残高		784,604	1,669,486
備忘事項		-	-
当期末における現金および同等物部分		-	-
現金	6	13	13
現金同等物の中央銀行等への残高	6	709,633	1,408,355
その他の金融残高	6	74,958	261,118
払戻し可能な当座借越し控除		-	-

2019年12月31日に終了した年度

の連結財務書類の注記

注記 1 概要、財務書類の作成方針およびその他の情報

1.1 当公庫の概要

当グループの親会社であるスペイン開発金融公庫(「親会社」または「IC0」)は政府金融機関の組織および管理に関する1971年6月19日法律第13号により設立され、予算、租税および財政に係る緊急措置に関する1995年12月28日勅令法第12号が公表されるまで、1988年一般国家予算に関する1987年12月30日法律第33号第127条および1971年法律第13号の廃止されなかった一部の条項により規制された。

当公庫の登録上の住所は、マドリッドのパセオ・デル・ブラド4に所在し、すべての活動を同地でを行い、スペイン国内にその他の支店網を有していない。

当公庫は公共部門法体制に関する2015年10月1日法律第40号第103条に定める形態の公共事業体であり、経済・企業支援担当大臣を通じて経済・デジタル変革省に属する。当公庫は法に基づく金融機関であり、国家の財務代理人と考えられており、目的達成のための経営の独立性に加えて、法人格、資産および財源を有している。

経済・企業支援担当大臣は当公庫の戦略的経営、ならびに当公庫の事業活動による業績の評価および管理について責任を負う。

当公庫は、公共部門法体制に関する2015年10月1日法律第40号の条項、予算、租税および財政に係る緊急措置に関する1995年12月28日勅令法第12号追加条項第6条、1998年9月23日勅令第1091号により承認された一般予算法の適用条項、1997年4月14日法律第6号へのIC0の適合に関して1999年4月30日勅令第706号により承認されたIC0の定款およびかかる定款の承認(1999年5月13日政府官報第114号)、また上記の法規によって規定されていないその他の事項については、金融機関に適用される特別の法規ならびに民法、商法および労働法に服している。

企業統治業務の改善策を導入するため、スペイン開発金融公庫(IC0)の定款に係るいくつかの条文を修正する2015年12月18日勅令第1149号が2015年末に、内閣によって承認された。同年10月に公共部門法体制に関する法律が、これに基づき成立し、かかる法律により初めて政府金融機関に4人の社外取締役が選出された。また、評判、経歴および不適合性等の対象の選出基準が設定され、任期は3年間有効で、1回のみ追加で3年間更新することができることとされた。当公庫において財政問題が生じた場合、社外取締役はそれぞれ2票投票することができ、よって理事会(理事会は、理事長と10名の理事(以前は9名)で構成される。)においては社外取締役が多数派となる。さらに、すべての理事の任命および解任は経済・デジタル変革大臣の提案の下、内閣に委ねられることが決定された。

内閣によって承認された勅令は、これらの調整を発展させる。社外取締役として選任されるための要件には、商業的かつ専門的な高い社会的評価、適切な知識および経験を有すること、潜在的、永続的な利益相反がないこと、また、自営または雇用された立場において、IC0と競合になりうる活動を展開しないことが含まれる。さらに、信用機関、金融信用機関、投資機関、集団投資スキームおよびベンチャー・キャピタル企業またはこれらの子会社ならびにこれらが所属するグループに関連のない者であることが要件となっている。

理事会の理事は、常にIC0の利益のために行動しなくてはならず、またその業務を行う上で得た情報、データ、レポートおよび機密のバックグラウンドを、かかる業務が終了した後も外部に漏らしてはならない。経済・デジタル変革大臣により辞職が承認された場合、社外役員の任期が終了した場合、また、公共部門からの理事に関しては解約された場合は、解任されることがある。守秘義務の重大な違反または利益相反等の場合と同様に、社外取締役の適性が予期せず欠如している場合には、解任されることがある。

当公庫の目的は国富の増大および分配の増進に寄与する経済活動、とりわけ社会、文化、技術革新および環境の面から奨励に値する活動を支援、促進することである。

かかる目的を達成するために、当公庫は財政の均衡原則および手段と目的の一致を厳格に遵守する。

また当公庫の職務は以下の通り定められている。

- a) 内閣または政府経済問題委員会の指図に従い、深刻な経済危機、自然災害またはこれに類似の状況により生じる経済に対する影響を緩和するように貢献すること。
- b) 当公庫の理事会により採択された規則および決定に従い、内閣、政府経済問題委員会または経済・デジタル変革省の定める基本的な方針を遵守して、経済政策の諸措置を実施する主たる機関として行為すること。

かかる目的および職務の中に含まれる業務の種類は、以下の通りである。

1. 中小企業、住宅建設、通信、スペイン事業の国際化等の一定の部門および戦略的活動に対して金融支援を行う直接的な貸付業務および仲介業務、ならびに1993年1月15日閣議決定（「RCM」）に従い、現在のバンコ・デ・ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア・エセ・アー（「BBVA」）に統合されている国立銀行から移譲された業務。
2. 相互金利調整契約（スペイン語表記の頭文字をとって「CARI」）。かかる輸出援助システムは、当該システムを利用するスペインまたは外国の金融機関のために良好な財務実績を保証する。当公庫は仲介機関としてのみ行為し、各年度の一般国家予算法で許容されている通り管理費用は国家が負担する。
関与した各銀行との金利調整純額は、各調整額が、受取残または支払残のいずれであるかにより、国家が支払うか、または当公庫を通じて支払われるかで、通常は相殺される。
3. 開発プロモーション基金（スペイン語表記の頭文字をとって「FONPRODE」）。かかる基金は2010年に2010年法律第36号の下で設立された。その目的は国家から国家への補助金という形で発展途上国の開発プロジェクトおよび開発計画に資金供給することである。当公庫はかかる取引に関して、スペイン政府の代理人として行為している。かかる取引は当公庫の他の事業から分離して、当公庫が保有する独立の勘定で契約、管理および計算が行われている。各年度の一般国家予算に従い、ICOに対して管理費用が補填される。2010年12月現在、この特定の基金は、1998年以降FONPRODEに統合されるまで、同じく当公庫によって管理されている小口融資を供与するための基金を取得した。
4. 法人国際化基金（スペイン語表記の頭文字をとって「FIEM」）。かかる基金は2010年に2010年法律第11号の下で設立された。その活動は、利権または市場条件の下、スペインの財貨およびサービスの取得ならびにスペインの投資プロジェクトの遂行または国益の取得および遂行に結びつくプロジェクトに対して、返済可能な資金供給を行うことである。当公庫はかかる取引に関して、スペイン政府の代理人として行為している。かかる取引は当公庫の他の事業から分離して、当公庫が保有する独立の勘定で契約、管理および計算が行われている。各年度の一般国家予算に従い、ICOに対して管理費用が補填される。
5. 水道および公衆衛生協力基金。当該基金は、2008年度一般国家予算に関する2007年12月26日法律第51号追加条項第61条に基づき設立された。その目的は、中南米諸国の国家機関との金融取り決めの下、とりわけスペインとの協力を重視し、水道および公衆衛生プロジェクトに対して資金を提供することである。
6. 2014年12月26日勅令法第17号により、地方団体向け融資ファンドが設立され、かかるファンドは自治体や地方団体またはその他の経済媒体の資金需要に注力し、それら団体に付属する当局の経済的持続性を保証するものである。当ファンドの自己資本は供給者支払のための融資基金（2012年勅

令第4号および2012年勅令第7号により成立)の清算(2015年1月1日付で、その完全なる権利および義務の下施行される。)により供給されたものである。ICOは、取引業者の役割を担っているが、これらの業務はその会計帳簿には記録されていない。この業務により、当公庫には関連する取引手数料が生じている。

7. 2014年12月26日勅令第17号により、自治体向け融資ファンドが設立され、かかるファンドは自治体や地方団体またはその他の経済媒体の資金需要に注力し、それら団体に付属する当局の経済的持続性を確保するものである。当ファンドの自己資本は2012年勅令第21号により設立された自治区流動性基金の清算(2015年1月1日付で、その完全なる権利および義務の下施行される。)により供給されたものである。さらに、自治体に関しては、供給者への支払に関する融資メカニズムの自己資本部分に含まれている。ICOは、取引業者の役割を担っているが、これらの業務はその会計帳簿には記録されていない。この業務により、当公庫には取引手数料が生じている。

2.から7.の業務は、それぞれに適用される法律に従って、当グループの勘定には含まれない。

1.2 連結年次財務書類の作成方針

当グループは、財務書類の公開および機密の報告基準およびモデルに関する、2017年11月27日スペイン中央銀行通達第4号(「2017年通達第4号」)により設定された会計原則および基準に従い、欧州連合に採用された国際財務報告基準(「IFRS-EU」)に基づいて連結年次財務書類を作成している。当該2017年通達第4号は、スペイン金融機関の単体年次財務書類への適用が義務付けられている。

よって、本連結年次財務書類は、2019年12月31日現在の当グループの連結資本および連結財務状態、ならびに当該年度に係る業績、連結資本変動および連結キャッシュフローに係る真実かつ公正な見解を示すため、当グループ企業の会計記録に基づき、欧州連合が採用する国際財務報告基準(IFRS)(IFRS-EU)およびスペイン中央銀行の2017年通達第4号(その後の改正を含む。)、ならびに商法、資本企業法またはその他に適用されるスペインの規制に従って作成された。

これらの連結年次財務書類に記載される2018年に対応する情報は、2019年に関連する情報との比較のみを目的として唯一かつ排他的に表示されており、したがって、当グループの2018年年次財務書類を構成するものではない。

2018年12月、財務情報の公開および保留に関する2017年通達第4号を修正する2018年12月21日スペイン中央銀行通達第2号が公布された。この基準は、2019年1月1日付で効力が発生し(当グループの2018年の年次財務書類には影響しない)、これをリースに関するIFRS第16号に適用させるため、2017年通達第4号を修正する。当グループの場合、そのリース契約はこの基準の客観的範囲に該当しないため、その施行がこれらの事業の計上に影響を及ぼすことはない。

2019年1月1日から12月31日の間の期間に発生した主な規制変更

期限の過ぎた債務の重要な閾値を(支払能力を目的として)定義するための2013年EU規則第575号により付与された権限の行使に関する2019年10月22日通達第3号

当該基準は、2020年12月1日より強制適用される予定である。しかしながら、ICOは、当該決定について適切な時期および適切な形で規制当局との連絡を行っていたことから、当該規定を2020年1月1日から適用する。設定される閾値は(絶対的および相対的な観点で)非常に規模の小さいデフォルトを伴う事業にのみに影響し、このような事業は依然としてICOの現在の事業の範囲外であるため、一般的に、当公庫が受ける基準の影響は最小限である。

信用機関の支払能力に関する2013年EU規則第575号（CRR）を修正する、2019年5月20日EU規則第876号

一般的に、当該規則は2021年6月28日から効力が発生するが、一定の規定（適用範囲、監督権限、定義、許容資本および負債ならびにレバレッジ比率の定義）については、2019年6月27日付で効力が発生した。当該規定がIC0にもたらす影響はない。

当グループの財務書類の作成日現在、公表されているが未施行の基準および解釈指針は下記に開示されている。当グループは、該当する場合、これらの基準が施行され次第速やかに導入する予定である。

- IFRIC第23号-税務処理に関する不確実性（2017年6月に公表）。かかる解釈指針は、事業体が行う特定の税務処理に対して、税務当局がそれを受容するか不確実である場合に、IAS第12号の登録および測定規定の適用方法を明確化する。
- 修正IAS第28号-関連企業および合併企業に対する投資（2017年11月に公表）。持分法を用いて登録されていない関連企業および合併企業に対する投資の取扱いを明確化する。
- IFRSサイクル2015-2017の改善（2017年12月に公表）。一連の基準をわずかに修正する。
- IFRS第17号-保険契約（2017年5月に公表）。これはIFRS第4号に代替する。これには使用者が財務書類に対する契約の影響を判断するために、事業体が関連する信頼できる情報を提供できるよう、保険契約の登録、測定、表示および開示の原則が含まれている（2021年1月1日以後に強制適用される。）。
- IFRS「サイクル2015-2017」の年次改善。これらの改善にはIAS第12号-「法人税」、IAS第23号-「借入費用」およびIAS第28号-「関連企業および合併企業に対する投資」に係るわずかな修正が含まれている。
- 修正IAS第19号「制度改訂、縮小または清算」。かかる修正は、事業体が最新の保険数理上の仮定を用いて、制度改訂、縮小または清算後の残存期間における当期サービス費用および利息純額を測定し、これを過去サービス費用の一部として損益に計上するか、清算時に損益に計上するか、または剰余金から差し引いて計上すること（資産の限度の影響により、かかる剰余金が以前計上されていない場合を含む。）を義務付ける。
- 修正IFRS第3号「企業結合」。これは事業の定義を改訂し、事業体が資産の取得と企業買収とを区別するのを支援する。のれんは企業買収でのみ発生するため、かかる区別は重要となる（2020年1月1日以後に強制適用される。）。
- 修正IAS第1号およびIAS第8号「重要性の定義」。企業が財務諸表に組み込む情報を決定するのに伴う判断を支援するために「重要性」の新たな定義が確立された（2020年1月1日以後に強制適用される。）。

注記2に記載している、本連結年次財務書類に適用される会計原則および基準の概要ならびに最も重要な評価基準を含め、本財務書類の作成において、重大な影響を及ぼすすべての必須の会計原則および基準が適用されている。本連結年次財務書類に含まれる情報については、当グループの親会社の理事長が責任を負う。

当グループの2019年の連結年次財務書類は、2020年3月30日付で親会社の理事長により作成され、当公庫の理事会および当グループの親会社による承認を待っている状態ではあるが、重大な変更なく承認される見込みである。本連結年次財務書類の単位は、別段の記載のない限り、千ユーロである。

1.3 情報および見積りに対する責任

2019年12月31日に終了した年度の当グループの連結年次財務書類およびその連結注記に記載される情報の作成責任は当公庫の理事長にある。これらの年次財務書類の作成にあたり、かかる財務書類に

含まれる特定の資産、負債、収益、支出および約定額の数値化に当グループによる見積りが使われている。これらの見積りは概ね以下の通りである。

- 金融資産の減損（注記2.7）
- 退職給付金に関する負債および約定額ならびにその他の従業員に対する長期約定額の保険数理上の計算基礎（注記2.10.2）
- 固定資産および無形資産の耐用年数（注記2.12および2.13）
- 付与された不確定約定額から生じる将来の債務に関する損失（注記2.14）
- 一部の簿外資産の公正価額（注記2.2.3）
- 税金資産の回収（注記2.11）

これらの見積りは、分析された事実に関連して、2019年12月31日現在で入手可能な最良の情報に基づいているが、当該年度の連結損益計算書における見積りの変動の影響を認識するために、今後数年のうちに、将来の何らかの出来事により、予め見積りの（上方または下方の）大幅な修正がなされる可能性がある。

1.4 旧アルヘンタリアからの資産および負債の譲受

今は存在しない会社であるが、アルヘンタリア、カハ・ポスタルおよびバンコ・イポテカリオ・エセ・アーは、コルポラシオン・バンカリア・デ・エスパーニャ・エセ・アー、バンコ・エクステルノ・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BEX）、カハ・ポスタル・エセ・アーおよびバンコ・イポテカリオ・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BHE）の合併の結果、1998年9月30日付の合併証書で正式に設立された。バンコ・デ・クレディト・アグリコラ・エセ・アー（BCA）はカハ・ポスタル・エセ・アーにより吸収されており、バンコ・デ・クレディト・ロカル・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BCL）もまた前記の法人（アルヘンタリア）に所属し法人格を維持している。

1993年2月15日のACMの規定に従い、当公庫は、1992年12月31日、スペイン政府または当公庫が保証している経済政策業務から生じるBCL、BHE、BCAおよびBEXの資産および負債を取得し、とりわけ転換期にある企業（転換および産業再編改革法の適用を受けている）に対する信用供与および保証を取得した。また、洪水の犠牲者に対する特別融資に加え、かかる事業体が上場株式会社になる前に供与した貸付、ならびにその他の資産、権利および企業持分も取得した。

また、1993年3月25日に、譲渡された資産および負債に関する管理契約が関係銀行との間で調印された。同契約は、現行の銀行法に従う管理および正確な会計について定める。

2019年1月、譲渡された資産および負債のマネジメントならびに管理および簿記を当公庫は引き受けた。2019年12月31日現在、純資産の残高は57千ユーロであり、また創出された利益は、154千ユーロ（2018年12月31日現在、純資産は487千ユーロであり利益は262千ユーロであった。）であった。

1.5 単体年次財務書類の表示

スペイン商法第42条に従い、当公庫は本連結年次財務書類と同日付で単体年次財務書類を作成した。

以下に、当グループの本連結年次財務書類に適用したものと同一の会計原則および基準ならびに評価基準に従い作成された、2019年および2018年12月31日に終了した年度のIC0の単体貸借対照表、単体損益計算書、単体認識損益計算書、単体資本変動総額表および単体キャッシュフロー計算書の概要を示す。

a) 2019年および2018年12月31日現在の単体貸借対照表

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
現金、中央銀行等への預金および要求払預金	784,455	1,669,485
売買目的保有の金融資産	69,407	109,154
損益を通じて義務的に公正価額で評価された売買目的保有でない金融資産	-	21,580
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産	1,826,137	1,671,294
償却原価で評価した金融資産	28,469,446	32,001,770
デリバティブヘッジ	393,353	485,855
子会社、合併企業および関連企業への投資	46,866	46,868
有形固定資産	86,966	88,099
無形資産	6,873	6,949
税金資産	103,608	100,984
その他の資産	35,714	34,543
売却目的保有の非流動資産	-	-
資産合計	31,822,825	36,236,581
売却目的保有の金融負債	69,313	104,885
償却原価で評価した金融負債	25,824,723	30,307,204
デリバティブヘッジ	240,245	253,805
引当金	303,540	280,195
税金負債	33,948	23,854
その他の負債	7,277	4,926
負債合計	26,479,046	30,974,869
その他の累積包括利益	(20,493)	(57,182)
資本：	5,364,272	5,318,894
資本金または寄付金	4,314,033	4,313,744
準備金	943,298	931,940
当期損益	106,941	73,210
資本合計	5,343,779	5,261,712
負債および資本合計	31,822,825	36,236,581
付与された保証	449,279	475,124
付与された不確定約定額	3,531,853	3,212,563
備忘勘定合計	3,981,132	3,687,687

b) 2019年および2018年12月31日に終了した年度の単体損益計算書

(単位：千ユーロ)

	2019年	2018年
利息および類似収益	347,095	396,926
利息および類似費用	(375,158)	(493,452)
利息収益純額	(28,063)	(96,526)
配当金収益	7,394	5,339
受取手数料	42,654	45,722
支払手数料	(7,603)	(8,846)
損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債の償却による損益（純額）	10,365	754
売買目的保有の金融資産および金融負債による損益（純額）	591	1,023
損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産による損益（純額）	1,984	710
ヘッジ会計から生じる損益（純額）	56,472	56,104
為替差損益（純額）	4,928	49,884
その他の営業収益	2,020	1,064
その他の営業費用	(211)	-
売上総利益	90,531	55,228
管理費	(36,139)	(35,288)
減価償却費	(3,906)	(5,102)
引当金または引当金の戻入	(5,904)	(1,655)
損益を通じて公正価額で評価されない金融資産の減損	102,077	99,872
非金融資産の減損	(316)	(148)
売却目的保有として分類された要素の非流動資産による損益	2,910	-
当期継続事業税引前損益	149,253	112,907
当期継続事業法人税	(42,312)	(39,697)
当期継続事業損益	106,941	73,210
廃止事業による損益（純額）	-	-
当期損益	106,941	73,210

c) 資本変動表 2019年および2018年12月31日に終了した年度の資本に係る単体認識損益計算書

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
当期損益：	106,941	73,210
その他の包括利益：	36,689	73,698
損益計算書に再分類されない要素	30,547	12,654
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した資本要素の公正価額の変動	43,638	18,077
損益に再分類されない要素の法人税	(13,091)	(5,423)
損益に再分類可能な要素	6,142	61,044
キャッシュフロー・ヘッジ、有効部分	18,927	77,331
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した債券	(10,153)	9,874
損益に再分類可能な要素の法人税	(2,632)	(26,161)
当期認識損益合計（包括損益）	143,630	146,908

[次へ](#)

d) 2019年および2018年12月31日に終了した年度の単体資本総変動表

(単位：千ユーロ)

2019年12月31日現在

資本

	資本金 / 寄付金	資本 剰余金	準備金	その他の 持分証券	自己株式 控除	当期損益	配当金 および 分配金控除	資本 合計	その他の 累積包括 利益	資本 合計
2018年12月31日付期末残高	4,313,744	-	931,940	-	-	73,210	-	5,318,894	(57,182)	5,261,712
認識損益合計						106,941		106,941	36,689	143,630
その他の資本変動：										
資本金 / 寄付金の増加	289							289		289
資本項目間移転			26,147			(73,210)	47,063	-		-
その他の資本増減			(14,789)				(47,063)	(61,852)		(61,852)
その他の資本総変動合計	289	-	11,358	-	-	(73,210)	-	(61,563)	-	(61,563)
2019年12月31日付期末残高	4,314,033	-	943,298	-	-	106,941	-	5,364,272	(20,493)	5,343,779

(単位：千ユーロ)

2018年12月31日現在

資本

	資本金 / 寄付金	資本 剰余金	準備金	その他の 持分証券	自己株式 控除	当期損益	配当金 および 分配金控除	資本 合計	その他の 累積包括 利益	資本 合計
2017年12月31日付期末残高	4,313,067	-	996,289	-	-	101,923	-	5,411,279	(130,880)	5,280,399
会計方針変更による影響額	-	-	(105,118)	-	-	-	-	(105,118)	-	(105,118)
調整後期首残高	4,313,067	-	891,171	-	-	101,923	-	5,306,161	(130,880)	5,175,281
認識損益合計	-	-	-	-	-	73,210	-	73,210	73,698	146,908
その他の資本変動：										
資本金 / 寄付金の増加	677	-	-	-	-	-	-	677	-	677
資本項目間移転	-	-	40,769	-	-	(101,923)	61,154		-	-
その他の資本増減	-	-	-	-	-	-	(61,154)	(61,154)	-	(61,154)
その他の資本総変動合計	677	-	40,769	-	-	(101,923)	-	(165,595)		(60,477)
2018年12月31日付期末残高	4,313,744	-	931,940	-	-	73,210	-	5,318,894	(57,182)	5,261,712

[次へ](#)

e) 2019年および2018年12月31日に終了した年度の単体キャッシュフロー計算書

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
営業活動からのキャッシュフロー	(835,561)	(1,175,169)
当期損益	106,941	73,210
営業活動からのキャッシュフローの調整額	(70,367)	(124,387)
営業資産純増減額	3,629,590	4,828,848
営業負債純増減額	(4,509,194)	(5,932,269)
法人税の回収および支払	7,469	(20,571)
投資活動からのキャッシュフロー純額	(2,695)	598,721
支払	(2,697)	(6,480,678)
回収	2	7,079,399
金融活動からのキャッシュフロー	(46,774)	(60,477)
現金および現金同等物の為替レート変動影響額	-	-
現金および現金同等物の純増減額	(885,030)	(636,925)
現金および現金同等物の期首残高	1,669,485	2,306,410
現金および現金同等物の期末残高	784,455	1,669,485

1.6 環境影響および温室効果ガス排出権

当グループの国際取引は、環境保護に関する法律に従っている。当公庫は、当公庫がこれらの法律に実質的に準拠しており、その準拠を確保および奨励するよう設計された手続きを維持していると考えている。

また、当グループは、適切な環境保護・改善措置が実施されており、環境影響が可能な限り最小化され、これについての規則を遵守していると考えている。2019年および2018年、当グループは重大な環境投資を実施しておらず、環境リスクおよび費用のための引当金を計上する必要はないと考えている。また、当公庫は、環境保護・改善に関連する重大な偶発事象が存在するとは考えておらず、温室効果ガス排出権を有していない。

1.7 最低資本

1.7.1 最低自己資本比率

スペイン中央銀行は2008年5月22日に、最低自己資本の識別および管理に関して、2008年通達第3号を發布した。前記通達は、投資比率、自己資本および情報についての金融仲介機関の義務、ならびに他の金融システムに関する2007年11月16日法律第36号（1985年5月25日法律第13号を改正）により發布された自己資本および連結ベースでの信用機関の監督に関する法制度等（信用機関自己資本に関する2008年2月15日勅令第216号を含む。）について、金融機関業界における最終的な展開を示している。前記通達はまた、スペインの金融機関の法制度に、金融機関の事業に関する欧州議会および理事会による2006年6月14日の2006年EC指令第48号（改正後）、ならびに投資サービス会社および金融機関の自己資本比率に関する欧州議会および理事会による2006年6月14日の2006年EC指令第49号（改正後）を適合させる過程を完了させるものでもあった。かかる二つの指令は、バーゼル銀行監督委員会により採択された同様の規制（バーゼルとして知られている。）を受けて、金融機関および金融機関の連結グループが満たすべき最低資本要件について大幅に改正された。

従前の銀行業の健全性規制に関する法令（1985年5月25日法律第13号および2008年スペイン中央銀行通達第3号）に替わり、2014年1月1日より、金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月26日法律第10号が施行された。これまで欧州連合は、その法制度として2010年12月よりバーゼルに移行しており、2012年EU規則第648号を修正する金融機関および投資サービス会社の健全性要件に関する欧州議会および理事会による2013年6月26日EU規則第575号、ならびに2002年EC指令第87号を修正する金融機関の活動ならびに金融機関および投資サービス会社の健全性監督に関する欧州議会および理事会による2013年6月26日EU指令第36号を採用し、また欧州連合の監督および信用機関の支払能力の基準にスペインの法律を適合させるための緊急措置として、2013年11月29日勅令第14号に当公庫のシステムを置き換えることで、2006年EC指令第48号および2006年EC指令第49号を廃止した。

2014年6月26日法律第10号の主な目的は、2013年6月26日EU規則第575号（CRR）の規定を直接的に組み込み、正式に2013年6月26日EU指令第36号（CRD）に移行することで、国際舞台および欧州連合に課せられている規制変更に対応してスペインの法律を適合させることであった。当該コミュニティ規制は、監督体制、資本要件および罰則等の側面が大々的に修正されてきたことにより、金融機関に適用される規則の実質的な変更をもたらした。

CRRおよびCRDは、欧州連合における資本要件を規制し、以下に記載するバーゼルの資本規制の枠組みまたは協定に定められた提案を含む。

- 加盟国に直接適用されるCRRは、金融機関の健全性要件を含み、とりわけ以下の事項を扱っている。
- ハイブリッド商品が満たさなければならない要件を設定し、少数株主持分の適格性を制限する、適格自己資本の要素の定義。
- 各資本区分における調整項目および控除項目の定義。この点において、規則はバーゼルに新たな控除項目（繰延税金資産、年金基金）を組み入れ、既存の控除項目の変更を導入する。一方で、規則はその完全な実施までに、5年から10年の段階的な予定を設定している。
- 自己資本の三つの水準（普通株式等Tier 1比率4.5%、Tier 1比率6%および最低資本合計比率8%）を定める最低要件の設定（第一の柱）。
- 信用機関がレバレッジ比率（Tier 1をリスクに対して未調整の総エクスポージャーで除した値として定義される。）を算定するための要件。開示要件は、2016年以降に適用され、最終的な定義は監督者により2017年に設定された。
- 加盟国が、それぞれの基準に従って、国内法令に組み込まなければならないICRDの意図および主たる目的は、金融機関および投資会社の活動の透明性ならびにその統治および監督の枠組みについ

て国内法令を調整することである。CRDは、とりわけ、CRRで設定された資本要件に加えて、2019年までに段階的に導入される資本要件を含んでいる。以下に従わないことは、利益の任意分配に対する制限を伴う。

- バーゼル の規制の枠組みを拡大する、金融規則の景気循環増幅効果を軽減するための資本保全バッファおよび反循環的な資本バッファ。すべての信用機関は、普通株式等Tier 1 に上乗せする2.5%の資本保全バッファおよび普通株式等Tier 1 に上乗せする、機関特有の反循環的な資本バッファを維持しなければならない。
- グローバルなシステム上重要な機関およびその他のシステム上重要な機関が、システミックリスクまたはマクロ健全性リスク（すなわち、特定の加盟国における金融システムおよび実体経済に深刻な悪影響を与えうる、金融システムの混乱リスク）を軽減するためのシステミックリスクバッファ。
- さらに、CRDは、監督責任の範囲内で、所轄官庁が、CRRに記載の最低要件（第二の柱）を上回る自己資本額の維持を金融機関に要求することが可能であると規定している。

金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月26日法律第10号の追加条項第8条によると、規則により規定されていない限り、スペイン開発金融公庫は、当該法律の第 編（金融機関の支払能力）、第 編（監督）および第 編（法的罰則）ならびに情報の守秘義務に関する規定を適用する。

2015年から、スペイン中央銀行の2014年通達第2号に従い、この基準において設定された資本バッファが適用される。今日まで、今年度の銀行監督者によって特定の反循環的な資本バッファの金額は設定されていない。IC0は、グローバルなシステム上重要な事業体（スペイン語表記の頭文字をとって「EISM」）ではなく、またシステム上重要な事業体（スペイン語表記の頭文字をとって「EIS」）としてみなされることもない。

2019年および2018年12月31日現在の当グループの算出可能な資本は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
普通株式等Tier 1 (*)	5,067,939	5,179,437
- 資本金	4,314,033	4,313,744
- 準備金および調整項目(**)	753,906	865,693
Tier 2	-	-
- その他の準備金(**)	-	-
- 一般支払不能リスクヘッジ	-	-
算出可能資本合計	5,067,939	5,179,437
最低資本合計(***)	2,139,560	2,243,085

(*) 当グループは追加のTier 1 を有していない。

(**) 当グループの算出可能資本の計算に用いる合計準備金は、資本の計算において、無形資産の修正および準備金の修正が行われているため、連結貸借対照表の額とは異なる。

(***) 2019年に当グループについてスペイン銀行により設定された、リスク加重資産（RWA）の17.34%（2018年は17.625%）として計算している。

2019年および2018年12月31日現在の当グループの最低資本の最重要データは、以下の通りである（単位：千ユーロ）。

(単位：千ユーロ)

	2019年	2018年
Tier 1	5,067,939	5,179,437
リスク加重資産	12,338,868	12,726,723
Tier 1 比率(%)	41.07%	40.70%
算出可能資本合計	5,067,939	5,179,437
算出可能資本合計比率(%)	41.07%	40.70%
最低算出可能資本比率(%)(*)	17.34%	17.625%

(*) IC0グループの自己資本についてスペイン銀行により設定された2019年3月16日以降の最低資本比率の合計は、2013年EU規則第575号により設定された要件(8%)、ならびに集中リスクおよび事業リスクならびに資本に関する自己評価報告書に記載されるその他のリスクをカバーするための追加の必要資本(6.84%)ならびに資本バッファ(2019年1月1日以降2.5%)を考慮すると、17.34%である。

2019年および2018年12月31日現在、当グループの算出可能資本は、連結ベースでは、適用ある規則により規定されている最低要件をそれぞれ2,928,379千ユーロおよび2,936,352千ユーロ上回っている。

1.7.2 最低支払準備率

当グループは最低支払準備率を満たすために、ユーロ圏の国の中央銀行に預けられている資金の最低レベルを維持しなくてはならない。2019年12月31日現在、このレベルは算出可能な負債の2%であった。2011年11月24日に2011年EU規則第1358号が発効し、追加的な算出可能な負債（2年超の通知期間を条件として引出可能な2年超の定期預金、現先取引による販売および2年超の満期を持つ株式以外の証券）について1%が要求される。この修正は2012年1月18日に開始した積立期間の後に適用された。

2019年および2018年12月現在、ならびに2019年および2018年中、IC0は適用あるスペインの規制に基づく最低比率を遵守した。

1.7.3 資本管理

当グループは、支払能力に関し適用される法制度（2013年EU規則第575号）に規制される算出可能なTier 1およびTier 2の管理を目的として、資本を検討している。

この意味において、常にスペイン銀行により企業について設定された下限を下回らない支払能力比率を維持するための資本管理システムに、資本要件規制は直接的に盛り込まれている。この目標は、適切な資本計画によって達成されている。

1.8 後発事象

上記2006年法律第42号で修正された租税、行政および社会保障措置に関する2001年12月27日法律第24号追加条項に従い、旧金融公庫と当公庫が付与した一定の与信および保証枠に基づき中央政府がIC0から借入れた債務の返済によって回収される金額は、当公庫の資本の一部を構成する。2019年の見積総額は170千ユーロであり、2020年に計上される。

2020年、スペイン開発金融公庫は、国家財務当局の地位において政府の命令を受け、事業および個人に対する新たな信用枠を打ち出した。その目的は、スペインの信用制度に更なる流動化をもたらす、当公庫の目標の枠組み内における他の需要に取り組むことである。承認を得た主な信用枠は、以下の通りである。

- 2020年IC0の企業および起業家向け融資枠：このIC0の信用枠は、国内で投資を行い、かつ流動性ニーズを満たす必要のある自営業者および企業に対して融資を行う。個人および家主団体も、住宅の修復のためにこの信用枠を利用することができる。
- 2020年IC0のSGR/SAECA保証融資枠：このIC0の信用枠は、相互保証会社（スペイン語表記の頭文字をとって「SGR」）または国有企業であるCaución Agraria（スペイン語表記の頭文字をとって「SAECA」）の範囲内で、スペインにおける資金を主とする自営業者およびスペイン企業または多国籍企業に対して融資を行う。
- 2020年IC0の商業融資枠：このIC0の信用枠は、スペイン国内の営利事業による前払い金を通じて流動性を得ようとする自営業者およびスペイン企業またはスペインにおいて設立された多国籍企業に対して融資を行う。

- 2020年IC0の国際融資枠：このIC0の信用枠は、外国で生産的な投資を行っており、かつ／または流動性ニーズを満たす必要のある、スペインの資金を主とする自営業者およびスペイン企業または多国籍企業に対して融資を行う。
- 2020年IC0の輸出業者向け融資枠：このIC0の信用枠は、流動性を必要とする自営業者およびスペイン企業に対して融資を行い、輸出活動による前払い金を通じて彼らを支援する。
- 2020年IC0の国際局融資枠：自営業の専門家および企業の国際化の過程を支援するために融資を行う。当該商品と、IC0の国際融資枠およびIC0の輸出業者向け融資枠の間の主たる違いは、貸付が地方銀行に適用されるか、または投資プロジェクトもしくは輸出活動が行われている国に本部がある国際機関に適用されるかということである。

例年通り、2020年1月中、IC0およびこれらの信用枠の申請書を提出した金融機関は、契約を作成および書名した。

2020年3月11日、世界保健機関は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により生じた公衆衛生上の緊急事態を世界的なパンデミックであると表明した。国内および国際的な規模での事態の展開の速さならびに異常な状況は、明らかに重大かつ前例のない健康危機である。この難局に立ち向かうため、スペイン政府は2020年勅令第463号の公布を通じて非常事態を宣言することが必要であるとみなした。

また、スペイン政府ならびに欧州および国際機関により対策が講じられ、危機による社会的および経済的影響を軽減するための景気刺激に関する追加的な措置を検討している。

目下のところ、当グループはすでに、技術力と従業員管理に関連して、その業務および事業の継続性を確保するために必要な措置を講じており、従業員の安全とインテグリティに特に配慮した。作成日現在、当グループは通常通り活動を継続している。

かかる事態は、スペインおよび国際マクロ経済環境に影響を与え、これは当グループの活動に重大な影響を及ぼす可能性がある。年次財務書類作成日現在、かかる事態により生じる、活動に対して与える影響の詳細な評価または定量化を実施するのは、その短期的、中期的および長期的な結果の不確実性により時期尚早ではあるが、当グループは、これが活動の継続性を損なわない一時的な事態であり、その影響の見込みが計上されることになると考えている。最後に、当グループは、この事態の展開について、必要な場合に当該評価におけるいかなる変化も報告するために、継続的なフォローアップを実施していることに留意されたい。

この点において、去る3月18日、COVID-19の経済的および社会的影響に対する緊急臨時措置に関する2020年勅令第8号が官報（BOE）に掲載された。かかる基準の第30条において、企業およびフリーランサーに対するIC0の信用枠の融資額を10,000百万ユーロに増額するために、当グループの親会社としてのIC0の純負債限度額の拡大が規定された。当グループは、利用可能な資金調達の促進および拡大、また企業の信用へのアクセス向上のために、意思決定機関を通じて必要な措置を採用し、付属定款により規定される必要金融残高を保全する。

当該期末（2019年12月31日）から連結年次財務書類承認日（2020年3月30日）までの間、前述以外に重要な事実は発生していない。

1.9 事業セグメント別情報

当グループの活動は、信用枠の付与および直接貸付を行うことである。したがって、該当する法律に従い、IC0の事業についてセグメント別の情報は不要とみなされる。

また、当グループはスペイン領域内外で活動を行っており、すべての事業はスペインの利益に寄与するものであると認められている。

1.10 「IC0ダイレクト」貸付業務

2010年6月、IC0は「IC0ダイレクト」として、機械、家具、IT製品および建物に新たに投資するため、自営業の個人、中小企業、およびスペインの非営利団体（1年を超えて活動している団体）に対して融資を行うことを目的とした新しい事業セグメントを開始した。この事業セグメントは、信用機関の仲介を通して行われるIC0の通常の貸付業務を補っており、中小企業および自営業の個人向けの金融手段を広めるよう務めている。IC0ダイレクトは、2011年および2012年に更新され、2012年6月に終了した。

IC0ダイレクトにおける取引は、バンコ・サンタンデル（BS）およびバンコ・ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア（BBVA）によって公的に処理および管理されていた。これらの信用機関はこの目的においてIC0に対し競争入札をしている。

2019年12月31日現在の純資産合計の残高は1,028千ユーロ（2018年12月31日現在は1,750千ユーロ）であった。2019年に生じた利益は3,498千ユーロ（2018年は4,586千ユーロ）であった。

1.11 2011年のIC0の地方自治体向け貸付業務

2011年IC0地方自治体向け融資は、スペイン内閣により2011年7月に承認された公会計および社会的保護の安定性を高めるための勅令法の結果として開始された。その目的は、低迷する経済を踏まえ、地方自治体に提供する備品、労働およびサービスに係る請求権を決済する主要な問題に苦しむ多くの自営専門職および小企業の問題を緩和することであった。

この信用枠は、2011年4月30日まで未払いの請求書を決済するための流動性を地方自治体に提供することを目的としていた。主として、証明書および書類の経過年数に基づき自営業の個人および中小企業に対する債務の返済を支援することを目的としていた。

IC0地方自治体向け融資は、2011年7月から2011年11月まで実施されていた。同期間中、当該融資により、スペイン全域にわたる1,029の地方、地域および島域間町議会が、38,338の自営業の個人および中小企業により2011年中に提供された備品、建造物およびサービスに対する未払請求書222,975件（総額967百万ユーロ）を支払うことができた。2011年IC0地方自治体向け融資業務の定式化および運営は、当プロジェクトに追加されたいくつかのEECCを通じて実行されている。

2019年12月31日現在、当該資産（不良資産として分類されている）の残高は3,669千ユーロ（2018年12月31日現在は4,294千ユーロ）であった。

EELLの借入に関し、この信用枠は、国家収益の割当（スペイン語表記の頭文字をとって「PTE」）により、当公庫へ保証されている。PTEの下、開始から2019年12月31日までにおける当該信用枠の残高の減少は、61.68百万ユーロ（2018年12月31日現在で61百万ユーロ）である。2019年12月31日までの間に、1,029の事業体のうち、合計で409の事業体がPTEを頼らなければならなくなった。2019年12月31日現在、依然として9のEELLへのPTEの削減が要求されており、その残高は3.7百万ユーロであった。

注記2 適用される会計原則、方針および評価基準

当グループの2019年12月31日に終了した年度の連結年次財務書類の作成において用いられた会計原則、方針および評価基準は、以下の通りである。

a) 継続企業の原則

財務書類を作成するにあたり、当公庫の経営は当面継続していくと判断された。したがって、会計基準の適用は、清算の場合における、全部もしくは一部の譲渡を目的とする純資産価値を算定するためのものではない。

b) 発生主義原則

キャッシュフロー計算書に関連するものを除き、現在の年次財務書類は、支払日または回収日にかかわらず、現在の物品およびサービスの発生に基づいて作成されている。

c) その他一般的な原則

年次財務書類は、取得原価法に基づき作成されているが、土地および建物（2004年1月1日までのものに限る。）（注記13を参照のこと。）、売却可能金融資産ならびに金融資産および金融負債（デリバティブを含む。）の公正価額でなされた再評価（もしあれば）により修正されている。

2.1 株式

2.1.1 グループ企業

「子会社」とは、当公庫が支配権を有する企業である。企業が投資先との関与による変動利益にさらされるか、変動利益に対する権利を有する場合、かつ投資先に対する支配権を通じて、投資先の利益に影響を及ぼす資格を有する場合に、企業は投資先を支配していると解釈される。

子会社としてみなされるためには、以下を必要とする。

- 支配権：投資家は、関連活動（すなわち、投資先の利益に大きな影響を及ぼす活動）の管理を可能にする既存の権利を有する場合に、投資先に対する支配権を有する。
- 利益：投資家は、投資先との関与による利益が、投資先の実績によって変動する可能性がある場合に、投資先との関与による変動利益にさらされるか、変動利益に対する権利を有する。投資家の利益は、プラスのみ、マイナスのみ、またはプラスとマイナスの両方になることがある。
- 支配権と利益のつながり：投資家は、投資先に対する支配権ならびに投資先との関与による変動利益に対するエクスポージャーおよび権利を有するだけでなく、投資先との関与による投資家の利益に影響を及ぼす支配権を行使する資格を有する場合に、投資先を支配する。

これらの子会社の年次財務書類は、規則に定める通り、完全連結法を用いて当公庫の年次財務書類と連結される。したがって、この方法により連結された重要な企業間の取引から生じた残高は、連結手続きに際して除外されている。当グループの親会社である当公庫は、その99%を占めている。

さらに、第三者の株式（もしあれば）は、以下の通りとする。

- ・当グループの資本においては、連結貸借対照表の「少数株主持分」の項目に記載され、2019年および2018年12月31日現在の残高はない。
- ・当期連結損益においては、連結損益計算書の「少数株主持分に帰属する損益」の項目に記載され、2019年および2018年12月31日現在の残高はない。

ある年度に取得した子会社から生じる損益の連結は、取得日から当該年度の末日までの期間に関する金額のみを考慮する。

別紙 には、これらの企業に関する情報を記載する。これらの企業の会計年度末は、すべて12月31日である。

2.1.2 関連企業

関連企業とは、当公庫とともに単一的意思決定機関を構成せず、また共同支配に服しないが、当公庫が重大な影響力を及ぼす企業をいう。通常重大な影響力が、議決権の20%以上の直接的または間接的な持分に伴う。

関連企業の株式は連結年次財務書類において連結貸借対照表の「子会社、合併企業および関連企業への投資 - 関連企業」に減損調整後の取得原価で評価される。

関連企業とグループ企業間の営業活動から生じた損益は、当グループの関連企業における株式を示す割合から控除される。

上記の控除の後、関連企業による当該年度に生じた損益により、連結年次財務書類の投資の価値は増減する。当該損益は、連結損益計算書の「持分法適用会社の損益」の項目に計上される（注記27を参照のこと。）。

取得日後の関連企業の評価調整額は投資の価値の増減として計上される。これらの変動は連結資本変動表の評価調整として「その他の累積包括利益」の項目に計上される。

別紙 には、これらの企業に関する情報を記載する。

2.2 金融商品

2.2.1 金融商品の当初の認識

金融商品は当初、当グループが該当する契約の当事者となった際に当該契約の条件に従い貸借対照表において認識される。特に、貸付および現金預金等の債務証書は、現金を受領する権利または支払う義務が発生する日現在でそれぞれ認識される。一般に金融デリバティブは契約日に認識される。

従来の契約を通じて行われる金融資産の売買は、すべての所有権に内在する利益、リスク、権利および義務が取得者に移転した日に計上される。当事者の相互義務に基づくこれらの契約は、規制または市場慣行により設定された期間内に履行されなければならない、株式市場取引または通貨先物取引等のように差額で決済することができない。購入または売却した金融資産の種類に応じて、契約日、決済日または引渡日となる。特に、外国為替現金取引市場で行われた取引は、決済日に認識され、スペインの証券市場で取引される持分証券を用いて実施される取引は、契約日に計上され、スペインの証券市場で取引される債務証書を用いて行われる取引は、決済日に認識される。

2.2.2 金融商品の譲渡および処分

金融商品の譲渡は、譲渡金融商品に係るリスクおよび利益を移転させる方法を考慮して記録される。それは、以下の基準に基づいて行われる。

- リスクおよび権利が実質的に第三者に移転された場合、譲渡金融商品は、その譲渡により留保または発生した権利または義務すべてを認識した上で、貸借対照表上から除外される。なお、この譲渡に含まれるのは、無条件的売却、取得日における公正価額での売却および買戻、購入選択権もしくは深刻な資産危機状態での売却権が伴う金融資産の売却、譲与者が劣後融資を留保しない資産の証券化、または新たな所有者に対する信用補完等である。
- 譲渡金融商品に係るリスクおよび利益が留保された場合、譲渡金融商品は貸借対照表上から除外されず、移転前と同様の基準に従って測定される。なおこの留保に含まれるのは、現先取引がされた金融資産の固定価格または利息付の売却額での売却、借方が同様または同等の価値の資産の返済を求められるローン契約等である。しかし、受領対価と同額に係る金融負債は認識される。その後、償却原価で評価され、認識はされないが、譲渡金融資産の収入および新たな金融負債額になる。
- 売買された購入選択権付き金融資産の売却（内部貨幣または外部貨幣での売却ではない。）、譲与者が譲渡資産の株式に対する劣後融資または信用補完をすることを想定する証券化等、譲渡金融商品に係るリスクおよび利益が、実質的に移転または留保されない場合には、以下の通り区別される。
 - 企業が譲渡金融商品に対する支配権を留保しない場合、貸借対照表上から除外され、その移転により留保または発生した権利または義務は、すべて認識される。
 - 企業が譲渡金融商品に対する支配権を留保する場合、起こりうる価値変動と同額のエクスポージャーが貸借対照表上で認識され続け、受領対価と同額の金融負債が認識される。損益を通じて公正価額で評価した金融負債として分類されるための条件を満たさない限り、かかる負債は、後に償却原価で評価される。金融負債額を計算するため、金融資産が移転された企業に対する融資を構成する金融商品（資産担保証券および貸付金等）の価格は控除される。その控除額は、かかる金融商品が、とりわけ譲渡資産を融資する際の価格とまったく同額である。譲渡資産と関連負債との間の純額に関して、譲渡資産が償却原価にて評価された場合は、留保された権利および義務の減価償却額になる。また、譲渡資産が公正価額で評価された場合は、留保された権利および義務の公正価額になる。

以上の通り、金融資産が貸借対照表上から除外されるのは、発生したキャッシュフローが消滅した場合または内在的なリスクおよび利益が第三者に移転した場合である。

同様に、金融負債が貸借対照表上から除外されるのは、発生した義務が消滅した場合またはこの金融負債が取消もしくは交換の意図を持って購入された場合である。

2.2.3 金融商品の公正価額および償却原価

金融資産

金融商品のある日の公正価額は、知識を有するいくつかの当事者間の公正な取引において、同日に取得または売却されると見込まれる金額として理解される。金融商品の公正価額として参照できる、最も客観的で一般的な価格は、組織的で透明性が高く信用できる市場で支払われるであろう金額（「見積価格」または「市場価格」）である。

特定の金融商品に市場価格がない場合、その公正価額は、類似の金融商品の最近の取引に基づき見積もられ、それができない場合には、評価される金融商品の特性、特に金融商品に関連する様々な種類のリスクを考慮して、国際的な会計協会により承認されている評価手法を用いる。

とりわけ、組織的で透明性が高く信用できる市場で取引されている売買目的保有のデリバティブ金融商品の公正価額は、日々の市場価格と同じである。例外的な場合において、いずれかの日に価格を設定することができない場合には、組織的な市場で取引されていないデリバティブに適用されるものと同様の手法を用いて測定される。

組織的な市場で取引されていないデリバティブまたは規模が小さいもしくは透明性に欠ける組織的な市場で取引されているデリバティブの公正価額は、金融市場で認められる評価手法（「純現在価値」（NPV）、オプション価格決定モデル等）を用いて当該商品から発生する将来のキャッシュフローの合計を測定日で割り引いたもの（「現在価値」または「理論値」）と同額である。

償却原価は、金融資産または負債の取得原価を元利金の返済、また該当する場合には、金融商品の当初価格と返済価額の差異の一部（実効利率法を用いて損益計算書で認識される。）について（上方または下方に）調整した額である。金融資産の償却原価には、発生したであろう減損調整も含まれる。

実効利率は、金融商品の当初価格を残存期間中に見積キャッシュフローの全額と一致させる割引率である。固定利付金融商品の場合、実効利率は、取得に際して決定した約定利率であり、2017年スペイン中央銀行通達第4号の条項に従い実効利率の計算に含まなければならない手数料および取引費用の調整がなされている。変動利付金融商品の実効利率は、固定利付金融商品と同様に見積もられ、契約に定める各金利見直し日に商品の将来のキャッシュフローの変動を考慮して再計算される。

公正価額の客観的な評価が不可能なその他の企業の株式および金融デリバティブ（裏付資産のような商品を保有し、交付により決済されるもの。）は、それが適切とされれば、発生した減損損失により、価格調整される。

金融資産価格の変動は、通常、損益計算書内の対応項目とともに計上される。それは、損益計算書の「金融資産および金融負債による損益」の項目で、純額で計上され、「利息および類似収益」で計上される未収利息および類似項目に起因するものと、その他に起因するものとを差異化する。

しかし、為替差額から生起しない限り、その他の包括利益を通じて公正価額で評価される金融資産のポートフォリオに含まれる商品価値の変動は、一時的に「その他の累積包括利益」の項目に計上される。評価の変動が損益計算書で決して再分類されない金融商品でない限り、これらが損益計算書に計上された際、貸借対照表資産内の該当箇所から除外されるまでは、これらの金融商品の公正価額の変動について「その他の累積包括利益」の項目に記載される金額は、資本純額の一部として残る。

また、「売却目的保有の非流動資産」の項目に計上されるものの価格変動は、連結資本の価値調整として「その他の累積包括利益」に計上される。

本年次財務書類における金融商品の公正価額での評価は、以下の公正価額レベルを用いて分類される。

- ） レベル ：活発な市場における同一の商品の市場価格（調整前）により得られた適正な額
- ） レベル ：活発な市場において類似の金融商品に用いられる評価手法、最近の取引において値付けされた価額もしくは予測キャッシュフロー、またはすべての重要な投入資本が直接的にまたは間接的に観察可能である市場データに基づくその他の評価手法により得られた公正価額
- ） レベル ：いくつかの重要な投入資本が、観察可能な市場データに基づいていない評価手法により得られた公正価額

ヘッジ対象およびヘッジ会計として指定された金融資産に関しては、その評価差額は以下の基準を考慮して計上される。

- 公正価額ヘッジに関して、ヘッジ・リスクの種類と関連してヘッジされたものおよびヘッジ対象の中で生じた差異は、損益計算書で直接認識される。
- キャッシュフロー・ヘッジおよび純外国投資の非効率に関する評価差額は、損益計算書に直接計上される。
- キャッシュフロー・ヘッジに関して、ヘッジ対象の実効ヘッジにおいて生じた評価差額は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括利益」の項目に計上される。
- 純外国投資ヘッジに関して、ヘッジ対象の実効ヘッジにおいて生じた評価差額は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括利益」の項目に計上される。

最後の二つの事例に関しては、ヘッジ対象の損益が損益計算書に計上されるまで、またはヘッジ対象の満期日まで、最終的に評価差額は損益に計上されない。

金融商品ポートフォリオにおける金利リスクの公正価額ヘッジに関して、ヘッジ商品を査定する際に生じた損益は、損益計算書で直接認識される。その一方で、ヘッジ対象リスクに関しては、公正価額の変動を補填する金額の損益は、マクロヘッジによる金融資産の調整として「その他の累積包括利益」に計上される。

金融商品ポートフォリオにおける金利リスクのキャッシュフロー・ヘッジに関して、ヘッジ商品の価値変動の有効な部分は、予定された取引がなされるまでは、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括利益」に計上され、その後、損益計算書に計上される。ヘッジ・デリバティブの価値変動の非有効部分は、損益計算書に直接計上される。

金融負債

前述の金融資産に関して定義されているように、金融負債は以下の場合を除いて、償却原価で計上される。

- 前述の金融資産に関して定義されているように、「売買目的保有の金融負債」および「損益を通じて公正価額で評価した金融負債」の項目に含まれる金融負債は、公正価額で評価される。公正価額ヘッジ取引により補填される金融負債については、ヘッジ取引で補填されるヘッジ対象リスクに関連するこれら公正価額の変動が計上され、調整される。
- 裏付資産が持分証券であり、公正価額を十分な客観性をもって決定できず、当契約書の交付によって決済される金融デリバティブは、原価で評価される。

金融負債額の変動は、通常、損益計算書上で相殺されて計上される。これは、「利息および類似収益」の項目で計上される未収利息および類似項目に起因するものと、他の要因（連結損益計算書の

「公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益」の項目で計上されるもの。)に起因するものを差異化する。

ヘッジ対象およびヘッジ会計差額として指定された金融負債は、前記注記に記載された金融資産に関する、上記の基準を考慮した上で計上される。

2.2.4 金融資産および金融負債の区分および評価

金融商品は当公庫の貸借対照表で以下の区分に分類される。

- 中央銀行および信用機関に対する預金とは、現金残高ならびにスペイン中央銀行、その他の中央銀行およびその他の信用機関が保有する金額である。
- 損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債は、取引ポートフォリオに分類される金融商品ならびに損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産および金融負債により構成される。
 - ・ 金融資産とは、取引ポートフォリオに含まれる、短期間で現金化するために取得したものまたは短期利益を得るための行為を行った証拠があると特定される金融商品のポートフォリオの一部を構成するものをいう。また、ヘッジ商品として指定されていないデリバティブ金融商品は、この区分を構成するものとみなされ、適用ある会計規則に従いハイブリッド金融商品から分離される商品を含むものとする。
 - ・ 金融負債とは、取引ポートフォリオに含まれる、近い将来に買い戻すために発行したものまたは短期利益を得るための行為を行った証拠があると特定され、もしくは共同で運用される金融商品のポートフォリオの一部を構成し、選択性でない現先取引に基づき取得した資産の売却から生じる証券のショート・ポジションおよび証券の貸付ならびにヘッジ商品として指定されていないデリバティブ金融商品（ハイブリッド金融商品から分離される商品を含む。）をいう。ある金融負債が資産取引に融資するために用いられるという事実自体は、この区分に含まれることを意味しない。
 - ・ 損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産または金融負債とは、以下のものをいう。
 - ハイブリッド金融資産とみなされ、公正価額で評価される、取引ポートフォリオに含まれない金融資産。公正価額で評価される保険契約に基づく負債または公正価額の変動へのエクスポージャーを軽減する目的および効果を持つ金融デリバティブとともに運用されるもの。あるいは、金利リスクへの全体的なエクスポージャーを軽減する金融負債およびデリバティブとともに運用されるもの。
 - 事業体による当初の認識で指定された金融負債、または、認識時に以下の理由により、さらなる関連情報が得られるもの。
 - ・ 当該情報により、資産もしくは負債の評価、または損益の認識において生じる認識または評価の不一致は、別の基準によって解消または大きく軽減される。
 - ・ 金融負債または金融資産および金融負債両方のグループは管理され、その成績はリスク管理または投資情報戦略に従い、公正価額に基づいて評価される。文書化されたグループの情報もまた公正価額に基づいて、経営幹部に対して提出される。
- 償却原価で評価される金融資産の区分には、以下のものが含まれる。
 - ・ 固定満期であり、キャッシュフローが確定金額または確定可能な金額である負債性証券。本科目に含まれる負債性証券は、当初、公正価額で評価され、直接金融資産の取得に帰属する取引費用について調整され、2018年スペイン中央銀行通達第4号の時点で適用ある会計規則において定義される実効利率法を用いて損益計算書で認識される。その後、実効利率に基づく償却原価で評価される。
 - ・ 貸付および受取債権。本科目には、当公庫が行う通常の信用供与および貸付活動から生じる第三者への融資、ならびに資産の買主およびサービス利用者が被る負債が含まれる。また、事業体が貸主として行為するファイナンスリース取引も含まれる。

本区分に含まれる金融資産は、当初公正価額で計上され、直接金融資産の取得に帰属する手数料および取引費用について調整され、2018年スペイン中央銀行通達第4号の時点で適用ある会計規則に基づく実効利率法を用いて損益計算書で認識しなければならない。取得後は、取得された資産は償却原価で評価される。

割引で取得された資産は、支払額で計上され、返済額と当該支払価格との差額は、満期まで実効利率法を適用し、金融収益として認識される。

本区分に含まれる資産の未収利息は、実効利率法を用いて計算され、損益計算書の「利息および類似収益」の項目において認識される。ポートフォリオに含まれるユーロ以外の外国通貨建ての証券に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。これらの証券の減損損失は、注記2.7に記載の通り計上される。公正価額ヘッジに含まれる負債性証券は、注記2.3に記載の通り計上される。

- その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産。本区分には、償却原価で評価した金融商品または損益を通じて公正価額で評価した金融商品には分類されない当公庫が保有する負債性証券、ならびに子会社、合併企業または関連企業以外の当公庫の各事業体に保有される持分証券であって損益を通じて公正価額で評価されるものに分類されないものが含まれる。
- 本区分に含まれる金融商品は、当初公正価額で測定され、直接金融資産の取得に関連する取引費用について調整され、満期まで、2018年スペイン中央銀行通達第4号の時点で適用ある会計規則に定められる実効利率法を用いて損益計算書で認識される（ただし、金融資産の満期が固定されていない場合を除く。）。金融資産の満期が固定されていない場合には、減損が生じた時点で損益計算書に計上されるか、または貸借対照表で損金処理される。その後、本区分に含まれる金融資産は、公正価額で評価される。
- 上記にかかわらず、十分に客観的な方法で公正価額を決定することができない持分証券は、注記2.7に記載の通り計算された減損を控除して、年次財務書類に取得原価で評価される。
- これらの金融資産から生じた利息または配当金に相当する収益は、対応項目とともに、損益計算書の「利息および類似収益」（実効利率法を用いて計算する。）および「配当金収益」にそれぞれ計上される。これらの商品の減損損失は注記2.7に記載の通り計上される。ユーロ以外の外国通貨建ての金融資産に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。公正価額ヘッジでカバーされる金融資産の公正価額の変動は、注記2.3に記載の通り計上される。
- 残る金融資産の公正価額の買収による変動は、金融資産が償却されるまでの間、すなわちかかる残高が損益計算書の「損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債の償却に係る損益」に計上されるまでの間、評価調整額として、対応項目とともに、当公庫の資本の部の「その他の累積包括利益」に計上される。
- 償却原価で評価された金融負債。この区分の金融商品には、上記のいずれの区分にも含まれない金融負債が含まれる。

本区分に含まれる金融負債は、当初公正価額で計上され、直接金融負債の発行に帰属する取引費用について調整され、満期まで、適用ある会計規則（2017年スペイン中央銀行通達第4号）に規定される実効利率法を用いて損益計算書で認識される。その後、かかる金融負債は、適用ある会計規則（2017年スペイン中央銀行通達第4号）に規定される実効利率法を適用して計算される償却原価で測定される。

実効利率法を用いて計算されるこれらの資産について発生する利息は、損益計算書の「利息および類似費用」において認識される。ポートフォリオに含まれるユーロ以外の外国通貨建ての証

券に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。公正価額ヘッジに含まれる金融負債は、注記2.3に記載の通り計上される。

上記にかかわらず、売却可能非流動資産に分類されるべき金融商品は、2017年スペイン中央銀行通達第4号規則第34条に基づき注記2.16に記載の通り年次財務書類に計上される。

財務書類におけるこうした区分への分類は、()当該事業体の金融資産管理の事業モデルおよび()金融資産の契約上のキャッシュフローの特徴という2つの要素に基づき行われる。

- ・金融資産は、以下の2条件を満たす場合、償却原価で評価した金融資産のポートフォリオに分類される。

- () 契約上のキャッシュフローを把握するために、金融資産の保有を目的とする事業モデルで管理されること。

- () 契約条件により特定日におけるキャッシュフローがもたらされ、かかるキャッシュフローは常に残存元本の金額に係る元本および利息の支払であること。

- ・金融資産は、以下の2条件を満たす場合、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産のポートフォリオに分類される。

- () 金融資産の契約上のキャッシュフローおよび売上高の把握を併せて目的とする事業モデルで管理されること。

- () 契約条件により特定日におけるキャッシュフローがもたらされ、かかるキャッシュフローは常に残存元本の金額に係る元本および利息の支払であること。

- ・金融資産は、当該事業体の管理に関する事業モデルまたは契約上のキャッシュフローの特徴に起因して当該金融資産を上記ポートフォリオのいずれにも分類することができない場合に限り、売買目的保有の金融資産または損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産のポートフォリオに分類される。

上記にかかわらず、売買目的保有に分類すべきではなく損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産に分類可能な持分証券への投資につき、当該事業体は、当初認識において取消不能の形で、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産のポートフォリオに含めることを選択するものとする。この選択は、金融商品単位で実行される。

また、事業体は、損益を通じて公正価額で評価した金融資産に指定しなかったならば資産もしくは負債の評価により、または利益もしくは損失の認識により生じたであろう評価または認識の不一致が、かかる指定により解消するかまたは大幅に減少する場合(「会計上の非対称性」とも呼ばれる。)、当初認識において取消不能の形で、損益を通じて公正価額で評価した金融資産への指定を選択するものとする。会計上の非対称性がある場合、かかる選択は、当該事業体の管理に関する事業モデルまたは契約上のキャッシュフローの特徴がどのようなものであるかにかかわらず実行される。

また、上記にかかわらず、事業体は、2017年通達第4号の定める要件が満たされる限り、ある金融資産を当初またはその後の認識において、損益を通じて公正価額で評価した金融資産のポートフォリオに属するものと指定することを選択するものとする。

金融商品ポートフォリオ間での再分類は、もっぱら以下の想定に基づいて行われる。

- ・事業体が金融資産の管理に関する事業モデルを変更する場合、事業体は、すべての金融資産を以下の条項に従って再分類することになる。かかる再分類は、再分類日以降、将来を見越して行われ、これに先立って認識された利益、損失または利息の修正再表示は必要とされない。一般的に、事業モデルの変更は稀である。

- ・事業体が債務証券を償却原価で評価されるポートフォリオから損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、事業体は、債務証券の再分類日における公正価額を見積もらなければならない。以前の償却原価とかかる公正価額との差異により生じた利益または損失は、損益計算書において認識される。事業体が債務証券を損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオから償却原価で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、当該資産の再分類日における公正価額が、かかる資産の新しい総帳簿価額となる。
- ・事業体が債務証券を償却原価で評価されるポートフォリオからその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、事業体は、債務証券の再分類日における公正価額を見積もらなければならない。以前の償却原価とかかる公正価額との差異により生じた損失または利益は、その他の包括利益において認識される。実効利率および予想貸倒損失の見積りは、再分類の結果、調整されない。
- ・債務証券がその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオから償却原価で評価されるポートフォリオへと再分類される場合、当該金融資産は、再分類日の公正価額で再分類される。資本の部のその他の累積包括利益における再分類日の累積損益は、再分類日における資産の簿価を対応項目として用いて消却される。したがって、かかる債務証券は、再分類日においてあたかもそれまで償却原価で評価されてきたかのように評価される。実効利率および予想貸倒損失の見積りは、再分類の結果、調整されない。
- ・事業体が債務証券を損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオからその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、当該金融資産は引き続き公正価額で評価され、以前に計上された価額の変動の修正計上は行われない。
- ・事業体が債務証券をその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオから損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、当該金融資産は引き続き公正価額で評価される。資本の部の「その他の累積包括利益」におけるそれまでの累積損益は、再分類日において、当該会計期間の損益に移転される。
- ・子会社、合併企業または関連企業への投資がかかる分類でなくなる場合、留保された投資額（もしあれば）は、再分類日における公正価額で評価され、再分類以前の簿価と損益またはその他の包括利益（留保された投資のその後の評価法に基づきいずれか該当する方）におけるかかる公正価額との差異により生じたすべての利益または損失が認識される。
- ・子会社、合併企業または関連企業として適格となる以前の事業体への投資は、支配、共同支配または重大な影響力を獲得する日まで、公正価額で評価される。この最終日において、事業体は、以前の投資の公正価額を見積もらなければならない。これに伴い、再分類以前の簿価と損益またはその他の包括利益（該当する方）におけるかかる公正価額との差異により生じたすべての利益または損失を認識する。該当する場合、資本の部のその他の累積包括利益における累積損益は、当該投資額が貸借対照表から償却されるまで維持され、この時点で準備金項目に再分類される。
- ・事業体は、金融負債については再分類を行わない。
- ・上記の条項において、以下の事情に起因する変更は、再分類とみなされない。
 - ・以前は外国事業におけるキャッシュフロー・ヘッジまたは純投資ヘッジのヘッジ証券と指定され有効であった要素が、そのようにみなされるための要件に該当しなくなる場合。
 - ・ある要素が外国事業におけるキャッシュフロー・ヘッジまたは純投資ヘッジのヘッジ証券と指定され有効となる場合。

- ・金融商品が、損益を通じて公正価額で評価される指定を受けたためまたはかかる指定を解除されたため、その評価が変更される場合。

2019年における再分類はなかった。2018年において、当グループは、本年次財務書類の注記8および注記9に記載されるポートフォリオ間の再分類を行った。

2.3 金融デリバティブ

金融デリバティブとは損益を提供する商品であり、特定の状況下では、取引および残高に関連する信用リスクおよび/または市場リスクの総額または一部の補償を認める。その方法としては、金利および特定の利率、個別の証券価格、為替レート・クロスカレンシーまたは同様のその他基準を裏付資産として利用する。当公庫は、組織的な市場または組織的な市場に対応する相対市場（店頭）の両方で取引される金融デリバティブを用いる。

当グループは、中でもとりわけ、金利リスク、為替レートおよび市場レートへのエクスポージャーを軽減するための戦略の一環として金融デリバティブを利用する。これらの取引が2017年スペイン中央銀行通達第4号規則第31条および第32条の特定要件を満たす場合には、かかる取引は「ヘッジ」とみなされる。

当グループがある取引をヘッジとみなす場合には、ヘッジに含まれる取引または商品の開始時からそのようにみなし、ヘッジは適切に文書化される。これらのヘッジ取引を文書化する際には、当グループが補填しなければならないリスクを考慮の上で、ヘッジされる商品またはヘッジを行う商品を適切に特定するとともに、補填しようとするリスクの性質、および当グループが有効期間中のヘッジの有効性を測定するために用いる基準または手法を特定する。

当グループは、その有効期間にわたり極めて効果的と考えられるヘッジについてのみ、ヘッジ会計を適用する。ヘッジは、予定の期間中にヘッジで補填されたリスクに帰属する公正価額またはキャッシュフローの変動がそれぞれ、ヘッジ商品の公正価額またはキャッシュフローの変動で完全に相殺された場合に極めて効果的であるとみなされる。

前記のようなヘッジの有効性を測定するために、当グループは、所定のヘッジ期間の開始日から終了日までに、ヘッジ対象のリスクに帰属するヘッジ項目の公正価額またはキャッシュフローのいずれかに関連ある方の変動がヘッジ商品の公正価額またはキャッシュフローの変動で将来的にほぼ完全に相殺されると見込まれるかどうか、および遡及的にヘッジの結果がヘッジ対象の数値結果の80%から125%の測定範囲で変動するかどうかを分析する。

当グループが行うヘッジ取引は以下の科目に分類される。

- 公正価額ヘッジは、連結損益計算書に影響を及ぼす金融資産および金融負債もしくは約定額または特定のリスクに関連するこれらの一部の公正価額の変動に関するリスクを補填する。
- キャッシュフロー・ヘッジは、特定のリスクに関連して、連結損益計算書に影響を及ぼす金融資産もしくは負債または将来当公庫が行う可能性の非常に高い取引から生じるキャッシュフローの変動を補填する。

測定値の差異は、ヘッジ項目および会計ヘッジとしてみなされた金融商品について特に言及する場合、以下の条件に従って計上される。

- 公正価額ヘッジは、金融資産および金融負債もしくは会社約定またはこれら資産、負債もしくは約定のうち特定のリスクがある特定された部分の公正価額変動エクスポージャーを対象として、これらが損益計算書に影響を及ぼす限りにおいて、補填するものである。
- キャッシュフロー・ヘッジについては、ヘッジ要素のうちヘッジの有効部分について生じる評価額の差異は、ヘッジされたキャッシュフローに関する評価調整として、一時的に「その他の累積

包括利益」に計上される。この種類のヘッジが行われた金融商品は、注記2.2に記載される判断基準に従い、当該ヘッジが行われた金融商品とみなされたことによる調整を行うことなく計上される。

最後の場合には、測定値の差異は、ヘッジ項目の損益が損益計算書に計上されるまで、または満期まで、損益として認識されない。

キャッシュフロー・ヘッジの非有効部分に対応するヘッジ証券の評価額の差異は、連結損益計算書の「公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益」において直接認識される。

当グループは、ヘッジ商品が満了もしくは売却された場合、ヘッジがヘッジ会計の基準を満たさなくなった場合、または取引がヘッジと分類されなくなった場合にヘッジ会計を中止する。

上記の通り公正価額ヘッジ会計が中止され、ヘッジ項目が償却原価で計上される場合には、ヘッジ会計のために行われた評価額調整は、中止日に再計算された実効利率を適用してヘッジ項目の満期日まで損益計算書において認識される。

キャッシュフロー・ヘッジ取引が中止される状況においては、ヘッジからの累積損益は、貸借対照表の「その他の累積包括利益」に計上され、予定されたヘッジ取引が行われるまでこの科目に留まり、実行された時点で連結損益計算書に移転される。また、キャッシュフロー・ヘッジ取引が中止される状況で、ヘッジ要素が、金融資産または負債を計上することが予定された取引である場合には、計上される資産または負債の取得原価は調整される。予定された取引が行われないと予測される場合には、当該取引に関連する「その他の累積包括利益」の記載は直ちに損益計算書において認識される。

2.4 外貨建取引および機能通貨

当グループの機能通貨はユーロである。このため、すべてのユーロ以外の表示の残高および取引は、外貨建てとみなされる。

以下は、2019年および2018年12月31日現在、当グループの親会社であるICOが保有する外貨建金融資産および負債を示したものである（単位：千ユーロ）。

	2019年		2018年	
	資産	負債	資産	負債
英ポンド	194,026	183,298	193,781	182,125
米ドル	1,873,858	6,210,184	1,475,765	5,764,567
スイス・フラン	20	280,405	44	373,200
日本円	909	279,051	908	166,865
その他の通貨	183,589	46,766	157,794	397,137
	2,252,402	6,999,704	1,828,292	6,883,894

以下は、2019年および2018年12月31日現在、当公庫が記録した、種類別の外貨建資産および負債に相当するユーロを示したものである（単位：千ユーロ）。

	2019年		2018年	
	資産	負債	資産	負債
信用機関への貸付	793,094	-	448,477	
顧客への貸付	1,458,254	-	1,378,756	
その他の金融資産	1,053	-	1,059	
信用機関への預金	-	1,667,163	-	1,173,697
負債性証券の発行	-	5,841,744	-	5,709,176
その他の金融負債	-	651	-	1,021
	2,252,401	7,509,558	1,828,292	6,883,894

当初認識される際には、外貨建ての借方と貸方の残高は、認識日の直物為替レート（即時払い用の為替レート）にて、機能通貨に換算される。当初の認識後は、外貨建ての残高を機能通貨に換算する場合には以下の規則が適用される。

- ）貨幣性資産および負債は、年度末の為替レート（年次財務書類に記載される日付現在の平均直物為替レート）にて換算される。
- ）取得原価で評価される非貨幣性項目は、取得日の為替レートで換算される。
- ）公正価額で評価される非貨幣性項目は、公正価額が決定される日の為替レートで換算される。
- ）収益および費用は、取引日の為替レートを適用して換算される。しかしながら、著しい変動がない限りは、期間の平均為替レートが当該期間中に実施されたすべての取引について適用される。減価償却費は当該資産に適用される為替レートで換算される。

外貨建ての借方と貸方の残高の換算により生じる為替損益は、通常、連結損益計算書に計上される。しかしながら、公正価額で評価される非貨幣性項目について生じる為替損益の場合は、公正価額の調整が「その他の累積包括利益」に計上され、非貨幣性項目の再評価に関する為替レートの要素が分類される。

当グループが事業を行う主要外貨建ての残高を換算する際に使用するのは、2019年および2018年12月31日に欧州中央銀行が発表した市場レートである。

外貨建ての受取債権および支払債務の換算により生じる為替差損益の純額は、2019年12月31日現在、4,928千ユーロの利益（2018年12月31日現在は49,884千ユーロの利益）にまで上った。

2.5 収益および費用の認識

以下の要約は、収益と費用を認識する際に当グループが採用する最も重要な基準である。

2.5.1 受取利息、支払利息、配当金および類似項目

通常、受取利息および支払利息ならびにその類似項目は、会計の目的上、発生主義に基づき適用ある規則において定義される実効利率法を用いて認識される。他社より受領する配当金は、連結企業が配当金を受領する権利が発生した時点で認識される。

2.5.2 手数料、報酬および類似項目

事業の実効利率の計算に含まれるべきでない、または金融資産もしくは負債の取得原価を構成しない手数料に関する収益および費用ならびに類似の報酬は、損益を通じて公正価額で評価したものを除き、その性質に基づく様々な基準を用いて連結損益計算書で認識される。最も重要な項目は以下の通りである。

- 損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債に関連する金額は、支払日に損益計算書において認識される。
- 長期取引または役務から生じる金額は、当該取引または役務の期間中に損益計算書において認識される。
- 一度限りの事象に関連する金額は、当該事象が発生した際に損益計算書において認識される。

2.5.3 金融外収益および費用

これらの金額は、発生主義に基づき認識される。

2.5.4 繰延回収および繰延支払

これらは、市場レートで予想キャッシュフローを更新して算定した金額で財務書類に認識される。

2.6 残高の相殺

取引により生じる借方および貸方の残高は、契約上または法律上、相殺が可能であり、会社中存在し、純額で決済されるものまたは現金化と同時に支払われるものに限り、相殺され、連結貸借対照表に純額で表示される。

[次へ](#)

2.7 金融資産の減損

金融資産の簿価は、減損損失が生じたという客観的証拠がある場合には、一般に連結損益計算書について調整される。

- 貸付および負債性証券等の債務証券については、当初の認識後、将来のキャッシュフローに悪影響を及ぼす事象または様々な事象の複合的な効果が生じる場合
- 持分証券については、当初の認識後、ある事象または様々な事象の複合的な効果により簿価を回収できない場合

原則として、減損金融証券の価額修正は、当該減損が生じた期間の損益計算書に計上され、以前に計上された減損損失の回収（もしあれば）は、損失が解消または軽減された期間の損益計算書において認識される。減損について認識された金額の回収が不可能であると考えられる場合、かかる金額は、貸借対照表上から削除される。しかし、制限期間の満了、消却その他の原因により当グループの請求権が消滅するまで、当グループは、かかる金額の回収のために必要な措置を講じることができる。

債務証券および偶発リスクポートフォリオは、その所有者、保証または仲介にかかわらず、当グループが晒される信用リスクを決定し、価額の減損のヘッジ要件を見積もるために分析される。年次財務書類の作成のため、当グループは、その起こりうる顧客および国の支払不能リスクを別々に分析することにより信用リスクの観点から運用を分類する。

債務証券の将来キャッシュフロー見積額は、当グループが証券有効期間中に受領すると考えている元本および利息である全額である。年次財務書類作成の時点で利用可能な関連情報のすべてが、この見積りの際に考慮される。当該関連情報は、契約上のキャッシュフローの将来の回収の可能性についてのデータを提供するものである。また、証券の将来のキャッシュフローを含み証券を見積もる際、保証の可能性にかかわらず、その取得およびその後の売却の費用の額を差引いて、その実現の結果となるキャッシュフローが考慮される。

見積将来キャッシュフローの額の現在価値の計算において、契約上の利率が固定金利の場合、証券の当初の実効金利が更新利率として使用され、変動金利の場合、契約の財務条件に応じて決定される財務書類が関係する日付の実効金利が使用される。

償却原価で評価する債務証券については、減損損失額は、簿価と見積将来キャッシュフローの現在価値とのマイナス差額に等しく、見積将来キャッシュフローの現在価値は、固定金利の場合には当初の実効金利、変動金利の場合には契約条件に従い計算される年次財務書類日現在の実効金利を用いて計算される。上場債務証券の場合には、当グループが回収する価額を表すものと十分に信頼できることを条件として時価を代わりに用いることができる。

減損が生じたという客観的な証拠は、すべての重要な債務証券については個別に、個別に重要ではない債務証券のグループについては個別にまたは集散的に決定される。特定の証券を類似のリスクを有する資産グループに含めることができない場合には、減損が生じているかどうか個別に分析され、生じている場合には減損損失額を見積もる。

金融資産のグループについては以下の通り集散的に見積減損損失額が評価される。

- 債務証券は、契約条件に従い債務者が全額（元本および利息）を支払う能力を示す類似の信用リスクの特徴を有するグループに分類される。資産をグループ化する際に考慮する信用リスクの特徴は、例えば証券の種類、債務者の業種、営業地域、保証の種類、支払遅延日数等将来キャッシュフローの見積りに関連するものである。

- 債務証券の各グループの将来キャッシュフローは、過去のデータを現在の市況に当てはめるための調整を施した上で、当グループについて各グループに類似の信用リスクを有する証券の過去の損失の実績に基づき見積もられる。
- 各グループの減損損失は、グループ全体の債務証券の簿価と見積将来キャッシュフローの現在価値との差異である。

連結損益計算書の変動を通じて公正価額で評価されない債務証券、偶発リスクおよび約定額は、顧客または取引に帰属する支払不能リスクに基づき、2017年スペイン中央銀行通達第4号の別紙に定められる科目に分類される。標準リスクに分類されない債務証券については、支払遅延日数、提供された保証、顧客の財務状況および適切な場合には保証人を考慮して、上記規制に定める基準に基づき必要とされる特定の減損ヘッジについて見積りが行われる。

同様に、これらの金融商品は、カントリー・リスクから派生する信用リスク（通常の商業リスク以外の状況により顧客が居住する国に関連するリスクであるとする。）を決定するために評価される。

上記の特定の減損ヘッジに加え、当グループは、連結損益計算書を通じて公正価額で評価しない債務証券に内在する損失およびグループ・ヘッジを通じて標準リスクとして分類される偶発リスクに対するヘッジを行う。当該グループ・ヘッジは、特定の取引に割り当てられていない統計手法を用いて計算される、減損実績および年次財務書類日現在に発生した内在する損失に関連する評価時点におけるその他のよくある状況に基づき計算される。

この意味で、当グループは、スペイン中央銀行が業界における経験および情報に基づき設定したパラメーターを使用し、債務証券に内在する減損損失および標準リスクとして分類される偶発リスクを補填するための手法および金額を決定しており、当該パラメーターは、データに応じて定期的に変更される。減損損失のヘッジを決定する手法は、適用される会計規則で定められる一定の割合に基づいており、これは適用される規制で定められる金融商品のリスクの分類に応じて異なる。当該の変化は、上述の規制で定められる金融商品のリスクの分類によって決まる。

基本的に、債務証券の減損は、業務が属するリスクセグメントおよび満期日経過期間に基づき、下記の割合を効果的な担保により回収される額でカバーされない未払いリスクに適用することで計算される。

	90日超 6ヶ月 以内	6ヶ月超 9ヶ月 以内	9ヶ月超 1年以内	1年超 15ヶ月 以内	15ヶ月超 18ヶ月 以内	18ヶ月超 21ヶ月 以内	21ヶ月超
非金融機関および個人起業家							
特別融資							
建設および不動産開発	60	70	80	85	90	100	100
建設土木工事	55	65	70	75	85	90	100
その他の特別融資	50	60	70	85	90	100	100
非特別融資							
大企業	50	60	70	85	90	100	100
中小企業	55	65	70	80	85	90	100
個人起業家	30	40	50	60	75	90	100
住居							
住宅購入							
未払いの主な住居（LTV）（80%未満の保証）	40	45	55	65	75	90	100
未払いの主な住居（LTV）（80%超の保証）	40	45	55	65	75	90	100
別宅	40	45	55	65	75	90	100

							EDINET提出書類 スペイン開発金融公庫(E06100) 有価証券報告書
消費者信用（クレジットカード負債を含む。）	50	60	70	80	90	95	100
その他	50	60	70	80	90	95	100

標準リスクとして分類される業務に対する一般的な引当金は、警戒リストにおける標準リスクに対して計算されたものとは異なる。どちらも下記の割合を効果的な保証でカバーされない未払いエクスポージャーに適用することで計算される。

	標準リスク	警戒リストにおける標準リスク
非金融機関および個人起業家		
特別融資		
建設および不動産開発	1.9	27.6
建設土木工事	1.9	18.8
その他の特別融資	0.5	7.5
非特別融資		
大企業	0.5	7.5
中小企業	0.9	12.7
個人起業家	1.1	11.6
住居		
住宅購入		
未払いの主な住居（LTV）（80%未満の保証）	0.6	13.0
未払いの主な住居（LTV）（80%超の保証）	0.6	13.0
別宅	0.6	13.0
消費者信用	1.5	16.0
そのうち：クレジットカード負債	0.8	9.0
その他	1.5	16.0

ヘッジを計算するための効果的な担保の見積りには、以下の該当担保の基準値における推定割引が適用される。

実物保証の種類	基準値における割引率（％）
抵当保証（第一順位）	
建造物および完成建造物構成要素	
住宅	30
オフィス、公共施設、倉庫	40
その他	45
注文された都市部における土地および開発可能用地	40
その他の不動産	45
金融機関の提示された担保	
貨幣預金	0
その他の市場性のある金融機関	10
その他の市場性のない金融機関	20
その他の実物保証（例：二番抵当、動産）	50

該当するヘッジの評価を目的とした負債の支払において差し押さえたまたは受領した不動産資産については、当該資産の基準値につき以下の割引が適用される。

差押物件の種類	基準値における割引率（％）
建造物および完成建造物構成要素	
住宅	25
オフィス、公共施設、倉庫	27
その他	30
注文された都市部における土地および開発可能用地	30
その他の不動産	35

個別に有効なすべての債務証券および過去３ヶ月間に生じた価格の下落により計算された集合的な減損損失に関し、契約条件に基づく未収利息は、連結損益計算書において認識されない。

他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産に含まれる負債性証券および持分証券の減損損失額は、その取得原価（元本返済額調整後）と公正価額の差額から、すでに損益計算書で認識された減損損失を控除した額に等しい。

公正価額の減少が減損によるものであるという客観的証拠がある場合には、純資本額の調整としての「その他の累積包括利益」に直接認識された潜在的損失は、直ちに損益計算書に計上される。減損損失の全部または一部が後に回収される場合、かかる回収額は、負債性証券の場合には回収期間の損益計算書、持分証券の場合には純資本額の調整としての「その他の累積包括利益」において認識される。

売却目的保有の非流動資産として分類される負債性証券および持分証券については、資本に計上された損失は、実現したものとみなされ、分類が行われた日に損益計算書で認識される。

関連企業、合併企業および子会社における株式については、当公庫は、回収可能額と簿価を比較して減損損失を見積もる。減損損失は、減損損失が生じた年度の損益計算書に計上され、その後の回収は、回収期間の損益計算書に計上される。

減損等として計上される金額は、回収が不可能であると考えられる場合、貸借対照表から削除されるが、当公庫は、終了、取消またはその他の理由によりかかる権利が恒久的に抹消されない限り、回収を試みるのに必要な行動をとることが可能である。

2.8 財務保証および関連引当金

財務保証契約とは、法律上の種類（とりわけ保証、財務保証保険契約、または信用デリバティブ）を問わず、債務者が債務証書の当初のまたは修正された条件に基づく特定の支払義務の履行をしない場合に、債権者が被った損失を返済するために特定の支払を行うことを発行者に要求する契約をいう。

財務保証契約の発行者は、保険会社により発行された契約を除き、当該契約につき、公正価額に取引費用（その発行に直接起因する。）を加えた額を「その他の金融負債」の項目に計上した。

当初は、相互独立条件における単独取引の範囲内で関係のない第三者に発行された財務保証契約の公正価額は、受領されたプレミアムに受領されるキャッシュフローの現在価値を足した額であり、類似の条件およびリスクで当グループが発行した金融資産と類似の金利を使用する。同時に、上記の金利で受領される将来キャッシュフローの現在価値は受取債権として認識される。

当初の認識後、契約は以下の基準に従い扱われる。

- ）受領する財務保証の手数料またはボーナス価額は、損益計算書に差異を金融収益として計上することにより更新される。
- ）不良と認められていない財務保証契約の価額は、保証の予定有効期間にわたり定額法で、またはその他の基準により損益計算書に計上される部分を差引いた当初の認識額である。ただし、これがより正確に保証の認識による経済リスクと利益を反映することを条件とする。

財務保証契約を不良と分類することは、「偶発債務および不確定約定額の引当金」の項目に含まれる関連するヘッジを意味する。

2.9 リース会計

2.9.1 ファイナンスリース

ファイナンスリースとは、リース対象資産が有する実質的にすべてのリスクおよび報酬を借主に転嫁するものをいう。

当グループがファイナンスリース取引においてある資産の貸主として行為する場合には、借主が受領する金額の現在価値と保証された残余価値の合計（通常はリースが終了する際の買取オプション価格）は第三者に対して提供された融資として計上される。そのため、借主の性質に応じて連結貸借対照表において、「貸付および受取債権」として計上される。

当グループがファイナンスリース取引において借主として行為する場合には、リース対象資産の費用は当該資産の性質に応じて連結貸借対照表に計上され、同額の負債が計上され、その金額はリース対象資産の公正価額および貸主に対して支払われる金額の現在価値と適切な場合には買取オプション行使価格の合計のいずれか少ない方となる。これらの資産は、当グループの自己使用目的の有形固定資産に適用されるもの（注記2.12を参照のこと。）と同率で減価償却される。

いずれの場合においても、ファイナンスリースにおける金融収益および金融費用はそれぞれ、期間差異を見積もるためにリースについて実効利率法を適用して、適用ある規則に従って計算され、連結損益計算書の「利息および類似収益」および「利息および類似費用」に計上される。

2.9.2 オペレーティングリース

オペレーティングリースにおいて、リース対象資産の所有権ならびに実質的にすべての所有権に係るリスクおよび報酬は貸主が保有する。

連結企業がオペレーティングリース取引において貸主として行為する場合には、リース対象資産の取得原価は、当該資産の性質に応じて、「不動産投資」の「有形固定資産」または「オペレーティングリースにより譲渡されたその他の資産」に計上される。これらの資産は、類似の自己使用目的の有形固定資産について採用された方針に基づき減価償却される。リース契約の収益は、定額法で連結損益計算書の「その他の営業収益」において認識される。

当公庫がオペレーティングリース取引における借主として行為する場合には、リース負債は、契約の当初評価額および原価で評価される使用权資産として、（固定、変動、コールオプションの行使およびその他の形で）予定される支払の現在価値で含まれる。

2.10 人件費

2.10.1 短期報酬

従業員への短期報酬とは、従業員が役務を提供した年度末後12ヶ月以内に行われる支払をいう。報酬は一般に、当期の人件費として、受領し、記録した役務について支払われる金額で、調整を行わずに測定され、負債の見越勘定が費用の合計とすでに支払われた金額との差異について計上される。

2.10.2 退職後約定金

当公庫によって取得された年金契約に関して、当グループが従業員に関して締結したものは、有効な団体賃金協約に反映されており、確定拠出契約に相当する。

当公庫の従業員は、政府が提供し、2002年11月29日勅令第1号により承認された年金制度および基金規制法および2004年2月20日勅令第304号により承認された同規則の規制を受ける共同従業員年金制度に加入しており、同制度は、ヘスティオン・デ・プレビシオン・イ・ペンシオネス・エンティダ・ヘストラ・デ・フォンドス・デ・ペンシオネスが運用し、BBVAに預託されるBBVAエンプレオ年金基金に含まれる。

確定拠出契約として、当公庫は、キャリア公務員または暫定政府職員、契約社員、臨時社員または上級管理職であるかにかかわらず、毎年5月1日現在勤続年数が2年を超える従業員のために年次拠出を行う。年次拠出額を計算する際に以下のパラメーターが考慮される。

- ・従業員が帰属する専門集団
- ・勤続年数（契約にかかわらず、従業員が政府に勤務した3年間の数とする。）

拠出金額は、毎年一般国家予算で承認された金額である。2019年12月31日現在、当年度において連結損益計算書の「人件費」として計上された費用はなく、2018年12月31日現在の過年度においてもなかった。

2.10.3 死亡障害給付金および退職金

退職前に当公庫が従業員と締結した退職金および死亡障害給付金についての契約およびその他類似の項目は、年次財務書類日現在の法定債務および潜在的債務の現在価値を計算し、保険数理上の損失から保険数理上の利益を差し引いたもの、認識されていない過去の役務費用および約定額を保障する資産（保険契約を含む。）の公正価値を控除して見積もられる。過去の役務費用および保険数理上の利益または損失の全額は直ちに認識される。

2019年12月31日現在、退職後給付のための引当金579千ユーロ（2018年12月31日現在は919千ユーロ）が当グループにより計上されている。

2.10.4 退職手当

退職手当は、当グループが従業員または従業員グループを通常の退職日前に確実に解雇する場合、または従業員の希望退職の奨励金として報酬を支払う場合に限り、連結損益計算書の「人件費」および連結貸借対照表の「引当金」において「年金および年金類似債務引当金」に計上される。

2019年および2018年12月31日現在、当グループはこの項目について引当金を計上しておらず、当該割当を要する制度または契約も存在しない。

2.11 法人税

法人税は、費用とみなされ、連結損益計算書の「法人税」の項目に計上される。

当期法人税費用は、当該年度の課税所得について支払うべき金額として計算され、当該年度の一時差異から生じる資産および負債の残高の変動、税額控除および欠損金繰越について調整される（注記23を参照のこと。）。

当グループは、資産または負債の簿価と課税標準額に差異がある場合には、一時差異があるとみなす。税務上資産または負債に帰属する金額は課税標準とみなされる。課税対象一時差異とは、当グループが将来政府に対する支払債務を負うことである。控除可能一時差異とは、当グループに対して償還権が生じ、または将来政府に支払うべき金額が減少することをいう。

税額控除および欠損金繰越とは、活動が完了し、または結果が得られたとしても、税制に定める条件が満たされるまで税務上確定申告には適用されない金額をいい、当公庫は、将来適用する可能性がある。

当期税金資産および負債とは、税金が認識された日から12ヶ月以内に当公庫が該当する税務当局から回収し、または税務当局に支払う予定の金額をいう。繰延税金資産および負債とは、将来当公庫が該当する税務当局から回収し、または税務当局に支払う予定の金額をいう。

繰延税金負債は、すべての課税対象一時差異について認識される。上記にかかわらず、営業権の認識に基づく繰延税金負債は計上されない。

当グループは、以下の条件を満たす場合に、控除可能一時差異、税額控除または欠損金繰越から生じる繰延税金資産のみを認識する。

- 繰延税金資産は、当グループが相殺するに十分な将来の課税所得が生じるとみなす場合に限り認識される。
- 欠損金から生じる繰延税金資産の場合には、今後繰り返して生じる可能性が低い理由により生じたものとする。

資産が当初認識される場合、企業結合から発生しない場合、かつ認識時に、帳簿または課税所得に影響を及ぼさない場合には、繰延税金資産または負債は認識されない。

各決算時に、繰延税金資産および負債は有効であることを確認するために見直され、評価の結果に基づき調整される。

2.12 有形固定資産

2.12.1 自己使用目的の有形固定資産

自己使用目的の有形固定資産には、当公庫が管理目的で現在または将来の自己使用のためまたは資産の製造または供給のために保有する資産で、1会計年度を超えて使用する予定のファイナンスリー

スに基づき所有または取得した資産が含まれる。とりわけ、この科目には当グループが第三者に対する債権を表章する金融資産の全部または一部の決済として受領する有形固定資産で、内部での継続的な使用が見込まれるものが含まれる。

自己使用目的の有形固定資産は、貸借対照表に取得原価で計上され、取得原価は、支払われた対価の公正価額に支払済みまたは支払予定の金銭を加え、累積減価償却費および（必要に応じて）各項目の正味価格と対応する回収可能価格とを比較して決定される見積減損損失額を差引いた金額となる。

上記の目的において、当グループの自己使用目的の有形固定資産の一部を構成する担保実行資産の取得原価は、担保実行と引き換えの金融資産の正味価格に類似している。

減価償却費は、定額法で、取得原価から残余価値を差引いて計算される。建物その他建造物が建っている土地は、期間無制限であるため、減価償却されない。

有形固定資産の減価償却費への年間割当は連結損益計算書の「減価償却費 - 有形固定資産」に計上され、該当資産の推定耐用平均年数に基づき計算される以下の減価償却率に相当する。

	年率
建造物	2 %
備品	4 %から15%
器具および事務機器	10%
コンピューター機器	25%
輸送機器	16%

各決算期において、当グループは、内部または外部で有形固定資産の正味価値が回収可能価格を超える兆候があるか否かを判断する。兆候がある場合には、該当資産の簿価は回収可能価格に減額され、将来の減価償却費用は、新たな見積りを要する場合には調整後の簿価および新たな残余耐用年数に比例的に調整される。自己使用目的の有形固定資産の簿価の減額は、必要に応じて連結損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」に計上される。

同様に、有形固定資産の減損が回収されたことを示す場合には、当公庫は、過年度に計上された減損損失の解消を連結損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」において認識し、将来の減価償却費を調整する。いかなる場合においても、資産に関連する減損損失の解消は、過年度に減損損失が認識されなかった場合に得たはずの簿価を上回らない。

また、自己使用目的の有形固定資産の推定耐用年数は、少なくとも年に一度大幅な変動がないか見直される。変動がある場合には、新たな推定耐用年数に基づき将来連結損益計算書に計上する減価償却費を訂正することで調整される。

自己使用目的の有形固定資産に関する維持管理費用は、かかる費用が発生した年度の連結損益計算書の「その他の管理費」に計上される。自己使用目的の有形固定資産のための資金調達により発生した金融費用は、発生時に損益計算書に計上され、当該費用は取得原価に含まれない。

2.12.2 不動産投資

連結貸借対照表の「不動産投資」においては、賃貸用または将来の時価の上昇により売却益を得るために保有している土地、建物その他建造物の正味価値を認識する。

不動産投資の取得原価の認識について減価償却、それぞれの耐用年数の見積りおよび減損損失の記録に適用される基準は、自己使用目的の有形固定資産に関するものと一致する（注記2.12.1を参照のこと。）。

2.13 無形資産

無形資産とは、物理的に存在せず、取引の結果生じ、または当グループが内部で開発した特定可能な非貨幣性資産をいう。客観的に合理的な原価を見積もることができ、当公庫が将来財務的利益をもたらすとみなす無形資産のみが会計上認識される。

営業権以外の無形資産は、取得原価または生産原価から累積減価償却費および減損損失を調整した額で貸借対照表において認識される。

無形資産は、あらゆる要素について評価し、当公庫に対して純キャッシュフローを生じる期間に予測可能な期限がない場合には、無期限の耐用年数を有するものとし、その他のあらゆる場合には期限付耐用年数を有するものとする。

各決算期に、当グループは、無期限の継続を確認するために、それぞれの残存耐用年数を見直すが、無期限の耐用年数を有する無形資産は償却されない。これ以外の場合には必要な措置を取る。

期限付耐用年数を有する無形資産は、有形固定資産に適用されるものと類似のいくつかの基準を用いて償却される。これらの無形資産についての年次減価償却費は連結損益計算書の「減価償却費 - 無形資産」に計上される。

耐用年数の期限の有無にかかわらず、当グループは、無形資産の減損を認識し、対応するものとして、連結損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」にそれらを計上する。これらの資産に対する減損損失および適切な場合には過年度に認識された減損損失の解消の認識に適用される手法は有形固定資産に適用されるものと同様である（注記2.12.1を参照のこと。）。

2.14 引当金および偶発債務

連結年次財務書類を作成するにあたり、当グループは、引当金と偶発債務を以下の通りに区別した。

- 引当金とは、事業体に対して金融損失が生じる過去の事象から派生した貸借対照表日現在有効な債務を対象とする貸方残高である。かかる損失が発生する可能性は高く、種類を特定できるが、その金額または決済日を決定することはできない。
- 偶発債務とは、過去の事象の結果として生じる可能性がある債務のうち、当グループの支配を超える一つまたは複数の将来の事象を条件として存在するものである。

当グループの年次財務書類には発生の可能性のある債務に対するすべての重要な引当金が含まれる。偶発債務は、連結年次財務書類において認識されないが、2017年スペイン中央銀行通達第4号の要件に基づき情報が開示される（注記19を参照のこと。）。

引当金は、当該事象の状況に関して入手可能な最善の情報を用いて数量化され、年度末に再度見積もられる。当該引当金は、当初認識した特定の債務を充足するために使用されるが、当該債務が消滅または減少した場合には、全部または一部が繰り入れられる。

2019年および2018年末、当グループに対して、通常の業務から生じる法的手続きおよび請求が多数提起された。当グループの法律顧問および取締役は、これらの手続きおよび請求の終了により、これらが終了する年度の連結年次財務書類に必要な応じて開示されるもの以外に重大な影響を及ぼさないと理解している。

前期の基準に従い必要とみなされる引当金は、連結損益計算書の「引当金経費または引当金の戻入」に計上される。

2.15 キャッシュフロー計算書

キャッシュフロー計算書において用いられる用語は、以下の意味を有する。

- キャッシュフローとは、現金および現金同等物の流入および流出をいい、流動性が高く、価値の変動リスクが低い短期投資をいう。
- 営業活動とは、一般的な金融機関の活動および投資または金融活動に分類されないその他の活動をいう。
- 投資活動とは、非流動資産ならびに現金および現金同等物に含まれないその他の投資の取得、売却またはその他の手段による処分をいう。
- 金融活動とは、持分および負債の規模および構成を変更する活動のうち、営業活動を構成しないものをいう。

2.16 売却目的保有の非流動資産およびそれに関連する負債

連結貸借対照表の「売却目的保有の非流動資産」には、当該資産の現状で、年次財務書類日から1年以内に売却される可能性が高い個別の項目の簿価が含まれる。

例外的に、1年を超える期間にわたって売却されることが予想される場合には、当グループは、連結損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」の項目における時間的価値の変動を加味し、最新の売却価格を算定する。

その結果、金融資産または金融外資産であるこれらの項目の簿価は、継続的な使用ではなく売却価格を通じて回収される。

特に、債務者の当グループに対する支払義務の全部または一部の決済のために当グループが受領した不動産その他の非流動資産は、当グループがこれらの資産を継続して使用することを決定しない限りは、売却目的保有の非流動資産とみなされる。

対称的に、「売却目的保有の非流動資産に関連する負債」は、グループに関連するまたは当グループの業務の障害に関する貸方残高を含む。

売却目的保有の非流動資産は、一般に認識時の簿価と見積売却費用を調整した公正価額のいずれか低い方で測定される。種類に応じて減価償却される有形固定資産および無形資産は、本科目に含まれる間は減価償却されない。

資産の簿価が売却費用を調整した公正価額を上回る場合には、当公庫は、資産の簿価を超過額分調整し、対応するものとして、連結損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に計上する。資産の公正価額がその後増加する場合には、当グループは、すでに計上した損失を取り消し、減損前の価格を上限として簿価を増額し、連結損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に計上する。

売却目的で行われる保有の非流動資産の売却の結果については、連結損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に示されている。

ただし、中断されている事業の一部である、金融資産、従業員給与からの資産、繰延税金資産および保険契約のための資産は、前段落に従うのではなく、この概念に適用される注記2の上記の段落に説明のある原則および規則に従って評価される。

注記3 顧客支援サービス

2004年7月24日、EC0734法令が制定された。これは顧客支援サービス業務に関連するもので、顧客支援サービスならびに銀行サービスおよび信用機関の擁護官の規制を目的としている。当グループは、顧客サービス部門の設置を義務付けられてはいないが、当公庫は、かかるサービスに関し、金融機関として遂行する業務に関して受けるあらゆる要求および苦情に対処している。質の高いサービス

を提供するため、2006年12月、当グループはIC0の貸付者、利用者および顧客からのあらゆる苦情および提案を受付け、処理し、対応し、かつ返答する業務を集中的に行う部署の設置を決めた。

2019年に受けた苦情の件数は136件であり（2018年は93件）、平均3.4営業日以内に処理された（2018年を下回った）。全苦情の88%が仲介業務（IC0ダイレクトおよびIC0 SGR）における与信取引関連であり、そのためこれらは該当する信用機関に引き渡された。その他3%の苦情は、IC0ダイレクト業務の払戻しまたは決議に関するものであり、また3%の苦情は、その他の問題に関連するもので、当グループが扱う製品やサービスには関連しないものであった。

注記4 利益の分配

連結年次財務書類作成日現在での2019年における当グループの親会社の利益の分配については、経済・デジタル変革省による決定はなされていない。かかる分配は、当公庫の定款の規定に従って行われる。

注記5 当グループの親会社である当公庫に関するリスク・エクスポージャーおよびその他の情報

5.1 リスク - その全般的特徴

リスクは金融活動に内在するものである。リスクを正しく測定し、管理し、制御することにより、顧客、投資家および従業員の信頼の基礎となる適切な利益率の達成と事業体の支払能力の維持が容易になる。

金融機関が抱えるリスクを詳細に分類することを目的としなければ、流動性リスク、市場リスク、信用リスクおよびオペレーション・リスクの4種類に分類することができる。

- ・ 流動性リスクとは、債務返済に見合うだけの十分な流動資産が欠如する結果生じるリスクをいう。これは、不適切な資産および負債の満期構造または例外的な市場危機によって起こる。
- ・ 市場リスクとは、国内外通貨の金利、為替、株価のような金融変数の不利な変動により生じる損益計算書および資本に影響を及ぼすリスクをいう。かかるリスクは、貸借対照表上または構造上の市場リスクと、取引ポートフォリオに関する市場リスクの二つに大別される。
- ・ 信用リスクとは、投資の推定期間内にかかる投資の元利金全額が回収できないリスクをいう。かかるリスクは、銀行との関係における相手方リスクおよび投資活動における信用リスクの二つに大別される。
- ・ オペレーション・リスクとは、予測不能な状況における管理上、社内事務上、会計上、IT関連、法的または外的な過誤の結果生じるリスクをいう。

金融機関として、IC0はこれらの種類のリスクに晒されており、理事会が承認したリスク方針マニュアルに従って、これらを効果的に管理するよう、識別し、計量化し、監視しなければならない。かかるマニュアルは、様々な方法、適用ある規制・手続きおよび組織構造を編集したものである。

5.2 リスク - 組織構造

あらゆるリスクをカバーするため、当公庫は、（2018年8月29日理事長通達第3号に基づき）管理およびリスク・財務局長の管轄下のリスク局長の下に特別部署を設置した。

リスク局長の職務には、内部リスク方針ならびに当公庫の財務リスクおよび信用リスクの分析・管理・監視方法の作成および提案、IC0の信用リスクの許容性の評価ならびに国内的および国際的なリスク規制にIC0が適合しているかの監督、また同時にその権限の下にある部門の業務遂行の運営、調整および監督等が含まれる。

リスク専門の部署とは、リスク計量化技法および承認部、グローバル・リスク管理部、継続管理および回収部、であり、それぞれが決められた職務を遂行している。

グローバル・リスク管理部の主な職務は以下の通りである。

- ・ 当公庫の金融リスクの計量化技法の作成、提案および管理。
- ・ 金融リスクの上限および承認済みのリスク方針の遵守の監督。
- ・ 借り手の信用枠の定期的な分析、監視および見直し、それらの分析ならびに貸付仲介業者と借り手の水準の監視。
- ・ リスク計量化システム、バックテストおよびストレステストの定義および見直し。
- ・ 新規金融商品のための市場価額基準の提案、リスクの計量化および潜在的（追加）リスクに係る技法の設定。
- ・ 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の法律の適用についての分析。
- ・ 新規商品の市場価格および構造ならびにその潜在的（追加）リスクの評価。
- ・ リスクに係る承認された技法の正確な適用の監督。
- ・ 流動性枠証券化ファンドの運営における信用リスクの分析。
- ・ 流動性、市場、信用度および新規商品に関する新たなリスク限度枠の提案。
- ・ 資産および負債に係る委員会、管理委員会、監視委員会および理事会に向けたリスクの状況の報告および分析。
- ・ スペイン中央銀行に対する金利リスク、流動性比率、巨大リスクおよびバーゼル比率の状態の報告。
- ・ リスク調整後リターンツール（RAR）の更新および維持管理。
- ・ リスク調整後資本利益率（RORAC）におけるIC0の価格統制ツールの更新および維持管理。
- ・ リスク・アペタイト・フレームワーク（MAR）。
- ・ 証券化に関する分析、検討および報告。

リスク計量化技法および政策地域を決する、リスク計量化技法および承認部は主として以下の機能を含む。

- ・ 新規資産商品および自動化手続きに含まれていない直接信用供与のリスクが許容範囲内であるかどうかの評価。
- ・ 顧客および顧客の金融グループに関し、IC0により承認された直接信用供与のリスク限度枠が適切であるかどうかの分析。
- ・ すでに形成されており意思決定機関の承認が求められる事業の変更をIC0が実行する上でのリスクの分析および評価。
- ・ 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の基準の採用についての分析。
- ・ IC0からの新規直接貸付の承認に関する契約およびすでに実行済みの取引の変更の協議および採用が行われる信用委員会の調整。
- ・ 直接信用供与のリスク方針および／または適切である場合にはIC0によりすでに承認された方針の変更に関し、IC0内部の意思決定機関による承認の定義および提案。
- ・ 必要とされる財務業務に関するカントリー・リスク報告の作成および改訂。
- ・ リスク計量化技法の開発、応用マニュアルの作成およびプロジェクト融資の信用評価に関連する手段の継続。

卸売の監視部および回収部ならびに小売の監視部および回収部を下部組織とする、監視部および警戒解除部は、以下に挙げる機能を有する。

卸売の監視部および警戒解除部：

- ・ 直接融資業務のリスクのコントロールおよび追跡を行い、不良運用、破綻処理された取引および損失処理された取引に起因する収支の回復を促進し、有効枠におけるポートフォリオの諸条件の順守を監視すること。
- ・ 仲介貸付枠につきIC0の信用リスクの観点から分析および評価。
- ・ リスク・シェアリングの場合の、IC0の仲介貸付枠に規定された非金融条件の遵守の管理・検証。
- ・ IC0の直接的な顧客および顧客の金融グループに関する内部格付システム、カンントリー・リスク格付システム、運用リスク計量化技法および信用リスク制限技法の設定および維持。大規模なリスク・エクスポージャーの統制および報告。
- ・ すべての必要な情報を用いたIC0のポートフォリオの質の確保。
- ・ IC0からの直接貸付ポートフォリオに関する監視委員会の調整。
- ・ 有効な規制に基づく引当金の分配 / 破棄の提案。
- ・ IC0からの新規直接貸付の承認に関する契約およびすでに実行済みの取引の変更の協議および採用が行われる信用委員会への出席。
- ・ 該当する法務・事業分野と連携した、遅滞、決済および不履行となった金融取引に関する適切な回収手続きの推進。
- ・ 規制機関（格付機関、内外の監査人、監査人の裁判所およびスペイン中央銀行等）からの要望に対する応答。
- ・ 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の基準の採用についての分析。

小売の監視および警戒解除部：

- ・ 小売業者に対する直接業務のリスクのコントロールおよび監視。
- ・ 目的区分に相当する借換運用の実現可能性の分析。
- ・ 当公庫から他企業へ管理が外注されている、IC0が保有する貸付金の回収作業の監視およびコントロール。かかる作業は、中小企業、零細企業、自営業者および個人へのサービス提供契約を通じて行われている。
- ・ 中小企業、零細企業、自営業者および個人に対して当公庫が直接的に経営管理を遂行している、IC0によって保有されている貸付金の回収管理。
- ・ 個々の分野の記録（決議提案、失敗、借換契約、取消、直接管理への業務移行等）に関するIC0内部の意思決定機関への提案準備。
- ・ 監視委員会における、リテールリスクの貸付ポートフォリオの状況の作成および提示。
- ・ 事業体に移転される事由の対応と解決に関する金融業務および経済政策の法律顧問部門の調整。かかる事業体には、係争回復のサービスの提供が委任されており、また裁判上の請求の過程および倒産の手続きまたは同様の特性を有する事柄において、IC0が様々な局面に置かれることが要求されるその他の行動が委任されている。
- ・ リテールポートフォリオのすべての貸付の保有者および / または保証人が顧客サービス部を通じて受けた依頼の管理。
- ・ 重大な経済危機、自然災害またはその他類似の出来事の結果、政府取引される直接金融業務の監視、承認および企画。その後における、当該状況および一定の借り手グループの活動範囲に関連する政府機関への移転に対する取組みまたは行動提案の評価。

IC0は様々な種類のリスクに関する専門家集団を擁しており、それぞれが職務における責任を持ってかかるリスクについての原則、有効なリスク方針マニュアルおよび既存の内部手続きに従い任務を遂行している。

5.3 IC0における流動性リスク

スペインのコミュニティ法およびその発展は、本件に関しては事業体における流動性リスクの測定、コントロールおよび管理のシステムに対する一般的な要件を規定するのみであるが、以下の規範文書に含まれる。

- 信用機関の活動へのアクセスならびに信用機関および投資会社の健全性監督に関する2013年6月26日EU指令第36号。
- 金融機関および投資サービス会社の健全性要件に関する2013年6月26日EU規則第575号第6部。
- 2013年規則第575号第7章、第7の2項および第7の3項に従い技術的施行規則を規定する、2014年4月16日施行規則第680号。
- 金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月28日法律第10号第41条、第42条および付則8。
- 2014年法律第10号第53条を発展させる2015年2月13日勅令第84号。
- 流動性ヘッジ要件（LCR）に関する2013年EU委任規則第575号を終了させた2014年10月10日以降の2015年EU委任規則第61号。
- 証券化ファンドの会計基準、年度会計、公的年次財務書類および積立統計情報を規定する、2016年2月2日通達第2号。これは、2008年5月22日通達第3号（廃止）の規則51、DT6および別紙に置き換わる。
- 2014年EU履行規則680号を改訂した、2月16日からの委員会の2016年EU履行規則第322号。これは、流動性カバレッジ要件（LCR）の団体による監督目的のための情報の伝達に関連する技術履行基準を規定するものである。
- 2014年EU履行規則680号を改訂した、3月1日の委員会の2016年EU履行規則第313号。これは、流動性に関する情報の目的のための付加的制御パラメーターに関するものである。
- 2014年EU履行規則680号を改訂した、2017年11月9日EU履行規則第2114号。これは、定型書式および指示に関するものである。
- 2017年11月27日通達第4号、規則第59条および第60条。

一般的に、2016年通達第2号のリスクの取扱いに関する第6章の規則51に含まれる、従うべき一連の行動基準（質的要件）を超える流動性リスクに関する特定の資本要件は存在しない。かかる通達はまた、第5章に含まれる資本の自己評価の過程および監督上の見直しの過程において実行された行動を報告する必要性にも言及しており、これはすべて、その内部資本がその現在および将来の活動を補填するのに十分であるかどうかを評価するためのものである。

現在、更新版のバーゼル の流動性および支払能力に関する文書「銀行および銀行システムを強化するための世界的な規制の枠組み」ならびに「バーゼル：計量に関する国際的な枠組み」の公表に伴い、流動性リスクの基準および監視が、流動性の計量および管理のより効率的なパラメーターを保証する指針となる新たな措置となっている。2013年1月1日、バーゼル委員会は、「流動性ヘッジ比率および流動性リスク管理ツール」を公表し、これにより短期流動性比率の定義付けおよび監視が前進した。また、これは2014年1月12日における「市場に基づく流動性指標の監督ガイダンス」により補足された。

かかる方面において、2015年1月17日に流動性カバレッジ比率（LCR）に関し、欧州議会および欧州理事会の2013年自己資本規制（CRR）第575号を修正する、2015年委任規則第61号が公表され、2015年10月1日から60%、2016年1月1日から70%、2017年1月1日から80%、また2018年1月1日には完全な適用（100%）となるよう義務付けられた。

2014年1月、長期流動性比率の定義および計算に関する協議書類「バーゼル：安定調達比率（NSFR）」が公表され、2014年4月11日までの協議段階を経て、2014年10月に最終文書が公表された。これにより、安定調達比率の最低水準の計算が必要となっている。2019年規則第876号は2019年6月に公表され、2021年6月末から同比率の報告に関する新たな雛形が公表されるまで適用される予定である。

2013年およびその翌年以降の活動中、当公庫は追加の流動性管理として、短期流動性比率および長期流動性比率の計算を毎月行った。当公庫は、すべての期間において将来適用される制限の範囲内に収まる結果を得た。

さらに、2015年およびその翌年以降を見越して、また2014年10月にBISにより公表された「バーゼル：安定調達比率」ならびに各時点で有効な定義および基準に基づき、四半期毎にその結果が計算され、安定調達比率に関する1年後（2020年まで）の様々なシナリオを導入したIC0の残高が提供される。

IC0では、流動性リスクの報告、監視、管理を担当する組織構造が明確に定められている。

貸借対照表上の流動性リスクを監視するために用いられている計量化技法は、流動性ギャップである。この流動性ギャップは、キャッシュフローを生じさせるすべてのオンバランス項目およびオフバランス項目について実際の実行日の資金の流入と流出の差額に関する情報を、毎日、12ヶ月を上限とする期間において提供する。

流動性ギャップは1週間、1ヶ月、3ヶ月および6ヶ月の期間で計量化されている。それぞれの期間において、当公庫の負債合計の次の割合を越えてはならない。1週間期間については0.5%以内、1ヶ月期間については1%以内、3ヶ月期間については2.5%以内および6ヶ月期間については5%以内である。

短期流動性の監視は、毎日行われる。限度額の監視および管理も1週間、1ヶ月、3ヶ月および6ヶ月の単位で毎週および月末に行われる。

IC0は流動性の危機的水準の予測が可能となる計量化された限度額および警報システムを設定した。

また、流動性リスクを低減するために基本的な資金調達源を多角化する方針を採り、年次資金調達計画の必要資金額および資金調達日についての情報を確立するために、新規事業活動の予定を含む流動性を定期的に見直している。

同様に、ストレスシナリオにおいて財務資源を用いる際の参考として優先順位を規定する流動性コンテンツジェンシー・プランが、2018年2月27日に理事会によって承認された。

IC0は通常、銀行間取引市場、レポおよび同時流動性ならびに大規模あるいは小口の負債性証券の発行等、流動性を様々な方法で調達する。

アメリカのサブプライム市場不況に端を発する国際および国内市場に影響を与えた金融危機は、金融市場に著しい低迷を引き起こし、国内外の金融法人の資金調達のための資源を著しく減少させた。結果として、銀行間取引市場または負債性証券の発行を通じての資金調達にも深刻な影響を及ぼした。

この新たな状況のため、IC0は、期日に間に合う正確な支払義務、また、戦略的な経営、投資および成長目標を達成するための確実な流動性にするために、従前と同様に2019年を通してこの新たな状況に適応するための決断をした。これらの方策により、2020年においてもIC0の流動性の欠乏は見込まれていない。

以下の表は、2019年および2018年12月31日現在の金融資産および金融負債として認識されるユーロ建てデリバティブにおける契約満期（デリバティブ内蔵ハイブリッド金融商品を除く。）、および金融デリバティブとみなされるローン契約（現金、またはその他の金融資産により調整の上、決済される契約であって、当公庫のキャッシュフローの見積りを理解するために満期を最も重要とするもの。）を概念的に示したものである。

2019年12月31日現在

	(単位：千ユーロ)					
	1年未満	1～5年	6～10年	11～15年	16～20年	合計
売買目的保有のデリバティブ	259,464	230,384	315,133	-	-	804,981
- そのうち:デリバティブとして みなす貸付承諾						
デリバティブヘッジ	4,525,140	6,413,078	1,008,134	241,004	18,623	12,205,979
	4,784,604	6,643,462	1,323,267	241,004	18,623	13,010,960

2018年12月31日現在

	(単位：千ユーロ)					
	1年未満	1～5年	6～10年	11～15年	16～20年	合計
売買目的保有のデリバティブ	177,684	320,008	343,260	-	-	840,952
- そのうち:デリバティブとして みなす貸付承諾						
デリバティブヘッジ	5,514,585	3,540,420	955,153	275,711	2,552	10,288,421
	5,692,269	3,860,428	1,298,413	275,711	2,552	11,129,373

上記の表に記載された情報は、以下の点に注意を要する。

- ・支払時期を相手方が選択できる場合、当該デリバティブは当公庫への支払を要求される第1ピリオドに割り当てられる。
- ・上記の表に記載された金額は、値引きされていない契約額である。金利スワップは、差額による決済の場合はその純額で、デリバティブとみなされるローン契約はその総額で、およびその他すべての金融デリバティブは、差額により決済されず、その換算契約額で記載されている。
- ・インデックスの実績により決定される等の理由により報告日に契約額が明記されていないデリバティブは、残存期日を分類することを目的とする上記の表においては、それぞれ2019年および2018年12月31日現在の主導的状況を基礎として決定された。

流動性GAPによる分析

流動性マネジメントの目的は、事業体が必要性をカバーするための適切な流動性水準を短期的にも長期的にも維持し、損益計算書における費用の影響を最適化するように確実にすることである。

収支上の流動性プロファイルは、少なくとも今後12ヶ月間の統制、経営陣への情報提供および資金需要の分析のために毎日監視されており、また当該期間に予測される活動をカバーするため、資金需要の分析にシナリオを組み込んでいる。

上述のように、IC0の流動性マネジメントは、収支における事業の契約上の満期により生じる流入と流出との差異（流動性ギャップ）の分析を基盤としている。この分析は、事業体が利用可能な異なる資金調達源を用いて、得る必要のある資金額に関する必要な情報を提供する。

また、当公庫は、必要な場合には、欧州中央銀行に対する割引を通じて直ちに流動性を得られる質の高い流動資産のバッファを維持している。以下の2つの目的のため、当公庫が流動性準備金として使用できる資産残高は、マイナスの流動性ギャップを十分にカバーできる。

- 流動性ギャップをカバーするために必要な資金額およびかかる資金を得る時期を計画する際の柔軟性に寄与する。
- 市場の緊張または危機的状況の可能性に対処するための安全バッファ。

以下の表は、異なる満期の流動性の流入と流出を比較したものである（部分的流動性ギャップおよび累積流動性ギャップ）。外貨による流入および流出はその額に相当する当該通貨で表されている。

さらに、流動資産残高および流動性ギャップに対するカバレッジ水準の推移は、異なる期間について組み込まれている。

2019年12月31日現在

(単位：千ユーロ)							
	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～12ヶ月	1～2年	2～5年	5年超
ユーロによる流入相当額	3,178,013	2,700,315	4,255,728	5,066,752	6,894,136	11,432,780	6,907,400
ユーロによる流出相当額	-3,684,756	-4,377,907	-4,139,032	-4,163,049	-7,417,998	-7,252,399	-2,844,975
部分的流動性ギャップ	-506,743	-1,677,592	116,696	903,703	-523,862	4,180,381	4,062,425
累積流動性ギャップ	-506,743	-2,184,335	-2,067,639	-1,163,936	-1,687,798	2,492,583	6,555,008
流動性の高い資産のバッファ	6,025,462	6,107,588	6,110,296	5,532,135	4,011,824	111,532	-
流動資産のバッファおよび累積流動性ギャップの差異	5,518,719	3,923,253	4,042,657	4,368,199	2,324,026	2,381,051	6,555,008
マイナスの累積流動性ギャップに対する流動資産のバッファのカバレッジ比率	1189%	280%	296%	475%	238%	n.a.	n.a.

2018年12月31日現在

(単位：千ユーロ)							
	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～12ヶ月	1～2年	2～5年	5年超
ユーロによる流入相当額	6,976,624	2,593,682	2,920,046	5,430,434	7,873,834	13,458,668	6,614,182
ユーロによる流出相当額	-7,346,182	-1,563,840	-5,552,088	-5,090,123	-6,638,710	-10,106,881	-3,101,153
部分的流動性ギャップ	-369,558	1,029,842	-2,632,042	340,311	1,235,124	3,351,787	3,513,029
累積流動性ギャップ	-369,558	660,284	-1,971,758	-1,631,447	-396,323	2,955,464	6,468,493
流動性の高い資産のバッファ	7,405,589	8,180,089	8,495,880	8,529,226	6,025,420	281,222	-
流動資産のバッファおよび累積流動性ギャップの差異	7,036,031	8,840,373	6,524,122	6,897,779	5,629,097	3,236,686	6,468,493
マイナスの累積流動性ギャップに対する流動資産のバッファのカバレッジ比率	2004%	n.a.	431%	523%	1520%	n.a.	n.a.

これらの表から分かるように、マイナスの累積流動性ギャップは、利用可能な流動資産のバッファによりカバーされている。

また、ECBの方針上、割引により非常に短期的に流動性が確保できる別の種類の適格担保資産がある。取得できる潜在的な流動性は、2019年および2018年12月時点でそれぞれ1,234,136千ユーロおよび829,631千ユーロであった。

5.4 IC0における市場リスク

上述のように、市場リスクは二つの大きなグループに分類することができる。貸借対照表または構造上の市場リスクと、取引ポートフォリオ・リスクである。IC0は内部方針として、現在のところ取引ポートフォリオの最小化を図っており、現行の会計法規の適用によりヘッジまたは投資に分類することができないものだけを保有している。したがって、当公庫の市場リスクはほぼすべて通常の業務から生じるものとなっている。

(1) 標準的基準

金利および為替の変動へのエクスポージャーが具体化される標準的基準は、利益率と支払能力の二つからなる。

利益率：IC0においては、主に損益計算書に基づき計算され、関連する変数は利息または金融業務の利ざやである。

支払能力：当公庫の資本はその借り手にとっては主たる保証といえる。資本または株式資本の価額は支払能力を測定するための重要な基準である。

以上を考慮の上、下記が存在する場合、IC0は、a) 年間の利ざや感応度、b) 純資本価値の感応度、およびc) 仮想取引ポートフォリオの「想定最大損失額」の計算という3本柱に基づき市場リスク計量化システムを実行する。

(2) 計量化技法

利ざやに関するリスク残を計量化するために、2015年より前までは加重平均返済期限分離ギャップ法が使用されていた。これは資産額と負債額の差額および12ヶ月以内に返済期限が到来するかまたは更新される金利の付されたオフバランス取引を、それらが利ざやに影響を及ぼす期間で加重平均して計算される。

資本の感応度を計量化するために、2015年より前まではデュレーション・ギャップ法が使用されていた。デュレーション・ギャップは資産および負債の残存期間の差異として得ることができ、差異が求められると感応度ギャップの計算が可能となる。

両方法は、2014年半ばに利息収益および純資産に基づく他のシミュレーションに変更された。

想定最大損失額については、ポートフォリオの種類によってその計量化の方法が決定され、パラメトリック法、ヒストリカルシミュレーション法およびモンテカルロ法に基づくことができる。

(3) リスクの程度

IC0が負うリスクの程度の決定は、リスク会計局長の提案に基づき上級経営陣がその責任を負い、IC0独自の特徴に応じて許容限度を設定する。かかる許容限度は定期的に見直される。

利ざや感応度の限度を評価するため、市場カーブに基づき算出されたインプリシット・レートおよび低下シナリオでは-1%のフロアを採用し±200ベース・ポイントの増減を採用するレートに基づき推定する。両計算の差異の絶対値は推定感応度となり、かかる値は-35百万ユーロを超えてシミュレーションされた利ざやの減少を示すことはできない。

ユーロ/米ドルおよびユーロ/英ポンドの為替変動に対する利ざや感応度を決定するため、±10%の変動率が想定される。

為替リスクは、いかなる場合も利ざやについて設定された世界的な限度である25%を超えてはならない。

かかる金利変動に伴う±200ベース・ポイントの変動を採用した結果、2019年12月31日現在におけるIC0の利ざやの感応度は、合計-11.61百万ユーロであり、このうちユーロにおける収支は-6.82百万ユーロ、米ドルにおける収支は-2,673千ユーロ、英ポンドにおける収支は-45千ユーロで

あった。為替感応度（米ドル／ユーロおよび英ポンド／ユーロにおいて変動率 $\pm 10\%$ ）は、米ドルが-1,961千ユーロ、英ポンドが-114千ユーロであった。

純資産価値感応度の限度を設定するため、残高の現在価値は、市場カーブおよび直近の満期については金利の低下シナリオで-1%をフロアとし（20年以上の満期については、フロアは0%に達するまで毎年5ベシス・ポイント上昇する。）、 ± 200 ベシス・ポイントの増減を採用する別のカーブを通じて算出される。かかる絶対値フロアは変動する。双方の価値の差異は、絶対値における残高の純資産価値感応度と見なされる。純資産価値に占めるこの変動の割合（%）は、想定純資産価値の10%を超えて減少することはない。

ユーロ／米ドルおよびユーロ／英ポンドの為替変動に対する純資産価値感応度を決定するため、 $\pm 10\%$ の変動率が想定される。

2019年12月31日現在、IC0の純資産の感応度は、合計-5.22%に達し、このうちユーロ金利が-4.68%、米ドル金利が-0.24%、英ポンド金利が-0.03%であった。為替感応度は、米ドルが-0.22%、英ポンドが-0.05%であった。

（４）リスクの修正

効果的なリスク管理の最後の手段として、満期およびデューレーション・ギャップをその時々求められるリスク価値に当てはめて修正する方法がある。その結果、オンバランスおよびオフバランスの金融商品は、市況に基づき、同目的上付与された権限の範囲内での経営陣の判断ならびに収支管理部、金融および戦略統括管理、または事業委員会に従い、使用される。

当公庫が2019年12月31日現在の貸借対照表で使用した主要通貨はユーロ、米ドルおよび英ポンドであり、かかる通貨建ての取引が負債全体の95.1%を占め、そのうちユーロ建てが約72%、米ドル建てが23%超となっている。

貸借対照表の資産を見ると、ユーロが全体の約92.7%と集中しており、米ドルは5.7%超である。一方、他の通貨は、残りに分配される。

当公庫が利用するユーロおよび米ドル以外の通貨について、その残高は実質的に金利リスクまたは為替リスクを排除しているが、これは、当該通貨建てで資金調達を行い為替変動を完全にカバーするデリバティブを用いてユーロ建てに転換するため、または、特定の資産の資金調達が当該リスクを回避するよう企図されているためである。

リスク限度、リスクの監視および定期的な遵守の管理の設定に加え、IC0は、関連ある金融変数の動きの異なるシナリオが利ざやまたは純資本価値に及ぼす影響を精査するために、リスクの計量化、管理および制御のために適用する統一システムを確立している。したがって、IC0は、例えば、市場における金利カーブまたはストレスの状況が平行移動しない場合にIC0の分析サービスにより提供される将来見積りを用いる等、複数のシナリオにおいて制御された変数が被る変化を定期的に監視する。

5.5 IC0における信用リスク

すでに述べている通り、当公庫では信用リスクを二つの大きなグループに分類している。相手方リスクとカントリー・リスクである。

相手方リスクには、オンバランスまたはオフバランスで行われる信用機関との取引が含まれる。取引の管理と取引により発生するリスクの管理とをリアルタイムで統合するシステムにより、モニタリング活動が行われ、担当者にもいつでも利用可能な相手方信用枠について最新の情報を提供している。

IC0内の管轄機関は、市場価格による取引の評価額に将来のリスクまたは追加リスク（取引の額面価値に対する割合として計量化され、取引期間中の信頼水準95%の潜在的な最大損失として計算され

る。)を加えた数値に基づいて相手方信用枠を使用する手法を定めて、これを承認した。この手法は定期的に見直され、最低半期に一度の頻度で追加リスクが調整される。

また、IC0の理事会は、相手方信用枠の設定に関する基本基準を半年毎に承認し、各相手方信用枠の個別分析をする。かかる相手方信用枠は、IC0の取引の特徴により、現金取引のための相手方信用枠と仲介取引のための相手方信用枠という二つのグループに大別される。仲介取引では、IC0は例えば事業枠および起業家枠または国際化枠のように異なる事業体が締結した貸付枠の契約を通じて異なる投資プロジェクトに貸付けている。

IC0が契約したデリバティブを伴う取引の相手方は信用度が高く、そのうちの約100%もの相手方が格付機関より投資適格の格付を取得している。これらの相手方金融機関はスペイン内外で営業を行っている。

仲介および直接融資の分野におけるIC0の信用機関との活動は、カウンターパーティー（うち約95%が投資適格の格付を保有している。）と行われている。

コーポレート信用リスクについて、IC0は承認、監視および警戒解除という別々の評価および管理体制を有している。

「承認」プロセスでは、当公庫は、継続事業評価に基づき企業および事業を分析し、リスクおよび潜在的な顧客についての意見書を発行するために保証を分析するが、これらは事業委員会または理事会による適切な意思決定の基礎となる。

「監視」プロセスは、当公庫の貸付ポートフォリオが最高の品質を有していること、すなわち、貸付が合意された日に決められた通りに返済されることの実現を目的としている。取引に影響を及ぼす事由は顧客およびそのグループの格付にも影響を及ぼすため、基本的な監視対象は取引ではなく顧客である。この監視プロセスは、経済的および財政的な状態の定期的な見直しならびに意思決定のための支援ツールの更新の継続を用いた恒久的な管理により実現される。そしてそれは、警告の兆候を見つけたことも、供与された資金の返済を最大にするために問題のあるリスクに対する行動計画を促進することも可能にする。

最後に、「監視およびリテールの警戒解除」分野の警戒解除の役割の重点は、電話、郵便またはEメールを通じて、債務不履行となった業務の債権回収することにある。また、かかる業務が訴訟の段階に入った場合における支払合意の交渉および債権者の入札における当公庫の票を確立するための入札にかけられた業務の調査にも焦点をあてている。

信用リスクについては、カントリー・リスクとして知られるリスクについて特記しなければならない。カントリー・リスクは、地理的、政治的および法的に「国家」として定義される地域に帰属していることを特徴とした相手方すべての支払能力に関するものである。

これに関連して、IC0は、現行の規則に沿ったカントリー・リスク計量化技法を承認している。これは、複数の基準に基づいてリスク・グループ別に国を評価するという目的に沿ったものである。これにより、カントリー・リスクのための引当を行う際の明確な基準が得られ、直接信用供与を評価し、非居住者貸付のポートフォリオを分別する。国家をリスク・グループに分類するに当たっては、格付機関と経済協力開発機構（OECD）およびスペイン輸出信用機関（CESCE）の評価をその情報源として使用している。

5.6 IC0におけるオペレーション・リスク

特に新自己資本比率規制（バーゼル）を考慮した場合、オペレーション・リスクの計量化および管理がよりいっそう重要となる。このリスクには、業務を実際に行う過程で生じる不適切な処理、不正確な記録、システムの不具合等に起因するリスク、法的リスクおよび損失リスクが含まれる。

この領域においては、オペレーション・リスクの取扱いを容易にする一定の手段が開発されており、管理委員会および活動指標の毎月の監視方針、プロセスおよび内部手続きの開発、顧客および事業を監視する方針の定義、事故の内部管理ならびに既存の危機管理計画が特筆される。また、内外の監査人により実行される監査手続きおよび監査業務の定期的な管理も強調されるべき点である。

[次へ](#)

5.7 企業に関する既存の信用リスク

5.7.1 産業別の分類

産業別の分類によると、既存のリスク^(*)の分布は以下の通りである。

	(単位：百万ユーロ)			
	2019年		2018年	
	金額	割合(%)	金額	割合(%)
不動産投資	561	5	703	6
公共販売住宅の建設	7	0	9	0
公共賃貸住宅の建設	379	3	433	4
土地の取得および開発	175	2	231	2
その他	-	-	30	0
有形固定資産投資	8,042	73	7,085	67
再生可能エネルギー	1,545	14	1,015	9
水道インフラ	172	2	200	2
電力インフラ	958	9	657	6
ガスおよび化石燃料インフラ	855	8	589	6
輸送インフラ	3,520	32	3,965	38
観光・娯楽産業	35	0	20	0
医療／保健事業インフラ	112	1	141	1
電気通信事業	50	0	0	0
オーディオ機器の生産および展示	22	0	17	0
産業地区その他の建設	10	0	4	0
その他	745	7	371	4
調査開発の物資に対する投資	18	0	16	0
ICO融資ライン 自治体 代理店	-	-	90	1
企業買収	340	3	104	1
一般的企業ニーズ	132	1	707	6
債務の再編	1,150	10	768	7
一般国家予算	840	8	1,174	11
金融仲介サービス	-	-	186	2
	11,065	100	10,727	100

(*) 評価調整または減損損失(「その他の金融資産」を除く。)を除く顧客への貸付金を含む。また、顧客に対する金融保証ならびに貸付金および未収金として公的機関が分類した居住者の負債性証券を含む。

2019年および2018年12月31日現在の総エクスポージャーは、主に三つの分野に集中している。「有形固定資産投資」が全リスクに対して占める割合は、2019年は73%（2018年は67%）であり、「債務の再編」分野は、2019年は全リスクの10%（2018年は7%）、「一般国家予算」は8%（2018年は11%）であった。

「有形固定資産投資」分野において、2019年のリスクの32%（2018年は38%）を占めた「輸送インフラ」による影響は強調すべき点である。

5.7.2 金融投資の地域別の分類

2019年12月31日現在の全リスクは、79%が8,796百万ユーロとなったスペイン国内における投資活動への融資に関するものであり（2018年現在は8,811百万ユーロであり、82%）、21%がその他の国における投資プロジェクトへの融資に関するものであった。

2019年の自治体毎の国土における投資計画のリスク分布については、アンダルシア州およびバレンシア州が7%、マドリッド州が6%、カタルーニャ州が5%ならびにエストレマドラ州が4%（2018年は、それぞれ8%、7%、7%、7%および2%）となった。

国際市場で行われた取引の2019年および2018年12月31日現在の分布は、国外の既存リスクに従い、以下の通りである。

	(単位：百万ユーロ)			
	2019年		2018年	
	金額	割合(%)	金額	割合(%)
欧州経済共同体(EEC)	588	26	406	21
中南米	628	28	589	31
米国	122	5	152	8
EU加盟国以外の欧州諸国	30	1	-	-
その他	901	40	769	40
	2,269	100	1,916	100

5.8 供給者に対する支払遅延に関する情報

スペイン会計士協会（ICAC）の2018年1月29日決議が、年次財務書類の注記に含められるべき商取引における供給者に対する支払遅延に係る情報に関して制定し、商取引における支払遅延に対する措置を定めた2010年7月5日法律第15号（2004年12月29日法律第3号を修正するもの。）に従い、当公庫は下記の点を指摘しなければならない。

- ・IC0の中核事業（金融活動）の内容を踏まえ、本注記に記載されている支払遅延に関する情報は、IC0にサービスを提供している業者に対する支払ならびにIC0の証券の預託者および保有者を除く民間供給者に対する支払のみに関連するものとなっている。後者に関しては、要求があり次第支払期日が到来する債務および繰延払債務のいずれの支払も、その契約上および法律上の支払期限までに適式に行われた。営業債権者とみなされない固定資産の供給者等、供給者に対する支払に関して提供される一切の情報についても、前述のICAC決議の規定に従うかかる義務的な開示の範囲から除外されない。
- ・2010年7月5日法律第15号により義務付けられている、以下に示される当公庫の民間供給者およびサービス提供業者に関する情報に関して、2018年1月29日ICAC決議の第6条に含まれるものを勘案し、前段落に定義される範囲で、かかる規制により情報が要求されている。

2019年

2018年

(単位：日)

支払事業の比率	7	7
未払事業の比率	3.5	3.5
供給者に対する平均支払期間	6.75	6.75

(単位：千ユーロ)

支払額合計	22,575	25,303
未払額合計	701	1,298

上記の情報を詳細に述べると、当グループ会社間の債権・債務に係る支払は、上記のデータから除かれている。

5.9 リスクの集中およびIC0のその他の特定の規制

2019年および2018年12月31日現在、当グループは、当公庫の定款の規定に従い、適用される規制（2013年EU規則第575号第4部および2008年スペイン中央銀行通達第3号）に定められた大規模エクスポージャーの制限を免除されている。

2012年3月31日勅令第12号は、EU加盟国に所在する信用機関のエクスポージャーの当公庫における取扱いを確立した。

5.10 建設および不動産開発のための融資に関する情報および関連する担保実行資産

不動産リスクポートフォリオの方針および戦略に関して、当公庫はかかる種類の商品につきいくつかの方針（例えば経験豊富な開発者、認定販売の割合、独立した専門家による賃貸需要のデータ）からなる承認プロセスを有し、プロジェクトの経済的および財政的実現可能性を評価している。

認証された仕事に対する支払は後に有効化および管理され、建設経過は監督され、販売は管理されている。

さらに、取引を首尾よく完了させることのできる解決策を提案する目的の下、現在未払いがある顧客の支払を困難にしている理由を発見するために調査がなされてきた。

以下の表は、建設および不動産開発に対する融資について詳述したものである。

建設および不動産開発ならびに関連するヘッジのために提供された融資

（単位：千ユーロ）

	2019年			2018年		
	総額	担保超過分	特定の引当金	総額	担保超過分	特定の引当金
不動産融資：	544,338		230,547	595,603	-	256,430
- そのうち：破綻懸念先	120,529		118,200	142,710	-	136,871
備忘事項：						
債務不履行貸付	-	-	-	-	-	-

（単位：千ユーロ）

	2019年	2018年
備忘事項：		
地方自治政府を除く顧客への貸付金合計	7,569,310	7,196,965
資産合計	31,822,825	36,236,581
標準リスク引当金合計	31,190	29,805

2019年12月31日現在の建設および不動産開発のための合計融資は、貸借対照表合計の1.71%（2018年12月31日現在は1.64%）を占めている。

- 建設および不動産開発のための融資（総額）

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
1.不動産担保なし	157,454	180,691
2.不動産担保付	386,884	414,912
2.1 完成された建物	376,739	404,128
2.1.1 住宅	376,739	404,128
2.1.2 その他	-	-
2.2 建築中の建物	10,145	10,784
2.2.1 住宅	10,145	10,784
2.2.2 その他	-	-
2.3 土地	-	-
2.3.1 開発済みの土地	-	-
2.3.2 その他の土地	-	-
合計	544,338	595,603

- 住宅購入ローン

	(単位：千ユーロ)			
	2019年		2018年	
	総額	そのうち： 破綻懸念先	総額	そのうち： 破綻懸念先
住宅ローン	13,727	-	14,333	-
不動産担保なし	13,123	-	12,757	-
不動産担保付	604	-	1,576	-

- 不動産担保付の住宅購入口ーン（最新の入手可能な査定額のリスクの割合（LTV））

2019年12月31日現在

	(単位：千ユーロ)				
	LTV 40% 未満	LTV 40%超 60%未満	LTV 60%超 80%未満	LTV 80%超 100%未満	LTV 100%超
総額	453	55	96	-	-
そのうち：破綻懸念先					

2018年12月31日現在

	(単位：千ユーロ)				
	LTV 40% 未満	LTV 40%超 60%未満	LTV 60%超 80%未満	LTV 80%超 100%未満	LTV 100%超
総額	1,018	338	220	-	-
そのうち：破綻懸念先					

- 不動産建設および開発債務の清算において受領した担保実行資産

当公庫の貸借対照表（注記17を参照のこと。）記載の担保実行資産はいずれも、建設会社および不動産開発業者に対して提供された融資または住宅購入のために一般家庭に対して提供されたモーゲージローンに起因するものではなく、当該資産を保有する非連結企業の株式、かかる会社への投資または融資で構成されるものでもない。

5.11 当公庫の借換済業務および再構築済業務に関する情報

2013年スペイン中央銀行通達第6号において公開および留保された金融情報に関するルールについて要求されている通り、次の表に2019年および2018年12月31日現在の借換済業務および再構築済業務に関する詳細な情報（総額）が記載されている。

2019年12月31日現在（総額、単位：千ユーロ）

	物上保証	物上保証なし	合計	ヘッジ合計
公的機関	1,473	183,605	185,078	73,987
不良	-	43,738	43,738	43,738
金融企業（金融資産）				
不良				
非金融企業および産業事業	738,996	101,341	840,337	291,075
不良	275,580	19,718	295,298	265,949
通常	7,789	-	7,789	4,613
不良不動産	3,529	-	3,529	3,437
その他個人	459	6	465	-
合計	740,928	284,952	1,025,880	365,062

2018年12月31日現在（総額、単位：千ユーロ）

	物上保証	物上保証なし	合計	ヘッジ合計
公的機関	5,211	322,399	327,610	84,213
不良	792	45,275	46,067	46,067
金融企業（金融資産）	21,845	10,396	32,241	19,211
不良	21,845	-	21,845	19,211
非金融企業および産業事業	984,303	261,953	1,246,256	427,270
不良	317,955	89,819	407,774	380,656
通常	8,007	-	8,007	4,816
不良不動産	3,538	-	3,538	1,216
その他個人	701	57	758	-
合計	1,012,060	594,805	1,606,865	530,694

注記6 現金、中央銀行等への預金および要求払預金

2019年および2018年12月31日現在、本項目の連結貸借対照表上の内容は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
手元の現金	13	13
スペイン中央銀行にある現金	709,633	1,408,355
法定預金準備金	709,633	1,408,355
その他の要求払預金	74,958	261,118
	784,604	1,669,486

注記 7 売買目的保有の金融資産および金融負債

2019年および2018年12月31日現在、本項目の連結貸借対照表上の残高総額は、デリバティブ取引からなる。

デリバティブ取引を伴う取引は、当公庫が貸借対照表上のポジションを包括的に管理するが、ヘッジ商品に指定されるための規範的要件を満たしておらず、そのため取引ポートフォリオに分類される商品を主に対象としている。

以下は、2019年および2018年12月31日現在の当グループのデリバティブ取引の公正価額およびその名目元本（当該デリバティブに係る将来の支払額および回収額のベースとなる金額）をデリバティブの種類毎に示したものである。

(単位：千ユーロ)						
	名目元本		資 産		負 債	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
市場別：						
組織的市場	-	-	-	-	-	-
非組織的市場	804,981	839,894	69,407	109,154	69,313	104,885
	804,981	839,894	69,407	109,154	69,313	104,885
商品別：						
スワップ	804,981	839,894	69,407	109,154	69,313	104,885
	804,981	839,894	69,407	109,154	69,313	104,885
相手方別：						
信用機関	532,075	508,091	-	1,678	69,313	104,885
その他の信用機関	-	-	-	-	-	-
その他の部門	272,906	331,803	69,407	107,476	-	-
	804,981	839,894	69,407	109,154	69,313	104,885
リスク別：						
為替リスク	753,346	784,629	65,526	104,555	65,550	100,437
金利リスク	51,635	55,265	3,881	4,599	3,763	4,448
	804,981	839,894	69,407	109,154	69,313	104,885

公正価額は、2019年および2018年を100%として計算されており、貨幣市場および公債のインプリシット・カーブを参照している。

2019年および2018年12月31日現在、公正価額で評価し、注記2.2.3記載の公正価額レベルを考慮した取引ポートフォリオの分類は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)					
	2019年			2018年		
	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル
売買目的保有デリバティブの資産	-	69,407	-	-	109,154	-
売買目的保有デリバティブの負債	-	69,313	-	-	104,885	-

以下の表は、2019年および2018年における、当公庫の未実現の利益および損失に関連する取引ポートフォリオに含まれる金融資産の公正価額の変動について、損益計算書に計上されている額を示す（注記30を参照のこと。）。公正価値が活発な市場において公表された文献リストとして考慮して評価された金融資産（レベル1）、変動が市場において観察可能なデータから取得された評価手法により計算される金融資産（レベル2）、そしてその他（レベル3）と区別される。

	(単位：千ユーロ)					
	2019年			2018年		
	利益	損失	純額	利益	損失	純額
レベル1	-	-	-	-	-	-
レベル2	110,436	109,845	591	116,613	115,590	1,023
レベル3	-	-	-	-	-	-

2019年および2018年におけるレベル2に分類されたデリバティブの公正価額の変動は、もっぱらレベル間の再分類を行わない評価手法の適用による売買および公正価額の変動が原因であった。

注記 8 損益を通じて義務的に公正価額で評価された売買目的保有でない金融資産

2019年および2018年12月31日現在、本項目に含まれる貸借対照表上の金額の内訳は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
持分証券	-	21,580
負債性証券	-	-

2019年12月31日現在、本項目は、100%の会計ヘッジ（40,167千ユーロ）を有する懸念リスクとして分類された負債性証券を含む。

2019年、利益は損益計算書において1,984千ユーロの公正価額での評価で計上された（2018年は710千ユーロの利益）（注記31を参照のこと。）。

注記9 その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産

2019年および2018年12月31日現在、本項目の連結貸借対照表上の残高の商品別の内容は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
持分証券：		
FOND-ICOパイム(1)	82,159	78,324
FOND-ICOインフラストラクチャス (2)	74,222	165
FOND-ICOグローバル(3)	570,688	453,899
フォンス・メディテラネア・fond・デ・カピタル・リエスゴ(4)	9,345	6,641
fond・マーガレット・MEH(5)	67,716	53,936
fond・カルボノ・エムプレサス・エスパニョラス(6)	-	-
FEI、fond・エウロペオ・デ・インベルシオネス(7)	13,141	12,316
SWIFT(8)	4	4
EDW(9)	238	222
fond・マーガレット・ICO(10)	-	26,583
FONDO AFS CESCE(11)	10,038	10,000
パルティシパシオネス・グルーポ・カピト(12)	-	-
	827,551	642,090
負債性証券(13)	998,586	1,029,204
	1,826,137	1,671,294

2019年および2018年12月31日における、これらの金融商品の公正価額の変動である「その他の累積包括利益」項目の残高、純税効果額は、以下の通りである（注記21を参照のこと。）。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
負債性証券	2,777	9,884
持分証券	36,916	6,369
	39,693	16,253

2019年および2018年中のその他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の変動は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
期首残高	1,671,294	1,376,391
追加購入	203,780	188,504
売上および償却	(66,677)	(900,709)
公正価額の変動(注記21)	23,440	19,566
引当金減損割当	(5,700)	-
2017年通達第4号の初回適用の変動。持分証券	-	(28,859)
2017年通達第4号の初回適用の変動。負債性証券	-	1,015,831
減損損失の変動(適用後)	-	1,200
期末残高	1,826,137	1,671,294

- (1) FOND-ICOパイム。1993年5月に設立されたベンチャー・キャピタル・ファンドで、当公庫が唯一の出資者であり、Axisパルティシパシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。2018年12月31日現在においてICOによって拠出された金額は127,866千ユーロであった。2019年および2018年中に拠出金または返金に関連する変動はなかった。
- (2) FOND-ICOインフラストラクチャス。2019年に設立された新しいベンチャー・キャピタル・ファンドで、当公庫が100%の割合で出資しており、Axisパルティシパシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。2019年、当公庫による拠出金は74,763千ユーロ（2018年は165千ユーロ）であった。
- (3) FOND-ICOグローバル。2014年に設立されたベンチャー・キャピタル・ファンドで、当公庫が100%の割合で出資しており、Axisパルティシパシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。2019年、当公庫による拠出金は120,000千ユーロ（2018年は150,000千ユーロ）であった。2019年、ファンドは、拠出金の返金を通じて25,000千ユーロ（2018年は50,000千ユーロ）持分が減少した。ICOによって拠出された金額および払い戻される金額は、2019年12月31日において、528,000千ユーロであった。
- (4) フォンス・メディテラネア。ファンドは2005年10月に設立され、当公庫ならびに公的および民間事業体がその出資者である。このファンドはスペインの会社がアフリカン・マグレブで展開するプロジェクトに投資するために設立された。このファンドへの割当は、2019年12月31日現在1,270千ユーロとなった実質資本合計（公正価額の変動は含まない。）の30%のヘッジ引当金を有している（2018年12月31日現在は1,270千ユーロ）。
- (5) フォンド・マーガレット・MEH。主導的な欧州の公的信用機関が参加しており、これは、市場政策に基づく投資家へのリターンの原則と公共政策が定めた目標を同時に実現する目的で、気候変動と闘う欧州連合の主要政策を実施するための、インフラに対する投資促進を目指す欧州の株式ファンドである。最終的な清算による最終業績は、ファンドへの資金調達を行っているスペイン税務省により完全に保証されているため当公庫の損益計算書に影響を及ぼさないにもかかわらず、当該ファンドはICOによって管理されている。2019年、新たな拠出金は3,317千ユーロ行われた（2018年は新たな拠出金はなし）。2019年の資本参加の返金は1,268千ユーロ（2018年は15,044千ユーロ）として計上された。
- (6) フォンド・カルボノ・エンプレサス・エスパニョラス・FC2E。2011年より運営を開始したファンドであり、当公庫が32.68%の持分を保有している。かかるファンドは2019年に清算された（2018年12月31日現在正味価格は0ユーロ）。かかる清算は14,789千ユーロの準備金の計上（資本に計上された累積損失）を意味した（注記20を参照のこと。）。
- (7) FEI。2019年12月31日現在、欧州投資ファンドの総額の0.72%に相当する出資を行っている（2018年12月31日現在では0.72%）。2019年または2018年において、拠出金はなかった。2019年12月31日現在、支出額24,000千ユーロが未払いのままである。
- (8) SWIFT。2008年よりかかる事業体の正式メンバーである当公庫は、かかる事業体に1株式出資している。
- (9) EDW。2012年3月からのデータウェアハウス（EDW）企業への参加による3.70%。
- (10) フォンド・マーガレット・ICO。フォンド・マーガレットへの資本参加は2018年に設立された。ICOの当該ファンドへの参加は、マーガレットとは異なり、ICO自身のためのものであり、自らの出資によるものであった。株式保有率は13.42%である。2018年、当公庫の拠出金は26,931千ユーロであった。2019年、このファンドは、清算したファンドから投資を獲得したFOND-ICOインフラストラクチャスの設立後、清算された。
- (11) FONDO AFS CESCE。主な活動がCESCEの保証付きで商業送り状を値引きすることであるFONDO AFS Sicavへの13.16%の資本参加。2019年、当公庫の拠出金はなかった（2018年は10,000千ユーロ）。

- (12) パルティシパシオネス・グラーボ・カピト。2019年、いくつかの融資業務への支払として、ICOはQUABITグループの株式数株を5,700千ユーロの額で処分した。これらの株式はすべて会計規定の対象であるため、その正味価値は0である。
- (13) ICOは、流動性マネジメント政策および事業モデルの一環として、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産に分類される負債性証券に投資することができる。一般に、これらは、スペインの信用機関が発行する固定利付証券および公債である。
 かかる資産の満期別内訳は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
1年以内満期	998,586	1,029,204
1年から2年満期		-
2年から3年満期		-
3年超満期		-
	998,586	1,029,204

2019年および2018年12月31日現在、注記2.2.3に記載される公正価額レベルを考慮したその他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の分類は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)					
	2019年			2018年		
	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル
負債性証券	998,586			1,029,204		
持分証券		827,551			642,090	

2019年中、当公庫は、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の償却による利益（2018年には1,695千ユーロの利益）を、持分証券の売却結果として損益計算書に計上しなかった（注記29を参照のこと。）。

注記10 償却原価で評価した金融資産

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表上の本項目の構成は以下の通りである（減損損失およびその他評価調整額を含む。 ）。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
負債性証券(注記10.1)	7,843,423	9,503,883
貸付金	20,626,023	22,497,970
信用機関(注記10.2)	10,215,054	12,436,479
顧客(注記10.3)	10,410,969	10,061,491
	28,469,446	32,001,853

以下は、信用リスクを補填するために計上された減損損失の変動ならびに金融資産（負債性証券）ポートフォリオにおける2019年および2018年の期首および期末現在の当該減損の累積額を表している。

	(単位：千ユーロ)			
	カントリー・ リスクのリスク	特別監視に基づ く懸念リスクお よび標準リスク の引当金	標準リスク引当金	合計
2018年1月1日現在の残高	19,205	1,072,370	18,680	1,110,255
収益に課せられる割当	-	-	5,116	5,116
回収額	(6,539)	(94,679)	-	(101,218)
資金の充当	-	(286,406)	-	(286,406)
2017年通達第4号の初回適用の変動	(9,697)	124,373	7,285	121,961
その他の変動	-	2,469	-	2,469
為替差額の調整	(81)	33	6	(42)
2018年12月31日現在の残高	2,888	818,160	31,087	852,135
収益に課せられる割当	1,765	15,173	2,304	19,242
回収額	(265)	(107,950)	(2,194)	(110,409)
資金の充当	-	(108,895)	-	(108,895)
その他の変動	-	-	-	-
為替差額の調整	35	(314)	(7)	(286)
2019年12月31日現在の残高	4,423	616,174	31,190	651,787

以下の表は、懸念リスクおよび決定基準に基づいた警戒リストにおける標準リスクにかかる引当金の詳細を表している。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
懸念リスクの引当金：	438,868	597,041
不履行	108,867	239,525
不履行以外	330,001	357,516
警戒リストにおける履行リスクの引当金	177,306	221,119
合計	616,174	818,160

警戒リストにおける履行リスクの引当金は、2019年12月31日現在の1,202,721千ユーロの信用資産に相当する（2018年12月31日現在は1,703,499千ユーロ）。

以下の表は、2019年および2018年12月31日現在の信用リスクによって減損とみなされる貸付および受取債権に分類される金融資産につき、相手方別ならびに当該日付の未払金額別およびリスク年限からの経過期間別の内訳を示している。政府が保証する減損認識資産については注記10.3を参照のこと。

2019年12月31日現在の減損認識資産

		(単位：千ユーロ)							
相手方別：	遅滞なし	3ヶ月超	6ヶ月超	9ヶ月超	12ヶ月超	15ヶ月超	18ヶ月超	21ヶ月超	合計
		6ヶ月以内	9ヶ月以内	12ヶ月以内	15ヶ月以内	18ヶ月以内	21ヶ月以内		
非金融企業	378,815	-	-	-	-	21,410	730	86,727	487,682

2018年12月31日現在の減損認識資産

		(単位：千ユーロ)							
相手方別：	遅滞なし	3ヶ月超	6ヶ月超	9ヶ月超	12ヶ月超	15ヶ月超	18ヶ月超	21ヶ月超	合計
		6ヶ月以内	9ヶ月以内	12ヶ月以内	15ヶ月以内	18ヶ月以内	21ヶ月以内		
非金融企業	396,431	1,622	-	-	371	-	2,004	236,469	636,897

2019年12月31日現在、カンントリー・リスクによる減損資産残高は212,406千ユーロであり、カンントリー・リスク別のヘッジは4,423千ユーロ（2018年12月31日現在は192,528千ユーロ、ヘッジは2,888千ユーロ）である。

2019年および2018年の期限経過非減損資産はそれぞれ16,967千ユーロおよび3,163千ユーロとなり、これらの資産の両年度における経過期間は1ヶ月ないし3ヶ月である。

回収の可能性が低い（または回収できない）とみなされた場合、資産と計上されない減損金融資産の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
期首残高	1,661,991	1,370,450
追加：	69,708	325,615
回収の可能性が低い	66,707	268,200
その他の事由	3,001	57,415
回収：	(54,266)	(35,682)
借換えまたはリストラクチャリング	(766)	
追加融資なしに回収した現金		(3,770)
資産の割当	(53,500)	(31,912)
最終償却：その他の事由	-	-
為替差額の変動の純額	683	1,608
期末残高	1,678,116	1,661,991

回収の可能性が低い（または回収できない）資産の変動の結果として2019年および2018年の損益計算書に含まれる純額は、それぞれ16,610千ユーロおよび3,770千ユーロの利益であった（「損益を通じて公正価額で評価されない金融資産の減損または減損の戻入」および「償却原価で評価した金融資産（注記10）」の項目を参照のこと。）。

10.1 負債性証券

「負債性証券」の項目には、償却原価で評価された金融資産、取引可または取引不可の固定利付証券が含まれる。

「負債性証券」の本項目には、取引不可の金融資産が含まれており、2012年末には「顧客信用 - 居住者公的機関」の項目に含まれ、2013年中に当公庫から「供給者支払のための融資基金」のためのシンジケート・ローンに転換された。

一方で、2013年後半には、当公庫の業務委員会は2015年のIC0信用枠の事業体により作られた、貸付金を債券へ転換する転換業務の対象となる条件および業務を規制するため、2015年のIC0の仲介貸付枠契約に関する枠組みに含まれている別紙5の書類を承認した。かかる承認には、転換される与信枠、金額、利息額、適格な事業体、スケジュールおよび信用機関の報酬額に関する一般的な仕様も含まれている。また、仲介貸付の転換により生じた負債性証券は、「負債性証券」の項目にも記載されている。

連結貸借対照表に記載される2019年および2018年12月31日現在のかかる項目の相手方別の構成は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
相手方別：		
居住者公的機関	7,115,605	7,850,053
居住者信用機関	320,883	1,340,473
その他の居住者部門	346,254	283,429
その他の非居住者部門	60,681	29,928
	7,843,423	9,503,883

2019年および2018年12月31日現在、満期別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
満期別：		
1年以内	1,930,549	1,831,729
1年超2年以内	1,757,506	1,569,088
2年超3年以内	2,761,383	2,003,845
3年超4年以内	981,509	3,059,888
4年超5年以内	240,687	978,832
5年超	171,789	60,501
	7,843,423	9,503,883

2019年12月31日現在のかかる資産からの利息は年利0.51%（2018年12月31日現在は0.51%）であった。

2019年および2018年における、かかる資産からの利益はそれぞれ43,640千ユーロおよび45,590千ユーロであり、連結損益計算書の「利息および類似収益」の欄に計上されている（注記24を参照のこと。）。

当公庫はこれらの資産について、2,039千ユーロの信用リスク（標準リスク）を補填している（2018年12月31日現在は299千ユーロ）。

2019年および2018年中に発生した負債性証券の項目の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
期首残高	9,503,883	10,107,611
追加購入	3,470,279	6,475,948
減損損失の変動	(1,740)	(299)
償却および売上	(5,128,999)	(7,079,377)
期末残高	7,843,423	9,503,883

10.2 信用機関に対する貸付金

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表上の本項の構成は、以下の通りである。

内容別：	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
信用機関への預金(注記10.2.1)	44,509	1,995,000
仲介貸付(注記10.2.2)	9,431,246	9,980,934
信用機関へのその他の貸付(注記10.2.3)	752,240	486,437
	10,227,995	12,462,371
(減損損失)	(4,170)	(4,168)
その他の評価調整額(*)	(8,771)	(21,724)
	10,215,054	12,436,479

(*) 評価調整額は、主に利息および類似収益の発生額ならびに手数料調整額に相当する。

10.2.1 信用機関への預金

以下の表は、2019年および2018年12月31日現在の「信用機関への預金」項目の満期別の残高の詳細を表している。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
1年以内	44,509	1,995,000
1年超2年以内	-	-
2年超3年以内	-	-
3年超4年以内	-	-
4年超5年以内	-	-
5年超	-	-
	44,509	1,995,000

2019年中、「信用機関への預金」項目は、年利0.21%（2018年中はマイナス0.25%）の平均利息を得た。2019年および2018年12月31日現在のかかる預金は、すべて定期預金である。

これらの貸付金について2019年および2018年に発生した（マイナス）金利はそれぞれ(3,968)千ユーロおよび(7,273)千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似費用」の項目に含まれている（注記25を参照のこと。）。

10.2.2 仲介貸付

1993年2月26日の閣議決定に従い、中小企業に対する融資を援助するための仲介貸付枠が、当グループの親会社である当公庫に設けられた。かかる仲介貸付枠は、当公庫が様々な信用機関に供与した貸付を通じて行われ、当該信用機関が各企業に対する正式な貸付を行った。かかる方針は後年も継続され、常にスペインの中小企業に焦点を当てながら、毎年様々な金額および目的に沿った枠が承認された。

1997年12月31日までに付与された仲介貸付に区分される業務において、当公庫は資金を受領する事業体の最終的な借り手に対する信用リスクの一定割合を引き受ける。それ以降は、IC0は2009年から2012年の一定の流動性資産枠を除き、最終的な借り手に関する不良債権リスクを引き受けていない。

2009年から2012年に設けられた内部の仲介貸付枠（2019年12月31日現在はエクスポージャーなし、2018年12月31日現在は33百万ユーロ）は、中小企業のための、流動性リスクを伴う一定のIC0信用枠である。かかる枠につき、IC0は、仲介に失敗した信用機関による全般的および総合的なリスクを引き受けている。2009年および2010年に供与されたかかる枠につき、かかるリスクは当該枠の引当金額の5%を上限とした。一方で、2011年および2012年に供与された枠については、不動産金融取引を除く金融機関部門の平均不履行率が最大想定リスクとされている。2019年および2018年において、当公庫が引き受けたリスクにつき、新たな枠は承認されていない。

2019年12月31日現在、当公庫はIC0のリスクに係るすべての仲介貸付枠のために92,477千ユーロ（2018年12月31日現在は90,752千ユーロ）の引当金を設定した（注記19を参照のこと。）。かかる引当金は、当初は当該仲介枠により当公庫に対して発生する受取利息を参照できるが、期待された成長が見られなかった場合は例外的にIC0によって調整される。最終的に認識された引当金がかかる不履行をカバーするのに不十分な場合、かかる差額は直接1995年勅令付法第12号に基づき設定されたRDLファンドに請求され、IC0における損失は一切発生しない。

2019年および2018年12月31日現在における仲介貸付残高の満期年限別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
1年以内	3,103,269	3,652,112
1年超2年以内	2,134,945	2,143,451
2年超3年以内	1,454,810	1,462,990
3年超4年以内	907,508	881,817
4年超5年以内	587,615	568,285
5年超	1,243,099	1,272,279
	9,431,246	9,980,934

2019年および2018年12月31日現在の仲介貸付の平均年利はそれぞれ1.18%および1.32%であった。

仲介貸付により生じた利息は2019年および2018年には、それぞれ97,846千ユーロおよび148,773千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれている（注記24を参照のこと。）。

10.2.3 信用機関へのその他の貸付

本項目は、信用機関に対する直接貸付取引の残高を含む（仲介貸付なし）。

2019年および2018年12月31日現在のこれらの貸付残高の満期別の詳細は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
1年以内	73,357	89,904
1年超2年以内	137,285	36,785
2年超3年以内	123,983	110,441
3年超4年以内	84,465	48,808
4年超5年以内	81,588	45,384
5年超	251,562	155,115
	752,240	486,437

2019年および2018年12月31日現在の信用機関に対する貸付の平均年利はそれぞれマイナス0.21%およびマイナス0.25%発生した。

これらの貸付金について2019年および2018年中に発生した金利は、それぞれ22,211千ユーロおよび12,085千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれる（注記24を参照のこと。）。

本項目には、貸倒リスク（信用リスクおよびカントリー・リスク）として減損損失合計4,170千ユーロが含まれる（2018年12月31日現在は4,168千ユーロ）（注記10を参照のこと。）。

10.3 顧客向貸付金

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表において、本項目の残高の相手方別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
相手方別：		
居住者公的機関	2,772,946	2,675,697
非居住者公的機関	158,943	110,935
その他の居住者部門	6,978,818	6,886,746
その他の非居住者部門	995,302	920,908
その他の金融資産	28,909	262,982
	10,934,918	10,857,268
(減損損失)	(645,578)	(847,666)
その他の評価調整額(*)	121,629	51,889
	10,410,969	10,061,491

(*) 評価調整額は、主に利息および類似収益ならびに手数料調整額に対応する金額である。

経済利益グループにおける投資の取引帳簿価額（2019年12月31日現在では1,002千ユーロおよび2018年12月31日現在では926千ユーロ）は、当該投資が利益保証型であることを考慮し、「その他の居住者部門」に含まれている。これらの機関のマイナスの課税標準が当公庫の課税標準に含まれているため、当該株式の収益率は会計財務要素を含んでいる。投資に対する最終利益の確定に伴い会計財務利益を調整するために連結損益計算書の所得税に対して引当金が毎年計上されている（注記19および注記23を参照のこと。）。

2019年および2018年にこれらの貸付に対して発生した利息は、それぞれ158,866千ユーロおよび161,087千ユーロであり、損益計算書の「受取利息」の項目に含まれている（注記24を参照のこと。）。

以下は、上記の相手方別残高のうち、公的に保証されている取引（2019年および2018年12月31日現在の「顧客向貸付金」の項目に分類される「その他の居住者部門」および「居住者公的機関」の項目に含まれる。）を相手方別および商品別に記載したものである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
「居住者公的機関」に含まれる残高：		
中央政府に対する貸付	1,547,921	947,393
地方自治政府に対する貸付	1,225,025	1,728,304
評価調整額	(119,451)	(181,644)
	2,653,496	2,494,053
「その他の居住者部門」に含まれる残高：		
不良資産	23,159	25,810
その他の公共機関に対する貸付	2,329,563	2,222,743
国家により保証されているその他の部門に対する貸付	199,263	169,975
	2,551,985	2,418,528
国家により保証されている取引合計	5,205,481	4,912,581

2019年および2018年12月31日現在の「中央政府に対する貸付」（評価額調整は含まない。）の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
国家およびその自治機関に対する貸付	1,545,772	943,181
国庫からの受取勘定	2,149	4,212
	1,547,921	947,393

「国庫からの受取勘定」は、当公庫が国庫に支払った金額を含み、仲介貸付の金利差を調整するための助成金として有効に返戻されていない金額である。これらの金額の残高は額面価格で表示され、利息は一切付されない。

2019年および2018年における公共部門機関による損益に寄与した利息および類似収益は以下の通りである（注記24を参照のこと。）。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
中央政府	4,408	6,032
地方自治政府	11,550	13,980
その他の公共部門機関	20,805	20,303
	36,763	40,315

2019年および2018年12月31日現在、「顧客向貸付金」に分類される貸付元本（評価調整額を含む。）の満期別詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
満期別：		
1年以内	1,192,265	1,531,496
1年超2年以内	824,422	1,010,704
2年超3年以内	1,659,035	1,130,047
3年超4年以内	1,145,859	1,489,899
4年超5年以内	1,082,018	1,104,905
5年超	5,152,948	4,642,105
	11,056,547	10,909,156

2019年および2018年12月31日現在の顧客向貸付金の平均年利はそれぞれ1.45%および1.39%発生した。

2019年12月31日現在、当公庫の損益計算書には、「貸付および受取債権」の項目に含まれる資産の償却から生じる金融取引につき損益は計上されなかった（2018年12月31日現在も計上されなかった。）（注記29を参照のこと。）。

注記11 デリバティブヘッジ

添付の連結貸借対照表のこの項目には、注記2.3記載の説明に従った公正価額でのヘッジ商品が計上されている。

契約済みのデリバティブ取引およびヘッジ項目は、基本的には以下の通りである。

- 主にグループが発行するEuribor以外のレートで計算される金融商品をヘッジする金利スワップ
- 複数の金融商品に関連する公正価額とキャッシュフローの変動をカバーする為替ヘッジ

デリバティブの公正価額を決定するために使用する評価方法は、金利デリバティブや為替リスク・デリバティブを評価する割引キャッシュフロー法である。

2019年および2018年12月31日現在「デリバティブヘッジ」の項目に記載されている金融デリバティブの名目価値および公正価額は、相手方別およびリスク別（すべて非組織店頭市場において契約された。）で以下の通りである。

		(単位：千ユーロ)				
		名目価値		資 産		負 債
		2019年	2018年	2019年	2018年	2019年
						2018年
ヘッジ別：						
公正価額ヘッジ		8,835,564	7,296,142	363,635	460,472	197,810
キャッシュフロー・ヘッジ		3,370,415	2,992,279	29,718	25,383	42,435
		12,205,979	10,288,421	393,353	485,855	240,245
						253,805
商品別：						
スワップ		12,205,979	10,288,421	393,353	485,855	240,245
		12,205,979	10,288,421	393,353	485,855	240,245
						253,805
相手方別：						
信用機関		12,205,979	10,288,421	393,353	485,855	240,245
その他の信用機関		-	-	-	-	-
その他の部門		-	-	-	-	-
		12,205,979	10,288,421	393,353	485,855	240,245
						253,805
リスク別：						
為替リスク		5,699,100	5,551,535	225,919	263,298	197,810
金利リスク		6,506,879	4,736,886	167,434	222,558	42,435
		12,205,979	10,288,421	393,353	485,855	240,245
						253,805

2019年および2018年12月31日現在、注記2.2.3で規定されるレベルに基づき公正価額で評価されるデリバティブヘッジの分類は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)					
	2019年			2018年		
	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル
資産デリバティブ	-	393,353	-	-	485,855	-
負債デリバティブ	-	240,245	-	-	253,805	-

これらの項目の公正価額は、2019年および2018年を100%として計算されており、貨幣のインプリシット・カーブを参照している。

2013年1月1日付でIFRS第13号が効力発生したことにより、当公庫は相手方および当公庫によるデリバティブ金融商品評価額、リスク評価調整額を含んでいる（注記7および注記30を参照のこと。）。

[次へ](#)

注記12 合併企業および関連企業への投資

2019年および2018年中の連結貸借対照表における本項目の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)
	関連企業
2018年1月1日現在残高	58,860
追加額	2,422
引出額	-
その他の変動	(424)
減損	-
2018年12月31日現在残高	60,858
追加額	
引出額	(2)
その他の変動	4,203
減損	
2019年12月31日現在残高	65,059

2019年および2018年12月31日現在投資および関連する主要な情報は、別紙 に記載されている。

本項目の「その他の変動」は、連結調整を含んでいる。2019年において、被投資会社に対する投資が減少した（2018年において、当グループの被投資会社の一つにおける株式が増加した）。

注記13 有形固定資産

2019年および2018年の有形固定資産の変動およびこれに関連する累積償却額は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	自己使用の建物	設備、車両 その他の固定資産	不動産投資	合計
費用				
2019年1月1日現在の残高	114,071	15,970	-	130,041
追加額	515	363		878
処分額その他の償却額	-	(233)		(233)
2019年12月31日現在の残高	114,586	16,100		130,686
累積償却額				
2019年1月1日現在の残高	33,147	8,134	-	41,281
割当	1,815	199		2,014
移転額その他の変動額		(233)		(233)
2019年12月31日現在の残高	34,962	8,100		43,062
減損損失				
2019年12月31日現在		651		651
有形固定資産純額				
2019年12月31日現在の残高	79,624	7,359		86,973
費用				
2018年1月1日現在の残高	113,980	15,838	-	129,818
追加額	91	132	-	223
処分額その他の償却額	-	-	-	-
2018年12月31日現在の残高	114,071	15,970	-	130,041
累積償却額				
2018年1月1日現在の残高	31,374	7,816	-	39,190
割当	1,773	318		2,091
移転額その他の変動額	-	-	-	-
2018年12月31日現在の残高	33,147	8,134	-	41,281
減損損失				
2018年12月31日現在	-	651	-	651
有形固定資産純額				
2018年12月31日現在の残高	80,924	7,185	-	88,109

2019年12月31日現在、総額約18,489千ユーロ（2018年12月31日現在は16,912千ユーロ）で全額償却された自己使用目的の有形固定資産があった。

当グループの親会社である当公庫の方針に従い、すべての有形固定資産は2019年および2018年12月31日現在、保険が付保されている。

2004年スペイン中央銀行通達第4号の暫定規則第1、B)6項によれば、有形固定資産の公正価額による評価が認められている。この評価調整を実行するため、当グループは運用資産について関連する評価を実施し、それにより当グループの有形固定資産の価値は53,106千ユーロ増加した。租税効果控除後のこれらのキャピタルゲインに対し再評価準備金が設定された。再評価された簿価はその時点で帰属費用として充当される。

2019年12月31日現在、再評価準備金は20,858千ユーロ（2018年12月31日現在は23,591千ユーロ）であった（注記20を参照のこと。）。

下記の表は2019年および2018年12月31日現在の当グループの一部の有形固定資産の公正価額を当時の簿価とともに区分毎に表したものである。

	(単位：千ユーロ)			
	2019年		2018年	
	簿価	公正価額	簿価	公正価額
自己使用目的の有形固定資産	86,973	108,474	88,109	113,981
建造物	79,624	101,164	80,924	106,796
その他	7,359	7,310	7,185	7,185
不動産投資	-	-	-	-
建設中不動産	-	-	-	-

上記の有形固定資産の公正価額は、下記に従って見積もられた。

- スペイン中央銀行承認の価格による評価の更新がされなかった資産については、事業体により類似した資産の価格傾向の市場データに基づき公正価額が見積もられた。
- スペイン中央銀行承認の価格による評価の更新がなされた資産については、2003年省令第805号の評価方法に従い公正価額が見積もられた。

すべての自己使用目的不動産は、2019年および2018年12月31日付で、承認された鑑定人であるスペイン中央銀行により比較方法を用いて評価された。

注記14 無形資産

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表における無形資産は、もっぱら「その他の無形資産」の項目に分類される。

	推定耐用年数	(単位：千ユーロ)	
		2019年	2018年
耐用年数(無期限)	-	-	-
耐用年数(期限付)	3年から10年	43,790	41,971
総計		43,790	41,971
内訳：			
内部開発	3年	38,341	36,597
その他	10年	5,449	5,374
累積償却額		(34,731)	(32,829)
減損損失		(2,137)	(2,137)
		6,922	7,005

2019年および2018年12月31日現在のすべての無形資産はコンピューターのソフトウェアに関連するものである。2019年12月31日現在の全額償却された無形資産は31,002千ユーロ（2018年12月31日現在は26,574千ユーロ）であった。

注記15 税金資産および税金負債

2019年および2018年12月31日現在の税金資産および負債の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	資産		負債	
	2019年	2018年	2019年	2018年
当期税金：	8,557	2,985	1,005	957
法人税(注記23)	8,510	2,737	-	-
VAT	47	248	183	33
個人所得税(源泉)	-	-	479	462
社会保障負担	-	-	343	462
繰延税金：	95,053	98,001	32,943	22,897
信用供与、貸付および割引に係る減損損失	69,259	66,529	-	-
キャッシュフロー・ヘッジの評価(注記21)	25,794	31,472	-	-
資産の再評価	-	-	15,932	15,932
売却目的保有の金融資産の再評価(注記21)	-	-	17,011	6,965
	103,610	100,986	33,948	23,854

2019年および2018年の繰延税金資産および負債の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	資産		負債	
	2019年	2018年	2019年	2018年
期首残高	98,001	134,319	22,897	14,512
信用供与、貸付および割引に係る減損損失	2,730	(13,119)	-	-
キャッシュフロー・ヘッジ評価額(注記21)	(5,678)	(23,199)	-	-
資産の再評価	-	-	-	-
売却目的保有の金融資産の再評価(注記21)	-	-	10,046	8,385
期末残高	95,053	98,001	32,943	22,897

注記16 その他の資産および負債

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表における本項目の詳細は以下の通りである。

その他の資産	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
その他の資産	5,344	3,346
付加利子	30,799	31,519
	36,143	34,865

「付加利子」の項目には、供給者支払のための融資基金、自治区流動性基金および自治体向け融資基金の業務管理についての当グループの親会社である当公庫の受取手数料およびその他が含まれている（注記1.1を参照のこと。）。2019年において、IC0の受取手数料総額は年間25百万ユーロ（2018年12月31日現在も25百万ユーロ）であり、これらの金額は損益計算書の「手数料収入」にも計上されている（注記28を参照のこと。）。

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表の「その他の負債」の項目の残高は以下の通りである。

その他の負債	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
その他の負債	560	1,445
付加利子	7,277	4,926
	7,837	6,371

「付加利子」の項目には、「2019年ラペル仲介融資枠」の3,206千ユーロ（2018年は1,500千ユーロ）に基づき信用機関に支払われる未収の受取手数料が含まれている。

注記17 売却目的保有の非流動資産

「売却目的保有の非流動資産」の総額は、担保権実行資産を含む。2019年12月31日現在および2018年12月31日現在本項目に記載されている担保権実行資産のうち、不動産開発およびその他の不動産開発事業に関連した資金調達に起因するものはない。

2019年および2018年の貸借対照表に記載される本項目の残高の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)		
	費用	減損	合計
2018年1月1日現在残高	72,443	(72,421)	22
追加額	125	(147)	(22)
引出額 / 使用額	(245)	245	-
移転額	-	-	-
2018年12月31日現在残高	72,323	(72,323)	-
追加額	934	-	934
引出額 / 使用額	(5,572)	(4,638)	(934)
移転額	-	-	-
2019年12月31日現在残高	67,685	(67,685)	-

2019年および2018年12月31日現在の「売却目的保有の非流動資産」の総額のうち48,678千ユーロは、完全に引当金を計上した単一の資産と対応する。

2019年には、これらの非金融資産に対し、316千ユーロ（2018年は148千ユーロ）の減損の割当が計上されている。

2019年には、売却目的保有の非流動資産の売却益として2,910千ユーロが計上されている（2018年の売却益はなし）。

当公庫の取締役会はこれらの資産に対して投資の引上げ計画を毎年承認している。

2017年スペイン中央銀行通達第4号の規則60記載の通り、売却目的保有の非流動資産は、居住用、産業用および商業用別に、都市部における土地および都市化から分断された未開地ならびに建物と幅広く分類される。以下の表は、評価会社、資産評価の方法および会社 / 代理店の評価額が示されている。

産業用建物		
最終評価額（単位：千ユーロ）	評価会社	評価方法
2,296	GESVALT	費用および比較
2,296		
居住用建物		
最終評価額（単位：千ユーロ）	評価会社	評価方法
429	GRUPO TASVALOR	比較
5	VALTECNIC	比較
410	EUROVAL	比較
12	TINSA	比較
109	JUDICIAL	比較
85	ALIA TASACIONES	費用および比較
194	GRUPO TASVALOR	費用および比較

1,244

第三次利用建造物

最終評価額（単位：千ユーロ）	評価会社	評価方法
809	EUROVAL	比較
11	GRUPO TASVALOR	比較
90	GRUPO TASVALOR	費用
44	GRUPO TASVALOR	動的残余
954		

未開地

最終評価額（単位：千ユーロ）	評価会社	評価方法
54	GRUPO TASVALOR	比較
42	ALIA TASACIONES	比較
1	EUROVAL	比較
8	JUDICIAL	比較
25	GRUPO TASVALOR	費用および比較
59	EUROVAL	賃貸料の更新
57	GRUPO TASVALOR	賃貸料の更新
6	GRUPO TASVALOR	その他
177	JUDICIAL	その他
429		

都市部における土地および開発可能用地

最終評価額（単位：千ユーロ）	評価会社	評価方法
862	GRUPO TASVALOR	比較
20	GRUPO TASVALOR	静的残余
9,173	GRUPO TASVALOR	動的残余
6	EUROVAL	動的残余
31	GESVALT	動的残余
50	GRUPO TASVALOR	その他
10,142		
合計	15,065	

注記18 償却原価で評価した金融負債

連結貸借対照表の本項目の残高を構成する項目の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
相手方別：		
中央銀行への預金(注記18.1)	499,902	-
信用機関への預金(注記18.2)	8,477,599	9,447,789
顧客による預金(注記18.3)	699,313	988,040
発行済債券(注記18.4)	15,734,424	19,147,495
その他の金融負債(注記18.5)	401,952	711,847

25,813,190	30,295,171
------------	------------

18.1 中央銀行への預金

2019年において、ICOは欧州中央銀行のTLTRO を採用した。本項目の金額はかかる運用に対応している（2018年の残高はなし）。

18.2 信用機関への預金

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表における本項目の部門別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
種類別：		
欧州投資銀行からの借入金	7,295,224	8,196,933
銀行間借入金	89,463	152,200
その他の信用機関からの借入金	1,020,921	1,025,509
評価調整額 - 付加利子	71,991	73,147
	8,477,599	9,447,789

銀行間預金は、2019年および2018年12月31日現在から起算して1年未満以内にそれぞれ期限が到来する。

欧州投資銀行からの借入金の最終償還期限は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
1年以内	1,863,362	1,819,950
1年超2年以内	1,815,493	1,857,299
2年超3年以内	1,379,171	1,814,061
3年超4年以内	606,633	1,177,833
4年超5年以内	581,375	583,326
5年超	1,049,190	944,464
	7,295,224	8,196,933

「その他の信用機関からの借入金」の償還期限の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
1年以内	193,410	193,395
1年超2年以内	322,914	186,616
2年超3年以内	142,490	339,168
3年超4年以内	78,824	140,783
4年超5年以内	78,824	48,912
5年超	204,459	116,635
	1,020,921	1,025,509

18.3 顧客による預金

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表における本項目の部門別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
相手方別：		
公的機関	626,974	917,067
その他の居住者部門(1)	72,329	70,534
その他の非居住者部門	-	-
評価調整額 - 付加利子	10	439
	699,313	988,040

(1) うち、2019年および2018年12月31日現在、58,699千ユーロおよび66,403千ユーロはそれぞれ要求払預金であった。

2019年および2018年12月31日現在、「公的機関」の項目に記載された残高の種類別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
相互金利調整契約(C.A.R.I.)	3,563	2,920
公的機関の経常勘定およびその他の項目	623,411	914,147
	626,974	917,067

18.4 発行済債券

2019年および2018年12月31日現在の本項目の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
発行済債券	15,499,902	18,724,473
評価調整額(*)	234,522	423,022
	15,734,424	19,147,495

(*) ヘッジ会計に対する取引費用および価格調整を含む。

2019年および2018年中の本項目の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
期首残高	18,724,473	22,124,860
発行数	23,787,604	37,621,464
減価償却費	(27,071,203)	(41,277,094)
為替差損益	59,028	255,243
期末残高	15,499,902	18,724,473

以下の表は、2019年および2018年12月31日現在の未払発行済債券の主な特徴を、通貨、利率および最終償還期日で示したものである。

発行数							(単位：千ユーロ)	
2019年	2018年	通貨	償還期日	年利率	2019年	2018年		
1	3	ノルウェー・クローネ	2021年	4.28% - 5.36%	50,690	119,668		
1	1	カナダ・ドル	2020年	4.53% - 5.00%	171,256	160,205		
52	43	米ドル	2021年	複数	4,895,865	4,904,683		
55	78	ユーロ	2026年	複数	9,717,570	13,065,734		
2	3	スイス・フラン	2024年	2% - 3.25%	276,373	266,195		
2	1	豪ドル	2023年	1.95%	236,053	58,237		
1	1	スウェーデン・クローネ	2022年	0.963%	47,862	48,758		
3	4	円	2030年	0.52% - 2.9%	104,233	100,993		
					15,499,902	18,724,473		

各発行の内容は、当グループの親会社である当公庫公式サイト（www.ico.es）の「投資 - 発行債券情報」のページで参照することができる。

2019年にユーロ建ておよびその他通貨建ての債券の金融費用の総額は損益計算書の「利息および類似費用」の項目に計上されており、金額は544,513千ユーロであり、その平均年利は2.63%（会計ヘッジを考慮すると1.31%）であった。2018年の金融費用は660,524千ユーロであり、その平均年利は3.48%（会計ヘッジを考慮すると1.49%）であった（注記25を参照のこと。）。

2019年現在、一定の償却原価で評価した金融負債（IC0により発行された債券）の買戻しから生じる金融取引につき、損益は計上されなかった。2018年に同様の事項に基づき計上された損失は、941千ユーロであり（かかる金額は、かかる排出を補填するために買戻しに関連したデリバティブの消却の

結果を含む。）、これは「公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益」の項目に計上されている（注記29を参照のこと。）。

18.5 その他の金融負債

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表における本項目の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
国庫準備金	368,533	444,479
その他	33,419	267,368
	401,952	711,847

「国庫準備金」には、当グループが受領し、各項目に適用される条件に従い返済する資金が含まれる。これらの各資金に関連する与信枠の詳細については、当公庫のウェブサイト（www.ico.es）を参照のこと。

最も重要な与信枠に関連する資金は以下のものである。

- 「Línea FOMIT」 - Renove Turismo (FOMIT - 観光与信枠)：かかる与信枠は、インフラおよび観光地の修復および近代化を目指す金融計画への資金援助を提供する。
- 「Línea Avanza」：かかる与信枠は、ICOとともに、市民および企業による新情報技術（ブロードバンドおよびそれに必要な技術的サポート）の利用のための支援および資金を供給する。かかる対象に応じて、TIC向貸付金（中小企業）、若者および大学生向貸付金（特定グループ）ならびにデジタル顧客向貸付金（一般的な市民）が実施される。
- 「Línea Préstamos Renta Universidad」：かかる与信枠は、2011年から2012年までの博士号または修士号の大学院過程における将来所得を保証する。
- 「Línea Futur E」：かかる与信枠は、エネルギーの合理的使用、再生可能エネルギーの使用、水の使用量の削減および廃棄物管理の観点に立ちスペインにおけるツーリズムの基盤を固めるため、持続可能な観光を支えるためのプロジェクトに対する動機を提供し、持続可能性および環境へ配慮からの観点から現在のツーリズムを再構築する手助けをし、環境および持続的発展に関連した要素に着眼するものである。

ICOによる市場資金調達を通して資金供給される他の当グループの仲介枠とは異なり、これらの業務に指定された財政資金は、関連省庁の代理で当公庫が開設した勘定に、国家より直接資金供給される。これらの資金残高は、（上記与信枠の残高を反映する。）関連する経常収支の金額および残高が与信枠供給のために当公庫が受領する金額と常に同額であるために、「貸付および受取債権」（純額、未償却）としても記載される公式の取引により供給される金額と常に一致する。

2019年および2018年12月31日現在のこれらの資金の残高は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
FOMIT - Renove Turismo	118,485	169,545
Avanza	-	439
Préstamos Renta Universidad	120,585	142,325
Futur E	18,074	43,334
その他	144,808	88,836
	401,952	444,479

「その他」の項目には、ICOおよびERDFからの資金を含む中小企業および自営業に対する特定の仲介貸付枠への融資のためのICO・イノベーション・ファンド2013-2015年の設立に相当する金額（2018年12月31日現在において248,607千ユーロ）が含まれる。このテクノロジカル・ファンドは清算の対象となり、2019年において2,595千ユーロの利益が生じ、損益計算書の「受取手数料」の項目に計上されている。

注記19 引当金

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表における本項目の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
年金および年金類似債務引当金	579	919
偶発リスクおよび不確定約定額の引当金	7,778	1,442
その他の引当金	295,183	277,834
	303,540	280,195

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表における「その他の引当金」の項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
1995年勅令第12号に基づく基金	182,610	175,583
流動性特別貸付金に係る引当金（注記10.2.2）	92,477	90,752
BBVAからの回収額のための資金	218	284
プレステージ船事故補償資金	8,934	9,031
AIEの株式損益補償のための資金（注記10.3）	9,515	890
その他の資金	1,429	1,294
	295,183	277,834

1995年勅令第12号に基づく基金

1995年12月28日勅令第12号（1995年12月30日の官報（BOE）に掲載され、1996年1月1日より効力が生じる。）は、信用機関に関して現在有効な規則に従い、閣僚会議決議（1987年12月11日）のセクション4.1で言及される国家借入金から得られる資金を充当することにより、注記1に記載する業務から将来履行が疑わしいまたは貸倒れの発生する可能性のある貸付金に関し、引当金に繰入れるために、IC0が最大で総額150,253千ユーロのファンドを設定することを規定した。租税、行政および社会秩序措置に関する1997年12月30日法律第66号追加条項第4条は、これらの規則の適用にかかわらず、一般国家予算における特定の補償を受けないことを条件として、閣僚会議またはCDGAEが、通常の業務において発生する債務不履行に、1995年勅令第12号に基づき設定される特別引当金ファンドを充当する権限をIC0に付与することを規定した。当該ファンドは、「その他の引当金」の項目で1996年に設立された。

取引条件に基づき当該ファンドへの充当を要するこれらの貸付金および取引は、当該ファンドの費用の形で計上されている。したがって、当公庫の損益計算書に影響はない。

当該ファンドで補填される貸付金は、同ファンドによりすでに引当が行われているため、一般および特別貸倒引当金の計算には算入されない。

当該ファンドは、初回の割当に加え、IC0が得た利益や国による損失の引受や補填の実行または承認による利益から、または信用に影響を与える適切な制度取引を通しての、将来の割当をも期して設定されている。同様に、当該ファンドは、引当金が計上されているかまたは不履行が宣言され、当該ファンドに対して請求される借入金から得られる回収額（2019年は4,388千ユーロ、2018年は3,084千ユーロであった。）ならびに当該ファンドに割り当てられる資金の運用からの収益（2019年はマイナス377千ユーロ、2018年はマイナス468千ユーロであった。）で設定されている。

一般国家予算に関する1996年12月30日法律第12号の規定に従い、1997年に追加の150,253千ユーロが一般国家借入金を充当することにより当該ファンドに割り当てられた。

2004年、総額249,500千ユーロの割当が2004年7月30日の閣僚会議決議に従ってIC0に付与された国家借入金に対して充当された。

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表における「その他の引当金」の項目に計上された資金の2019年および2018年の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)
	2018年1月1日現在の残高
利息の資本組入れ	177,926
国による拠出金	(468)
	-

2017年のIC0による使用結果	-
貸付金の回収(元本および利息)	3,084
使用額	(4,959)
2018年12月31日現在の残高	175,583
利息の資本組入れ	(377)
国による拠出金	-
2018年のIC0による使用結果	3,136
貸付金の回収(元本および利息)	4,388
使用額	(120)
2019年12月31日現在の残高	182,610

2019年においては、2018年のIC0の純利益の一部として、特別拠出金3,136千ユーロが計上された。

BBVAからの回収額のための資金

当グループの親会社である当公庫は、「BBVAからの回収額のための資金」の項目に関し、2001年と2002年に租税、行政および社会秩序措置に関する2001年12月27日法律第24号追加条項第11条を適用した。これにより、旧政府金融機関が付与し、政府が保証した一定の貸付および保証によって国が当公庫に対して負担することとなった金額を消却するために当公庫の株式の一部を割り当てた。

しかし、IC0は、この消却処理による影響を受けた業務管理によりかかる貸付に関する回収金を引続き受領することとなったが、慎重な会計原則に従い、当該回収金は通常、損益計算書の利益として認識されない。2019年に利益として計上されたものについては、218千ユーロ（2018年12月31日現在は284千ユーロ）の引当金がある。

プレステージ船事故補償資金

プレステージ船事故補償資金は、2002年11月22日勅令第7号に基づいており、かかる特別引当金ファンドに従い、プレステージ船事故補償貸付金による不良債権額に、1995年勅令第12号に基づく特別引当金ファンドを充当する権限を与えるものである。

AIEの株式損益補償のための資金

AIEの株式損益補償のための資金の項目には、経済利益グループを介して行われた取引による利益を運用成績に対して調整する引当金が含まれる（注記10.3を参照のこと。）。この引当金は、利益勘定の法人税の項目として認識され、2019年および2018年において、それぞれ8,626千ユーロおよび7,848千ユーロとなった（注記23を参照のこと。）。

本項目の引当金の2019年および2018年の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)				
	税金引当金	年金および年金類似債務の基金	リスクおよび不確定約定額の引当金	その他の引当金	合計
2018年1月1日現在の残高	-	423	1,197	303,045	304,665
割当(1)	-	496		1,263	1,759
回収	-	-	(104)	-	(104)
資金の使用	-	-		(17,248)	(17,248)
2017年通達第4号の初回適用	-	-	349	-	349
移転およびその他の変動(2)	-	-	-	(9,226)	(9,226)
為替差損益	-	-	-	-	-
2018年12月31日現在の残高	-	919	1,442	277,834	280,195
割当(1)	-	-	6,963	281	7,244
回収	-	(340)	(623)	(377)	(1,340)
資金の使用	-	-	-	(87)	(87)
移転およびその他の変動(2)	-	-	-	17,532	17,532
為替差損益	-	-	(4)	-	(4)
2019年12月31日現在の残高	-	579	7,778	295,183	303,540

(1) 2019年の損益計算書に計上された回収額には、当該ファンド自身の報酬に関して発生する利息の資本組入れのための特別引当金ファンド（1995年勅令第12号に基づく基金）への支払に関連して、377千ユーロ（2018年は468千ユーロ）が含まれる。割当には、148千ユーロ（2018年は1,412千ユーロ）に上るIC0のリスク（注記10.2.2を参照のこと。）に伴う当公庫の流動性枠のための引当金が含まれる。

(2) 2019年12月31日現在の移転およびその他の変動には、主にIC0のリスクに係る仲介貸付枠からの回収（1,577千ユーロ）（注記10.2.2を参照のこと。）、拠出金および回収に係る1995年勅令第12号に基づく基金への貸付（7,425千ユーロ）（注記19を参照のこと。）ならびにAIEにおける投資からの利益報酬に対するファンドのための引当金（8,625千ユーロ）（注記23を参照のこと。）が含まれる。

2018年12月31日現在の本項目は、AIEにおける投資からの利益報酬に対するファンドの法人税費用の回収（7,848千ユーロ）（注記23を参照のこと。）および準備金に計上される偶発債務積立資金の回収（10,000千ユーロ）（注記20を参照のこと。）を主に含んでいる。

注記20 資本

連結貸借対照表の「資本」の項目の2019年および2018年の期首および期末の簿価の調整は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)					
	資本	再評価準備金	その他の準備金	損益	合計
2018年1月1日現在の残高	4,313,067	23,591	996,115	103,100	5,435,873
利益の分配	-	-	41,946	(103,100)	(61,154)
その他の準備金の変動	-	-	(105,118)	-	(105,118)
当期損益	-	-	-	75,671	75,671
その他の変動	677	-	(2,003)	-	(1,326)
2018年12月31日現在の残高	4,313,744	23,591	930,940	75,671	5,343,946
利益の分配	-	-	28,608	(75,671)	(47,063)
その他の準備金の変動	-	(2,733)	(9,743)	-	(12,476)
当期損益	-	-	-	109,378	109,378
その他の変動	289	-	-	-	289
2019年12月31日現在の残高	4,314,033	20,858	949,805	109,378	5,394,074

2019年12月31日現在、「その他の準備金の変動」の項目には、2018年の利益分配の一部として、3,136千ユーロの1995年勅令第12号に基づく基金への拠出金が含まれる（注記19を参照のこと。）。当該項目には、マイナス14,789千ユーロの金融資産（持分証券）の清算による損益も含まれる（注記9を参照のこと。）。

2001年12月27日法律第24号に基づき、「その他の変動」の項目には、2019年の289千ユーロ（2018年は677千ユーロ）の資本への年間拠出額が主に含まれる。当該法律の追加条項第11条に従い、旧政府金融機関および当公庫によって供与された、一定の貸付および保証の結果、ICOとともに国家が負担する債務の取消により回復した当該資金は、当公庫の資本の一部となる。

20.1 完全または比例連結企業における準備金

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表における「資本 - 準備金 - 累積準備金」の項目における残高の連結企業別の内訳は以下の通りである。そのうち一部は、連結時に発生し、再評価準備金を除く、連結財務書類において完全または比例連結企業別の残高である。

(単位：千ユーロ)		
	2019年	2018年
AXISパルティシパシオネス・エムプレサリアレスS.A.	9,103	8,236
スペイン開発金融公庫	922,440	908,349
	931,543	916,585

20.2 持分法適用会社における準備金

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表における「資本 - 準備金 - 持分法適用会社の準備金」の項目における残高の連結企業別の内訳は以下の通りである。そのうち一部は、連結時に発生し、連結財務書類において持分法適用会社別の残高である。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・フィナンシアシ オン・デル・デサロージョS.A.(COFIDES)	18,208	16,641
コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・レアフィアン ツァミエントS.A.(CERSA)	54	(2,311)
その他の企業	-	25
	18,262	14,355

注記21 その他の累積包括利益（評価調整額）

本項目の総額および租税効果の残高は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)					
	2019年			2018年		
	総額	租税効果 (注記15)	純額	総額	租税効果 (注記15)	純額
その他の包括利益を通じて 公正価額で評価した金融資 産(注記9)	56,704	(17,011)	39,693	23,219	(6,966)	16,253
資産および負債のキャッ シュフロー・ヘッジ	(85,980)	25,794	(60,186)	(104,907)	31,472	(73,435)
合計	(29,276)	8,783	(20,493)	(81,688)	24,506	(57,182)

本項目の残高は、連結貸借対照表における「売却可能金融資産」および「評価額 - キャッシュフロー・ヘッジ・デリバティブ」の勘定に関連するものである。一つ目の勘定では、注記2.2.4に従い、当グループの資本の一部に含まなければならない、売却可能と分類される資産の公正価額の変動額（純額）を計上する。二つ目の勘定では、キャッシュフロー・ヘッジ商品の公正価額の変動額（純額）を計上する。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
期首残高	(57,182)	(130,880)
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融 資産の公正価額の変動(注記9)	23,440	16,177
損益を通じて公正価額で評価した金融資産への再分 類	-	3,594
キャッシュフロー・ヘッジ	13,249	53,927
期末残高	(20,493)	(57,182)

注記22 付与された保証および不確定約定額

貸借対照表上の本項目は、通常の業務における約定額（付与された保証）および第三者が使用可能な額（不確定約定額）に応じて、支払義務を負う第三者が支払わなかった場合、当該第三者に代わり当グループが支払うべき金額を記載している。

以下は2019年および2018年12月31日現在の本項目の内訳である。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
付与された保証		
金融保証	449,279	475,124
	449,279	475,124
付与された不確定約定額		
第三者向け：		
信用機関	269,436	513
公的機関部門	2,038,054	2,000,198
その他の居住者部門	348,401	349,694
非居住者部門	222,881	268,656
その他の不確定約定額	101,081	89,502
引受済未払支出額：	552,000	504,000
	3,531,853	3,212,563
	3,981,132	3,687,687

保証商品（保証およびその他の担保）からの収益は、連結損益計算書の「受取手数料」の項目に計上され、契約で定められた利率を保証の額面価額に適用することによって算出される。

注記23 租税

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表の「税金負債」の項目には、当公庫に適用される税金に関する負債が含まれている。

予算、租税、財政および雇用に係る緊急措置に関する1993年2月26日勅令第3号の規定に従い、当グループの親会社である当公庫は1993年から1996年まで法人税の支払を免除されていた。当公庫は、法人税に関する1995年12月27日法律第43号暫定条項第13条に従い、1997年および1998年に関しても同税を免除され、1999年からは一般法人税が課税されている。

法人税上の課税標準に対する2019年および2018年の当グループの親会社としての当公庫の会計利益の調整は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
税引前簿価利益	149,253	112,907
永久差異		
支払外国税	704	478
帰属不能な会計利益 / 費用	3,233	5,102
被投資会社により生じる税務上の欠損金の繰越	(37,109)	41,259
過年度からの損金算入	-	-
	116,081	159,746
一時差異：		
減損および控除不能引当金	37,598	28,237
他年度発生一時差異の反転	(35,116)	(71,964)
	2,482	(43,727)
過年度の税務評価の補償	-	(16,691)
税務評価	118,563	99,328
税金総額(30%)	35,569	29,798
控除および引当金	(577)	(379)
源泉徴収税および中間納付	(43,502)	(32,156)
支払税額(注記15)	(8,510)	(2,737)
法人税費用	34,248	47,545
割当被投資会社ベースの法人税費用の調整額 (注記19)	8,626	(7,848)
その他の調整額	(562)	-
当期法人税費用	42,312	39,697

当該年度において、IC0が様々な割合で出資している経済利益グループからの税務上の欠損金の繰越が組み込まれた（2019年12月現在は37,109千ユーロ（2018年12月現在は41,259千ユーロの税務上の剰余金配分））。欠損金は、各グループ会社が提供した情報に基づき割り当てられた。これらの項目は、経済利益グループの貸借対照表の期末と同年度に認識されることになっている。

2019年度末現在、相殺可能な税務上の欠損金の繰越はなかった。

2019年および2018年に適用された税制優遇措置の控除はなかった。国際二重課税（支払税額）の控除額はそれぞれ577千ユーロおよび379千ユーロに上った。2019年度末現在、国際二重課税に対する控除はない。

特別事由による固定資産の減価償却方法に変更はなかった。

当公庫の確定申告およびその他の税金債務は、直近4年間税務当局による閲覧が可能である。

基本的に法人税の免除期間後に新たに発生する法人税負債に関し、一定の取引に適用される税規則の解釈によっては一定の偶発税金負債が存在する場合がある。ただし、当公庫の税務担当者の判断では、かかる負債が発生する可能性は少なく、いかなる場合においてもこれにより生じる税金債務が添付の年次財務書類を大幅に影響することはないものと見込まれる。

注記24 利息および類似収益

構成する項目に基づく2019年および2018年の利息および類似収益の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産	6,579	8,189
償却原価で評価した金融資産	329,924	373,639
デリバティブ、ヘッジ会計	(9,470)	(11,634)
その他の資産	22	820
負債からの利息および類似収益	20,047	25,920
	347,102	396,934

注記25 利息および類似費用

2019年および2018年の損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
償却原価で評価した金融負債	670,126	798,172
デリバティブ、ヘッジ会計	(302,175)	(323,553)
その他の負債	-	-
資産からの利息および類似費用	7,207	18,833
	375,158	493,452

注記26 配当金収益

本概念による収益はすべて変動収益ポートフォリオに対応しており、2019年における当該収益は存在しない(2018年もなし)。

注記27 持分法適用会社の損益

連結損益計算書の本項目に含まれた持分法適用会社利益の合計額は、2019年および2018年においてそれぞれ2,266千ユーロおよび1,915千ユーロに上昇した。別紙 には、株式についての詳細ならびに2019年および2018年12月31日現在の最も関連性の高いデータが含まれている。

注記28 受取手数料および支払手数料

連結損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
受取手数料		
偶発リスク	2,015	1,599
受取可能手数料	962	2,608
その他の手数料	52,530	53,116
	55,507	57,323
支払手数料		
署名リスク	(700)	(678)
その他の手数料	(6,903)	(8,168)
	(7,603)	(8,846)
手数料純額	47,904	48,477

2019年12月31日現在、手数料収入の「その他の手数料」の項目は、FFPPおよびFLAの管理手数料に関連する25,000千ユーロ（2018年12月31日現在も25,000千ユーロ）を含む（注記16を参照のこと。）。

注記29 損益を通じて公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益（純額）

構成する項目に基づく連結損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産(注記9)	-	1,695
償却原価で評価した金融資産、貸付および受取債権(注記10.3)	-	-
償却原価で評価した金融資産、負債性証券(注記10.1)	10,365	-
償却原価で評価した金融負債(注記18.4)	-	(941)
	10,365	754

2019年において、当グループは、ユーロ残高においてよりバランスのとれた満期構造および金利の更改を実現するため、当グループの事業モデルに基づき（また当該モデルにおいて設定された制限に従い）償却原価で評価した金融資産（公債）を売却した。処分された金融資産の額面価額は368百万ユーロであり、10,365千ユーロの売却益が生じた。

注記30 売買目的保有の金融資産および金融負債による損益（純額）

構成する項目に基づく連結損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
売買目的保有のデリバティブ(注記7)	591	1,023
	591	1,023

IFRS第13号の施行後（2013年1月1日）、当グループはデリバティブ証券の評価につき、相手方のリスクおよび資本信用リスク（CVA-DVA）に対応する調整を組み込まなかった。2019年12月31日現在、本項目において行われた調整（この項目を含む。）は、プラス4,030千ユーロに上った（2018年12月31日現在ではマイナス195千ユーロ）。

注記31 損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産および金融負債による損益（純額）
損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
損益を通じて公正価額で評価した持分証券(注記8)	1,984	710
	1,984	710

注記32 ヘッジ会計から生じる損益（純額）
損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
ヘッジデリバティブ(注記11)	56,472	56,104
	56,472	56,104

本項目は、ヘッジする要素およびヘッジされた要素の公正価額の変動からの利益を含んでいる。

注記33 その他の営業収益およびその他の営業費用
連結損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

その他の営業収益	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
不動産開発による収益	750	910
その他(*)	1,281	230
	2,031	1,140

(*) 主に備品の返品により回収された費用およびBBVAによる資産管理に対して支払われた前払金が含まれている。

その他の営業費用	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
その他	(211)	(3)
	(211)	(3)

注記34 人件費
2019年および2018年の連結損益計算書における本項目の構成は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
賃金および給与	16,208	15,911
従業員福利厚生費	3,746	3,657
その他の費用	1,592	1,472
	21,546	21,040

2019年および2018年12月31日現在、当グループの職務別および男女別の従業員数は以下の通りである。

従業員の分布

	男性		女性	
	2019年	2018年	2019年	2018年
経営陣	15	11	14	4
管理職および技術者	113	108	140	144
事務職員	8	8	48	52
	136	127	202	200

2019年および2018年における当グループの職務別および男女別の従業員数の平均は以下の通りである。

	従業員の平均分布			
	男性		女性	
	2019年	2018年	2019年	2018年
経営陣	15	11	14	4
管理職および技術者	105	109	137	148
事務職員	8	8	49	52
	128	128	200	204

注：第5団体協約（2008年10月24日の官報に掲載された。）の調印以降、一般業務職員は専務職員として分類されている。

2019年において、33%を超える障害を持つ当グループの平均従業員数は3名である（2018年においても同様）。

理事会の報酬およびその他の給付金

当グループの親会社である当公庫は、理事会のメンバーが受領する報酬について、賃金、手当およびその他の報酬として、2019年に137千ユーロおよび2018年に92千ユーロを連結損益計算書（「その他の管理費」の項目）に計上した。これらの報酬は、理事会のメンバーを行政府の上級職と考慮した場合に、適用ある規制法に従って国庫に支払われた。

当グループの親会社である当公庫の代表取締役および同様の役割を遂行している他の者が、2019年および2018年中に受け取った報酬は以下の通りである（単位：千ユーロ）。

2019年:

従業員数	給与および賃金		その他の賃金	合計
	固定	変動		
5	583	65	2	650

2018年:

従業員数	給与および賃金		その他の賃金	合計
	固定	変動		
5	550	76	2	628

2019年および2018年12月31日現在、当公庫の理事会役員に付与された貸付金はなかった。2019年12月31日現在、従業員への貸付に関する内部規制に基づき付与された貸付金は、残存金額14,574千ユーロとなり、平均金利は2.51%（2018年12月31日現在で15,023千ユーロとなり、平均金利は2.51%）であった。

さらに、2019年12月31日現在、理事会の過去または現在の理事は年金または生命保険に関する義務を負っていない。

注記35 その他の管理費

連結損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
建物、設備および資材	946	794
コンピューター	3,485	3,450
通信	2,157	2,020
宣伝および広告	1,344	1,113
金利および租税	1,604	1,320
その他の一般管理費	7,830	9,375
	17,366	18,072

監査費用

年度会計監査は、国家行政介入局（スペイン語表記の頭文字をとって「IGAE」）により行われた。したがって、監査人の役割は（財務・行政省による）一般的介入により担われるため、この概念における監査人に対する報酬は存在しない。

当グループの関連企業であるCERSAに対する、当グループの連結に起因した2019年および2018年の監査費用（つまり、当グループのCERSAにおける所有持分の割合に対する未払費用）について、マザーズ監査人S.L.P（Mazars Auditores S.L.P）が請求する金額は、毎年5千ユーロである。

マザーズ（2018年の年次財務書類の監査業務において協力的なサービスを提供するためにIGAEと締結した契約により、IC0および当グループの連結年次財務書類の監査を行った。）グループの企業が2019年に行った監査業務以外のサービスについて請求した金額（税込）は、39.5千ユーロであった（2018年は15千ユーロであった。）。

注記36 公正価額

その市場価額を確実に見積もることができない貸付、受取債権および持分証券を除き、上記の通り、金融資産は連結貸借対照表において公正価額で計上される。

同様に、取引ポートフォリオに含まれるものを除き、金融負債は連結貸借対照表において償却原価で計上される。

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表の「貸付および受取債権」に基づき計上された資産および「償却原価で評価した金融負債」の項目に基づき計上された負債の一部は、年次金利改訂を伴う変動金利で計上されており、利率の動向の結果としての公正価額は、連結貸借対照表において計上されるものと有意差があるとはいえない。これらの公正価額は、割引フローを使用し公正価額の計算を進める加重平均残存月数および加重平均レートを使用して得たものである。2019年および2018年12月31日現在、当該運用のために計算された価値は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	簿価		公正価額	
	2019年	2018年	2019年	2018年
資産				
償却原価で評価した金融資産	28,469,446	32,001,853	28,697,087	32,001,852
負債				
償却原価で評価した金融負債	25,813,190	30,295,171	26,077,492	30,317,147

2019年および2018年には、貨幣市場および公債市場のインプリシット・カーブを参照した、全分類に関する公正価額が計算された。

注記37 子会社、合併会社および関連企業の運用

合併会社および関連企業に関連する企業の2019年および2018年12月における残高は以下の通りである。

CERSA

- 顧客への預金（償却原価で評価した金融負債）：2019年12月31日現在では13,995千ユーロ（2018年12月31日現在では4,198千ユーロ）

注記38 英語への翻訳のために追加された説明

これらの連結財務書類は、当グループに適用される財務報告に係る規制上の枠組みに基づき表示されている（注記1.2を参照のこと。）。規制上の枠組みに適合し、当グループに適用される特定の会計

上の慣行は、その他の一般に認められている会計原則および規則と適合しない可能性がある。矛盾が生じる場合、スペイン語版が優先する。

別紙

2019年12月31日および2018年12月31日現在の投資

(当グループの親会社としてのIC0の直接所有株式および間接所有株式)

2019年および2018年12月31日現在の関連企業および子会社への投資に関連する情報は以下の通りである。

2019年12月31日現在

所有持分割合					投資の簿価			被投資会社の数値			
所在地	事業内容	直接	間接	合計	総額	減損	純額	資産	資本	損益	
関連企業											
コンバーニャ・エスバニョーラ・デ・レアフィアンツァミエントS.A. (CERSA)	パセオ・デ・ラ・カステジャーナ・151-マドリッド	SS.GG.RRにより付与された保証事業の保証支援	24.26%	-	24.26%	36,461	-	36,461	445,572	307,385	-
コンバーニャ・エスバニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A. (COFIDES)	プリンシペ・デ・ベルガラ・132-マドリッド	発展途上国における民間プロジェクトに対するスペイン企業の持分での金融支援	20.31%	-	20.31%	8,465	-	8,465	146,198	140,582	1,871
					44,926	-	44,926				
子会社											
AXIS/バルティシパシオネス・エムプレサリアレス・ソシエダ・ヘストラ・デ・エンティダデス・デ・キャピタル・リエスゴS.A.	ロス・マドラソ・38-マドリッド	金融投資	100.00%	-	100.00%	1,940	-	1,940	12,169	11,609	7,565
					46,866	-	46,866				

2019年12月31日現在の経済情報（未監査）。

2018年12月31日現在

所有持分割合					投資の簿価			被投資会社の数値(*)			
所在地	事業内容	直接	間接	合計	総額	減損	純額	資産	資本	損益	
関連企業											
コンバーニャ・エスバニョーラ・デ・レアフィアンツァミエントS.A.(CERSA)	パセオ・デ・ラ・カステジャーナ・151-マドリッド	SS.GG.RRにより付与された保証事業の保証支援	24.26%	-	24.26%	36,461	-	36,461	426,267	280,854	-
コンバーニャ・エスバニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A.(COFIDES)	プリンシペ・デ・ベルガラ・132-マドリッド	発展途上国における民間プロジェクトに対するスペイン企業の持分での金融支援	20.31%	-	20.31%	8,465	-	8,465	136,117	131,469	7,821
EFC 2 EヘスティオンS.L.	パセオ・デル・ブラド・4-マドリッド	アセットマネジメント	50.00%	-	50.00%	2	-	2	36	28	(24)
					44,928	-	44,928				
子会社											
AXIS/バルティシパシオネス・エムプレサリアレス・ソシエダ・ヘストラ・デ・エンティダデス・デ・キャピタル・リエスゴS.A.	ロス・マドラソ・38-マドリッド	金融投資	100.00%	-	100.00%	1,940	-	1,940	12,507	11,061	5,884
					46,868	-	46,868				

(*)2018年12月31日現在の経済情報（未監査）。

別紙 年次銀行報告書

本年次銀行報告書は、信用機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月26日法律第10号第87条に準じて作成されたものである。当該条項に従い、2016年1月1日より、信用機関は、スペイン中央銀行に対し、監査に係る規制に従い、かかる信用機関が事業所を有する国別に内訳を出した監査済財務書類の別紙として、以下に関する連結ベースの情報を提出し、毎年開示しなければならない。

- a) 名称、事業活動の性質および地理的所在地
- b) 収益
- c) フルタイム当量従業員数
- d) 税引前総損益
- e) 法人税
- f) 受領した公的補助金および援助

2019年および2018年に係る年次銀行報告書の作成に用いられた基準は以下の通りである。

- a) 名称、事業活動の性質および地理的所在地

この情報は当グループの連結財務書類の注記1において記載されている。スペイン開発金融公庫の場合、当グループによって展開された主要な事業活動は、直接融資および仲介信用供与活動であり、同活動の展開は、ICOが国外に事業所も子会社も有していないため、スペインの法域内のみに限定されている。

- b) 収益

本報告書において、収益は、当グループの連結年次財務書類の一部を構成する連結損益計算書において定義および示される、営業利益純額の合計である。

- c) フルタイム当量従業員数

フルタイム当量従業員についてのデータは、当グループの平均従業員数から得られたものである。

- d) 税引前総損益

本報告書において、税引前総損益は、当グループの連結損益計算書において定義および示される税引前損益である。

- e) 法人税

連結損益計算書において、未収の税金は法人税の項目に含まれ、計上されている。

- f) 受領した公的補助金および援助

現行の法律で要求される情報に関し、受領した公的補助金および援助は、国庫補助に関する欧州委員会のガイドラインに基づく援助および補助金をいう。この点について、当グループの企業は、2019年または2018年のいずれにおいても公的な補助金または援助を受けていない。

2019年および2018年における数値の詳細は、以下の通りである（単位：千ユーロ）。

2019年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

地域	収益	平均従業員数	税引前総損益	法人税
スペイン	98,274	338	154,213	44,835

2018年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

地域	収益	平均従業員数	税引前総損益	法人税
スペイン	63,486	332	117,330	41,659

2019年12月31日現在、当グループの資産利益率（ROA）（連結純利益を資産合計の平均で除した値。）は、0.45%と見積もられた。

スペイン開発金融公庫

2019年12月31日現在の連結財務書類の承認

現行の法律に従い、議長は、このページより前の書類で構成され、スペイン語原文で153ページにおよぶ2019年に関する当公庫および従属事業体の連結財務書類ならびに連結経営報告書を承認する。

マドリッド、2020年3月30日

D. ホセ・カルロス・ガーシア・デ・ケベード・ルイズ
理事長

[次へ](#)

2019年度財務書類

貸借対照表
 2019年および2018年12月31日現在
 (単位：千ユーロ)

資産	注記	2019年	2018年
現金、中央銀行等への預金および要求払預金	6	784,455	1,669,485
売買目的保有の金融資産	7	69,407	109,154
デリバティブ		69,407	109,154
(備忘事項)担保としての貸付または前払		-	-
損益を通じて義務的に公正価額で評価された売買目的保有でない金融資産	8	-	21,580
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産	9	1,826,137	1,671,294
持分証券		827,551	642,090
負債性証券		998,586	1,029,204
貸付金		-	-
(備忘事項)担保としての貸付または前払		-	-
償却原価で評価した金融資産	10	28,469,446	32,001,770
負債性証券		7,843,423	9,503,883
貸付金		20,626,023	22,497,887
信用機関		10,215,054	12,436,396
顧客		10,410,969	10,061,491
(備忘事項)担保としての貸付または前払			-

貸借対照表
2019年および2018年12月31日現在
 (単位：千ユーロ)

資産	注記	2019年	2018年
デリバティブヘッジ	11	393,353	485,855
子会社、合併企業および関連企業への投資	12	46,866	46,868
子会社		1,940	1,940
合併企業		-	-
関連企業		44,926	44,928
有形固定資産	13	86,966	88,099
有形固定資産			
自己使用目的		86,966	88,099
(備忘事項)ファイナンスリースによる取得		-	-
無形資産	14	6,873	6,949
その他の無形資産		6,873	6,949
税金資産	15	103,608	100,984
当期		8,557	2,985
繰延		95,051	97,999
その他の資産	16	35,714	34,543
売却目的保有の非流動資産および可処分要素グループ	17	-	-
資産合計		31,822,825	36,236,581

貸借対照表
2019年および2018年12月31日現在
(単位：千ユーロ)

負債	注記	2019年	2018年
売買目的保有の金融負債	7	69,313	104,885
デリバティブ		69,313	104,885
損益を通じて公正価額で評価した金融負債		-	-
償却原価で評価した金融負債	18	25,824,723	30,307,204
預金		9,688,347	10,447,862
中央銀行からの預金		499,902	-
信用機関		8,489,132	9,459,822
顧客		699,313	988,040
市場性を有する負債性証券		15,734,424	19,147,495
その他の金融負債		401,952	711,847
(備忘事項)劣後債		-	-
デリバティブヘッジ	11	240,245	253,805
引当金	19	303,540	280,195
年金および年金類似債務		579	919
税金およびその他の法的臨時費の引当金		-	-
偶発債務および不確定約定額の引当金		7,778	1,442
その他の引当金		295,183	277,834
税金負債	15	33,948	23,854
当期		1,005	957
繰延		32,943	22,897
その他の負債	16	7,277	4,926
負債合計		26,479,046	30,974,869

貸借対照表
2019年および2018年12月31日現在
(単位：千ユーロ)

資本	注記	2019年	2018年
自己資本	20	5,364,272	5,318,894
資本金または寄付金		4,314,033	4,313,744
累積準備金		-	-
再評価準備金		20,858	23,591
その他の準備金		922,440	908,349
当期損益		106,941	73,210
配当金および分配金控除		-	-
その他の累積包括利益	21	(20,493)	(57,182)
損益として再分類不可能な要素		36,916	6,369
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した公正価額持 分証券の変動		36,916	6,369
損益として再分類可能な要素		(57,409)	(63,551)
キャッシュフロー・ヘッジ		(60,186)	(73,435)
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した公正価額負 債性証券の変動		2,777	9,884
資本合計		5,343,779	5,261,712
資本および負債合計		31,822,825	36,236,581
備忘事項			
付与された保証	22	449,279	475,124
付与された不確定約定額	22	3,531,853	3,212,563

損益計算書
2019年および2018年12月31日に終了した年度
(単位：千ユーロ)

	注記	2019年	2018年
利息および類似収益	24	347,095	396,926
利息および類似費用	25	(375,158)	(493,452)
利息収益純額		(28,063)	(96,526)
配当金収益	26	7,394	5,339
受取手数料	27	42,654	45,722
支払手数料	27	(7,603)	(8,846)
金融業務による損益(純額)		69,412	58,591
公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益(純額)	28	10,365	754
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産		-	1,695
償却原価で評価した金融資産		10,365	-
償却原価で評価した金融負債		-	(941)
売買目的保有の金融資産および金融負債による損益(純額)	29	591	1,023
損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産による損益(純額)	30	1,984	710
ヘッジ会計から生じる損益(純額)	31	56,472	56,104
為替差損益(純額)	2.4	4,928	49,884
その他の営業収益	32	2,020	1,064
その他の営業費用	32	(211)	-
売上総利益		90,531	55,228
管理費		(36,139)	(35,288)
人件費	33	(20,202)	(19,724)
その他の管理費	34	(15,937)	(15,564)
減価償却費		(3,906)	(5,102)
有形固定資産	13	(2,012)	(2,087)
無形資産	14	(1,894)	(3,015)
引当金経費または引当金の戻入	19	(5,904)	(1,655)

損益計算書

2019年および2018年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

	注記	2019年	2018年
損益を通じて公正価額で評価されない金融資産の減損または減損の戻入		102,077	99,872
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産	9	(5,700)	-
償却原価で評価した金融資産	10	107,777	99,872
非金融資産の減損または減損の戻入		(316)	(148)
営業権およびその他の無形資産	14	-	-
その他の資産	13、17	(316)	(148)
廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益	17	2,910	-
継続事業税引前損益		149,253	112,907
継続事業法人税費用(収益)	23	(42,312)	(39,697)
継続事業税引後損益		106,941	73,210
廃止事業税引後損益		-	-
当期損益		106,941	73,210

資本変動表

I. 認識損益計算書

2019年および2018年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

	注記	2019年	2018年
当期損益		106,941	73,210
その他の包括利益		36,689	73,698
損益計算書に再分類されない要素		30,547	12,654
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した公正価額持分証券の変動	21	43,638	18,077
ヘッジ会計損益		-	-
損益に再分類されない要素の法人税		(13,091)	(5,423)
損益に再分類可能な要素		6,142	61,044
キャッシュフロー・ヘッジ、有効部分	21	18,927	77,331
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した負債性証券	21	(10,153)	9,874
損益に再分類可能な要素の法人税		(2,632)	(26,161)
認識損益合計(包括損益)		143,630	146,908

[次へ](#)

資本変動表

・ 資本変動総額表

2019年および2018年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

2019年12月31日現在

2019年12月31日現在	自己資本							その他の 累積 包括利益	資本 合計	
	資本金 / 寄付金	資本 剰余金	準備金	その他の 資本性証券	自己株式 控除	当期損益	配当金 および 分配金控除			資本 合計
2018年12月31日付期末残高	4,313,744	-	931,940	-	-	73,210	-	5,318,894	(57,182)	5,261,712
認識損益合計						106,941		106,941	36,689	143,630
その他の資本変動：										
資本金 / 寄付金の増加	289							289		289
資本項目間移転			26,147			(73,210)	47,063	-		-
その他の資本増減			(14,789)				(47,063)	(61,852)		(61,852)
その他の資本変動合計	289		11,358			(73,210)		(61,563)		(61,563)
2019年12月31日付期末残高	4,314,033	-	943,298	-	-	106,941	-	5,364,272	(20,493)	5,343,779

2018年12月31日現在

2018年12月31日現在	自己資本							その他の 累積 包括利益	資本 合計	
	資本金 / 寄付金	資本 剰余金	準備金	その他の 資本性証券	自己株式 控除	当期損益	配当金 および 分配金控除			
2017年12月31日付期末残高	4,313,067	-	996,289	-	-	101,923	-	5,411,279	(130,880)	5,280,399
会計方針変更による影響額	-	-	(105,118)	-	-	-	-	(105,118)	-	(105,118)

調整期首残高	4,313,067	-	891,171	-	-	101,923	-	5,306,161	(130,880)	5,175,281
認識損益合計	-	-	-	-	-	73,210	-	73,210	73,698	146,908
その他の資本変動：										
資本金 / 寄付金の増加	677	-	-	-	-	-	-	677	-	677
資本項目間移転	-	-	40,769	-	-	(101,923)	61,154		-	-
その他の資本増減	-	-	-	-	-	-	(61,154)	(61,154)	-	(61,154)
その他の資本変動合計	677	-	40,769	-	-	(101,923)	-	(165,595)		(60,477)
2018年12月31日付期末残高	4,313,744	-	931,940	-	-	73,210	-	5,318,894	(57,182)	5,261,712

[次へ](#)

キャッシュフロー計算書

2019年および2018年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

	注記	2019年	2018年
A. 営業活動からのキャッシュフロー		(835,561)	(1,175,169)
1. 当期損益		106,941	73,210
2. 営業上のキャッシュフローを得るための調整額		(70,367)	(124,387)
減価償却費		3,906	5,102
その他の調整額		(74,273)	(129,489)
3. 営業資産純増減額		3,629,590	4,828,848
取引ポートフォリオ		39,747	55,617
損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産		21,580	(21,580)
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産		(154,843)	(294,902)
償却原価で評価した金融資産 (2019)		3,634,401	4,870,908
その他の営業資産		88,705	218,805
4. 営業負債純増減額		(4,509,194)	(5,932,269)
取引ポートフォリオ		(35,573)	(56,122)
損益を通じて公正価額で評価したその他の金融負債		-	-
償却原価で評価した金融負債		(4,482,481)	(5,750,766)
その他の営業負債		8,860	(125,381)
5. 法人税の回収および支払		7,469	(20,571)
B. 投資活動からのキャッシュフロー		(2,695)	598,721
6. 支払		(2,697)	(6,480,678)
有形固定資産	13	(879)	(222)
無形資産	14	(1,818)	(2,084)
株式	12	-	(2,424)
売却目的保有の非流動資産および負債	17	-	-
償却原価で評価した負債性証券 (2008)		-	(6,475,948)
投資活動に関連するその他の支払		-	-

キャッシュフロー計算書

2019年および2018年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

	注記	2019年	2018年
7. 回収		2	7,079,399
有形固定資産	13	-	-
無形資産	14	-	-
株式	12	2	-
売却目的保有の非流動資産および負債	17	-	22
償却原価で評価した負債性証券（2008）		-	7,079,377
投資活動に関連するその他の回収		-	-
C. 金融活動からのキャッシュフロー		(46,774)	(60,477)
8. 支払		(47,063)	(61,154)
配当金		(47,063)	(61,154)
劣後債務		-	-
自己持分証券の償還		-	-
自己持分証券の取得		-	-
金融活動に関連するその他の支払		-	-
9. 回収		289	677
劣後債務		-	-
自己持分証券の発行		-	-
自己持分証券の処分		-	-
金融活動に関連するその他の回収	20	289	677
D. 為替レート変動影響額		-	-
E. 現金および現金同等物の純増減額		(885,030)	(636,925)
F. 現金および現金同等物の期首残高		1,669,485	2,306,410
G. 現金および現金同等物の期末残高		784,455	1,669,485
備忘事項			
当期末における現金および同等物部分			
現金	6	12	12
現金同等物の中央銀行等への残高	6	709,633	1,408,355
その他の金融残高	6	74,810	261,118
払戻し可能な当座借越し控除		-	-

2019年12月31日に終了した年度

の年次財務書類の注記

注記 1 概要、財務書類の作成方針およびその他の情報

1.1 当公庫の概要

スペイン開発金融公庫(「当公庫」または「IC0」)は政府金融機関の組織および管理に関する1971年6月19日法律第13号により設立され、予算、租税および財政に係る緊急措置に関する1995年12月28日勅令第12号が公表されるまで、1988年一般国家予算に関する1987年12月30日法律第33号第127条および1971年法律第13号の廃止されなかった一部の条項により規制された。

当公庫は、マドリッドのバセオ・デル・ブラド4に所在し、すべての活動を同地で行い、スペイン国内にその他の支店網を有していない。

当公庫は公共部門法体制に関する2015年10月1日法律第40号第103条に定める形態の公共事業体であり、経済・企業支援担当大臣を通じて経済・デジタル変革省に属する。当公庫は法に基づく金融機関であり、国家の財務代理人と考えられており、目的達成のための経営の独立性に加えて、法人格、資産および財源を有している。

経済・企業支援担当大臣は当公庫の戦略的経営、ならびに当公庫の事業活動による業績の評価および管理について責任を負う。

当公庫は、公共部門法体制に関する2015年10月1日法律第40号の条項、予算、租税および財政に係る緊急措置に関する1995年12月28日勅令第12号追加条項第6条、1998年9月23日勅令第1091号により承認された一般予算法の適用条項、1997年4月14日法律第6号へのIC0の適合に関して1999年4月30日勅令第706号により承認されたIC0の定款およびかかる定款の承認(1999年5月13日政府官報第114号)、また上記の法規によって規定されていないその他の事項については、金融機関に適用される特別の法規ならびに民法、商法および労働法に服している。

企業統治業務の改善策を導入するため、スペイン開発金融公庫(IC0)の定款に係るいくつかの条文を修正する2015年12月18日勅令第1149号が2015年末に、内閣によって承認された。同年10月に公共部門法体制に関する法律が、これに基づき成立し、かかる法律により初めて政府金融機関に4人の社外取締役が選出された。また、評判、経歴および不適合性等の対象の選出基準が設定され、任期は3年間有効で、1回のみ追加で3年間更新することができることとされた。当公庫において財政問題が生じた場合、社外取締役はそれぞれ2票投票することができ、よって理事会(理事会は、理事長と10名の理事(以前は9名)で構成される。)においては社外取締役が多数派となる。さらに、すべての理事の任命および解任は経済・デジタル変革大臣の提案の下、内閣に委ねられることが決定された。

内閣によって承認された勅令は、これらの調整を発展させる。社外取締役として選任されるための要件には、商業的かつ専門的な高い社会的評価、適切な知識および経験を有すること、潜在的、永続的な利益相反がないこと、また、自営または雇用された立場において、IC0と競合になりうる活動を展開しないことが含まれる。さらに、信用機関、金融信用機関、投資機関、集団投資スキームおよびリスク・キャピタル企業またはこれらの子会社ならびにこれらが所属するグループに関連のない者であることが要件となっている。

理事会の理事は、常にIC0の利益のために行動しなくてはならず、またその業務を行う上で得た情報、データ、レポートおよび機密のバックグラウンドを、かかる業務が終了した後も外部に漏らしてはならない。経済・デジタル変革大臣により辞職が承認された場合、社外役員の任期が終了した場合、また、公共部門からの理事に関しては解約された場合は、解任されることがある。守秘義務の重大な違反または利益相反等の場合と同様に、社外取締役の適性が予期せず欠如している場合には、解任されることがある。

当公庫の目的は国富の増大および分配の増進に寄与する経済活動、とりわけ社会、文化、技術革新および環境の面から奨励に値する活動を支援、促進することである。

かかる目的を達成するために、当公庫は財政の均衡原則および手段と目的の一致を厳格に遵守する。

また当公庫の職務は以下の通り定められている。

- a) 内閣または政府経済問題委員会の指図に従い、深刻な経済危機、自然災害またはこれに類似の状況により生じる経済に対する影響を緩和するように貢献すること。
- b) 当公庫の理事会により採択された規則および決定に従い、内閣、政府経済問題委員会または経済・デジタル変革省の定める基本的な方針を遵守して、経済政策の諸措置を実施する主たる機関として行為すること。

かかる目的および職務の中に含まれる業務の種類は、以下の通りである。

1. 中小企業、住宅建設、通信、スペイン事業の国際化等の一定の部門および戦略的活動に対して金融支援を行う直接的な貸付業務および仲介業務、ならびに1993年1月15日閣議決定（「RCM」）に従い、現在のバンコ・デ・ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア・エセ・アー（「BBVA」）に統合されている国立銀行から移譲された業務。
2. 相互金利調整契約（スペイン語表記の頭文字をとって「CARI」）。かかる輸出援助システムは、当該システムを利用するスペインまたは外国の金融機関のために良好な財務実績を保証する。当公庫は仲介機関としてのみ行為し、各年度の一般国家予算法で許容されている通り管理費用は国家が負担する。
関与した各銀行との金利調整純額は、各調整額が、受取残または支払残のいずれであるかにより、国家が支払うか、または当公庫を通じて支払われるかで、通常は相殺される。
3. 開発プロモーション基金（スペイン語表記の頭文字をとって「FONPRODE」）。かかる基金は2010年に2010年法律第36号の下で設立された。その目的は国家から国家への補助金という形で発展途上国の開発プロジェクトおよび開発計画に資金供給することである。当公庫はかかる取引に関して、スペイン政府の代理人として行為している。かかる取引は当公庫の他の事業から分離して、当公庫が保有する独立の勘定で契約、管理および計算が行われている。各年度の一般国家予算に従い、ICOに対して管理費用が補填される。2010年12月現在、この特定の基金は、1998年以降FONPRODEに統合されるまで、同じく当公庫によって管理されている小口融資を供与するための基金を取得した。
4. 法人国際化基金（スペイン語表記の頭文字をとって「FIEM」）。かかる基金は2010年に2010年法律第11号の下で設立された。その活動は、利権または市場条件の下、スペインの財貨およびサービスの取得ならびにスペインの投資プロジェクトの遂行または国益の取得および遂行に結びつくプロジェクトに対して、返済可能な資金供給を行うことである。当公庫はかかる取引に関して、スペイン政府の代理人として行為している。かかる取引は当公庫の他の事業から分離して、当公庫が保有する独立の勘定で契約、管理および計算が行われている。各年度の一般国家予算に従い、ICOに対して管理費用が補填される。
5. 水道および公衆衛生協力基金。当該基金は、2008年度一般国家予算に関する2007年12月26日法律第51号追加条項第61条に基づき設立された。その目的は、中南米諸国の国家機関との金融取り決めの下、とりわけスペインとの協力を重視し、水道および公衆衛生プロジェクトに対して資金を提供することである。
6. 2014年12月26日勅令法第17号により、地方団体向け融資ファンドが設立され、かかるファンドは自治体や地方団体またはその他の経済媒体の資金需要に注力し、それら団体に付属する当局の経済的持続性を保証するものである。当ファンドの自己資本は供給者支払のための融資基金（2012年勅

令第4号および2012年勅令第7号により成立)の清算(2015年1月1日付で、その完全なる権利および義務の下施行される。)により供給されたものである。ICOは、取引業者の役割を担っているが、これらの業務はその会計帳簿には記録されていない。この業務により、当公庫には関連する取引手数料が生じている。

7. 2014年12月26日勅令第17号により、自治体向け融資ファンドが設立され、かかるファンドは自治体や地方団体またはその他の経済媒体の資金需要に注力し、それら団体に付属する当局の経済的持続性を確保するものである。当ファンドの自己資本は2012年勅令第21号により設立された自治区流動性基金の清算(2015年1月1日付で、その完全なる権利および義務の下施行される。)により供給されたものである。さらに、自治体に関しては、供給者への支払に関する融資メカニズムの自己資本部分に含まれている。ICOは、取引業者の役割を担っているが、これらの業務はその会計帳簿には記録されていない。この業務により、当公庫には取引手数料が生じている。

2.から7.の業務は、それぞれに適用される法律に従って、当公庫の勘定には含まれない。

1.2 年次財務書類の作成方針

2019年12月31日に終了した年度の当公庫の年次財務書類は、信用機関の公開および機密の金融報告基準およびフォーマットに関する、2017年11月27日スペイン中央銀行通達第4号(「2017年通達第4号」)(その後の改正を含む。)の条項に従って作成されている。かかる通達は、国際会計基準に関する欧州議会および理事会による2002年7月19日の2002年EC規則第1606号に基づき、スペインの信用機関に、欧州連合に採用された国際財務報告基準(「IFRS-EU」)を実施し、適用させるものである。その他の一般的なスペインの事業および会計基準ならびにその他の該当するスペイン銀行の通達および基準もまた、これらの年次財務書類の作成に使用されている(適切な場合には、年次財務書類に対するこれらの注記における基準において必要とされる開示を含む。)。

当公庫の2019年12月31日に終了した年度の年次財務書類は、すべての会計原則および基準ならびに、2019年12月31日における当公庫の資本および財政状態、ならびに前述の適用ある財政状態報告枠組みおよび特にそのうちの会計原則および基準に従い、その後に終了した会計年度における運営およびキャッシュフローの結果について、すべての重要な点において、真実かつ公正な見解を与えるために適用される必須の測定基準に従い、作成された。

これらの年次財務書類に記載される2018年の情報は、2019年に関連する情報との比較のみを目的として表示されており、したがって、ICOの2018年年次財務書類を構成するものではない。

2019年12月31日に終了した年度における当公庫の年次財務書類の作成に適用された主要な会計方針および測定基準は注記2に要約されている。

2018年12月、財務情報の公開および保留に関する2017年通達第4号を修正する2018年12月21日スペイン中央銀行通達第2号が公布された。この基準は、2019年1月1日付で効力が発生し(当グループの2018年の年次財務書類には影響しない)、これをリースに関するIFRS第16号に適用させるため、2017年通達第4号を修正する。当公庫の場合、そのリース契約はこの基準の客観的範囲に該当しないため、その施行がこれらの事業の計上に影響を及ぼすことはない。

2019年1月1日から12月31日の間の期間に発生した主な規制変更

期限の過ぎた債務の重要な閾値を(支払能力を目的として)定義するための2013年EU規則第575号により付与された権限の行使に関する2019年10月22日通達第3号

当該基準は、2020年12月1日より強制適用される予定である。しかしながら、ICOは、当該決定について適切な時期および適切な形で規制当局との連絡を行っていたことから、当該規定を2020年1月1

日から適用する。設定される閾値は（絶対的および相対的な観点で）非常に規模の小さいデフォルトを伴う事業にのみに影響し、このような事業は依然としてIC0の現在の事業の範囲外であるため、一般的に、当公庫が受ける基準の影響は最小限である。

信用機関の支払能力に関する2013年EU規則第575号（CRR）を修正する、2019年5月20日EU規則第876号

一般的に、当該規則は2021年6月28日から効力が発生するが、一定の規定（適用範囲、監督権限、定義、許容資本および負債ならびにレバレッジ比率の定義）については、2019年6月27日付で効力が発生した。当該規定がIC0にもたらす影響はない。

当公庫の2019年の年次財務書類は、2020年3月30日付で理事長により作成され、当公庫の理事会および当グループの親会社による承認を待っている。本年次財務書類の単位は、別段の記載のない限り、千ユーロである。

1.3 情報および見積りに対する責任

2019年12月31日に終了した年度の年次財務書類およびそれらの年次財務書類に関する注記に記載される情報の作成責任は理事長にある。これらの年次財務書類の作成中に、かかる財務書類に含まれる特定の資産、負債、収益、支出および約定額の数値化にIC0による見積りが使われている。これらの見積りは概ね以下の通りである。

- 特定の資産の減損（注記2.7）
- 退職給付金に関する負債および約定額ならびにその他の従業員に対する長期約定額の保険数理上の計算基礎（注記2.10.2）
- 固定資産および無形資産の耐用年数（注記2.12および2.13）
- 付与された不確定約定額から生じる将来の債務に関する損失（注記2.14）
- 一部の簿外資産の公正価額（注記2.2.3）
- 税金資産の回収（注記2.11）

これらの見積りは、分析された事実に関連して、2019年12月31日現在で入手可能な最良の情報に基づいているが、当該年度の損益計算書における見積りの変動の影響を認識するために、今後数年のうちに、将来の何らかの出来事により、予め見積りの（上方または下方の）大幅な修正がなされる可能性がある。

1.4 旧アルヘンタリアからの資産および負債の譲受

今は存在しない会社であるが、アルヘンタリア、カハ・ポスタルおよびバンコ・イポテカリオ・エセ・アーは、コルポラシオン・バンカリア・デ・エスパーニャ・エセ・アー、バンコ・エクステルノ・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BEX）、カハ・ポスタル・エセ・アーおよびバンコ・イポテカリオ・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BHE）の合併の結果、1998年9月30日付の合併証書で正式に設立された。バンコ・デ・クレディト・アグリコラ・エセ・アー（BCA）はカハ・ポスタル・エセ・アーにより吸収されており、バンコ・デ・クレディト・ロカル・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BCL）もまた前記の法人（アルヘンタリア）に所属し法人格を維持している。

1993年2月15日のACMの規定に従い、当公庫は、1992年12月31日、スペイン政府または当公庫が保証している経済政策業務から生じるBCL、BHE、BCAおよびBEXの資産および負債を取得し、とりわけ転換期にある企業（転換および産業再編改革法の適用を受けている）に対する信用供与および保証を取得した。また、洪水の犠牲者に対する特別融資に加え、かかる事業体が上場株式会社になる前に供与した貸付、ならびにその他の資産、権利および企業持分も取得した。

また、1993年3月25日に、譲渡された資産および負債に関する管理契約が関係銀行との間で調印された。同契約は、現行の銀行法に従う管理および正確な会計について定める。

2019年1月、譲渡された資産および負債のマネジメントならびに管理および簿記を当公庫は引き受けた。2019年12月31日現在、純資産の残高は57千ユーロであり、また当年中に創出された利益は、154千ユーロ（2018年12月31日現在、純資産は487千ユーロであり利益は262千ユーロであった。）であった。

1.5 連結年次財務書類の表示

さらに、当公庫が直接管理している業務について、ICOは、様々な活動を行いICOとともにICOグループ全体を構成する、従属的企業から構成されるグループのリーダーである。結果として、当公庫は、その年次財務書類とは別に、合併企業および関連会社の保有に関する現行の法律に従って、ICOグループの連結財務書類を作成している。

スペイン商法第42条に従い、当公庫は本年次財務書類と同日付で連結年次財務書類を作成した。2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表、損益計算書、資本変動総額表および認識損益計算書の連結の結果は、以下の通りである。

(単位：千ユーロ)				
	2019年		2018年	
	単体	連結	単体	連結
資産	31,822,825	31,841,654	36,236,581	36,251,045
資本	5,343,779	5,373,581	5,261,712	5,286,764
当期損益	106,941	109,378	73,210	75,671
資本における認識損益合計	143,630	146,067	146,908	149,369
現金または現金同等物における損益純額	(885,030)	(884,882)	(636,925)	(636,925)

[次へ](#)

1.6 環境影響および温室効果ガス排出権

IC0の国際取引は、環境保護に関する法律に従っている。当公庫は、当公庫がこれらの法律に実質的に準拠しており、その準拠を確保および奨励するよう設計された手続きを維持していると考えている。

また、当公庫は、適切な環境保護・改善措置を実施しており、環境影響を可能な限り最小化するため、これについての規則を遵守していると考えている。2019年および2018年、当公庫は重大な環境投資を実施しておらず、環境リスクおよび費用のための引当金を計上する必要はないと考えている。また、当公庫は、環境保護・改善に関連する重大な偶発事象が存在するとは考えておらず、温室効果ガス排出権を有していない。

1.7 最低資本

1.7.1 最低自己資本比率

スペイン中央銀行は2008年5月22日に、最低自己資本の識別および管理に関して、2008年通達第3号を發布した。前記通達は、投資比率、自己資本および情報についての金融仲介機関の義務、ならびに他の金融システムに関する2007年11月16日法律第36号（1985年5月25日法律第13号を改正）により發布された自己資本および連結ベースでの信用機関の監督に関する法制度等（信用機関自己資本に関する2008年2月15日勅令第216号を含む。）について、金融機関業界における最終的な展開を示している。前記通達はまた、スペインの金融機関の法制度に、金融機関の事業に関する欧州議会および理事会による2006年6月14日の2006年EC指令第48号（改正後）、ならびに投資サービス会社および金融機関の自己資本比率に関する欧州議会および理事会による2006年6月14日の2006年EC指令第49号（改正後）を適合させる過程を完了させるものでもあった。かかる二つの指令は、バーゼル銀行監督委員会により採択された同様の規制（バーゼルとして知られている。）を受けて、金融機関および金融機関の連結グループが満たすべき最低資本要件について大幅に改正された。

従前の銀行業の健全性規制に関する法令（1985年5月25日法律第13号および2008年スペイン中央銀行通達第3号）に替わり、2014年1月1日より、金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月26日法律第10号が施行された。これまで欧州連合は、その法制度として2010年12月よりバーゼルに移行しており、2012年EU規則第648号を修正する金融機関および投資サービス会社の健全性要件に関する欧州議会および理事会による2013年6月26日EU規則第575号、ならびに2002年EC指令第87号を修正する金融機関の活動ならびに金融機関および投資サービス会社の健全性監督に関する欧州議会および理事会による2013年6月26日EU指令第36号を採用し、また欧州連合の監督および信用機関の支払能力の基準にスペインの法律を適合させるための緊急措置として、2013年11月29日勅令第14号に当公庫のシステムを置き換えることで、2006年EC指令第48号および2006年EC指令第49号を廃止した。

2014年6月26日法律第10号の主な目的は、2013年6月26日EU規則第575号（CRR）の規定を直接的に組み込み、正式に2013年6月26日EU指令第36号（CRD）に移行することで、国際舞台および欧州連合に課せられている規制変更にスペインの法律を適合させることである。当該コミュニティ規制は、監督体制、資本要件および罰則等の側面が大々的に修正されてきたことにより、金融機関に適用される規則の実質的な変更をもたらした。

CRRおよびCRDは、欧州連合における資本要件を規制し、以下に記載するバーゼルの資本規制の枠組みまたは協定に定められた提案を含む。

- 加盟国に直接適用されるCRRは、金融機関の健全性要件を含み、とりわけ以下の事項を扱っている。
- ハイブリッド商品が満たさなければならない要件を設定し、少数株主持分の適格性を制限する、適格自己資本の要素の定義。
- 各資本区分における調整項目および控除項目の定義。この点において、規則はバーゼルに新たな控除項目（繰延税金資産、年金基金）を組み入れ、既存の控除項目の変更を導入する。一方で、規則はその完全な実施までに、5年から10年の段階的な予定を設定している。
- 自己資本の三つの水準（普通株式等Tier 1比率4.5%、Tier 1比率6%および最低資本合計比率8%）を定める最低要件の設定（第一の柱）。
- 信用機関がレバレッジ比率（Tier 1をリスクに対して未調整の総エクスポージャーで除した値として定義される。）を算定するための要件。開示要件は、2016年以降に適用され、最終的な定義は監督者により2017年に設定された。
- 加盟国が、それぞれの基準に従って、国内法令に組み込まなければならないICRDの意図および主たる目的は、金融機関および投資会社の活動の透明性ならびにその統治および監督の枠組みについ

て国内法令を調整することである。CRDは、とりわけ、CRRで設定された資本要件に加えて、2019年までに段階的に導入される資本要件を含んでいる。以下に従わないことは、利益の任意分配に対する制限を伴う。

- バーゼル の規制の枠組みを拡大する、金融規則の景気循環増幅効果を軽減するための資本保全バッファおよび反循環的な資本バッファ。すべての信用機関は、普通株式等Tier 1 に上乗せする2.5%の資本保全バッファおよび普通株式等Tier 1 に上乗せする、機関特有の反循環的な資本バッファを維持しなければならない。
- グローバルなシステム上重要な機関およびその他のシステム上重要な機関が、システミックリスクまたはマクロ健全性リスク（すなわち、特定の加盟国における金融システムおよび実体経済に深刻な悪影響を与えうる、金融システムの混乱リスク）を軽減するためのシステミックリスクバッファ。
- さらに、CRDは、監督責任の範囲内で、所轄官庁が、CRRに記載の最低要件（第二の柱）を上回る自己資本額の維持を金融機関に要求することが可能であると規定している。

金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月26日法律第10号の追加条項第8条によると、規則により規定されていない限り、スペイン開発金融公庫は、当該法律の第 編（金融機関の支払能力）、第 編（監督）および第 編（法的罰則）ならびに情報の守秘義務に関する規定を適用する。

2015年から、スペイン中央銀行の2014年通達第2号に従い、この基準において設定された資本バッファが適用される。今日まで、今年度の銀行監督者によって特定の反循環的な資本バッファの金額は設定されていない。IC0は、グローバルなシステム上重要な事業体（スペイン語表記の頭文字をとって「EISM」）ではなく、またシステム上重要な事業体（スペイン語表記の頭文字をとって「EIS」）としてみなされることもない。

2019年および2018年12月31日現在のIC0グループの算出可能な資本は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
普通株式等Tier 1 (*)	5,067,939	5,179,437
- 資本金	4,314,033	4,313,744
- 準備金および調整項目(**)	753,906	865,693
Tier 2	-	-
- その他の準備金(**)	-	-
- 一般支払不能リスクヘッジ	-	-
算出可能資本合計	5,067,939	5,179,437
最低資本合計(***)	2,139,560	2,243,085

(*) 当グループは追加のTier 1 を有していない。

(**) 当グループの算出可能資本の計算に用いる合計準備金は、資本の計算において、無形資産の修正および準備金の修正が行われているため、連結貸借対照表の額とは異なる。

(***) 2019年に当グループについてスペイン銀行により設定された、リスク加重資産（RWA）の17.34%（2018年は17.625%）として計算している。

2019年および2018年12月31日現在の当グループの最低資本の最重要データは、以下の通りである（単位：千ユーロ）。

(単位：千ユーロ)

	2019年	2018年
Tier 1	5,067,939	5,179,437
リスク加重資産	12,338,868	12,726,723
Tier 1 比率(%)	41.07%	40.70%
算出可能資本合計	5,067,939	5,179,437
算出可能資本合計比率(%)	41.07%	40.70%
最低算出可能資本比率(%)(*)	17.34%	17.625%

(*) IC0グループの自己資本についてスペイン銀行により設定された2019年3月16日以降の最低資本比率の合計は、2013年EU規則第575号により設定された要件(8%)、ならびに集中リスクおよび事業リスクならびに資本に関する自己評価報告書に記載されるその他のリスクをカバーするための追加の必要資本(6.84%)ならびに資本バッファ(2019年1月1日以降2.5%)を考慮すると、17.34%である。

2019年および2018年12月31日現在、当グループの算出可能資本は、当公庫により規定されている最低要件をそれぞれ2,928,379千ユーロおよび2,936,352千ユーロ上回っている。

1.7.2 最低支払準備率

当公庫は最低支払準備率を満たすために、ユーロ圏の国の中央銀行に預けられている資金の最低レベルを維持しなくてはならない。2019年12月31日現在、このレベルは算出可能な負債の2%であった。2011年11月24日に2011年EU規則第1358号が発効し、追加的な算出可能な負債（2年超の通知期間を条件として引出可能な2年超の定期預金、現先取引による販売および2年超の満期を持つ株式以外の証券）について1%が要求される。この修正は2012年1月18日に開始した積立期間の後に適用された。

2019年および2018年12月現在、ならびに2019年および2018年中、IC0は適用あるスペインの規制に基づく最低比率を遵守した。

1.7.3 資本管理

当公庫は、支払能力に関し適用される法制度（2013年EU規則第575号）に規制される算出可能なTier 1およびTier 2の管理を目的として、資本を検討している。

この意味において、常にスペイン銀行により企業について設定された下限を上回る支払能力比率を維持するための資本管理システムに、資本要件規制は直接的に盛り込まれている。この目標は、適切な資本計画によって達成されている。

1.8 後発事象

上記2006年法律第42号で修正された租税、行政および社会保障措置に関する2001年12月27日法律第24号追加条項に従い、旧金融公庫と当公庫が付与した一定の与信および保証枠に基づき中央政府がIC0から借入れた債務の返済によって回収される金額は、当公庫の資本の一部を構成する。2019年の見積総額は170千ユーロであり、2020年に計上される。

2020年、スペイン開発金融公庫は、国家財務当局の地位において政府の命令を受け、事業および個人に対する新たな信用枠を打ち出した。その目的は、スペインの信用制度に更なる流動化をもたらす、当公庫の目標の枠組み内における他の需要に取り組むことである。承認を得た主な信用枠は、以下の通りである。

- 2020年IC0の企業および起業家向け融資枠：このIC0の信用枠は、国内で投資を行い、かつ流動性ニーズを満たす必要のある自営業者および企業に対して融資を行う。個人および家主団体も、住宅の修復のためにこの信用枠を利用することができる。
- 2020年IC0のSGR/SAECA保証融資枠：このIC0の信用枠は、相互保証会社（スペイン語表記の頭文字をとって「SGR」）または国有企業であるCaución Agraria（スペイン語表記の頭文字をとって「SAECA」）の範囲内で、スペインにおける資金を主とする自営業者およびスペイン企業または多国籍企業に対して融資を行う。
- 2020年IC0の商業融資枠：このIC0の信用枠は、スペイン国内の営利事業による前払い金を通じて流動性を得ようとする自営業者およびスペイン企業またはスペインにおいて設立された多国籍企業に対して融資を行う。
- 2020年IC0の国際融資枠：このIC0の信用枠は、外国で生産的な投資を行っており、かつ／または流動性ニーズを満たす必要のある、スペインの資金を主とする自営業者およびスペイン企業または多国籍企業に対して融資を行う。

- 2020年IC0の輸出業者向け融資枠：このIC0の信用枠は、流動性を必要とする自営業者およびスペイン企業に対して融資を行い、輸出活動による前払い金を通じて彼らを支援する。
- 2020年IC0の国際局融資枠：自営業の専門家および企業の国際化の過程を支援するために融資を行う。当該商品と、IC0の国際融資枠およびIC0の輸出業者向け融資枠の間の主たる違いは、貸付が地方銀行に適用されるか、または投資プロジェクトもしくは輸出活動が行われている国に本部がある国際機関に適用されるかということである。

例年通り、2020年1月中、IC0およびこれらの信用枠の申請書を提出した金融機関は、契約を作成および書名した。

2020年3月11日、世界保健機関は、COVID-19により生じた公衆衛生上の緊急事態を世界的なパンデミックであると表明した。国内および国際的な規模での事態の展開の速さならびに異常な状況は、明らかに重大かつ前例のない健康危機である。この難局に立ち向かうため、スペイン政府は2020年勅令法第463号の公布を通じて非常事態を宣言することが必要であるとみなした。

また、スペイン政府ならびに欧州および国際機関により対策が講じられ、危機による社会的および経済的影響を軽減するための景気刺激に関する追加的な措置を検討している。

目下のところ、当公庫はすでに、技術力と従業員管理に関連して、その業務および事業の継続性を確保するために必要な措置を講じており、従業員の安全とインテグリティに特に配慮した。作成日現在、当公庫は通常通り活動を継続している。

かかる事態は、スペインおよび国際マクロ経済環境に影響を与え、これは当公庫の活動に重大な影響を及ぼす可能性がある。年次財務書類作成日現在、かかる事態により生じる、活動に対して与える影響の詳細な評価または定量化を実施するのは、その短期的、中期的および長期的な結果の不確実性により時期尚早ではあるが、当公庫は、これが活動の継続性を損なわない一時的な事態であり、その影響の見込みが計上されることになると考えている。最後に、当公庫は、この事態の展開について、必要な場合に当該評価におけるいかなる変化も報告するために、継続的なフォローアップを実施していることに留意されたい。

この点において、去る3月18日、COVID-19の経済的および社会的影響に対する緊急臨時措置に関する2020年勅令法第8号が官報（BOE）に掲載された。かかる基準の第30条において、企業およびフリーランサーに対するIC0の信用枠の融資額を10,000百万ユーロに増額するために、IC0の純負債限度額の拡大が規定された。当IC0は、利用可能な資金調達の促進および拡大、また企業の信用へのアクセス向上のために、意思決定機関を通じて必要な措置を採用し、付属定款により規定される必要金融残高を保全する。

当該期末（2019年12月31日）から年次財務書類承認日（2020年3月30日）までの間、前述以外に重要な事実は発生していない。

1.9 事業セグメント別情報

当公庫の主要な活動は、信用枠の付与および直接貸付を行うことである。したがって、該当する法律に従い、IC0の事業についてセグメント別の情報は不要とみなされる。

また、IC0はスペイン領域内外で活動を行っており、すべての事業はスペインの利益に寄与するものであると認められている。

1.10 「IC0ダイレクト」貸付業務

2010年6月、IC0は「IC0ダイレクト」として、機械、家具、IT製品および建物に新たに投資するため、自営業の個人、中小企業、およびスペインの非営利団体（1年を超えて活動している団体）に対

して融資を行うことを目的とした新しい事業セグメントを開始した。この事業セグメントは、信用機関の仲介を通して行われるICOの通常の貸付業務を補っており、中小企業および自営業の個人向けの金融手段を広めるよう務めている。ICOダイレクトは、2011年および2012年に更新され、2012年6月に終了した。

ICOダイレクトにおける取引は、バンコ・サンタンデル（BS）およびバンコ・ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア（BBVA）によって公的に処理および管理されていた。これらの信用機関はこの目的においてICOに対し競争入札をしている。

2019年12月31日現在の純資産合計の残高は1,028千ユーロ（2018年12月31日現在は1,750千ユーロ）であった。2019年に生じた利益は3,498千ユーロ（2018年は4,586千ユーロ）であった。

1.11 2011年のICOの地方自治体向け貸付業務

2011年ICO地方自治体向け融資は、スペイン内閣により2011年7月に承認された公会計および社会的保護の安定性を高めるための勅令法の結果として開始された。その目的は、低迷する経済を踏まえ、地方自治体に提供する備品、労働およびサービスに係る請求権を決済する主要な問題に苦しむ多くの自営専門職および小企業の問題を緩和することであった。

この信用枠は、2011年4月30日まで未払いの請求書を決済するための流動性を地方自治体に提供することを目的としていた。主として、証明書および書類の経過年数に基づき自営業の個人および中小企業に対する債務の返済を支援することを目的としていた。

ICO地方自治体向け融資は、2011年7月から2011年11月まで実施されていた。同期間中、当該融資により、スペイン全域にわたる1,029の地方、地域および島域間町議会が、38,338の自営業の個人および中小企業により2011年中に提供された備品、建造物およびサービスに対する未払請求書222,975件（総額967百万ユーロ）を支払うことができた。2011年ICO地方自治体向け融資業務の定式化および運営は、当プロジェクトに追加されたいくつかのEECCを通じて実行されている。

2019年12月31日現在、当該資産（不良資産として分類されている）の残高は3,669千ユーロ（2018年12月31日現在は4,294千ユーロ）であった。

EELLの借入に関し、この信用枠は、国家収益の割当（スペイン語表記の頭文字をとって「PTE」）により、当公庫へ保証されている。PTEの下、開始から2019年12月31日までにおける当該信用枠の残高の減少は、61.68百万ユーロ（2018年12月31日現在で61百万ユーロ）である。2019年12月31日までの間に、1,029の事業体のうち、合計で409の事業体がPTEを頼らなければならなくなった。2019年12月31日現在、依然として9のEELLへのPTEの削減が要求されており、その残高は3.7百万ユーロであった。

注記2 適用される会計原則、方針および評価基準

ICOの2019年12月31日に終了した年度の年次財務書類の作成において用いられた会計原則、方針および評価基準は、以下の通りである。

a) 継続企業の原則

財務書類を作成するにあたり、当公庫の経営は当面継続していくと判断された。したがって、会計基準の適用は、清算の場合における、全部もしくは一部の譲渡を目的とする純資産価値を算定するためのものではない。

b) 発生主義原則

キャッシュフロー計算書に関連するものを除き、年次財務書類は、支払日または回収日にかかわらず、実際の物品およびサービスの流れに基づいて作成されている。

c) その他一般的な原則

年次財務書類は、取得原価法に基づき作成されているが、土地および建物（2004年1月1日までのものに限る。）（注記13を参照のこと。）、売却可能金融資産ならびに金融資産および金融負債（デリバティブを含む。）の公正価額でなされた再評価（もしあれば）により修正されている。

2.1 株式

2.1.1 グループ企業

「子会社」とは、当公庫が支配権を有する企業である。企業が投資先との関与による変動利益にさらされるか、変動利益に対する権利を有する場合、かつ投資先に対する支配権を通じて、投資先の利益に影響を及ぼす資格を有する場合に、企業は投資先を支配していると解釈される。

子会社としてみなされるためには、以下を必要とする。

- 支配権：投資家は、関連活動（すなわち、投資先の利益に大きな影響を及ぼす活動）の管理を可能にする既存の権利を有する場合に、投資先に対する支配権を有する。
- 利益：投資家は、投資先との関与による利益が、投資先の実績によって変動する可能性がある場合に、投資先との関与による変動利益にさらされるか、変動利益に対する権利を有する。投資家の利益は、プラスのみ、マイナスのみ、またはプラスとマイナスの両方になることがある。
- 支配権と利益のつながり：投資家は、投資先に対する支配権ならびに投資先との関与による変動利益に対するエクスポージャーおよび権利を有するだけでなく、投資先との関与による投資家の利益に影響を及ぼす支配権を行使する資格を有する場合に、投資先を支配する。

これらの株式は、年次財務書類において貸借対照表の「子会社、合併企業および関連企業への投資」という見出しの下表示され、取得費用において評価され、これらが経験してきたであろう減損のために割引される。

スペイン中央銀行の2017年通達第4号の規定に従い、これらの株式が減損された証拠がある場合には、減損額は、その回収可能額（株式の公正価値から必要な売却費用を差し引いたものまたは使用価値を差し引いたもののうち大きい方として計算され、配当として株式から受け取ると予想されるキャッシュフローの現在価値、およびそれらの処分またはその他の使用に関連するもの）およびその簿価の差額であると推定される。これらの株式に影響を及ぼす減損損失およびかかる損失の回収は、損益計算書において「金融資産および金融負債による損益」という見出しの下にそれぞれ計上される。

これらの株式に対する当年中の未払配当金については、損益計算書の「配当金収益」の見出しの下に記載されている（注記26を参照のこと。）。

注記12には、かかる見出しに関する2019年および2018年12月31日の会計データに関する情報を記載する。

別紙 には、これらの企業に関する情報を記載する。これらの企業の会計年度末は、すべて12月31日である。

2.1.2 関連企業

関連企業とは、当公庫とともに単一的意思決定機関を構成せず、また共同支配に服しないが、当公庫が重大な影響力を及ぼす企業をいう。通常重大な影響力が、議決権の20%以上の直接的または間接的な持分に伴う。

新しい規制の規則に従い、支配とは、業務活動から利益を得ることを目的として企業の業務上および財政上の方針を管理する権限を意味する。

「関連企業」の株式は年次財務書類において貸借対照表の「子会社、合併企業および関連企業への投資 - 関連企業」に減損調整後の取得原価で評価される。

スペイン中央銀行の2017年通達第4号の規定に従い、これらの株式が減損された証拠がある場合には、減損額は、その回収可能額（株式の公正価値から必要な売却費用を差し引いたものまたは使用価値を差し引いたもののうち大きい方として計算され、配当として株式から受け取ると予想される

キャッシュフローの現在価値、およびそれらの処分またはその他の使用に関連するもの)およびその簿価の差額であると推定される。これらの株式に影響を及ぼす減損損失およびかかる損失の回収は、損益計算書において「金融資産および金融負債による損益」という見出しの下にそれぞれ計上される。

これらの株式に対する当年中の未払配当金については、損益計算書の「配当金収益」の見出しの下に記載されている(注記26を参照のこと。)。

別紙 には、これらの企業に関する情報を記載する。

2.2 金融商品

2.2.1 金融商品の当初の認識

金融商品は当初、当公庫が該当する契約の当事者となった際に当該契約の条件に従い貸借対照表において認識される。特に、貸付および現金預金等の債務証書は、現金を受領する権利または支払う義務が発生する日現在でそれぞれ認識される。一般に金融デリバティブは契約日に認識される。

従来の契約を通じて行われる金融資産の売買は、すべての所有権に内在する利益、リスク、権利および義務が取得者に移転した日に計上される。当事者の相互義務に基づくこれらの契約は、規制または市場慣行により設定された期間内に履行されなければならない、株式市場取引または通貨先物取引等のように差額で決済することができない。購入または売却した金融資産の種類に応じて、契約日、決済日または引渡日となる。特に、外国為替現金取引市場で行われた取引は、決済日に認識され、スペインの証券市場で取引される持分証券を用いて実施される取引は、契約日に計上され、スペインの証券市場で取引される債務証書を用いて行われる取引は、決済日に認識される。

2.2.2 金融商品の譲渡および処分

金融商品の譲渡は、譲渡金融商品に係るリスクおよび利益を移転させる方法を考慮して記録される。それは、以下の基準に基づいて行われる。

- リスクおよび権利が実質的に第三者に移転された場合、譲渡金融商品は、その譲渡により留保または発生した権利または義務すべてを認識した上で、貸借対照表上から除外される。なお、この譲渡に含まれるのは、無条件的売却、取得日における公正価額での売却および買戻、購入選択権もしくは深刻な資産危機状態での売却権が伴う金融資産の売却、譲与者が劣後融資を留保しない資産の証券化、または新たな保有者に対する信用補完等である。
- 譲渡金融商品に係るリスクおよび利益が留保された場合、譲渡金融商品は貸借対照表上から除外されず、移転前と同様の基準に従って測定される。なおこの留保に含まれるのは、現先取引がされた金融資産の固定価格または利息付の売却額での売却、借方が同様または同等の価値の資産の返済を求められるローン契約等である。しかし、受領対価と同額に係る金融負債は認識される。その後、償却原価で評価され、認識はされないが、譲渡金融資産の収入および新たな金融負債額になる。
- 売買された購入選択権付き金融資産の売却(内部貨幣または外部貨幣での売却ではない。)、譲与者が譲渡資産の株式に対する劣後融資または信用補完をすることを想定する証券化等、譲渡金融商品に係るリスクおよび利益が、実質的に移転または留保されない場合には、以下の通り区別される。
 - 企業が譲渡金融商品に対する支配権を留保しない場合、貸借対照表上から除外され、その移転により留保または発生した権利または義務は、すべて認識される。
 - 企業が譲渡金融商品に対する支配権を留保する場合、起こりうる価値変動と同額のエクスポージャーが貸借対照表上で認識され続け、受領対価と同額の金融負債が認識される。損益を通じ

て公正価額で評価した金融負債として分類されるための条件を満たさない限り、かかる負債は、後に償却原価で評価される。かかる金融負債額を計算するため、金融資産が移転された企業に対する融資を構成する金融商品（資産担保証券および貸付金等）の価格は控除される。その控除額は、かかる金融商品が、とりわけ譲渡資産を融資する際の価格とまったく同額である。譲渡資産およびこれらに関連する負債との間の純額に関して、譲渡資産が償却原価にて評価された場合は、留保された権利および義務の減価償却額になる。また、譲渡資産が公正価額で評価された場合は、留保された権利および義務の公正価額になる。

以上の通り、金融資産が貸借対照表上から除外されるのは、発生したキャッシュフローが消滅した場合または内在的なリスクおよび利益が第三者に移転した場合である。

同様に、金融負債が貸借対照表上から除外されるのは、発生した義務が消滅した場合またはこの金融負債が取消もしくは交換の意図を持って購入された場合である。

2.2.3 金融商品の公正価額および償却原価

金融資産

金融商品のある日の公正価額は、知識を有するいくつかの当事者間の公正な取引において、同日に取得または売却されると見込まれる金額として理解される。金融商品の公正価額として参照できる、最も客観的で一般的な価格は、組織的で透明性が高く信用できる市場で支払われるであろう金額（「見積価格」または「市場価格」）である。

特定の金融商品に市場価格がない場合、その公正価額は、類似の金融商品の最近の取引に基づき見積もられ、それができない場合には、評価される金融商品の特性、特に金融商品に関連する様々な種類のリスクを考慮して、国際的な会計協会により承認されている評価手法を用いる。

とりわけ、組織的で透明性が高く信用できる市場で取引されている売買目的保有のデリバティブ金融商品の公正価額は、日々の市場価格と同じである。例外的な場合において、いずれかの日に価格を設定することができない場合には、組織的な市場で取引されていないデリバティブに適用されるものと同様の手法を用いて測定される。

組織的な市場で取引されていないデリバティブまたは規模が小さいもしくは透明性に欠ける組織的な市場で取引されているデリバティブの公正価額は、金融市場で認められる評価手法（「純現在価値」（NPV）、オプション価格決定モデル等）を用いて当該商品から発生する将来のキャッシュフローの合計を測定日で割り引いたもの（「現在価値」または「理論値」）と同額である。

償却原価は、金融資産または負債の取得原価を元利金の返済、また該当する場合には、金融商品の当初価格と返済価額の差異の一部（実効利率法を用いて損益計算書で認識される。）について（上方または下方に）調整した額である。金融資産の償却原価には、発生したであろう減損調整も含まれる。

実効利率は、金融商品の当初価格を残存期間中に見積キャッシュフローの全額と一致させる割引利率である。固定利付金融商品の場合、実効利率は、取得に際して決定した約定利率であり、2017年スペイン中央銀行通達第4号の条項に従い実効利率の計算に含まなければならない手数料および取引費用の調整がなされている。変動利付金融商品の実効利率は、固定利付金融商品と同様に見積もられ、契約に定める各金利見直し日に商品の将来のキャッシュフローの変動を考慮して再計算される。

公正価額の客観的な評価が不可能なその他の企業の株式および金融デリバティブ（裏付資産のような商品を保有し、交付により決済されるもの。）は、それが適切とされれば、発生した減損損失により、価格調整される。

子会社、合併会社および関連会社の株式は、それが適切とされれば、発生した減損損失により、価格調整された額で計上される。

金融資産価格の変動は、通常、損益計算書内の対応項目とともに計上される。それは、損益計算書の「金融資産および金融負債による損益」の項目で、純額で計上され、「利息および類似収益」で計上される未収利息および類似項目に起因するものと、その他に起因するものとを差異化する。

しかし、為替差額から生起しない限り、その他の包括利益を通じて公正価額で評価される金融資産のポートフォリオに含まれる商品価値の変動は、一時的に「その他の累積包括利益」の項目に計上される。評価の変動が損益計算書で決して再分類されない金融商品でない限り、これらが損益計算書に計上された際、貸借対照表資産内の該当箇所から除外されるまでは、これらの金融商品の公正価額の変動について「その他の累積包括利益」の項目に記載される金額は、資本純額の一部として残る。

また、「売却目的保有の非流動資産」の項目に計上されるものの価格変動は、資本純額の価値調整として「その他の累積包括利益」に計上される。

本年度財務書類における金融商品の公正価額での評価は、以下の公正価額レベルを用いて分類される。

- ） レベル ： 活発な市場における同一の商品の市場価格（調整前）により得られた適正な額
- ） レベル ： 活発な市場において類似の金融商品に用いられる評価手法、最近の取引において値付けされた価額もしくは予測キャッシュフロー、またはすべての重要な投入資本が直接的にまたは間接的に観察可能である市場データに基づくその他の評価手法により得られた公正価額
- ） レベル ： いくつかの重要な投入資本が、観察可能な市場データに基づいていない評価手法により得られた公正価額

ヘッジ対象およびヘッジ会計として指定された金融資産に関しては、その評価差額は以下の基準を考慮して計上される。

- 公正価額ヘッジに関して、ヘッジ・リスクの種類と関連してヘッジされたものおよびヘッジ対象の中で生じた差異は、損益計算書で直接認識される。
- キャッシュフロー・ヘッジおよび純外国投資の非効率に関する評価差額は、損益計算書に直接計上される。
- キャッシュフロー・ヘッジに関して、ヘッジ対象の実効ヘッジにおいて生じた評価差額は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括利益」の項目に計上される。
- 純外国投資ヘッジに関して、ヘッジ対象の実効ヘッジにおいて生じた評価差額は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括利益」の項目に計上される。

最後の二つの事例に関しては、ヘッジ対象の損益が損益計算書に計上されるまで、またはヘッジ対象の満期日まで、最終的に評価差額は損益に計上されない。

金融商品ポートフォリオにおける金利リスクの公正価額ヘッジに関して、ヘッジ商品を査定する際に生じた損益は、損益計算書で直接認識される。その一方で、ヘッジ対象リスクに関しては、公正価額の変動を補填する金額の損益は、マクロヘッジによる金融資産の調整として「その他の累積包括利益」に計上される。

金融商品ポートフォリオにおける金利リスクのキャッシュフロー・ヘッジに関して、ヘッジ商品の価値変動の有効な部分は、予定された取引がなされるまでは、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括利益」に計上され、その後、損益計算書に計上される。ヘッジ・デリバティブの価値変動の非有効部分は、損益計算書に直接計上される。

金融負債

金融資産に関して定義されているように、金融負債は以下の場合を除いて、償却原価で計上される。

- 金融資産に関して定義されているように、「売買目的保有の金融負債」および「損益を通じて公正価額で評価した金融負債」の項目に含まれる金融負債は、公正価額で評価される。公正価額ヘッジ取引により補填される金融負債については、ヘッジ取引で補填されるヘッジ対象リスクに関連するこれら公正価額の変動が計上され、調整される。
- 裏付資産が持分証券であり、公正価額を十分な客観性をもって決定できず、当契約書の交付によって決済される金融デリバティブは、原価で評価される。

金融負債額の変動は、通常、損益計算書上で相殺されて計上される。これは、「利息および類似費用」の項目で計上される未収利息および類似項目に起因するものと、他の要因（「公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益」の項目で計上されるもの。）に起因するものを差異化する。

ヘッジ対象およびヘッジ会計差額として指定された金融負債は、前記注記に記載された金融資産に関する、上記の基準を考慮した上で計上される。

[次へ](#)

2.2.4 金融資産および金融負債の区分および測定

金融商品は当公庫の貸借対照表で以下の区分に分類される。

- 中央銀行および信用機関に対する預金とは、現金残高ならびにスペイン中央銀行、その他の中央銀行およびその他の信用機関が保有する金額である。
- 損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債は、取引ポートフォリオに分類される金融商品ならびに損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産および金融負債により構成される。
 - ・ 金融資産とは、取引ポートフォリオに含まれる、短期間で現金化するために取得したものまたは短期利益を得るための行為を行った証拠があると特定される金融商品のポートフォリオの一部を構成するものをいう。また、ヘッジ商品として指定されていないデリバティブ金融商品は、この区分を構成するものとみなされ、適用ある会計規則に従いハイブリッド金融商品から分離される商品を含むものとする。
 - ・ 金融負債とは、取引ポートフォリオに含まれる、近い将来に買い戻すために発行したものまたは短期利益を得るための行為を行った証拠があると特定され、もしくは共同で運用される金融商品のポートフォリオの一部を構成し、選択性でない現先取引に基づき取得した資産の売却から生じる証券のショート・ポジションおよび証券の貸付ならびにヘッジ商品として指定されていないデリバティブ金融商品（ハイブリッド金融商品から分離される商品を含む。）をいう。ある金融負債が資産取引に融資するために用いられるという事実自体は、この区分に含まれることを意味しない。
 - ・ 損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産または金融負債とは、以下のものをいう。
 - ハイブリッド金融資産とみなされ、公正価額で評価される、取引ポートフォリオに含まれない金融資産。公正価額で評価される保険契約に基づく負債または公正価額の変動へのエクスポージャーを軽減する目的および効果を持つ金融デリバティブとともに運用されるもの。あるいは、金利リスクへの全体的なエクスポージャーを軽減する金融負債およびデリバティブとともに運用されるもの。
 - 事業体による当初の認識で指定された金融負債、または、認識時に以下の理由により、さらなる関連情報が得られるもの。
 - ・ 当該情報により、資産もしくは負債の評価、または損益の認識において生じる認識または評価の不一致は、別の基準によって解消または大きく軽減される。
 - ・ 金融負債または金融資産および金融負債両方のグループは管理され、その成績はリスク管理または投資情報戦略に従い、公正価額に基づいて評価される。文書化されたグループの情報もまた公正価額に基づいて、経営幹部に対して提出される。
- 償却原価で評価される金融資産の区分には、以下のものが含まれる。
 - ・ 固定満期であり、キャッシュフローが確定金額または確定可能な金額である負債性証券。本科目に含まれる負債性証券は、当初、公正価額で評価され、直接金融資産の取得に帰属する取引費用について調整され、2018年スペイン中央銀行通達第4号の時点で適用ある会計規則において定義される実効利率法を用いて損益計算書で認識される。その後、実効利率に基づく償却原価で評価される。
 - ・ 貸付および受取債権。本科目には、当公庫が行う通常の信用供与および貸付活動から生じる第三者への融資、ならびに資産の買主およびサービス利用者が被る負債が含まれる。また、事業体が貸主として行為するファイナンスリース取引も含まれる。

本区分に含まれる金融資産は、当初公正価額で計上され、直接金融資産の取得に帰属する手数料および取引費用について調整され、2018年スペイン中央銀行通達第4号の時点で適用ある会計規則に基づく実効利率法を用いて損益計算書で認識しなければならない。取得後は、取得された資産は償却原価で評価される。

割引で取得された資産は、支払額で計上され、返済額と当該支払価格との差額は、満期まで実効利率法を適用し、金融収益として認識される。

本区分に含まれる資産の未収利息は、実効利率法を用いて計算され、損益計算書の「利息および類似収益」の項目において認識される。ポートフォリオに含まれるユーロ以外の外国通貨建ての証券に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。これらの証券の減損損失は、注記2.7に記載の通り計上される。公正価額ヘッジに含まれる負債性証券は、注記2.3に記載の通り計上される。

- その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産。本区分には、償却原価で評価した金融商品または損益を通じて公正価額で評価した金融商品には分類されない当公庫が保有する負債性証券、ならびに子会社、合併企業または関連企業以外の当公庫の各事業体に保有される持分証券であって損益を通じて公正価額で評価されるものに分類されないものが含まれる。

本区分に含まれる金融商品は、当初公正価額で測定され、直接金融資産の取得に関連する取引費用について調整され、満期まで、2018年スペイン中央銀行通達第4号の時点で適用ある会計規則に定められる実効利率法を用いて損益計算書で認識される（ただし、金融資産の満期が固定されていない場合を除く。）。金融資産の満期が固定されていない場合には、減損が生じた時点で損益計算書に計上されるか、または貸借対照表で損金処理される。その後、本区分に含まれる金融資産は、公正価額で評価される。

上記にかかわらず、十分に客観的な方法で公正価額を決定することができない持分証券は、注記2.7に記載の通り計算された減損を控除して、年次財務書類に取得原価で評価される。

これらの金融資産から生じた利息または配当金に相当する収益は、対応項目とともに、損益計算書の「利息および類似収益」（実効利率法を用いて計算する。）および「配当金収益」にそれぞれ計上される。これらの商品の減損損失は注記2.7に記載の通り計上される。ユーロ以外の外国通貨建ての金融資産に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。公正価額ヘッジでカバーされる金融資産の公正価額の変動は、注記2.3に記載の通り計上される。

残る金融資産の公正価額の買収による変動は、金融資産が償却されるまでの間、すなわちかかる残高が損益計算書の「損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債の償却に係る損益」に計上されるまでの間、評価調整額として、対応項目とともに、当公庫の資本の部の「その他の累積包括利益」に計上される。

- 償却原価で評価された金融負債。この区分の金融商品には、上記のいずれの区分にも含まれない金融負債が含まれる。

本区分に含まれる金融負債は、当初公正価額で計上され、直接金融負債の発行に帰属する取引費用について調整され、満期まで、適用ある会計規則（2017年スペイン中央銀行通達第4号）に規定される実効利率法を用いて損益計算書で認識される。その後、かかる金融負債は、適用ある会計規則（2017年スペイン中央銀行通達第4号）に規定される実効利率法を適用して計算される償却原価で測定される。

実効利率法を用いて計算されるこれらの資産について発生する利息は、損益計算書の「利息および類似費用」において認識される。ポートフォリオに含まれるユーロ以外の外国通貨建ての証

券に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。公正価額ヘッジに含まれる金融負債は、注記2.3に記載の通り計上される。

上記にかかわらず、売却可能非流動資産に分類されるべき金融商品は、2017年スペイン中央銀行通達第4号規則第34条に基づき注記2.16に記載の通り年次財務書類に計上される。

財務書類におけるこうした区分への分類は、()当該事業体の金融資産管理の事業モデルおよび()金融資産の契約上のキャッシュフローの特徴という2つの要素に基づき行われる。

- ・金融資産は、以下の2条件を満たす場合、償却原価で評価した金融資産のポートフォリオに分類される。

- ()契約上のキャッシュフローを把握するために、金融資産の保有を目的とする事業モデルで管理されること。

- ()契約条件により特定日におけるキャッシュフローがもたらされ、かかるキャッシュフローは常に残存元本の金額に係る元本および利息の支払であること。

- ・金融資産は、以下の2条件を満たす場合、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産のポートフォリオに分類される。

- ()金融資産の契約上のキャッシュフローおよび売上高の把握を併せて目的とする事業モデルで管理されること。

- ()契約条件により特定日におけるキャッシュフローがもたらされ、かかるキャッシュフローは常に残存元本の金額に係る元本および利息の支払であること。

- ・金融資産は、当該事業体の管理に関する事業モデルまたは契約上のキャッシュフローの特徴に起因して当該金融資産を上記ポートフォリオのいずれにも分類することができない場合に限り、売買目的保有の金融資産または損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産のポートフォリオに分類される。

上記にかかわらず、売買目的保有に分類すべきではなく損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産に分類可能な持分証券への投資につき、当該事業体は、当初認識において取消不能の形で、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産のポートフォリオに含めることを選択するものとする。この選択は、金融商品単位で実行される。

また、事業体は、損益を通じて公正価額で評価した金融資産に指定しなかったならば資産もしくは負債の評価により、または利益もしくは損失の認識により生じたであろう評価または認識の不一致が、かかる指定により解消するかまたは大幅に減少する場合(「会計上の非対称性」とも呼ばれる。)、当初認識において取消不能の形で、損益を通じて公正価額で評価した金融資産への指定を選択するものとする。会計上の非対称性がある場合、かかる選択は、当該事業体の管理に関する事業モデルまたは契約上のキャッシュフローの特徴がどのようなものであるかにかかわらず実行される。

また、上記にかかわらず、事業体は、2017年通達第4号の定める要件が満たされる限り、ある金融資産を当初またはその後の認識において、損益を通じて公正価額で評価した金融資産のポートフォリオに属するものと指定することを選択するものとする。

金融商品ポートフォリオ間での再分類は、もっぱら以下の想定に基づいて行われる。

- ・事業体が金融資産の管理に関する事業モデルを変更する場合、事業体は、すべての金融資産を以下の条項に従って再分類することになる。かかる再分類は、再分類日以降、将来を見越して行われ、これに先立って認識された利益、損失または利息の修正再表示は必要とされない。一般的に、事業モデルの変更は稀である。

- ・事業体が債務証券を償却原価で評価されるポートフォリオから損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、事業体は、債務証券の再分類日における公正価額を見積もらなければならない。以前の償却原価とかかる公正価額との差異により生じた利益または損失は、損益計算書において認識される。事業体が債務証券を損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオから償却原価で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、当該資産の再分類日における公正価額が、かかる資産の新しい総帳簿価額となる。
- ・事業体が債務証券を償却原価で評価されるポートフォリオからその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、事業体は、債務証券の再分類日における公正価額を見積もらなければならない。以前の償却原価とかかる公正価額との差異により生じた損失または利益は、その他の包括利益において認識される。実効利率および予想貸倒損失の見積りは、再分類の結果、調整されない。
- ・債務証券がその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオから償却原価で評価されるポートフォリオへと再分類される場合、当該金融資産は、再分類日の公正価額で再分類される。資本の部のその他の累積包括利益における再分類日の累積損益は、再分類日における資産の簿価を対応項目として用いて消却される。したがって、かかる債務証券は、再分類日においてあたかもそれまで償却原価で評価されてきたかのように評価される。実効利率および予想貸倒損失の見積りは、再分類の結果、調整されない。
- ・事業体が債務証券を損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオからその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、当該金融資産は引き続き公正価額で評価され、以前に計上された価額の変動の修正計上は行われない。
- ・事業体が債務証券をその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオから損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、当該金融資産は引き続き公正価額で評価される。資本の部の「その他の累積包括利益」におけるそれまでの累積損益は、再分類日において、当該会計期間の損益に移転される。
- ・子会社、合併企業または関連企業への投資がかかる分類でなくなる場合、留保された投資額（もしあれば）は、再分類日における公正価額で評価され、再分類以前の簿価と損益またはその他の包括利益（留保された投資のその後の評価法に基づきいずれか該当する方）におけるかかる公正価額との差異により生じたすべての利益または損失が認識される。
- ・子会社、合併企業または関連企業として適格となる以前の事業体への投資は、支配、共同支配または重大な影響力を獲得する日まで、公正価額で評価される。この最終日において、事業体は、以前の投資の公正価額を見積もらなければならない。これに伴い、再分類以前の簿価と損益またはその他の包括利益（該当する方）におけるかかる公正価額との差異により生じたすべての利益または損失を認識する。該当する場合、資本の部のその他の累積包括利益における累積損益は、当該投資額が貸借対照表から償却されるまで維持され、この時点で準備金項目に再分類される。
- ・事業体は、金融負債については再分類を行わない。

上記の条項において、以下の事情に起因する変更は、再分類とみなされない。

- a) 以前は外国事業におけるキャッシュフロー・ヘッジまたは純投資ヘッジのヘッジ証券と指定され有効であった要素が、そのようにみなされるための要件に該当しなくなる場合。
- b) ある要素が外国事業におけるキャッシュフロー・ヘッジまたは純投資ヘッジのヘッジ証券と指定され有効となる場合。

c) 金融商品が、損益を通じて公正価額で評価される指定を受けたためまたはかかる指定を解除されたため、その評価が変更される場合。

2019年における再分類はなかった。2018年において、IC01は、注記 8 および注記 9 に記載されるポートフォリオ間の再分類を行った。

2.3 金融デリバティブ

金融デリバティブとは損益を提供する商品であり、特定の状況下では、取引および残高に関連する信用リスクおよび/または市場リスクの総額または一部の補償を認める。その方法としては、金利および特定の利率、個別の証券価格、為替レート・クロスカレンシーまたは同様のその他基準を裏付資産として利用する。当公庫は、組織的な市場または組織的な市場に対応する相対市場（店頭）の両方で取引される金融デリバティブを用いる。

当公庫は、中でもとりわけ、金利リスク、為替レートおよび市場レートへのエクスポージャーを軽減するための戦略の一環として金融デリバティブを利用する。これらの取引が2017年スペイン中央銀行通達第 4 号規則第31条および第32条の特定要件を満たす場合には、かかる取引は「ヘッジ」とみなされる。

当公庫がある取引をヘッジとみなす場合には、ヘッジに含まれる取引または商品の開始時からそのようにみなし、ヘッジは適切に文書化される。これらのヘッジ取引を文書化する際には、当グループが補填しなければならないリスクを考慮の上で、ヘッジされる商品またはヘッジを行う商品を適切に特定するとともに、補填しようとするリスクの性質、および当グループが有効期間中のヘッジの有効性を測定するために用いる基準または手法を特定する。

当公庫は、その有効期間にわたり極めて効果的と考えられるヘッジについてのみ、ヘッジ会計を適用する。ヘッジは、予定の期間中にヘッジで補填されたリスクに帰属する公正価額またはキャッシュフローの変動がそれぞれ、ヘッジ商品の公正価額またはキャッシュフローの変動で完全に相殺された場合に極めて効果的であるとみなされる。

前記のようなヘッジの有効性を測定するために、当公庫は、所定のヘッジ期間の開始日から終了日まで、ヘッジ対象のリスクに帰属するヘッジ項目の公正価額またはキャッシュフローのいずれかに関連ある方の変動がヘッジ商品の公正価額またはキャッシュフローの変動で将来的にほぼ完全に相殺されると見込まれるかどうか、および遡及的にヘッジの結果がヘッジ対象の数値結果の80%から125%の測定範囲で変動するかどうかを分析する。

当公庫が行うヘッジ取引は以下の科目に分類される。

- 公正価額ヘッジは、損益計算書に影響を及ぼす金融資産および金融負債もしくは約定額または特定のリスクに関連するこれらの一部の公正価額の変動に関するリスクを補填する。
- キャッシュフロー・ヘッジは、特定のリスクに関連して、損益計算書に影響を及ぼす金融資産もしくは負債または将来当公庫が行う可能性の非常に高い取引から生じるキャッシュフローの変動を補填する。

測定値の差異は、ヘッジ項目および会計ヘッジとしてみなされた金融商品について特に言及する場合、以下の条件に従って計上される。

- 公正価額ヘッジについては、ヘッジされたリスクの種類に関して、ヘッジおよびヘッジされる要素の両方の公正価値の差異が損益計算書において直接認識される。
- キャッシュフロー・ヘッジについては、ヘッジの補償の有効部分について生じる評価額の差異は、一時的に「その他の累積包括利益」に計上される。この種類のヘッジが行われた金融商品

は、注記2.2に記載される判断基準に従って行われ、当該補償が行われた金融商品とみなされたことによる調整は行われない。

最後の場合には、測定値の差異は、ヘッジ項目の損益が損益計算書に計上されるまで、または満期まで、損益として認識されない。

キャッシュフロー・ヘッジの非有効部分に対応するヘッジ証券の評価額の差異は、損益計算書の「公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益」において直接認識される。

当公庫は、ヘッジ商品が満了もしくは売却された場合、ヘッジがヘッジ会計の基準を満たさなくなった場合、または取引がヘッジと分類されなくなった場合にヘッジ会計を中止する。

上記の通り公正価額ヘッジ会計が中止され、ヘッジ項目が償却原価で計上される場合には、ヘッジ会計のために行われた評価額調整は、中止日に再計算された実効利率を適用してヘッジ項目の満期日まで損益計算書において認識される。

キャッシュフロー・ヘッジ取引が中止される状況においては、ヘッジからの累積損益は、貸借対照表の「その他の累積包括利益」に計上され、予定されたヘッジ取引が行われるまでこの科目に留まり、実行された時点で損益計算書に移転される。また、キャッシュフロー・ヘッジ取引が中止される状況で、ヘッジ要素が、金融資産または負債を計上することが予定された取引である場合には、計上される資産または負債の取得原価は調整される。予定された取引が行われないと予測される場合には、当該取引に関連する「その他の累積包括利益」の記載は直ちに損益計算書において認識される。

2.4 外貨建取引および機能通貨

当公庫の機能通貨はユーロである。このため、すべてのユーロ以外の表示の残高および取引は、外貨建てとみなされる。

以下は、2019年および2018年12月31日現在、当公庫が保有する外貨建金融資産および負債を示したものである（単位：千ユーロ）。

	2019年		2018年	
	資産	負債	資産	負債
英ポンド	194,026	183,298	193,781	182,125
米ドル	1,873,858	6,210,184	1,475,765	5,764,567
スイス・フラン	20	280,405	44	373,200
日本円	909	279,051	908	166,865
その他の通貨	183,589	46,766	157,794	397,137
	2,252,402	6,999,704	1,828,292	6,883,894

以下は、2019年および2018年12月31日現在、当公庫が記録した、種類別の外貨建資産および負債に相当するユーロを示したものである（単位：千ユーロ）。

	2019年		2018年	
	資産	負債	資産	負債
信用機関への貸付	793,094	-	448,477	-
顧客への貸付	1,458,254	-	1,378,756	-
その他の金融資産	1,053	-	1,059	-
信用機関への預金	-	1,667,163	-	1,173,697
負債性証券の発行	-	5,841,744	-	5,709,176
その他の金融負債	-	651	-	1,021
	2,252,401	7,509,558	1,828,292	6,883,894

当初認識される際には、外貨建ての借方と貸方の残高は、認識日の直物為替レート（即時払い用の為替レート）にて、機能通貨に換算される。当初の認識後は、外貨建ての残高を機能通貨に換算する場合には以下の規則が適用される。

- ）貨幣性資産および負債は、年度末の為替レート（年次財務書類に記載される日付現在の平均直物為替レート）にて換算される。
- ）取得原価で評価される非貨幣性項目は、取得日の為替レートで換算される。
- ）公正価額で評価される非貨幣性項目は、公正価額が決定される日の為替レートで換算される。
- ）収益および費用は、取引日の為替レートを適用して換算される。しかしながら、著しい変動がない限りは、期間の平均為替レートが当該期間中に実施されたすべての取引について適用される。減価償却費は当該資産に適用される為替レートで換算される。

外貨建ての借方と貸方の残高の換算により生じる為替損益は、通常、損益計算書に計上される。しかしながら、公正価額で評価される非貨幣性項目について生じる為替損益の場合は、公正価額の調整が「その他の累積包括利益」に計上され、非貨幣性項目の再評価に関する為替レートの要素が分類される。

当公庫が事業を行う主要外貨建ての残高を換算する際に使用するのは、2019年および2018年12月31日に欧州中央銀行が発表した市場レートである。

外貨建ての受取債権および支払債務の換算により生じる為替差損益の純額は、2019年12月31日現在、4,928千ユーロの利益（2018年12月31日現在は49,884千ユーロの利益）にまで上った。

2.5 収益および費用の認識

以下の要約は、収益と費用を認識する際に当公庫が採用する最も重要な基準である。

2.5.1 受取利息、支払利息、配当金および類似項目

通常、受取利息および支払利息ならびにその類似項目は、会計の目的上、発生主義に基づき適用ある会計規則であるスペイン中央銀行の2017年通達第4号において定義される実効利率法を用いて当公庫の損益計算書において認識される。他社より受領する配当金は、当公庫が配当金を受領する権利が発生した時点で認識される。

2.5.2 手数料、報酬および類似項目

事業の実効利率の計算に含まれるべきでない、または金融資産もしくは負債の取得原価を構成しない手数料に関する収益および費用ならびに類似の報酬は、損益を通じて公正価額で評価したものを除き、その性質に基づく様々な基準を用いて損益計算書で認識される。最も重要な項目は以下の通りである。

- 損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債に関連する金額は、支払日に損益計算書において認識される。
- 長期取引または役務から生じる金額は、当該取引または役務の期間中に損益計算書において認識される。
- 一度限りの事象に関連する金額は、当該事象が発生した際に損益計算書において認識される。

2.5.3 金融外収益および費用

これらの金額は、発生主義に基づき認識される。

2.5.4 繰延回収および繰延支払

繰延回収および繰延支払は、市場レートで予想キャッシュフローを割り引いて得られる金額で認識される。

2.6 残高の相殺

取引により生じる借方および貸方の残高は、契約上または法律上、相殺が可能であり、会社中存在し、純額で決済されるものまたは現金化と同時に支払われるものに限り、相殺され、貸借対照表に純額で表示される。

[次へ](#)

2.7 金融資産の減損

金融資産の簿価は、減損損失が生じたという客観的証拠がある場合には、一般に損益計算書について調整される。

- 貸付および負債性証券等の債務証券については、当初の認識後、将来のキャッシュフローに悪影響を及ぼす事象または様々な事象の複合的な効果が生じる場合
- 持分証券については、当初の認識後、ある事象または様々な事象の複合的な効果により簿価を回収できない場合

原則として、減損金融証券の価額修正は、当該減損が生じた期間の損益計算書に計上され、以前に計上された減損損失の回収（もしあれば）は、損失が解消または軽減された期間の損益計算書において認識される。減損について認識された金額の回収が不可能であると考えられる場合、かかる金額は、貸借対照表上から削除される。しかし、制限期間の満了、消却その他の原因により当公庫の請求権が消滅するまで、当公庫は、かかる金額の回収のために必要な措置を講じることができる。債務証券および偶発リスクポートフォリオは、その所有者、保証または仲介にかかわらず、当公庫が晒される信用リスクを決定し、価額の減損のヘッジ要件を見積もるために分析される。年次財務書類の作成のため、当公庫は、その起こりうる顧客および国の支払不能リスクを別々に分析することにより信用リスクの観点から運用を分類する。

債務証券の将来キャッシュフロー見積額は、当公庫が証券有効期間中に受領すると考えている元本および利息である全額である。年次財務書類作成の時点で利用可能な関連情報のすべてが、この見積りの際に考慮される。当該関連情報は、契約上のキャッシュフローの将来の回収の可能性についてのデータを提供するものである。また、証券の将来のキャッシュフローを含み証券を見積もる際、保証の可能性にかかわらず、その取得およびその後の売却の費用の額を差引いて、その実現の結果となるキャッシュフローが考慮される。

見積将来キャッシュフローの額の現在価値の計算において、契約上の利率が固定金利の場合、証券の当初の実効金利が更新利率として使用され、変動金利の場合、契約の財務条件に応じて決定される財務書類が関係する日付の実効金利が使用される。

償却原価で評価する債務証券については、減損損失額は、簿価と見積将来キャッシュフローの現在価値とのマイナス差額に等しく、見積将来キャッシュフローの現在価値は、固定金利の場合には当初の実効金利、変動金利の場合には契約条件に従い計算される年次財務書類日現在の実効金利を用いて計算される。上場債務証券の場合には、当公庫が回収する価額を表すものと十分に信頼できることを条件として時価を代わりに用いることができる。

減損が生じたという客観的な証拠は、すべての重要な債務証券については個別に、個別に重要ではない債務証券のグループについては個別にまたは集散的に決定される。特定の証券を類似のリスクを有する資産グループに含めることができない場合には、減損が生じているかどうか個別に分析され、生じている場合には減損損失額を見積もる。

金融資産のグループについては以下の通り集散的に見積減損損失額が評価される。

- 債務証券は、契約条件に従い債務者が全額（元本および利息）を支払う能力を示す類似の信用リスクの特徴を有するグループに分類される。資産をグループ化する際に考慮する信用リスクの特徴は、例えば証券の種類、債務者の業種、営業地域、保証の種類、支払遅延日数等将来キャッシュフローの見積りに関連するものである。
- 債務証券の各グループの将来キャッシュフローは、過去のデータを現在の市況に当てはめるための調整を施した上で、当公庫について各グループに類似の信用リスクを有する証券の過去の損失の実績に基づき見積もられる。

- 各グループの減損損失は、グループ全体の債務証書の簿価と見積将来キャッシュフローの現在価値との差異である。

損益計算書の変動を通じて公正価額で評価されない債務証書、偶発リスクおよび約定額は、顧客または取引に帰属する支払不能リスクに基づき、2017年スペイン中央銀行通達第4号の別紙 に定められる科目に分類される。標準リスクに分類されない債務証書については、支払遅延日数、提供された保証、顧客の財務状況および適切な場合には保証人を考慮して、上記通達に定める基準に基づき必要とされる特定の減損ヘッジについて見積りが行われる。

同様に、これらの金融商品は、カントリー・リスクから派生する信用リスク（通常の商業リスク以外の状況により顧客が居住する国に関連するリスクであるとする。）を決定するために評価される。

上記の特定の減損ヘッジに加え、当公庫は、損益計算書を通じて公正価額で評価しない債務証書に内在する損失およびグループ・ヘッジを通じて標準リスクとして分類される偶発リスクに対するヘッジを行う。当該グループ・ヘッジは、特定の取引に割り当てられていない統計手法を用いて計算される、減損実績および年次財務書類日現在に発生した内在する損失に関連する評価時点におけるその他のよくある状況に基づき計算される。

当公庫は、スペイン中央銀行が業界における経験および情報に基づき設定したパラメーターを使用し、債務証書に内在する減損損失および標準リスクとして分類される偶発リスクを補填するための手法および金額を決定しており、当該パラメーターは、データに応じて定期的に変更される。減損損失のヘッジを決定する手法は、適用される会計規則で定められる一定の割合に基づいており、これは2017年スペイン中央銀行通達第4号の別紙 に定められる金融商品のリスクの分類に応じて異なる。当該の変化は、記載の別紙で定められる金融商品のリスクの分類によって決まる。

基本的に、債務証書の減損は、業務が属するリスクセグメントおよび満期日経過期間に基づき、下記の割合を効果的な担保により回収される額でカバーされない未払いリスクに適用することで計算される。

	90日超 6ヶ月 以内	6ヶ月超 9ヶ月 以内	9ヶ月超 1年以内	1年超 15ヶ月 以内	15ヶ月超 18ヶ月 以内	18ヶ月超 21ヶ月 以内	21ヶ月超
非金融機関および個人起業家							
特別融資							
建設および不動産開発	60	70	80	85	90	100	100
建設土木工事	55	65	70	75	85	90	100
その他の特別融資	50	60	70	85	90	100	100
非特別融資							
大企業	50	60	70	85	90	100	100
中小企業	55	65	70	80	85	90	100
個人起業家	30	40	50	60	75	90	100
住居							
住宅購入							
未払いの主な住居（LTV）（80%未満の保証）	40	45	55	65	75	90	100
未払いの主な住居（LTV）（80%超の保証）	40	45	55	65	75	90	100
別宅	40	45	55	65	75	90	100
消費者信用（クレジットカード負債を含む。）	50	60	70	80	90	95	100
その他	50	60	70	80	90	95	100

標準リスクとして分類される業務に対する一般的な引当金は、警戒リストにおける標準リスクに対して計算されたものとは異なる。どちらも下記の割合を効果的な保証でカバーされない未払いエクスポージャーに適用することで計算される。

	標準リスク	警戒リストにおける標準リスク
非金融機関および個人起業家		
特別融資		
建設および不動産開発	1.9	27.6
建設土木工事	1.9	18.8
その他の特別融資	0.5	7.5
非特別融資		
大企業	0.5	7.5
中小企業	0.9	12.7
個人起業家	1.1	11.6
住居		
住宅購入		
未払いの主な住居（LTV）（80%未満の保証）	0.6	13.0
未払いの主な住居（LTV）（80%超の保証）	0.6	13.0
別宅	0.6	13.0
消費者信用	1.5	16.0
そのうち：クレジットカード負債	0.8	9.0
その他	1.5	16.0

ヘッジを計算するための効果的な担保の見積りには、以下の該当担保の基準値における推定割引が適用される。

実物保証の種類	基準値における割引率（％）
抵当保証（第一順位）	
建造物および完成建造物構成要素	
住宅	30
オフィス、公共施設、倉庫	40
その他	45
注文された都市部における土地および開発可能用地	40
その他の不動産	45
金融機関の提示された担保	
貨幣預金	0
その他の市場性のある金融機関	10
その他の市場性のない金融機関	20
その他の実物保証（例：二番抵当、動産）	50

該当するヘッジの評価を目的とした負債の支払において差し押さえたまたは受領した不動産資産については、当該資産の基準値につき以下の割引が適用される。

差押物件の種類	基準値における割引率（％）
建造物および完成建造物構成要素	
住宅	25
オフィス、公共施設、倉庫	27
その他	30
注文された都市部における土地および開発可能用地	30
その他の不動産	35

個別に有効なすべての債務証券および過去３ヶ月間に生じた価格の下落により計算された集合的な減損損失に関し、契約条件に基づく未収利息は、損益計算書において認識されない。

他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産に含まれる負債性証券および持分証券の減損損失額は、その取得原価（元本返済額調整後）と公正価額の差額から、すでに損益計算書で認識された減損損失を控除した額に等しい。

公正価額の減少が減損によるものであるという客観的証拠がある場合には、純資本額の調整としての「その他の累積包括利益」に直接認識された潜在的損失は、直ちに損益計算書に計上される。減損損失の全部または一部が後に回収される場合、かかる回収額は、負債性証券の場合には回収期間の損益計算書、持分証券の場合には純資本額の調整としての「その他の累積包括利益」において認識される。

売却目的保有の非流動資産として分類される負債性証券および持分証券については、資本に計上された損失は、実現したものとみなされ、分類が行われた日に損益計算書で認識される。

関連企業、合併企業および子会社における株式については、当公庫は、回収可能額と簿価を比較して減損損失を見積もる。減損損失は、減損損失が生じた年度の損益計算書に計上され、その後の回収は、回収期間の損益計算書に計上される。

減損等として計上される金額は、回収が不可能であると考えられる場合、貸借対照表から削除されるが、当公庫は、終了、取消またはその他の理由によりかかる権利が恒久的に抹消されない限り、回収を試みるのに必要な行動をとることが可能である。

2.8 財務保証および関連引当金

財務保証契約とは、法律上の種類（とりわけ保証、財務保証保険契約、または信用デリバティブ）を問わず、債務者が債務証書の当初のまたは修正された条件に基づく特定の支払義務の履行をしない場合に、債権者が被った損失を返済するために特定の支払を行うことを発行者に要求する契約をいう。

財務保証契約の発行者は、保険会社により発行された契約を除き、当該契約につき、公正価額に取引費用（その発行に直接起因する。）を加えた額を「その他の金融負債」の項目に計上した。

当初は、相互独立条件における単独取引の範囲内で関係のない第三者に発行された財務保証契約の公正価額は、受領されたプレミアムに受領されるキャッシュフローの現在価値を足した額であり、類似の条件およびリスクで当公庫が発行した金融資産と類似の金利を使用する。同時に、上記の金利で受領される将来キャッシュフローの現在価値は受取債権として認識される。

当初の認識後、契約は以下の基準に従い扱われる。

- ）受領する財務保証の手数料またはボーナス価額は、損益計算書に差異を金融収益として計上することにより更新される。
- ）不良と認められていない財務保証契約の価額は、保証の予定有効期間にわたり定額法で、またはその他の基準により損益計算書に計上される部分を差引いた当初の認識額である。ただし、これがより正確に保証の認識による経済リスクと利益を反映することを条件とする。

財務保証契約を不良と分類することは、「偶発債務および不確定約定額の引当金」の項目に含まれる関連するヘッジを意味する。

2.9 リース会計

2.9.1 ファイナンスリース

ファイナンスリースとは、リース対象資産が有する実質的にすべてのリスクおよび報酬を借主に転嫁するものをいう。

当公庫がファイナンスリース取引においてある資産の貸主として行為する場合には、借主が受領する金額の現在価値と保証された残余価値の合計（通常はリースが終了する際の買取オプション価格）は第三者に対して提供された融資として計上される。そのため、借主の性質に応じて貸借対照表において、「貸付および受取債権」として計上される。

当公庫がファイナンスリース取引において借主として行為する場合には、リース対象資産の費用は当該資産の性質に応じて貸借対照表に計上され、同額の負債が計上され、その金額はリース対象資産の公正価額および貸主に対して支払われる金額の現在価値と適切な場合には買取オプション行使価格の合計のいずれか少ない方となる。これらの資産は、当公庫の自己使用目的の有形固定資産に適用されるもの（注記2.12を参照のこと。）と同率で減価償却される。

いずれの場合においても、ファイナンスリースにおける金融収益および金融費用はそれぞれ、その発生を見積もるためにリースについて実効利率法を適用して、現行のスペインの法律（2017年スペイン中央銀行通達第4号）に従って計算され、損益計算書の「利息および類似収益」および「利息および類似費用」に計上される。

2.9.2 オペレーティングリース

オペレーティングリースにおいて、リース対象資産の所有権ならびに実質的にすべての所有権に係るリスクおよび報酬は貸主が保有する。

当公庫がオペレーティングリース取引において貸主として行為する場合には、リース対象資産の取得原価は、当該資産の性質に応じて、「不動産投資」の「有形固定資産」または「オペレーティングリースにより譲渡されたその他の資産」に計上される。これらの資産は、類似の自己使用目的の有形固定資産について採用された方針に基づき減価償却される。リース契約の収益は、定額法で損益計算書の「その他の営業収益」において認識される。

当公庫がオペレーティングリース取引における借主として行為する場合には、リース負債は、契約の当初評価額および原価で評価される使用权資産として、（固定、変動、コールオプションの行使およびその他の形で）予定される支払の現在価値で認識される。

2.10 人件費

2.10.1 短期報酬

従業員への短期報酬とは、従業員が役務を提供した年度末後12ヶ月以内に行われる支払をいう。報酬は一般に、当期の人件費として、受領し、記録した役務について支払われる金額で、調整を行わずに測定され、負債の見越勘定が費用の合計とすでに支払われた金額との差異について計上される。

2.10.2 退職後約定金

当公庫が従業員に関して締結した年金契約は、有効な団体賃金協約に反映されており、確定拠出契約に相当する。

当公庫の従業員は、政府が提供し、2002年11月29日勅令第1号により承認された年金制度および基金規制法および2004年2月20日勅令第304号により承認された同規則の規制を受ける共同従業員年金制度に加入しており、同制度は、ヘスティオン・デ・プレビシオン・イ・ペンシオネス・エンティダ・ヘストラ・デ・フォンドス・デ・ペンシオネスが運用し、BBVAに預託されるBBVAエンプレオ年金基金に含まれる。

確定拠出契約として、当公庫は、キャリア公務員または暫定政府職員、契約社員、臨時社員または上級管理職であるかにかかわらず、毎年5月1日現在勤続年数が2年を超える従業員のために年次拠出を行う。年次拠出額を計算する際に以下のパラメーターが考慮される。

- ・従業員が帰属する専門集団
- ・勤続年数（契約にかかわらず、従業員が政府に勤務した3年間の数とする。）

拠出金額は、毎年一般国家予算で承認された金額である。2019年12月31日現在、当年度において「人件費」として計上された費用はなく、2018年12月31日現在の過年度においてもなかった。

2.10.3 死亡障害給付金および退職金

退職前に当公庫が従業員と締結した退職金および死亡障害給付金についての契約およびその他類似の項目は、年次財務書類日現在の法定債務および潜在的債務の現在価値を計算し、保険数理上の損失から保険数理上の利益を差し引いたもの、認識されていない過去の役務費用および約定期額を保障する資産（保険契約を含む。）の公正価額を控除して見積もられる。過去の役務費用および保険数理上の利益または損失の全額は直ちに認識される。

2019年12月31日現在、退職後給付のための引当金579千ユーロ（2018年12月31日現在は919千ユーロ）が計上されている。

2.10.4 退職手当

退職手当は、当公庫が従業員または従業員グループを通常の退職日前に確実に解雇する場合、または従業員の希望退職の奨励金として報酬を支払う場合に限り、損益計算書の「人件費」および貸借対照表の「引当金」において「年金および年金類似債務引当金」に計上される。

2019年および2018年12月31日現在、当公庫はこの項目について引当金を計上しておらず、当該割当を要する制度または契約も存在しない。

2.11 法人税

法人税は、費用とみなされ、一般に損益計算書の「法人税」の項目に計上される。

当期法人税費用は、当該年度の課税所得について支払うべき金額として計算され、当該年度の一時差異から生じる資産および負債の残高の変動、税額控除および欠損金繰越について調整される（注記23を参照のこと。）。

当公庫は、資産または負債の簿価と課税標準額に差異がある場合には、一時差異があるとみなす。税務上資産または負債に帰属する金額は課税標準とみなされる。課税対象一時差異とは、当公庫が将来政府に対する支払債務を負うことである。控除可能一時差異とは、当公庫に対して償還権が生じ、または将来政府に支払うべき金額が減少することをいう。

税額控除および欠損金繰越とは、活動が完了し、または結果が得られたとしても、税制に定める条件が満たされるまで税務上確定申告には適用されない金額をいい、当公庫は、将来適用する可能性がある。

当期税金資産および負債とは、税金が認識された日から12ヶ月以内に当公庫が該当する税務当局から回収し、または税務当局に支払う予定の金額をいう。繰延税金資産および負債とは、将来当公庫が該当する税務当局から回収し、または税務当局に支払う予定の金額をいう。

繰延税金負債は、すべての課税対象一時差異について認識される。上記にかかわらず、営業権の認識に基づく繰延税金負債は計上されない。

当公庫は、以下の条件を満たす場合に、控除可能一時差異、税額控除または欠損金繰越から生じる繰延税金資産のみを認識する。

- 繰延税金資産は、当公庫が相殺するに十分な将来の課税所得が生じるとみなす場合に限り認識される。
- 欠損金から生じる繰延税金資産の場合には、今後繰り返して生じる可能性が低い理由により生じたものとする。

資産が当初認識される場合、企業結合から発生しない場合、かつ認識時に、帳簿または課税所得に影響を及ぼさない場合には、繰延税金資産または負債は認識されない。

各決算時に、繰延税金資産および負債は有効であることを確認するために見直され、評価の結果に基づき調整される。

2.12 有形固定資産

2.12.1 自己使用目的の有形固定資産

自己使用目的の有形固定資産には、当公庫が管理目的で現在または将来の自己使用のためまたは資産の製造または供給のために保有する資産で、1会計年度を超えて使用する予定のファイナンスリースに基づき所有または取得した資産が含まれる。とりわけ、この科目には当公庫が第三者に対する債権を表章する金融資産の全部または一部の決済として受領する有形固定資産で、内部での継続的な使

用が見込まれるものが含まれる。自己使用目的の有形固定資産は、貸借対照表に取得原価で計上され、取得原価は、支払われた対価の公正価額に支払済みまたは支払予定の金銭を加え、累積減価償却費および（必要に応じて）各項目の正味価格と対応する回収可能価格とを比較して決定される見積減損損失額を差引いた金額となる。

上記の目的において、当公庫の自己使用目的の有形固定資産の一部を構成する担保実行資産の取得原価は、担保実行と引き換えの金融資産の正味価格に類似している。

減価償却費は、定額法で、取得原価から残余価値を差引いて計算される。建物その他建造物が建っている土地は、期間無制限であるため、減価償却されない。

有形固定資産の減価償却費への年間割当は損益計算書の「減価償却費 - 有形固定資産」に計上され、該当資産の推定耐用平均年数に基づき計算される以下の減価償却率に相当する。

	年率
建造物	2 %
備品	4 %から15%
器具および事務機器	10%
コンピューター機器	25%
輸送機器	16%

各決算期において、当公庫は、内部または外部で有形固定資産の正味価値が回収可能価格を超える兆候があるか否かを判断する。兆候がある場合には、該当資産の簿価は回収可能価格に減額され、将来の減価償却費用は、新たな見積りを要する場合には調整後の簿価および新たな残余耐用年数に比例的に調整される。自己使用目的の有形固定資産の簿価の減額は、必要に応じて損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」に計上される。

同様に、有形固定資産の減損が回収されたことを示す場合には、当公庫は、過年度に計上された減損損失の解消を損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」において認識し、将来の減価償却費を調整する。いかなる場合においても、資産に関連する減損損失の解消は、過年度に減損損失が認識されなかった場合に得たはずの簿価を上回らない。

また、自己使用目的の有形固定資産の推定耐用年数は、少なくとも年に一度大幅な変動がないか見直される。変動がある場合には、新たな推定耐用年数に基づき将来損益計算書に計上する減価償却費を訂正することで調整される。

自己使用目的の有形固定資産に関する維持管理費用は、かかる費用が発生した年度の損益計算書の「その他の管理費」に計上される。自己使用目的の有形固定資産のための資金調達により発生した金融費用は、発生時に損益計算書に計上され、当該費用は取得原価に含まれない。

2.12.2 不動産投資

貸借対照表の「不動産投資」においては、賃貸用または将来の時価の上昇により売却益を得るために保有している土地、建物その他建造物の正味価値を認識する。

不動産投資の取得原価の認識について減価償却、それぞれの耐用年数の見積りおよび減損損失の記録に適用される基準は、自己使用目的の有形固定資産に関するものと一致する（注記2.12.1を参照のこと。）。

2.13 無形資産

無形資産とは、物理的に存在せず、取引の結果生じ、または当公庫が内部で開発した特定可能な非貨幣性資産をいう。客観的に合理的な原価を見積もることができ、当公庫が将来財務的利益をもたらすとみなす無形資産のみが会計上認識される。

営業権以外の無形資産は、取得原価または生産原価から累積減価償却費および減損損失を調整した額で貸借対照表において認識される。

無形資産は、あらゆる要素について評価し、当公庫に対して純キャッシュフローを生じる期間に予測可能な期限がない場合には、無期限の耐用年数を有するものとし、その他のあらゆる場合には期限付耐用年数を有するものとする。

各決算期に、当公庫は、無期限の継続を確認するために、それぞれの残存耐用年数を見直す。無期限の耐用年数を有する無形資産は償却されない。これ以外の場合には必要な措置を取る。

期限付耐用年数を有する無形資産は、有形固定資産に適用されるものと類似のいくつかの基準を用いて償却される。これらの無形資産についての年次減価償却費は損益計算書の「減価償却費 - 無形資産」に計上される。

耐用年数の期限の有無にかかわらず、当公庫は、無形資産の減損を認識し、対応するものとして、損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」にそれらを計上する。これらの資産に対する減損損失および適切な場合には過年度に認識された減損損失の解消の認識に適用される手法は有形固定資産に適用されるものと同様である（注記2.12.1を参照のこと。 ）。

2.14 引当金および偶発債務

年次財務書類を作成するにあたり、当公庫は、引当金と偶発債務を以下の通りに区別した。

- 引当金とは、事業体に対して金融損失が生じる過去の事象から派生した貸借対照表日現在有効な債務を対象とする貸方残高である。かかる損失が発生する可能性は高く、種類を特定できるが、その金額または決済日を決定することはできない。
- 偶発債務とは、過去の事象の結果として生じる可能性がある債務のうち、当公庫の支配を超える一つまたは複数の将来の事象を条件として存在するものである。

当公庫の年次財務書類には発生の可能性のある債務に対するすべての重要な引当金が含まれる。偶発債務は、年次財務書類において認識されないが、2017年スペイン中央銀行通達第4号の要件に基づき情報が開示される（注記19を参照のこと。 ）。

引当金は、当該事象の状況に関して入手可能な最善の情報を用いて数量化され、年度末に再度見積もられる。当該引当金は、当初認識した特定の債務を充足するために使用されるが、当該債務が消滅または減少した場合には、全部または一部が繰り入れられる。

2019年および2018年末、当公庫に対して、通常の業務から生じる法的手続きおよび請求が多数提起された。IC0の法律顧問および取締役は、これらの手続きおよび請求の終了により、これらが終了する年度の年次財務書類に必要な応じて開示されるもの以外に重大な影響を及ぼさないと理解している。

前期の基準に従い必要とみなされる引当金は、損益計算書の「引当金経費または引当金の戻入」に計上される。

2.15 キャッシュフロー計算書

キャッシュフロー計算書において用いられる用語は、以下の意味を有する。

- キャッシュフローとは、現金および現金同等物の流入および流出をいい、流動性が高く、価値の変動リスクが低い短期投資をいう。

- 営業活動とは、一般的な金融機関の活動および投資または金融活動に分類されないその他の活動をいう。
- 投資活動とは、非流動資産ならびに現金および現金同等物に含まれないその他の投資の取得、売却またはその他の手段による処分をいう。
- 金融活動とは、持分および負債の規模および構成を変更する活動のうち、営業活動を構成しないものをいう。

2.16 売却目的保有の非流動資産および売却目的保有の非流動資産に関連する負債

貸借対照表の「売却目的保有の非流動資産」には、年次財務書類日から1年以内に現状有姿で売却される可能性が高い個別の項目の簿価が計上される。

例外的に、1年を超える期間にわたって売却されることが予想される場合には、当公庫は、損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」の項目における時間的価値の変動を加味し、最新の売却価格を算定する。

その結果、金融資産または金融外資産であるこれらの項目の簿価は、継続的な使用ではなく売却価格を通じて回収される。

特に、債務者の当公庫に対する支払義務の全部または一部の決済のために当公庫が受領した不動産その他の非流動資産は、当公庫がこれらの資産を継続して使用することを決定しない限りは、売却目的保有の非流動資産とみなされる。

対称的に、「売却目的保有の非流動資産に関連する負債」は、グループに関連するまたは当公庫の業務の障害に関する貸方残高を含む。

売却目的保有の非流動資産は、一般に認識時の簿価と見積売却費用を調整した公正価額のいずれか低い方で測定される。種類に応じて減価償却される有形固定資産および無形資産は、本科目に含まれる間は減価償却されない。

資産の簿価が売却費用を調整した公正価額を上回る場合には、当公庫は、資産の簿価を超過額分調整し、対応するものとして、損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に計上する。資産の公正価額がその後増加する場合には、当公庫は、すでに計上した損失を取り消し、減損前の価格を上限として簿価を増額し、損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に計上する。

売却目的で行われる保有の非流動資産の売却の結果については、損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に示されている。

ただし、中断されている事業の一部である、金融資産、従業員給与からの資産、繰延税金資産および保険契約のための資産は、前段落に従うのではなく、この概念に適用される注記2の上記の段落に説明のある原則および規則に従って評価される。

2.17 企業結合

最終的な結果が一企業の買収を構成する企業結合で、取得された企業が当公庫から独立した法律上の地位を維持する企業結合は、年次財務書類の貸借対照表の「株式 - 子会社」に計上される（注記2.1を参照のこと。）。

注記3 顧客支援サービス

2004年7月24日、EC0734法令が制定された。これは顧客支援サービス業務に関連するもので、顧客支援サービスならびに銀行サービスおよび信用機関の擁護官の規制を目的としている。IC0は、顧客

サービス部門の設置を義務付けられてはいないが、当公庫は、かかるサービスに関し、金融機関として遂行する業務に関して受けるあらゆる要求および苦情に対処している。質の高いサービスを提供するため、2006年12月、当公庫はIC0の貸付者、利用者および顧客からのあらゆる苦情および提案を受け、処理し、対応し、かつ返答する業務を集中的に行う部署の設置を決めた。

2019年に受けた苦情の件数は136件であり（2018年は93件）、平均3.4営業日以内に処理された（2018年を下回った）。全苦情の88%が仲介業務（IC0ダイレクトおよびIC0 SGR）における与信取引関連であり、そのためこれらは該当する信用機関に引き渡された。3%の苦情は、IC0ダイレクト業務の払戻しまたは決議に関するものであり、また3%の苦情は、その他の問題に関連するもので、IC0が扱う製品やサービスには関連しないものであった。

注記4 利益の分配

2019年における利益は106,941千ユーロであり、年次財務書類作成日現在、その分配について、経済・デジタル変革省による決定はまだなされていない。かかる分配は、当公庫の定款の規定に従って行われる。

注記5 リスク・エクスポージャーおよびその他の情報

5.1 リスク - その全般的特徴

リスクは金融活動に内在するものである。リスクを正しく測定し、管理し、制御することにより、顧客、投資家および従業員の信頼の基礎となる適切な利益率の達成と事業体の支払能力の維持が容易になる。

金融機関が抱えるリスクを詳細に分類することを目的としなければ、流動性リスク、市場リスク、信用リスクおよびオペレーション・リスクの4種類に分類することができる。

- ・ 流動性リスクとは、債務返済に見合うだけの十分な流動資産が欠如する結果生じるリスクをいう。これは、不適切な資産および負債の満期構造または例外的な市場危機によって起こる。
- ・ 市場リスクとは、国内外通貨の金利、為替、株価のような金融変数の不利な変動により生じる損益計算書および資本に影響を及ぼすリスクをいう。かかるリスクは、貸借対照表上または構造上の市場リスクと、取引ポートフォリオに関する市場リスクの二つに大別される。
- ・ 信用リスクとは、投資の推定期間内にかかる投資の元利金全額が回収できないリスクをいう。かかるリスクは、銀行との関係における相手方リスクおよび投資活動における信用リスクの二つに大別される。
- ・ オペレーション・リスクとは、予測不能な状況における管理上、社内手続上、会計上、IT関連、法的または外的な過誤の結果生じるリスクをいう。

金融機関として、IC0はこれらの種類のリスクに晒されており、理事会が承認したリスク方針マニュアルに従って、これらを効果的に管理するよう、識別し、計量化し、監視しなければならない。かかるマニュアルは、様々な方法、適用ある規制・手続きおよび組織構造を編集したものである。

5.2 リスク - 組織構造

あらゆるリスクをカバーするため、当公庫は、（2018年8月29日理事長通達第3号に基づき）管理およびリスク・財務局長の管轄下のリスク局長の下に特別部署を設置した。

リスク局長の職務には、内部リスク方針ならびに当公庫の財務リスクおよび信用リスクの分析・管理・監視方法の作成および提案、IC0の信用リスクの許容性の評価ならびに国内のおよび国際的なリス

ク規制にIC0が適合しているかの監督、また同時にその権限の下にある部門の業務遂行の運営、調整および監督等が含まれる。

リスク専門の部署とは、リスク計量化技法および承認部、グローバル・リスク管理部、継続管理および回収部、であり、それぞれが決められた職務を遂行している。

グローバル・リスク管理部の主な職務は以下の通りである。

- ・ 当公庫の金融リスクの計量化技法の作成、提案および管理。
- ・ 金融リスクの上限および承認済みのリスク方針の遵守の監督。
- ・ 借り手の信用枠の定期的な分析、監視および見直し、それらの分析ならびに貸付仲介業者と借り手の水準の監視。
- ・ リスク計量化システム、バックテストおよびストレステストの定義および見直し。
- ・ 新規金融商品のための市場価額基準の提案、リスクの計量化および潜在的（追加）リスクに係る技法の設定。
- ・ 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の法律の適用についての分析。
- ・ 新規商品の市場価格および構造ならびにその潜在的（追加）リスクの評価。
- ・ リスクに係る承認された技法の正確な適用の監督。
- ・ 流動性枠証券化ファンドの運営における信用リスクの分析。
- ・ 流動性、市場、信用度および新規商品に関する新たなリスク限度枠の提案。
- ・ 資産および負債に係る委員会、管理委員会、監視委員会および理事会に向けたリスクの状況の報告および分析。
- ・ スペイン中央銀行に対する金利リスク、流動性比率、巨大リスクおよびバーゼル比率の状態の報告。
- ・ リスク調整後リターンツール（RAR）の更新および維持管理。
- ・ リスク調整後資本利益率（RORAC）におけるIC0の価格統制ツールの更新および維持管理。
- ・ リスク・アペタイト・フレームワーク（MAR）。
- ・ 証券化に関する分析、検討および報告。

リスク計量化技法および政策地域を決する、リスク計量化技法および承認部は主として以下の機能を含む。

- ・ 新規資産商品および自動化手続きに含まれていない直接信用供与のリスクが許容範囲内であるかどうかの評価。
- ・ 顧客および顧客の金融グループに関し、IC0により承認された直接信用供与のリスク限度枠が適切であるかどうかの分析。
- ・ すでに形成されており意思決定機関の承認が求められる事業の変更をIC0が実行する上でのリスクの分析および評価。
- ・ 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の基準の採用についての分析。
- ・ IC0からの新規直接貸付の承認に関する契約およびすでに実行済みの取引の変更の協議および採用が行われる信用委員会の調整。
- ・ 直接信用供与のリスク方針および／または適切である場合にはIC0によりすでに承認された方針の変更に関し、IC0内部の意思決定機関による承認の定義および提案。
- ・ 必要とされる財務業務に関するカントリー・リスク報告の作成および改訂。
- ・ リスク計量化技法の開発、応用マニュアルの作成およびプロジェクト融資の信用評価に関連する手段の継続。

卸売の監視部および回収部ならびに小売の監視部および回収部を下部組織とする、監視部および警戒解除部は、以下に挙げる機能を有する。

卸売の監視部および警戒解除部：

- ・ 直接融資業務のリスクのコントロールおよび追跡を行い、不良運用、破綻処理された取引および損失処理された取引に起因する収支の回復を促進し、有効枠におけるポートフォリオの諸条件の順守を監視すること。
- ・ 仲介貸付枠につきIC0の信用リスクの観点から分析および評価。
- ・ リスク・シェアリングの場合の、IC0の仲介貸付枠に規定された非金融条件の遵守の管理・検証。
- ・ IC0の直接的な顧客および顧客の金融グループに関する内部格付システム、カントリー・リスク格付システム、運用リスク計量化技法および信用リスク制限技法の設定および維持。大規模なリスク・エクスポージャーの統制および報告。
- ・ すべての必要な情報を用いたIC0のポートフォリオの質の確保。
- ・ IC0からの直接貸付ポートフォリオに関する監視委員会の調整。
- ・ 有効な規制に基づく引当金の分配／破棄の提案。
- ・ IC0からの新規直接貸付の承認に関する契約およびすでに実行済みの取引の変更の協議および採用が行われる信用委員会への出席。
- ・ 該当する法務・事業分野と連携した、遅滞、決済および不履行となった金融取引に関する適切な回収手続きの推進。
- ・ 規制機関（格付機関、内外の監査人、監査人の裁判所およびスペイン中央銀行等）からの要望に対する応答。
- ・ 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の基準の採用についての分析。

小売の監視および警戒解除部：

- ・ 小売業者に対する直接業務のリスクのコントロールおよび監視。
- ・ 目的区分に相当する借換運用の実現可能性の分析。
- ・ 当公庫から他企業へ管理が外注されている、IC0が保有する貸付金の回収作業の監視およびコントロール。かかる作業は、中小企業、零細企業、自営業者および個人へのサービス提供契約を通じて行われている。
- ・ 中小企業、零細企業、自営業者および個人に対して当公庫が直接的に経営管理を遂行している、IC0によって保有されている貸付金の回収管理。
- ・ 個々の分野の記録（決議提案、失敗、借換契約、取消、直接管理への業務移行等）に関するIC0内部の意思決定機関への提案準備。
- ・ 監視委員会における、リテールリスクの貸付ポートフォリオの状況の作成および提示。
- ・ 事業体に移転される事由の対応と解決に関する金融業務および経済政策の法律顧問部門の調整。かかる事業体には、係争回復のサービスの提供が委任されており、また裁判上の請求の過程および倒産の手続きまたは同様の特性を有する事柄において、IC0が様々な局面に置かれることが要求されるその他の行動が委任されている。
- ・ リテールポートフォリオのすべての貸付の保有者および／または保証人が顧客サービス部を通じて受けた依頼の管理。
- ・ 重大な経済危機、自然災害またはその他類似の出来事の結果、政府取引される直接金融業務の監視、承認および企画。その後における、当該状況および一定の借り手グループの活動範囲に関連する政府機関への移転に対する取組みまたは行動提案の評価。

IC0は様々な種類のリスクに関する専門家集団を擁しており、それぞれが職務における責任を持ってかかるリスクについての原則、有効なリスク方針マニュアルおよび既存の内部手続きに従い任務を遂行している。

5.3 IC0における流動性リスク

スペインのコミュニティ法およびその発展は、本件に関しては事業体における流動性リスクの測定、コントロールおよび管理のシステムに対する一般的な要件を規定するのみであるが、以下の規範文書に含まれる。

- 信用機関の活動へのアクセスならびに信用機関および投資会社の健全性監督に関する2013年6月26日EU指令第36号。
- 金融機関および投資サービス会社の健全性要件に関する2013年6月26日EU規則第575号第6部。
- 2013年規則第575号第7章、第7の2項および第7の3項に従い技術的施行規則を規定する、2014年4月16日施行規則第680号。
- 金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年6月28日法律第10号第41条、第42条および付則8。
- 2014年法律第10号第53条を発展させる2015年2月13日勅令第84号。
- 流動性ヘッジ要件（LCR）に関する2013年EU委任規則第575号を終了させた2014年10月10日以降の2015年EU委任規則第61号。
- 証券化ファンドの会計基準、年度会計、公的年次財務書類および積立統計情報を規定する、2016年2月2日通達第2号。これは、2008年5月22日通達第3号（廃止）の規則51、DT 6 および別紙に置き換わる。
- 2014年EU履行規則680号を改訂した、2月16日からの委員会の2016年EU履行規則第322号。これは、流動性カバレッジ要件（LCR）の団体による監督目的のための情報の伝達に関連する技術履行基準を規定するものである。
- 2014年EU履行規則680号を改訂した、3月1日の委員会の2016年EU履行規則第313号。これは、流動性に関する情報の目的のための付加的制御パラメーターに関するものである。
- 2014年EU履行規則680号を改訂した、2017年11月9日EU履行規則第2114号。これは、定型書式および指示に関するものである。
- 2017年11月27日通達第4号、規則第59条および第60条。

一般的に、2016年通達第2号のリスクの取扱いに関する第6章の規則51に含まれる、従うべき一連の行動基準（質的要件）を超える流動性リスクに関する特定の資本要件は存在しない。かかる通達はまた、第5章に含まれる資本の自己評価の過程および監督上の見直しの過程において実行された行動を報告する必要性にも言及しており、これはすべて、その内部資本がその現在および将来の活動を補填するのに十分であるかどうかを評価するためのものである。

現在、更新版のバーゼル の流動性および支払能力に関する文書「銀行および銀行システムを強化するための世界的な規制の枠組み」ならびに「バーゼル ：計量に関する国際的な枠組み」の公表に伴い、流動性リスクの基準および監視が、流動性の計量および管理のより効率的なパラメーターを保証する指針となる新たな措置となっている。2013年1月1日、バーゼル委員会は、「流動性ヘッジ比率および流動性リスク管理ツール」を公表し、これにより短期流動性比率の定義付けおよび監視が前進した。また、これは2014年1月12日における「市場に基づく流動性指標の監督ガイダンス」により補足された。

かかる方面において、2015年1月17日に流動性カバレッジ比率（LCR）に関し、欧州議会および欧州理事会の2013年自己資本規制（CRR）第575号を修正する、2015年委任規則第61号が公表され、2015年10月1日から60%、2016年1月1日から70%、2017年1月1日から80%、また2018年1月1日には完全な適用（100%）となるよう義務付けられた。

2014年1月、長期流動性比率の定義および計算に関する協議書類「バーゼル：安定調達比率（NSFR）」が公表され、2014年4月11日までの協議段階を経て、2014年10月に最終文書が公表された。これにより、安定調達比率の最低水準の計算が必要となっている。2019年6月に2019年規則第876号が公表された後、2021年6月末から同比率の報告に関する新たな雛形の公表まで適用される予定である。

2013年およびその翌年以降の活動中、当公庫は追加の流動性管理として、短期流動性比率および長期流動性比率の計算を毎月行った。当公庫は、すべての期間において将来適用される制限の範囲内に収まる結果を得た。

さらに、2015年およびその翌年以降を見越して、また2014年10月にBISにより公表された「バーゼル：安定調達比率」ならびに各時点で有効な定義および基準に基づき、四半期毎にその結果が計算され、安定調達比率に関する1年後（2020年まで）の様々なシナリオを導入したIC0の残高が提供される。

IC0では、流動性リスクの報告、監視、管理を担当する組織構造が明確に定められている。

貸借対照表上の流動性リスクを監視するために用いられている計量化技法は、流動性ギャップである。この流動性ギャップは、キャッシュフローを生じさせるすべてのオンバランス項目およびオフバランス項目について実際の実行日の資金の流入と流出の差額に関する情報を、毎日、12ヶ月を上限とする期間において提供する。

流動性ギャップは1週間、1ヶ月、3ヶ月および6ヶ月の期間で計量化されている。それぞれの期間において、当公庫の負債合計の次の割合を越えてはならない。1週間期間については0.5%以内、1ヶ月期間については1%以内、3ヶ月期間については2.5%以内および6ヶ月期間については5%以内である。

短期流動性の監視は、毎日行われる。限度額の監視および管理も1週間、1ヶ月、3ヶ月および6ヶ月の単位で毎週および月末に行われる。

IC0は流動性の危機的水準の予測が可能となる計量化された限度額および警報システムを設定した。

また、流動性リスクを低減するために基本的な資金調達源を多角化する方針を採り、年次資金調達計画の必要資金額および資金調達日についての情報を確立するために、新規事業活動の予定を含む流動性を定期的に見直している。

同様に、ストレスシナリオにおいて財務資源を用いる際の参考として優先順位を規定する流動性コンテンツジェンシー・プランが、2018年2月27日に理事会によって承認された。

IC0は通常、銀行間取引市場、レポおよび同時流動性ならびに大規模あるいは小口の負債性証券の発行等、流動性を様々な方法で調達する。

アメリカのサブプライム市場不況に端を発する国際および国内市場に影響を与えた金融危機は、金融市場に著しい低迷を引き起こし、国内外の金融法人の資金調達のための資源を著しく減少させた。結果として、銀行間取引市場または負債性証券の発行を通じての資金調達にも深刻な影響を及ぼした。

この新たな状況のため、IC0は、期日に間に合う正確な支払義務、また、戦略的な経営、投資および成長目標を達成するための確実な流動性にするために、従前と同様に2019年を通してこの新たな状

況に適應するための決断をした。これらの方策により、2020年においてもIC0の流動性の欠乏は見込まれていない。

ユーロ建て取引およびデリバティブヘッジの満期分析

以下の表は、2019年および2018年12月31日現在の金融資産および金融負債として認識されるユーロ建てデリバティブにおける契約満期（デリバティブ内蔵ハイブリッド金融商品を除く。）、および金融デリバティブとみなされるローン契約（現金、またはその他の金融資産により調整の上、決済される契約であって、当公庫のキャッシュフローの見積りを理解するために満期を最も重要とするもの。）を概念的に示したものである。

2019年12月31日現在

	(単位：千ユーロ)					
	1年未満	1～5年	6～10年	11～15年	16～20年	合計
売買目的保有のデリバティブ	259,464	230,384	315,133	-	-	804,981
- そのうち:デリバティブとして みなす貸付承諾						
デリバティブヘッジ	4,525,140	6,413,078	1,008,134	241,004	18,623	12,205,979
	4,784,604	6,643,462	1,323,267	241,004	18,623	13,010,960

2018年12月31日現在

	(単位：千ユーロ)					
	1年未満	1～5年	6～10年	11～15年	16～20年	合計
売買目的保有のデリバティブ	177,684	320,008	343,260	-	-	840,952
- そのうち:デリバティブとして みなす貸付承諾						
デリバティブヘッジ	5,514,585	3,540,420	955,153	275,711	2,552	10,288,421
	5,692,269	3,860,428	1,298,413	275,711	2,552	11,129,373

上記の表に記載された情報は、以下の点に注意を要する。

- ・支払時期を相手方が選択できる場合、当該デリバティブは当公庫への支払を要求される第1ピリオドに割り当てられる。
- ・上記の表に記載された金額は、値引きされていない契約額である。金利スワップは、差額による決済の場合はその純額で、デリバティブとみなされるローン契約はその総額で、およびその他すべての金融デリバティブは、差額により決済されず、その換算契約額で記載されている。
- ・インデックスの実績により決定される等の理由により報告日に契約額が明記されていないデリバティブは、残存期日を分類することを目的とする上記の表においては、それぞれ2019年および2018年12月31日現在の主導的状況を基礎として決定された。

流動性GAPによる分析

流動性マネジメントの目的は、事業体が必要性をカバーするための適切な流動性水準を短期的にも長期的にも維持し、損益計算書における費用の影響を最適化するように確実にすることである。

収支上の流動性プロファイルは、少なくとも今後12ヶ月間の統制、経営陣への情報提供および資金需要の分析のために毎日監視されており、また当該期間に予測される活動をカバーするため、資金需要の分析にシナリオを組み込んでいる。

上述のように、IC0の流動性マネジメントは、収支における事業の契約上の満期により生じる流入と流出との差異（流動性ギャップ）の分析を基盤としている。この分析は、事業体が利用可能な異なる資金調達源を用いて、得る必要のある資金額に関する必要な情報を提供する。

また、当公庫は、必要な場合には、欧州中央銀行に対する割引を通じて直ちに流動性を得られる質の高い流動資産のバッファを維持している。以下の2つの目的のため、当公庫が流動性準備金として使用できる資産残高は、マイナスの流動性ギャップを十分にカバーできる。

- 流動性ギャップをカバーするために必要な資金額およびかかる資金を得る時期を計画する際の柔軟性に寄与する。
- 市場の緊張または危機的状況の可能性に対処するための安全バッファ。

以下の表は、異なる満期の流動性の流入と流出を比較したものである（部分的流動性ギャップおよび累積流動性ギャップ）。外貨による流入および流出はその額に相当する当該通貨で表されている。

さらに、流動資産残高および流動性ギャップに対するカバレッジ水準の推移は、異なる期間について組み込まれている。

2019年12月31日現在

	(単位：千ユーロ)						
	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～12ヶ月	1～2年	2～5年	5年超
ユーロによる流入相当額	3,178,013	2,700,315	4,255,728	5,066,752	6,894,136	11,432,780	6,907,400
ユーロによる流出相当額	-3,684,756	-4,377,907	-4,139,032	-4,163,049	-7,417,998	-7,252,399	-2,844,975
部分的流動性ギャップ	-506,743	-1,677,592	116,696	903,703	-523,862	4,180,381	4,062,425
累積流動性ギャップ	-506,743	-2,184,335	-2,067,639	-1,163,936	-1,687,798	2,492,583	6,555,008
流動性の高い資産のバッファ	6,025,462	6,107,588	6,110,296	5,532,135	4,011,824	111,532	-
流動資産のバッファおよび累積流動性ギャップの差異	5,518,719	3,923,253	4,042,657	4,368,199	2,324,026	2,381,051	6,555,008
マイナスの累積流動性ギャップに対する流動資産のバッファのカバレッジ比率	1189%	280%	296%	475%	238%	n.a.	n.a.

2018年12月31日現在

	(単位：千ユーロ)						
	1ヶ月未満	1～3ヶ月	3～6ヶ月	6～12ヶ月	1～2年	2～5年	5年超
ユーロによる流入相当額	6,976,624	2,593,682	2,920,046	5,430,434	7,873,834	13,458,668	6,614,182
ユーロによる流出相当額	-7,346,182	-1,563,840	-5,552,088	-5,090,123	-6,638,710	-10,106,881	-3,101,153
部分的流動性ギャップ	-369,558	1,029,842	-2,632,042	340,311	1,235,124	3,351,787	3,513,029
累積流動性ギャップ	-369,558	660,284	-1,971,758	-1,631,447	-396,323	2,955,464	6,468,493
流動性の高い資産のバッファ	7,405,589	8,180,089	8,495,880	8,529,226	6,025,420	281,222	-
流動資産のバッファおよび累積流動性ギャップの差異	7,036,031	8,840,373	6,524,122	6,897,779	5,629,097	3,236,686	6,468,493
マイナスの累積流動性ギャップに対する流動資産のバッファのカバレッジ比率	2004%	n.a.	431%	523%	1520%	n.a.	n.a.

これらの表から分かるように、マイナスの累積流動性ギャップは、利用可能な流動資産のバッファによりカバーされている。

また、ECBの方針上、割引により非常に短期的に流動性が確保できる別の種類の適格担保資産がある。取得できる潜在的な流動性は、2019年および2018年12月時点でそれぞれ1,234,136千ユーロおよび829,631千ユーロであった。

5.4 IC0における市場リスク

上述のように、市場リスクは二つの大きなグループに分類することができる。貸借対照表または構造上の市場リスクと、取引ポートフォリオ・リスクである。IC0は内部方針として、現在のところ取引ポートフォリオの最小化を図っており、現行の会計法規の適用によりヘッジまたは投資に分類することができないものだけを保有している。したがって、当公庫の市場リスクはほぼすべて通常の業務から生じるものとなっている。

(1) 標準的基準

金利および為替の変動へのエクスポージャーが具体化される標準的基準は、利益率と支払能力の二つからなる。

利益率：IC0においては、主に損益計算書に基づき計算され、関連する変数は利息または金融業務の利ざやである。

支払能力：当公庫の資本はその借り手にとっては主たる保証といえる。資本または株式資本の価額は支払能力を測定するための重要な基準である。

以上を考慮の上、下記が存在する場合、IC0は、a) 年間の利ざや感応度、b) 純資本価値の感応度、およびc) 仮想取引ポートフォリオの「想定最大損失額」の計算という3本柱に基づき市場リスク計量化システムを実行する。

(2) 計量化技法

利ざやに関するリスク残を計量化するために、2015年より前までは加重平均返済期限分離ギャップ法が使用されていた。これは資産額と負債額の差額および12ヶ月以内に返済期限が到来するかまたは更新される金利の付されたオフバランス取引を、それらが利ざやに影響を及ぼす期間で加重平均して計算される。

資本の感応度を計量化するために、2015年より前まではデュレーション・ギャップ法が使用されていた。デュレーション・ギャップは資産および負債の残存期間の差異として得ることができ、差異が求められると感応度ギャップの計算が可能となる。

両方法は、2014年半ばに利息収益および純資産に基づく他のシミュレーションに変更された。

想定最大損失額については、ポートフォリオの種類によってその計量化の方法が決定され、パラメトリック法、ヒストリカルシミュレーション法およびモンテカルロ法に基づくことができる。

(3) リスクの程度

IC0が負うリスクの程度の決定は、リスク会計局長の提案に基づき上級経営陣がその責任を負い、IC0独自の特徴に応じて許容限度を設定する。かかる許容限度は定期的に見直される。

利ざや感応度の限度を評価するため、市場カーブに基づき算出されたインプリシット・レートおよび低下シナリオでは-1%のフロアを採用し±200ベース・ポイントの増減を採用するレートに基づき推定する。両計算の差異の絶対値は推定感応度となり、かかる値は-35百万ユーロを超えてシミュレーションされた利ざやの減少を示すことはできない。

ユーロ/米ドルおよびユーロ/英ポンドの為替変動に対する利ざや感応度を決定するため、±10%の変動率が想定される。

為替リスクは、いかなる場合も利ざやについて設定された世界的な限度である25%を超えてはならない。

かかる金利変動に伴う±200ベース・ポイントの変動を採用した結果、2019年12月31日現在におけるIC0の利ざやの感応度は、合計-11.61百万ユーロであり、このうちユーロにおける収支は-

6.82百万ユーロ、米ドルにおける収支は-2,673千ユーロ、英ポンドにおける収支は-45千ユーロであった。為替感応度（米ドル／ユーロおよび英ポンド／ユーロにおいて変動率 $\pm 10\%$ ）は、米ドルが-1,961千ユーロ、英ポンドが-114千ユーロであった。

純資産価値感応度の限度を設定するため、残高の現在価値は、市場カーブおよび直近の満期については金利の低下シナリオで-1%をフロアとし（20年以上の満期については、フロアは0%に達するまで毎年5ベシス・ポイント上昇する。）、 ± 200 ベシス・ポイントの増減を採用する別のカーブを通じて算出される。かかる絶対値フロアは変動する。双方の価値の差異は、絶対値における残高の純資産価値感応度と見なされる。純資産価値に占めるこの変動の割合（%）は、想定純資産価値の10%を超えて減少することはない。

ユーロ／米ドルおよびユーロ／英ポンドの為替変動に対する純資産価値感応度を決定するため、 $\pm 10\%$ の変動率が想定される。

2019年12月31日現在、IC0の純資産の感応度は、合計-5.22%に達し、このうちユーロ金利が-4.68%、米ドル金利が-0.24%、英ポンド金利が-0.03%であった。為替感応度は、米ドルが-0.22%、英ポンドが-0.05%であった。

（４）リスクの修正

効果的なリスク管理の最後の手段として、満期およびデュレーション・ギャップをその時々求められるリスク価値に当てはめて修正する方法がある。その結果、オンバランスおよびオフバランスの金融商品は、市況に基づき、同目的上付与された権限の範囲内での経営陣の判断ならびに収支管理部、統括的金融および戦略管理、または事業委員会に従い、使用される。

当公庫が2019年12月31日現在の貸借対照表で使用した主要通貨はユーロ、米ドルおよび英ポンドであり、かかる通貨建ての取引が負債全体の95.1%を占め、そのうちユーロ建てが約72%、米ドル建てが23%超となっている。

貸借対照表の資産を見ると、ユーロが全体の約92.7%と集中しており、米ドルは5.7%超である。一方、他の通貨は、残りに分配される。

当公庫が利用するユーロおよび米ドル以外の通貨について、その残高は実質的に金利リスクまたは為替リスクを排除しているが、これは、当該通貨建てで資金調達を行い為替変動を完全にカバーするデリバティブを用いてユーロ建てに転換するため、または、特定の資産の資金調達が当該リスクを回避するよう企図されているためである。

リスク限度、リスクの監視および定期的な遵守の管理の設定に加え、IC0は、関連ある金融変数の動きの異なるシナリオが利ざやまたは純資本価値に及ぼす影響を精査するために、リスクの計量化、管理および制御のために適用する統一システムを確立している。したがって、IC0は、例えば、市場における金利カーブまたはストレスの状況が平行移動しない場合にIC0の分析サービスにより提供される将来見積りを用いる等、複数のシナリオにおいて制御された変数が被る変化を定期的に監視する。

5.5 IC0における信用リスク

すでに述べている通り、当公庫では信用リスクを二つの大きなグループに分類している。相手方リスクとカントリー・リスクである。

相手方リスクには、オンバランスまたはオフバランスで行われる信用機関との取引が含まれる。取引の管理と取引により発生するリスクの管理とをリアルタイムで統合するシステムにより、モニタリング活動が行われ、担当者にいつでも利用可能な相手方信用枠について最新の情報を提供している。

IC0内の管轄機関は、市場価格による取引の評価額に将来のリスクまたは追加リスク（取引の額面価値に対する割合として計量化され、取引期間中の信頼水準95%の潜在的な最大損失として計算され

る。)を加えた数値に基づいて相手方信用枠を使用する手法を定めて、これを承認した。この手法は定期的に見直され、最低半期に一度の頻度で追加リスクが調整される。

また、IC0の理事会は、相手方信用枠の設定に関する基本基準を半年毎に承認し、各相手方信用枠の個別分析をする。かかる相手方信用枠は、IC0の取引の特徴により、現金取引のための相手方信用枠と仲介取引のための相手方信用枠という二つのグループに大別される。仲介取引では、IC0は例えば事業枠および起業家枠または国際化枠のように異なる事業体が締結した貸付枠の契約を通じて異なる投資プロジェクトに貸付けている。

IC0が契約したデリバティブを伴う取引の相手方は信用度が高く、そのうちの約100%もの相手方が格付機関より投資適格の格付を取得している。これらの相手方金融機関はスペイン内外で営業を行っている。

仲介および直接融資の分野におけるIC0の信用機関との活動は、カウンターパーティー（うち約95%が投資適格の格付を保有している。）と行われている。

コーポレート信用リスクについて、IC0は承認、監視および警戒解除という別々の評価および管理体制を有している。

「承認」プロセスでは、当公庫は、継続事業評価に基づき企業および事業を分析し、リスクおよび潜在的な顧客についての意見書を発行するために保証を分析するが、これらは事業委員会または理事会による適切な意思決定の基礎となる。

「監視」プロセスは、当公庫の貸付ポートフォリオが最高の品質を有していること、すなわち、貸付が合意された日に決められた通りに返済されることの実現を目的としている。取引に影響を及ぼす事由は顧客およびそのグループの格付にも影響を及ぼすため、基本的な監視対象は取引ではなく顧客である。この監視プロセスは、経済的および財政的な状態の定期的な見直しならびに意思決定のための支援ツールの更新の継続を用いた恒久的な管理により実現される。そしてそれは、警告の兆候を見つけたことも、供与された資金の返済を最大にするために問題のあるリスクに対する行動計画を促進することも可能にする。

最後に、「監視およびリテールの警戒解除」分野の警戒解除の役割の重点は、電話、郵便またはEメールを通じて、債務不履行となった業務の債権回収することにある。また、かかる業務が訴訟の段階に入った場合における支払合意の交渉および債権者の入札における当公庫の票を確立するための入札にかけられた業務の調査にも焦点をあてている。

信用リスクについては、カントリー・リスクとして知られるリスクについて特記しなければならない。カントリー・リスクは、地理的、政治的および法的に「国家」として定義される地域に帰属していることを特徴とした相手方すべての支払能力に関するものである。

これに関連して、IC0は、現行の規則に沿ったカントリー・リスク計量化技法を承認している。これは、複数の基準に基づいてリスク・グループ別に国を評価するという目的に沿ったものである。これにより、カントリー・リスクのための引当を行う際の明確な基準が得られ、直接信用供与を評価し、非居住者貸付のポートフォリオを分別する。国家をリスク・グループに分類するに当たっては、格付機関と経済協力開発機構（OECD）およびスペイン輸出信用機関（CESCE）の評価をその情報源として使用している。

5.6 IC0におけるオペレーション・リスク

特に新自己資本比率規制（バーゼル）を考慮した場合、オペレーション・リスクの計量化および管理がよりいっそう重要となる。このリスクには、業務を実際に行う過程で生じる不適切な処理、不正確な記録、システムの不具合等に起因するリスク、法的リスクおよび損失リスクが含まれる。

この領域においては、オペレーション・リスクの取扱いを容易にする一定の手段が開発されており、管理委員会および活動指標の毎月の監視方針、プロセスおよび内部手続きの開発、顧客および事業を監視する方針の定義、事故の内部管理ならびに既存の危機管理計画が特筆される。また、内外の監査人により実行される監査手続きおよび監査業務の定期的な管理も強調されるべき点である。

[次へ](#)

5.7 企業に関する既存の信用リスク

5.7.1 産業別の分類

産業別の分類によると、既存のリスク^(*)の分布は以下の通りである。

	(単位：百万ユーロ)			
	2019年		2018年	
	金額	割合(%)	金額	割合(%)
不動産投資	561	5	703	6
公共販売住宅の建設	7	0	9	0
公共賃貸住宅の建設	379	3	433	4
土地の取得および開発	175	2	231	2
その他	-	-	30	0
有形固定資産投資	8,042	73	7,085	67
再生可能エネルギー	1,545	14	1,015	9
水道インフラ	172	2	200	2
電力インフラ	958	9	657	6
ガスおよび化石燃料インフラ	855	8	589	6
輸送インフラ	3,520	32	3,965	38
観光・娯楽産業	35	0	20	0
医療／保健事業インフラ	112	1	141	1
電気通信事業	50	0	0	0
オーディオ機器の生産および展示	22	0	17	0
産業地区その他の建設	10	0	4	0
その他	745	7	371	4
調査開発の物資に対する投資	18	0	16	0
ICO融資ライン 自治体 代理店	-	-	90	1
企業買収	340	3	104	1
一般的企業ニーズ	132	1	707	6
債務の再編	1,150	10	768	7
一般国家予算	840	8	1,174	11
金融仲介サービス	-	-	186	2
	11,065	100	10,727	100

(*) 評価調整または減損損失(「その他の金融資産」を除く。)を除く顧客への貸付金を含む。また、顧客に対する金融保証ならびに貸付金および未収金として公的機関が分類した居住者の負債性証券を含む。

2019年および2018年12月31日現在の総エクスポージャーは、主に三つの分野に集中している。「有形固定資産投資」が全リスクに対して占める割合は、2019年は73%（2018年は67%）であり、「債務の再編」分野は、2019年は全リスクの10%（2018年は7%）、「一般国家予算」は8%（2018年は11%）であった。

「有形固定資産投資」分野において、2019年のリスクの32%（2018年は38%）を占めた「輸送インフラ」による影響は強調すべき点である。

5.7.2 金融投資の地域別の分類

2019年12月31日現在の全リスクは、79%が8,796百万ユーロとなったスペイン国内における投資活動への融資に関するものであり（2018年現在は8,811百万ユーロであり、82%）、21%がその他の国における投資プロジェクトへの融資に関するものであった。

2019年の自治体毎の国土における投資計画のリスク分布については、アンダルシア州およびバレンシア州が7%、マドリッド州が6%、カタルーニャ州が5%ならびにエストレマドラ州が4%（2018年は、それぞれ8%、7%、7%、7%および2%）となった。

国際市場で行われた取引の2019年および2018年12月31日現在の分布は、国外の既存リスクに従い、以下の通りである。

	(単位：百万ユーロ)			
	2019年		2018年	
	金額	割合(%)	金額	割合(%)
欧州経済共同体(EEC)	588	26	406	21
中南米	628	28	589	31
米国	122	5	152	8
EU加盟国以外の欧州諸国	30	1	-	-
その他	901	40	769	40
	2,269	100	1,916	100

5.8 供給者に対する支払遅延に関する情報

スペイン会計士協会（ICAC）の2018年1月29日決議が、年次財務書類の注記に含められるべき商取引における供給者に対する支払遅延に係る情報に関して制定し、商取引における支払遅延に対する措置を定めた2010年7月5日法律第15号（2004年12月29日法律第3号を修正するもの。）に従い、当公庫は下記の点を指摘しなければならない。

- ・IC0の中核事業（金融活動）の内容を踏まえ、本注記に記載されている支払遅延に関する情報は、IC0にサービスを提供している業者に対する支払ならびにIC0の証券の預託者および保有者を除く民間供給者に対する支払のみに関連するものとなっている。後者に関しては、要求があり次第支払期日が到来する債務および繰延払債務のいずれの支払も、その契約上および法律上の支払期限までに適式に行われた。営業債権者とみなされない固定資産の供給者等、供給者に対する支払に関して提供される一切の情報についても、前述のICAC決議の規定に従うかかる義務的な開示の範囲から除外されない。
- ・2010年7月5日法律第15号により義務付けられている、以下に示される当公庫の民間供給者およびサービス提供業者に関する情報に関して、2018年1月29日ICAC決議の第6条に含まれるものを勘案し、前段落に定義される範囲で、かかる規制により情報が要求されている。

2019年

2018年

(単位：日)

支払事業の比率	7	7
未払事業の比率	3.5	3.5
供給者に対する平均支払期間	6.75	6.75

(単位：千ユーロ)

支払額合計	22,575	25,303
未払額合計	701	1,298

上記の情報を詳細に述べると、会社間の債権・債務に係る支払は、上記のデータから除かれている。

5.9 リスクの集中およびIC0のその他の特定の規制

2019年および2018年12月31日現在、当グループは、当公庫の定款の規定に従い、適用される規制（2013年EU規則第575号第4部および2008年スペイン中央銀行通達第3号）に定められた大規模エクスポージャーの制限を免除されている。

2012年3月31日勅令第12号は、EU加盟国に所在する信用機関のエクスポージャーの取扱いを確立した。

5.10 建設および不動産開発のための融資に関する情報および関連する担保実行資産

不動産リスクポートフォリオの方針および戦略に関して、当公庫はかかる種類の商品につきいくつかの方針（例えば経験豊富な開発者、認定販売の割合、独立した専門家による賃貸需要のデータ）からなる承認プロセスを有し、プロジェクトの経済的および財政的実現可能性を評価している。

認証された仕事に対する支払は後に有効化および管理され、建設経過は監督され、販売は管理されている。

さらに、取引を首尾よく完了させることのできる解決策を提案する目的の下、現在未払いがある顧客の支払を困難にしている理由を発見するために調査がなされてきた。

以下の表は、建設および不動産開発に対する融資について詳述したものである。

- 建設および不動産開発ならびに関連するヘッジのために提供された融資

(単位：千ユーロ)

	2019年			2018年		
	総額	担保超過分	特定の引当金	総額	担保超過分	特定の引当金
不動産融資：	544,338		230,547	595,603	-	256,430
- そのうち：破綻懸念先	120,529		118,200	142,710	-	136,871

備忘事項：

債務不履行貸付	-	-	-	-	-	-
---------	---	---	---	---	---	---

(単位：千ユーロ)

備忘事項：	2019年	2018年
地方自治政府を除く顧客への貸付金合計	7,569,310	7,196,965
資産合計	31,822,825	36,236,581
標準リスクに対する一般引当金合計	31,190	29,805

2019年12月31日現在の建設および不動産開発のための合計融資は、貸借対照表合計の1.71%（2018年12月31日現在は1.64%）を占めている。

- 建設および不動産開発のための融資（総額）

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
1.不動産担保なし	157,454	180,691
2.不動産担保付	386,884	414,912
2.1 完成された建物	376,739	404,128
2.1.1 住宅	376,739	404,128
2.1.2 その他	-	-
2.2 建築中の建物	10,145	10,784
2.2.1 住宅	10,145	10,784
2.2.2 その他	-	-
2.3 土地	-	-
2.3.1 開発済みの土地	-	-
2.3.2 その他の土地	-	-
合計	544,338	595,603

- 住宅購入ローン

	(単位：千ユーロ)			
	2019年		2018年	
	総額	そのうち： 破綻懸念先	総額	そのうち： 破綻懸念先
住宅ローン	13,727	-	14,333	-
不動産担保なし	13,123	-	12,757	-
不動産担保付	604	-	1,576	-

- 不動産担保付の住宅購入口ーン（最新の入手可能な査定額のリスクの割合（LTV））

2019年12月31日現在

	(単位：千ユーロ)				
	LTV 40% 未満	LTV 40%超 60%未満	LTV 60%超 80%未満	LTV 80%超 100%未満	LTV 100%超
総額	453	55	96	-	-
そのうち：破綻懸念先					

2018年12月31日現在

	(単位：千ユーロ)				
	LTV 40% 未満	LTV 40%超 60%未満	LTV 60%超 80%未満	LTV 80%超 100%未満	LTV 100%超
総額	1,018	338	220	-	-
そのうち：破綻懸念先					

- 不動産建設および開発債務の清算において受領した担保実行資産

当公庫の貸借対照表（注記17を参照のこと。）記載の担保実行資産はいずれも、建設会社および不動産開発業者に対して提供された融資または住宅購入のために一般家庭に対して提供されたモーゲージローンに起因するものではなく、当該資産を保有する非連結企業の株式、かかる会社への投資または融資で構成されるものでもない。

5.11 当公庫の借換済業務および再構築済業務に関する情報

2013年スペイン中央銀行通達第6号において公開および留保された金融情報に関するルールについて要求されている通り、次の表に2019年および2018年12月31日現在の借換済業務および再構築済業務に関する詳細な情報（総額）が記載されている。

2019年12月31日現在（総額、単位：千ユーロ）

	物上保証	物上保証なし	合計	ヘッジ合計
公的機関	1,473	183,605	185,078	73,987
不良	-	43,738	43,738	43,738
金融企業（金融資産）				
不良				
非金融企業および産業事業	738,996	101,341	840,337	291,075
不良	275,580	19,718	295,298	265,949
通常	7,789	-	7,789	4,613
不良不動産	3,529	-	3,529	3,437
その他個人	459	6	465	-
合計	740,928	284,952	1,025,880	365,062

2018年12月31日現在（総額、単位：千ユーロ）

	物上保証	物上保証なし	合計	ヘッジ合計
公的機関	5,211	322,399	327,610	84,213
不良	792	45,275	46,067	46,067
金融企業（金融資産）	21,845	10,396	32,241	19,211
不良	21,845	-	21,845	19,211
非金融企業および産業事業	984,303	261,953	1,246,256	427,270
不良	317,955	89,819	407,774	380,656
通常	8,007	-	8,007	4,816
不良不動産	3,538	-	3,538	1,216
その他個人	701	57	758	-
合計	1,012,060	594,805	1,606,865	530,694

注記6 現金、中央銀行等への預金および要求払預金

2019年および2018年12月31日現在、本項目の貸借対照表上の内容は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
手元の現金	12	12
スペイン中央銀行にある現金	709,633	1,408,355
法定預金準備金	709,633	1,408,355
その他の要求払預金	74,810	261,118
	784,455	1,669,485

注記 7 売買目的保有の金融資産および金融負債

2019年および2018年12月31日現在、本項目の貸借対照表上の残高総額は、デリバティブ取引からなる。

デリバティブ取引を伴う取引は、当公庫が貸借対照表上のポジションを包括的に管理するが、ヘッジ商品に指定されるための規範的要件を満たしておらず、そのため取引ポートフォリオに分類される商品を主に対象としている。

以下は、2019年および2018年12月31日現在の当公庫のデリバティブ取引の公正価額およびその名目元本（当該デリバティブに係る将来の支払額および回収額のベースとなる金額）をデリバティブの種類毎に示したものである。

(単位：千ユーロ)						
	名目元本		資 産		負 債	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
市場別：						
組織的市場	-	-	-	-	-	-
非組織的市場	804,981	839,894	69,407	109,154	69,313	104,885
	804,981	839,894	69,407	109,154	69,313	104,885
商品別：						
スワップ	804,981	839,894	69,407	109,154	69,313	104,885
	804,981	839,894	69,407	109,154	69,313	104,885
相手方別：						
信用機関	532,075	508,091	-	1,678	69,313	104,885
その他の信用機関	-	-	-	-	-	-
その他の部門	272,906	331,803	69,407	107,476	-	-
	804,981	839,894	69,407	109,154	69,313	104,885
リスク別：						
為替リスク	753,346	784,629	65,526	104,555	65,550	100,437
金利リスク	51,635	55,265	3,881	4,599	3,763	4,448
	804,981	839,894	69,407	109,154	69,313	104,885

公正価額は、2019年および2018年を100%として計算されており、貨幣市場および公債のインプリシット・カーブを参照している。

2019年および2018年12月31日現在、公正価額で評価し、注記2.2.3記載の公正価額レベルを考慮した取引ポートフォリオの分類は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)					
	2019年			2018年		
	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル
売買目的保有デリバティブの資産	-	69,407	-	-	109,154	-
売買目的保有デリバティブの負債	-	69,313	-	-	104,885	-

以下の表は、2019年および2018年における、当公庫の未実現の利益および損失に関連する売買目的保有資産のポートフォリオに含まれる金融資産の公正価額の変動について、損益計算書に計上されている額を示す（注記29を参照のこと。）。公正価値が活発な市場において公表された文献リストとして考慮して評価された金融資産（レベル1）、変動が市場において観察可能なデータから取得された評価手法により計算される金融資産（レベル2）、そしてその他（レベル3）と区別される。

	(単位：千ユーロ)					
	2019年			2018年		
	利益	損失	純額	利益	損失	純額
レベル1	-	-	-	-	-	-
レベル2	110,436	109,845	591	116,613	115,590	1,023
レベル3	-	-	-	-	-	-

2019年および2018年におけるレベル2に分類されたデリバティブの公正価額の変動は、もっぱらレベル間の再分類を行わない評価手法の適用による売買および公正価額の変動が原因であった。

注記 8 損益を通じて義務的に公正価額で評価された売買目的保有でない金融資産

2019年および2018年12月31日現在、本項目に含まれる貸借対照表上の投資の金額の内訳は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
持分証券	-	21,580
負債性証券	-	-

2019年12月31日現在、本項目は、100%の会計ヘッジ（40,167千ユーロ）を有する懸念リスクとして分類された負債性証券を含む。

2019年、利益は損益計算書において1,984千ユーロの公正価額での評価で計上された（2018年は710千ユーロの利益）（注記30を参照のこと。）。

[次へ](#)

注記 9 その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産

2019年および2018年12月31日現在、本項目の貸借対照表上の残高の商品別の内容は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
持分証券：		
FOND-ICOパイム(1)	82,159	78,324
FOND-ICOインフラストラクチャス (2)	74,222	165
FOND-ICOグローバル(3)	570,688	453,899
フォンス・メディテラネア・フォンド・デ・カピタル・リエスゴ(4)	9,345	6,641
フォンド・マーガレット・MEH(5)	67,716	53,936
フォンド・カルボノ・エムプレサス・エスパニョラス(6)	-	-
FEI、フォンド・エウロペオ・デ・インベルシオネス(7)	13,141	12,316
SWIFT(8)	4	4
EDW(9)	238	222
フォンド・マーガレット・ICO(10)	-	26,583
FONDO AFS CESCE(11)	10,038	10,000
パルティシパシオネス・グルーポ・カピト(12)	-	-
	827,551	642,090
負債性証券(13)	998,586	1,029,204
	1,826,137	1,671,294

2019年および2018年12月31日における、これらの金融商品の公正価額の変動である「その他の累積包括利益」項目の残高、純税効果額は、以下の通りである（注記21を参照のこと。）。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
負債性証券	2,777	9,884
持分証券	36,916	6,369
	39,693	16,253

2019年および2018年中のその他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の変動は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
期首残高	1,671,294	1,376,391
追加購入	203,780	188,504
売上および償却	(66,677)	(900,709)
公正価額の変動(注記21)	23,440	19,566
引当金減損割当	(5,700)	-
2017年通達第4号の初回適用の変動。持分証券	-	(28,859)
2017年通達第4号の初回適用の変動。負債性証券	-	1,015,831
減損損失の変動(適用後)	-	1,200
期末残高	1,826,137	1,671,294

- (1) FOND-ICOパイム。1993年5月に設立されたベンチャー・キャピタル・ファンドで、当公庫が唯一の出資者であり、Axisパルティシパシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。2018年12月31日現在においてICOによって拠出された金額は127,866千ユーロであった。2019年および2018年中に拠出金または返金に関連する変動はなかった。
- (2) FOND-ICOインフラストラクチャス。2019年に設立された新しいベンチャー・キャピタル・ファンドで、当公庫が100%の割合で出資しており、Axisパルティシパシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。2019年、当公庫による拠出金は74,763千ユーロ（2018年は165千ユーロ）であった。
- (3) FOND-ICOグローバル。2014年に設立されたベンチャー・キャピタル・ファンドで、当公庫が100%の割合で出資しており、Axisパルティシパシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。2019年、当公庫による拠出金は120,000千ユーロ（2018年は150,000千ユーロ）であった。2019年、ファンドは、拠出金の返金を通じて25,000千ユーロ（2018年は50,000千ユーロ）持分が減少した。ICOによって拠出された金額および払い戻される金額は、2019年12月31日において、528,000千ユーロであった。
- (4) フォンス・メディテラネア。ファンドは2005年10月に設立され、当公庫ならびに公的および民間事業体がその出資者である。このファンドはスペインの会社がアフリカン・マグレブで展開するプロジェクトに投資するために設立された。このファンドへの割当は、2019年12月31日現在1,270千ユーロとなった実質資本合計（公正価額の変動は含まない。）の30%のヘッジ引当金を有している（2018年12月31日現在は1,270千ユーロ）。
- (5) フォンド・マーガレット・MEH。主導的な欧州の公的信用機関が参加しており、これは、市場政策に基づく投資家へのリターンの原則と公共政策が定めた目標を同時に実現する目的で、気候変動と闘う欧州連合の主要政策を実施するための、インフラに対する投資促進を目指す欧州の株式ファンドである。最終的な清算による最終業績は、ファンドへの資金調達を行っているスペイン税務省により完全に保証されているため当公庫の損益計算書に影響を及ぼさないにもかかわらず、当該ファンドはICOによって管理されている。2019年、新たな拠出金は3,317千ユーロであった（2018年は新たな拠出金はなし）。2019年の資本参加の返金は1,268千ユーロ（2018年は15,044千ユーロ）として計上された。
- (6) フォンド・カルボノ・エンプレサス・エスパニョラス・FC2E。2011年より運営を開始したファンドであり、ICOが32.68%の持分を保有している。かかるファンドは2019年に清算された（2018年12月31日現在正味価格は0ユーロ）。かかる清算は14,789千ユーロの準備金の計上（資本に計上された累積損失）を意味した（注記20を参照のこと。）。
- (7) FEI。2019年12月31日現在、欧州投資ファンドの総額の0.72%に相当する出資を行っている（2018年12月31日現在では0.72%）。2019年または2018年において、拠出金はなかった。2019年12月31日現在、支出額24,000千ユーロが未払いのままである。
- (8) SWIFT。2008年よりかかる事業体の正式メンバーである当公庫は、かかる事業体に1株式出資している。
- (9) EDW。2012年3月からのデータウェアハウス（EDW）企業への参加による3.70%。
- (10) フォンド・マーガレット・ICO。フォンド・マーガレットへの資本参加は2018年に設立された。ICOの当該ファンドへの参加は、マーガレットとは異なり、ICO自身のためのものであり、自らの出資によるものであった。株式保有率は13.42%である。2018年、当公庫の拠出金は26,931千ユーロであった。2019年、このファンドは、清算したファンドから投資を獲得したFOND-ICOインフラストラクチャスの設立後、清算された。
- (11) FONDO AFS CESCE。主な活動がCESCEの保証付きで商業送り状を値引きすることであるFONDO AFS Sicavへの13.16%の資本参加。2019年、当公庫の拠出金はなかった（2018年は10,000千ユーロ）。

- (12) パルティシパシオネス・グラーボ・カピト。2019年、いくつかの融資業務への支払として、ICOはQUABITグループの株式数株を5,700千ユーロの額で処分した。これらの株式はすべて会計規定の対象であるため、その正味価値は0である。
- (13) ICOは、流動性マネジメント政策および事業モデルの一環として、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産に分類される負債性証券に投資することができる。一般に、これらは、スペインの信用機関が発行する固定利付証券および公債である。
 かかる資産の満期別内訳は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
1年以内満期	998,586	1,029,204
1年から2年満期	-	-
2年から3年満期	-	-
3年超満期	-	-
	998,586	1,029,204

2019年および2018年12月31日現在、注記2.2.3に記載される公正価額レベルを考慮したその他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の分類は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)					
	2019年			2018年		
	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル
負債性証券	998,586			1,029,204		
持分証券		827,551			642,090	

2019年中、当公庫は、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の償却による利益（2018年には1,695千ユーロの利益）を、持分証券の売却結果として損益計算書に計上しなかった（注記28を参照のこと。）。

注記10 償却原価で評価した金融資産

2019年および2018年12月31日現在の、資産の減損による価値変動に応じて調整された貸付および受取債権の種類別および相手方別の内訳は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
負債性証券(注記10.1)	7,843,423	9,503,883
貸付金	20,626,023	22,497,887
信用機関(注記10.2)	10,215,054	12,436,396
顧客(注記10.3)	10,410,969	10,061,491
	28,469,446	32,001,770

以下は、2019年および2018年における、信用リスクを補填するために計上された減損損失の変動ならびに金融資産ポートフォリオにおける期首および期末現在の償却原価で評価した当該減損の累積額を表している。

	(単位：千ユーロ)			
	カントリー・リスク引当金	警戒リストにおける懸念リスクおよび標準リスクの引当金	標準リスク引当金	合計
2018年1月1日現在の残高	19,205	1,072,370	18,680	1,110,255
収益に課せられる割当	-	-	5,116	5,116
収益に対する回収額	(6,539)	(94,679)	-	(101,218)
資金の充当	-	(286,406)	-	(286,406)
2017年通達第4号の初回適用の変動	(9,697)	124,373	7,285	121,961
その他の変動	-	2,469	-	2,469
為替差額の調整	(81)	33	6	(42)
2018年12月31日現在の残高	2,888	818,160	31,087	852,135
収益に課せられる割当	1,765	15,173	2,304	19,242
収益に対する回収額	(265)	(107,950)	(2,194)	(110,409)
資金の充当	-	(108,895)	-	(108,895)
その他の変動	-	-	-	-
為替差額の調整	35	(314)	(7)	(286)
2019年12月31日現在の残高	4,423	616,174	31,190	651,787

以下の表は、懸念リスクおよび決定基準に基づいた警戒リストにおける標準リスクにかかる引当金の詳細を表している。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
懸念リスクの引当金(不履行を含む)：	438,868	597,041
不履行	108,867	239,525
不履行以外	330,001	357,516
警戒リストにおける標準リスクの引当金	177,306	221,119
合計	616,174	818,160

警戒リストにおける標準リスクの引当金は、2019年12月31日現在の1,202,721千ユーロの信用資産に相当する（2018年12月31日現在は1,703,799千ユーロ）。

以下の表は、2019年および2018年12月31日現在の信用リスクによって減損とみなされる貸付および受取債権に分類される金融資産につき、相手方別ならびに当該日付の未払金額別およびリスク年限からの経過期間別の内訳を示している。政府が保証する減損認識資産については注記10.3を参照のこと。

2019年12月31日現在の減損認識資産

		(単位：千ユーロ)							
相手方別：	遅滞なし	3ヶ月超	6ヶ月超	9ヶ月超	12ヶ月超	15ヶ月超	18ヶ月超	21ヶ月超	合計
		6ヶ月以内	9ヶ月以内	12ヶ月以内	15ヶ月以内	18ヶ月以内	21ヶ月以内		
非金融企業	378,815	-	-	-	-	21,410	730	86,727	487,682

2018年12月31日現在の減損認識資産

		(単位：千ユーロ)							
相手方別：	遅滞なし	3ヶ月超	6ヶ月超	9ヶ月超	12ヶ月超	15ヶ月超	18ヶ月超	21ヶ月超	合計
		6ヶ月以内	9ヶ月以内	12ヶ月以内	15ヶ月以内	18ヶ月以内	21ヶ月以内		
非金融企業	396,431	1,622	-	-	371	-	2,004	236,469	636,897

2019年12月31日現在、カンントリー・リスクによる減損資産残高は212,406千ユーロであり、カンントリー・リスク別のヘッジは4,423千ユーロ（2018年12月31日現在は192,528千ユーロ、ヘッジは2,888千ユーロ）である。

2019年および2018年の期限経過非減損資産はそれぞれ16,967千ユーロおよび3,163千ユーロとなり、これらの資産の両年度における経過期間は1ヶ月ないし3ヶ月である。

回収の可能性が低い（または回収できない）とみなされた場合、資産と計上されない減損金融資産の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
期首残高	1,661,991	1,370,450
追加：	69,708	325,615
回収の可能性が低い	66,707	268,200
その他の事由	3,001	57,415
回収：	(54,266)	(35,682)
追加融資なしに回収した現金	(766)	(3,770)
資産の割当	-	-
その他	(53,500)	(31,912)
最終償却：その他の事由：	-	-
為替差額の変動の純額	683	1,608
期末残高	1,678,116	1,661,991

回収の可能性が低い（または回収できない）資産の変動の結果として2019年および2018年の損益計算書に含まれる純額は、それぞれ16,610千ユーロおよび3,770千ユーロの利益であった（「損益を通じて公正価額で評価されない金融資産の減損または減損の戻入」および「償却原価で評価した金融資産（注記10）」の項目を参照のこと。）。

10.1 負債性証券

「負債性証券」の項目には、償却原価で評価された金融資産、取引可または取引不可の固定利付証券が含まれる。

当該項目には、取引不可の金融資産が含まれており、2012年末には「顧客信用 - 居住者公的機関」の項目に含まれ、2013年中に当公庫から「供給者支払のための融資基金」のためのシンジケート・ローンに転換された。

一方で、2013年後半には、当公庫の業務委員会は2015年のIC0信用枠の事業体により作られた、貸付金を債券へ転換する転換業務の対象となる条件および業務を規制するため、2015年のIC0の仲介貸付枠契約に関する枠組みに含まれている別紙5の書類を承認した。かかる承認には、転換される与信枠、金額、利息額、適格な事業体、スケジュールおよび信用機関の報酬額に関する一般的な仕様も含まれている。また、仲介貸付の転換により生じた負債性証券は、「負債性証券」の項目にも記載されている。

貸借対照表に記載される2019年および2018年12月31日現在のかかる項目の相手方別の構成は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2019年	2018年
相手方別：		
居住者公的機関	7,115,605	7,850,053
居住者信用機関	320,883	1,340,473
その他の居住者部門	346,254	283,429
その他の非居住者部門	60,681	29,928
	7,843,423	9,503,883

2019年および2018年12月31日現在、満期別の詳細は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	2019年	2018年
満期別：		
1年以内	1,930,549	1,831,729
1年超2年以内	1,757,506	1,569,088
2年超3年以内	2,761,383	2,003,845
3年超4年以内	981,509	3,059,888
4年超5年以内	240,687	978,832
5年超	171,789	60,501
	7,843,423	9,503,883

2019年12月31日現在のかかる資産からの利息は年利0.51%（2018年12月31日現在は0.51%）であった。

2019年および2018年における、かかる資産からの利益はそれぞれ43,670千ユーロおよび45,590千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の欄に計上されている（注記24を参照のこと。）。

当公庫はこれらの資産について、2,039千ユーロの信用リスク（標準リスク）を補填している（2018年12月31日現在は299千ユーロ）。

2019年および2018年中に発生した償却原価で評価した負債性証券の項目の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
期首残高	9,503,883	10,107,611
追加購入	3,470,279	6,475,948
減損損失の変動	(1,740)	(299)
償却および売上	(5,128,999)	(7,079,377)
期末残高	7,843,423	9,503,883

10.2 信用機関に対する貸付金

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表上の本項の構成は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
内容別：		
信用機関への預金(注記10.2.1)	44,509	1,995,000
仲介貸付(注記10.2.2)	9,431,246	9,980,934
信用機関へのその他の貸付(注記10.2.3)	752,240	486,354
	10,227,995	12,462,288
減損損失	(4,170)	(4,168)
その他の評価調整額(*)	(8,771)	(21,724)
	10,215,054	12,436,396

(*) 評価調整額は、主に利息および類似収益の発生額ならびに手数料調整額に相当する。

10.2.1 信用機関への預金

以下の表は、2019年および2018年12月31日現在の「信用機関への預金」項目の満期別の残高の詳細を表している。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
1年以内	44,509	1,995,000
1年超2年以内	-	-
2年超3年以内	-	-
3年超4年以内	-	-
4年超5年以内	-	-
5年超	-	-
	44,509	1,995,000

2019年中、「信用機関への預金」項目は、年利マイナス0.21%（2018年中はマイナス0.25%）の平均利息を得た。2019年および2018年12月31日現在のかかる預金は、すべて定期預金である。

これらの貸付金について2019年および2018年に発生した（マイナス）金利はそれぞれ(3,968)千ユーロおよび(7,273)千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似費用」の項目に含まれている（注記25を参照のこと。）。

10.2.2 仲介貸付

1993年2月26日の閣議決定に従い、中小企業に対する融資を援助するための仲介貸付枠が、当公庫に設けられた。かかる仲介貸付枠は、当公庫が様々な信用機関に供与した貸付を通じて行われ、当該信用機関が各企業に対する正式な貸付を行った。かかる方針は後年も継続され、常にスペインの中小企業に焦点を当てながら、毎年様々な金額および目的に沿った枠が承認された。

1997年12月31日までに付与された仲介貸付に区分される業務において、当公庫は資金を受領する事業体の最終的な借り手に対する信用リスクの一定割合を引き受ける。それ以降は、IC0は2009年から2012年の一定の流動性資産枠を除き、最終的な借り手に関する不良債権リスクを引き受けていない。

2009年から2012年に設けられた内部の仲介貸付枠（2019年12月31日現在はエクスポージャーなし、2018年12月31日現在は33百万ユーロ）は、中小企業のための、流動性リスクを伴う一定のIC0信用枠である。かかる枠につき、IC0は、仲介に失敗した信用機関による全般的および総合的なリスクを引き受けている。2009年および2010年に供与されたかかる枠につき、かかるリスクは当該枠の引当金額の5%を上限とした。一方で、2011年および2012年に供与された枠については、不動産金融取引を除く金融機関部門の平均不履行率が最大想定リスクとされている。2019年および2018年において、当公庫が引き受けたリスクにつき、新たな枠は承認されていない。

2019年12月31日現在、当公庫はIC0のリスクに係るすべての仲介貸付枠のために92,477千ユーロ（2018年12月31日現在は90,752千ユーロ）の引当金を設定した（注記19を参照のこと。）。かかる引当金は、当初は当該仲介枠により当公庫に対して発生する受取利息を参照できるが、期待された成長が見られなかった場合は例外的にIC0によって調整される。最終的に認識された引当金がかかる不履行をカバーするのに不十分な場合、かかる差額は直接1995年勅令付法第12号に基づき設定されたRDLファンドに請求され、IC0における損失は一切発生しない。

2019年および2018年12月31日現在における仲介貸付残高の満期年限別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
1年以内	3,103,269	3,652,112
1年超2年以内	2,134,945	2,143,451
2年超3年以内	1,454,810	1,462,990
3年超4年以内	907,508	881,817
4年超5年以内	587,615	568,285
5年超	1,243,099	1,272,279
	9,431,246	9,980,934

2019年および2018年12月31日現在の仲介貸付の平均年利はそれぞれ1.18%および1.32%であった。

仲介貸付により生じた利息は2019年および2018年には、それぞれ97,846千ユーロおよび148,773千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれている（注記24を参照のこと。）。

[次へ](#)

10.2.3 信用機関へのその他の貸付

本項目は、信用機関、居住者および非居住者に対する直接貸付取引の残高を含む（仲介貸付なし）。

2019年および2018年12月31日現在のこれらの貸付残高の満期別の詳細は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
1年以内	73,357	89,821
1年超2年以内	137,285	36,785
2年超3年以内	123,983	110,441
3年超4年以内	84,465	48,808
4年超5年以内	81,588	45,384
5年超	251,562	155,115
	752,240	486,354

2019年および2018年12月31日現在の信用機関に対する貸付の平均年利はそれぞれマイナス0.21%およびマイナス0.25%発生した。

これらの貸付金について2019年および2018年中に発生した金利は、それぞれ22,211千ユーロおよび12,085千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれる（注記24を参照のこと。）。

本項目には、貸倒リスク（通常信用リスクおよびカントリー・リスク）として減損損失合計4,170千ユーロが含まれる（2018年12月31日現在は4,168千ユーロ）（注記10を参照のこと。）。

10.3 顧客向貸付金

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表において、本項目の残高の相手方別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
相手方別：		
居住者公的機関	2,772,946	2,675,697
非居住者公的機関	158,943	110,935
その他の居住者部門	6,978,818	6,886,746
その他の非居住者部門	995,302	920,908
その他の金融資産	28,909	262,982
	10,934,918	10,857,268
減損損失	(645,578)	(847,666)
その他の評価調整額(*)	121,629	51,889
	10,410,969	10,061,491

(*) 評価調整額は、主に利息および類似収益ならびに金融手数料調整額に対応する金額である。

経済利益グループにおける投資の価額（2019年12月31日現在では1,002千ユーロおよび2018年12月31日現在では926千ユーロ）は、当該投資が利益保証型であることを考慮し、「その他の居住者部門」に含まれている。これらの機関のマイナスの課税標準が当公庫の課税標準に含まれているため、当該株式の収益率は会計財務要素を含んでいる。投資に対する最終利益の確定に伴い会計財務利益を調整するために損益計算書の所得税に対して引当金が毎年計上されている（注記19および注記23を参照のこと。）。

2019年および2018年にこれらの貸付に対して発生した利息は、それぞれ158,866千ユーロおよび161,087千ユーロであり、損益計算書の「受取利息」の項目に含まれている（注記24を参照のこと。）。

以下は、上記の残高のうち、公共部門に保証されている取引（2019年および2018年12月31日現在の「顧客向貸付金」の項目に分類される「その他の居住者部門」および「居住者公的機関」の項目に含まれる。）を相手方別および商品別に記載したものである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
「居住者公的機関」に含まれる残高：		
中央政府に対する貸付	1,547,921	947,393
地方自治政府に対する貸付	1,225,025	1,728,304
評価調整額	(119,451)	(181,644)
	2,653,496	2,494,053
「その他の居住者部門」に含まれる残高：		
不良資産	23,159	25,810
その他の公共機関に対する貸付	2,329,563	2,222,743
その他の部門に対する貸付	199,263	169,975
	2,551,985	2,418,528
国家により保証されている取引合計	5,205,481	4,912,581

2019年および2018年12月31日現在の「中央政府に対する貸付」（評価額調整は含まない。）の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
国家およびその自治機関に対する貸付	1,545,772	943,181
国庫からの受取勘定	2,149	4,212
	1,547,921	947,393

「国庫からの受取勘定」は、当公庫が国庫に支払った金額を含み、仲介貸付の金利差を調整するための助成金として有効に返戻されていない金額である。これらの金額の残高は額面価格で表示され、利息は一切付されない。

2019年および2018年における公共部門機関による損益に寄与した利息および類似収益は以下の通りである（注記24を参照のこと。）。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
中央政府	4,408	6,032
地方自治政府	11,550	13,980
その他の公共部門機関	20,805	20,303
	36,763	40,315

2019年および2018年12月31日現在、「顧客向貸付金」に分類される貸付元本（評価調整額を含む。）の満期別詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
満期別：		
1年以内	1,192,265	1,531,496
1年超2年以内	824,422	1,010,704
2年超3年以内	1,659,035	1,130,047
3年超4年以内	1,145,859	1,489,899
4年超5年以内	1,082,018	1,104,905
5年超	5,152,948	4,642,105
	11,056,547	10,909,156

2019年および2018年12月31日現在の顧客向貸付金の平均年利はそれぞれ1.45%および1.39%発生した。

2019年12月31日現在、当公庫の損益計算書には、「貸付および受取債権」の項目に含まれる資産の償却から生じる金融取引につき損益は計上されなかった（2018年12月31日現在も計上されなかった。）（注記28を参照のこと。）。

注記11 デリバティブヘッジ

添付の貸借対照表のこの項目には、注記2.3記載の説明に従った公正価額でのヘッジ商品が計上されている。

契約済みのデリバティブ取引およびヘッジ項目は、基本的には以下の通りである。

- 主にグループが発行するEuribor以外のレートで計算される金融商品をヘッジする金利スワップ
- 複数の金融商品に関連する公正価額とキャッシュフローの変動をカバーする為替ヘッジ

デリバティブの公正価額を決定するために使用する評価方法は、金利デリバティブや為替リスク・デリバティブを評価する割引キャッシュフロー法である。

2019年および2018年12月31日現在「デリバティブヘッジ」の項目に記載されている金融デリバティブの名目価値の総額および公正価額の総額は、ヘッジ別、相手方別およびリスク別（すべて非組織店頭市場において契約された。）で以下の通りである。

		(単位：千ユーロ)					
		名目価値		資 産		負 債	
		2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
ヘッジ別：							
公正価額ヘッジ		8,835,564	7,296,142	363,635	460,472	197,810	123,514
キャッシュフロー・ヘッジ		3,370,415	2,992,279	29,718	25,383	42,435	130,291
		12,205,979	10,288,421	393,353	485,855	240,245	253,805
商品別：							
スワップ		12,205,979	10,288,421	393,353	485,855	240,245	253,805
		12,205,979	10,288,421	393,353	485,855	240,245	253,805
相手方別：							
信用機関		12,205,979	10,288,421	393,353	485,855	240,245	253,805
その他の信用機関		-	-	-	-	-	-
その他の部門		-	-	-	-	-	-
		12,205,979	10,288,421	393,353	485,855	240,245	253,805
リスク別：							
為替リスク		5,699,100	5,551,535	225,919	263,298	197,810	152,389
金利リスク		6,506,879	4,736,886	167,434	222,558	42,435	101,416
		12,205,979	10,288,421	393,353	485,855	240,245	253,805

2019年および2018年12月31日現在、注記2.2.3で規定されるレベルに基づき公正価額で評価されるデリバティブヘッジの分類は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)					
	2019年			2018年		
	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル	レベル
資産ヘッジデリバティブ	-	393,353	-	-	485,855	-
負債ヘッジデリバティブ	-	240,245	-	-	253,805	-

これらの項目の公正価額は、2019年および2018年を100%として計算されており、貨幣のインプリシット・カーブを参照している。

2013年1月1日付でIFRS第13号が効力発生したことにより、当公庫は相手方および当公庫によるデリバティブ金融商品評価額、リスク評価調整額を含んでいる（注記7および注記29を参照のこと。）。

[次へ](#)

注記12 子会社、合併企業および関連企業への投資

2019年および2018年中の貸借対照表における本項目の変動は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

	グループ企業	合併企業	関連企業	合計
2018年1月1日現在残高	1,940	-	42,504	44,444
追加額	-	-	2,424	2,424
引出額	-	-	-	-
その他の変動	-	-	-	-
減損	-	-	-	-
2018年12月31日現在残高	1,940	-	44,928	46,868
追加額				
引出額			(2)	(2)
その他の変動				
減損				
2019年12月31日現在残高	1,940		44,926	46,866

2019年および2018年12月31日現在の投資および関連する主要な情報は、別紙 に記載されている。

注記13 有形固定資産

2019年および2018年の有形固定資産の変動およびこれに関連する累積償却額は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	自己使用の建物	設備、車両 その他の固定資産	不動産投資	合計
費用				
2019年1月1日現在の残高	114,067	15,379	-	129,446
追加額	515	364		879
処分額その他の償却額		(233)		(233)
2019年12月31日現在の残高	114,582	15,510		130,092
累積償却額				
2019年1月1日現在の残高	33,111	7,585		40,696
割当	1,815	197		2,012
移転額その他の変動額		(233)		(233)
2019年12月31日現在の残高	34,926	7,549		42,475
減損損失				
2019年12月31日現在		651		651
有形固定資産純額				
2019年12月31日現在の残高	79,656	7,310		86,966
費用				
2018年1月1日現在の残高	113,976	15,248	-	129,224
追加額	91	131	-	222
処分額その他の償却額	-	-	-	-
2018年12月31日現在の残高	114,067	15,379	-	129,446
累積償却額				
2018年1月1日現在の残高	31,339	7,269	-	38,608
割当	1,772	316		2,088
移転額その他の変動額	-	-	-	-
2018年12月31日現在の残高	33,111	7,585		40,696
減損損失				
2018年12月31日現在	-	651	-	651
有形固定資産純額				
2018年12月31日現在の残高	80,956	7,143	-	88,099

2019年12月31日現在、総額約18,489千ユーロ（2018年12月31日現在は16,912千ユーロ）で全額償却された自己使用目的の有形固定資産があった。

当公庫の方針に従い、すべての有形固定資産は2019年および2018年12月31日現在、保険が付保されている。

2004年スペイン中央銀行通達第4号の暫定規則第1、B)6項によれば、有形固定資産の公正価額による評価が認められている。この評価調整を実行するため、当グループは運用資産について関連する評価を実施し、それにより当グループの有形固定資産の価値は53,106千ユーロ増加した。租税効果控除後のこれらのキャピタルゲインに対し再評価準備金が設定された。再評価された簿価はその時点で帰属費用として充当される。

2019年12月31日現在、再評価準備金は20,858千ユーロ（2018年12月31日現在は23,591千ユーロ）であった（注記20を参照のこと。）。

下記の表は2019年および2018年12月31日現在の当グループの一部の有形固定資産の公正価額を当時の簿価とともに区分毎に表したものである。

	(単位：千ユーロ)			
	2019年		2018年	
	簿価	公正価額	簿価	公正価額
自己使用目的の有形固定資産	86,966	108,474	88,099	113,939
建造物	79,656	101,164	80,956	106,796
その他	7,310	7,310	7,143	7,143
不動産投資	-	-	-	-
建設中不動産	-	-	-	-

上記の有形固定資産の公正価額は、下記に従って見積もられた。

- スペイン中央銀行承認の価格による評価の更新がされなかった資産については、事業体により類似した資産の価格傾向の市場データに基づき公正価額が見積もられた。
- スペイン中央銀行承認の価格による評価の更新がなされた資産については、2003年省令第805号の評価方法に従い公正価額が見積もられた。

すべての自己使用目的不動産は、2019年および2018年12月31日付で、承認された鑑定人であるスペイン中央銀行により比較方法を用いて評価された。

注記14 無形資産

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表における無形資産は、もっぱら「その他の無形資産」の項目に分類される。

	推定耐用年数	(単位：千ユーロ)	
		2019年	2018年
耐用年数(無期限)	-	-	-
耐用年数(期限付)	3年から10年	43,726	41,908
総計		43,726	41,908
内訳：			
内部開発	3年	38,341	36,597
その他	10年	5,385	5,311
累積償却額		(34,716)	(32,822)
減損損失		(2,137)	(2,137)
		6,873	6,949

2019年および2018年12月31日現在のすべての無形資産はコンピューターのソフトウェアに関連するものである。2019年12月31日現在の全額償却された無形資産は31,002千ユーロ（2018年12月31日現在は26,574千ユーロ）であった。

注記15 税金資産および税金負債

2019年および2018年12月31日現在の税金資産および負債の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	資産		負債	
	2019年	2018年	2019年	2018年
当期税金：	8,557	2,985	1,005	957
法人税(注記23)	8,510	2,737	-	-
VAT	47	248	183	33
個人所得税(源泉)	-	-	479	462
社会保障負担	-	-	343	462
繰延税金：	95,051	97,999	32,943	22,897
信用供与、貸付および割引に係る減損損失	69,257	66,527	-	-
キャッシュフロー・ヘッジの評価(注記21)	25,794	31,472	-	-
資産の再評価	-	-	15,932	15,932
OCIを通じた公正価値による金融資産の再評価(注記21)	-	-	17,011	6,965
	103,608	100,984	33,948	23,854

2019年および2018年の繰延税金資産および負債の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	資産		負債	
	2019年	2018年	2019年	2018年
期首残高	97,999	134,316	22,897	14,512
信用供与、貸付および割引に係る減損損失	2,730	(13,118)	-	-
キャッシュフロー・ヘッジ評価額(注記21)	(5,678)	(23,199)	-	-
資産の再評価	-	-	-	-
OCIを通じた公正価値による金融資産の再評価(注記21)	-	-	10,046	8,385
期末残高	95,051	97,999	32,943	22,897

注記16 その他の資産および負債

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表の「その他の資産」の項目の詳細は以下の通りである。

その他の資産	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
その他の資産	4,915	3,327
付加利子	30,799	31,216
	35,714	34,543

「付加利子」の項目には、供給者支払のための融資基金、自治区流動性基金および自治体向け融資基金の業務管理についての当公庫の受取手数料およびその他が含まれている（注記1.1を参照のこと。）。2019年において、ICOの受取手数料総額は年間25百万ユーロ（2018年12月31日現在も25百万ユーロ）であり、これらの金額は損益計算書の「手数料収入」にも計上されている（注記27を参照のこと。）。

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表の「その他の負債」の項目の残高は以下の通りである。

その他の負債	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
その他の負債	-	-
付加利子	7,277	4,926
	7,277	4,926

「付加利子」の項目には、「2019年ラペル仲介融資枠」の3,206千ユーロ（2018年は1,500千ユーロ）に基づき信用機関に支払われる未収の受取手数料が含まれている。

注記17 売却目的保有の非流動資産

「売却目的保有の非流動資産」の総額は、担保権実行資産を含む。2019年12月31日現在および2018年12月31日現在本項目に記載されている担保権実行資産のうち、不動産開発およびその他の不動産開発事業に関連した資金調達に起因するものはない。

2019年および2018年の貸借対照表に記載される本項目の残高の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)		
	費用	減損	合計
2018年1月1日現在残高	72,443	(72,421)	22
追加額	126	(148)	(22)
引出額 / 使用額	(246)	246	-
移転額	-	-	-
2018年12月31日現在残高	72,323	(72,323)	-
追加額	934	-	934
引出額 / 使用額	(5,572)	(4,638)	(934)
移転額	-	-	-
2019年12月31日現在残高	67,685	(67,685)	-

2019年および2018年12月31日現在の「売却目的保有の非流動資産」の総額のうち48,678千ユーロは、完全に引当金を計上した単一の資産と対応する。

2019年には、これらの非金融資産に対し、316千ユーロ（2018年は148千ユーロ）の減損の割当が計上されている。

2019年には、売却目的保有の非流動資産の売却益として2,910千ユーロが計上されている（2018年の売却益はなし）。

当公庫の取締役会はこれらの資産に対して投資の引上げ計画を毎年承認している。

2017年スペイン中央銀行通達第4号の規則60記載の通り、売却目的保有の非流動資産は、居住用、産業用および商業用別に、都市部における土地および都市化から分断された未開地ならびに建物と幅広く分類される。以下の表は、評価会社、資産評価の方法および会社 / 代理店の評価額が示されている。

産業用建物		
最終評価額（単位：千ユーロ）	評価会社	評価方法
2,296	GESVALT	費用および比較
2,296		
居住用建物		
最終評価額（単位：千ユーロ）	評価会社	評価方法
429	GRUPO TASVALOR	比較
5	VALTECNIC	比較
410	EUROVAL	比較
12	TINSA	比較
109	JUDICIAL	比較
85	ALIA TASACIONES	費用および比較
194	GRUPO TASVALOR	費用および比較

1,244

第三次利用建造物

最終評価額（単位：千ユーロ）	評価会社	評価方法
809	EUROVAL	比較
11	GRUPO TASVALOR	比較
90	GRUPO TASVALOR	費用
44	GRUPO TASVALOR	動的残余
954		

未開地

最終評価額（単位：千ユーロ）	評価会社	評価方法
54	GRUPO TASVALOR	比較
42	ALIA TASACIONES	比較
1	EUROVAL	比較
8	JUDICIAL	比較
25	GRUPO TASVALOR	費用および比較
59	EUROVAL	賃貸料の更新
57	GRUPO TASVALOR	賃貸料の更新
6	GRUPO TASVALOR	その他
177	JUDICIAL	その他
429		

都市部における土地および開発可能用地

最終評価額（単位：千ユーロ）	評価会社	評価方法
862	GRUPO TASVALOR	比較
20	GRUPO TASVALOR	静的残余
9,173	GRUPO TASVALOR	動的残余
6	EUROVAL	動的残余
31	GESVALT	動的残余
50	GRUPO TASVALOR	その他
10,142		
合計	15,065	

注記18 償却原価で評価した金融負債

貸借対照表の本項目の残高を構成する項目の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
相手方別：		
中央銀行への預金(注記18.1)	499,902	-
信用機関への預金(注記18.2)	8,489,132	9,459,822
顧客による預金(注記18.3)	699,313	988,040
発行済債券(注記18.4)	15,734,424	19,147,495
その他の金融負債(注記18.5)	401,952	711,847

25,824,723	30,307,204
------------	------------

18.1 中央銀行への預金

2019年において、ICOは欧州中央銀行のTLTRO を採用した。本項目の金額はかかる運用に対応している（2018年の残高はなし）。

18.2 信用機関への預金

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表における本項目の部門別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
種類別：		
欧州投資銀行からの借入金	7,295,224	8,196,933
銀行間借入金	89,463	152,200
その他の信用機関からの借入金	1,032,454	1,037,542
評価調整額 - 付加利子	71,991	73,147
	8,489,132	9,459,822

銀行間預金は、2019年および2018年12月31日現在から起算して1年未満以内にそれぞれ期限が到来する。

欧州投資銀行からの借入金の最終償還期限は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
1年以内	1,863,362	1,819,950
1年超2年以内	1,815,493	1,857,299
2年超3年以内	1,379,171	1,814,061
3年超4年以内	606,633	1,177,833
4年超5年以内	581,375	583,326
5年超	1,049,190	944,464
	7,295,224	8,196,933

「その他の信用機関からの借入金」の償還期限の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
1年以内	204,943	205,428
1年超2年以内	322,914	186,616
2年超3年以内	142,490	339,168
3年超4年以内	78,824	140,783
4年超5年以内	78,824	48,912
5年超	204,459	116,635
	1,032,454	1,037,542

18.3 顧客による預金

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表における本項目の部門別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
相手方別：		
公的機関	626,974	917,067
その他の居住者部門(1)	72,329	70,534
その他の非居住者部門	-	-
評価調整額 - 付加利子	10	439
	699,313	988,040

(1) うち、2019年および2018年12月31日現在、58,699千ユーロおよび66,403千ユーロはそれぞれ要求払預金であった。

2019年および2018年12月31日現在、「公的機関」の項目に記載された残高の種類別の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
相互金利調整契約(C.A.R.I.)	3,563	2,920
公的機関の経常勘定およびその他の項目	623,411	914,147
	626,974	917,067

18.4 発行済債券

2019年および2018年12月31日現在の本項目の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
発行済債券	15,499,902	18,724,473
評価調整額(*)	234,522	423,022
	15,734,424	19,147,495

(*) ヘッジ会計に対する取引費用および価格調整を含む。

2019年および2018年中の本項目の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
期首残高	18,724,473	22,124,860
発行数	23,787,604	37,621,464
減価償却費	(27,071,203)	(41,277,094)
為替差損益	59,028	255,243
期末残高	15,499,902	18,724,473

以下の表は、2019年および2018年12月31日現在の未払発行済債券の主な特徴を、通貨、利率および最終償還期日で示したものである。

発行数					(単位：千ユーロ)	
2019年	2018年	通貨	償還期日	年利率	2019年	2018年
1	3	ノルウェー・クローネ	2021年	4.28% - 5.36%	50,690	119,668
1	1	カナダ・ドル	2020年	4.53% - 5.00%	171,256	160,205
52	37	米ドル	2021年	複数	4,895,865	4,904,683
55	65	ユーロ	2026年	複数	9,717,570	13,065,734
2	2	スイス・フラン	2024年	2% - 3.25%	276,373	266,195
2	1	豪ドル	2023年	1.95%	236,053	58,237
1	1	スウェーデン・クローネ	2022年	0.963%	47,862	48,758
3	3	円	2030年	0.52% - 2.9%	104,233	100,993
					15,499,902	18,724,473

各発行の内容は、当グループの親会社である当公庫公式サイト（www.ico.es）の「投資 - 発行債券情報」のページで参照することができる。

2019年にユーロ建ておよびその他通貨建ての債券の金融費用の総額は損益計算書の「利息および類似費用」の項目に計上されており、金額は544,513千ユーロであり、その平均年利は2.63%（会計ヘッジを考慮すると1.31%）であった。2018年の金融費用は660,524千ユーロであり、その平均年利は3.48%（会計ヘッジを考慮すると1.49%）であった（注記25を参照のこと。）。

2019年現在、当公庫は、一定の償却原価で評価した金融負債（IC0により発行された債券）の買戻しから生じる金融取引につき、損益を計上しなかった。2018年に同様の事項に基づき計上された損失は、941千ユーロであり（かかる金額は、かかる買戻された排出に関連したヘッジデリバティブの消却

の結果を含む。）、これは「公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益」の項目に計上されている（注記28を参照のこと。）。

18.5 その他の金融負債

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表における本項目の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
国庫準備金	368,533	444,479
その他	33,419	267,368
	401,952	711,847

「国庫準備金」には、当グループが受領し、各項目に適用される条件に従い返済する資金が含まれる。これらの各資金に関連する与信枠の詳細については、当公庫のウェブサイト（www.ico.es）を参照のこと。

最も重要な与信枠に関連する資金は以下のものである。

- 「Línea FOMIT」 - Renove Turismo (FOMIT - 観光与信枠)：かかる与信枠は、インフラおよび観光地の修復および近代化を目指す金融計画への資金援助を提供する。
- 「Línea Avanza」：かかる与信枠は、ICOとともに、市民および企業による新情報技術（ブロードバンドおよびそれに必要な技術的サポート）の利用のための支援および資金を供給する。かかる対象に応じて、TIC向貸付金（中小企業）、若者および大学生向貸付金（特定グループ）ならびにデジタル顧客向貸付金（一般的な市民）が実施される。
- 「Línea Préstamos Renta Universidad」：かかる与信枠は、2011年から2012年までの博士号または修士号の大学院過程における将来所得を保証する。
- 「Línea Futur E」：かかる与信枠は、エネルギーの合理的使用、再生可能エネルギーの使用、水の使用量の削減および廃棄物管理の観点に立ちスペインにおけるツーリズムの基盤を固めるため、持続可能な観光を支えるためのプロジェクトに対する動機を提供し、持続可能性および環境へ配慮からの観点から現在のツーリズムを再構築する手助けをし、環境および持続的発展に関連した要素に着眼するものである。

ICOによる市場資金調達を通して資金供給される他の当公庫の仲介枠とは異なり、これらの業務に指定された財政資金は、関連省庁の代理で当公庫が開設した勘定に、国家より直接資金供給される。これらの資金残高は、（上記与信枠の残高を反映する。）関連する経常収支の金額および残高が与信枠供給のために当公庫が受領する金額と常に同額であるために、「貸付および受取債権」（純額、未償却）としても記載される公式の取引により供給される金額と常に一致する。

2019年および2018年12月31日現在のこれらの資金の残高は、以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
FOMIT - Renove Turismo	118,485	169,545
Avanza	-	439
Préstamos Renta Universidad	120,585	142,325
Futur E	18,074	43,334
その他	144,808	88,836
	401,952	444,479

「その他」の項目には、ICOおよびERDFからの資金を含む中小企業および自営業に対する特定の仲介貸付枠への融資のためのICO・イノベーション・ファンド2013-2015年の設立に相当する金額（2018年12月31日現在において248,607千ユーロ）が含まれる。このテクノロジカル・ファンドは清算の対象となり、2019年において2,595千ユーロの利益が生じ、損益計算書の「受取手数料」の項目に計上されている。

注記19 引当金

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表における本項目の詳細は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
年金および年金類似債務引当金	579	919
偶発エクスポージャーおよび不確定約定額の引当金	7,778	1,442
その他の引当金	295,183	277,834
	303,540	280,195

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表における「その他の引当金」の項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
1995年勅令第12号に基づく基金	182,610	175,583
流動性特別貸付金に係る引当金（注記10.2.2）	92,477	90,752
BBVAからの回収額のための資金	218	284
プレステージ船事故補償資金	8,934	9,031
AIEの株式損益補償のための資金（注記10.3）	9,515	890
その他の資金	1,429	1,294
	295,183	277,834

1995年勅令第12号

1995年12月28日勅令第12号（1995年12月30日の官報（BOE）に掲載され、1996年1月1日より効力が生じる。）は、信用機関に関して現在有効な規則に従い、閣僚会議決議（1987年12月11日）のセクション4.1で言及される国家借入金から得られる資金を充当することにより、注記1に記載する業務から将来履行が疑わしいまたは貸倒れの発生する可能性のある貸付金に関し、引当金に繰入れるために、IC0が最大で総額150,253千ユーロのファンドを設定することを規定した。租税、行政および社会秩序措置に関する1997年12月30日法律第66号追加条項第4条は、これらの規則の適用にかかわらず、一般国家予算における特定の補償を受けないことを条件として、閣僚会議またはCDGAEが、通常の業務において発生する債務不履行に、1995年勅令第12号に基づき設定される特別引当金ファンドを充当する権限をIC0に付与することを規定した。当該ファンドは、「その他の引当金」の項目で1996年に設立された。

取引条件に基づき当該ファンドへの充当を要するこれらの貸付金および取引は、当該ファンドの費用の形で計上されている。したがって、当公庫の損益計算書に影響はない。

当該ファンドで補填される貸付金は、同ファンドによりすでに引当が行われているため、一般および特別貸倒引当金の計算には算入されない。

当該ファンドは、初回の割当に加え、IC0が得た利益や国による損失の引受や補填の実行または承認による利益から、または信用に影響を与える適切な制度取引を通しての、将来の割当をも期して設定されている。同様に、当該ファンドは、引当金が計上されているかまたは不履行が宣言され、当該ファンドに対して請求される借入金から得られる回収額（2019年は4,388千ユーロ、2018年は3,084千ユーロであった。）ならびに当該ファンドに割り当てられる資金の運用からの収益（2019年はマイナス377千ユーロ、2018年はマイナス468千ユーロであった。）で設定されている。

一般国家予算に関する1996年12月30日法律第12号の規定に従い、1997年に追加の150,253千ユーロが一般国家借入金を充当することにより当該ファンドに割り当てられた。

2004年、総額249,500千ユーロの割当が2004年7月30日の閣僚会議決議に従ってIC0に付与された国家借入金に対して充当された。

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表における「その他の引当金」の項目に計上された資金の2019年および2018年の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)
	2018年1月1日現在の残高
利息の資本組入れ	177,926
国の拠出金	(468)
	-

2017年のIC0による使用結果	-
貸付金の回収(元本および利息)	3,084
使用額	(4,959)
2018年12月31日現在の残高	175,583
利息の資本組入れ	(377)
国の拠出金	-
2018年のIC0による使用結果	3,136
貸付金の回収(元本および利息)	4,388
使用額	(120)
2019年12月31日現在の残高	182,610

2019年においては、2018年にIC0により分配された純利益の一部として、特別拠出金3,136千ユーロが計上された。

BBVAからの回収額のための資金

当グループの親会社である当公庫は、「BBVAからの回収額のための資金」の項目に関し、2001年と2002年に租税、行政および社会秩序措置に関する2001年12月27日法律第24号追加条項第11条を適用した。これにより、旧政府金融機関が付与し、政府が保証した一定の貸付および保証によって国が当公庫に対して負担することとなった金額を消却するために当公庫の株式の一部を割り当てた。

しかし、IC0は、この消却処理による影響を受けた業務管理によりかかる貸付に関する回収金を引続き受領することとなったが、慎重な会計原則に従い、当該回収金は通常、損益計算書の利益として認識されない。2019年に利益として計上されたものについては、218千ユーロ（2018年12月31日現在は284千ユーロ）の引当金がある。

プレステージ船事故補償資金

プレステージ船事故補償資金は、2002年11月22日勅令第7号に基づいており、かかる特別引当金ファンドに従い、プレステージ船事故補償貸付金による不良債権額に、1995年勅令第12号に基づく特別引当金ファンドを充当する権限を与えるものである。

AIEの株式損益補償のための資金

AIEの株式損益補償のための資金の項目には、経済利益グループを介して行われた取引による利益を運用成績に対して調整する引当金が含まれる（注記10.3を参照のこと。）。この引当金は、利益勘定の法人税の項目として認識され、2019年および2018年において、それぞれ8,626千ユーロおよび7,848千ユーロとなった（注記23を参照のこと。）。

本項目の引当金の2019年および2018年の変動は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)				
	税金引当金	年金および年金類似債務の基金	リスクおよび不確定約定額の引当金	その他の引当金	合計
2018年1月1日現在の残高	-	423	1,197	303,045	304,665
割当(1)	-	496		1,263	1,759
回収	-	-	(104)	-	(104)
資金の使用	-	-		(17,248)	(17,248)
2017年通達第4号の初回適用	-	-	349	-	349
移転およびその他の変動(2)	-	-	-	(9,226)	(9,226)
為替差損益	-	-	-	-	-
2018年12月31日現在の残高	-	919	1,442	277,834	280,195
純割当(1)	-	-	6,963	281	7,244
回収	-	(340)	(623)	(377)	(1,340)
資金の使用	-	-	-	(87)	(87)
移転およびその他の変動(2)	-	-	-	17,532	17,532
為替差損益	-	-	(4)	-	(4)
2019年12月31日現在の残高	-	579	7,778	295,183	303,540

(1) 2019年の損益計算書に計上された回収額には、当該ファンド自身の報酬に関して発生する利息の資本組入れのための特別引当金ファンド（1995年勅令第12号に基づく基金）への支払に関連して、377千ユーロ（2018年は468千ユーロ）が含まれる。割当には、148千ユーロ（2018年は1,412千ユーロ）に上るIC0のリスク（注記10.2.2を参照のこと。）に伴う当公庫の流動性枠のための引当金が含まれる。

(2) 2019年12月31日現在の移転およびその他の変動には、主にIC0のリスクに係る仲介貸付枠からの回収（1,577千ユーロ）（注記10.2.2を参照のこと。）、拠出金および回収に係る1995年勅令第12号に基づく基金への貸付（7,425千ユーロ）（注記19を参照のこと。）ならびにAIEにおける投資からの利益報酬に対するファンドのための引当金（8,625千ユーロ）（注記23を参照のこと。）が含まれる。

2018年12月31日現在の本項目は、AIEにおける投資からの利益報酬に対するファンドの法人税費用の回収（7,848千ユーロ）（注記23を参照のこと。）および準備金に計上される偶発債務積立資金の回収（10,000千ユーロ）（注記20を参照のこと。）を主に含んでいる。

注記20 自己資本

貸借対照表の「資本」の項目の2019年および2018年の期首および期末の簿価の調整は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)					
	資本	再評価準備金	その他の準備金	損益	合計
2018年1月1日現在の残高	4,313,067	23,591	972,698	101,923	5,411,279
利益の分配	-	-	40,769	(101,923)	(61,154)
その他の準備金の変動	-	-	(105,118)	-	(105,118)
当期損益	-	-	-	73,210	73,210
その他の変動	677	-	-	-	677
2018年12月31日現在の残高	4,313,744	23,591	908,349	73,210	5,318,894
利益の分配	-	-	26,147	(73,210)	(47,063)
その他の準備金の変動	-	(2,733)	(12,056)	-	(14,789)
当期損益	-	-	-	106,941	106,941
その他の変動	289	-	-	-	289
2019年12月31日現在の残高	4,314,033	20,858	922,440	106,941	5,364,272

2019年12月31日現在、「その他の準備金の変動」の項目には、2018年の利益分配の一部として、3,136千ユーロの1995年勅令第12号に基づく基金への拠出金が含まれる（注記19を参照のこと。）。当該項目には、マイナス14,789千ユーロの金融資産（持分証券）の清算による損益も含まれる（注記9を参照のこと。）。

2001年12月27日法律第24号に基づき、「その他の変動」の項目には、2019年の289千ユーロ（2018年は677千ユーロ）の資本への年間拠出額が主に含まれる。当該法律の追加条項第11条に従い、旧政府金融機関および当公庫によって供与された、一定の貸付および保証の結果、ICOとともに国家が負担する債務の取消により回復した当該資金は、当公庫の資本の一部となる。

注記21 その他の累積包括利益（評価調整額）

本項目の総額および租税効果の残高は、以下の通りである。

(単位：千ユーロ)						
	2019年			2018年		
	総額	租税効果 (注記15)	純額	総額	租税効果 (注記15)	純額
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産(注記9)	56,704	(17,011)	39,693	23,219	(6,966)	16,253
資産および負債のキャッシュフロー・ヘッジ	(85,980)	25,794	(60,186)	(104,907)	31,472	(73,435)
合計	(29,276)	8,783	(20,493)	(81,688)	24,506	(57,182)

本項目の残高は、貸借対照表における「売却可能金融資産」および「評価額 - キャッシュフロー・ヘッジ・デリバティブ」の勘定に関連するものである。一つ目の勘定では、注記2.2.4に従い、当グループの資本の一部に含まなければならない、売却可能と分類される資産の公正価額の変動額（純額）を計上する。二つ目の勘定では、キャッシュフロー・ヘッジ商品の公正価額の変動額（純額）を計上する。

(単位：千ユーロ)

	2019年	2018年
期首残高	(57,182)	(130,880)
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の公正価額の変動(注記9)	23,440	16,177
損益を通じて公正価額で評価した金融資産への再分類	-	3,594
キャッシュフロー・ヘッジ	13,249	53,927
期末残高	(20,493)	(57,182)

注記22 付与された保証および不確定約定額

貸借対照表上の本項目は、通常の業務における約定額（付与された保証）および第三者が使用可能な額（不確定約定額）に応じて、支払義務を負う第三者が支払わなかった場合、当該第三者に代わりICOが支払うべき金額を記載している。

以下は2019年および2018年12月31日現在の本項目の内訳である。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
付与された保証		
金融保証	449,279	475,124
	449,279	475,124
付与された不確定約定額		
第三者向け：		
信用機関	269,436	513
公的機関部門	2,038,054	2,000,198
その他の居住者部門	348,401	349,694
非居住者部門	222,881	268,656
その他の不確定約定額	101,081	89,502
引受済未払支出額：	552,000	504,000
	3,531,853	3,212,563
	3,981,132	3,687,687

保証商品（保証およびその他の担保）からの収益は、連結損益計算書の「受取手数料」の項目に計上され、契約で定められた利率を保証の額面価額に適用することによって算出される。

注記23 租税

予算、租税、財政および雇用に係る緊急措置に関する1993年2月26日勅令第3号の規定に従い、当公庫は1993年から1996年まで法人税の支払を免除されていた。当公庫は、法人税に関する1995年12月27日法律第43号暫定条項第13条に従い、1997年および1998年に関しても同税を免除され、1999年からは一般法人税が課税されている。

法人税上の課税標準に対する2019年および2018年の当グループの親会社としての当公庫の会計利益の調整は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
税引前簿価利益	149,253	112,907
永久差異		
支払外国税	704	478
計算不能な会計利益/費用	3,233	5,102
被投資会社により生じる税務上の欠損金の繰越	(37,109)	41,259
過年度からの損金算入	-	-
	116,081	159,746
一時差異：		
減損および控除不能引当金	37,598	28,237
他年度発生一時差異の反転	(35,116)	(71,964)
	2,482	(43,727)
過年度の税務評価の補償	-	(16,691)
税務評価	118,563	99,328
税金総額(30%)	35,569	29,798
控除および引当金	(577)	(379)
源泉徴収税および中間納付	(43,502)	(32,156)
支払税額(注記15)	(8,510)	(2,737)
法人税	34,248	47,545
割当被投資会社ベースの法人税費用の調整額(注記19)	8,626	(7,848)
その他の調整額	(562)	-
法人税費用	42,312	39,697

当該年度において、IC0が様々な割合で出資しているAIEの税務上の欠損金の繰越が組み込まれた（2019年は37,109千ユーロ（2018年は41,259千ユーロの税務上の剰余金配分））。割当の基準は、各グループ会社が提供した情報に基づいていた。これらのコンセプトは、AIEの貸借対照表の期末と同年度に割り当てられるものとされた。

2019年度末現在、税務上の欠損金の繰越はなかった。

2019年および2018年に適用された税制優遇措置の控除はなかった。国際二重課税（支払税額）の控除額はそれぞれ577千ユーロおよび379千ユーロに上った。2019年度末現在、国際二重課税に対する控除はない。

特別事由による固定資産の減価償却方法に変更はなかった。

当公庫の確定申告およびその他の税金債務は、直近4年間税務当局による閲覧が可能である。

基本的に法人税の免除期間後に新たに発生する法人税負債に関し、一定の取引に適用される税規則の解釈によっては一定の偶発税金負債が存在する場合がある。ただし、当公庫の税務担当者の判断では、かかる負債が発生する可能性は少なく、いかなる場合においてもこれにより生じる税金債務が添付の年次財務書類を大幅に影響することはないものと見込まれる。

注記24 利息および類似収益

構成する項目に基づく2019年および2018年の利息および類似収益の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産	6,579	8,189
償却原価で評価した金融資産	329,917	373,639
デリバティブ、ヘッジ会計	(9,470)	(11,634)
その他の資産	22	812
負債からの利息および類似収益	20,047	25,920
	347,095	396,926

注記25 利息および類似費用

2019年および2018年の損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
償却原価で評価した金融負債	670,126	798,172
デリバティブ、ヘッジ会計	(302,175)	(323,553)
その他の負債	-	-
資産からの利息および類似費用	7,207	18,833
	375,158	493,452

注記26 配当金収益

本概念による収益はすべて変動収益ポートフォリオに対応しており、2019年および2018年においてそれぞれ7,394千ユーロおよび5,339千ユーロであった。

注記27 受取手数料および支払手数料

損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
受取手数料		
偶発リスク	2,015	1,599
受取可能手数料	962	2,608
その他の手数料	39,677	41,515
	42,654	45,722
支払手数料		
署名リスク	(700)	(678)
その他の手数料	(6,903)	(8,168)
	(7,603)	(8,846)
手数料純額	35,051	36,876

2019年12月31日現在、手数料収入の「その他の手数料」の項目は、FFPPおよびFLAの管理手数料に関連する25,000千ユーロ（2018年12月31日現在も25,000千ユーロ）を含む（注記16を参照のこと。）。

注記28 損益を通じて公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益（純額）

構成する項目に基づく損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産(注記9)	-	1,695
償却原価で評価した金融資産、貸付および受取債権(注記10.3)	-	-
償却原価で評価した金融資産、負債性証券(注記10.1)	10,365	-
償却原価で評価した金融負債(注記18.4)	-	(941)
	10,365	754

2019年において、当公庫は、ユーロ残高においてよりバランスのとれた満期構造および金利の更改を実現するため、当グループの事業モデルに基づき（また当該モデルにおいて設定された制限に従い）償却原価で評価した金融資産（公債）を売却した。処分された金融資産の額面価額は368百万ユーロであり、10,365千ユーロの売却益が生じた。

注記29 売買目的保有の金融資産および金融負債による損益（純額）

構成する項目に基づく損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
売買目的保有のデリバティブ(注記7)	591	1,023
	591	1,023

IFRS第13号の施行後（2013年1月1日）、当グループはデリバティブ証券の評価につき、相手方のリスクおよび資本信用リスク（CVA-DVA）に対応する調整を組み込まなかった。2019年12月31日現在、本項目において行われた調整（この項目を含む。）は、プラス4,030千ユーロに上った（2018年12月31日現在ではマイナス195千ユーロ）。

注記30 損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産および金融負債による損益（純額）
損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
損益を通じて公正価額で評価した持分証券(注記8)	1,984	710
	1,984	710

注記31 ヘッジ会計から生じる損益（純額）
損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
ヘッジデリバティブ(注記11)	56,472	56,104
	56,472	56,104

本項目は、ヘッジする要素およびヘッジされた要素の公正価額の変動からの利益を含んでいる。

注記32 その他の営業収益およびその他の営業費用
損益計算書の「その他の営業収益」および「その他の営業費用」の項目における収支バランスの内訳は以下の通りである。

その他の営業収益	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
不動産開発による収益	750	910
その他(*)	1,270	154
	2,020	1,064

(*) 主に備品の返品により回収された費用およびBBVAによる資産管理に対して支払われた前払金が含まれている。

その他の営業費用	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
その他	(211)	-
	(211)	-

注記33 人件費
2019年および2018年の損益計算書における本項目の構成は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
賃金および給与	14,937	14,595
従業員福利厚生費	3,746	3,657
その他の費用	1,519	1,472
	20,202	19,724

2019年および2018年12月31日現在、当公庫の職務別および男女別の従業員数は以下の通りである。

従業員の分布

	男性		女性	
	2019年	2018年	2019年	2018年
経営陣	10	10	4	4
管理職および技術者	113	103	138	135
事務職員	7	7	48	50
	130	120	190	189

2019年および2018年における当公庫の職務別および男女別の従業員数の平均は以下の通りである。

	従業員の平均分布			
	男性		女性	
	2019年	2018年	2019年	2018年
経営陣	10	10	4	4
管理職および技術者	105	104	135	139
事務職員	7	7	49	50
	122	121	188	193

注：第5団体協約（2008年10月24日の官報に掲載された。）の調印以降、一般業務職員は専務職員として分類されている。

2019年において、33%を超える障害を持つ当公庫の平均従業員数は3名である（2018年においても3名）。

理事会の報酬およびその他の給付金

当公庫は、理事会のメンバーが受領する報酬について、賃金、手当およびその他の報酬として、2019年に137千ユーロおよび2018年に92千ユーロを損益計算書（「その他の管理費」の項目）に計上した。これらの報酬は、理事会のメンバーを行政府の上級職と考慮した場合に、適用ある規制法に従って国庫に支払われた。

当公庫の代表取締役および同様の役割を遂行している他の者が、2019年および2018年中に受け取った報酬は以下の通りである（単位：千ユーロ）。

2019年:

従業員数	給与および賃金		その他の報酬	合計
	固定	変動		
5	583	65	2	650

2018年:

従業員数	給与および賃金		その他の報酬	合計
	固定	変動		
5	550	76	2	628

2019年および2018年12月31日現在、当公庫の理事会役員に付与された貸付金はなかった。2019年12月31日現在、従業員への貸付に関する内部規制に基づき付与された貸付金は、残存金額14,574千ユーロとなり、平均金利は2.51%（2018年12月31日現在で15,023千ユーロとなり、平均金利は2.51%）であった。

さらに、2019年12月31日現在、理事会の過去または現在の理事は年金または生命保険に関する義務を負っていない。

注記34 その他の管理費

損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)	
	2019年	2018年
建物、設備および資材	755	794
コンピューター	3,449	3,450
通信	2,157	2,020
宣伝および広告	1,278	1,113
金利および租税	1,604	1,320
その他の一般管理費	6,694	6,867
	15,937	15,564

監査費用

年度会計監査は、国家行政介入局（スペイン語表記の頭文字をとって「IGAE」）により行われた。したがって、監査人の役割は（財務・行政省による）一般的介入により担われるため、この概念における監査人に対する報酬は存在しない。

マザーズ（2018年および2019年の年次財務書類の監査業務において協力的なサービスを提供するためにIGAEと締結した契約により監査を行った。）グループの企業が2019年に行った監査業務以外のサービスについて請求した金額（税込）は、39.5千ユーロ（2018年は15千ユーロ）であった。

注記35 公正価額

その市場価額を確実に見積もることができない貸付、受取債権および持分証券を除き、上記の通り、金融資産は貸借対照表において公正価額で計上される。

同様に、取引ポートフォリオに含まれるものを除き、金融負債は貸借対照表において償却原価で計上される。

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表の「貸付および受取債権」に基づき計上された資産および「償却原価で評価した金融負債」の項目に基づき計上された負債の一部は、年次金利改訂を伴う変動金利で計上されており、利率の動向の結果としての公正価額は、連結貸借対照表において計上されるものと有意差があるとはいえない。これらの公正価額は、割引フローを使用し公正価額の計算を進める加重平均残存月数および加重平均レートを使用して得たものである。2019年および2018年12月31日現在、当該運用のために計算された価値は以下の通りである。

	(単位：千ユーロ)			
	簿価		公正価額	
	2019年	2018年	2019年	2018年
資産				
償却原価で評価した金融資産	28,469,446	32,001,770	28,697,087	32,001,852
負債				
償却原価で評価した金融負債	25,824,723	30,307,204	26,077,492	30,317,147

2019年および2018年には、貨幣市場および公債市場のインプリシット・カーブを参照した、全分類に関する公正価額が計算された。

注記36 子会社、合併会社および関連企業の運用

子会社、合併会社および関連企業に関連する企業の2019年および2018年12月における残高は以下の通りである。

AXIS

- 顧客への預金（償却原価で評価した金融負債）：2019年12月31日現在では11,533千ユーロ（2018年12月31日現在では12,033千ユーロ）

CERSA

- 顧客への預金（償却原価で評価した金融負債）：2019年12月31日現在では13,995千ユーロ（2018年12月31日現在では4,198千ユーロ）

注記37 英語への翻訳のために追加された説明

これらの財務書類は、当公庫に適用される財務報告に係る規制上の枠組みに基づき表示されている（注記1.2を参照のこと。）。規制上の枠組みに適合し、当公庫に適用される特定の会計上の慣行は、

その他の一般に認められている会計原則および規則と適合しない可能性がある。矛盾が生じる場合、スペイン語版が優先する。

別紙

2019年12月31日および2018年12月31日現在の投資

(当グループの親会社としてのIC0の直接所有株式および間接所有株式)

2019年および2018年12月31日現在の関連企業および子会社への投資に関連する情報は以下の通りである。

2019年12月31日現在

所有持分割合					投資の簿価			被投資会社の数値			
所在地	事業内容	直接	間接	合計	総額	減損	純額	資産	資本	損益	
関連企業											
コンバーニャ・エスバニョーラ・デ・レアフィアンツァミエントS.A. (CERSA)	パセオ・デ・ラ・カステジャーナ・151-マドリッド	SS.GG.RRにより付与された保証事業の保証支援	24.26%	-	24.26%	36,461	-	36,461	445,572	307,385	-
コンバーニャ・エスバニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A. (COFIDES)	プリンシペ・デ・ベルガラ・132-マドリッド	発展途上国における民間プロジェクトに対するスペイン企業の持分での金融支援	20.31%	-	20.31%	8,465	-	8,465	146,198	140,582	1,871
					44,926	-	44,926				
子会社											
AXIS/バルティシパシオネス・エムプレサリアレス・ソシエダ・ヘストラ・デ・エンティダデス・デ・キャピタル・リエスゴS.A.	ロス・マドラソ・38-マドリッド	金融投資	100.00%	-	100.00%	1,940	-	1,940	12,169	11,609	7,565
					46,866	-	46,866				

2019年12月31日現在の経済情報（未監査）。

2018年12月31日現在

所有持分割合					投資の簿価			被投資会社の数値(*)			
所在地	事業内容	直接	間接	合計	総額	減損	純額	資産	資本	損益	
関連企業											
コンバーニャ・エスパニョーラ・デ・レアフィアンツァミエントS.A.(CERSA)	パセオ・デ・ラ・カステジャーナ・151-マドリッド	SS.GG.RRにより付与された保証事業の保証支援	24.26%	-	24.26%	36,461	-	36,461	426,267	280,854	-
コンバーニャ・エスパニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A.(COFIDES)	プリンシペ・デ・ベルガラ・132-マドリッド	発展途上国における民間プロジェクトに対するスペイン企業の持分での金融支援	20.31%	-	20.31%	8,465	-	8,465	136,117	131,469	7,821
EFC 2 EヘスティオンS.L.	パセオ・デル・ブラド・4-マドリッド	アセットマネジメント	50.00%	-	50.00%	2	-	2	36	28	(24)
						44,928	-	44,928			
子会社											
AXIS/バルティシパシオネス・エムプレサリアレス・ソシエダ・ヘストラ・デ・エンティダデス・デ・キャピタル・リエスゴS.A.	ロス・マドラソ・38-マドリッド	金融投資	100.00%	-	100.00%	1,940	-	1,940	12,507	11,061	5,884
						46,868	-	46,868			

(*)2018年12月31日現在の経済情報（未監査）。

スペイン開発金融公庫

2019年12月31日現在の財務書類の承認

現行の法律に従い、議長は、このページより前の書類で構成され、スペイン語原文で143ページにおよぶ2019年に関する当公庫の財務書類および経営報告書を承認する。

マドリッド、2020年3月30日

D. ホセ・カルロス・ガーシア・デ・ケベード・ルイズ
理事長

(6) 【その他】

該当なし

(7) 【発行者の属する国等の概況】

1 概要

(1) 一般

スペインは西ヨーロッパに位置する。スペイン本土はヨーロッパの南西海岸のイベリア半島にある。北はフランスに、西はポルトガルに国境を接する。スペインは17地域の自治体からなり、そこには50の行政州があり、このうち47州がイベリア半島に、2州がカナリア諸島に、1州がバレアレス諸島にある。北アフリカの都市セウタおよびメリーリャも地方自治体に準ずるスペイン領土である。スペインは約50万5,000平方キロメートル（19万7,266平方マイル）を占め、フランスに次いで西ヨーロッパで2番目に大きな国である。2020年現在の推定人口は約47.35百万人である。

(2) 政府の形態

スペインは議会制君主国として構成される民主国家である。スペインの憲法は1978年12月6日に国民投票によって採択されたもので、国家の最高法であり、政党の存在、普遍的な参政権および国会議員の自由選挙を規定している。立法権は定数350名の下院議員からなる下院と266名の上院議員で構成される上院の二院制の議会に与えられている。議員の任期は任期満了前に実施される選挙の場合を除き4年である。下院と上院は法律について討議し承認し、また政府の行為を監督する責任がある。下院は立法に関し優先権があり、上院は地方の問題について優先権を有する。

スペインの憲法は地方自治の権利を認めている。スペインの「自治体」は教育および文化、医療サービス、都市計画、公共事業および社会問題のような分野で広範に法的権限を享受している。地方の歳出資金は主として税金および中央政府からの移転により賄っており、バスクとナバラは特別の金融制度がとられており、これによってこれらの領域で徴収した課税収入の大部分を獲得し、また国家レベルで提供された国家のサービスに対し対価を支払う。

一部象徴的なスペイン国王の職務は、法律の裁可、議会の招集および解散、国民投票の実施、首相を議会の承認にかけることおよび軍隊の最高指揮権を行使することである。

首相は下院で選出され、国王によって正式に任命される。首相は大臣を選任し、1名または数名の副首相（首相代行）も指名する。首相、副首相および大臣は内閣または政府を樹立する。首相はいつでも大臣を解任することができ、大臣は共同して議会の両院について責任を有する。首相が下院議員の過半数の支持を失った場合には、議会は首相を交代させることができる。

司法制度は最高裁判所を頂点とする階層的な裁判所制度により構成される。憲法裁判所は特別な地位を有しており、その主な責任はスペイン王国の三権の行為および法律の憲法尊重を確保することである。

(3) 政党

スペインには二つの主な伝統的な国内政党がある。すなわち、国民党および社会労働党である。また、近年において三つの国内政党が結成された。すなわち、急進左派、中道派および極右派の政党である。それらの五つの国内政党は別として、特にカタロニアおよびバスクの自治体に多くの議員を送り込んでいる強力な地方政党も少数ある。

社会労働党（社会党）が7年間にわたり権力を握った（2004年-2011年）後、保守派である国民党が4年にわたり権力を握った（2011年-2015年）。2016年総選挙後は、国民党の党首であるスペインのマリアノ・ラホイ首相が議会での不信任投票により退任に追い込まれた2018年6月1日まで、国民党がスペイン政府を引続き運営した。社会党の党首であるペドロ・サンチェス氏が2019年4月28日に行われた選挙までラホイ氏の後任となった。社会党が総選挙において勝利して多数を獲得したが、政府を

形成できるまでには至らなかった。そのため2019年11月10日にやり直し総選挙が行われ、その結果、ペドロ・サンチェス氏を首相とした社会党およびポデモス（左派政党）による新政府が形成された。それ以来、両党の連立政権が続いている。

(4) 外交関係

1) 二国間関係

日本との関係

2020年において、日本はスペインの輸出相手国として15位に、輸入でも19位に位置付けられている。2020年の日本向けのスペインの輸出は、2019年より7.5%減少し、全体の0.9%を占める2,518百万ユーロであった。一方、2020年のスペインの日本からの輸入は前年に関連して33%減少し、輸入全体の1.05%を占める2,909百万ユーロとなった。結果的に、スペインの日本に対する貿易赤字は、2019年の1,631百万ユーロから、2020年には391百万ユーロに減少した。

投資に関しては、スペインにおける外国投資全体のうち、日本の投資は、2018年と比較して減少および2019年と比較してわずかに増加し、2020年には2.9%となった（2018年および2019年における日本の投資は、それぞれ全体の5.6%および0.7%であった。）。一方で、2019年および2020年の日本におけるスペインの投資は、スペインの外国投資全体のうち極めて少ない割合となった（いずれの年においても0.0%）。

米国との関係

2020年において、米国はスペインの輸出の約4.7%、また輸入の約5.12%を占めた。

スペインと米国との間には多くの条約が締結されている（防衛協力 - 1988年、文化教育協力 - 1989年、二重課税に関する条約 - 1990年、または2001年共同声明（政治、防衛、経済、金融、科学、工業および技術、文化ならびに安全保障の分野における協力の枠組みを構築した。）。）。二国間の商業条約（すなわち「スペインの輸出業者組合」と米国商務省の「マイノリティ企業開発局」との間の協力条約）は少ないが、商業または経済条約のほとんどは、多国間組織または欧州連合（EU）を通じて扱われている。

2) 欧州経済共同体 / 欧州連合との関係

スペインは1986年1月1日、欧州経済共同体（EEC）の正式加盟国となった。1992年には、スペイン議会は欧州連合条約（マーストリヒト条約としても知られている。）を批准し（1993年に発効した。）、欧州連合（EU）が成立した。EUへの正式加盟により、EU機関への一定の主権の譲渡を余儀なくされた。その見返りとして、スペインは多数のEU機関において代表権を得ており、かかる代表権は主に、

- ・ 中央政府任命委員1名、
- ・ スペインで直接選挙により選出される欧州議会議員、ならびに
- ・ 閣僚理事会および欧州理事会のスペイン代表議員である。

2004年5月1日までのEUは、フランス、ベルギー、ドイツ、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、英国、アイルランド、デンマーク、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、スウェーデンおよびフィンランドの15ヶ国により構成されていた。それ以降EUは、チェコ、エストニア、ハンガリー、ポーランド、スロベニア、キプロス、マルタ、ラトビア、スロバキアおよびリトアニアの10ヶ国が新たに加盟国となり、合計25ヶ国に拡大した。2006年1月1日以降、EUは、ブルガリアおよびルーマニアの2ヶ国が新たに加盟国となり、合計27ヶ国に拡大した。また、2013年7

月1日にクロアチアが加盟した。それゆえ、EUは28ヶ国で構成されていた。しかし、英国はEU離脱に関する国民投票の結果を受け、2017年3月29日よりEUを離脱する手続きを開始し、最終的に2020年1月31日に英国はEUを離脱した。これに続く移行期間中に英国とEUは将来の関係性について交渉した。最終的に、2020年末までに英国とEUは新たな関係を構築することで合意に達した。この新たな関係はこれまでの経済統合の水準には及ばないものの、当該合意は従来の自由貿易協定を超え、財貨・サービス貿易、デジタル貿易、知的財産、公共調達、法執行や刑事事件の司法協力といった分野における特惠協定に基づいている。

欧州経済通貨同盟（「EMU」）が1999年に創設されて以降、スペインは加盟国となり、その他の加盟諸国とともに単一通貨ユーロを共有しているだけでなく、価格の安定に関与し公正な会計方針の追及の任に当たっている。1997年10月に15ヶ国が調印したアムステルダム条約は、マーストリヒト条約を欧州経済通貨同盟に関する条項に変更を加えずに対外政策および各種社会問題に範囲を広げた。2003年2月1日、ニース条約が発効したが、2009年12月1日付で発効したりスボン条約に取って代わられた。

3) 多国間関係

スペインは主要な国際政治・経済機関に参加しているが、その主なものは国際連合および国際連合の専門機関、国際復興開発銀行（IBRD）、国際通貨基金（IMF）、米州開発銀行（IADB）、国際金融公社（IFC）、国際開発協会（IDA）、世界貿易機構（WTO）、経済協力開発機構（OECD）、欧州投資銀行（EIB）、欧州評議会、および1982年に加盟した北大西洋条約機構（NATO）である。

国際金融機関名	加盟年月日	出資比率*	応募株数・額*
国際通貨基金(IMF)	1958年9月15日	2.00%	9,535.5百万SDR(1)
国際復興開発銀行(IBRD)	1958年9月15日	1.96%	5,024.6百万米ドル(2)
国際金融公社(IFC)	1960年3月24日	1.35%	282.31百万米ドル
国際開発協会(IDA)	1960年10月18日	1.76%	5,168.3百万米ドル
アフリカ開発基金(ADF)	1974年2月7日	2.01%	623.1百万UA(1)
米州開発銀行(IADB)	1976年6月14日	1.97%	3,479.2百万米ドル
アフリカ開発銀行(AfDB)	1984年3月20日	1.53%	1,543.8百万UA(1)
欧州評議会開発銀行(CEB)	1978年1月1日	10.91%	597.3百万ユーロ
欧州投資銀行(EIB)	1986年1月1日	11.27%	28,033.4百万ユーロ
アジア開発銀行(ADB)	1986年2月14日	0.34%	520.2百万米ドル
米州投資公社(IIC)	1986年5月13日	5.03%	101.4百万米ドル
欧州復興開発銀行(EBRD)	1990年5月29日	3.43%	1,020.5百万ユーロ
アンデス開発公社(CAF)	2003年1月1日	7.45%	881.4百万米ドル
多国間投資保証機関(MIGA)	1988年4月29日	1.14%	22.65百万米ドル
中米経済統合銀行(BCIE)	2005年3月9日	4.00%	280.0百万米ドル
アジアインフラ投資銀行(AIIB)	2017年12月15日	1.82%	1,761.5百万米ドル

出所：多国間金融機関副局（副首相および経済・デジタル省）

(1) 2020年において、1 SDR = 1 UA = 1.440268米ドル。

(2) IBRDが公式な出資額として用いる1944年における米ドル。

* 2020年12月31日現在または2021年5月18日付の最新データ。当該合計出資額の比率は、いくつかの機構では議決権と一致する場合もあり、例えばADFのように、一致しない場合もある。

2 経済

(1) 一般情勢

スペイン経済は1996年から2007年にかけて好調に推移し累積成長率は3%超であった。これによってスペインの主な経済問題は著しく緩和され、失業率は1996年の22.1%から2007年の8.2%に減少した。しかしながら、2008年に国内総生産（GDP）の成長率は減速して1.1%となり、失業率は増加し11.2%となった。さらに2009年および2010年にはそれぞれ、GDPは3.8%減少および0.2%増加し、失業率は17.9%および19.9%にのぼった。2011年において、失業率が増加し続け21.4%になり、GDPの成長率はマイナス0.8%に減少した。世界各国と同じく、2012年にスペインの景気は後退し、GDPは3.0%減少し、失業率は年平均で24.8%にのぼった。2013年において、GDPは1.4%減少し、失業率は26.1%に増加した。この長い景気後退の後、2014年にスペインの成長率は回復し、GDPは前年比で1.4%増加し、失業率は24.4%に減少した。2015年において、成長率は前年比で3.8%増加し、また失業率は22.1%に減少して景気回復が勢いづいた。2016年には、失業率が20%未満（19.6%）に減少すると同時に、スペインの経済は引続き3.0%の力強い成長を遂げた。2017年において、GDPはまた年平均3.0%上昇した一方、失業率も継続して減少し、年平均で労働力人口の17.2%となった。GDPは年平均で2018年において2.4%の増加（失業率は15.3%に減少した。）および2019年において2.0%の増加となり減速の兆しを見せているものの、他のEU諸国と比べると良い経済成長を遂げている。しかしながら、2020年にCOVID-19の危機が経済に打撃を与えた後、GDPは他のヨーロッパ諸国と同様に歴史的な記録で縮小し、年率でマイナス10.8%のマイナス成長率を記録した。その間、失業率は、年平均で2019年において労働力人口の14.1%から、2020年においては15.5%に増加した。

1996年から2007年までの間、かかる好調な発展は財政赤字（国家会計）の大幅な削減を背景として起こった。財政赤字は1996年の対GDP比4.9%から減少し、2007年には対GDP比2%の黒字となった。金融危機および経済危機がスペインの公会計に打撃を与え、2008年から2010年にかけては多額の財政赤字が発生した。2011年より、財政再建化が行われ、財政赤字の減少に持続可能な道が見えてきた。スペインは2018年において、財政赤字の対GDP比率が2.5%という結果で幕を閉じた。これは、過去年における財政赤字の対GDP比率が3%を超えたために欧州委員会により課されていた過剰財政赤字手続が終了したことを示している。2019年において、政府赤字の対GDP比率は引続き3%を下回っている（2.9%）。しかしながら、COVID-19の状況により、2020年において財政赤字の対GDP比率は10.1%にまで増加した（救済された銀行の不良資産の管理および売却のため2012年に設立された団体である、資本が再構成された企業の減損資産を管理するスペインの企業（SAREB）の損失を財政赤字として計上することをEUが要求したため、財政支援を含めて11.0%）。

1999年のスペインにおけるユーロ導入以降、インフレ率は約3%付近で持続率を維持した。しかしながら、2009年および2010年には、経済危機および特に民間消費の著しい縮小により、インフレ率の大幅な低下（2009年はマイナス0.3%、2010年は1.8%）が生じた。2010年後半以降、インフレ率は、主として国際市場における原材料価格の上昇ならびに一部の税金および規制価格の上昇のために、再度急速に上昇し始めた。結果として、2011年における消費者物価指数の平均変動率は3.2%に達し、2012年における平均インフレ率は2.4%となった。インフレ率は2013年に再び低下し、当該年度の平均変動率は実質的に1.4%となった。2014年のインフレ率は、主に石油価格の大幅な下落により、マイナス（マイナス0.2%）となった。エネルギー価格の下落により、2015年における国内の消費者物価指数（CPI）は、再度低下（前年比でマイナス0.5%）し、2016年のCPIもマイナスにとどまったが、前年比でマイナス0.2%とわずかに改善した。2017年において、CPIの一般平均は、石油価格に牽引され2.0%上昇した（2017年においてコアCPIは1.1%増加）。2018年において、コアCPIの増加は0.9%にとどまった一方で、CPIはわずかに減少して1.7%となった。さらに2019年においては、コアCPIは0.9%と

横ばいであった一方、CPIはエネルギー価格の下落および食料品価格の低下を主因とし、減少傾向が続
き0.7%となった。規制措置が実施された結果、2020年にスペイン経済が突然停止したことにより、
COVID-19は価格に影響を与えた。CPIは、2016年以来初めてマイナスを記録し、マイナス0.3%に達し
た一方、コアCPIも、2020年において成長率が0.1%まで減少した。しかし、こうした後退にもかかわらず、価格は2021年において回復が予想される。

1996年から2008年にかけて一般財政債務（GDP比）は着実に減少した。低金利と堅調な経済成長は
GDPに対する債務の割合を押し下げた。公債は2014年において最大値（GDPの100.7%）となったが、
2015年においては、構造改革、財政赤字の減少および健全な経済成長によって99.3%と減少傾向にな
り、この減少傾向は2016年（99.2%）、2017年（GDPの98.6%）、2018年（97.6%）および2019年
（95.5%）においても継続した。経済状況の影響で財政収入が減少し、一方でパンデミックの間に公
共部門が企業や家計の所得を支援しようとして財政支出が大幅に増加したことで、この傾向は2020年
において逆転し、GDPに対する債務の割合は120%に増加した。この状況は一時的であると予想され、
新たな予測では、債務は2021年以降安定し、経済が完全に回復することで若干の減少傾向が始まると
みられている。

(単位：％を除き、百万ユーロ)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
国内総生産(名目市場価格)	1,113,840	1,161,878	1,204,241	1,244,772	1,121,698
実質国内総生産(変動率(%)) (基準年：2015年)	3.0	2.9	2.4	2.0	(10.8)
産業生産指数 (基準年：2015年)	101.6	104.5	105.2	105.9	96.2
失業率(年平均%)	19.6	17.2	15.3	14.1	15.5
消費者物価指数(変動率%)	(0.2)	2.0	1.7	0.7	(0.3)
貿易収支(FOB対FOB)	(17,385)	(26,287)	(34,387)	(31,544)	(13,422)
経常収支	35,370	32,208	23,225	26,574	7,395
現金の不足(GDP比%)	(2.5)	(1.8)	(1.3)	(1.3)	(8.4)
一般政府の赤字(国家会計)(GDP比%)	(4.3)	(3.0)	(2.5)	(2.9)	(11.0)

出所：INE、スペイン中央銀行および国家行政会計監査官（IGAE）の数値に基づく経済・デジタル変革省の月次経済指
標

(1) 2010年欧州会計制度（ESA）およびIMFの国際収支マニュアル第6版の新たな方法論に基づく。実質的なGDPの数値
は、百万ユーロの単位では公表されていない。

(2) 国内総生産

下表は表示期間のスペインのGDPを項目別に示している。

国内総生産

(名目市場価格、基準年：2015年)

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
最終消費支出	860,543	894,561	924,999	948,740	875,493
- 家計最終消費支出	636,323	666,374	687,989	700,760	614,637
- NPISH家計最終消費支出(1)	11,942	11,855	12,321	13,043	13,561
- 一般政府最終消費支出	212,278	216,332	224,689	234,937	247,295
総固定資本形成	208,882	225,731	246,470	258,571	229,482
在庫推移	6,771	6,737	12,145	11,243	6,828

国内需要	1,084,774	1,132,328	1,171,469	1,207,311	1,104,975
財貨・サービス輸出額	377,370	408,730	423,256	434,336	343,594
財貨・サービス輸入額	332,955	367,144	390,484	396,875	326,871
GDP(市場価格)	1,113,840	1,161,878	1,204,241	1,244,772	1,121,698

出所：INE(国家統計局)

(1) 家計サービス非営利機関

(3) スペインの経済構造表

主要経済部門

下表は表示期間におけるスペイン経済の主要部門別の総付加価値（時価）の内訳を示している。

	国内総生産 (名目市場価格、基準年：2015年)				
	(単位：百万ユーロ)				
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
農業および漁業	31,474	32,553	33,251	32,550	35,398
工業	163,489	171,002	175,699	182,296	166,768
建設業	59,374	63,187	66,632	72,608	64,058
サービス業	756,351	786,449	814,220	841,556	757,612
総付加価値(基準価格)	1,010,688	1,053,191	1,089,802	1,129,010	1,023,836
製品に係る純税額	103,152	108,687	114,439	115,762	97,862
GDP(市場価格)	1,113,840	1,161,878	1,204,241	1,244,772	1,121,698

出所：INE（国家統計局）

サービス部門はスペイン経済の主要部門であり、2020年に名目経済総付加価値の約74%を計上し、総雇用の78.4%を占めている（国家会計数値）。サービス部門のうち、公共サービス（医療サービスおよび教育を含む。）はその総付加価値の27.8%を占め、比較的大きな比重を占めており、サービス部門の被雇用者総数の29.53%が公共サービスに従事している。この大きな割合にもかかわらず、現在進行中の公共部門の縮小により、次第にその相対的な重要性が薄れてきている。工業およびエネルギーはスペイン経済の2番目に重要な部門であり、2020年の経済総付加価値の16%を占めている。建設業はスペイン経済のうち、歴史的に最も活発な部門の一つであった。それにもかかわらず、2008年以降、建設業は最も成長した部門ではなく、2012年および2013年には実質的に前年比で経済総付加価値の8%近くまで減少した。2014年においても建設業部門は減少したが、その程度は少なかった（2.1%）。しかし、2015年において当該部門は、前年と比較して0.2%わずかに上昇し、回復を始め、2016年には実質的に前年比で1.9%上昇した。2017年において、建設業は2008年以降で最も高い成長をみせ、前年比で実質的に6.2%上昇した。2018年および2019年においても引続き、それぞれ前年比で7.3%および9.1%上昇した。しかしながら、COVID-19の状況に関連する経済危機により、この比率は2020年において前年比で11.3%下落した。第一次産業に関しては2020年において経済総付加価値の3.45%だけであったが、依然として総雇用の3.7%に雇用の機会を与えている。

(4) 2020年におけるスペインの経済活動

一般

- 2020年において、スペイン経済は、GDPに大きな影響を与えたCOVID-19の危機により打撃を受け、年間11%の比率で減少した（前年は2%の比率で成長）。四半期比では、スペインのGDPは、第1四半期および第2四半期にマイナス5.4%およびマイナス17.8%の深刻な景気後退、それ以降の四半期に17.1%および0.0%の非常に力強い回復を記録した。また、2020年は、ユーロ圏全体としてマイナス成長率を記録したが、スペイン（前年比で6.6%）と比較して緩やかなものとなった。イタリア、フランスやドイツ等の一部の主要国のGDPは、2020年においてそれぞれマイナス8.9%、マイナス8.2%およびマイナス4.9%の成長率を記録した。

- ・ 国内需要は、パンデミックの間の消費および投資の動向の変化によって、スペイン経済の成長の8.8パーセント・ポイントの減少に寄与した。さらに、対外部門は、2019年におけるプラスの貢献を経て、GDPに対し2.0パーセント・ポイント、マイナスに寄与した。
- ・ 総固定資本形成（GFCF）は、2019年（1.8%）の増加の後、2020年において前年比で12.4%減少した。資本財への投資もマイナス成長を記録した（11.4%）一方で、建設業は13.25%の減少となった。家計消費支出は同様の道を辿り、公共支出が順調に増加した（2020年は3.8%、2019年は2.3%）のに対し、2020年には前年比で約12.3%（2019年はプラス1.1%）下落した。
- ・ このような外因性事象による経済状況の悪化は、雇用の創出（360,105の雇用喪失）に悪影響を及ぼし、結果として失業率は、2019年の14.1%（年平均）から2020年は15.5%に増加した。

(5) 政府によるマクロ経済シナリオ

2021年のスペイン安定化プログラムおよび2021年の国別改革プログラムが、4月末に欧州委員会に提案され提出された。そこから読み取れるマクロ経済シナリオは、COVID-19のパンデミック発生に応じてスペインに導入された厳しい外出制限措置の結果、2020年はかつてない経済活動の縮小となったが、それに続いて、2021年度予算や回復・変革・復興計画を通じてワクチン接種が進んだことや公的措置が講じられたことにより、2021年には急速な回復が見込まれる。年間GDP成長率の予測値は、2021年は6.5%であり2022年は7.0%である。

これらの成長予測は、欧州委員会（EC）によるスペインの2021年春季予測（2021年はプラス5.9%および2022年は6.8%）と一致しており、また2013年11月14日基本法第6号第14条およびEU加盟国の予算枠組み要件に関する2011年11月8日理事会指令2011/85/EU第4条に従って、政府によるマクロ経済シナリオを評価する独立財務責任当局（AIREF）によって是認された。欧州委員会（EC）による2021年春季予測において、COVID-19のパンデミックは歴史的規模の衝撃であったが、ワクチン接種率の増加や制限の緩和につれてEUおよびユーロ圏の経済は大幅に回復すると予想され、特にユーロ圏の2021年のGDP成長率の予測値は4.3%であり、2022年は4.4%であることが強調されている。

ECの予測によると、ロックダウン措置の終了およびワクチン接種運動の急速な進展により2021年上半期には民間消費が急激に増加し、その後下半期にはより力強い回復が見込まれる。今年の民間消費は回復が予想され、貯蓄率が大幅に減少する見通しである。政府による雇用喪失抑制策および企業部門の支援策により、この危機による影響の緩和に成功した。純輸出の成長への寄与度は、今年は景気回復および国際的な観光の流れの回復によりプラスに転じると考えられる。原油価格の上昇により、経常収支の黒字幅は縮小する見通しである。景気後退は財政に一時的ではあるがマイナスの影響を与えると予想され、経済活動が再開すれば赤字も削減されると見込まれる。

国別改革プログラムは、構造改革を継続させ、責任ある財政政策を実施し、アジェンダ2030および国際機関による提案の遵守に向けた基盤となる。特に、2021年の国別改革プログラムには、COVID-19の危機から生じた社会経済的な課題に対して講じられた政府措置も含まれ、回復・変革・復興計画と合致している。かかる計画は、EUの水準での経済回復促進のために採択された欧州の措置と整合性のある一連の改革および投資を定めている。

欧州経済通貨同盟への加盟

1999年に欧州経済通貨同盟（EMU）の第三ステージがスタートし、通貨統合にはEU11ヶ国（スウェーデン、英国、ギリシャおよびデンマークを除くすべてのEU加盟国）が関与した。ギリシャは2001年1月1日、EMUに加盟した。2001年以降、新たにユーロを導入した国々は、スロベニア（2007年）、マルタ（2008年）、スロバキア（2009年）、ラトビア（2014年）およびリトアニア（2015年）である。ス

ペインはEMUの創設メンバーであり、インフレ、金利、財政赤字および財政債務、ならびに為替レートの安定に関してEU水準（すなわち「統合基準」）で合意した前提条件を満たした。

その結果、スペインはその他EMU加盟国とともに単一通貨（ユーロ）を導入した。ユーロは2002年1月1日以降流通している。

EMUは加盟諸国のマクロ経済環境に大幅な変化を与えた。金融政策および為替政策の分野で主権を失わせたことが一つの即時効果であった。国際収支の均衡力学もまたEMU加盟国にとって劇的に変わることとなり、現在、加盟国はほとんどの対外貿易をユーロ建てで行っている。これは為替レートおよび通貨政策に係る国際収支上の制約を以前より大幅に少なくした。

EMUの主な特色の一つは加盟国が健全な経済政策の追及を約束することである。EMUは、二つの柱を基にしている。

- ・ 欧州中央銀行によって管理される物価の安定に向けた中央集権化された金融政策。
- ・ EUレベルで合意された厳格な赤字制限に従い各国が自国の会計問題に責任を持つ分散化された予算方針。

銀行同盟は、EMUにおいて必要不可欠な補完機構であり、EU規模における監督、決定および資金調達にかかる負担を調整し、同一規則に従うことをユーロ圏全域の銀行に強制する。銀行同盟は、三つの重要な構成要素に基づいている。うち二つは、単一監督メカニズム（SSM）および単一破綻処理メカニズム（SRM）であり、すでに実施されている。三つ目の構成要素は欧州預金保険スキーム（EDIS）であり、銀行同盟に加えらる必要がある。

労働市場

2014年において、人口動態調査（Encuesta de Población ActivaまたはEPA）は、これまでの2001年の人口動態調査に代わる、2011年の人口動態調査による一連の新たな人口および世帯を組み込むという基本的な変化を経験した。当該変化に伴い、国家統計局は、2013年以前の一連の調査を再検討した。

INEの人口動態調査（Encuesta de la Población Activa、EPA）によれば、2020年中、労働人口は、わずかに減少した一方、就労人口も同様に2.9%減少しており、2019年（前年比でプラス2.3%）を下回るペースであった。景気後退およびパンデミックの影響により、失業者数は2020年において増加（前年比でプラス8.7%）し、2020年の失業率は2019年の14.1%（年平均）から15.5%まで堅調に増加した。

ここで重要であるのは、過去7年間にわたってスペイン政府は、スペイン経済を転換させた意欲的な改革政策を実施し、かかる政策では労働市場改革は2012年において最も重要な改革の一つとされた。かかる改革により、生産性を損なうことなく、雇用成長の促進に必要なGDPの成長率を減じている労働市場に好影響を与えている。2016年には、約50万の新規雇用が創出され、2015年から良好な傾向が続いている。労働市場におけるこの良好な傾向は継続し、2017年において483,000、2018年において503,000、また、2019年において452,000の新たな雇用を創出した。COVID-19の状況はこの良好な傾向を一時中断させ、2020年においては360,105の雇用の減少を記録した。それにもかかわらず、ワクチン接種運動および規制措置の緩和が進み、2021年においては労働市場が力強く回復する可能性が非常に高い。

下表は、表示期間の労働市場とその推移に関する選別統計を示している。

労働市場

（単位：％を除き、千人）

2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
-------	-------	-------	-------	-------

労働人口	22,823	22,742	22,807	23,027	22,733
就労人口	18,342	18,825	19,328	19,779	19,202
失業者数(1)	4,481	3,917	3,479	3,248	3,531
失業率(%)	19.6	17.2	15.3	14.1	15.5
失業登録者数(2)	3,869	3,508	3,279	3,149	3,710

(1) 人口動態調査 (Encuesta de Población ActivaまたはEPA) に基づく。

(2) 公共職業安定所 (INEM) 登録に基づく。

出所：INEおよびINEMの数値に基づく経済・デジタル変革省の月次経済指標

スペインでは二つの主要な失業に関する資料があり、人口動態調査 (Encuesta de Población Activa またはEPA) および「失業登録者数」が得られる失業者登録である。異なった方法を採用しているため、両資料から得られる数値には大幅な差異がある。人口動態調査は国際労働機関の定義と方法に一致している。

物価

消費者物価指数に基づくインフレ率は2019年12月に0.8%を記録した後、2020年12月は前年比でマイナス0.5%となった。それにもかかわらず、食品および飲料品、輸送機関、通信手段における物価が上昇し、娯楽および文化、住宅、水道、電気、燃料における物価は比較的大きく低下した。一方で、2020年のコアインフレ率 (生鮮食品価格およびエネルギー価格を除く基調的なインフレ率) は、2019年と比較してプラスであった (0.7%)。年間平均における総合指数は、前年比で0.3%に低下し、2019年から1パーセント・ポイント低下した。

下表は、表示期間の卸売産業価格、消費者物価 (家賃、サービス料を含む。) および被雇用者一人当たりの賃金における年平均変動率を示している。

	価格と賃金		
	価格指数の 平均変動率(%)	消費者物価指数の 平均変動率(%)	被雇用者一人当たり 月次賃金の平均変動率(%)
2016年	(3.1)	(0.2)	(0.3)
2017年	4.4	2.0	0.1
2018年	3.0	1.7	1.0
2019年	(0.4)	0.7	1.9
2020年	(4.3)	(0.3)	(2.6)

出所：INEに基づく経済・デジタル変革省の月次経済指標

経済における政府の役割と民営化

スペイン経済における国家の役割は1980年代以降、劇的に変化した。国際的な傾向と同様に、スペインは財貨・サービスの直接的な生産から撤退し、その予算上および規制上の役割を重視してきた。これは民営化の過程に明確に現れており、テレフォニカ（通信部門）、レプソルおよびエンデサ（エネルギー部門）およびイベリア（航空部門）を含む多数の旧国有企業に影響を与えた。

かかる売却の結果、国有生産部門は著しく縮小されているが、政府が100%所有する企業のうちには、ウノサ（石炭採掘業）、アジェンシアEFE（通信業）およびナバンティア（造船業）等がある。

2014年、公法上の法人であるSEPIが国有起業家部門の再編および現代化を目指し、ナバンティアの子会社の一つである、船会社のレノサの株式の100%を売却した。さらに、2014年にアエナ（スペインの一般的な空港およびヘリポートを運営する会社）の民営化が開始され、2015年2月以降、アエナは証券取引所に上場したが、株式の51%は引続き国により保有されている。同様に、国による支援を受けるスペインの銀行再編計画の実施はほとんど完了しており、現在、最後の国有銀行であるBFAバンキアはカイシャバンクと合併し、合併後の銀行に対する国の出資比率はわずかである。

3 貿易および国際収支

(1) 貿易

2002年から2008年には、好調なスペイン経済は、輸入が輸出よりも急激に増加してGDP比の9.5%超に上昇し、膨大な貿易赤字を生み出した。しかしながら、2009年には世界経済および国際貿易の低迷に応じて輸入の縮小が輸出の削減を大幅に上回ったため、貿易赤字は着実に減少した。貿易赤字は2010年に新たに増加したが、その後2011年には縮小し、2012年および2013年にはより大幅な減少が続いた。しかし2014年における貿易赤字は、強力な国内需要による輸出の上昇を上回る輸入の大幅な増加に起因して、その下降傾向から変化し、上昇した。さらに、数百万ユーロの貿易赤字は、2015年にわずかに増加したが、2016年には、主にエネルギー輸入が縮小した結果、前年と比較してマイナス30.4%と大幅に減少した。2017年には、輸出額の増加を輸入額の増加が上回ったことにより、貿易赤字が再度増加した。これは、国内需要が依然として好調であることを示している。2018年には貿易赤字は、30.8%増加した。しかし2019年には、前年全体で輸入よりも輸出が好業績を収めたため、貿易赤字は再度減少した(8.3%)。その他の経済分野において発生したことは対照的に、パンデミックおよび経済危機は輸入の突然の停止によって貿易収支にプラスの影響を与え、2020年には貿易赤字は58%の減少を記録した。

下表は表示年度毎のスペインの貿易収支を示している。

	貿易収支				
	(単位：百万ユーロ)				
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
輸出(FOBベース)(1)	256,393	276,143	285,260	290,893	261,176
輸入(FOBベース)(1)	273,778	302,430	319,647	322,437	274,598
貿易収支	(17,385)	(26,287)	(34,387)	(31,544)	(13,422)

(1) 本船渡し条件

出所：税関部の数値に基づくスペイン中央銀行の統計情報

商品別輸出入の内訳は、COVID-19の状況によりわずかに逆転した。資本財は2020年の総輸出の8.8%を占め(2016年と同様)、中間財は2016年の48.8%から2020年には48%に変化した。外国における売上高の消費財の割合は、2020年には39.2%(2016年は38.6%)であった。最後に、エネルギー財は2016年の3.7%から2020年は4%にわずかに増加した。

輸入については、資本財は2017年の8.7%から2020年には9.3%にわずかに増加した。中間財は2015年の50.6%から2019年には49.2%へと減少した。一方で、消費財の相対的重要度は2015年の27.1%から2019年には28.35%へと増加したが、エネルギー財は2019年において2015年の14.1%から13.7%にわずかに減少した。

(2) 商品グループ別貿易

スペインの輸出入品目が表示年度毎に下表に示されている。

	商品グループ別貿易				
	輸出(FOBベース)				
	(単位：百万ユーロ)				
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年(p)
消費財	99,012	101,943	102,696	108,000	102,456

食料、飲料およびタバコ	36,301	38,477	39,076	41,731	41,731
耐久消費財	38,329	37,119	37,011	37,834	34,476
その他の非耐久消費財	24,382	26,348	26,609	28,436	24,460
資本財	22,690	24,085	24,628	25,615	22,922
機械およびその他の設備	12,782	13,614	14,276	14,278	13,527
輸送資材	8,143	8,673	8,502	9,233	6,670
その他の資本財	1,765	1,798	1,850	2,104	2,725
中間財	125,185	135,693	140,570	140,391	125,272
農業、林業および漁業	1,712	1,708	1,862	2,084	2,022
産業中間財	123,472	133,985	138,709	138,307	123,251
エネルギー財	9,507	14,422	17,366	16,886	10,526
合計	256,393	276,143	285,260	290,892	261,176

出所：税関部の数値に基づくスペイン中央銀行の統計情報

(p) 暫定値

輸入(CIFベース)(1)

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年(p)
消費財	80,227	85,053	87,992	90,797	76,367
食料、飲料およびタバコ	20,443	21,763	22,379	22,690	20,905
耐久消費財	29,300	31,652	33,224	33,372	26,227
その他の非耐久消費財	30,485	31,638	32,389	34,736	29,236
資本財	23,932	26,254	27,166	28,360	25,663
機械およびその他の設備	15,921	17,883	18,873	19,326	18,022
輸送資材	3,572	4,050	3,919	4,324	3,052
その他の資本財	4,439	4,321	4,374	4,710	4,589
中間財	139,029	150,545	156,623	158,782	145,578
農業、林業および漁業	6,386	6,750	6,801	6,871	6,289
産業中間財	132,643	143,796	149,822	151,911	139,288
エネルギー財	30,590	40,578	47,866	44,498	26,989
合計	273,778	302,430	319,647	322,437	274,597

(1) 費用、保険料および運賃込値段

出所：税関部の数値に基づくスペイン中央銀行の統計情報

(p) 暫定値

貿易収支(CIFベース)(1)

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年(p)
消費財	18,785	16,890	14,704	17,203	26,089
食料、飲料およびタバコ	15,858	16,714	16,697	19,041	20,826
耐久消費財	9,029	5,467	3,787	4,462	8,249
その他の非耐久消費財	(6,103)	(5,290)	(5,780)	(6,300)	(4,776)
資本財	(1,242)	(2,169)	(2,538)	(2,745)	(2,741)
機械およびその他の設備	(3,139)	(4,269)	(4,597)	(5,048)	(4,495)
輸送資材	4,571	4,623	4,583	4,909	3,618
その他の資本財	(2,674)	(2,523)	(2,524)	(2,606)	(1,864)
中間財	(13,844)	(14,852)	(16,053)	(18,391)	(20,306)
農業、林業および漁業	(4,674)	(5,042)	(4,939)	(4,787)	(4,267)
産業中間財	(9,171)	(9,811)	(11,113)	(13,604)	(16,037)
エネルギー財	(21,083)	(26,156)	(30,500)	(27,612)	(16,463)
合計	(17,385)	(26,287)	(34,387)	(31,545)	(13,421)

(1) 費用、保険料および運賃込値段

出所：スペイン中央銀行の統計情報（税関部により提供された情報を編集）

(p) 暫定値

(3) 地域別貿易

スペインの地域別輸出入はEU諸国との貿易の割合が高いことを示している。2020年における、スペインの輸出の60.5%（2019年は59.0%）は当該諸国に向けられ、これに対し2020年における、スペインの輸入の51.8%（2019年は50.1%）は当該諸国からのものとなった。

下表は表示年度毎のスペインの貿易相手国を地域別に示している。

	地域別貿易				
	輸出(FOBベース)				
	(単位：百万ユーロ)				
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年(p)
EU(27ヶ国)	150,223	162,644	168,946	172,033	157,934
米国	11,371	12,468	12,787	13,716	12,196
日本	2,404	2,445	2,530	2,729	2,518
OECD諸国	201,858	214,765	220,844	226,961	207,366
OPEC	9,620	9,848	10,488	9,574	7,451
合衆国を除くアメリカ大陸諸国	7,720	9,035	9,057	8,822	6,765
アジアNIC諸国(1)	3,629	3,850	4,382	4,629	3,574
中国	4,878	5,953	6,278	6,800	8,169
全世界	256,393	276,143	285,261	290,893	261,175

(1) 新興産業諸国

出所：税関部の数値に基づくスペイン中央銀行の統計情報

(p) 暫定値

	輸入(CIFベース)				
	(単位：百万ユーロ)				
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年(p)
EU(27ヶ国)	145,228	154,964	160,844	162,095	142,291
米国	12,949	13,565	13,174	15,436	14,052
日本	3,648	3,934	4,133	4,359	2,909
OECD諸国	190,263	205,424	212,665	215,752	186,316
OPEC	16,194	20,782	25,491	23,604	12,339
合衆国を除くアメリカ大陸諸国	8,439	10,575	11,462	9,408	8,459
アジアNIC諸国(1)	3,908	5,116	5,207	5,271	4,258
中国	23,840	25,829	26,911	29,143	29,333
全世界	273,779	302,431	319,647	322,437	274,598

(1) 新興産業諸国

出所：税関部の数値に基づくスペイン中央銀行の統計情報

(p) 暫定値

(4) 日本との貿易

日本からの輸入

(単位：千ユーロ)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
輸送車	1,681,302	1,962,397	2,051,130	2,283,810	1,360,330
機械および機械設備	779,366	784,477	771,285	783,801	528,312
電子機器	357,330	374,637	414,453	407,793	285,027
光学機器、計測機または手術器具	218,874	227,428	229,805	213,556	179,528
有機化学製品	90,223	86,135	112,835	123,086	116,357
プラスチックおよびプラスチック製品	62,429	71,559	81,006	78,735	66,302
医薬品	85,489	47,194	42,122	44,181	54,182
その他の化学製品	36,942	45,850	51,596	46,452	39,613
ゴムおよびゴム製品	51,116	48,897	47,801	42,782	31,942
鉄鋼	19,500	7,923	15,444	23,516	30,621

出所：データコメックス（産業・貿易・観光省の貿易事務局）データベースの統計情報

日本への輸出

(単位：千ユーロ)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
食肉類	341,796	435,097	437,095	510,678	456,679
輸送車	402,292	363,847	331,997	357,093	394,604
医薬品	339,646	321,125	374,986	342,492	284,612
動物性油脂または植物性油脂	136,732	152,494	140,188	163,476	141,565
鉱石、スラグおよび灰	143,269	96,835	122,540	153,640	110,307
飲料（ジュースを除く。）	91,187	92,016	92,751	112,484	102,224
衣類	102,502	118,085	112,789	109,444	94,683
有機化学製品	103,522	89,270	89,656	107,037	88,166
その他の衣類	59,364	64,422	62,072	63,531	77,978
魚介類	62,209	64,553	79,682	63,109	66,458

出所：データコメックス（産業・貿易・観光省の貿易事務局）データベースの統計情報

日本との貿易収支

	輸出	輸入	(単位：百万ユーロ) 貿易収支
2016年	2,404	3,648	(1,244)
2017年	2,445	3,934	(1,489)
2018年	2,530	4,133	(1,603)
2019年	2,725	4,356	(1,631)
2020年	2,518	2,909	(391)

出所：データコメックス（産業・貿易・観光省の貿易局）データベースの統計情報

(5) 国際収支

下表はIMFの国際収支マニュアル第6版に対応する表示年度毎の経常収支を示している。

経常収支

	(単位：百万ユーロ)				
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
財貨・サービス	44,416	41,584	32,620	37,459	16,725
流入	377,372	408,730	422,169	434,337	343,594
流出	332,954	367,145	389,545	396,877	326,869
そのうち観光業	43,355	47,072	46,332	46,268	8,497
流入	60,351	66,683	69,024	71,200	16,177
流出	16,996	19,611	22,692	24,932	7,680
第一次および第二次所得	(9,044)	(10,499)	(9,338)	(10,884)	(9,328)
流入	71,720	74,221	75,089	78,304	66,875
流出	80,763	84,717	84,428	89,188	76,203
経常収支	35,370	31,086	23,283	26,574	7,395

出所：スペイン中央銀行の国際収支の数値に基づく経済・デジタル変革省の月次経済指標

財貨・サービス収支において、観光はここ数年重要な役割を担っている。2012年には、経常赤字は大幅に減少したが、依然としてマイナスであった。財貨・サービス収支による黒字、特に観光の好業績により、2013年から経常収支は黒字を記録し、2020年まで引続き黒字となった。一方で、2020年には観光および貿易が深刻な打撃を受けたため、経常収支額（純額）に対するCOVID-19の危機によるマイナスの影響は非常に顕著であった。したがって、2013年以降の経常収支の黒字は、内需の堅調を伴っているものの、2020年のかかる黒字は、2019年比でマイナス72%の減少となった。

下表は、表示年度毎のスペインの金融勘定を示している。

金融勘定

	(単位：百万ユーロ)				
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
A. 金融勘定(1)	89,483	68,007	47,494	10,050	96,093
直接投資 - 収支	11,180	12,464	(13,345)	9,968	10,938
スペインによる外国への投資 - VA	50,846	41,278	32,563	22,962	36,071
外国からスペインに対する投資 - VP	39,661	28,814	45,908	12,996	25,132
ポートフォリオ投資 - 収支	46,648	25,079	15,238	(50,973)	54,037

スペインによる外国への投資 - VA	25,593	78,753	47,414	36,588	65,407
外国からスペインに対する投資 - VP	(21,054)	53,669	32,179	87,563	11,371
その他の投資 - 収支	29,090	22,741	46,356	59,321	35,515
B. スペイン中央銀行の金融勘定	(54,026)	(32,628)	(14,249)	14,814	(81,473)
準備金	8,254	3,667	2,182	674	(346)
ユーロシステムにおける スペイン中央銀行のネット・ポジション	(59,707)	(31,266)	(9,487)	20,533	(102,273)
その他の資産純額	(2,573)	(5,029)	(6,945)	(6,394)	21,146
誤差脱漏	(2,341)	(1,251)	4,213	(5,924)	2,198
金融勘定合計 (A+B)	35,457	35,379	33,245	24,864	14,620

(1) スペイン中央銀行からのデータを除き、金融デリバティブを含む。

出所：スペイン中央銀行からの数値、経済・デジタル変革省の月次経済指標、IMFの国際収支マニュアル第6版の方法
論

VA： 資産の変動

VP： 負債の変動

(6) 準備金と為替レート

下表は表示年度毎のスペイン中央銀行の外貨準備高を示している。

	準備高(1)				
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
準備高：					
金	9,941	9,795	10,149	12,260	13,978
通貨	44,474	43,098	45,858	48,404	46,335
SDR(2)	3,551	3,398	3,350	3,381	2,981
IMFポジション	1,669	1,448	2,070	2,181	2,633
準備高におけるその他の資産	267	137	281	297	366
準備高合計	59,902	57,877	61,708	66,523	66,293

(1) 12月31日現在のデータ。(単位：百万ユーロ)

(2) 特別引出権

出所：スペイン中央銀行の統計情報

	年次為替レート(1)				
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
米ドル	1.11	1.13	1.18	1.12	1.14
日本円	120.31	126.65	130.41	122.06	121.78
スイス・フラン	1.09	1.11	1.16	1.11	1.07
英ポンド	0.82	0.88	0.89	0.88	0.89
豪ドル	1.49	1.47	1.58	1.61	1.66

(1) 12月31日現在のデータ。

ユーロ1単位に対する外貨額。

表示レートは日々のレートの年次平均を示している。

出所：スペイン中央銀行の数値に基づく経済・デジタル変革省の月次経済指標

(7) 為替管理

「4 通貨・金融制度」を参照のこと。

4 通貨・金融制度

(1) 金融・為替政策

スペインは、設立加盟国として、その他の10ヶ国のEU加盟国（オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダおよびポルトガル）とともに完全に欧州経済通貨同盟（EMU）に加盟したため、金融政策には主要な変化があった。EU委員会は2000年6月19日、ギリシャがユーロに加盟することを承認し、ギリシャは2001年1月1日にEMUに加盟した。EMU契約は欧州連合に係る条約（マーストリヒト条約）の中に含まれ、本格的な通貨統合の創造を志向している。EMU加盟国は各国の通貨のパリティーを取消し不能の形で固定するだけでなく、単一通貨（ユーロ）を導入し自国の通貨を廃止した。ユーロは2002年1月1日から流通している。

2004年に新たに13ヶ国がEUに加盟した。その加盟国のうちスロベニア共和国、キプロス共和国、マルタ共和国、スロバキア共和国およびエストニア共和国が2007年から2011年の間に単一通貨を採択した。2014年にはラトビアが、また2015年にはリトアニアがユーロ圏に参加した。これにより現在ユーロ圏には19の加盟国が存在している。

下表はEMU加盟国の通貨のユーロに対する固定および取消し不能の為替レートである。

	対ユーロ
オーストリア・シリング(ATS)	13.7603
ベルギー・ルクセンブルグ・フラン(BEF)	40.3399
ドイツ・マルク(DEM)	1.95583
ポルトガル・エスクード(PTE)	200.482
フィンランド・マルカ(FIM)	5.94573
フランス・フラン(FRF)	6.55957
アイルランド・ポンド(IEP)	0.787564
イタリア・リラ(ITL)	1,936.27
オランダ・ギルダー(NLG)	2.20371
スペイン・ペセタ(PTA)	166.386
ギリシャ・ドラクマ(GRD)	340.75
スロベニア・トラール(SIT)	239.64
マルタ・リラ(MTL)	0.4293
キプロス・ポンド(CYP)	0.585274
スロバキア・コルナ(SKK)	30.126
エストニア・クローン(EEK)	15.6466
ラトビア・ラツツ(LVL)	0.702804
リトアニア・リタス(LTL)	3.45280

EMU加盟の結果、スペインは、金融政策および為替政策に関する権限をEU機関に委ねた。支配権の統合は、おおむね、EU内の自由かつ強力な資本流入によってもたらされる諸問題に対する最も良い解決策である。

ユーロ圏の金融政策は欧州中央銀行とユーロを導入した19ヶ国（すなわち「EMU-19ヶ国」）の中央銀行からなる「ユーロシステム」によって取り扱われる。主たるユーロシステムの意思決定機関は運営理事会で、理事会の各国委員がEMU-19ヶ国の自国の中央銀行を代表する。金融政策の実行はEMU-19ヶ国の自国の銀行制度で公開市場取引を行う自国の中央銀行に責任がある。

金融政策は物価の安定を目的としており、消費者物価指数の上昇率が2%未満となるよう設定している。欧州中央銀行と自国の中央銀行は両者ともに自国とEUの政治機関から独立している。

ユーロの為替政策の責任は分担される。EMUメンバーの19ヶ国の財務大臣により構成される機関であるユーロ-19は主な決定（為替レートの合意に参加することおよびパリティの固定等）を行い、日常の仕事は欧州中央銀行が行う。ユーログループは為替政策の決定を行う前に欧州中央銀行と協議しなければならない。

インフレーション

スペインの平準インフレ率（HCPI）は、2016年にはマイナス0.3%であったが2017年にはプラス2.0%へと転じ、2018年は平準CPIが1.7%で、プラスにとどまった。2019年に、平準CPIは0.8%に減少した。2020年に、HCPIは、主に昨年のパンデミック発生以降の影響によりマイナスに転じ、マイナス0.3%となった。ユーロ圏におけるCPIは2017年の1.5%から2018年には1.8%に増加し、2019年には再び減少して1.2%となった。2020年に、HCPIは0.3%に急激に減少した。2017年にはプラス0.5パーセント・ポイント、2018年にはマイナス0.1パーセント・ポイント、2019年にはマイナス0.4パーセント・ポイントであったその差異は、2020年にはマイナス0.6パーセント・ポイントとなった。

下表は、表示期間におけるスペインとユーロ圏の平準化消費者物価指数の前年比増加率を示している。

消費者物価指数の変動(1)

	前年比変動率(%)				
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
スペイン	(0.3)	2.0	1.7	0.8	(0.3)
ユーロ - 19ヶ国	0.2	1.5	1.8	1.2	0.3

出所：ユーロスタットおよびINEからの数値に基づくスペイン中央銀行の統計情報

(1) 平準化消費者物価指数（2015年 = 100）

金利

近年、スペインの金利は大幅に引き下げられた。主な引き下げ要因はインフレの下降と金融政策の枠組みに対する信頼性の低下およびスペインがEMUに加盟したことである。その結果、ドイツ国債（EUのベンチマーク）に対するスペインの10年物国債の利回りスプレッドは1996年の平均約250ベース・ポイントから2007年には平均8ベース・ポイントへと着実に縮小した。しかし、ドイツのベンチマークに対するスペインの10年物国債の利回りスプレッドは、2008年以降、国際金融危機および回避リスクにより増加し続け、平均スプレッドは2008年に38ベース・ポイント、2009年に72ベース・ポイント、2010年に148ベース・ポイントとなった。2011年および2012年、スプレッドは順調に増加し続け、2012年半ばには550ベース・ポイントを超えた。当局（特に欧州中央銀行）の行動または声明により、市場によるプレッシャーが緩和され、10年債の金利プレミアムは低下し始めた。かかる改善は、マクロ経済データの好反応および2013年12月にスペイン銀行のバイルアウトが終了したことにより翌年も続き、ドイツのベンチマークに対するスペインの10年物国債のスプレッドは、200ベース・ポイントをわずかに超えるレベルとなった。差異の縮小は2014年中も続き、12月には100ベース・ポイントをわずかに超えるレベルとなった。その後数年間の差異は100ベース・ポイントに近い数値で安定した。2018年（98ベース・ポイント）以降、かかる差異は平均して100ベース・ポイントを下回り、2019年には89ベース・ポイントおよび2020年には87ベース・ポイントとなった。

リスクプレミアムの低下を別として、金利は過去数年間、スペインを含む欧州諸国の大半でほとんど低下しなかった。短期金利は2016年からすべての期間物について引続きマイナス値であり、スペインの債務の長期金利は緩やかに上昇したものの、依然として史上最低に近い値である。

下表は、スペインの表示年度の金利の変遷を表している。

	平均金利(%)				
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
長期(1)	1.3	1.6	1.5	0.7	0.4
短期(2)	(0.2)	(0.4)	(0.4)	(0.5)	(0.5)

(1) 長期金利はスペインの10年物国債の年平均金利に等しい。

(2) 短期金利はスペインの6ヶ月物短期国債の年平均金利に等しい。

出所：スペイン中央銀行の数値に基づく経済・デジタル変革省の月次経済指標

通貨供給

1999年1月1日にユーロを導入して以降、通貨総額はEMU全体のために計算される。EMUの開始により、下表の脚注に示されるように、いくつかの通貨総額の定義に関し、異なる定義が採用された。

ユーロ圏

(単位：十億ユーロ)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
流通通貨	1,087.3	1,123.2	1,175.4	1,231.5	1,370.7
M1	7,238.2	7,787.0	8,278.1	8,948.4	10,257.2
M2	10,732.2	11,234.8	11,702.0	12,383.9	13,744.3
M3	11,392.3	11,873.4	12,371.8	13,011.0	14,524.4

M1：流通通貨および翌日返済預金

M2：M1ならびに最長2年の満期預金および最長3ヶ月の通知払い償還預金

M3：M2ならびにレポ取引、株式を除くユーロ圏で通貨金融機関が発行する最長2年満期の証券、マネー・マーケット・ペーパーおよびマネー・マーケット・ファンドの持分

出所：ユーロスタットおよびINEからの数値に基づくスペイン中央銀行の統計情報

(2) 銀行制度

スペインの銀行制度には、商業銀行、貯蓄銀行および信用組合が含まれる。

商業銀行

スペインの商業銀行部門は二つのスペインの国際銀行グループによって占められている。すなわちサンタンデルおよびBBVAである。サンタンデルは、1,508十億ユーロ（2020年12月現在の連結データ）の資産を有する国内最大の銀行グループである。BBVAの資産は736十億ユーロ（2020年12月現在の連結データ）である。

貯蓄銀行、信用組合および最近の部門再構築

スペインの貯蓄銀行（cajas de ahorros）はこれまで地方自治体（地方政府）により法的地位を規定されている金融機関であった。また、預金の受け入れならびに主に住宅購入者、公共住宅計画および中小企業に対する貸付を行っていた。その業務の自由に対するいくつかの規制の解除により、スペインの貯蓄銀行は民間銀行に近い広範な銀行業務を顧客に提供した。従来、地方機関として存続してきたスペインの貯蓄銀行は、スペイン全土に支店や事務所を開設している。

現在、多くの貯蓄銀行の再構築は完了している。金融危機以前における銀行制度は金融取引量の増加に伴い、規模の観点でも重要性を有する存在となっていた。変動する需要のニーズに合わせて事業を適合させていくにあたり剰余が明らかとなり、部門の縮小の必要性を示唆した。2009年半ば、金融機関の再編プロセスを管理し、その資本の増大を目指すための銀行再編基金（FROB）が設立された。再編プロセスにはほぼすべての貯蓄銀行が関与し、2011年になっても続いた。2011年および翌数年間において、スペインの銀行部門の再編が行われ、機関の数および部門の定員数が削減され、貯蓄銀行が商業銀行へと変換された。貯蓄銀行の数は大幅に減少し、これら銀行（二つの零細銀行を除く。）はすべて業務を商業銀行へと切替えた。

カハス・ルラレス等のような信用組合は、主に地方で活動しており、預貯金、貸付業務を行っている。また、信用組合はその組合員に農機械・器具に対する融資を含む関連サービスも提供している。少なくともはあるが、統合のプロセスを踏んでいるかなりの数の信用組合がある。

再構築および資本再構成

スペインは欧州安定メカニズム（ESM）の支援を受けて、金融部門の改革の大規模な計画に着手した。2012年6月25日にスペインは欧州金融安定ファシリティ（EFSF）に、進行中の金融部門の再構築および資本再構成に対する金融支援を要請した。改革計画は、（ ）スペイン国内の銀行の資本を改善し、貸借対照表の強度に関する不確実性を減少させ、同時に資金調達市場に対する銀行のアクセスを改善することを目的としている。これにより、国内の信用状態が緩和され、経済再生が促進される。資本化の推進も、弱小な銀行に対して、資本不足の問題が拡大する前に個別に資本の調達活動に着手することを要求することにより、納税者を守ることを目的としている。また、（ ）金融部門の規則、監視および決議の枠組みを改革することにより、部門の回復力を増強し、将来におけるリスクの再集積を防ぐことを目的としている。

ユーログループは、2012年7月20日付の金融部門の政策条件に関する覚書に概説されているプログラムに基づくスペインの参加に伴い、スペインからの経済支援の要請を承認した。2012年11月に、当該プログラムに対する金融支援提供の責務が、かかる支援が古参優先の地位を得ることなく、EFSFから欧州の新たな永続的救済メカニズムである欧州安定メカニズム（ESM）へと移行された。

金融部門に対するかかる資本再構成計画は、2013年の末には最終段階に到達し、2014年初頭に完了した。スペイン当局は計画全体の具体策を着実に実行し、またこれらの主要な改革はスペインの金融部門に採用された。2013年末、欧州委員会、欧州中央銀行およびIMFからの評価は良好であった。スペインは、かかる改革および対策、ユーロ圏および欧州の主導による支援により、銀行部門のいくつかの分野における深刻な問題を解決した。したがって、公的支援を受けた銀行の再構築プロセスは、欧州委員会が承認した再構築計画およびかかる承認済みの対策を計画通り実行していく努力によって順調に進んでいる。2013年EU規則第472号（ツープック）の第14条により想定された通り、スペイン経済およびその金融部門の監視は、事後調査報告（PPS）に関連して継続している。PPSは、プログラムの終了後自動的に開始し、報告および使命については年2回行われる。欧州委員会は、各事後調査報告を発表し、スペインが銀行部門の構造改革および資本再構成の恩恵を得ていることが確認された。

COVID-19のパンデミックが発生した昨年においても、当局が導入した支援策および過去10年間で築いた回復力により、金融部門は引き続き安定していた。高い流動性および十分な資本により、銀行部門は2008年よりもはるかに健全な貸借対照表の状態では危機に遭遇した。不良貸付（NPLs）の減少は最近鈍化しているものの、当局および銀行部門が導入した支援策（支払猶予および公的保証）により、新たなNPLsの著しい流入はない。2020年上半期に供与した新規の事業貸付の大部分は公的保証によりカバーされており、これにより事業が流動性ニーズを継続的に満たすことが効果的に確保された。その一方で、銀行部門における統合は、特にバンキアおよびカイシャバンクの合併後、勢いを取り戻した。分析により、パンデミックの将来的な進化およびそのスペイン経済に対する影響に係る不確実性およびそれに伴うリスクが、依然として残存していると結論付けられた。最新の事後調査報告は、2020年（11月）秋に発表された。

その他

保険会社とその他の金融サービス会社も顧客の資金獲得で競合している。商業銀行と同様に、貯蓄銀行、保険会社およびその他の金融サービス会社もスペインの顧客に提供するサービスを拡大している。

ICO

旧政府金融機関が保有していたアルヘンタリア（現在はバンコ・ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア・エセ・アー）株式の譲渡の結果、ICOが政府の指令に基づく貸付を行う唯一の機関となっている。1998年2月のアルヘンタリアの完全民営化以降、スペイン政府の国内銀行システムへの関与はその100%所有のICOに限られている。上記の、2012年から2014年にかけて実施されたスペインの金融部門の資本再構成の過程の中で、スペイン国家は一部の金融機関の株式を引き受けた。直近数年の間に、株式の大半を民間投資家に売却した国家は、当初はバンキアの株式の68%を保有していたのに対

し、バンキアの株式の61.78%しか保有していない。国家は銀行再編基金（FROB）を通じて株式を管理しており、銀行再編基金（FROB）は、引続き、政府のバンキアの支配的持分を処分するという目的および公的資金の回収を最大化するという目的の平衡を保つことに重点を置いている。

経済危機への対応として講じられた対策のうち、政府は、影響を受けた非金融企業に対して流動性を提供するためにICOが金融機関と協同で運用する保証枠を承認した。これには二つの主要なプログラムがある。一つ目は、2020年3月17日に総額100十億ユーロで承認され、流動性を保証し運転資本ニーズを満たすことで、企業および個人起業家に融資を提供することを目的としている。2020年12月に、かかるプログラムは、541,000超の企業に相当する944,588の取引を支援し、うち74%は自営業者または零細企業であった。保証額の総額は87十億ユーロとなり、114.6十億ユーロの流通をもたらした。また、もう一つの40十億ユーロの保証枠は、企業および自営業者につき、主にその新たな投資の実現に係る資金ニーズを満たすために提供される融資を保証することを目的としている。2020年12月に、14,310の取引が総額1.48十億ユーロの保証および1.9十億ユーロの融資により支援された。

(3) スペイン中央銀行および欧州中央銀行

1962年に現在の組織に確立されたスペイン中央銀行は、自治権を有するスペインの中央銀行として事業を行う公法上の法人（entidad de derecho pública）である。さらに、民間銀行の機能も有している。その公的機能を除いて、第三者とスペイン中央銀行の関係は私法に服し、その行為については民法および商法に服する。

スペイン中央銀行の自治権に関する1994年法律第13号は1994年6月3日に発効した。1994年法律第13号の主な目的は、欧州中央銀行（ECB）とEUの27ヶ国の自国の中央銀行からなる欧州中央銀行制度（ESCB）に基づく金融機関の統合に関するEMU条約の規定に従い、スペイン中央銀行に自治権を付与することである。

1999年1月1日まで、スペイン中央銀行はスペインの金融政策の立案および施行について責任を負う法人であった。同日現在、EMUの第三ステージがスタートし、ユーロシステムはユーロ圏内における金融政策に責任を負うこととなった。ユーロシステムはESCBの一部であり、ECBとEMUの第三ステージの一部としてユーロを導入した19の加盟国の中央銀行により構成される。したがって、ユーロシステムはスペインの金融政策に関し責任を担う。ユーロシステムの加盟国として、スペイン中央銀行はユーロ圏内の金融政策の立案および施行を含むユーロシステムの意思決定に参加する。

ESCBは以下の三つの決定機関により構成される。

- ・ 運営理事会：これはECBの役員会のメンバーおよびユーロシステムに属する各国の中央銀行総裁により構成される。
- ・ 役員会：これは、ユーロを導入した加盟国の総裁、副総裁および首脳または政府が指名したその他4名の理事により構成される。
- ・ ECBの一般理事会：これはECBの総裁、副総裁およびEU加盟国の中央銀行総裁により構成される。

運営理事会はESCBの仕事を実行するために必要な指針と決定を採択し、金融政策を策定する。役員会は運営理事会が策定した金融政策を施行する責任があり、金融政策を実行するために必要な指示を各国の中央銀行に与える。

EMUの第三ステージに参加する各国の中央銀行はそれぞれの国でユーロ圏の金融政策を実行する責任がある。EMUの第三ステージに参加しない国はESCBの一般理事会に席を有するがユーロ圏内の金融政策を決定または実行することができない。

1999年1月1日以降、スペイン中央銀行はESCBに起因する以下の基本的な機能を果たしている。

- ・ ユーロ圏の物価の安定の維持を主な目的とする、ユーロシステムの金融政策の設定および実行。
- ・ 欧州連合条約（TEU）の第111条の規定と一致する外国為替取引の実行ならびに国家の政府通貨準備金の保持および管理。
- ・ ユーロ圏の支払システムの適切な機能の促進。かかる背景に対し、緊急流動性支援（ELA）業務が参照されるべきである。
- ・ 法定通貨紙幣の発行。

ESCBへの加盟に起因する機能を認識し、スペイン中央銀行は自治法により以下の機能を定めている。

- ・ ECBへ移転されない通貨および貴金属の準備高の保持および管理。
- ・ 金融システムならびに、ECBの機能を損なうことなく、国内支払システムの適切な機能および安定を促進すること。かかる背景に対し、緊急流動性支援（ELA）業務が参照されるべきである。
- ・ スペイン中央銀行が監督責任を割り当てられている金融機関、その他事業体および金融市場の支払能力および特定の規則を遵守していることの監督。

- ・ 硬貨の流通および国家を代理してかかる流通に関連してスペイン中央銀行に委託されたすべてのその他機能の実行。
- ・ その機能に関連する統計の作成および公表ならびに統計情報の編集におけるECBの支援。
- ・ 財務サービスの提供および政府債務に関して財務代理人として行為すること。
- ・ 政府に対する助言ならびに適切な報告および研究の作成。

2007年に生じた金融危機により、銀行業務の規制および監督がEU全体、とりわけユーロ圏において調和される必要があることが明らかとなった。危機により、特に、銀行部門によるリスクの誤算が加盟国全体の金融安定性を弱体化させる可能性があることが判明した。したがって、2012年6月、欧州理事会は二つの新たな機関を設立することに合意し、当該機関はいわゆる銀行同盟の主要な要素となっている。一つ目の主要な要素は、単一監督メカニズム（SSM）であり（ユーロ圏のすべての銀行を対象としており、ユーロ圏以外の加盟国も、希望に応じて選択することが可能である。）、欧州最大の銀行が共通規則に基づき独立して監督されることを確実にするため、欧州中央銀行に対して直接的な銀行監督の役割を割り当てている。二つ目の主要な要素は、単一破綻処理メカニズム（SRM）であり、最悪の状況、すなわち銀行の破綻について、納税者に対して最小限の費用負担で、正しく状況を解決できるよう計画する責任を有する。必要な場合は、銀行業界による融資を受けている新たに設立された単一破綻処理ファンド（SRF）から、融資の提供を補足ベースで受けることも可能である。SSMは2014年11月から、SRMは2016年1月から完全に稼働している。ただし、SRFは2023年になって初めてその目標とする資金調達水準に到達する予定である。ユーロ圏の加盟国は自動的に銀行同盟に加盟するが、その他加盟国は選択することが可能である。2015年11月24日、欧州理事会は、銀行同盟に別の要素、すなわち欧州預金保険スキーム（EDIS）を追加することを目的とした立法を提案した。これは、既存の国内預金保険スキームに基づいて設立される予定である。

単一監督メカニズム（SSM）に関しては、最大かつ最も重要な銀行グループ（2019年3月現在は119事業体）を直接的に監督する責任を有しているが、国内の監督者は、ECBの最終的な責任に基づき、引き続きその他すべての銀行を監督する。

その監督責任の負担に先立ち、SSMは資産の質の査定およびストレス・テストからなる包括的審査を実施した。その目的は、SSMの機能の信頼性を開始時点から確保するため、銀行の貸借対照表の透明性の拡大を達成することにあった。その結果は、2014年10月27日に発表され、130行の加盟銀行のうち25行が資金不足を経験していることを示した。

また、金融危機の初め頃からECBは、伝統的政策および非伝統的政策の両方の幅広い金融政策を採用してきた。下記はそれらの政策を時系列で示したものである。

2007年の金融危機の開始以来、ECBおよびその他の中央銀行は、いくつかの非伝統的な金融政策措置でその事業の枠組みを補完している。金融危機以前は、ECBの基本的な措置は政策金利であり、それにより、ユーロ圏における翌日物銀行間貸付金利の主要指標であるEONIA（ユーロ圏無担保翌日物平均金利）等の指標に要約される金融市場の短期金利を管理しようとしていた。この金融政策のシグナルは、金融システム全体に伝播し、幅広い財政状況および最終的には消費者物価を含むマクロ経済のダイナミクスに影響を与えたであろう。

金融危機の際に、この事業の枠組みは不十分であると判明した。これは、金融政策の伝達を妨げた金融システムの特定のセグメントの転移ならびに当該危機の継続期間および規模により、ECBは預金ファシリティーの利率を0%に引き下げること余儀なくされたという事実によるものである。2014年6月以前にECBにより導入された型破りな金融政策措置は、主に金融政策の伝達メカニズムの修復等の問題を解決することを重視していた。これらの措置には、例えば長期流動性の銀行部門への提供お

よび証券市場プログラム（SMP）を通じた正確に活動していない市場セグメントにおける資産購入が含まれた。

2014年6月以降、ECBは金融政策の伝達の改善および金融政策の拡張的な姿勢の強化を目指す一連の措置を徐々に導入した。ECBは、インフレ率の大幅な緩和、および経済成長のいくばくかの減速を伴う、その予想される中期的価値を背景に、かかる措置を導入した。当該措置は、（ ）マイナス金利の導入、（ ）金融政策の将来像に関するコミュニケーション政策、ならびに（ ）ユーロシステムのバランスシート拡張の再開および強化という三つの相補分野に及んだ。

第一に、ECBは、2014年6月に預金ファシリティーの利率をマイナス0.10%とすることにより、金利をマイナスの領域に移した。

ECBの近年の金融政策実施の第二の側面は、その金融政策の将来像に関する助言の伝達の組織的な包含である。この手段は、伝統的および非伝統的措置の場合の双方に適用されてきた。その手段は、金融政策の拡張的な姿勢の強化に役立つとともに、主要な手段についてECBが辿るであろう将来の方向に関するエージェントの予想の固定化に貢献することによりさらなる刺激を与え、また、中長期金利のいわゆるタームプレミアムを減少させた。金利については、将来見通しは当初、「長期」にわたり金利が「現状の水準または低水準」を保つであろうというアナウンスを伴っていた。2016年3月より、ECBは初めて金利の将来像を資産購入プログラム（APP）の継続期間と関連付け、「そして我々の純購入額の範囲をはるかに超えている」という表現により以前の文言を補強した。導入された際に、最初の金利引上げの予想時期を遅らせたかかる見通しの要素は、かかる引上げが行われうる最低範囲に関するエージェントの予想を設定する際に、一般的に効果的であると証明されている。

第三に、ECBは2014年6月に条件付き長期資金供給オペ（TLTROs。2016年3月の理事会でTLTROとして再導入された。）を導入した。これらのオペレーションにより、好ましいが、ダイナミックに活動する非金融民間部門に付与された貸付に関連する状況において、機関が4年間を満期の上限とする自身の長期の資金調達を行うことを可能にするユーロ圏における銀行の介入の重要性が認められた。さらに、ECBは2015年1月に、ユーロ圏全体の財政状況に、より直接的に影響を与えることを目的として、拡大したAPPを導入することを決定した。

APPプログラムは、2015年3月に公債、民間債および社債ならびに資産担保証券の購入により始動した。金融的刺激を引き延ばす必要性を考慮し、プログラムは数回にわたり再調整された。いくつかの変更は、プログラムが施行された時期を超えて拡大した。これらにより月々の買入れ額が変更され、適格資産の範囲は拡大した。2017年4月より、買入れは徐々に減少した。最終的に、運営理事会は、以前は2018年6月に予定されていた純資産購入の終了を2018年12月に決定した。全体的に見れば、TLTROsおよびAPPを通じて生み出された金融的刺激はかなりの規模であり、ユーロシステムのバランスシートの規模および構成の双方において広範囲に及ぶ変更を必然的に伴った。

2018年末まで、アナリストおよび経済学者の間では金利が引き上げられるという期待があったが、2019年3月現在、ユーロ圏経済の低迷により、ECBは、主要なリファイナンス事業の利率ならびに限界貸付ファシリティーおよび預金ファシリティーの利率をそれぞれ、0.00%、0.25%およびマイナス0.40%に据置くことを発表した。以来、金利は変動することなく維持されたが、直近数ヶ月の間に、ECBは経済的評価に基づき、またその後のCOVID-19の緊急事態およびそれに続くロックダウンを受けて追加的な決定を下した。第一に、運営理事会の資産購入プログラム（APP）の下、2019年11月1日より毎月20億ユーロのペースでECBからの純購入が再開した。かかる決定は、この数ヶ月間維持されている、APPの下で購入され、満期となった債券の元本の支払の再投資に加えて下されたものである。

これらの直近の発表に先立ち、ECBは、2019年9月に開始し、最初は2年後に終了するが、その後3年間に延長された新たなシリーズの四半期毎の条件付き長期資金供給オペ（TLTRO）が開始される

ことを発表した。COVID-19の感染拡大後、ECBは、かかるプログラムの財務条件を2020年6月から2021年6月までの間緩和することを決定した。

COVID-19の発生後、2020年3月に、ECBは、金融システムに流動性を即時に提供するための新たなかつ追加的な長期資金供給オペも承認した。さらに、2020年末まで実施される120十億ユーロの公債と民間債の新規資産購入を承認した。また、2020年3月には、ECBは、APPの下で適格とされるすべての資産区分を含む、750十億ユーロの追加的な総枠を設定する新たなパンデミック緊急購入プログラム（PEPP）を発表した。4月には、ECBは、ユーロ圏の金融システムにおける流動性環境を支援し、また、効果的に流動性を強化することで金融市場の円滑な機能を維持するため、新しいシリーズとして、七つの条件を付さないパンデミック緊急長期資金供給オペ（PELTRO）を発表した。

2020年6月、運営理事会は、経済の緩やかな再開期間を支え、中期的な物価の安定を守るために、一連のさらなる金融政策措置を決定した。具体的には、PEPPを600十億ユーロ増枠して合計1,350十億ユーロとし、PEPPの下での純購入に係る期間を少なくとも2021年6月末まで延長し、PEPPの下で購入され、満期となった証券の元本支払額の再投資を少なくとも2022年末まで延長することを決定した。12月には、運営理事会は、PEPPを500十億ユーロ増枠して合計1,850十億ユーロとし、PEPPの下での純購入に係る期間を少なくとも2022年3月まで延長し、PEPPの下で購入され、満期となった証券の元本支払額の再投資を少なくとも2023年末まで延長することを決定した。並行して、APPの下での購入は毎月20十億ユーロのペースで継続され、主要ECB金利が引き上げられる直前に終了する予定である。ECBはまた、APPの下で購入され、満期となった証券の全額再投資を主要ECB金利が上昇する日を過ぎても長期間維持する予定である。

5 財政

(1) 公共部門と予算

公共部門は国家、自治体および社会保障を含む中央政府と自治体、地方自治体等の地方政府からなり立っている。毎年、一般国家予算は国家予算、自治体予算および社会保障予算を確定する。自治体、地方自治体およびICOのような公共部門の企業は一般国家予算に含まれない、独自の予算を編成する。2020年において、SAREB（資本が再構成された企業の減損資産を管理するスペインの企業）は、EUの公式な統計局であるユーロスタットの通達を受け、公的な赤字および債務の双方につき公会計に初めて連結された。具体的には、かかる新しい勘定は、財政支援の項目として計上されている。

スペインの国家財政に関して集計された情報には二つの異なる基準が適用される。予算会計は当該年度中国国家が計上したすべての歳出と歳入を分類するのに対し、国家会計はより広範な視野に基づき、マクロ経済全体の構成（生産、所得および支出）に関する国家の役割を特に強調して、ストックとフロー（すなわち、純資産に対する国家の経済活動の影響を示している。）の統合された枠組みで国家の経済活動を捉えようとしている。通常、予算会計は歳入および／または歳出の構成を強調し、また政府債務のストックの変動と赤字の数値を統合するために用いられる。国家会計基準は「過剰財政赤字手続」（後述の「赤字と債務の限度」を参照のこと。）のために参照される。実務上、二つのシステムには二つの主な差異があり、キャピタルゲインまたはキャピタルロスの取扱い（国家会計の赤字の数値からは除外される。）および経常収入と経常支出に使用される基準（予算会計は現金基準であり、一方発生主義は通常、国家会計に適用される。）である。

国家予算は財務省により作成され、内閣に提出された後、関連会計年度の前年の10月1日より前に議会上程される。予算はかかる二つの場で修正されうるが一度議会で承認されると国王によって認可され、官報（Boletín Oficial del Estado）にて公表されなければならない。予算が関連会計年度の最初の日までに最終的に承認されない場合は、新規予算が承認されるまでの間、前年度の予算が自動的に継続される。

国家予算とは別の社会保障予算もまた財務省により作成される。雇用者および被雇用者に課される給与保険料とは別に、社会保障制度のその他多額の収入の源泉には国家予算からの政府移転がある。社会保障は予算の合理化を執行中であり、このため非拠出型支出（すなわち、主として医療および最低年金の補足）にもっぱら資金を移転している。社会保障の拠出部門は完全に分離される。1999年以降の社会保障剰余金は一般国家予算に戻されず、社会保障信託基金に充当される。かかる基金の資産は拠出型年金が拠出総額を超過した時に将来使用される。2019年末現在、2,900百万ユーロを支出後、社会保障信託基金の総額は2,143百万ユーロとなった。2020年末までの基金の残高はまだ入手できない。

下表は表示年度毎の社会保障制度の計上額を示している。

社会保障制度					
(単位：百万ユーロ)					
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
収入	123,253	127,977	135,128	145,402	164,375
給与保険料	103,517	109,223	115,069	124,162	119,956
移転	16,066	16,280	18,082	19,605	43,317
その他の源泉	2,718	1,726	1,270	1,279	971
資本資源	952	748	707	356	132
費用	141,933	146,489	151,988	162,193	179,364
年金、補助金等	132,282	136,820	142,525	151,985	163,946
公衆衛生サービス	146	153	162	-	-

社会費用	1,222	1,242	1,353	-	-
管理費およびその他	8,283	8,274	9,463	10,208	15,418
資金ニーズ((-)または(+))	(18,680)	(18,512)	(16,860)	(16,791)	(14,989)

出所：経済・デジタル変革省の月次経済指標

赤字と債務の限度

スペインのEU加盟に関し、スペイン政府はその赤字と債務の水準に関して一定の義務を果たすことに合意した。特に、赤字をGDPの3%未満とし、GDPに対する債務の割合を約60%まで徐々に減ずることに合意した。かかる義務は一般政府（中央政府、社会保障および地域・地方政府が含まれる。）の赤字および債務の水準に関係している。限度を超えることができるのは非常に例外的な場合（主として深刻な不景気）と一時的な場合に限られる。GDPに対する債務の割合が明らかに下方傾向（現在スペインはこのような状態にある。「6 公的債務」を参照のこと。）にある場合は60%の目標を超えることができる。2020年において、欧州委員会および欧州理事会は、安定成長協定において利用可能な最大限の柔軟性が、COVID-19の感染拡大に関連した対策に適用されることを明確にした。そのほか、2011年の開始以来、初めて一般的な免責条項が活用された。一般的な免責条項は、安定成長協定の手続きを中断するものではなく、欧州委員会および欧州理事会がかかる協定の枠組み内で必要な政策連携手段をとることを可能にするものである。

かかる二つの義務のいずれかに違背した場合はいわゆる「過剰財政赤字手続」が設定される。かかる手続きに関し、EU委員会はいずれかの例外事由にあたるかどうか決定し、もしいずれの例外事由も適用できない場合は加盟国から治癒方法を要求する。継続的な「過剰財政赤字」の場合はEU委員会が最終的に勧告する。手続きの最終段階では当該加盟国のGDPの0.5%を限度とする罰金を課す。

国家借入必要額

1996年以降、スペイン政府は一丸となって国家の赤字削減に尽力した。これにより1999年から2007年にかけて国家財政の黒字を達成した。資本歳出の減少の結果、資本の赤字が若干減少した。これにより、経常歳入が著しく増加したのとあいまって、国家借入必要額は当該期間にわたり減少した。2008年以降、歳出が大幅に増加すると、停滞した経済活動の結果として収入は減少した。歳出を抑える努力にもかかわらず、2012年には国家の赤字はGDPの8.1%（2011年は国家会計ベースで3.7%）となった。ただし、2013年には国家の赤字がGDPの4.9%まで削減された。2014年も引き続き下降傾向にあり、GDPの3.6%に減少し、2015年には2.7%へと減少した。2016年には国家の赤字はGDPの2.5%までわずかに減少し、2017年にはGDPの1.8%へと減少した。2018年には国家の赤字はGDPの1.3%となり、2019年と同様の数値となった。最終的に、昨年パンデミックによるマイナスの影響に対応するために講じた対策により、2020年には、国家赤字はGDPの11.0%（上記のSAREBデータを含む。）に増加した。

国家借入必要額（現金ベース）

	(単位：百万ユーロ)				
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
歳入	133,588	131,456	142,039	144,557	120,071
歳出	149,791	147,746	153,887	156,793	201,300
借入必要額((-)または(+))	(16,203)	(16,290)	(11,848)	(12,234)	(81,229)

出所：IGAE数値に基づく経済・デジタル変革省の月次経済指標

歳入

国家の主要税収源は個人所得税と付加価値税である。2020年の国家歳入総額に対し、個人所得税は30.6%、付加価値税は21.5%を占めている（2019年はそれぞれ28.2%および24.8%）。その他の重要な税収には、法人税（2020年においては税収総額の13.2%、2019年においては税収総額の16.4%であった。）ならびにガソリン、アルコールおよびタバコに課される「特別税」（消費税）（2019年の5.0%と比較すると、2020年の税収総額に対し4.2%であった。）がある。

下表は表示年度毎のユーロ建の国家歳入の源泉と歳入総額の比率を表している。

	国家歳入（現金ベース）				
	(単位：%を除き、百万ユーロ)				
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
直接税	62,237.2	64,392.8	70,741.0	68,792.3	56,478.5
個人所得税	35,799.0	36,028.5	40,236.5	40,736.0	36,699.6
法人税	21,678.3	23,143.3	24,837.8	23,732.9	15,857.7
その他の直接税	4,759.0	5,221.0	5,666.7	4,323.4	3,921.2
間接税	42,677.6	40,148.0	44,546.4	46,837.6	34,066.8
付加価値税	31,528.3	29,235.3	33,592.9	35,898.1	25,764.6
特別税	7,739.1	7,349.3	7,380.4	7,267.1	4,984.0
その他の間接税	3,410.2	3,563.4	3,573.0	3,672.3	3,318.2
国家のサービスに対する手数料(1)	13,674.4	14,841.9	12,582.9	12,755.6	13,891.8
その他の歳入	14,999.1	12,073.2	14,208.0	16,416.5	15,024.4
歳入合計	133,588.3	131,455.9	142,039.1	144,556.9	120,070.7
GDP比(%) (2)	12.0	11.3	11.8	11.6	10.7

(1) 国家が提供したサービスに対して支払われる手数料である。

(2) 「2 経済(1) 一般情勢」を参照のこと。

出所：IGAE数値に基づくMEHの月次経済指標

国家の歳入構成比率(現金ベース)

	(単位：％)				
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
直接税	46.6	49.0	49.8	47.6	47.0
個人所得税	26.8	27.4	28.3	28.2	30.6
法人税	16.2	17.6	17.5	16.4	13.2
その他の直接税	3.6	4.0	4.0	3.0	3.3
間接税	31.9	30.5	31.4	32.4	28.4
付加価値税	23.6	22.2	23.7	24.8	21.5
特別税	5.8	5.6	5.2	5.0	4.2
その他の間接税	2.6	2.7	2.5	2.5	2.8
国家のサービスに対する手数料(1)	10.2	11.3	8.9	8.8	11.6
その他の歳入	11.2	9.2	10.0	11.4	12.5
歳入合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(1) 国家が提供したサービスに対して支払われる手数料である。

出所：IGAE数値に基づく経済・デジタル変革省の月次経済指標

歳出

1996年から2000年にかけてスペイン政府はとりわけ経常歳出に関して、厳格な歳出管理の方針を実行した。特に、スペイン政府は給与歳出および財貨・サービスの購入を削減し、また大幅な支払利息管理も実行した。かかる歳出管理方針の結果、歳出の削減は、GDP比で1999年の19.2％（スペイン国家会計（CNE - 2000））から2005年から2008年にかけて平均13％となった。2009年において、移転における増加が国家の歳出合計に重要な成長をもたらし、2010年にはGDPの16.9％となった。2011年および2012年における歳出はGDP比でわずかに減少した（それぞれ14.1％および14.6％）一方で、2013年の国家歳出はGDP比で15.6％まで増加した。2014年において、国家歳出は再び減少しGDPの15.2％となり、2015年および2016年にも減少し続け、それぞれGDPの14.7％および13.4％となった。2017年、2018年および2019年において、国家歳出はGDPの12.7％、12.8％および12.6％であった。最終的に、2020年における当該比率は、急増してGDPの17.9％となった。

下表は表示年度毎の国家の歳出の内訳を示している。

国家の歳出(現金ベース)

(単位：％を除き、百万ユーロ)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
経常歳出	137,296.9	134,805.3	139,796.2	142,983.7	187,503.6
給与(1)	16,206.6	15,836.0	16,462.1	17,247.1	17,955.0
財貨・サービス	3,515.8	3,355.4	3,387.3	4,290.8	4,597.5
利息	32,077.6	30,323.8	30,028.5	29,054.2	27,961.5
移転(1)	85,496.9	85,290.1	89,918.3	92,391.6	136,989.6
資本歳出	12,494.6	12,940.9	14,091.1	13,809.6	13,796.6
実物投資	4,338.3	5,330.1	6,160.3	5,740.3	5,713.6
移転	8,156.3	7,610.8	7,930.8	8,069.3	8,083.0
歳出合計	149,791.4	147,746.1	153,887.2	156,793.4	201,300.3
GDP比(％) (2)	13.4	12.7	12.8	12.6	17.9

(1) 2014年に導入され、国家が支払った年金の処理に関連して調整されたデータ

(2) 「2 経済(1) 一般情勢」を参照のこと。

出所：IGAE数値に基づく経済・デジタル変革省の月次経済指標

最も大きな比率を占める非金融歳出は移転であり、中央政府からその他の公共法人および民間部門に対する移転と、主にEU予算に対しスペインが拠出する国外法人への移転を含んでいる。移転の90%超はその他の公共法人に歳出される。スペインでは大部分の公的歳入が（国家レベルで）集中する一方、大部分の公的歳出は分散される。

地方政府に対する国家の移転は地方政府の責任下にある公共教育および健康管理等の支出資金に充当される。同様に、国家の社会保障移転は公的健康保険制度の資金となり、また公的年金制度を補足する。国外法人への移転は主としてEU予算に対しスペインが拠出する移転である。その他の公共部門への移転には失業手当、公共法人および公共団体に供与される資金が含まれる。民間部門への移転は主として教育への資金からなる。

国家の歳出構成比率(現金ベース)

	(単位：%)				
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
経常歳出	91.7	91.2	90.8	91.2	93.1
給与	10.8	10.7	10.7	11.0	8.9
財貨・サービス	2.3	2.3	2.2	2.7	2.3
利息	21.4	20.5	19.5	18.5	13.9
移転	57.1	57.7	58.4	58.9	68.1
資本歳出	8.3	8.8	9.2	8.8	6.9
実物投資	2.9	3.6	4.0	3.7	2.8
移転	5.4	5.2	5.2	5.1	4.0
歳出合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：IGAE数値に基づく経済・デジタル変革省の月次経済指標

下表は表示年度毎の国家の赤字の内訳を示している。

	国家の現金赤字				
	(単位：％を除き、百万ユーロ)				
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
歳入	133,588.3	131,455.9	142,039.1	144,556.9	120,070.7
非金融歳出	149,791.4	147,746.1	153,887.2	156,793.3	201,300.3
現金赤字(国家の現金赤字)	(16,203.1)	(16,290.2)	(11,848.1)	(12,236.4)	(81,229.6)
GDP比(％)(1)	(1.5)	(1.4)	(1.0)	(1.0)	(7.2)
利息控除後	15,874.5	14,033.6	18,180.4	16,817.8	(53,268.1)
GDP比(％)(1)	1.4	1.2	1.5	1.4	(4.7)
金融資産の変動	16,663.7	27,438.6	21,869.0	6,969.0	6,969.0
金融負債の変動(2)	(32,866.8)	(43,728.8)	(33,717.0)	(19,204.0)	(19,204.0)
GDP比(％)(1)	(3.0)	(3.8)	(2.8)	(1.5)	(1.7)

(1) 「2 経済(1) 一般情勢」を参照のこと。

(2) 金融負債の変動は金融資産の変動を控除した現金赤字に等しい。

出所：IGAE数値に基づく経済・デジタル変革省の月次経済指標

下表はEU加盟国が統一的に採用する国家会計制度（2010年欧州会計制度（ESA））で設定された国家会計基準に従って算定され、選別された行政資料（GDP比）を要約したものである。昨年のパンデミックの発生および政府が実行した政策の結果、行政の赤字合計は、2020年にGDPの11.0%（2019年は2.9%）に達した。公債／GDP比率は2010年に60%超増加し、危機的な期間の行政赤字の増加に伴い、その後数年にわたり引続き増加した。しかし、2015年、公債／GDP比率は下降傾向を始め、それはかかる比率がGDPの95.5%に達した2019年まで続いた。2020年において、かかる危機によりこの傾向が覆され、GDPに対する債務の割合は120.0%に上昇した。

国家の金融負債純変動額

	(単位：百万ユーロ)				
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
短期証券	(24)	(3,528)	(8,393)	(2,107)	11,423
中長期債務	35,326	52,259	53,576	21,434	89,824
スペインからの借入金	(259)	(3,423)	(9,411)	633	8,676
対外債務および借入金		(277)	(1,495)		
その他の金融負債純額	(2,176)	(1,302)	(560)	(756)	1,714
金融負債純変動総額	32,867	43,729	33,717	19,204	111,637

出所：IGAE数値に基づく経済・デジタル変革省の月次経済指標

EU歳出予算に関する歳入と歳出

スペインの表示年度毎のEU予算への拠出は下表の通りである。

年 度	(単位：百万ユーロ)	
	資金提供者として スペインが拠出した資金額	資金受取人として スペインが受領した資金額
2012年	10,952	13,746
2013年	11,956	13,162
2014年	12,534	10,989
2015年	11,067	13,546
2016年	11,454	10,931
2017年	11,151	8,081
2018年	12,066	11,831
2019年	12,612	11,235
2020年	12,999	12,394

出所：スペインと欧州共同体の財政関係

予算および歳出担当副大臣、一般予算管理、財務省、経済・デジタル変革省、2020年一般国家予算
 2011年 - 2018年現金ベースデータ、2019年予算データ

EU予算に対するスペインの拠出額は、表示期間におけるスペインのGDPおよび付加価値税による税収を考慮した方式に基づいて決定される。スペインに対する支払額は、主としてEUが承認したインフラプロジェクトに基づいて支払われ、また、EUの共通農業政策に従った支払に基づいて行われる。2020年における移転の増加は、パンデミックの社会経済的な影響を受け、経済活動の再開のために承認されたイニシアチブの一部に関連している。

6 公的債務

スペイン中央政府の債務は対内（国内市場で発行されるもの）または対外（国際市場で発行されるもの）債務のいずれかである。2021年4月30日現在、対内債務はGDPの104.36%、対外債務はGDPの0.06%であった。中央政府の債務合計はGDPの104.42%であった。

(1) 対内債務の概要

2021年4月30日現在の対内債務合計は1,170,625.63百万ユーロであった。

下表は2021年4月30日現在の証券の種類別の対内債務残高の内訳を示している。

**スペインの証券別対内債務
債券**

(単位：百万ユーロ)

金利(%)	銘 柄	発行年度	2021年4月30日現在残高	最終償還年度
6.00	オブリゲーション	1998	25,507.53	2029
5.75	オブリゲーション	2001	22,880.26	2032
4.20	オブリゲーション	2005	20,422.31	2037
4.90	オブリゲーション	2007	19,268.43	2040
4.80	オブリゲーション	2008	17,564.70	2024
4.70	オブリゲーション	2009	21,477.16	2041
4.65	オブリゲーション	2010	22,903.30	2025
5.90	オブリゲーション	2011	23,424.74	2026
5.85	オブリゲーション	2011	22,927.11	2022
5.40	オブリゲーション	2013	21,666.65	2023
4.40	オブリゲーション	2013	21,073.20	2023
5.15	オブリゲーション	2013	18,769.07	2028
5.15	オブリゲーション	2013	15,143.58	2044
3.80	オブリゲーション	2014	21,185.84	2024
1.80	オブリゲーション €i	2014	13,833.32	2024
2.75	オブリゲーション	2014	24,225.67	2024
4.00	オブリゲーション	2014	1,000.00	2064
1.60	オブリゲーション	2015	21,746.58	2025
1.95	オブリゲーション	2015	22,987.18	2030
1.00	オブリゲーション €i	2015	14,040.40	2030
2.15	オブリゲーション	2015	23,515.78	2025
1.95	オブリゲーション	2016	21,487.42	2026
0.75	ボンド	2016	21,979.32	2021
2.90	オブリゲーション	2016	17,309.65	2046
0.30	ボンド €i	2016	6,561.99	2021
3.45	オブリゲーション	2016	14,891.61	2066
1.30	オブリゲーション	2016	25,113.54	2026
0.40	ボンド	2017	20,900.01	2022
1.50	オブリゲーション	2017	21,442.44	2027
2.35	オブリゲーション	2017	19,206.62	2033
0.65	オブリゲーション €i	2017	12,364.73	2027

1.45	オブリゲーション	2017	22,291.07	2027
0.45	ボンド	2017	18,676.71	2022
1.40	オブリゲーション	2018	22,004.95	2028
2.70	オブリゲーション	2018	14,490.05	2048
0.35	ボンド	2018	21,184.64	2023
0.15	ボンド €i	2018	5,620.28	2023
1.40	オブリゲーション	2018	22,328.03	2028
0.70	オブリゲーション €i	2018	10,404.44	2033
0.05	ボンド	2018	20,944.32	2021
1.45	オブリゲーション	2019	21,314.22	2029
1.85	オブリゲーション	2019	22,008.46	2035
0.25	ボンド	2019	16,242.78	2024
1.00	オブリゲーション €i	2019	346.49	2048
1.05	オブリゲーション €i	2019	346.49	2049
1.10	オブリゲーション €i	2019	346.49	2050
0.60	オブリゲーション	2019	21,685.74	2029
0.50	オブリゲーション	2020	21,058.11	2030
0.00	ボンド	2020	21,797.23	2023
0.00	ボンド	2020	21,383.01	2025
1.00	オブリゲーション	2020	16,410.03	2050
0.80	オブリゲーション	2020	20,648.03	2027
1.25	オブリゲーション	2020	25,113.65	2030
1.20	オブリゲーション	2020	14,805.56	2040
0.00	ボンド	2020	11,343.81	2026
0.00	ボンド	2021	11,505.25	2024
0.10	オブリゲーション	2021	17,626.88	2031
1.45	オブリゲーション	2021	5,000.00	2071
0.00	オブリゲーション	2021	5,819.82	2028
0.85	オブリゲーション	2021	6,000.00	2037
債務合計			1,035,566.67	

国庫証券

(単位：百万ユーロ)

金利(%)	銘 柄	2021年 4 月30日現在残高
割引	レトラス	81,439.85
国庫証券合計		81,439.85

その他債券

ユーロ建債券

(単位：百万ユーロ)

金利(%)	発行年度	2021年4月30日現在残高	最終償還年度
5.60	2011	335.00	2036
ユーロ建債券合計		335.00	

その他の借入

(単位：百万ユーロ)

金利(%)	発行年度	2021年4月30日現在残高	最終償還年度
5.01	2010	130.00	2025
4.68	2010	185.50	2032
4.637	2010	151.50	2033
5.5834	2010	150.00	2034
Euribor(*)	2012	23,721.46	2027
2.221	2013	625.00	2021
3.253	2013	465.00	2028
4.05	2014	198.00	2034
3.99	2014	215.00	2036
2.502	2014	120.00	2025
1.402	2014	200.00	2022
1.879	2014	350.00	2031
1.716	2014	150.00	2031
0.738	2016	437.50	2026
1.695	2016	86.54	2046
1.137	2016	68.13	2046
0.369	2017	255.00	2023
0.495	2017	87.50	2027
0.397	2017	387.63	2027
0.613	2018	257.00	2028
0.598	2019	400.00	2027
0.060	2019	400.00	2027
0.000	2020	400.00	2032
0.000	2020	3,500.00	2030
0.100	2020	2,500.00	2040
0.000	2020	2,850.00	2025
0.300	2020	1,150.00	2050
0.300	2021	1,028.00	2050
0.200	2021	2,868.00	2036
0.000	2021	2,357.00	2026
0.450	2021	1,700.00	2046
その他の借入合計		47,393.75	

(*) 2015年以降、欧州安定メカニズム (ESM) の平均資金調達費用が参照レートとなる。

その他債務合計：47,728.75百万ユーロ

引受債務

(単位：百万ユーロ)

金利(%)	銘 柄	発行年度	2021年4月30日現在残高	最終償還年度
9.90	オブリゲーション	2004	90.15	2024
10.50	オブリゲーション	2004	48.08	2024
10.55	オブリゲーション	2004	18.03	2024
3.82	債券	2014	250.00	2022
Euribor 3M + 0.13	ローン	2004	115.38	2023
Euribor 3M + 0.13	ローン	2004	75.00	2024
Euribor 3M + 0.13	ローン	2008	70.98	2033
Euribor 3M + 0.13	ローン	2004	43.75	2024
Euribor 6M + 0.05	ローン	2021	178.99	2034
4.334	ローン	2014	650.00	2022
4.121	ローン	2014	600.00	2023
Euribor 6M + 2.22	ローン	2014	3,000.00	2023
3.93	ローン	2014	750.00	2023
引受債務合計			5,890.37	

対内債務合計：1,170,625.63百万ユーロ

(2) 対外債務の概要

スペイン政府の対外債務は630.50百万ユーロであった。下表は発行通貨別対外債務の構成を示している。

スペインの発行通貨別対外債務

米ドル(USD)建

(単位：百万米ドル / 百万ユーロ)

金利(%)	銘 柄	発行年月日	2021年4月30日現在 残存元本	最終償還年度
5.010	ボンド	2014年11月21日	300.00	2044年11月21日
米ドル合計			300.00	
ユーロ換算合計(1)			248.30	

日本円(JPY)建

(単位：百万円 / 百万ユーロ)

金利(%)	銘 柄	発行年月日	2021年4月30日現在 残存元本	最終償還年度
2.915	ボンド	2010年11月30日	20,000.00	2030年12月2日
日本円合計			20,000.00	
ユーロ換算合計(1)			151.95	

英ポンド(GBP)建

(単位：百万英ポンド / 百万ユーロ)

金利(%)	銘 柄	発行年月日	2021年4月30日現在 残存元本	最終償還年度
5.250	ボンド	1999年4月6日	200.00	2029年4月6日
英ポンド合計			200.00	
ユーロ換算合計(1)			230.25	

対外債務合計（百万ユーロ）：630.50百万ユーロ

(1) 使用為替レート（2021年4月30日現在の欧州中央銀行（ECB）により公表された公式為替レート）

1ユーロ = 1.2082米ドル

1ユーロ = 131.62日本円

1ユーロ = 0.86863英ポンド

債務記録

全額債務返済は、スペイン発行のすべての対外債務および対内債務と同様に、スペイン保証の他の発行体が発行したすべての対外債務および対内債務が満期となった時に常に履行されている。